

# 平成26年

## 島本町議会9月定例会議 会議録

平成26年 9月 3日 開議

平成26年 9月30日 散会

平成26年 9月 3日 (第1号)

平成26年 9月 4日 (第2号)

平成26年 9月 5日 (第3号)

平成26年 9月 8日 (第4号)

平成26年 9月14日 (第5号)

平成26年 9月30日 (第6号)

平成26年島本町議会9月定例会議会議録目次

第 1 号 ( 9 月 3 日 )

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○第51号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第3号)	6
○一般質問	21
・ 関 議員	21
・ 村上議員	33
・ 佐藤議員	42
・ 外村議員	50
・ 河野議員	59
・ 戸田議員	71
○延会の宣告	83

第 2 号 ( 9 月 4 日 )

○出席議員	85
○議事日程	86
○開議の宣告	88
○一般質問	88
・ 平野議員	88
・ 田中議員	101
○第5号報告 平成25年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について	110
○第6号報告 平成25年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果 報告について	112
○第52号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	113

○第53号議案	工事請負契約の締結について……………	114
○第54号議案	平成25年度島本町水道事業剰余金の処分について……………	146
○第55号議案	高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について……………	148
○延会の宣告……………		163

### 第 3 号 ( 9 月 5 日 )

○出席議員……………		165
○議事日程……………		166
○開議の宣告……………		168
○第55号議案	高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について……………	168
○第56号議案	島本町債権の管理に関する条例の制定について……………	211
○第57号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について……………	218
○第58号議案	島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………	224
○第59号議案	島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………	231
○第60号議案	島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例等の一部改正について……………	238
○第61号議案	島本町年長者医療費の助成に関する条例等の一部改正について……………	240
○第62号議案	平成26年度島本町一般会計補正予算(第4号)……………	242
○第63号議案	平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	242
○第64号議案	平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)……………	242
○第65号議案	平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	242
○延会の宣告……………		265

### 第 4 号 ( 9 月 8 日 )

○出席議員……………		267
○議事日程……………		268

○開議の宣告	269
○第62号議案から第65号議案	269
○第66号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	302
○第67号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)	305
○第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算	306
○第2号認定 平成25年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算	306
○第3号認定 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	306
○第4号認定 平成25年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	306
○第5号認定 平成25年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	306
○第6号認定 平成25年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計 歳入歳出決算	306
○第7号認定 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	306
○第8号認定 平成25年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	306
○第9号認定 平成25年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	306
○第10号認定 平成25年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算	306
○第11号認定 平成25年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	306
○第12号認定 平成25年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算	306
○第13号認定 平成25年度島本町水道事業会計決算	306
○大綱質疑(第1号認定から第13号認定)	334
・自民無所属の会(清水議員)	335
・人びとの新しい歩み(平野議員)	351
・日本共産党(河野議員)	369
・自由民主党クラブ(野村議員)	384
・会派に所属しない議員(田中議員)	397
・会派に所属しない議員(外村議員)	400
○散会の宣告	412

## 第 5 号 ( 9 月 1 4 日 )

○出席議員	415
○議事日程	416
○開議の宣告	417

○第68号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第5号）	417
○散会の宣告	438

第 6 号（9月30日）

○出席議員	441
○議事日程	442
○開議の宣告	443
○諸般の報告	443
○各常任委員長報告（第56～59号議案及び第1～13号認定）	443
○第56～59号議案及び第1～13号認定の討論・採決	445
○第69号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第6号）	499
○第3号意見書案 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請 する意見書	562
○散会の宣告	564
※付議事件の議決結果	567

平成26年

島本町議会9月定例会議会議録

第1号

平成26年9月3日(水)

# 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 1 号)

年 月 日 平成 26 年 9 月 3 日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	副 町 長	乾 知 範	教 育 長	岡 本 克 己
総 合 政 策 部 長	島 田 政 弘	総 務 部 長	柴 山 則 文	まちづくり事業推進 プロジェクトチ-ム 部 長	由 岐 英
健 康 福 祉 部 長	近 藤 治 彦	都 市 創 造 部 長	水 木 正 也	上 下 水 道 部 長	今 中 良 昌
消 防 長	木 下 光 平	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀	会 計 管 理 者	妹 藤 博 美
総 合 政 策 部 次 長	岡 本 泰 三	総 務 部 次 長	名 越 誠 治	総 務 部 総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	杉 木 利 徳
健 康 福 祉 部 保 険 年 金 課 長	島 村 博 之	都 市 創 造 部 都 市 整 備 課 長	橋 本 祐 一		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	永 田 暢	議 会 総 務 課 長	猪 倉 悟	書 記	村 田 健 一
書 記	小 東 義 明				

議事日程第1号

平成26年9月3日(水)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 第51号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第3号)

日程第4 一般質問

関 議 員 1. 東大寺公園でのバーベキュー等の利用について  
2. 職員の労務管理について

村 上 議 員 工事監理業務の第三者への発注方法を問う

佐 藤 議 員 1. 教育委員会制度について  
2. 台風11号について

外 村 議 員 電力調達における入札実施(新電力への切り替え)の検討状況はどうなっているのか

河 野 議 員 1. 障がいのある人の青年期、就業者の地域生活と自立支援の充実を  
2. 子どもの安全を——機構改革の機能を最大限生かし、第一中学校耐震化を急げ  
3. し尿中間処理施設 町内建設と公有地活用のあり方を問う

戸 田 議 員 JR島本駅西土地地区画整理事業の進捗状況を問う

平 野 議 員 1. (株)ベネッセコーポレーションに委託している島本町学習状況調査の中止を!  
2. 町立幼稚園のあり方等について  
3. 共通番号制度について

田 中 議 員 1. 若山神社から尺代に至る若山台1号線の安全対策と整備について  
2. 尺代から水無瀬溪谷を經由して大沢に至る島本町内のハイキング道の安全対策と整備について

日程第5 第5号報告 平成25年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第6 第6号報告 平成25年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果



報告について

- 日程第7 第52号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 第53号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第9 第54号議案 平成25年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 日程第10 第55号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について
- 日程第11 第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第12 第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 第58号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 第60号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例等の一部改正について
- 日程第16 第61号議案 島本町年長者医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 第62号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第4号）
- 第63号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第64号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第65号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第66号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 第67号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第2号認定 平成25年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第3号認定 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第4号認定 平成25年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第5号認定 平成25年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

- 第 6 号認定 平成 2 5 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第 7 号認定 平成 2 5 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第 8 号認定 平成 2 5 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 平成 2 5 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 0 号認定 平成 2 5 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 1 号認定 平成 2 5 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 2 号認定 平成 2 5 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 3 号認定 平成 2 5 年度島本町水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

**平井議長** 皆さん、おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、ただいまから平成26年島本町議会9月定例会議を開きます。

さて、先月は台風の影響などもございまして、3週続けて週末に大雨警報などが発令をされておりました。総務部長はじめ防災関係のすべての職員の皆さんには、夜間・休日等の災害対応に大変ご苦勞様でございました。また、皆さんもご承知のとおり広島市や福知山市など、甚大な被害に見舞われた地域もございます。まだまだ台風シーズンも続きますので、引き続き住民の安全・安心を第一に、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、特に広島市では多くの皆様がお亡くなりになられております。亡くなられた皆様に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災されているすべての皆様方に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から9月30日までの28日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願ひしておきます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 外村議員及び10番 平野議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

島本町監査委員から、平成25年度5月分及び平成26年度5月分、6月分の例月出納検査結果が「地方自治法」第235条の2第3項の規定により、また平成26年4月実施の定例監査結果が「地方自治法」第199条第9項の規定により、お手元に配付しておりますとおり本町議会に報告がありましたので、ここにご報告いたします。

次に、総務建設水道常任委員会の所管事務調査が実施されましたので、これより委員長から報告いただきます。

**伊集院委員長** (登壇) おはようございます。それでは総務建設水道常任委員会の所管事務調査について、ご報告いたします。

去る7月8日、忠岡町において、「忠岡町クリーンセンターの長期包括運営管理について」をテーマとし、調査研修を実施いたしました。

参加者は総務建設水道常任委員6人と都市創造部長、議会事務局長、議会総務課長の

9人でございます。

忠岡町クリーンセンターは、昭和 61 年に 7 億 2,520 万円をかけて全面建て替えにより稼働を開始し、処理能力は 1 炉当たり 16 時間運転で 20 t となっています。2 炉設置がありますが、1 炉は休止しており、実質 1 炉のみで運転をされています。

平成 17 年に精密機能検査を行った結果、全体的に経年劣化があり、使用に耐えられない状況になってきているという結果を受けて、整備基本方針を策定されています。平成 19 年には忠岡町クリーンセンター整備運営委員会を立ち上げ、炉の建て替えや広域化の検討をされましたが、炉の改修を選択されています。

炉の大改修には多額の費用がかかり、2 炉で 22 億円、1 炉でも 15 億円を要するという事で、町の財政難もあって工事費を含む運転管理を 10 年間実施する長期包括整備運営管理について、プロポーザル方式の入札を実施されています。

包括民営化のメリットとしては、運転計画・補修・修繕・保守点検等が一括で行われるため維持管理が確実であること、連絡調整が大幅に縮減されるため担当職員の負担が緩和されること、故障対応が迅速に行えること、技術の提供により安全な運転状況を継続して行えること、維持管理の金額が一定化するため見直しが立てやすいことを、あげられていました。

デメリットとしては、運転管理・保守点検及び安全確認などが委託業者まかせになるので客観的に確認することが困難になることや、燃やせるものに制限があること、契約以外の事項に融通がなくなること、などをあげられていました。

契約金額は、10 年間で税抜き約 34 億円ということです。包括整備運営管理ではありませんが、委託先、行政、コンサルタント会社が 2 ヶ月に 1 回、モニタリング会議を開いて現状の把握に努めるとともに、議会議員、学識経験者、各種団体等で構成するモニタリング委員会を毎年 2 回開催して報告を受けるなど、丸投げにしない工夫もされているということです。

本町担当部においては、長期包括運営を検討する際に、精密機能検査についてもあわせて検討する必要があると考えておられるということです。

以上が今回の調査研修の概要ですが、詳しい資料等は議会事務局に保管しております。これで、総務建設水道常任委員会の調査研修の報告といたします。

**平井議長** 次に、島本町議会会議規則第 129 条第 1 項ただし書きの規定により、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3、第 51 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長（登壇）** おはようございます。それでは第 51 号議案につきまして、ご説明申し

上げます。

(第 51 号議案 朗読)

今回の補正予算につきましては、平成 24 年 10 月 12 日付けで懲戒免職処分を受けた元職員を原告として大阪地方裁判所に訴状の提出があり、懲戒免職処分取消請求事件として受理されたため、本訴訟にかかる弁護士費用を増額させていただくものでございます。

なお、訴状に対する答弁書の提出期限は平成 26 年 9 月 10 日で、第 1 回口頭弁論につきましては、平成 26 年 9 月 17 日に行われます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

まず、1 の 7 ページの歳入でございます。

第 18 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 2 目 財政調整基金繰入金 68 万 8 千円の増額については、訴訟にかかる弁護士費用の財源として繰り入れるものでございます。

続きまして、1 の 8 ページの歳出でございます。

第 9 款 教育費、第 1 項 教育総務費、第 2 目 事務局費 68 万 8 千円の増額につきましては、懲戒免職処分取消訴訟にかかる弁護士費用の支出のために予算計上させていただくものでございます。

なお、内訳につきましては、着手金として 63 万 7,200 円、事務費預かり金として 5 万円でございます。

以上、簡単ではございますが、平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**佐藤議員** 2012 年の 10 月 12 日付けで町が行われた懲戒免職処分に対する取り消し請求事件ということなんですけれど、この裁判に先立つ公平委員会の中で、ご本人も服務規律違反、これをしたということは認めておられた。にもかかわらず、このような裁判が起こされるという、そこが理解がしにくいのですが、その点のご説明をお願いします。

**教育こども部長** 裁判を起こす、起こさないは自由でございますので、その理由については本人から伺ったわけではございません。今、議員からございましたように、公平委員会のほうでは一定、反省の弁も述べられていたということもございますので、私どもも、これで終わりかなというふうに思っておりましたが、今回、訴えが出てきたということでございます。

この件に関しましては、この取り消しの訴えにつきましては、不服申し立てということで、公平委員会の裁決または決定を経た後でなければ裁判を提起できないということになってございますので、そのルールの中で、今回、提起をされておりますが、一貫して主張されておりますのは、今回の懲戒免職処分が重過ぎるということでございます。そのうえで反省をしているということで、情状酌量の部分も求められているのかなという

ふうに理解をしております。

以上でございます。

**佐藤議員** どうも、その公平委員会のやりとりなど聞いておりましたが、町の職員に対する勤務状況の把握、このことも杜撰だったという面があるのかというふうにも思われます。この事件の後の、町としての出先機関での職員の勤務状況の把握、これはどういうふうにされておられるのでしょうか。

**教育子ども部長** 以前にも、その後の勤務体制のチェックということでご答弁はさせていただいておりますけども、生涯学習課所管の職員でございまして、人権文化センターのほうに直接出勤をしてということで、出勤の確認が、所属長が直接できないという状況にございました。現在も生涯学習課の事業として人権文化センターで事業を実施しておりますけども、いったん教育委員会のほうに出勤をしまして、人権文化センターのほうに向かうというふうなことでチェック体制を整えたところでございます。また届出につきましても、随時所属長が届けを当然受けなければなりませんので、そのことについても様式も含めまして徹底をしたところでございます。

以上でございます。

**佐藤議員** 町の出先機関というのは人権文化センターに限らず、あちこちにあるはずなんですけれど、こういうことが起こったというのは人権文化センターのみということではないんですね。

**教育子ども部長** 教育委員会所管で出先機関といいますと、図書館であったり教育センターになるわけですけども、図書館については一定、町の出退勤システムで管理をされております。それと、図書館では館長ということで館長がおりますし、また歴史文化資料館というのも生涯学習課の所管になっておりますが、そちらには館長がおりますけども、館長が非常勤ということでございますので、その点については随時所属長である生涯学習課長のほうに出勤の確認をしております。また教育センターにつきましても、同じくシステムは入っておりませんが、出退勤の確認については、それ以降、きっちりと確認できる体制を整えたところでございます。

従いまして、これまで、今回の事案以外には、そういった不適切な勤務というのは確認はしておりませんし、ないものというふうに理解をしております。

**総合政策部長** 今回の案件につきましては、ただいま教育子ども部長のほうからご答弁がございましたが、その他の出先機関におきましても、そういった事例はございません。

以上でございます。

**外村議員** この他会派が資料請求された弁護士報酬及び計算書に、ちょっと基づいてお訊きしますが、この依法律事務所からの着手金の計算書、これがちょっと日本語的によくわかりにくいんですけども、最終的には本件の着手金及び報酬金として63万7,200円プラス5万円と書いてますけども、この計算書の6番目に「1千万円をその額として」

と書いてまして、300万円×8%、700万円×5%、この700万と300万に分けてる、これは着手金と報酬の区別をしているということの理解でいいのかということを確認したいのと、なぜ、この8%と5%というのが、どこからこういうパーセンテージが出てくるのか。これは弁護士会の通例なのか、その辺がお訊きしたいのと、もう1点は、この件に関していろいろ裁判、今まで公平委員会に出たりとか、いろいろありました。現在までに本件に関わってどれだけの支出をされたか、教えて下さい。それとプラス、今後、さらにこれが要るのかということをお訊きしたい。それともう1点は、この68万8千円払えば、本件の訴訟がいつまで続こうが、この金額で終わるのか、教えて下さい。

以上です。

**教育こども部長** まず、資料請求のございました弁護士報酬の着手金の計算書の件でございますけれども、これにつきましては依法律事務所のほうで、一定、基準というのを定められております。その中で、ここにも書いておりますように、今回の着手金につきましては、その報酬基準、対象利益について「報酬基準第13条」と書いておりますけれども、この13条の中で定められておまして、経済的利益の額が算定できないときは1千万ということで、その1千万のうち300万円以下の部分については着手金としては8%、300万を超える部分、700万ですね、その部分については5%と。さらに、今回関係ございませぬけれども、3千万を超え3億円以下の部分については3%、3億円を超える部分については2%というような基準が定められております。その基準に従いまして計算された額が、この金額になってございます。

それから、これまでの今回の件にかかる費用でございますけれども、まず、公平委員会におきまして不服申し立てが提起されまして、その弁護士の着手金として126万を支出しております。また、事務費等の預かり金ということで3万円、あわせて129万を支払っております。事務費については精算をいたしますので、若干戻ってまいります。それと今回の弁護士費用がかかるということで。あと、当然これに関わりまして職員が様々な事務をしておりますので、その分については特に幾らという形では算定はいたしておりませぬけれども、人件費相当分がかかっているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、今後の費用でございますが、今回、着手金という形で予算計上させていただいておりますけれども、最終的には裁判の結果にもよりますが、本町がこの裁判に勝った場合、当然、報酬というのが新たに発生してまいります。それと公平委員会の案件と一連の案件であるということで、公平委員会での成功報酬も含めた形で、最終、弁護士報酬ということでお支払いすることになりますので、その額については、今、幾らということについては申し上げられません。

以上でございます。

**外村議員** 依法律事務所のほうから、平成16年4月1日より弁護士会の報酬基準が廃止さ

れた、だから、それぞれの法律事務所によって弁護士ごとに条件を決めることになったということでありますから、これは俵法律事務所の金額であって、他のところにすれば、もっと安いところがあるんじゃないかと私は思いますけども、そういうことは考えられないのでしょうか、当たられたんでしょうか。

**教育こども部長** 俵法律事務所につきましては、町村会のほうとの契約の中で顧問弁護士という形で、本町もこの事件に関わらず、いろんな面でご相談をさせていただいております。それと、公平委員会についても同じく俵法律事務所のほうにお願いをしてきておりますし、言わば、今回の裁判につきましても公平委員会から継続した案件になってございますので、そのことを踏まえますと俵法律事務所が適当であるということと、先ほど申しあげましたように町村会を通じたの顧問弁護士ということで、非常に安価な金額でいろんな相談に乗っていただいているという部分もございます。

それと、あと公平委員会の着手金を算定した際にも、これまでの町との関係でありますとか、町村会を通じたの顧問弁護士であるということで、本来の額より 30% 割り引いたり、さらにそこから 20% 減額にするというようなことで、一定、本町との関係によって減額をいただいているということもございますので、今回も俵法律事務所のほうにお願いをするということにしたものでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 今の質問とちょっと、少し関連するんですが、流れで。資料請求させていただきました弁護士報酬着手金計算書を見せていただきました。本件は労働事件と言われるものであり、争点が多岐にわたる場合が多いこともあり、「対象利益額の算定が困難な事件」というようにおっしゃっています。本件における「対象利益額」として考えられるものは、退職金の他にどのようなものがありますか。これが 1 点目の質問です。

それから、着手金については規定に基づいて一定の基準で算定すれば 200 万から 250 万、あるいは本件の、この被処分者の退職日までの給与総支給額を対象利益額とすれば 180 万円余りというような算定もある中、実際にお支払いするのが 63 万 7,200 円という、基準に基づいた算定になっているのは、ちょっと、ここところが、なぜこのような金額になったのか。今ひとつ理解ができないので、ご説明いただきたい。それに重ね合わせましてね、先立つ公平委員会に対する不利益処分不服申し立ての事件の着手金は 126 万円でした。本件よりも対象利益額は低かった。しかしながら、本件のほうが着手金が低くなっている。この違いが、ちょっと理解しがたいので、そこところをご説明いただきたいと思います。

**教育こども部長** 「対象利益額」につきましては、今、議員からございましたような退職金を含めて、ご本人がもし、この処分を受けなければ、定年まで働いておられたとすれば、その給与が、その対象利益になるのではないかなというふうに思います。ただ、それはいつの時期かというのは明確ではございませんので、明確にご答弁できませんけども、



そういったものが「対象利益額」になるというふうに考えております。

それと、公平委員会での着手金との差でございます。今回、先ほどもご答弁申し上げましたように公平委員会から関連する案件、同じ案件で引き続きということで、最終的な弁護士報酬についても解決時に精算するというところでございますので、公平委員会での着手金の額も考慮したうえで、今回、対象利益額の算定不能という一定の法律事務所の基準の中で、ここを適用して低く抑えていただいたというふうに理解をしております。そういったことで、一連の事件に関する案件であるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**戸田議員** 本件における対象利益額は、退職金以外に、退職に至るまでもし働いておられたとすれば、定年退職に至るまでどれぐらいの給与があったかということも対象になるとおっしゃっています。そのことを考えると相当な金額が対象になると考えられます。数千万単位になる。しかも、労働事件というものは非常に難しいとおっしゃることプラス、この件に関しましては様々な議論があり、裁判は大変長引くのではないかと私は思っています。これについては、どれぐらいの展望を持って——スケジュールですね、どれぐらいの時期かかるのか。過去の島本町における裁判の事例をもとに、もし大体どれぐらいになるかというのを思っておられる期間がありましたら、お示しいたきたいと思えます。

もう一つは、前の公平委員会に対する不利益処分不服申し立ての件で、報償金が本件の解決時のときにも算定されずに払ってないという状況になっています。これについては、どのような判断があつて、報償金を払わずに、今回の新たな着手金を払われるという判断をされたのか。そこらあたりの経過をお示し下さい。

**教育こども部長** まず、裁判の期間でございますけども、なかなか期間というのはわからないというのが実情でございますが、長ければ数年かかるということもあるというふうにお聞きをしておりますが、できるだけ早く終わってもらいたいなというふうに思っているところでございます。

あと報酬を今回、公平委員会の弁護士報酬を支払わない理由ということでございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、一連の事件として、公平委員会では一定、本町の主張が認められたということで、言わば成功報酬が支払われるべきでございますけども、裁判の結果が今回まだ出ておりませんので、これから裁判が始まって、その結果を踏まえて最終的な算定をするということで、公平委員会では勝ちましたけども、裁判で——負けるということはないというふうに思っておりますけども、万が一、そういうことがあった場合には、そういったことも加味して最終的な報酬を協議するというところで、法律事務所のほうと協議をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

**戸田議員** いずれにしても、1年ぐらいでは解決しない、数年にわたるのではないかと私は予測しているのですけれども、これについて例えば島本町が勝訴した場合、そういう場合は、この弁護士費用というのは先方が負担して下さるといふふうに理解してよろしいのですか。

**教育こども部長** 裁判費用については、これも前回の公平委員会のごときにご答弁をさせていただいたと思うんですが、訴訟の場合、その訴訟にかかった費用については敗訴者が負担をするということになってますが、弁護士費用については訴訟費用には含まれませんので、それぞれが負担することになっております。これは、弁護士を雇うか雇わないかということについては自己の判断でございますので、例えば大企業が、個人が訴えを起こされて、複数の弁護士を抱えて裁判をされた場合、非常に大きな金額になります。それを負けたほうに負担させるということであれば、裁判をためらってしまうというようなことも考えられます。そういった懸念もあり、弁護士費用については双方が負担するというふうになっているというふうに理解しております。

ただ、不法行為を原因とする損害賠償請求の場合などは、敗訴した不法行為者が弁護士費用の全部または一部を支払うというようなこともある、というふうにお聞きしております。

以上でございます。

**河野議員** この補正予算について、後ほどの補正予算の提案予定されている中にも関連するものがありますが、この裁判に至るまでの島本町で開かれた公平委員会の口頭審理の調書を2回分請求いたしまして、この補正予算の審査において提出をされています。読ませていただきましたし、私も2日間の口頭審理はすべて傍聴させていただきました。また、この議場における町会議員の皆さんも相当な方が傍聴されていますので、詳しい内容は議員は相当知っているということですが、この中で、やはり長年にわたり、特に先ほど言われた出先だから発生した問題ではなく、旧解放会館、人権文化センターにおいての特殊な事情による、こういった問題が発生し、長期化しているというふうに思っていますが、今後一切そういうことがないようにという観点で質問させていただきます。

口頭審理の中でも、新たな疑問が私自身発生しました。まず初めにお伺いいたしますが、第2回目の口頭審理の際に本人、今、裁判の原告でおられる当該者の方がいろいろと語っているんですけども、職務免除の話が出ております。職務免除について、例えばこの当該職員、そういった主査級の方の職務免除というものはどういうものが想定されるのか、わかりやすい事例がありましたら、お示し下さい。

それから、1回目の口頭の調書では……、同様に2回目の証人の方の述べておられる内容でも、やはり公務員としての就業規則、就業時間についての認識が甘いなというふうに思っ私は傍聴しておりました。私自身も自治体の関係の外郭団体におりましたので、公務員に準ずる就業規則で働いた経験がありますから、午前半休、午後半休の時間がい

つから始まるかぐらいのことは知っております。しかし、もう勤続年数が相当あると思われる職員が、そういった勤務の基本を知らないという場面がありました。この記録はもう読み返しませんけれども、その点については教育委員会として、また人事を与る町長として認識をされており、その後、全職員に対しての徹底は図られているのか、答弁を求めます。

それから、今後の裁判が始まります。この裁判を受けて立つための補正予算については一切否定するものでもありませんし、先ほど教育こども部長がおっしゃった、今、被告となっている島本町が負けるわけにはいかない、その点では同感です。その点について、今後のスケジュールは、先ほど9月17日第1回口頭弁論の日はおっしゃいましたが、概ね、その日の内容、予想される内容、その第2回の想定内容についてお示し下さい。

**教育こども部長** まず、口頭審理でのご質問でございますけれども、職免の事例でございますけれども、過去には組合活動とか、そういったものも認められておったんですが、最近では組合活動も職免の対象にはなっていないという状況ですので、思い当たるところで言えば、ほぼ現状ではないという状況でございます。

それから、就業時間の認識が甘いというのは、当然、口頭審理でもあって、私自身もそう感じております。ただ、勤務時間については毎年決裁を取っておりまして、その決裁は本人も見たといいますか、見るように、印鑑を押すようにしております。それについては確認をしておりますので、見ていることは間違いないというふうに理解をしております。その点については、当然、この事件以降、就業時間の認識というのは、すべての職員が認識を新たにして勤務に取り組んでいるところでございますので、現状では、きっちり周知ができているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

それから、ちょっと3点目がわからなかったんですが……。

**平井議長** 暫時休憩いたします。

(午前10時40分～午前10時41分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**教育こども部長** 失礼いたしました。今後の裁判のスケジュールということでございますが、今、示されている答弁書の提出と、第1回目の出席の通知以外に、今後の予定というのはわかっておりませんので、その点については現時点ではわからないということで、ご答弁させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**河野議員** 1問目の質問では、就業規則について甘いと。私、町長にも答弁求めましたけれども、これは人権文化センターの中での特異な状況による認識の甘さというふうに私は思っておりますけれども、ただ、そういうことを模範として、実際、再発予防ということでは全職員に周知する必要もありますし、正直申し上げて、そういった職員を生み

出したときに、そこには上司が存在するわけです。上司がそういったこと、この職員、32年間勤務してますけども、そういったことを指導する上司がいなかったのではないかという意味では、教育委員会だけの問題とは到底思えません。それをまた若手の職員が横で見ているわけですね。相当、これは病んだ状況が島本町役場にあったと思いますし、島本町だけの特別な状況でなかったということも私は知っておりますが、町長についても、やはりしっかりと答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。教育委員会の独立性ということで終わらせるのでしょうか。お願いいたします。

それから、職務免除のことで伺いました。先ほど言った、もう組合活動が認められなくなった。いつ頃か、私はちょっと今、言えませんが、ほとんど職務免除願いを出して出張などをするということは、ほとんど皆無であるという答弁をいただきましたが、この口頭審理の第2回の73ページのところで、ご本人、当該のこの裁判における原告が、職免という言葉を持ち出して、何度か弁護士の質問に答えています。そこで弁護士さんが、ちょっと時間がかかりますが、すいません。弁護士さんが、「職免は、私はたくさんの役所の面倒を見ているですけども、全部文書で職免をもらっていますけれども、島本町だけ例外ですか」ということで、この原告の対象者の人が「違います」。その次に、「例外じゃなくて、職免で届出なし、口頭、そういうことであなたはやっているということではないわけですね」と言ったときに、この原告である当該職員は「職免の用紙をいただいたことがないので」と答えました。その次に弁護士が「いや、いただくじゃなくて、備え付けなんですよ。だから、申請書はそれを出さなきゃいけないというのが一般的なんですよ。あなたは、そういうことを見たこともないんですか」、ここに当該職員「いや、年に1回か2回ですね、職免は」……（「議案と関係ないやないか」と呼ぶ者あり、他議場内私語多し）……、で弁護士が「書面出していたんでしょ」、本人は「書面は昔は出していました」ということですね。その後、じゃ、飛ばします。

**平井議長** 訴訟の弁護士費用についてなんで、あんまり勤務状況云々という話は別の話になるんでね。

**河野議員** ですけど、請求した資料に基づいて質問してますので、逸脱はしていないと思います。

**平井議長** あくまでも弁護士費用についての議案なんで。

**河野議員** それから、終わりますけど、「今はどうして出さないのか、出さなくて良くなったのか、ご存じですか」と弁護士に聞かれて、本人は「いや、支部の工作在りないからですね」と答えています。この「支部」というのは、口頭審理の調書ですので教育委員会は認識されていると思いますが、私は部落解放同盟島本「支部」ということを指していると思いますが、それで間違いはありませんか。答弁を求めます。

以上です……（「どう関係が」と呼ぶ者あり、河野議員・自席から「邪魔しないで下さい、おかしいと言わなかった、私たちにも責任があります」と発言）……。

**教育子ども部長** 上司が直接、人権文化センターにチェックできる職員がいなかったというのは、これは大きな問題でありましたので、佐藤議員のご質問にもご答弁いたしましたように、今はこちらのほうにいったん出勤して、確認をして、人権文化センターに向かうという管理体制を変更したということで、ご理解をいただきたいと思います。

それと、職免の口頭審理での答弁でございますが、当然、文書での提出でありまして、用紙についても、パソコンの中に共通様式ということでございますので、それを使用すべきであります。口頭審理の中では、過去には提出したことがあるというような答弁もあったと思いますので、こういった手続きが必要であるということは、本人は理解されていたというふうに我々は理解しております。

それと、「支部」ということでございますが、これは本人に確認したわけではございませんので、口頭審理の中で「支部」という言葉が使われたということについては、部落解放同盟の島本支部なのか、どこの支部なのかということら辺は、私のほうでは明確にご答弁できません。

以上でございます。

**総合政策部長** 今回の件に関しまして、就業規則について職員の認識が甘いのではないかということで町長へのお尋ねでございますが、これにつきましては、今回のこういった事例が発生したことについては、まことに遺憾に思っている次第でございます。そして、その後の対応といたしましては、こういったことが二度と起こらないように、副町長名で職員への「綱紀の保持について」ということで依命通達を出してございまして、さらに徹底を図ったということでございます。

以上でございます。

**河野議員** 私は、この一般会計補正予算における裁判費用の支出がね、いかに短期間で、短い期間で、中身がある議論が、裁判がされて、短期で終結することを願ってね、今、質問しています。これがね、一部の問題を残しながら、こういった裁判に取り組むことを続けていくと、たぶん延々と、また別の問題が出てきて、またこういったことが繰り返される。ほんとに今、財政が厳しいと言われていた中でね、もう長期化していただきたくないという思いで質問してしますので、それで3問目ですから、もう終わりますが、先ほど「支部の仕事があまりないからですね」の「支部」については意味がわからないという答弁がありました。私は明確に部落解放同盟島本支部を指しておられると思いますし、日常的に役所の中でそういう言葉を使っておられたのではないですかね。その点は、しっかりと答弁をいただきたいですが、再度お願いいたします。

そして、これが仮に部落解放同盟島本支部としての職務免除願いを出したのであれば、これは2002年4月以降、そういった事態がもしあれば大問題ですよ。その点は大丈夫ですか、答弁を求めます。最後です。

**教育子ども部長** 「支部」という口頭審理の中で出た言葉につきましては、先ほどご答弁

申し上げたとおり、確実に部落解放同盟島本支部であります、ということをご答弁できませんので、よろしく願いをいたします。

それから、今回の事案に関しまして文書での職免の届出でございますが、それについては確認できる部分はありませんでした。

以上でございます。

**平野議員** 一般会計補正予算の弁護士費用に関わって、お尋ねいたします。

この件に関しましては、2012年の11月16日の第2回臨時議会で川口町長が行政報告をされました。同年の10月12日付けで、教育委員会生涯学習課主査の出勤簿虚偽記載による無断欠勤事案に関する本人及び関係職員の処分に関しまして行政報告をします、ということでした。その内容は、今回の出勤簿虚偽記載による無断欠勤事案は、「平成24年7月5日に第三者から、平日にゴルフや海外旅行に頻繁に行っているが、休暇を取得して行っているのか、との通報があり、その後、平成24年9月21日にも、別の第三者からゴルフに関する情報が寄せられ、教育委員会において出勤簿の確認とともに本人から事情を聞くなど調査を進めてまいりました。その結果、出勤簿虚偽記載によりゴルフで延べ20日、海外旅行で延べ7日が確認できましたことから、あわせて27日について欠勤と認定したものです」ということで、その欠勤と認定した給与相当分の返還については返還請求を行われ、懲戒処分をされた職員さんについては、その処分を不当ということで公平委員会に対して処分取り消しの申し立てをなさったという経過があります。

そこで、お尋ねします。先ほど、公平委員会の裁決が処分を承認という結果だったわけですが、先ほど佐藤議員の質問に対して、なぜ裁判を起こされたのか、本人に伺ったわけではないのでわからない、というふうに教育こども部長はお答えになっておりますが、すでに今年になって、この提訴されているわけですから、訴状が7月25日には届いたということになっていて、そのことは議会にも報告があります。訴状に本人の、当然、訴訟に至る理由については書かれているわけですから、その内容については十分教育委員会としては把握しておられるということだというふうに思います。ですから、わからない、というようなお言葉については、非常に、ちょっと合点がいかないという気がいたします。その点、お答え下さい。

また、訴状について、私たちは議会資料として請求を求めましたが、今回は非公開という形になっております。やはり原告の主張を述べた訴状の公開をしていただかなければね、一方の主張というか、お考えをお聞きしてはじめて、私たちはこの訴訟の費用が妥当かどうかということを検討できると思いますので、やはり訴状の公開、提出を求めたいというふうに思っております。

さらに、この元職員さんは、この給与返還請求、町が起こした給与返還請求に対して、この無断欠勤に応じた給与についてはもう返還されたということで、7月10日付けで私たち議員に対しては報告がありました。ということは、給与は返す、返還する、しかし

懲戒免職処分を取り消しを求めるといって提訴されているわけですけど、このあたりのこと、給与返還をするということについては、一定処分内容を認めておられるということかなというふうに思ったりもしますが、本人が給与返還されている、しかし、この処分に対しては不当ということで裁判をされるという、この辺の、私たちから言うたら矛盾というんですか、それはなぜ、こういったことが起こっているのですか。その辺について、詳しく説明いただきたい……（「それは趣旨が違う」と呼ぶ者あり）……。

それから、なかなかこの問題ね、無断欠勤を6年にわたってしていながら、島本町が全くそのことを把握していなかった。このことは非常に大きいということは、これまでも議会で何度も私も一般質問や、提案があるたびに質問してきたところです。このあたりのところは公平委員会の口頭審理や公平委員会の裁決の文書などを読みますと、少しわかったというか、理解できたところもあります。

その中に、公平委員会の裁決の中の3ページに書かれていることですが、相手方及び島本町は申立人の生涯学習課職員という立場と部落解放運動当事者としての立場を利用して、職員分限懲戒審査会においても「申立人の勤務内容については町として容認してきた部分は否めないと思う」との評価が行われていた、というふうに書かれています。つまり、島本町としても、この職員の勤務実態、そのような無断欠勤をするというような勤務状態については容認してきたのですか。改めて、お尋ねしたいというふうに思っております。

以上、よろしく申し上げます。

**教育こども部長** まず、今回の裁判の提起の理由でございますけども、根本のところはわかりません。ただ、先ほどもご答弁申し上げましたように、今回の処分が重過ぎるといって訴えてございます。従いまして、今回の処分を取り消しを求めるといって提起をされておりますので、今回の処分が重かったのか、軽かったのか、そこについてはご本人が判断される場所であるというふうに思いますので、訴状には、今回の処分が重過ぎるといって主張でございます。

それから、今回の訴状の公開についてでございますけども、この件につきましては、これから公平委員会から引き続きというものの、裁判として始まってまいりますので、今後の裁判のことも含めまして顧問弁護士のほうともご相談をさせていただきながら、非公開ということにさせていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、給与返還訴訟のほうについてはすでに返還されたということで、一定、欠勤にかかる本町が請求した給与相当分の返還については、本人としては全額を返還されたわけですから、そのことについては、一定反省はしてるけども、ということもございまして、返還されたということは認めている、というふうに理解をしております。

それから、部落解放同盟の仕事との関連でございますけども、容認してきたというこ

とはございません。ただ、職務上、部落解放同盟の行っておられる事業等との関連は当然ございますので、全く、それがなかったかということではございませんけども、職務に関連する部分については、当然のこととして調整が必要になってまいりますので、それは一定、職務の中で対応されてきたということについては、こちらのほうも理解しているということでの容認ということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

**平野議員** 訴状は公開できないということですが、裁判は公開で行われるものですからね。当然、特に議会に対しては、前回もそうでしたけど、第1回、給与返還請求のときに訴状の公開を求めましたときに、秘密会であれば訴状を公開すべきじゃないかということで秘密会の提案も議会の中でされたところですけど、残念ながら、そういうことになりませんでしたけれど、そういうことをしてでも訴状は公開すべきだというふうに私は考えておりますので、今後もまた求めていきたいというふうに思っております。

先ほど、その給与が返還されたのは無断欠勤ということを本人は認めている、反省しているからであるということですが、しかしながら処分は重過ぎると。ですから、重過ぎると、なぜ、そのご本人が考えているかということについては、口頭審理の中の本人尋問などを読みますとね、つまり、町がそういった実態を容認してきたのではないかということとか、もう1点については、同じ口頭審理の2回目のところに、53 ページのところに、これは申立人の代理人の方が尋問されていることに対して、ご本人が答えているという形になっておりますけれども、そこに、52 ページからのところに「子ども会の指導員をやっております、支部の」関係、いわゆる同和対策事業に関わる諸問題がどんどん出てきました。それで私が社会教育課の範疇を超えるという思いが自分でありましたので、当時の教育次長の乾さんに「乾さん、私はこのままでいいんですか」と尋ねられたということですね、当時の教育次長の乾さん、現副町長ですというふうに答えられて、「どのように相談されて、どのように回答されましたか」ということに対して、申立人の職員さんは「自分としては社会教育の範疇を遙かに超えてる仕事の内容でございましたので、私はこのままでいいんですか、どうしたらいいんですか、という話を相談させていただきました」。黒塗りですけど、〇〇君、これはご本人の名前が入ると思いますが、「〇〇君にしかできないことだと、社会教育は幅が広いので説明がしやすい、こういうふうにおっしゃっていただきました。頑張ってくれと、君にしかできんということで、今もずっと、それからやってきたということでございます」。それから53 ページの最後のほうに、地域における諸課題の解決に向けて時間外、休日にも対応してきた。「このことは町としても理解し、本来の仕事にも容認されてきたものと理解している。以前、当時の教育次長に現状の勤務実態も含め、このままで良いのかと確認した際も、これまでどおりで良いと言われた」、ここのことをおっしゃっているんですね、ということで弁護士さんが、代理人さんが確認されて、ご本人が「はい」というふうに言って



おられるわけですが、こういった本人尋問の口頭審理の調書を見ますと、当時の教育次長、現副町長が、あきらかにこの元職員、懲戒免職をされた元職員、無断欠勤をした町職員の勤務実態については認めていたのではないかというふうに思いますが、その点、現副町長の乾さんにお尋ねいたします。

**乾副町長** ただいま、ご指摘をいただきました内容、これは当事者が一方的に述べられたことで、私がそういったことを言ったという、そういう確認はございません。あくまで当事者のほうで、当時、私がこう言っていたと、一方的にお示しをされている内容でございます。

それから、その当時は「同和対策特別措置法」の期限内でございました。現状と、随分状況が変わっております。この問題につきましては、今後、法廷で争われるわけでございますので、ここで、これ以上のことは差し控えたい、このように考えております。

以上でございます。

(「抔げ過ぎだ」と呼ぶ者あり)

**平野議員** 実はね、公平委員会の中で、最後のほうに教育委員会の教育次長、いわゆる教育委員会の幹部職員を証人として要請されましたね、申立人のほうは。しかしながら、公平委員会はそれを却下されたということになっておりますので、残念ながら、その辺の島本町側のお考えということが明らかにならなかったと私は思っているんです。

ですから、訴訟は費用がかかりますが、先ほど乾副町長もおっしゃったように、訴訟の中で、ほんとにそのあたりのことは明らかにしていただきたいというふうに私も思っております。当然、裁判所がそのところは、例えば証人を要請された場合には裁判所が判断することですね、証人の出頭を求めるかどうかということは裁判所が判断することですから、島本町としても、そのようにおっしゃるんでしたら、堂々と、その辺は争っていただかないといけないなというふうに思っております。

私はね、その「同和対策特別措置法」の期限内のことにつきましては、私は当然、生涯学習課、社会教育と、それから被差別部落の開放を求めて活動しておられる当事者団体である解放同盟の活動の仕事がね、確かに重なっている部分があったし、そうせざるを得なかった状況というのはあると思っております。ですから、そのこと自体までもすべて否定するつもりもありませんし、青少年教育事業が非常に重要な仕事であるということも……（「一般質問と違う」と呼ぶ者あり）……、よくわかっているつもりです。だからこそ、そういった現場でこのようなことが起こったことに対しては非常に許しがたいというふうに思っておりますし、そういう状況を生み出した職員さんに対する、はっきり言って、ちょっと認められないなという思いはあります。だからこそ、訴訟において、しっかりとそのあたりは明らかにしていただきたいというふうには思っているところです。

先ほどね、裁判のスケジュールをとということでお尋ねになったわけですが、もう

すでに第1回の口頭弁論の日程とかは決まっていると思うんですけど、そのことはお答えにならなかったと思いますので、そのことをきちんとお答えいただきたいというのと、その裁判の内容につきましては、随時議会に報告していただきたいということをご答弁、そういう要求をいたしますので、お答え、お願いします。

**乾副町長** 今のご発言で、誤解があると思われまますので。これは公平委員会で審査をされたとき、そういう不服申立者の弁明というんですか、それから、その代理人の弁護士、当然、公平委員にも弁護士がおられます。そういう中で、私のそういったことを言ったであろうということについて、審理の中で必要であれば、当然、証人として喚問される。そういう喚問がなかったわけですので、私があえて、そういうことを避けているということでは決してございません。そのことが本件に関わって重大な意味を持つということであれば、被告、原告の弁護士が、当然証人喚問を求めると思いますので、その点については誤解のないように、よろしく願いいたしたいと思ひます。

**教育こども部長** 今後の裁判のスケジュールでございますが、冒頭、総務部長のほうから説明にありましたように、第1回目の口頭弁論については9月の17日、それから答弁書の提出が9月10日ということで、冒頭、ご説明させていただきましたので、その後のスケジュールということで理解しましたので、それはわかりません、ということでご答弁させていただきましたので、よろしくお祈ひします。

それと、外村議員のご質問の中で、ちょっと誤解があったら困りますので、訂正をさせていただきますと思ひます。

今回、裁判の提起については公平委員会の裁決を経ないで裁判は提起できないというふうな、私、ご答弁させていただいたんですが、例外がございまして、公平委員会でも、審査請求があった日から3ヵ月を経過しても採決がなされないときは裁判の提起ができるということであったり、あと処分の執行また手続きが長引くことによって損害が生じるというようなときは裁判を提起することができるということ。それと、それ以外に裁決を経ないことについて正当な理由があるとき、それは直接、裁判できるということでございますので、その点を付け加えさせていただきますと思ひます。

以上でございます。

(「平野議員・自席から「議会への報告についての答弁ありませんよ」と発言)

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」「答弁求めます」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第51号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第51号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時09分～午前11時20分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、一般質問を行います。

通告の順によりまして、関議員、村上議員、佐藤議員、外村議員、河野議員、戸田議員、平野議員、田中議員の順で行います。

それでは、最初に関議員の発言を許します。

**関 議員** (質問者席へ) 大阪維新の会、関重勝です。よろしく願いいたします。

それでは、一般質問させていただきます。

1点目、「東大寺公園でのバーベキュー等の利用について」

最近のアウトドアのブームによって、バーベキューが人気となり、海辺や河原、公園でのバーベキューを楽しむ人が年々増加していると聞き及んでおります。マナーを守ってバーベキューをしている家族連れの姿を見ますと大変ほほえましく感じる一方で、他の利用者や自然に対する配慮を忘れ、マナーを守れない利用者も増加しているのが現状です。そのために各地では、ゴミの放置の問題、汚れた食器や鉄板を川の水で洗う水質汚染の問題、火のついた炭をそのまま捨てて帰る問題が多数起きていることを新聞やテレビなどで報道されておりますが、年々、利用者が増加している東大寺公園でも同じような問題が発生していると思料しております。

東大寺公園でのバーベキュー行為について、質問させていただきます。

まず、東大寺公園は水無瀬川に隣接しておりますが、公園管理責任者は大阪府と島本町のどちらになるのでしょうか。また、その管轄の境目はどこにあるのでしょうか。

(午前11時21分 岡田議員出席)

**都市創造部長** それでは、関議員の一般質問にご答弁申し上げます。

まず、大きな1点目の「東大寺公園」にかかるご質問のうち、一つ目の「公園管理者と管理区分について」でございます。

当該公園の管理につきましては、水無瀬川の河川区域内ではございますが、本町が管

理いたしております。また「管理区分」についてでございますが、水無瀬川の低水敷と呼ばれる、普段水が流れている区域につきましては大阪府の管理となり、テニスコートやローラースケート場のある、水無瀬川から一段上がった高水敷から堤防道路ののり面までが、本町管理の東大寺公園となっております。

以上でございます。

**関 議員** 今年の7月と8月、初めて利用状況を調査されておりますけども、公園利用者の状況を調査された結果は、どのような結果になっているのでしょうか。

**都市創造部長** それでは、2点目の「公園利用者のバーベキューに伴う調査状況について」でございます。

ご指摘のとおり、当該公園につきましては、数年前からバーベキュー利用者の方々が急増し、路上駐車やゴミの放置が後を絶たない現状となっております。このことから本町といたしましても、一定の利用されておられる方々の人数や駐車台数を把握するため、7月1日から8月31日までの2ヵ月間、利用実態調査を実施いたしました。

その結果でございますが、特に日曜日のご利用が多く、多い日には250人を超え、駐車台数についても40台を超える結果となっております。

以上でございます。

**関 議員** かなりたくさんの方が来ていることを、データ的に確認できました。

私も何回か、公園を確認しに行きましたが、毎回、公園利用者が帰った跡を見ますと、名神高速道路の橋脚に、火のついたままの炭が山盛りに捨てられており、ゴミ箱にはゴミがあふれている状況でした。しかし、翌日の朝にはゴミが回収され、もとのきれいな姿になっておりますが、その清掃は誰がされているのでしょうか。

**都市創造部長** 利用後のゴミの回収等につきましては、一般社団法人島本シルバー人材センターとの間で、単価契約にて業務委託契約を締結し、美化作業業務として実施をいたしておるところでございます。

以上でございます。

**関 議員** シルバー人材センターへの委託ということですが、その委託は島本町がしているのでしょうか。また、その費用は年間どれくらいの費用になっているのでしょうか。

**都市創造部長** シルバー人材センターへの委託については本町が契約をしており、当該公園での清掃費用といたしましては、年間約18万円程度となっております。過去からバーベキュー利用者が多く、ここ数年はゴミ放置が絶えず、近隣の皆様へご迷惑となっている現状がございますので、さらなるゴミ放置を抑制するために業務委託により対応いたしておるところでございます。

以上でございます。

**関 議員** 先ほどの利用状況の中で、休日には利用者が250人以上、駐車台数が40台以上

との説明がありましたけども、この利用者数というのは、町としてはどのように受けとめられているのでしょうか。

**都市創造部長** 東大寺公園の利用者についてのお尋ねでございます。

今回の実態調査におきまして、多い日では250人以上という結果につきましては、本町といたしましても、適切な公園管理の観点から、万が一、事故やトラブルの発生を防止していくうえでは、非常に多い人数であるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

**関 議員** そうしたら、これまでには事故、トラブルはなかったのでしょうか。それと、東大寺公園の駐車スペースのキャパシティ、これはどれぐらいの台数になるのでしょうか。

**都市創造部長** これまでのトラブル等でございますが、現在までは、特に大きなトラブルとか事故は発生しておりません。当該公園の駐車スペースにつきましては、約25台となっております。

以上でございます。

**関 議員** 収容台数が25台に対して、40台以上の車がやってくる現状です。必然的に、駐車場に入りきれない車が公園の前の道路に駐車するようになる。しかし、公園の前の道路は駐車禁止道路ではないので、駐車違反としての取り締まりもできない。大阪府警も苦情の対応に相当苦慮している状況ですけども、この点についてはどのように考えておられているのでしょうか。また、これまでに駐車でのトラブルというのは発生してないのでしょうか。

**都市創造部長** 駐車対策についてのお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、利用者が多いときには堤防道路への路上駐車によりまして、地域の皆様や通行される方々に大変ご迷惑をおかけしている状況となっております。

その駐車対策といたしまして、東大寺公園内に駐車していただけるよう、土・日・祝日等は公園入り口の開閉を実施いたしておりますが、利用者の増加により対応できない状況となっております。このことから、高槻警察署にも駐車禁止区域に伴う協議をさせていただいておるところでございますが、今後も引き続き駐車対策について強化できるよう、協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**関 議員** そもそも、私を含め島本町のたくさんの住民の方々は、東大寺公園で火気を使用したバーベキューはしてはいけないとの認識を持っているんですけども、バーベキューなどをしている場所なんですか、それとも悪い場所なんですか。どちらですか。

**都市創造部長** 東大寺公園の管理につきましては、「島本町都市公園条例」第5条第5号に基づきまして、指定された場所以外の場所でのたき火や、その他の火気を使用することは禁止行為となっております。このことから、東大寺公園においても、バーベキュー

をすることにつきましては基本的には禁止行為に該当いたします。

しかしながら、現時点では禁止規制ができておらず、過去からバーベキューの利用については、一般的なモラルを守っていただいたうえでご利用いただいているのが現状でございます。

以上でございます。

**関 議員** 今のご説明によれば、条例違反になるのでバーベキューはしてはいけない、とのことですが、東大寺公園には「ゴミは持ち帰ろう」などの注意看板はありますが、バーベキュー禁止の看板は全く見受けることができませんし、それどころか簡易トイレを設置するなど、状況的にバーベキュー行為をできるように後押ししている状況にしか思えませんけども、いかがですか。

**都市創造部長** 議員ご指摘のとおりでございますが、現在、バーベキュー禁止の看板は掲げておらず、簡易トイレについても設置をしてる状況となっております。ただし、この簡易トイレの設置につきましては、過去に水無瀬川や名神高速道路の橋脚などで排泄される事案が発生いたしておいたことから、衛生面の対策として仮設トイレの設置をしたというところで、現在に至っておるものでございます。

以上でございます。

**関 議員** いずれにしても、東大寺公園でバーベキューはしてはいけない、と地元の住民には言いながら、町外、他府県から来る人が好き放題にバーベキューをして、川の水を汚し、ごみや、火のついた炭を大量に捨てて帰ることについて、町はそれを認識しながら、全く注意喚起すらせずに野放しにしていることは相当問題ですし、自然破壊や事故が起きる前に早急に対策を取らなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

**都市創造部長** 東大寺公園での、特にバーベキューの利用者がこの近年増加しており、ごみの放置や路上駐車、それから水無瀬川の水質の問題など、近隣の皆様へ多大なご迷惑をおかけしている現状となっておりますので、本町といたしましても、今後、その対応といたしまして、ごみの放置や路上駐車だけではなくて、万が一の事故防止に備え、バーベキューについては禁止する方向で、地元自治会とも十分な協議を行いながら対策を強化してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**関 議員** 今、対策を強化していかれるということですが、禁止対策の具体案というのはあるのでしょうか。あるのであれば、いつまでに、どのような対策をされるんですか。

**都市創造部長** バーベキュー行為が、やはり良好な住環境に、近隣の皆様に影響を与えるという観点から、特に、先ほどもご答弁申し上げましたが、現状としまして看板等の設置ができていないということもございまして、そういう周知看板ができていないということもございまして、バーベキュー禁止に向けて看板の付け替え等、それから巡視回数に

つきまして、特に利用者へ周知を図るということと、それから広報等を通じまして皆様方に周知をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、特に路上駐車対策につきましても、今後とも高槻警察署と駐車禁止区域の延伸等も含めまして、今後とも協議を進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**関 議員** いずれにしましても、今現在の中途半端な状況、これが続かないようにご尽力いただきたいと思えます。

最後に、町長にお訊きします。7月19日に行われた水無瀬川ウォッチングにおいて、町長は「きれいな水無瀬川を守っていきましょう」と、住民の皆様の前で挨拶されて言われておりましたけども、まさに、そのきれいな水無瀬川が、今、汚されようとしていますので、そろそろ本気になって対策を考えていただくわけにはいきませんか。お願いします。

**川口町長** 私も水無瀬川のそばに住んでおりますし、とりわけ水無瀬川は思い入れがいっぱい詰まった、そんな川でございます。小さい頃は水無瀬川で私自身が遊んでおりましたし、子どもが小さい頃には、そして今は孫と一緒に水無瀬川で遊んでおります。大変、思い出の多い川でございます。

水無瀬川ウォッチングの際に、いつも冒頭のご挨拶で申し上げるのは、水無瀬川には多様な生き物が棲んでいるきれいな川ですので、皆さんと一緒に、このきれいな水無瀬川を守っていきましょうと、そういった趣旨のことを毎回、お話をさせていただきます。

水無瀬川がいつまでもきれいな川であるためには、住民の皆さんが川に親しむことが、まず必要だと思っております。自然保全の考え方で言いますと、「親しむ・知る・守る」というふうな、そんな段階を踏んでいっているようでございます。守るためには、そのことを知らなければいけませんし、知るためには、まず何よりも、その自然に親しむということが大切だと思っております。

そういった意味では、多くの皆さんに東大寺公園に来ていただいて、水無瀬川に親しんでいただいているわけでございますが、いかんせん水無瀬川は堤防と言いますか、堤防の向こうにはすぐ住宅が建っております、すぐ川に入っていける。そういった自然環境を守りながら、自然に親しんでいくというのは、なかなか難しいものでございますので、地元自治会からもいろいろと要望・苦情もお聞きしているところでございますので、来年のバーベキューシーズンまでには一定の対策を講じてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

**関 議員** なるべく早急に対策を講じていただけるように、お願いいたします。

それでは、二つ目に移ります。「職員の労務管理について」

今、世間においては、従業員に対して心身の過重負担や極端や長時間勤務など、劣悪

な環境での労働を強いる企業、いわゆるブラック企業が問題視されております。公務員においても長時間の時間外勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすおそれがあるため、その縮減が喫緊の課題となっております。また、仕事と生活の調和、若手の職員の士気の確保、人材確保の観点からも、時間外勤務の縮減に取り組むことの重要性は、ますます高まっております。そのことを踏まえて、本町職員の労務管理について、質問いたします。

まず、平成 25 年度の時間外勤務手当の総額は幾らになるのでしょうか。

**総合政策部長** 「時間外勤務の状況」でございますが、会計ごとに支出額をご説明申し上げますと、一般会計におきましては 8,737 万 225 円、国民健康保険事業特別会計におきましては 306 万 1,849 円、後期高齢者医療特別会計におきましては 98 万 4,229 円、介護保険事業特別会計におきましては 301 万 3,215 円、公共下水道事業特別会計におきましては 106 万 9,050 円、水道事業会計におきましては 117 万 533 円でございます。これらの全会計の支出額を合算いたしますと、平成 25 年度の時間外勤務手当につきましては、9,606 万 9,101 円となるものでございます。

以上でございます。

**関 議員** 今のご答弁で、約 1 億円もの時間外勤務手当があることが判明いたしました。

それでは、個々の職員への支給額の最高額及び時間外勤務数の最高時間は、どのようになっているのでしょうか。また、それぞれの月平均はどれぐらいになるのでしょうか。答弁願います。

**総合政策部長** 平成 25 年度におきます職員への時間外勤務手当の支給額の最高額は、年額で 177 万 9,069 円でございます。また、平成 25 年度における時間外勤務の最高時間数でございますが、年間で 728.5 時間でございます。最高支給額の職員の月平均の時間外勤務の時間数は約 56 時間であり、また時間外勤務の時間数が最高となっております職員の月平均時間外勤務の時間数は約 61 時間でございます。

以上でございます。

**関 議員** 公務員の行政職で、年間約 180 万円の時間外勤務手当の支給というのは、通常、あり得ない金額ではないのでしょうか。私はどうしても古巣の大阪府警と比較してしまうんですけども、警察では絶対あり得ない金額ですけども、いかがですか。

**総合政策部長** ご指摘のとおり、通常ではあり得ないというふうに考えております。それだけ時間外勤務をしている職員が存在するということでございますので、健康管理面、また財政面の両面からも、改善に向けた取り組みを進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

**関 議員** 7 月 11 日付けの組合ニュースでは、長時間の時間外勤務や休日出勤等で職員の負担は増大している、とのことですが、平成 25 年度を踏まえて、平成 26 年 4 月、5 月、



6月、7月の4ヵ月間の時間外勤務の状況はどのようになっているのでしょうか。

**総合政策部長** 平成26年度におきます職員1人当たりの1ヵ月平均時間外の勤務でございますが、4月につきましては28.1時間、5月は28時間、6月は22.4時間、7月は21.6時間であり、平成26年4月から7月までの4ヵ月間における1人当たりの月平均の時間外勤務は約25時間という状況でございます。

なお、前年度の平成25年4月から7月における1人当たりの月平均の時間外勤務につきましては、約19.7時間でございますので、対前年度比で申し上げますと、約27%増加しております。

以上でございます。

**関 議員** 昨年度より増加しているとのことですが、それでは1ヵ月平均で時間外勤務が60時間、70時間、あるいは80時間を超える職員はどれぐらいの人数おられるのでしょうか。そして、まさかとは思いますが、時間外勤務が月100時間を超える職員もいてるのでしょうか。

**総合政策部長** 平成26年4月から7月までの4ヵ月間の月平均の時間外勤務が60時間を超える職員については、9名でございます。その9名のうち、2名が1ヵ月平均の時間外勤務が70時間を超えており、その他の1名につきましては1ヵ月の平均の時間外勤務が80時間を超えております。また、平成26年4月から7月の4ヵ月間におきましては、月100時間を超える時間外勤務を行った職員については1名で、この職員につきましては、本年4月において105時間の時間外勤務を行っている状況でございます。

以上でございます。

**関 議員** 「まさか」と言いましたけど、100時間を超える職員が存在するとのことですが、時間外勤務が100時間を超える職員には、「労働安全衛生法」において、その職員に医師による面接指導を受けさせることが事業者には義務づけられておりますけれども、当該職員には受診させているのでしょうか。

**総合政策部長** 時間外勤務が100時間を超えた1名の職員に対しましては、「労働安全衛生法」に基づく産業医による面接指導を行っております。また、「労働安全衛生法」により義務づけられてはおりませんが、4ヵ月平均の時間外勤務が80時間を超えた職員1名に対しましては、産業医による面接指導を行っている状況でございます。

以上でございます。

**関 議員** わかりました。平成26年度のこれまでの4ヵ月間で、一番多くの時間外勤務をしている職員は何時間勤務しておられるのでしょうか。そして、その職員はどこの部署で、勤務年数はどれぐらいの職員なのでしょうか。

**総合政策部長** 平成26年4月から7月までの4ヵ月間におきまして、1ヵ月平均の最も多い職員の時間外勤務は83.4時間でございます。所属は都市創造部にぎわい創造課で、勤務年数は本年4月に採用した1年目の職員でございます。

以上でございます。

**関 議員** 今年4月に入った、奉職されたばかりの職員の方が、役場の全職員の中で一番多く時間外勤務をしているというのは、民間とか公務員とか関係なく、社会の常識として全く理解することはできないです。幾ら、その職員にスキルがあったにせよ、本町ではなぜ、そのようなことがまかり通るんですか。

**総合政策部長** 確かにご指摘のとおり、本年4月に採用した職員でございますので、そういったことについては非常に好ましくないというふうな状況である、このように認識をいたしております。この点については、早急に改善するように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**関 議員** 先ほど、平成26年4月に1ヵ月間で100時間を超える時間外勤務をした職員がいるとのことでしたけども、この職員は、どちらの部署なんですか。

**総合政策部長** 先ほど申し上げましたと同様に、都市創造部のにぎわい創造課の職員でございます。

以上でございます。

**関 議員** 先ほど、時間外勤務の多い上位3人の職員はそれぞれ83.4時間、そして70時間を超える職員が2人とのことで、いずれも平均して70時間を超えているという状況を見ますと、恒常的に長時間の時間外勤務が続いている状況だと思料します。

しかし、平成13年12月12日に厚生労働省労働基準局長が発出しています「脳血管疾患及び吐血性心疾患の認定基準について」と題する通達においては、月100時間または2ヵ月ないし6ヵ月の1ヵ月平均の労働が80時間を超えると認められた場合は、業務との関連性が強いと評価できるとの見解が示されており、労働災害の判断基準となっていることを顧みますと、先ほど職員の時間外勤務の状況は相当問題であり、早急に対策を取らなければならないと思います。

人事担当部局の総合政策部としては、この事態を承知されていたんでしょうか。また、何か対策を取られていたんですか。

**総合政策部長** こういった事態が発生してございましたことは、当然のことながら承知をいたしております。職務専念義務を遵守し、住民福祉の維持向上に努める行政のプロの職員として一定の時間外勤務はやむを得ないものと、このように考えておりますが、常態化するような時間外勤務につきましては、職員の健康管理上も好ましいものではなく、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、当然のことながら、この状況はできるだけ回避していく必要があると、このように考えております。

なお、職務遂行にあたりましては個人で行うものではなく、組織で対応するものであるということを再認識をいたしまして、今後も各所属長とも連携を図りながら対策を講じていく必要があるものと、このように考えております。

具体的には、月単位で管下の職員の時間外勤務状況を適宜把握し、一部の課に時間外勤務が多く発生している場合には、担当部局長から事情を聴取し、特定の職員に業務の偏りが見受けられる場合につきましては、年度途中であっても、年度当初に決定した事務分担の再考など心身面への配慮を講ずるよう、担当部長への指導を行っております。今回も6月におきまして部局長とも面談を行い、対応策を検討するように指示を行ったところでございます。

以上でございます。

**関 議員** 確認しますけども、職員が時間外勤務を行おうとするときには、自分の意思だけで制限なく行うことができるんですか。

**総合政策部長** 時間外勤務につきましては、自分の意思だけで、もちろん制限なくできるものではございません。時間外勤務を行うにあたりましては、所属長による事前の命令が必要であり、時間外勤務を行った場合は、時間外勤務を行った翌日には、実際に勤務を行った時間についての申告を行い、所属長の決裁を受けるという事務の流れになっております。

従いまして、所属長は管下職員がいつ時間外勤務を行う予定か、また実際にはどのくらいの時間外勤務を行ったのかについて把握しているものと、このように認識をいたしております。

**関 議員** 今の説明によりますと、当然、部下の時間外勤務の状況を課長、次長、部長の管理職は逐一把握しているはずですけども、時間外勤務を最も多くしている職員が2名勤務しています都市創造部としては、人事担当部局から時間外勤務が多いことを指摘されて、何か具体的な対策は取られたんですか。

**都市創造部長** 人事担当部局から指摘を受けまして、私といたしましても、直ちに担当課長に対しまして、職務分担の見直しを指示させていただいたところでございますが、担当業務内で綿密に関わる業務が多くて、すべての業務を均等に分配することは困難な状況でございました。また、部内での対応につきましても検討いたしましたが、困難な状況であったところでございます。

このため、ある程度単独処理可能な業務につきまして、他の職員に分配することで対応しておりまして、直近の8月の超過勤務時間におきましては——災害対応を含めてでございすけども、約55時間となっております状況でございます。今後とも、職員の健康管理を最大限重視する中で、改善に向けて取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**関 議員** いろいろとご努力されているみたいですけども、今回、1ヵ月100時間を超える時間外勤務した職員と、月平均80時間を超える職員が在籍しているのは、いずれもにぎわい創造課ということですけども、ちなみに都市創造部長や担当課長は同様の時間外

勤務を行われているんですか。

**都市創造部長** 担当課長の帰庁時間については把握はしておりませんが、私自身といたしましても会議等で遅くなる場合もございますが、早いときでは7時40分ぐらいに退庁しておるときもございますし、22時までということで執務をしている場合もございます。月々、いろいろケースはございますけども、日頃、残業にあたりましては決裁等もしておりますので、職員の健康状態につきましては、日頃、目を通しておるわけでございますが、なかなか、この業務そのものが把握ができておらなかったのは事実でございますので、今後、その点については改善に向けて努力してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**関 議員** しっかりと担当部長の平均的な退庁時刻を訊きたいところですけども、いたずらに管理職が残ることがいいとは言いませんけども、今の状況の、部下には深夜まで残業させて、管理職は早々と退庁しているという現状を見る限り、職員の労務管理、組織のマネジメントを期待されている管理職としての責務を果たしているとは到底思えません。人事担当部長である総合政策部長と担当部長である都市創造部長は、それぞれ、どのようにお考えですか。

**総合政策部長** 管理職の責務につきましては、部下の能力、適性、健康状態、そしてそれぞれの部下が抱える業務量や、その進捗状況等を適宜把握し、適切な業務配分を行い、円滑な事務執行が行えるよう組織のマネジメントをすることが、大きな役割の一つでございます。時間外勤務に偏りがある状況を見る限り、必ずしも適切な業務配分が行われているとは言えない状況であるものと考えておりますし、管理職と一般職との退庁時間に大きな差が生じているような現状にも、一定検討の必要があるものと、このように考えております。

人事担当といたしましては、年度途中ではありますが、職員の健康管理に最大限配慮し、業務量の再配分を行うなどの措置を取るような指導をするとともに、部内での対応の検討、それでも改善がなされない場合は全庁的な対応も踏まえて検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

**都市創造部長** 私といたしましても職員の労務管理、特に先ほども申し上げましたが、健康管理につきましては、管理職としての重要な責務であるというふうに認識をしております。しかしながら、実態といたしまして長時間にわたる時間外勤務や、課内の職員において時間外勤務に偏りがある現状を見る限り、必ずしも適切な業務配分が行われているという状況ではなかったことがありますことから、今後、改善が必要であるというふうに認識をしております。今後とも職員の健康管理に最大限配慮し、業務量の精査や再配分など、円滑な事務執行が行えるよう組織づくりに努めてまいりたいというふうに考

えております。

以上でございます。

**関 議員** ぜひ、ご答弁されたことは、しっかりとやっていただきたいと思います。

時間外勤務については、職員の健康に関わることはもちろんですが、時間外勤務手当ということについては予算にも関係します。平成 25 年度の時間外勤務手当支給額が約 1 億円ということですが、そもそも時間外勤務手当は青天井なんですか。当然のことながら、時間外勤務を行ったのに手当を支給するなというような考えではなく、やはり 1 人 1 ヶ月当たり上限時間何時間までに抑えるようなルール作りをしなければ、この先どんどん、手当支給額も増加していくものと思います。

また、予算を計上するには、どのような根拠で、1 人何時間の時間外勤務を想定して予算計上をされているのでしょうか。

**総合政策部長** 現在、時間外勤務手当についての上限は設けておりません。所属長が必要と認めた時間外勤務につきましては、すべて手当を支給しておりますが、健康管理や予算との観点からも一定の制限をルール化していく必要があると、このように考えております。

また、予算を計上する際には、1 ヶ月当たり 1 人約 20 時間の時間外勤務を想定し、予算の計上を行っておるところでございます。

以上でございます。

**関 議員** 1 人当たり 20 時間の時間外勤務の想定を、現状でははるかに超えて 100 時間という方もおられることですので、そこは検討していただきたいと思います。

そして、私は以前の総務建設常任委員会において、若手職員が管理職になりたがらない理由を質問した際に、責任を負わされるにも関わらず処遇に魅力がない、管理職になるよりも一般職員で残業するほうが給与がよい、という意味合いの答弁がありましたけれども、具体的に本年 4 月の例で言いますと、どれぐらいの給料の差が出るのでしょうか。お示し願えますか。

**総合政策部長** 本年の 4 月において、管理職員の中で、給料と管理職手当の合計額が最も低い職員の額は約 35 万円でございます。また一般職の中で、給料と時間外勤務手当の合計額が最も多い職員の額は約 59 万円ございまして、その差は約 24 万円となっております。

以上でございます。

**関 議員** ご説明によりますと、毎月 24 万円、部下のほうが給料が高いということですが、そんな状況であったら、誰でも上を目指さなくなってきたり前だと思います。そのような組織では士気が上がるはずありませんし、実績も向上するはずがありません。この状況を見て、職員が向上心を持って働ける環境にあると、現状で考えておられているのでしょうか。

**総合政策部長** ご指摘いただきましたとおり、部下職員のほうが20万以上も給与が高いというふうな状況につきましては、決して望ましいものではない、このように考えております。本町では昇格におきまして、国や地方自治体よりも早く、いわゆる年功序列を廃止し、能力主義を重視した昇格制度へシフトしているものの、給与制度につきましては国の年功序列的な要素が多分に残る制度を利用しておりますことから、この給与逆転現象でございますが、より大きなものとなっておりますのでございます。

こういった状況が発生させないためにも、現在の公務員制度の枠組みにとらわれない、頑張った職員が報われる新たな人事給与制度が必要と考え、本年3月に島本町人事給与制度改革プロジェクトチームを立ち上げ、応募のあった10人の職員を中心に、これから、職員のやる気を促す新たな人事給与制度を検討していく予定でございます。

以上でございます。

**関 議員** 今の島本町の職員には、一部の職員が100時間を超える異常な勤務をしている状況が判明しましたし、ほかにも恒常的に、毎月かなりの時間外勤務をしている職員が多くいることが判明しました。

本町においては先日、まだまだ若い職員が急な病気によって亡くなったこともありまして、職員の健康管理については、もっと真剣に捉えて、度を超す時間外勤務をさせないようにしていく必要があると思います。また町長指揮のもと各部長をはじめとする管理職が、部下が残っているなら自分たちも残るぐらいの覚悟を持って、真剣にこの問題に取り組むようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**総合政策部長** 常態化するような時間外勤務につきましては、職員の健康管理上、決して好ましいものではございませんので、この状況をできる限り回避していく必要があるものと、このように考えております。また、部下職員だけに深夜まで長時間労働をさせるような状況の中で、管理職員である部長、次長、課長が早々と退庁するような現状は、これも望ましくないものであるというように考えております。

今後の対策といたしましては、管理職員が管下職員の時間外勤務の状況を適宜把握し、特定の職員に業務の偏りが見受けられる場合には、年度途中であったとしても、年度当初に決定をいたしました事務分担の再考、そして部局内での対応なども検討し、人事部局と担当部局が随時情報共有を図りながら連携を図り、そして心身面への配慮を最大限講ずるような取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**関 議員** 職員の皆さんは、本当によく頑張っておられると思います。よく頑張っておられるからこそ、長時間の勤務により心身面での不調が生じたりして、もし長期の休職に入られることがあれば、職場も混乱しますし、何よりも困るのは住民の皆さんであるということを理解していただきたいと思います。

そのためにも、部局長を始め管理職の皆さんにおかれましては、自らだけが早々に退

庁し、一般職にだけ深夜に及ぶまで長時間勤務を強いるのではなく、その軽減のためにも汗をかく努力をしていただきたいと思います。

また、長時間の時間外勤務は職員の健康面だけでなく、町財政の圧迫にも繋がります。昼休みに執務室の電気を消したり、廊下においては一日中消灯し、エアコンも一定の温度に保つなどして、涙ぐましい節電により努力はされておりますが、一方で深夜にまで職員が時間外勤務を行い、各部屋とも煌々と電気を灯し、クーラーをつけ、そして多額の手当を支給している現状は、本末転倒と言わざるを得ません。

やはり職員の健康面だけでなく、公共施設の耐震化工事や水路改修など、今後、逼迫が予想される町財政のことを考えると、手当支給を伴う職員の時間外勤務については早急に上限を設けるなどして、一定のルールづくりをしなければならないと思います。職員のやる気を促す、頑張った者が報われる人事給与制度とあわせて、早急にご尽力をいただくことを要望いたします。

最後に、このことについて町長はどのように考えておられますか。答弁をお願いいたします。

**川口町長** 私もサラリーマンをやっておった頃、月の残業時間が70時間、あるいは80時間を超えるような、そんな生活を1年ぐらいやっております。平日はもう家へ帰ったらずぐ寝る、休みの日も夕方まで寝ているような、そんな生活をしておりました。そのときは、もう心身とも相当なダメージを受けておりました。極めて不健康な状態でございますので、超過勤務の課題につきましては、まずは課の問題として、そして部、全庁的な問題として取り組んでまいりたいと思っております。あわせて業務の見直しや効率化についても、積極的に進めてまいりたいと思っております。

それと、今、検討を始めました人事給与制度の改善につきましては、そのスピード感を早めていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

**関 議員** 今、提言しました問題については、前向きなご検討をしていただくというふうなご答弁と受けとめましたので、ぜひ早急に問題解決をしていただきたいと思います。

それを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

**平井議長** 以上で、関議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

(午後0時03分～午後1時00分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、村上議員の発言を許します。

**村上議員** (質問者席へ) 自民無所属の会の村上です。一般質問を、今からさせていただきます。

それでは、「工事監理業務の第三者への発注方法を問う」ということで、質問をして

いきたいと思います。

本件は、昨年12月において一般質問で行いました「耐震化工事の監理体制」に関連するものです。12月の議会の答弁では、公立小学校の耐震化工事にかかる国からの補助金が平成27年度末までの間加算されることから、当該年度までに可能な限り耐震化工事を実施することとし、集中的に取り組む必要があるとの一定の方向性が確認されたところでございます。そのためには職員体制を整備する必要があるという、こういう考えのもと、今後3年間を目処に重点的に耐震化事業に取り組むこととし、建築士を3年間の任期を定めて、平成26年4月1日付けで採用することといたしました、とのことであります。

以下、お尋ねしていきたいと思います。

一つ目としまして、3年間という期限付き耐震化事業に関わる人材の採用を進められてきましたが、その後の人材の確保はどのようになっておりますか。お尋ねします。

**総合政策部長** それでは、村上議員の一般質問にご答弁申し上げます。

まず、①点目の「その後の人材確保について」でございます。

建築職の職員募集につきましては、平成26年度から重点的に小・中学校を含む公共施設の耐震化を推進するため、建築職の確保が不可欠でありますことから、急遽決定したものでございます。このため平成26年1月1日号広報におきまして募集を行いました。が、応募者がなく、平成26年4月の採用は断念をいたしましたところでございます。

その後、本年10月からの採用に向けまして、改めて建築職の職員募集を行い、6人から応募がございましたが、本町の求める合格基準に達する受験者がいなかったことから、本年10月採用についても、見送らざるを得ない状況となったところでございます。

いずれにいたしましても、本町が公共施設の耐震化を円滑に推進するためには、「建築職の職員を採用する必要があります」との認識には変更はございません。従いまして、平成27年4月からの正職員の採用に向けまして、本年9月1日号の広報におきまして、改めて募集を開始したところでございます。

以上でございます。

**村上議員** 12月議会の答弁では、必要な体制整備を行ったうえで計画的かつ適正に耐震化工事を実施していきたい、ということでしたんですが、それに関して具体的に、今のお話ですと採用ができなかったというようなことで、職員体制が取られてないというのが現状だと思います。

今回、応募があった中で、採用条件が合わなかった、その主な理由はこういった点にありますか。お尋ねします。

**総合政策部長** 今回の募集につきましては、特に耐震対策、耐震工事も含めた耐震対策を中心に職員募集を行ったところでございますが、特に耐震の経験を有する職員を求めておたわけでございますが、そういった経験がないといひますか、経験も浅いような人



材でございましたので、本町の求めている人材像とは若干相違しておったというふうなことで、見送ったという経緯がございます。

以上でございます。

**村上議員** この監理業務については、いろいろ経験豊富な方は当然結構なことなのですが、さらに庁内で、いわゆるそういう職員を育てる、今後育てていくというような発想は、今のところないでしょうか。

**総合政策部長** 職員の育成でございますが、現在、建築職の中には本町は数名おりますが、特にこういった今後の耐震対策を含めた職員研修、専門的な職員研修が予定されておりますので、そういった研修に積極的に参加をしていただく、こういったことも予定をいたしております。

以上でございます。

**村上議員** わかりました。それでは、二つ目の質問します。

本町の工事発注後の監理体制については、土木関係工事では都市創造部の職員が監理業務を行っており、学校教育関係の工事や環境・産業等の工事については、各部に専門的な職員がおられないとの理由から、工事発注後に第三者であるコンサルタントや設計事務所に、工事監理業務や施工監理業務として発注されているように思いますが、間違いないでしょうか。監理体制について、お伺いします。

**都市創造部長** 続きまして、②の「本町の工事竣工までの監理体制について」でございます。

一般的な土木工事等につきましては、本町の工事担当者が監督職員となり工事監理を行っております。また、大規模な特殊工事や専門的な知識を要する工事につきましては工事監理業務を委託し、本町の工事担当者とともに適切な施工の確保に努めております。

以上でございます。

**村上議員** 一般的な土木工事等については、本町の工事担当者が監督職員となって工事の監理を行っているということでもあります。また、大規模な特殊工事や専門的な知識を要する工事については工事監理業務を委託しているということですが、これまでの発注経過を見ますと、土木工事についてはほとんど職員で対応されており、その他のセクションからの工事発注物件については、工事監理業務委託として第三者に発注されています。例えば、直近で言えば町立体育館駐車場等の改修工事については、工事監理業務が発注されています。

本来ならば、土木で担当できる監理業務だと思いますが、予算が教育関係であることから第三者に業務委託をされたのではないかと思います。このようなことをなくすためには、どう対処していけば良いか、お尋ねします。

**都市創造部長** 先ほどもご答弁させていただいたところでございますが、一般的な土木工事、それから建築工事につきましては、原則、施設を管理している各課が対応していると

ころでもございます。しかしながら、人員の配置や人数、その他の仕事量を勘案し、円滑に事業を進めるにあたりましては、工事監理を委託し、適切に監理をしたいという考えのもと、工事監理の委託等を行っておるところでございます。

以上でございます。

**村上議員** こういった現実を見ますと、庁内における関係部署との関連がどうなっているのか。要は連携が取られておるのか、事前に打ち合わせ等がされておるのか。そういったことについて、お尋ねします。

**都市創造部長** 先ほどもご答弁させていただいたところでございます。基本的には施設を管理している原課で対応しているということでございますが、技術者、特に職員の配置等によりまして、技術的な職員が配置されていない課におきましては、当初予算編成の段階で、一定、横の連携を取らしていただいておりますけれども、仮に都市整備課のほうで土木工事を行うという際にも、工事の発注等、工事の監理等も一部行いますが、基本的には、やはり工事監理については委託をしているという現状もございます。やはり人員の配置等によりまして、なかなか自主監理ということでの対応が難しい状況にある、というところでございます。

以上でございます。

**村上議員** 今、予算要望の段階でというお話がありましたけれども、発注工事内容が事前に予算要望の段階でわかるわけですから、監理業務をどうしても第三者に発注しなければならない工事、そうでない工事の仕分けを、ぜひ庁内において検討して、監理業務費を節減するといったようなことはできないでしょうか。お尋ねします。

**都市創造部長** 今、議員ご指摘のとおり、本町といたしましても経費の節減という観点からも、職員で対応できる業務・工事につきましては、横の連携を図りながら対応する必要があるというふうには認識をしております。

以上でございます。

**村上議員** ぜひ、実行していただきたいと思います。

三つ目でございます。工事の監理業務というのは、「その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているか否かを確認すること」と「建築士法」第2条第7項に規定されておりますように、確認するのが業務であります。工程を決めたり、現場を指揮したりすることではなく、設計図書に照らして、設計図書どおりに工事が行われているかをチェックするのが業務であります。また、設計内容が不明確である点であったり不備・不足な点を調整、修正することで、建築物の品質を確保することが工事監理業務の目的であります。

そういったことが業務内容であると思っておりますけれども、確認のため、お尋ねします。

**都市創造部長** 続きまして、③の「工事監理業務の目的・具体的業務内容について」でございます。

現在、耐震補強工事等の専門的な知識を要する特殊工事につきましては、工事監理業務を委託しております。工事監理につきましては、「建築士法」第2条第7項に工事監理の定義の記載がございますように、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているか否かを確認する」こととなっております、公共工事の品質確保を目的といたしております。

また、具体的な業務内容につきましては、設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務、施工図を設計図書に照らして検討する業務、工事の確認及び報告等となっております。

以上でございます。

**村上議員** そういうことですね。

次に四つ目としまして、発注された工事が設計図書どおり施工されているか確認するための監理方法として、一つには第三者による監理方法、つまり実施設計業務を受注した業者以外に工事監理業務を発注するケース。二つ目は、一括委託方式と言われるもので、実施設計を受注した業者に設計業務と監理業務を一緒に発注するケース。三つ目として、都市創造部で行われている自主監理方法で発注者自ら工事監理を行う方法が、一般的に行われております。

本町においては、工事監理業務の方法として、先ほど申し上げておりますように二つの方法で行われているということです。それぞれの発注方法にはメリット、デメリットがあるかと思いますが、私は職員で行う自主監理方法が、総合的に判断して一番経費節減に繋がるものだと思っています。

その観点から、本町の土木関係の工事についても、担当者一人が何件かの工事監理業務をこなしているものだと思っています。そのことは監理業務費の節減に繋ぐことはもちろんですが、入札手続き業務にかかる諸経費についても必要がなくなると考えます。そういったことを考えますと、監理業務の発注形態について検討する価値があるのではないかと思います。いかがでしょうか。お尋ねします。

**都市創造部長** 続きまして、④の「監理業務の発注形態について」でございます。

耐震補強等工事で申し上げますと、基本的には一定の耐震性能を有する建物の品質確保に向け、その経過を熟知し、必要な知識と資料を有し、施工者に正確に設計意図を伝達して、十分反映させる工事監理が不可欠な状況となっております。

そのため、学校施設の現状把握にも十分精通している必要があることから、当初より当該学校施設の耐震診断及び耐震補強設計等の業務を受注した建築士事務所と随意契約を締結し、工事竣工に向け、適切な現場監理を行っておるといった状況でございます。

以上でございます。

**村上議員** 今、質問しました内容と、ちょっと違うように思いますけども、工事監理方法として3種類ある中で、私は自主監理方法が良いのではないかとっております。本町

においても、現状として土木関係の工事は第三者に発注せず、自主監理をしているのではないですか。お尋ねします。

**都市創造部長** 経費の節減ということにつきましては、議員ご指摘のとおり必要なことだというふうに認識をしております。しかしながら、工事の内容、職員の配置状況、その他業務量を勘案いたしまして、必要な場合に工事監理業務を委託しているのが現状ということでございます。また年度ごとに工事計画が異なり、またすべて自主監理するとなった場合には、現状よりもやっぱり技術職員を多く配置する必要がございます。こういったことから、必ずしも安価であるということは、現段階では、現状として把握することは難しいのではないかなというふうに考えております。

このことから、現状では自主監理で工事をすることも必要ということにつきましては、自主監理ができる工事、それからできない工事があるということで、できない工事につきましては、やはり委託をするという方法を取っていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**村上議員** 当初から自主監理できる業務、できない業務というのが判断するのは、先ほど申しましたように、年度予算要望の段階で、ある程度次年度の発注物件がわかるわけですから、そういったことも踏まえて検討、今後して行っていただきたいと思えます。

当初から、学校施設の耐震診断及び耐震補強設計業務を受注した建築事務所と随意契約を締結するということは、耐震補強工事については、診断と実施設計、監理業務の受注者が同じであるということになります。この点について、何か問題点はありませんかでしょうか。

**教育子ども部長** 一定、随意契約ということでやっておりますので、必ずしも設計をしたところに随意契約で発注をしてはいけないという規定はないので、そこについてはクリアできていると思えますが、より経費的な面で安価でできるということであれば、今後、設計と監理業務を一括というようなことも、一定検討が必要ではないかなと思っております。

以上です。

**村上議員** 一番、安価になるのは自主監理が一番安価になるわけですが、発注形態は、今言われますように実施設計と監理業務という発注方法もあるでしょうし、工事発注と監理業務を同時に発注する場合もあると思えます。いずれにしても、まとめて発注するということは、それだけ経費も節減できますし、安価に工事を進めていくことができるというように思いますが、その辺について、今後、そういったようなことについて検討する余地はありますか。お尋ねします。

**教育子ども部長** 教育委員会が所管しております工事としては、耐震工事がまだ今後ございますし、耐震診断も終わってない体育館等もございますので、そういった工事をする

際には、今、議員からご指摘がありましたように、工事の発注方法については十分検討したいと思っておりますし、できることであれば、内部で監理ができるような態勢が取ればベストだというふうに思っておりますが、何ぶん人材の確保という部分で、今回も10月採用が、応募はあったけども採用できなかったということでございますので、よりよい人材が集まっていただくことを期待したいなというふうに思っております。

以上でございます。

**村上議員** 今、体育館の話出たんですが、体育館はすべて、全部耐震化は終わっておると思うんですけども、間違いないですか。

**教育こども部長** 失礼しました。町立体育館のことを申しております、学校のほうはすべて終わっております。

以上でございます。

**村上議員** わかりました。

いろんな発注形態等もあるわけですけども、その中で、具体的に言いますと、例えば平成26年度に計上されました5件の工事の工事監理業務費は2,051万4千円であります。これらの工事の監理業務を自主監理で行えば、極端ではありますけども、担当者の人件費だけで済むのではないかと考えます。また、それに対する入札手続きも5分の1で終わるといようなことで、いわゆる費用の節減も十分できるのではないかと考えています。

また、他の方法として第三者に発注する場合、総合コンサルタントであれば、いろいろな業種の入札参加資格を有していると思います。仮に工事内容の違う、例えば5件の工事の監理業務を初年度にまとめて総合コンサルタント1社に発注することも可能であると思います。その場合、26年度に工事監理業務費として計上されている2,051万4千円と比較した場合、幾らぐらい――概算で結構ですが、節減になるか、参考までにお聞かせ下さい。

**都市創造部長** それでは、⑤の「工事監理業務費について」でございます。

現在は、専門的な知識を要する特殊な工事については、工事管理業務につきましては委託をしておるという現状でございます。そういう中で、設計等の業務を受託した業者に工事監理をお願いしているという現状の中で、先ほどもありましたが、自主監理をできれば行うということは非常に経費の節減等には繋がるものというふうに認識はしておりますけども、それと、あと総合的な工事監理ということで先ほどご指摘もありました、今回、26年度予定しております5件の工事を一括して工事監理する方法等、議員ご指摘のとおり、他の方法等あるかと思っておりますけども、現在、その比較ということにつきましては行っていない状況でございます。

以上でございます。

**村上議員** 先ほど来、技術者の不足がうたわれているんですけども、現状について、技術

者の数と、どういう職場に所属されておるか、お聞かせ下さい。

**総合政策部長** 技術者のお尋ねでございますが、これにつきましては都市創造部、そして教育委員会、そして水道部には、土木関係の職員を配置いたしております。

以上でございます。

**村上議員** ということは、4名の方がおられるということですかね、3名。

**総合政策部長** 土木職と建築職がございますが、ちょっとすいません。確認して、後ほどご答弁させていただきます。

**村上議員** それでは再度、質問します。

現在、専門的な知識を要する特殊な工事におきましては、工事監理業務を発注し進めているということで、はたしてそうでしょうか。昨年の実績を見ましても、第二中学校の屋外運動場の整備工事、それとか町立体育館の駐輪場の改修工事、こういった監理業務として発注されていますけども、これらの業務については、必ずしもそういった専門的な知識また特殊な業務ではないと考えますが、その辺、いかがでしょうか。お尋ねします。

**教育子ども部長** 教育委員会といたしましても技術職員は配置をされておりますので、こういった工事です——これは専念できれば可能なのかなと思うんですが、学校施設を含め施設が多い中で、日々、いろんなところでの修繕が出たり突発的なことへの対応に追われているのが現状でございます。

そういった中で、第二中学校の屋外運動場の整備工事につきましては工事監理業務委託をしたということでございますので、ご了解願いたいと思います。

以上でございます。

**村上議員** 先ほどの回答で、そういった工事に対しては、専門的な知識を要しておらない工事については監理業務を出すというようなことですので、やはり、これからいろいろな耐震工事も出てくるかと思えます。先ほど来の答弁では、要は人材が足りないというようなお話です。ぜひ、これから、昨年度というか、この10月に採用を計画されてる件についても、確実に採用、実績を上げていただいて、できるだけ監理業務費を発生させないというような観点から、ぜひ対応していただきたいなと思っております。

続いていきます。⑥点目。最後に、本町において今後の学校耐震工事をはじめ公共施設の耐震工事等の発注が予定されています。現状の監理業務のあり方を検討する必要があると考えております。技術系の職員でなくても、監理業務の業容に関心のある職員が、専門家による講習とか指導を受けることによって監理業務をこなすことは十分可能であると思えます。もし、監理業務をする中で何か問題が発生すれば、専門家による技術支援を受けることも可能であり、十分対応できるものと考えています。

本町において、これまでこのような講習会等に参加されましたか。また参加されたのであれば、その成果、現状はどのようになっていますか。もし何もされておらないので

あれば、ぜひ来年度に向けて、自主監理業務の実現に向けて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

**都市創造部長** それでは、⑥の「自主監理業務について」でございます。

一定規模以上の建築物の工事監理につきましては、「建築基準法」第5条の4の規定に基づきまして、建築士でなければ行うことはできないこととなっております。また建築工事の工事監理は、建築、電気設備、機械設備、構造等と、各専門分野の意見を調整しながら工事を進める必要があります。

本町のような小規模自治体では職員数も限られておりますことから、各部門に精通した職員を一定数確保することは困難な状況でございます。すべての工事において自主監理業務を実施することは、非常に難しいものと考えております。

以上でございます。

**村上議員** 一定以上の建築物の工事監理は建築士でなければすることができないとのことですが、法令で言っているのは、新築を建築する場合のことを言っており、補修・改造といった工事については対象外と考えますが、確認をいたします。従って、必ずしも耐震補強工事等は、建築士の資格を持っていなくても自主監理業務は可能であると思いますが、いかがですか。お尋ねします。

**都市創造部長** 改修等の工事につきましても、工事監理につきましては、建築だけではなく電気設備、機械設備、構造など、工事内容によっては各専門分野の考え方を踏まえながら工事を進める必要がございます。ご指摘にあります自主監理による工事監理を実施すれば経費節減に繋がるものとも考えますが、現状の職員体制で様々な工事を進めるにあたりましては、自主監理できる工事は職員で実施し、できない工事につきましては委託する方法が、現段階では、円滑に事業を進める方法の一つであるというふうに考えております。

以上でございます。

**村上議員** 先ほど来から、結局、人員不足というような回答のように聞こえてきます。ぜひ、人材の育成ということも含めて前向きに考えていただいて、これからいろいろの問題が、工事等が出てくるかと思しますので、ぜひ対応していかねばならないと思っております。

耐震工事等に関する監理業務を自主監理にすべく、講習・指導を受けることについてのお考えをお尋ねし、質問を終わりたいと思います。

**都市創造部長** 先ほど来、職員による自主監理という観点についてでございますけれども、人材の育成ということは非常に重要なことになってくると思います。そういう意味での講習・研修等、機会があれば参加をするということで、なるべく自主監理ができる体制づくりも含めて、職員の配置、それから人員の確保等も含めて、総合的に判断をする必要があるかなというふうには考えておりますが、日頃の工事の中で職員も一定の知識は習

得もしてございますので、現体制の中で、品質確保に向けて工事監理を行っていききたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

**総合政策部長** 失礼いたしました。先ほどの技術職員の配置と人数についてでございます。

今年の4月1日現在の状況でございますが、土木職といたしましては都市創造部に6名、上下水道部に4名、建築職といたしましては都市創造部に3名、教育委員会に1名、全体で14名の技術職員を、配置をいたしておる状況でございます。

以上でございます。

**平井議長** 以上で、村上議員の一般質問を終わります。

引き続き、佐藤議員の発言を許します。

**佐藤議員**（質問者席へ） 佐藤でございます。一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の「教育委員会制度について」

安倍政権によって国会に出されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」、これが成立をしております。来年の4月1日より施行するということになっています。この法律に伴う問題について、お訊きをいたします。

「教育委員会」とは教育行政の執行機関で、戦前の、国民を戦争に動員するために国家主導で行われた教育、これを改めるために、教育の自主性を守り、教育行政を首長から独立させるということで作られたものでした。

初めは、教育委員は公選制でした。今、教育委員はどのように選ばれているのでしょうか。

**教育子ども部長** それでは、佐藤議員の一般質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の「教育委員会制度」のうち、一つ目の「教育委員の任命方法について」でございます。

教育委員の任命につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命」することになっております。また委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員には「保護者」である方が含まれるようにしなければならぬとされております。

以上でございます。

**佐藤議員** 住民の中から選ばれると、簡単に言えば、そういうことになるわけですね。

委員は、何人でしょうか。

**教育子ども部長** 「委員定数」につきましては、現在、教育長を含めて5人で構成しております。

以上でございます。



**佐藤議員** 教育長と教育委員長はどのように選ばれており、それぞれ役割はどういうもの  
でしょうか。

**教育こども部長** 「教育委員長」につきましては選挙により選ばれることになっておりま  
して、「教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する」とされております。

一方、「教育長」は教育委員会が任命することになっており、「教育委員会の指揮監  
督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」ほか、教育委員会の  
「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」とされております。

以上でございます。

**佐藤議員** お二人とも、教育委員の中から、それぞれ選ばれておられる。

新しい制度では、教育委員長がなくなり、両方の職を兼ねる「教育長」が置かれ、首  
長がこれを任命するとしておりますが、間違いございませんでしたでしょうか。

**教育こども部長** 新制度における「教育長」の職務は、「教育委員会の会務を総理し、教  
育委員会を代表する」とされており、先ほどご答弁申し上げました現行法上の委員長の  
職務である「教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表すること」とともに、同じ  
く現行の教育長の職務である「教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属す  
るすべての事務を司るほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督すること」  
とされております。

なお、任命につきましては、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命されることと  
されており、任期につきましては、これまでの4年から3年となります。

以上でございます。

**佐藤議員** 今までの教育長とは、かなり性格が変わるということになります。

教育政策の大元になる教育大綱、これを定めるのは、今までは教育委員会がする、そ  
ういう教育委員会の仕事であったと思われませんが、この点は間違いありませんでしょ  
うか。

**教育こども部長** 「地方公共団体は、当該地方公共団体における教育の振興のための施策  
に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされており、町の「総合  
計画」はもちろんのこと、教育委員会では、具体的教育目標を毎年教育重点目標として  
掲げ、自治体の長と教育委員会はお互いに連携して、子どもたちの健やかな成長と教育  
の推進に努めているところでございます。

以上でございます。

**佐藤議員** これが、新しい制度では、この教育大綱を定めるのは、自治体の首長の権限と  
いうふうに書いてあると思いますが、間違いございませんか。

**教育こども部長** 新制度におきましては、国が定めた教育の振興に関する施策についての  
基本的な方針を参酌し、「地方公共団体の長が地域の実情に応じて、当該地方公共団体  
の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」ことになっており

ます。

なお、教育大綱を定めるにあたっては、新たに設けられる総合教育会議において、教育委員会と協議して定めることになっておりますことから、地方公共団体の長が、一方的に定めるというものではございません。

以上でございます。

**佐藤議員** 今おっしゃいました、新たに設置をされる「総合教育会議」というのは、どのような会議でしょうか。

**教育子ども部長** 「総合教育会議」につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、「地方公共団体の長が設置し、地方公共団体の長及び教育委員会で構成される対等な執行機関における協議・調整の場」と位置付けられております。また、大綱の策定、教育の条件の整備等重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うこととされておりますことから、引き続き町長部局と連携し、子どもたちの健やかな成長と教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** 戦後、教育委員会がつくられて現在まで、国や自治体から、教育委員会として独立をした行政組織として機能をしてきております。ところが、今聞いたように、この新たな制度により、住民代表である教育委員の中から選ばれていた教育委員長・教育長が教育長のみになり、しかも、その自治体の長、島本で言えば町長が任命することになります。

また、教育の振興、これに関する施策の大綱も、町長が国の定める「教育振興基本計画」の基本方針を参酌して定める。もちろん、教育委員会と協議をしてということではありますけれども、あらゆる場面で、そういう自治体の首長が教育の場に絡んでくる。このことは、独立していた教育行政に国や市町村長が大きく関与をしていくことになり、教育の独立性が侵されることになる、こういうふうに考えますが、いかがでしょうか。

**教育子ども部長** 制度的には、地方自治体の長の権限というのが強くなるということではございますけれども、これまで同様、教育を進めていくうえでは、教育委員会と町長部局、連携をして進めていくということについては変わりはありません。そういった面では、新しくできます総合教育会議におきまして、これまで以上に連携が図れるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** 教育委員会の位置づけにつきましては、この新制度についての概要、出されております概要の中でも、特に最後に「政治的中立性、継続性、安定性」、これを確保するために教育委員会を引き続き執行機関とし、「職務権限は従来どおりとする」と書いてございます。

国会の審議の中でも、総合教育会議での協議については、教育委員会の権限に及ぶこと、これについては協議の対象にすべきでないとも確認もされております。大綱の策定につきましても、教育の課題は地域によって様々である。このことも踏まえて地域の実情に応じて、この大綱を策定することになる。そうなっており、国の方針どおりに大綱を定めなければならないということではない、ということが確認がされております。

今後、島本町でこの制度に基づいて教育行政が進められていくわけですが、教育委員会が教育行政をするという、この根幹については何ら変更がないということを読み、戦後、教育委員会制度を導入した精神を活かして、教育委員会が教育の独立性・自主性を守る、本来の役割を果たし続けられるような取り組み、これをお願いをいたしたいと思います。

今、教育子ども部長もおっしゃいましたが、島本町では特に、良い意味で、今回の制度を発展させていただけますように、教育委員会の独立は決して侵されないように、お願いをしたいと思います、この点はいかがでしょう。

**教育子ども部長** 先ほどご答弁申し上げましたように、新たに設けられます総合教育会議におきまして、これまで以上に、正式な場で教育委員と町長との意見交換も含めて、政策的な方向性を決めることができますので、より連携した形での教育の推進が図れるものというふうに理解をしております。

以上でございます。

**佐藤議員** 改めて、教育委員会の「教育の独立性・自主性」、これを守る、その立場を堅持したうえで、よろしくお願ひしたいと思います。

「台風11号について」に移ります。

この8月の9日から10日にかけて、島本町に襲来いたしました台風11号、これについての島本町内での状況について、お訊きをいたしたいと思います。被害状況は、どうでしたでしょうか。

**総務部長** それでは、2点目の「台風11号について」、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「被害状況について」でございます。

被害状況につきましては現在調査中ではございますが、現時点で把握しておりますのは、尺代地区の民家における石垣の一部崩落が1件、同じく尺代地区の倒木による町管理林道の一部閉鎖が1件、大沢地区の府道伏見柳谷高槻線での倒木の流出が1件、東大寺地区の農業用取水口の土砂堆積が1件ございました。また、町立キャンプ場の道路敷の一部が流出いたしました。

その他、町内各所におきまして道路冠水が発生いたしましたが、詳細につきましては確認中でございますので、被害状況につきましては、現時点では確定には至っておりません。

議員の皆様には、議会事務局より随時状況をご報告させていただいておりましたが、被

害状況につきましては、詳細が確定次第、速やかにご報告をさせていただくとともに、町ホームページにも掲載するなど対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

**佐藤議員** この被害の「復旧の見通し」というのは、どういうふうになっておりますでしょうか。

**総務部長** 続きまして、2点目の「復旧の見通し」でございます。

大沢地区及び尺代地区の、倒木により林道及び府道の一部が閉鎖された箇所につきましては、すでに通行に支障がない状態となっておりますが、原状回復につきましては、現在、関係団体等と調整を行っているところでございます。

次に、尺代地区における民家の石垣の一部崩落につきましても、今後の対応につきまして関係者と協議を進めておる状況でございます。

また、町立キャンプ場の道路敷の流出につきましては、担当課において対応方法の検討を行っており、もう数日後に担当職員が、その復旧作業を行う予定となっております。

また、東大寺地域の農業用取水口に堆積した土砂につきましては、これも町職員により除去作業を実施し、原状回復が完了しております。

以上です。

**佐藤議員** わかりました。当日、避難勧告出ておりましたが、避難所、どこに何人、避難をされておられましたでしょうか。

**総務部長** 「避難者等の状況について」でございます。

8月9日午後1時15分に災害対策本部の決定によりまして、尺代地区に対し避難勧告を発令するとともに、ふれあいセンター、町立第二小学校及び第三小学校の3カ所を避難所として開設いたしました。また、翌日の10日午前11時05分に土砂災害のおそれがある地区に対し、避難準備情報を発令いたしました。

なお、避難されました方の人数等につきましては、ふれあいセンターでは9世帯の方で14名、それから町立第二小学校には1世帯1名の方、それから町立第三小学校に1世帯2名の方、合計11世帯17名の方でございます。

以上です。

**佐藤議員** 避難される途中の避難経路に、危険な箇所というのはございませんでしょうか。

**総務部長** 避難所開設にあたりまして、事前に避難ルートの確保というのは重要でございますので、その状況につきましては職員が随時巡回をしておりますので、一定、避難勧告をした後、避難所の開設時までにはその巡回を終えておりますので、特に異常はなかったというふうに認識しております。

以上でございます。

**佐藤議員** 国の緊急土砂置き場、あの付近から水無瀬川に向かって、雨が大量に降ると、どうしても水が流れ落ちてきます。ときにかかなりの大量の水が流れ落ちて、車で走るのも、

流されるん違うか、というぐらいの水量になっておりますが、ここの水の流れ、これに対する対策というのは、何かございますでしょうか。

**都市創造部長** ただいまのご指摘のございました、淀川の緊急土砂置き場からの流出の件でございます。

昨今の大雨に際しましては、今、議員のご指摘のような状況が起きてございます。そのこともございまして、過去からも緊急土砂置き場を管理しております国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所、また山崎出張所のほうには改善の要望等はさせていただいておるところでございます。また、流出しているところが府道ということもございしますので、茨木土木事務所のほうにも状況の報告をし、対応について検討願っておるところでございます。

以上でございます。

**佐藤議員** ここ、あるいはその手前、非常に山から水無瀬川に向かって水が流れ落ちる。そこをどうしても通らないと、避難ができないような地域の方もいらっしゃるんです。経路の巡回をしていただいたときには、まだそんなに水が流出をしていないということもあるのかも知れませんが、どうしても歩いて行かなければならない、あるいは、その道を使わざるを得ない。そういう状況の方がおられるときに、どう避難を安全にさせていただくか。この点については、やはりこの先、配慮をいただかないかんと違うかというふうにも思います。この点は、いかがでしょうか。

**総務部次長** 議員ご指摘のとおり、確かにあの場所につきましては、相当強い水が流れてたということについては、私ども認識しております。先ほど部長からもご答弁させていただきまして、避難勧告、避難情報等発令の際には、避難所を開けて、事前に、その一般的に通るであろうと思われるルートについての安全性が担保できている前提で、避難所の開設並びに避難勧告等の情報を発令させていただいているところではございますが、やはり発令から実際の避難までにタイムラグが生じ、先ほど議員からご指摘いただきましたとおり、その間に状況が変わるとすることも十分想定されるところでございます。

私どもも、激しい土砂の流出や、倒木等で通行不能となるような場合につきましては、当然、そこに職員を貼り付けて、迂回ルートをお示しするなど対応することというのは想定しておりましたが、ご指摘の場所については、やはり課題が多々ある場所でもありますことから、今後、そういう職員配備体制の中では、重点的に巡視をしていく地域として位置づけるとともに、抜本的な対策は関係機関等に求めていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** 今後も大雨が降る、あるいは台風が来るというふうなこと、考えられます。今年についても、まだ今9月ですので、この先ないとは言えないので、できるだけ早く、そ

ういう対策もよろしくお願いをしたいと思います。

それから、避難所に避難された方から、ちょっとお話がございました。避難所に入ってしまったら、外がどのような状況になっているのか、台風がどうなったのか、丸っきりわからなくなってしまって不安だった、というふうにおっしゃってありました。今後、避難所にテレビかラジオを設置するとか、そういう情報がわかるようなものを置いていただくということを検討してもらえないでしょうか。

**総務部長** 避難所の情報提供のあり方ということでございますが、避難所ごとによって、設備の設置の仕方も若干変わるかとは思いますが、確かにご指摘のとおり、災害対策本部から避難所に配置しております職員に随時連絡等は行っていますが、避難されてる方については、必要があれば情報提供というふうな形をさせていただいておるわけですが、体育館とかいうのはテレビとかはございません。そういう部分につきましては、テレビというのは若干無理かもわかりませんが、ラジオとか、そういった部分で、今どうなっているのかというふうなことの情報提供ができるように、今後、ちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** ぜひ、よろしくお願いをいたします。

島本町ハザードマップによると、土砂災害の危険関連箇所、今回、水の害よりも、むしろ様々、石垣が崩れたとか林道が閉鎖されたとか、土砂災害の点、皆さんも恐い思いをされたようです。

土砂災害の警戒区域というのが、島本町内で66カ所、土砂災害の特別警戒区域というのが40カ所あるというふうにもあります。この土砂災害、これについてどう対応していくのかという点で、大阪府から出ておりますけれども、土砂災害については、まずは住民に、この地域がそういうところだということ、危険箇所だということを周知するという。そして、そのときにはどう避難をするかという避難対策、これを整備をすること。そして、土石流の勢いを弱める砂防ダムなどの整備計画を進めること。というふうに、「土砂災害対策の基本」ということで出ております。

島本町においても、この避難経路だとか避難方法だとか、いつ避難をすればいいのかとか、そういうふうなこと、住民が自分の問題として掴んでおけるような対策、計画、これが町と住民との間で十分練られていくべきだというふうに思いますが、こういう点については、いかがでしょうか。

**総務部次長** まず、土砂災害にかかる避難勧告等の発令場所を住民の方にきっちりとお伝えする部分についてでございます。

平成24年度におきましてハザードマップのほう、作成をいたしまして、全戸配布はさせていただいたところではございますが、やはり詳細な地域——町全体を記した地図になっておりましたので、具体的な場所がわかりにくいというお声が、実は昨年、25年度に

おける避難指示発令したときには、発令後に住民のほうから相当数のお声を頂戴したところでございます。

そのような状況を受けまして、まず昨年度でございますが、9月27日付けで土砂災害警戒地域に含まれる地域にお住まいの自治会長様、自主防災会の会長様には、取り急ぎ危険箇所、より詳細なものを記した地図のほうをお配りさせていただき、後の11月でございますが、該当地域の自治会に対しまして、自治会内での回覧をお願いさせていただいたところでございます。また、その後におきまして、今般の8月の9日・10日の台風接近による避難情報発令を受けて、その後にはなりますが、8月の28日だったと思うんですけども、また改めまして対象地域の皆様方に回覧をお願いすべく、自治会長宅を回らせていただいたところでございます。

加えまして、今回、一定、石垣の崩れ等も見受けられましたことから、同じ地域になります。自治会・自主防災会の会長様に、平時・有事問わず、そういう崖地において何か異変を感じましたら、私どもに情報を頂戴いただけるような形で、ご依頼をさせていただいたところでございます。

周知につきましては、そのような形で、これについては今後も継続的に続けていく必要があるというふうに認識いたしております。

あと、避難についてでございます。国におきましては、一定、避難行動要支援者にかかる名簿作成と関係機関への提供というものが示されております。私ども現在、「地域防災計画」の見直しを行っている中で、どの範囲を災害時において避難行動要支援者であるかの範囲でありますとか、同意をいただいた方の名簿の提供先については、「地域防災計画」の中でお示しをさせていただき、その後に具体的な個別支援プランの作成まで持っていきたいなど。ただ、このような取り組みにつきましては、すべて行政のみで行えるものではございませんので、当然、地域の皆様のご協力があつてはじめて進めていけるものがございますことから、従前より続けております出張講座等を通じて、やはり、そういう危険場所の情報の共有でありますとか災害時における避難行動要支援者に対する支援については、引き続き訴え続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** ぜひと引き続き、よろしく願いをいたします。住民の皆さんとともになって作っていかないと、これは無理なことだと思うので、住民が全員、安全に避難ができる、決して、こういう災害で島本町の住民が命を失うということがないように、よろしく願いをしたいというふうに思います。

今回の台風時における職員の体制だとか見回り、あるいは水路スクリーンの清掃、こういうことについては、どうだったのでしょうか。

**総務部長** 「職員の体制等について」でございます。

職員の配備体制につきましては、8月9日午前8時17分に本町に大雨警報(土砂災害)

が発表されましたことから、「島本町災害応急対策実施要領」に基づきまして、3次配備として28名を動員いたしました。その後、降雨予測や町内巡視の結果などを踏まえまして、午前10時45分に4次配備として、68名の体制へ拡大いたしました。また、午前11時に尺代地域におきまして民家の石垣の一部が崩落したとの通報を受けましたことなどから、午後0時45分に町長を本部長とする災害対策本部を設置いたしました。

その後につきましては、夜間も含め長時間に及ぶ対応となりましたことから、職員の体調面などを考慮いたしまして、配備職員の入れ替えなどを行い、翌10日午後3時10分に本町に発表されておりました暴風警報が解除されたことから、台風による影響は少なくなると判断し、午後5時15分に3次配備に縮小いたしました。

以後、降雨予測等の状況や、避難された方が全員帰宅されたことなどを勘案しまして、午後9時30分に2次配備として、12名体制に縮小いたしました。住民の皆様からのお問い合わせなど対応するとともに、引き続き気象情報等の収集にその後も努めておりまして、午後11時15分に本町に発表されておりました気象警報はすべて解除されましたことから、避難所3カ所を閉鎖するとともに、午後11時35分をもって体制を解除いたしました。

なお、町内巡視並びに水路に設置しているスクリーンの清掃につきましては、職員の体制が確保できた9日午前9時55分から、昼夜を通し、翌日の体制解除までの間、強い降雨の前後を中心に適宜実施しておりました。

以上でございます。

**佐藤議員** 本当にお疲れ様でした。今回の台風のときには、あと、まだしばらくこのまま降ったら床下浸水するか、というふうなおそれをおっしゃっていた町民の方もございました。そういうところでも、町の職員さんが何度も回ってきて非常に心強かったという声が聞かれ、スクリーンの清掃や、台風の前に茨木土木事務所が、水無瀬川に落ちておりました障害物、大きな木などの撤去もして下さり、橋桁のところもきれいに掃除もしてもらい、被害が最小限に抑えられたのかとも思われます。

今後、こういう台風だと大雨襲来時には、職員の安全を図っていただきながら、町民の生命・財産、生活が守れますように取り組みをよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**平井議長** 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時13分～午後2時25分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、外村議員の発言を許します。

**外村議員** (質問者席へ) それでは、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

タイトルは「電力調達における入札実施(新電力への切り替え)の検討状況はどうか



っているのでしょうか」、ということです。

東日本大震災から、早3年が経過しました。そして、未曾有の原発事故を契機として、その安全性を問う声とともに電力供給のあり方や発電コスト、自然エネルギーのさらなる活用など、様々な角度から電力需給や電力料金を考える良い機会となりました。しかし、この間、多くの原発が停止する中で、火力発電の燃料高を主な理由として電力料金は値上げされるばかりで、大口の需要家である企業、自治体にとっては大きな問題であります。

この事態にいち早く対応して、特定規模電気事業者（PPS）、パワープロデューサー・アンド・サプライヤーということだそうですが、PPSとの契約を進めてきた自治体はたくさんあります。関西電力管内だけでも、大阪府庁、奈良県庁、滋賀県庁、京都市役所をはじめ近畿の政令市や中核市の学校や清掃工場で、すでにたくさん契約しておられます。最近でも、門真市、茨木市、枚方市で導入して、大きな経費削減効果をあげています。

概ね5%から15%は現在の関電よりも下がるとの評価ではありますが、実際にヒアリングしました茨木市では、全89施設のうち72施設を新電力に切り替えた結果、約10%、6,600万円の効果があったということを確認しました。また枚方市におきましては、昨年10月から小・中学校、市民センターで導入し、さらに本年4月からは清掃工場や北部ポンプ場、市庁舎で導入し、あわせて従来比、年間約1億170万円の電気代の節約を見込んでおられます。実に驚くべき成果であります。

本町におきましても、毎年約1億8千万円の電気代を払っているのでありますから、少なく見積もっても、おおよそ1千万円ぐらいの削減効果が期待できると私はいらんでいます。

私は、毎年のようにPPS導入を提言してきましたが、今日までの答弁では、どこまで真剣に検討されてきたのか、また今後どうする考えなのか、未だに明確な方針が示されておられません。現在に至っております。今後、どう取り組まれるお考えか、お訊きしたい。以下、質問します。

1点目、平成25年度、本町が支払った電気代の総額は幾らでしょうか。

**総務部長** それでは、外村議員の一般質問の「電力調達における入札実施の検討状況」について、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の①の「電気代の前年度との比較について」でございます。

平成25年度に本町が支払いました電気代の総額につきましては、約2億1,500万円でございます。これには、ふれあいセンター、やまぶき園の指定管理者分を含んだ金額でございます。これは、前年度比で約3,400万円の増額となっております。この要因は、電気料金の改定のみならず、平成25年8月中頃より全小学校に空調機を設置したことなど、実需要にも変化があったことによるものと分析をしております。

以上でございます。

**外村議員** ありがとうございます。今のご答弁で、エアコンを設置したお陰で上がった分もあるというふうにおっしゃいました。そのとおりだと思いますが、昨年、関電は値上げされました。約7%か8%だと思いますけど、具体的には、その値上げによってどれだけアップしたかというのは、掴んでおられたらお答え下さい。

**総務部長** 前年対比では3,400万ということでしたけど、値上げによってということだけというのは、ちょっと、なかなか集計ができないものでございまして、特に試算というものはしておりません。

以上でございます。

**外村議員** ということは、エアコンを全学校に設置したという、小学校ですか、設置したことによる電力がどれだけアップしたかは、それを差し引けば出ると思うんですけども、それはわからないのでしょうか。

**総務部長** 全小学校に昨年8月にエアコンを設置したということで、実際に小学校費の電力使用量というのは把握しておりまして、その前年対比は年間4万4,312kw/hでございまして、これを電気料金換算にしますと、約100万ぐらいがクーラーによる影響ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

**外村議員** ありがとうございます。ということは、単純に計算して3,300万が、値上げによるものであろうというふうに私は推察いたします。

続きまして②番目、申し上げます。これまで本町が行ってきた電気代の節約努力の手法、具体策と、年間での効果額をどれくらい出したか、掴んでおられたらお聞かせ下さい。

**総務部長** ②の「これまでの電気代節減努力の具体的な手法と効果額について」でございます。

本町における具体的な節電努力につきましては、東日本大震災後に実施いたしました節電対策といたしまして、平成23年度以降、夏季及び冬季の年2回、職員に対し節電に関する通知を行っております。主な内容につきましては、職員が退庁する際にはパソコンのコンセントを抜く、エアコンの室内温度を夏季28度・冬季19度に設定をする。あと、廊下等共用部分を常時消灯するなどの節電対策や、ふれあいセンターのエアコンにインバーターを設置するなどの対策も行っていました。また、関西電力株式会社における各種特約プランに加入するなどの対策を講じてまいりました。

なお、効果額につきましては、実需要の変化などにより単純にお示しすることは困難ではありますが、一例で申しあげますと、この役場庁舎の使用量、ボリュームの比較では、震災以前の平成22年度決算で年間使用量が56万5,353kw/hでございましたが、平成25年度決算では年間使用量は47万7,190kw/hと、8万8,163kw/hの減、率で申しあげますと15.6%の減となっております。また、支払い金額で比較いたしますと、平成

22年度決算では年間支払い額が1,143万207円に対しまして、平成25年度決算では年間支払い額は1,101万2,719円と、41万7,488円の減額、率で申しあげますと3.7%の減となっております。

以上でございます。

**外村議員** ありがとうございます。じゃ、③点目、いきます。

近隣の自治体や類似団体では、どのような電気代の節減策を検討され、実施されているか、調査された実績がありましたら教えてください。

**総務部長** ③の「近隣の自治体や類似団体の電気代削減や、その動向について」でございます。

把握しておりますのは、茨木市を除く北摂6市2町や類似団体での電気代削減策につきましては、本町が実施しております節電対策と、概ね同様の対策を講じられているということを聞き及んでおります。

以上でございます。

**外村議員** ありがとうございます。それでは、本題に入ります。

私が先ほど言いましたように、PPSの導入について検討して下さいってお願いしておりましたが、今日までに新電力会社に対して、導入検討の問い合わせなどアプローチされた実績がございますか。

**総務部長** 新電力、PPS業者に対するアプローチでございますが、過去にも、2～3年前ですが、PPS業者のほうにお問い合わせさせていただいたというのは聞き及んでおります。最近では、この夏あたりに1社、訊いております。

以上でございます。

**外村議員** その最近訊かれた1社は、具体的にどこで、どんなことを訊かれて、どんな感想を持たれましたか。

**総務部長** 最近、訊きました業者はエネットという業者で、大手のPPS業者でございます。最終的には、業者のほうでも基本的に大口需要者を優先しているということと、入札の参加にあたっては年間の使用電力量、それらを勘案して検討されているというふうな傾向にあるというふうには聞いております。

以上でございます。

**外村議員** エネットにつきましては、私も実は行ってまいりました。本町に対して魅力はありますか、という質問もしております。ただ、電力のトータルの使用量だけが魅力ではございません、というふうなことをおっしゃってました。あくまでも、幾らそこで利益が稼げるかというのが最大の関心事だということで、自治体の規模、大小は、あまり関係ないというのが私の引き出した答えでございました。

続きまして、行きます。大阪府下の自治体でPPSに切り替えられた団体はどれぐらいあるか、具体的に何自治体あるか、掴んでおられますか。

**総務部長** 「大阪府内の自治体で特定規模電気事業者に切り替えた団体について」のお尋ねでございます。

大阪府内で特定規模電気事業者と契約されている市町村数につきましては、知り得る範囲では、現在4市あるというふうに認識しております。

以上でございます。

**外村議員** その4市について、どこまで確認されましたか。

**総務部長** 4市につきましてはホームページ上のデータのみでございまして、特に、そこに指導を受けたとかということではございません。

以上でございます。

**外村議員** 私、先ほど前段で申し上げましたように、茨木市だとか門真市、枚方市ではかなりの成果をあげておられるわけですから、単にホームページで調べた結果、どこがやっているかだけじゃなくて、具体的にどれだけの効果をあげているかというのまで、ぜひ踏み込んで訊いて欲しかったなど、残念に思います。

それでは、続いてお訊きします。本町はPPS切り替えするとした場合、対象の施設、高圧で50kw以上というふうに聞いてますけども、具体的に対象施設は何施設あるというふうになりますか。

**総務部長** 続きまして、「本町が特定規模電気事業者に切り替えを検討する場合の対象施設について」のお尋ねでございます。

現在、特定規模電気事業者との契約が可能となる施設につきましては、特別高圧受電施設及び50kw以上の高圧受電施設があることが前提条件となりますが、本町において50kw以上の高圧受電施設であるのは、14施設となっております。

以上でございます。

**外村議員** 前から私が言っている、本町が1億8千万、昨年度については2億1,500万、非常に高額な電気代を払っているというのは、これはもう事実でございます。前にも言いましたか知りませんが、高槻市においては約8億でありますから、それが少し上がっているとしても、自治体規模が11分の1に比べたら、圧倒的に非常に割高であると、本町の支払っている電力は。私はそれを非常に、なぜ、この大きな支払いに対して、もっと節減の努力をしようと思えないのか、不思議でならないわけですが。それで、お訊きします。

私がこういう質問したからではございませんでしょうけども、今までからアプローチはされてるということですから、具体的に本町についてPPSを導入しようと、一回、業者に見積もりを取ってみようというふうに思っておられるのか思っておられないのか、お聞かせ下さい。

**総務部長** PPS業者とのアプローチの話でございます。今、14施設が高圧受電の施設となっております。その中でも、今現在、関西電力のほうの特約プランに加入しているも

のもございます。ですから、そういった部分で、その契約の期間という中におきましては、一定、その途中の契約解除というふうな事になった場合には、いわゆる契約の損害金というふうなことも発生してまいります。また、ふれあいセンターなんかで申し上げますと、施設にエコアイスの設備がついておりまして、こういった部分での割引も、現在、金額で言いますと年間 200 万ぐらいの割引がございます。

一方、PPS 業者のほうは、こういったエコアイスとかいう部分の特約というのはございませんので、そういったことから申し上げますと、その期間内というのは、なかなか切り替えというのは困難かなというふうには考えております。

ただ、今後いろいろと研究を重ねまして、そういった前提条件が整いましたら、検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

**外村議員** 14 施設のうち、特約を結んでいるというのは、おそらく清掃工場とふれあいセンターだけだと思います。あと 12 施設は特約契約結んでないわけですから、十分、効果は出ると思います。

いずれにしましても、条件が整ったらということは、まだすぐにやる気はないということでございますが、一体、本町においてこれだけ、何かあれば財政が厳しいからということを必ず頭につけて話される割には、電気代についてはほんとに真剣に考えようとされてない。私は非常に残念であります。何か本町が PPS 導入に消極的であるとか、何か躊躇せざるを得ない理由はあるんでしょうか。

**総務部長** 本町が躊躇するということはありません。平成 26 年 6 月 11 日に電力システムの改革の 3 本柱のうち、二つ目であります電気の小売業への算入の全面自由化を実現するための「電気事業法の一部を改正する法律」が参議院で賛成多数で可決され、成立しております。これは平成 28 年度を目処に、現在規制されています一般家庭への電力供給が全面的に自由化をされるというふうな外部環境も、十分承知をしております。

本町の部分では、先ほどの特約プランという部分で、これは 3 年間の特約プランプラス、ふれあいセンターで言いますとエコアイスというふうな割引とかいうのがございます。他の施設につきましては学校施設というのもございますが、現在、本町にありましては学校施設を耐震化の事業を進めておるところでございます。今後、現在の契約内容が大きく変わる可能性があるということございまして、入札をするというふうなことになりますと、その仕様というものが安定しないと、なかなか入札には難しいかなということございまして、いろんな施設の部分での前提条件、いわゆる契約が固定化できるような条件、そういった部分が整うのが、最終的には検討・判断のことだというふうには認識しております。

以上でございます。

**外村議員** 今のご答弁、ちょっと理解できにくい。もう一度、お伺いします。

耐震化工事をしているから、電力の入札に支障を来す。その辺がちょっとわからない。もう一度、電力の関係、耐震化工事をする、電力を食う量がある間に変わるということなのか、ちょっとわからないんです。そこを、もう一度教えてください。

**総務部長** 学校施設につきましては、耐震化という部分で、単なる補強工事で済むのか、それとも取り壊して新築をするのかという部分で、今回、本議会でも一定、基本調査業務というふうな、あげておりますので、そういった部分で取り壊すというふうな形になりますと、そのものがなくなりますので、そういった部分で、いわゆる契約電力量とか、そういう部分が変わってくるというふうな意味でご答弁させていただきました。

以上でございます。

**外村議員** その件につきましては、よくわかりました。それは第一中学だけじゃないですか。他の中学校、小学校についても壊すという話があるんでしょうか。

**総務部長** 壊すというよりも、今回、ちょっと補正予算のほうで、まだちょっと審議をいただかないといけません、第三小学校におきましても、基本構想という形で一定、今の校舎のみならず他の施設もあわせて、いわゆる施設のあり方を検討するというふうなものもやっておりますので、そういった中で、いわゆる契約電力量というのは自ずと変わってくるであろうというふうには考えております。ですから、一中だけではございません。

以上でございます。

**外村議員** 言い訳というか、ご答弁はわかりました。

しかしながら、14施設ある中で、確かに私は学校というのは、このPPSにとっては非常に魅力的なマーケットだというのは聞いておりましたので、少なくともうちは6校あるわけですから、6校、ぜひやったらいいなと思ってたし、他にもありますから、その14施設から、今特約してる2施設を除いて12施設。12施設からさらに、取り壊すかわからないという前提の学校があるとすれば、そこを除いても十分、少なくとも一度、PPS業者数社から見積もり依頼するなり、入札をするとしたら参加してくれますかというような声をかけて、アクションを起こすことは十分可能だと思いますが、いかがですか。

**総務部長** PPS業者へのアクションということでございます。本町といたしましても、経費が下がる部分につきましては、当然、検討の余地があるというふうには考えております。その個別の部分につきましては、過去にもアクションを起こしています。先ほど、ふれあいセンターの話をさせていただきましたが、そういった部分で接触はしております。ただ、その頃はやはり私が聞いている範囲内では、大口が優先的にされてる。あと、いわゆる電力使用のボリュームというふうな形で、一定、なかなか難しいなというふうなことは聞いておったんですが、今後につきましても、本町といたしましてもPPSの導入につきましては、今後とも鋭意研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**外村議員** ぜひ、やっぱりアクションを起こしていただきたい。エネットだけじゃなくてほかにも、今、もうほんとに全部で100社ぐらいある。これは登録だけの業者もありますけども、今、電力も相当ダブっている状況でございますし、新電力、いわゆる自然エネルギーなんかも参入が相次いでおりますから、相当、電力はダブっておりますし、PPSの活躍の場は増えている。現に今、新規参入もどんどん増えている。

こういうことでございますから、ぜひ、少なくとも私に納得させるように、数社に声かけて検討依頼したけども、こうこうこういう理由で島本町については魅力ない、だからご辞退しますというエビデンスを取って下さい。そのことについて、約束していただけますか。

**総務部長** 約束といいますと、ちょっと私自身が約束ができるわけではないですが、先ほど申しましたように、いわゆる一般家庭の自由化というのも平成28年に導入されるというふうに関及しております。ただ、段階的にそれは行われるということでございまして、本格的には、平成30年あたりがターゲットになるように関及しております。従いまして、今後も、町の外部環境も含めて鋭意研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**外村議員** ぜひ、小さな島本町でも2億以上払ってる。これは大きな金額でございます。

常日頃から、何かと言えば、先ほども言いましたように財政が厳しいという話をされるわけですから、ほんとに先だっけのパスポートの事務を高槻市に委託する件にあたって、盛んに言われたのは財政効果だ。あれ、たかだか平日交付でも97万ぐらいの縮減効果しかないわけですよ。それを、もうほんとに財政効果だけを旗印に強引に押し切られて、高槻に委託するという方針決定された。そういうことを見れば、この電気代が2億1千万払ってる。1割でも2,100万ですよ。5%でも1千万以上あるわけです。

このことに着目、当然、着目はしてるはずでしょう。なぜ、じゃあ、それでアクションが起こらないのか。これが不思議でかなわないんです。町長、どうお考えですか。町長のお考え、聞かせてください。

**川口町長** もちろん削減効果が具体的に出るのであれば、それは取り組んでいくべきだと思っておりますが、まだ、担当部長がご答弁申し上げますように様々な条件が整っていない中で、まだそこまで至ってない、そのようなことでございます。

**外村議員** いや、もう効果は出てるわけですよ。他の自治体で皆、効果出してるわけです。島本町だけが効果出ないってことはあり得ないんです。そのことをよく認識して下さい。

最後にちょっと、3点目の質問します。

ふれあいセンターにおきましては、毎年2,500万から2,600万の電気料を払っているんですけども、この間訊きましたら、現状では関電との契約は指定管理者が契約している、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が行っているということござい

ました。具体的に、ここの業者が契約してるということは、ふれあいセンターで P P S を導入するという場合、ここが主導権を持っているのか、うかがえばそれでできるのか。また、その P P S に切り替えて電気代削減されたら、当然、指定管理料下がると思うんですが、いかがですか。

**総務部長** 続きまして、3点目の「ふれあいセンターでの特定規模電気事業者の導入について」でございます。

ふれあいセンターにつきましては指定管理者制度を導入しておりまして、指定管理者が施設全体の管理運営を行っているものでございますから、電力供給に関する契約につきましても指定管理者が行っており、その意思決定につきましても、原則、指定管理者が行うものと認識をしております。このため、指定管理者において特定規模電気事業者の導入を検討するなどの際には、本町におきましても持つておる情報を提供するなど、協力してまいりたいと考えております。

それから続きまして、指定管理者が特定規模電気事業者に切り替えて電気代が削減された場合についてのお尋ねでございますが、これにつきましては指定管理者に対する指定管理料のうち、光熱水費につきましては精算対象となっておりますことから、費用が削減された際には、指定管理料は削減対象となるものでございます。

以上でございます。

**外村議員** ご答弁、ありがとうございます。

いずれにしましても、大口である——ふれあいセンターも大口でございますので、これは特約契約されているという話でございましたけども、ぜひ、指定管理業者がどうであろうと、本町の主導でやるときにはやるという形に、ぜひ持って行っていただきたいと思えます。

いずれにしましても、ほんとに私、このエネット以下、幾つか確認しましたけども、先だっの新聞報道でも、東京電力が関西の電気屋の大手ヤマダ電機に供給するだとか、そういう時代になってきてるわけです。だから、ほんとに電力の自由化も待たなしで 2018 年始まりますし、現実にもう 2000 年の自由化以来、先進的なところ、一番早いのは平成 22 年に、関西では大和郡山市が新電力に切り替えて大きな成果をあげていた実績があるわけです。ほんとに、こんなこと私が言わなくても、役場の職員が率先してこういうことに取り組んで、いかがでしょうか、というのが普通だと思うんですが、この辺については、非常に私は残念でなりません。

本町におきましては、関西電力さんの施設やとかいっぱいあるから、いろいろ気を遣っていらっしゃるのか知りませんが、このことは全然別でございますので、ぜひ今後、電力代の節減について取り組んでいただきますようお願いしまして、質問を終わります。

**平井議長** 以上で、外村議員の一般質問を終わります。



引き続き、河野議員の発言を許します。

**河野議員**（質問者席へ） 日本共産党の河野恵子です。一般質問をさせていただきます。大きく3点ございますので、よろしくお願いいたします。

1点目です。「障がいのある人の青年期、就業者の地域生活と自立支援の充実」を求めます。

島本町の就学前の保育・教育は、山崎保育園も含め大阪府下でも保育所の超過密化の実態は看過できませんが、これは引き続き厳しく指摘するものです。

2013年度に、医療行為を必要とする幼児の受け入れを看護師加配の対応をするなど、さらに保育内容の充実を図られてきました。就学後においても、幼稚園での支援学校の児童との交流が取り込まれたり、また教育センターでの発達相談員の配置・拡充をされるなど、障がいがあっても地域で当たり前暮らし保育・教育が進められてきたと、私は思っております。本質問では、さらに島本で暮らし続けることができる障がいのある子ども達の青年期の課題や、就職されている障がい者の自立支援について、伺いたいと思います。

①点目です。2014年度予算では、障がい者のグループホームについて島本町の単独助成制度を創設されたり、さらに厳しさを増す企業就労の状況のもとにおいて雇用奨励金制度を続けてきておられます。

私は、グループホーム助成制度創設に関わり、今後は重度重複の障がい者や就職をされている障がい者へ自立支援への支援についても求めてきましたが、この点で、島本町での実態把握はどうされているのか。検討内容についても伺います。答弁を求めます。

**健康福祉部長** それでは、河野議員の一般質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の①の「重度重複障害者や就職されている障害者への自立生活への支援について」でございます。

重度の障害者や、就労されている障害者の自立した地域生活への支援につきましては、グループホームなどの「住まいの場」や「働く場」、「日中生活の場」の確保のほか、日常生活を支える様々な福祉サービスの提供につきましては、「障害者計画及び障害福祉計画」に基づきまして、総合的かつ計画的に実施をまいりました。

本年度からは、新たにグループホームの開設にかかる費用の一部を補助し、障害者の自立と地域生活を支援することを目的といたしました障害者グループホーム開設支援事業補助制度を創設し、町内にお住まいの障害者の方々が、住みなれた地域で、安心して生活できる環境づくりに努めております。

また、本年度に策定をいたします「第四期島本町障害福祉計画」におきまして、障害福祉サービス等の数値目標を中心に具体的なサービス量及びその確保のための方策を定めるため、今後、自立支援に向けた様々な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 今、取り上げました重度重複の障がい者の方、あるいは就労されている障がい者の方への、個別の相談体制の充実を求めています、この点についても答弁を求めます。

**健康福祉部長** 次に、②の「個別の相談支援体制の充実について」でございます。

障害者の皆様やそのご家族が、気軽に悩みごとを相談し、適切な相談支援が受けられることは、住みなれた地域で安心して生活するうえで、大変重要なことでございます。このため福祉推進課におきましては、ご相談があった場合には、随時個別に対応をさせていただいております。

なお、来年度から総合的な相談支援体制の充実を図るため、個別のサービス利用計画の作成体制の充実や、「障害者総合支援法」に位置付けられた「基幹相談支援センター」の設置等につきまして、現在、検討を行っているところでございます。これらの内容につきましても、地域で生活する障害者の皆様やご家族のニーズを的確に把握し、「第四期島本町障害福祉計画」に位置付けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 今、基幹相談支援センターの設置を準備される、ということをお聞きしております。

まさに、ここのところで、先ほど申し上げました重度重複の方、あるいは就労されている方の個別の相談を受ける対応ができるのではないかと私は期待をするところなんです、一方で、先ほど「青年期」ということを申し上げましたが、この本会議場でも紹介があったことがあります。島本町内で株式会社参入による障がい児の放課後デイサービスが開所されて、数ヶ月で閉鎖をしたということがあります。2014年度予算の積算根拠にも、その事業所は名前を連ねられて、1件の対応をするということで町も積算根拠をされていた。そういった事業所が、今後、想定されている子ども・子育て新制度などでも小規模保育事業などで想定されて、株式会社の参入がこれから拡げられようとしていますが、この点について、こういった前例もあります。島本町としての見解を伺います。

**健康福祉部長** 次に、③点目の「福祉・子育て・教育への株式会社参入について」でございます。

障害福祉サービスや介護保険サービスの制度につきましては、法人格を有する団体であり、かつ人員や設備など事業ごとに定められた一定の基準を満たせば、事業所指定を受け、各種のサービスを提供することが可能でございます。

サービス提供の主体といたしましては、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、株式会社、有限会社など、様々な事業者がその特徴を活かし、各種の事業を展開されているものと認識をしております。

福祉・介護サービスの事業所に求められるものは、人員体制や設備の充実、サービスの質、情報発信・提供の体制、安定した運営などの総合的なサービス提供体制であり、

法人種別のみをもって、事業所の参入等の可否について判断するものではないと、このように考えております。

以上です。

**河野議員** ただ、この株式会社立の放課後ディサービス、いわゆる島本町内では、障がいをお持ちのお子さんの放課後の生活を支援するという事業所が町内にもありますが、株式会社立というのは2014年に入って1ヵ所登場し、この議場でも、そういった民間の参入を奨励するような発言があったように思います。

私たち議員団も、そういった事例ができたということで、現地を伺い、担当者にもお会いした経緯がありますが、残念ながら、その1ヵ月するかしないかの間に対象者がいないということで、閉鎖をすることになりました、というご報告を聞き、その後、そのことを当時、障害福祉課というか、お伝えしたときには、担当課には連絡は入っていなかったというようなことがありました。

全国的にも、株式会社参入のそういった小規模保育所、そういったものに対しての突然の閉鎖ということは社会問題になっていますが、まさに、この島本町でも起こっていたわけです。幸いなことに、申し込みをされ、利用をスタートされた方はおられなかったですが、私自身はこの事業所のことについては当事者の方からお聞きをし、正式に開所をされていれば、子どもさんが利用されていたこともあったであろうと思います。これが、1人しか利用者がいないからやめますという、この実態があからさまになったというふうに思います。

その点について、今後、やはり島本町としても小さい町ですから、目を光らせる部分が大事だと思いますし、曲がりなりにも予算書の積算根拠にも算定されていたわけですから、そういった株式会社に対しての、やはり監視というか、基準というものは持つべきではないかと思えます。これは通告にはありません質問ですが、答弁を求めます。

**健康福祉部長** ただいまご質問ございました、放課後等ディサービスの事業所でございます。これにつきましては、今、議員のほうから質問の内容でご説明ありましたけども、平成25年に開設をされております。ただ、開設時期が年度途中の11月に開設をされたということで、担当課の職員にも私のほうからも訊きましたが、開設前に役場に一切、そういうお話がなかった、自ら勝手に——勝手にということではないんですけども、自由にできますから、開設されまして、それがまた年度途中の11月という時期で、すでにもう町内には2ヵ所の放課後等ディサービスの事業所を利用されている方もいらっしゃいますし、26年の7月から町内でさらに1ヵ所ございますので、そういう年度内にもうすでにご利用されている中で、11月の開所施設という、ちょっと時期的な面もあるのかなという部分がネックになってあったのではないかと、このように考えております。

それから、年明けの26年3月末に閉所されたということで、その閉所のときには役場のほうにも何かご連絡をいただいたみたいですし、チラシ等も役場のほうに設置はさせ

ていただいていた、そのような状況でございます。

**河野議員** この質問は、充実を求める質問ですので、この当該事業所など、あるいはそういったことを予算に算定されるときに島本町の姿勢などを問うものではありませんが、やはり株式会社立というものはそういう現実があるということと、しかしながら、島本町には福祉・保健の計画や障がい者支援の計画もありますので、そういったものをゆっくり読めば、島本町内でどれだけの放課後支援、放課後サービスが必要かということは察するに余りあるわけですから、そういう支援が乱立するということは非常に危険だと思いましたので、その点は今後の教訓として活かしていただきたい。これは要望に止めます。

しかしながら、一方で、この放課後サービスなどが青年期の方、特に島本町内では言えば高校生、高等学校の時期に支援学校などにスクールバスを使って通われたり、そういうことがありますので、現実的には一般の、普通科の高校の高校生のように部活動に時間を割いたり、遅い時間まで部活動をする、そういったことの環境が非常にまだまだ貧しいと、私は思っております。

そういうことで、自宅と学校との往復に終わってしまう。またアルバイトなどの経験がなかなかしづらい。応募しても、今、アルバイトでもペーパーテストがあるので、ペーパーテストで落とされてしまう。そういった意味で、社会経験を積む機会が、やはり同じ年齢のお子さんと比べても、まだまだ環境が厳しい。やはり家族がそれを担わなくてはならないという実態があると思っておりますが、部長におかれましては、その点の認識についてはいかがですか。

**健康福祉部長** 先ほども申しあげましたように、福祉推進課のほうでは障害をお持ちの方、ご家族を含めて様々な相談がございますし、懇切丁寧に対応させていただいております。そういう部分で、それぞれの当事者の方、いろんな部分があると思っておりますけども、その辺は町のほうで聞きながら、先ほども申しあげました「福祉計画」の中では、個々詳細な項目につきまして見込み量等も設定しておりますので、そういう部分で繋ぎながら、できるだけお悩みが解決できるような形で、これまでも対応させていただいておりますけども、これからもそういう形で適切に対応してまいりたい、このように思っております。

以上です。

**河野議員** 私が今、手元に持っているのは、奈良県の生駒市の「広報いこま」というので12月15日号、去年の分ですけども、それで、かなりページを割いて、働く障がい者の問題などを取り上げておられるのを参考にさせていただきました。

高校生など、いわゆる青年期と言われる人たちを対象にする放課後等サービスの事業所というのは、まだまだ少ないと言われております。島本町では実際には放課後——、今、部長も当然されたNPOやそういった保護者会の方が作りあげられた放課後等ディ

サービスなどを利用して、個別でのそういったサービスは使っておられますけれども、まだまだ、今、就労されている方で18歳、高校を卒業されて、青年期と言っているのかわかりませんが、そういった方々が社会経験を積む場所というのは非常に少ないと思われれます。その点については、いかがでしょうか。答弁を求めます。

**健康福祉部長** 放課後等ディサービスにつきましては、基本的に18歳未満の方でございますので、18歳、高校を卒業される年齢以降の方につきましては、それ以外の事業所等にも通っておられる方もおりますし、そういう形で、年齢に応じてそれぞれ活動していただく場が提供されているものと、そのように認識をしております。

以上です。

**河野議員** 話がちょっとグルグルするんですけども、先ほど答弁のありました基幹相談支援センターに対して、私は以前、この一般質問で、こういったいわゆる療育手帳のうえでは軽度と言われる人たちの放課後とか、あるいは余暇、一般の社会のサラリーマンでは仕事の後、立ち寄る場所があったり、土日を過ごす場所があるわけですけども、なかなか、それが保護者が付き添わなければいけないということもあります。そういうことを対応するのが、これから基幹相談支援センターではないのかということをお願いしましたし、この生駒市でも三つほど支援センターがあるんですけども、そういったところで、例えば知的障がい者の方に対する料理教室とか、いざ就職をして、経済的な自立を一定果たしているけれども、ひとり暮らしをするためにはまだまだいろいろハードルがある。そういったことをクリアするための様々な講座なども取り組んでおられるというふうに聞いております。

そういうことを、やはり丁寧に基幹相談支援センターで、一人ひとりの要求を聞いていただいて取り組んでいただきたい。このことは要望をいたしますが、その点についてはいかがですか。答弁を求めます。

**健康福祉部長** 来年度から設置を予定しております基幹相談支援センターにつきましては、福祉推進課の中で設置をさせていただき予定をしております。当然、様々な障害をお持ちの方、それからご家族の方の相談に応じますけども、「基幹センター」という名前のごとく、一応、全体を取りまとめるという、そういう部分も持っておりますので、そういう形で、当然ご相談にも応じますけども、それ以外、一般相談支援事業でありますとか特定相談支援事業、これは事業所のほうでやっただけでいるんですけども、そういう相談でも多くの方が相談もされてますので、そういう部分も含めながら、基幹センターのほうで統括的に進行管理と言いますか、そういう方の漏れがないような形で充実させていきたいなど、このように思っております。

以上です。

**河野議員** 最後になりますけども、そうは言いますが、精神疾患の方のグループワークなども、島本町が主体として過去に取り組まれて、それがまた当事者同士で独立して、い

ろんなグループを作っていかれたという経緯もありますので、できる限り、そういった対象者の方にも、今後も島本町が中心として取り組みながら、当事者主体ではありませんが、取り組んでいただきたい。これは要望に止めます。

またもう1点は、働く障がい者の方で言うと、今年、単独助成制度を作られた障がい者のグループホーム制度では、ちょっと当たらない。集団で、3人や4人で暮らすという生活はちょっと当たらない。一人でアパート暮らしが可能ではないかというような方もおられますが、やはり経済、金銭管理や様々な生活支援は必要であるという方がおられます。そういった人たちに対して、島本町内では公営住宅が2カ所、町営と府営があるわけですから、障がい者要件での公営住宅の利用については、もっともっと正確な情報を発信していただきたい。これも要望として止めます。

そして、2番目の質問に移ります。「子どもの安全を——機構改革の機能を最大限活かし、第一中学校の耐震化」を急いでください。

2014年度予算議会で示されました第一中学校の耐震化は、「移設か建て替えも視野に」という施政方針のその後の進捗について、減築・移設・建て替えの三つの方法について、お尋ねいたします。

それぞれの方法で、工期や概算費用の比較検討はすでに終わられていると考えております。その内容をお示し下さい。

**教育こども部長** それでは、2点目の①「施政方針のその後の進捗における減築・移設・建て替えの比較検討内容について」でございます。

第一中学校の耐震化につきましては、ご案内のとおり、当初は耐震補強工事で事務を進めることとしておりましたが、平成24年度に実施いたしました耐震補強工事のための設計業務において、基礎となる杭に問題があることが明らかとなり、減築・移設・建て替えでの再検討を余儀なくされました。

これまでの間、まちづくり事業推進プロジェクトチームをはじめ関係各課と連携し、精力的に検討を進めてまいりましたが、検討の前提となりますのが、生徒への影響はもちろんのこと、学校運営への影響や将来にわたる町財政への影響でございます。

ご質問の工期や概算費用でございますが、「減築」につきましては、仮設校舎が必要となり、仮設校舎の規模等により工事期間は変わってまいりますが、夏休み期間だけでの工事は困難です。また費用面では、仮設校舎を含め概算で5億円程度が見込まれます。

「移設」につきましては、用地確保に時間を要することが見込まれ、建築だけでも1年以上は必要となります。また用地費用につきましては、場所が未確定のため見込むことはできませんが、建築費用だけでも概算で23億程度、見込まれます。

「建て替え」につきましては、グラウンドを活用して建設した場合、工事期間は夏休み期間だけでは困難です。また費用面では、概算で17億円程度が見込まれます。

以上でございます。

**河野議員** 三つの方法を、今、工期、概算費用をお示しいただきましたが、それぞれのメリット、デメリットをお示し下さい。

**教育こども部長** それでは、「メリット、デメリット」について、ご答弁申し上げます。

「減築」のメリットにつきましては、新耐震基準の特別教室棟が現在第一中学校にございますが、それがそのまま利用でき、財政面でも負担が少なく済む点がございます。一方、デメリットは、一番古い校舎が昭和36年から昭和39年にかけて建設されており、高額な改修費用がかかるにも関わらず耐用年数が伸びないこと、また仮設校舎が必要となることやグラウンドの一部が使用できなくなるほか、工事に伴う騒音など、学校運営への影響がございます。

「移設」のメリットにつきましては、工事期間中の学校運営に大きな影響がないこと、また施設全体が新築となりますことから、今後60年以上使用でき、校舎の利便性の向上も期待できます。一方、デメリットは、新たに用地確保が必要となることや、校舎に加えて体育館・プール・グラウンド等の施設整備も必要となります。また、用地につきましては国庫補助金の活用ができないことから、その財源確保と、将来にわたる町財政への影響が非常に大きくなります。さらに、移転後の校区変更や跡地利用の問題、避難所の確保の問題等々ございます。

「建て替え」のメリットにつきましては、体育の授業やクラブ活動等のグラウンド使用に支障が出ますが、通常の授業等への影響が小さくて済みます。また、施設全体が新築となりますことから、今後60年以上使用でき、校舎の利便性の向上が期待できます。一方、デメリットは、新耐震基準の特別教室棟が無駄になってしまうことや、工事に伴う騒音など、学校運営への影響がございます。さらに、今後60年以上、駅前という好条件の場所に縛られることになり、他の活用がしにくくなります。

以上でございます。

**河野議員** 今、三つの方法についてのメリット・デメリットを示されました。私、この手元に、島本町No.34「住民委員会だより」というのをいただいております。住民委員会の提言等に対する町長の回答の中に、施設一体型小中一貫校への踏み込んだ内容が示されたとは私は思っております。第一中学校の耐震化の議論に大きく影響を与えるものだと考えておりますが、いかがですか。

**教育こども部長** それでは、「住民委員会の提言等に対する回答の件について」でございます。

施設一体型の小中一貫校につきましては、国におきましても推進されており、住民委員会の提言につきましても貴重な提言として受け止めておりますが、提言の有無に関わらず、移転という大きな決断をする際には、当然のこととして、全庁的な課題として検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

**河野議員** 私、頻繁にこの「おたより」をいただけるという立場じゃないんですけども、いただいたときに、ちょっとびっくりしたわけです。この見出しに、先ほど紹介したNo.34「住民委員会だより」ですけども、「施設一体型小中一貫校、耐震化と連動か」と書いてあるんですね、見出しにね。これは住民委員会さんの表現ですので、町の広報ではありません。しかし、そういうふうな見出しに至った経緯は、町長の示された回答を読んでいて、ああ、そうかと思ったんですけども、2の4で施設一体型での推進を住民委員会さんが一定、提言の中に含まれていた。

その回答として、この「だより」の中での回答の表記を読ませていただくと、「施設整備をはじめ教職員の配置や学校運営など多くの課題がありますが、学校の耐震化を検討するうえで、学校の建て替えや移転も含めた検討においては、施設一体型の小中一貫教育についても検討する必要があると考えております」。ちょっと、これは今までの回答と違う、踏み込んだ回答だと私も思いましたし、それが、この「住民委員会だより」の見出しに現れていると思いますが、そういうことを今、言い出したらね、第一中学校の耐震化とも関わると思います。大がかりな話ですが、一体、今、これはどこで議論をされているのか。答弁を求めます。

**教育こども部長** 先ほど、ご答弁申し上げましたけれども、まちづくり事業推進プロジェクトチームをはじめ関係各課が連携をして、この案件については取り組んでおります。とりわけ、当然、教育委員会が中心となって考えていかなければならないというふうに考えておりますので、その中で関係各課と連携をして取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

**河野議員** 町長、いつも教育委員会、この教育のことについては尊重するとおっしゃっていますが、この回答を出されるにあたっては、教育委員会とよく話し合った結果として書かれたのか、再度、確認のためにお尋ねいたします。

**川口町長** 回答をご紹介いたしますと、「学校の耐震化を検討するうえで、学校の建て替えや移転も含めた検討においては、施設一体型の小中一貫教育についても検討する必要があると考えております」、これが、そのまま住民委員会さんにお渡しした回答でございます。

住民委員会さんのほうで、どういうふうに感じられたのかは私は承知しておりませんし、その編集については私は全く関与しておりませんので、住民委員会さんの発行されているものについては、私はコメントは控えたいと思っておりますが、小中一貫教育、そして施設一体型のことにつきましては、教育委員会とも協議をしております。

以上でございます。

**河野議員** 私が理解する中では、小中一貫教育というのは、あくまでカリキュラムの一体型というか、連携型を追求してこられたと認識しておりましたが、施設一体型に踏み込



まれたのは、この表現が初めてだと思っております。

でも、こういう議論は、私はやめていただきたいと思っているんですよ。またこれで、今、駅前歩いていてもザワザワしてますわ。建て替えるんか、とかね、すごく楽しそうに話しかけて下さる住民もおられるんですけども、そのことによってまた、子ども達の安全、耐震化の着工の遅れを招くのではないかと、議論がもてあそばれるのではないかと懸念しております。

今、三つの内容、メリット・デメリットを表現されましたけれども、その中で言うと、移設に関しては用地費用を含まなくても23億円だと。しかし、最近のヒアリングで聞いてましても、移設論はまだ取り下げてはいない、まだ続いている、議論の中では残っていると。一体、この移設論というのは、どういった用地を取得してやろうとしているのか。どこまでの議論ができているのか。その用地取得の算段については、今、どこがやっているのか、どこの担当部局が責任を負っているのか。改めて、お聞かせ下さい。

**教育子ども部長** 移設につきましての用地取得でございますが、当然、学校を建てるという事は、まとまった土地が必要になってまいりますので、相手先は明確にはご答弁できませんけれども、町内にある民有地の1カ所で、そういう検討は進めてまいりました。

ただ、費用面でありましたり、課題と言いますか、ハードルは非常に高い状況にございますし、この件に関しましては、教育委員会、それからまちづくり事業推進プロジェクトチーム、それから総務部、総合政策部という関係部局で検討を進めてきておるところでございます。

以上でございます。

**河野議員** 3問も出したことを、非常につらいんですけども、民有地の買収、一部を使ってということをご答弁いただきましたが、そういったことは、やはり議会に報告をしたり、議会の意見も聞くという機会が要るかと思います。しかしながら、用地費はまだ明らかではない、移設論についてはまだ残っているということですから、民地買収をして移設をするということが、今、町の執行部においては前提として議論をされていると認識しますが、間違いありませんね。

**教育子ども部長** 検討の中では、減築・移設、それから建て替えという3本柱でございますので、その一つの「移設」ということになれば用地が必要になりますので、そういった用地の確保ができるのかどうか、財源も含めて、ということでの検討の一つということでございますので、移設を決定したということではございません。

以上でございます。

**河野議員** 移設論がまだ根強く残っていることと、この施設一体型小中一貫校の検討ということは、重なる部分があるのか。その辺について、現段階での議論について、お示し下さい。

**教育子ども部長** 小中一貫校につきましても、当然、住民委員会の新聞にも書かれてまし

たように、カリキュラムとか校区の問題とか、いろんな課題が多くございますので、1年で一足飛びに施設一体型の施設ができるかと言えば、それは非常に難しい問題だというふうに思っておりますし、一方では学校の耐震化を急がなければならないという状況の中で、一貫校について特に詳しく検討してるかといえ、そこまではまだ至ってないという状況でございます。

**河野議員** 民地買収の話が出まして、私もちょっと驚くんですが、ただ、耐震化は急務でありますし、この議場でも、他の議員から全国的にもワーストであるということ、南海トラフのおそれなどから、一日も早く耐震を手がけなくてはいけないと言われておりますので、その点を考えたときに、一定、この移設か、建て替えか、減築かの方向性を出す前に、この三つの今示された内容を、やはり住民の皆さんにもお知らせして、本来、百年の計で、もしかして移設もということをほんとお考えであるのであれば、これは住民の議論に付すべきだと思います。答弁を求めます。

**教育子ども部長** 確かに、三つについて検討はしておるわけですが、移設に限りましては用地確保が大前提になりますので、お示ししたとしても、用地の確保の保証と言いますか、そこまでの契約をしたうえでないと、お示しということはできませんので、その辺、難しい状況でございます。

いずれにいたしましても、どの方策をとるかということが決まった時点では、保護者を含め学校現場についても説明をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

**河野議員** これだけの話に拮がっておるんですから、まちづくりプロジェクトチームの果たすべき役割は大きいものと推察します。この間のPTのほうでやられた役割、今後の果たすべき役割と認識されている点について、お示し下さい。

**まちづくり事業推進プロジェクトチーム部長** プロジェクトチームで、この第一中学校の耐震化に関わってきた内容ということでございますが、まず1点、建て替えという部分で申し上げますと、建て替えについての諸条件、校舎の配置、あるいは複合化の可能性、工程、経費、起債、そういったことの検討。それから耐震補強——減築でございます。減築については、減築のパターンですね、耐震補強のパターン、これについての検討と、その工程と経費。それから移転に関わりましては、先ほど教育子ども部長からご答弁申し上げましたように民有地の取得協議、こういったことについて行ってまいりました。

教育子ども部長からもございましたが、耐震化というのは非常に急がれるものでございますので、それを少しでも早く完了する必要があるということ。それから、文部科学省の補助金でございますが、その嵩上げ期間についても、もうだいぶ迫ってきております。これらを考えること。それと移転用地の取得、例えば、この方向で進んでいくときには、まだまだ相当の時間を要するというふうに考えておりますし、またこれが成立するかどうかというのも、現時点ではまだわからない状況もございます。

こういったことを勘案いたしますと、一中の耐震化については早期に結論を出す必要があると考えておりますし、決まりましたら、早急にご報告をさせていただくというところでございますが、移転という部分では、かなり厳しいのではないかとというふうに現時点では考えております。

以上でございます。

**河野議員** そもそも移設という話がどこから出てきたのかと、答弁聞いて非常に疑問は残りますが、再質問はいたしません。やはり住民に、この議論を付すと、今答えられた範囲でも、一定議論に付す必要があると思っております。

それをもって、次の質問に移ります。「し尿中間処理施設 町内建設と公有地活用のあり方」を伺います。

し尿中間処理施設町内建設に向けて、住民ホール解体工事の工期の見通しとともに、跡地全体の活用策の検討経過をお示し下さい。また、し尿中間処理施設建設の近隣及び住民全体への説明会の予定について、答弁を求めます。

**都市創造部長** それでは、3点目の「し尿中間処理施設について」、ご答弁申し上げます。

まず、「住民ホール解体工事の工期の見通しについて」でございますが、平成25年度に住民ホール解体実施設計業務を実施いたしました但、実施設計の内容を精査いたしましたところ、一部アスベスト除去にかかる積算がなされていないことが判明いたしました。このため設計業者に対し、瑕疵担保責任による実施設計の修正を指示し、先般、実施設計にかかる図書等が納品されたところでございます。

なお、現在、再度、実施設計内容の精査をしている状況でございます。

次に、「工期」につきましては約1年を見込んでおりますが、工事着手が当初見込みより遅れることから、本年度中の竣工は困難であり、今後の補正予算において平成27年度までの債務負担行為の設定をお願いする予定でございます。

次に、「住民ホール跡地の活用等について」でございます。これまで、他の公共施設の耐震工事の際における仮設建築物の設置場所として検討しておりました。一方で、し尿中間処理施設の候補地として跡地の一部を活用することと決定いたしました但、このことは、町としましても優先的に実施すべき案件として、部分的に活用方針を決定したところでございます。

なお、当該施設を設置することになりましたら、可能な限りコンパクト化に努めてまいります但、残りの土地の箇所につきましては、どのような活用が可能なのか、現時点におきましては具体的な方針等は決定しておりません。今後、全庁的な議論を重ねながら、有効に活用できますように継続して検討してまいりたいと考えております。

次に、「し尿中間処理施設建設の近隣及び住民全体への説明会について」でございます。今回、候補地の選定にあたりましては、財政的な負担を可能な限り軽減するため、町域内の公有地を対象に検討を進めてまいりました。総合的に評価した結果、「住民ホ

ール跡地の一部とその隣接地」が最も評価が高いので、当該地において、施設の建設を計画しているところでございます。し尿中間処理施設の建設にあたりまして、候補地周辺の自治会等の皆様に一定のご理解を得ることが最も重要であると考えておりますことから、現在、説明等をさせていただいているところであります。

なお、住民皆様への全体説明については、町広報や町ホームページを通じて行いますことから、説明会の開催は、現在予定しておりません。

今回作成しました、島本町し尿中間処理施設整備に係る基礎調査報告書及び島本町し尿中間処理施設整備に係る建設候補地選定調査報告書は、役場1階文化・情報コーナーで閲覧ができるほか、町ホームページにも掲載をさせていただいております。

候補地周辺の自治会等の皆様に一定のご理解が得られた後には、建設に向け測量や設計等の予算を計上させていただき、本町が責任を持って施設建設の事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 私たちも、この2種類の報告書をいただいて、町内にこういう施設を建てるということは、最近では初めての経験になるということでは、何度も精読させていただいて、8月13日のときに一定、まだまだ不明な点があるということで疑問を出させていただきました。後日、島本町のほうからも詳しい説明をいただいたわけですが、まだ少し、この報告書特に選定のほうの調査報告書ですね、疑問が残ります。

やはり、この候補地A・B・C、選んだ中で、住居までの距離、あるいは福祉施設までの距離を計っておられますが、大雑把に何10メートルという記載が、やはりもっと細かい数字、下1桁までの示しが必要なのではないかということを思っております。必要なしというふうには町は答え、説明されてるわけですが、やはり1ミリの狂いが大きく狂う、縮尺を用いられているわけですから、その点はやはり今後、疑義が残らないように示す必要があるのではないのでしょうか。これ、再度お尋ねさせていただきます。

あと、もう1点は、住民ホール解体工事の先ほどの債務負担行為と、この工事の着工の進捗が、このプロジェクトというか町内建設に大きく影響いたします。その点については答弁をいただいたんですけども、保育所の建設などにおいても判明した業者の確保の困難さ、オリンピックとか消費税の駆け込み需要などの影響もあったということも今まであったわけですから、この点について、住民ホールの解体工事には、そういった懸念は、心配はないのでしょうか。答弁を求めます。

**都市創造部長** 今回、候補地選定にあたりまして評価をさせていただきました。その評価の過程におきまして、ご質問いただいたところでございます。住居との距離の取り扱いでございますが、今回の評価にあたりまして、回答でもお示しをさせていただきましたが、距離につきましては1の位を四捨五入して算出をさせていただいております。各候補地すべて、上記方法で統一した算出方法を用いておりますことから、本町といたし

ましては1m単位まで算出する必要はないと考えておるものでございます。

以上でございます。

**総務部長** 住民ホールの取り壊しに関してのご質問です、業者が集まるのかどうかという。

その辺は一応入札をしてみないと、現状、わかりませんが、物を造るわけではなく取り壊してございますので、いわゆる、そういう材料を調達するということはございませんので、特に現在は想定しておりません。

以上でございます。

**平井議長** 残り時間、30秒程度でございますので、よろしく申し上げます。

**河野議員** 再質問重ねる時間ないですが、ただ住民全体への説明について、非常に前回の一般質問から、さらに後退されたなという気がします。まだ近隣の説明会が残されているということですが、その後にも住民に示す必要があると思われませんが、いかがですか。その点について、やはり、まちづくりプロジェクトチームなどが住民に対する説明や、様々な疑問に対して答える、矢面に立つということが必要だと私は思っております。そのためのプロジェクトチームだとも思っておりますので、その点については、町長、いかがでしょうか。答弁を求めます。

**まちづくり事業推進プロジェクトチーム部長** 私どもプロジェクトチームも、このし尿中間処理施設の関係については業務に関わってきておまして、その中で我々、何をしてくているかということでございますけれども、候補地周辺の地域、隣接地の土地所有者、そういった関係者との調整をこれまで行ってきておまして、ご指摘の住民全体の説明会、そういったことについてはプロジェクトチームでは現在検討しておりません。検討しておりませんというか、やる・やらないについても業務として含めていない、そういう状況でございます。

以上でございます。

**平井議長** 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時43分～午後4時05分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

**戸田議員** (質問者席へ) 戸田より、一般質問させていただきます。「JR島本駅西土地区画整理事業の進捗状況を問う」。

農空間保全区域に指定されているJR島本駅西側を、今までどおり農地として保全することが、大都市圏に位置する小規模自治体として独自の魅力を維持することになるという考えは、今なお変わることがありません。しかしながら同時に、すでに実現に向けて進められている土地区画整理事業の計画を、島本町と島本町民にとって、最もふさわしい姿にしていくことも、また、町の施策の方向を総合的に考えるべき立場にある者に課

せられた責務であると、私はこの件につき、このように考えています。本日は、そのような視点に立って、「JR島本駅西土地地区画整理事業の進捗状況」について問います。

総括的に質問させていただきます。

①平成25年7月31日、JR島本駅西土地地区画整理事業準備組合は、第5回総会において、前に事業協力者として承認された大成建設との協議を白紙に戻すという決定をされました。平成24年11月25日の第3回総会から、すでに半年以上を経た段階で承認を撤回された。このような状況の中、島本町は平成26年度の機構改革により、総合政策部から都市創造部へ所管を移しています。

事業協力者選定における承認の撤回が可決されたことを受け、「結果として持ち帰り、会社として何らかの回答をさせていただきたい」という姿勢を示された大成建設さんに対し、その後、島本町側が担当課を替えるということは、本来、あまり望ましい状況ではないと私は思っています。都市創造部都市計画課に所管事務を移されたのは、はたして、どのような考えによるものなのか、確認しておきたいと思えます。

②当初予算「まちづくり支援業務」100万円につき、大阪府都市整備推進センターとは委託契約を未だ交わされていないとのこと。それはなぜですか。

③当該地が私有地であることから、町の財源で土地価格を鑑定することには疑義がありますが、そのことは別にして、当初予算に80万円を計上された真意を、今一度お示しいただきたい。そのうえで、今後、どういう状況になれば鑑定に着手されるのか、説明を求めます。

④通告どおりに質問させていただきます。一部、現状とは違うところがありますが、通告どおりお尋ねしますと、平成26年度引き継ぎ後、理事会は開かれていないのですか。一般の、すなわち理事ではないすべての地権者の皆さんに対する支援の進捗状況は、どのようになっているのでしょうか。

平成25年7月31日の第5回総会以降、1年以上も会議が開かれていません。このことは非常に問題です。平成25年度の活動報告もされていません。事業協力者選定における承認の撤回が可決された結果を受け、再度、事業協力者を選定するというのが、第5回の総会での確認事項でした。従って、土地地区画整理事業の当事者である地権者の皆様には、その後の経過を説明しておく必要があります。これこそが「地権者の意向を最大限踏まえて」、町が行うべき支援業務ではないかと私は思えます。見解を問います。

⑤地権者への個別の意向調査を、再度行う必要があると考えます。前回の調査から、すでに時間が経っているだけでなく、調査の前提条件が変化しています。大学から中高一貫校に変わったものの、当初は西大和学園を軸・核にした町づくり、その後、名前は明かせないが府内の中高一貫校を立地するというご提案により、事業協力者を大成建設に選定。しかし、それも撤回されています。今後、新たな事業計画を立てていくにあたっては、地権者への個別の意向調査から始めなければならないと考えます。町の見解

を問います。

⑥水無瀬病院が医療ゾーンへの移転を計画され、平成 27 年度着工を希望、25 年度中に事業を確定する必要があったと認識しています。この点につき、水無瀬病院との協議は行えていますか。大成建設さんを通すことなく、町として協議することが難しくなってしまうのではないかと、危惧しております。

⑦大阪府の都市計画決定スケジュールに関連して、町が行うべき都市計画決定手続きの今後のスケジュールと課題は、どのようなものですか。「北部大阪都市計画区域マスタープラン」において、当該地区は保留地域に定められていますが、目標年度内に市街化区域に編入することは、事実上、不可能ではないでしょうか。確認します。具体的に事業計画が進展していない状況で、再度、保留区域申請することが可能なのか。町は、どのように思っておられるのでしょうか。見解を問います。また、この点、大阪府とはどのような協議を行っていますか。

以上です。

**総合政策部長** それでは、戸田議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

まず、①の「当該区画整理事業の担当部署の変更について」でございます。

当該区画整理事業につきましては、平成 25 年度までは総合政策部で所管をいたしておりましたが、本年 4 月から都市創造部の所管となっております。これにつきましては、行政ニーズの多様化等、行政諸課題に迅速かつ確実に対応していくために、本年 4 月の組織機構の見直しにおきまして、都市計画・開発指導担当部署を都市創造部内の都市計画課に一本化をし、開発等手続きがワンストップで対応が可能となりますよう、所管の変更を行ったものでございます。

なお、本区画整理事業につきましては、これまで地元地権者の意向を踏まえ、関係機関との協議など種々様々な経緯を経て、現在、円滑な事業執行に向けて検討を行っているところでございますが、その際の所管替えの懸念につきましては、準備組合をはじめ関係事業者の皆様にもご説明をさせていただき、ご理解を得て事務を進めているところでございます。

また、所管は変わりましたが、昨年度まで本事業を担当しておりました職員 2 名を、本事業の移管とともに都市創造部に配置し、これまでの関わり等を踏まえまして、今後とも区画整理事業としての一定の目処がつくまでの間、総合政策部と連携をして実施してまいることとしております。従いまして、現在も総合政策部として準備組合や関係機関とのすべての打ち合わせにも同席をし、対応するなど、これまでと同様に、適切な事務執行に努めているところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

**都市創造部長** 次に、②の「まちづくり支援業務の委託契約について」でございます。

本町におきましては、平成 22 年度から「まちづくり支援業務」として、大阪府都市整

備推進センターと委託契約を締結いたしております。主な支援内容は、まちづくりの実現に向けた条件整理や、地権者の皆様の合意形成を図るための意向調査や、会議の運営等でございます。

まず、J R 島本駅西地区における現状でございますが、準備組合におかれましては、昨年7月の第5回総会において事業協力者の承認の撤回について議決されたところでございます。その後、当初の事業協力者である大成建設株式会社関西支店も含め、新たな事業協力者の決定とともに、当該区画整理事業の今後の進め方等について慎重に議論されているところでございます。

このような状況の中、現時点においては、大阪府都市整備推進センターからの支援を受けて事業を進める状況にはないと判断し、契約の締結には至っておりません。

次に、③の「不動産鑑定について」でございます。

不動産鑑定につきましては本年度の当初予算に計上させていただいており、J R 島本駅西土地区画整理事業の区域内において、複数個所の土地の現状及び将来における期待値を鑑定させていただき、地価の評価にかかる意見書等の作成をさせていただくものでございます。本件の目的につきましては、当該地区における土地の実勢価格を算出することにより、都市計画手続きにおける土地区画整理事業の事業計画等を円滑に作成できるだけでなく、当該地区の実勢価格や今後のまちづくりの方針等を地権者の皆様にお伝えすることにより、事業実施にかかる合意形成を円滑に行う目的があるものと考えております。

なお、実施時期につきましては、今後の進捗状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、④の「会議の開催について」でございます。

本年度につきましては、J R 島本駅西土地区画整理準備組合におかれましては、5月、6月、7月にそれぞれ1回、計3回の理事会を開催されております。案件につきましては、昨年7月の第5回総会において事業協力者の承認の撤回を議決された後の事業の進め方について、精力的に議論されているところでございます。しかしながら、現状は、種々ある課題について、その対応策を検討している状況にありますことから、現時点において、今後の方向性を全地権者の皆様にお示しすることができない状況でございます。

このように、明確な今後の方向性をお示しできない状況ではございますが、準備組合の役員の方々におかれましても、これまでの経過等を全地権者にご理解いただき、今後の方向性についてもご意見をお伺いするため、早期に説明会を開催すべきである、とのご意向でございます。事務局である本町といたしましても、その必要性を十分に認識しており、準備組合とされましては、早期の全地権者を対象とした説明会の開催を予定されております。

次に、⑤の「意向調査について」でございます。



ご質問の意向調査につきましては、前回実施いたしましたのは一昨年であるため、当時と現在の状況が変化しているだけではなく、地権者の皆様におかれましても、当時と現在では、ご意向も変化されている方も多いかと推測しております。現在、地権者の皆様がどのような施設の立地を希望され、どのような条件ならば事業に賛同いただけるのかなどをお聞きする必要があるとの認識は、準備組合役員の皆様と本町の共通認識でございます。

なお、準備組合として意向調査を実施される際には、全地権者にお聞きする内容等を整理させていただいたうえで、事務局としても、できるだけ早期の実施に向け支援をさせていただきたいと考えております。

次に、⑥の「水無瀬病院との協議について」でございます。

医療法人清仁会水無瀬病院におかれましては、一昨年に実施した事業協力者の決定の際、選定された大成建設の提案の中で、JR島本駅前に立地を推挙されていたものでございます。議員ご指摘のとおり、水無瀬病院の本地区への移転に際しましては、当初、水無瀬病院が希望された平成27年度の病院着工をもとに都市計画のスケジュール等を勘案し逆算いたしますと、平成25年度中に土地区画整理事業等の事業確定が必要でございました。

しかしながら、本地区における土地区画整理事業の進捗状況につきましては、当初の予定より遅れていることから、水無瀬病院のご希望に沿うことが非常に困難な状況となっております。このような事情につきましては、町からも水無瀬病院にご説明をさせていただいており、今後の水無瀬病院のご意向をお聞きしたうえで、協議を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、⑦の「都市計画のスケジュールについて」でございます。

現在のJR島本駅西地区については市街化調整区域ではございますが、平成22年度の大阪府内一斉線引きの見直しの際に、保留区域を設定させていただいております。この保留区域を設定させていただくと、本来は5年に一度しか見直しのできない区域区分、いわゆる線引きの見直しについて、地元合意が前提となりますが、随時可能となります。この平成22年度に設定させていただいた保留区域の期限は平成27年度までであり、それまでに開催される大阪府都市計画審議会に付議する必要があるとございます。平成27年度の大阪府都市計画審議会は平成27年7月に開催される見込みであり、この会議に付議するためには、概ね1年前までに大阪府との協議を開始する必要があるとございます。

しかしながら、先ほどからご答弁させていただいておりますとおり、JR島本駅西地区における土地区画整理事業が当初の予定より遅れておりますことから、平成27年7月に開催される大阪府都市計画審議会への付議は、現実的に不可能と考えております。この場合、次回の一斉線引きの見直しが平成28年2月に開催予定の大阪府都市計画審議会にて審議されるため、町といたしましては、再度、当該地区を保留区域として設定するか

否かにつきまして、地元地権者のご意向を踏まえて検討する必要があるがございます。そのため、現状では平成 28 年 2 月に開催される大阪府都市計画審議会において、保留区域を設定させていただくか否かは未定でございます。

なお、当該地区の現状を踏まえ、平成 28 年 2 月の一斉線引き見直しにおいて、再度保留区域の設定が可能か否かの判断については、大阪府とも調整しておりますが、前回保留区域を設定した平成 22 年度よりも現在の状況が進展しているのであれば、再設定は一定可能だとお聞きしております。また、この平成 28 年 2 月に開催される大阪府都市計画審議会に付議するためには、概ね本年 11 月を目途に、大阪府と協議を開始する必要があるがございます。

以上でございます。

**戸田議員** すべてにご答弁いただきました。

昨年、7 月 31 日の第 5 回総会の開催案内とともに、大成建設さんから準備組合とその事務局、すなわち総合政策部に届けられた文書が、大成建設さんのご希望により地権者の皆さんに配付されています。準備組合と総合政策部からの回答文書を、文化・情報コーナーのファイルで拝見いたしました。第 4 回総会に前後して、6 月 12 日「第 4 回の総会にあたってのお願い」、18 日に「再度のお願い」として、大成建設さんは信頼関係の基礎を揺るがしかねない、慚愧に堪えません、とまでおっしゃっています。先の議決を撤回して事業協力者を再募集させる議案を可決した場合、事態は複雑で厳しい状況になると予測できる内容、文面になっています。

町は回答を求められています、準備組合の事務局として回答を求められています、社会通念上、こういった状況においては、面談が無理なら、少なくとも郵送するのが礼儀かと思いますが、総合政策部は 7 月 12 日、準備組合理事長名・事務局名の回答をファックスで送られていませんか。7 月 16 日、大成建設さんから届いた文書の内容の重さと、ファックスという、ファクシミリ送信という軽さ、このギャップに、私は大変衝撃を受けました。なぜ、ファックスで送られたのですか。ご答弁いただけますか。

**総合政策部長** 大成建設からの書面に対する回答ですね、これはファックスでということでございますが、取り急ぎファックスということでございます、その書面については正式にまた面談をし、お渡しをいたしております。

以上でございます。

**戸田議員** 正式にお渡ししていただいているということで、安堵いたしました。

このことは一つの象徴に過ぎず、白紙撤回から今日まで、一自治体として、対外的に関係機関に誠意を欠いた対応になっていたのではないかと私は懸念しておりました。準備組合は、大成建設さんとの事業協力関係を白紙撤回されたわけですが、そのことを正式に、事務局は文書で先方にお伝えできていますか。

**総合政策部長** 事業協力者として大成建設さんを白紙撤回したことについては、理事会を

経て、総会で決定をされた事項でございますが、そのことについては、当日、大成建設さんもお見えでございましたので、口頭ではお伝えをいたしております。

その後、大成建設さんといたしましても、今後の対応につきましては社に持ち帰って検討するというふうなことでございまして、その結果については、引き続き協議をしたいというふうなご意向がございましたので、その後も引き続いて協議しておったというふうな状況がございましたので、正式に書面では、大成建設さんのほうにはお渡しはいたしておりません。

以上でございます。

**戸田議員** では、重ねて問います、確認します。

選定委員会での選定結果を踏まえて、2012年11月12日、理事会として事業協力者を選定、後25日の第3回総会での追認を得て事業協力者を決定した際、大成建設様宛てに、文書でその旨、このときはお知らせしておられますか。

**総合政策部長** 事業協力者の選定についてでございますが、これについては書面で大成建設さんのほうにお伝えをいたしております。

**戸田議員** それではね、今現在、決定通知だけが先方に届いているという状態。ということは、決定文書が今も生きていと言えませんか。事務の正式な流れを見れば、白紙撤回したと思っておられるのは準備組合側のみで、大成建設さん側は正式にお知らせをいただいていないというふうに思っている。ここは非常に重要な点ですので、確認したいと思います。

**総合政策部長** 事業協力者の選定につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、総会において、まず選定をされましたが、その後、昨年7月の総会で白紙撤回をするということで、その総会の場には大成建設さんも、総会后ではございますが、同席をしていただきまして、ご説明もしております。

その際に、白紙撤回したというふうな事実については、当然、大成建設さんも認識をされておられますが、書面で、そのことをご通知申し上げたということにはございませんが、その結果を受けて、社としても再度検討したいというふうなことで持ち帰っていたいて、その後も協議が引き続き行われている、こういった状況でございます。

以上でございます。

**戸田議員** 総会に同席されて、その場にいらっしゃったというのは、私も認識しています。でも、大成建設さんというのは大変大きな会社でおられると思います。大きな組織の中で、担当職員の方が、その見聞したことを上司に伝えられて、それがそのまま白紙撤回であると社内的に認められていくということは、どう考えても想像できない。

どうして、こんなことになってしまっているのか。総合政策部長に問うてるわけなんですけれども、単に事務的なミスなのか、誠意と社会的な常識を欠いてしまった結果なのか。あるいは文書で通告すれば、事態が悪化すると考えてのことなのか。この点、どう

いうことなのでしょう。お答えできますか。

**総合政策部長** いったん選定をされた事業協力者を白紙撤回したということで、これは、もう大変な事態であると私も認識はいたしておりますが、当初の段階で、少し認識のずれといいますか、相違がございました。事業協力者としては大成建設さんとしては何の問題もないというふうなことで、理事会、また地権者の皆さん方も、そういったご認識でございました。ただ、大成建設が提案された事業の中の立地する核となる施設については、一定協議が可能であるというふうな認識で、準備組合としてはそういうふうにご認識をされておられましたので、その点について、大成建設さんの提案の中身とは若干異なりますが、事業協力者としては特に問題がない、ただ、その立地する施設についての協議については今後変更可能である、こういったご認識のもとに選定をされたというふうなことが、もともと今日に至る認識が若干異なっておったということで、現状、このような状態になっているという認識はいたしております。

以上でございます。

**戸田議員** 私自身がこれまでに知り得た情報の範囲内においてですが、大成建設さんの見解、ご主張、すなわち府内の中高一貫高校を保留地処分の優先候補者とする、そして、その提案をもとに選定委員会で選定され、理事会での決定を得て総会で追認されたと、そのように認識されていることに私自身は理解を示しています。しかしながら、地権者との思いの違いがあった。そのところは私にはちょっと踏み込めないし、またわかりかねる情報がたくさんあると思いますので、今日は、そのことを争点にするのは避けたいと思います。

ただ、社会通念上、ごく普通の対応、正常な判断による普通の対応をお願いしたい。さもないと、道義的な問題に止まらず、法的責任という事態を招きかねない。万が一にもそうなれば、準備組合さんはもとより大成建設さん、島本町、この三者いずれにとっても利するところが何もないと私は思っています。

さて、都市創造部に所管を移されました。次の事業者を選定して、具体的に都市計画を進めていく段階に入れると、もし考えておられたとしたら、状況判断が誤っています。大成建設さんのお立場を、私はこの点においてはお察し申し上げるわけなんです。当初予算に土地の鑑定価格を計上し、本年度中に都市計画手続きに入れると考えられていたとしたら、それはあまりにも内向き、危機感が感じられていない。町の見解は、大成建設さんの主張の正当性を担保していないのではないかと危惧しているところです。

島本町のまちづくり、ここの西側のまちづくりについては、駅の西、当初より、その進め方に問題があると私は指摘してまいりました。保留区域申請、そして都市計画審議会での情報提供のあり方、常に無理と強引さがあった。島本町の将来を大きく左右する政策決定であるにも関わらず、市民の意見聴取を避け、「地権者の皆さんのご意向を尊重する」と、ただただ繰り返し、その一方で多くの地権者を置き去りにして強引に進めて

こられたという印象を、私自身は強く持っております。そして、今回の件で私たち島本町は、多くの関係機関から信頼を失いかねないことになっていると考えています。関係機関の事業計画に大きな影響を及ぼす結果となっています。

都市創造部長に聞きたいと思います。改めるべき点は改め、誠心誠意、すべての関係機関に、島本町として毅然として対応していただきたい。いかがでしょうか。

**総合政策部長** ただいまのお尋ねでございますが、都市創造部長にということでございますが、今のご意見の中で、この区画整理事業の進め方に当初から問題があったというふうなご指摘でございますが、特に、強引にこの事業を進めてきたということでもございませんし、地権者の皆さんの発意によって、この事業をしようということ、その準備組合、その前進にはまちづくり勉強会というのを数回実施をして、そこでゾーニングなり、いろんな形での意見交換をして、そのうえで準備組合を設立しようということ、これは地権者の皆さん方の9割以上の総意でもって設立をしたわけでございますので、準備組合として、町として、強引に進めたということでは決してございませんので、その点をご理解を賜りたいというふうに思います。

そして、多くの地権者から信頼をなくすというふうなことも、今、ご指摘がございましたが……（戸田議員・質問者席から「関係機関です」と発言）……、関係機関も含めて、協議は継続してずっとやっておりますので、そういったことのないように進めてきたつもりでございますし、今後ともそういう形で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** この4月1日から事務局の所管替えということで、都市創造部に関しましても、このJR島本駅西地区の土地区画整理事業に関わってきておるわけでございますが、冒頭、総合政策部長からも一定ご説明もさせていただいております。事業協力者の白紙撤回があったわけでございますが、大成建設との今後の円満解決に向けても、総合政策部、それから都市創造部、それから準備組合等々、関係者の中で円滑な問題解決に向けて、今、努力をしているところでございますし、関係者に対しても丁寧な説明をさせていただいておりますし、一定の協議をする場も設けながら、関係機関が今後、すべてが円満に解決というか問題を整理するうえで、今後の事業進捗に向けて、また地元の地権者の皆さんのご意向も踏まえながら進めてまいりたいなと思っておりますし、町も全力をあげて支援をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 私が「強引に」と申し上げたのは、主に保留区域申請の際、都市計画審議会での資料提供のあり方とか、パブリックコメントを取って、そして市民の議論の場がもっとあってもよかったのではないかという、そういう意味なんですね。例えば、駅周辺、駅ができたこと、それによってどのように変わったかという検証から進めて、そして市

民レベルの議論が交わされて、それから保留区域申請、あるいは都市計画審議会でも資料を提供したうえでの審議、そういったことが、していただきたかったという思いがあるからです。

また、事業協力者選定結果の承認がされた第3回総会において、「理事ではない我々のような地権者が知らないところで話が大きく変わっていることが多いことは問題」と発言されている、地権者の方が。あるいは、承認の撤回提案が最初に示されたときには、「総会のたびにいろいろ提案されるが、もっと地権者に考える時間を与えて欲しい」。6月2日の経過説明会の際には、「議事録は地権者に配付すべきである」という発言もありました。この点は改善されなければなりません。

総会は、地権者の皆さんの意見交換、合意形成、意思決定の場であり、理事会でお決めになったことの報告の場ではなく、合意形成の過程における情報の共有や意見交換の場、これは土地区画整理に非常に大事なんです。この点、総合政策部ではどのように認識されてきたのでしょうか。再度、問います。

**総合政策部長** 総会についての位置づけでございますが、これは土地区画整理事業に関わりませず、いろんな団体の総会については、その総会に参加されている皆さん方の意思決定の場でございますので、何も報告するだけではなしに、そこで意見をいただいて、そして、その意見をもとに最終的に参加されている皆さん方で決定をされるというふうな、そういう位置づけでございます。

特に、今、区画整理事業について非常に重要であるというふうなご指摘もいただきました。私も全く同感でございます。そういった中で、いかに地権者の皆さん方の総意でもって、この事業を進めていくのか。非常に、今も農地として営農したいというふうなご意向の方も当然おられます。そういう方については農地ゾーンとして、一定のゾーニングをしながら、秩序ある区画整理事業といいますか、駅前のまちづくりを進めていくというのが今回の事業の主眼でございますので、そういったことを実現するためには、やはり地権者の皆さん方の総意でもって事業を進める、これがないと、全く事業としては前に進まないというふうにご考えておりますので、そういう意味では今後も丁寧に、そのつどの進捗状況もご報告をさせていただきながら、皆さんの総意でもって、この事業を進めていく必要があるというふうにご考えておりますので、少し強引にというふうなご指摘もございましたが、区画整理事業を進めるということについては、地権者の皆さん方の総意でもって準備組合が設立をされたということでございますので、今後も、この地権者の皆さん方の、すべての地権者の皆さん方のご意見、ご意向を十分踏まえて事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 都市創造部におかれましても、この点を十分に踏まえて、事務事業を引き継いでいただきたいと思っております。

「平成 25 年 7 月 31 日の第 5 回総会以降、1 年以上も会議が開かれてません」と、私、通告で言いましたが、これは認識が違っていました。昨年の 12 月末に全体説明会というのが開かれていますね。しかし、12 月 24 日の 18 回理事会以降、全くホームページに記録はありませんし、文化・情報コーナーにあった、私たちが拠り所としたファイルも原課で保管され、見られないようになっていたというような状況もございまして、私はここが把握できていませんでした。

このとき、全体説明会で地権者から出されたご意見、このときの確認事項などをお示しいただけますか。

**総合政策部長** 全体説明会における確認事項ということでご答弁させていただきますが、その際につきましては、当初、大成建設を事業協力者として決定をしましたが、やはり、その地権者のご意向と大成建設さんが提案されている内容と、若干、認識のズレがあったというふうなことで、事業が進展していないというふうな状況がございましたので、そういった経過についてご報告をさせていただきました。その際にこの施設、この文教ゾーンにおける立地、そういったいろんなご意見もありましたが、やはり事業を前に進めて欲しいというふうなご意見が、率直なご意見として、私は印象に残っております。

従いまして、やはりまちづくりを進めるうえで、地元の希望もございしますが、そういったことも十分踏まえながら、全体地権者の総意でもって事業を進めていく必要があるというふうに感じておりましたし、この施設でないと駄目だというふうなことではなしに、事業を前に進めるためにはどうしたらいいのかというふうな、そういったご意見があったということで私は認識をいたしておりますし、そのためには、やはり合意形成にももう少し議論もしていく必要があると、このように認識をした次第でございます。

以上でございます。

**戸田議員** 印象では駄目なんです。印象では駄目で、会議録を地権者の皆さんにちゃんと配付して、きちっと共有して、情報を共有したうえで事業を前に進めて欲しい。ここはすごく大事で、この確認が。会議録を今後はお配りいただけますか、地権者の皆さんに。

**総合政策部長** 会議録といいますか、理事会も含めた役員におきます会議というふうなことですね。そういったことについては今後も、会議録というふうな形になるのか、要点録になりますのか、その会議した経緯については、そのつど、一般地権者の皆様にも情報提供をしていく必要がある、このように認識をいたしております。

以上でございます。

**戸田議員** 一般地権者、「一般」というか役員ではない皆さんに要点録をお配りいただくよう、お願いします。

ところで、経過説明会は、いつ開かれるのですか。平成 25 年の活動報告や、それからこの間の経緯、今後の方向性などを皆さんと共有する必要があると思っておりますが、説明会は必要であると、共通認識であると。では、いつ頃開かれるご予定ですか。

**都市創造部長** 説明会の開催時期については、先ほどもご答弁させていただきました。今後調整して、早い段階で開催する必要があるというふうには考えております。まだ具体的な日程については、お示しできる状況ではないということでございます。

以上でございます。

**戸田議員** あまり細かいことになるのですけれどもね、どうかね、18回の理事会以降、全くホームページにも記録がなく、文化・情報コーナーにあったファイルも原課で保管されている。こういったことは、もう改めていただきたいなと思っているのです。これについては、どのようにお考えですか。確認しておきます。

**都市創造部長** 開催の状況等ホームページへの掲載、それから資料等の文化・情報コーナーでの閲覧につきましては、現段階では一応閲覧とか、ホームページにも掲載をさせていただいてございます。議員ご指摘のとおり、ある期間、ちょっとそういうことで事務局のほうで資料等を保管をしていた時期がございますが、今後は積極的といいますか、情報の公開については努めてまいりたいなというふうには考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 非常に、個人情報も含まれ、デリケートな問題もあり、また、今様々な状況があり、すべてを何もかも公開せよと言っているのではないのです。

でも、都合が悪くなったらホームページもやめてしまって、ファイルも綴らない。そういうことがほんとに問題だと申し上げているのですね。また都市創造部、それから総合政策部、合計7人の方がこのプロジェクトに関わっておられると認識しています。たくさんの方々が、守備範囲の広い業務を抱えて——残業の話もありました。非常に厳しい、皆さん、そのような中で、これには7人の方が関わっていらっしゃる。そのことは本当に重いと思います。にもかかわらず、事務事業が必ずしもスムーズに行っていない。簡単なことです、ホームページにあげるとか、ファイルを綴るとか、それから文章はちゃんと丁寧に先方にお渡しするとか、そういうことを欠いているというのは、私は本当に残念に思っています。

さて、人口3万人の人びとが望む町の将来像、それを反映したうえでの自治体としての都市政策判断、地権者の皆さんの資産運用、これらはそれぞれ別のものですが、この三つをうまく融合させることが、土地区画整理事業においては非常に重要です。島本駅周辺のあり方については、駅ができた後の検証も含めて市民レベルで議論したうえで、都市計画の手続きに入るべきだったのです。

今後、都市計画を新たに進められるに際しましては、保留区域申請、非常に厳しい状況だと思いますけれども、どうか、何が一番大切かを見誤ることなく……（質問時間終了のベル音）……、不都合な情報を隠さないで、誠実に関係機関との関係修復にベストを尽くしていただきたいと思います。

以上をもって、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。



**平井議長** 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、9月4日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日9月4日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時49分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

第51号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第3号）

一般質問

関 議員 1. 東大寺公園でのバーベキュー等の利用について  
2. 職員の労務管理について

村 上 議員 工事監理業務の第三者への発注方法を問う

佐 藤 議員 1. 教育委員会制度について  
2. 台風11号について

外 村 議員 電力調達における入札実施（新電力への切り替え）の検討状況はどう  
なっているのか

河 野 議員 1. 障がいのある人の青年期、就業者の地域生活と自立支援の充実を  
2. 子どもの安全を——機構改革の機能を最大限生かし、第一中学校  
耐震化を急げ  
3. し尿中間処理施設 町内建設と公有地活用のあり方を問う

戸 田 議員 JR島本駅西土地地区画整理事業の進捗状況を問う

平成26年

島本町議会9月定例会議会議録

第2号

平成26年9月4日(木)

## 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 2 号)

年 月 日 平成 26 年 9 月 4 日 (木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	副 町 長	乾 知 範	教 育 長	岡 本 克 己
総 合 政 策 部 長	島 田 政 弘	総 務 部 長	柴 山 則 文	まちづくり事業推進 プロジェクトチ-ム 部 長	由 岐 英
健 康 福 祉 部 長	近 藤 治 彦	都 市 創 造 部 長	水 木 正 也	上 下 水 道 部 長	今 中 良 昌
消 防 長	木 下 光 平	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀	会 計 管 理 者	妹 藤 博 美
教 育 こ ど も 部 次 長	川 畑 幸 也	総 合 政 策 部 政 策 企 画 課 長	佐 藤 成 一	健 康 福 祉 部 住 民 課 長	大 柴 一 浩
都 市 創 造 部 に ぎ わ い 創 造 課 長	三 浦 了	都 市 創 造 部 環 境 課 長	安 藤 鎌 吾		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	永 田 暢	議 会 総 務 課 長	猪 倉 悟	書 記	村 田 健 一
書 記	小 東 義 明				

議事日程第2号

平成26年9月4日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 平野議員 1. (株)ベネッセコーポレーションに委託している島本町学習状況調査の中止を！  
2. 町立幼稚園のあり方等について  
3. 共通番号制度について

- 田中議員 1. 若山神社から尺代に至る若山台1号線の安全対策と整備について  
2. 尺代から水無瀬溪谷を經由して大沢に至る島本町内のハイキング道の安全対策と整備について

日程第2 第5号報告 平成25年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 第6号報告 平成25年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

日程第4 第52号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第5 第53号議案 工事請負契約の締結について

日程第6 第54号議案 平成25年度島本町水道事業剰余金の処分について

日程第7 第55号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について

日程第8 第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について

日程第9 第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第10 第58号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11 第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第12 第60号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例等の一部改正について

日程第13 第61号議案 島本町年長者医療費の助成に関する条例等の一部改正について

日程第14 第62号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第4号)

- 第 6 3 号議案 平成 2 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 第 6 4 号議案 平成 2 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 第 6 5 号議案 平成 2 6 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第15 第 6 6 号議案 平成 2 6 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第16 第 6 7 号議案 平成 2 6 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第17 第 1 号認定 平成 2 5 年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第 2 号認定 平成 2 5 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 号認定 平成 2 5 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 号認定 平成 2 5 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第 5 号認定 平成 2 5 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 6 号認定 平成 2 5 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第 7 号認定 平成 2 5 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第 8 号認定 平成 2 5 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 平成 2 5 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 0 号認定 平成 2 5 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 1 号認定 平成 2 5 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 2 号認定 平成 2 5 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 3 号認定 平成 2 5 年度島本町水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

**平井議長** おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、平野議員の発言を許します。

**平野議員** (質問者席へ) おはようございます。傍聴の皆様、ご苦勞様です。一般質問を行います。

1点目です。「株式会社ベネッセコーポレーションに委託している島本町学習状況調査の中止を」

①点目です。通信教育事業を展開する受験産業大手のベネッセコーポレーションは、最大約2,070万件に及ぶ可能性がある顧客情報の漏洩・流出をさせました。島本町は、同じ業者であるベネッセに学習状況調査・学力テストを委託しています。このことで、ベネッセからの町教育委員会への対応と、教育委員会が学校等に行った内容について、報告を求めます。

また、個人情報保護の取り扱いを含めて、ベネッセとの委託契約内容を示して下さい。情報管理の杜撰な業者への委託は適当ではありません。今後も随意契約で調査を委託し、実施するのですか。公教育を教育産業にゆだねていいのか、改めて教育委員会の見解を問います。

**教育子ども部長** それでは、平野議員の一般質問のうち、1点目の「島本町学習状況調査について」のご質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、①の「株式会社ベネッセコーポレーションからの教育委員会への対応と教育委員会が学校等に行った内容について」でございます。

本町におきましては、平成18年度以降、一部他の事業者への委託をしたこともございましたが、小学校での国語・算数・学習アンケート及び中学校での国語・数学・英語・学習アンケートに関しまして、学力学習状況調査を委託により実施してまいりました。

当該事業者における個人情報漏洩問題につきましては、7月上旬に当該事案の情報を得るとともに、当該事業者から謝罪と経緯の説明をしたい旨の申し出を受け、各小・中学校の学力向上担当者を対象とした本年度の結果説明会開催の折りに、謝罪と経緯の説明を受けました。

その説明において、今回の個人情報の漏洩については、通信教育における顧客の個人データに限られ、本町が委託している学力学習状況調査における個人情報については流出していないとの説明でございました。

また、当該事業者からは、本町教育委員会及び各小・中学校長あての謝罪文書の送付があり、教育委員会事務局と校長会において今後の対応について協議を行い、当該事業者から、本町の学力学習状況調査は当該事案とは別の環境にあるシステムで管理されており、個人情報は一切流出していないとの説明を受けていることから、特段の対応はしないことといたしました。

その後、8月に入り、当該事業者の担当者が教育委員会に来庁し、謝罪とこれまでの経緯の説明があり、保護者等からの問い合わせがあった場合には、当該事業者の連絡先への案内について協力要請がございましたが、これまでのところ、保護者等からの問い合わせは特にございません。

次に、「本町との契約内容について」でございますが、「個人情報の取扱いに関する覚書」を取り交わし、「島本町個人情報保護条例」における「個人情報の適正な管理」「目的外利用の禁止」「複写、複製の禁止」「秘密の保持」等を明記いたしております。

なお、学力とは、学力テストのみによって測られるものではなく、学校運営・学級経営を含めて、すべての教育活動において育まれるものでございますが、教育を司るあらゆる場面において、公的機関と同様に民間の活力が大きく関与している部分もございます。しかしながら、業者委託による学力学習状況調査は、公教育を教育産業にゆだねているのではなく、本町の児童・生徒の学力の状況を把握し、その後の指導に活かすための手段の一つとして実施しているものでございます。その結果、本町の子どもたちの学力は、おおむね全国平均値を上回る学力が身につけていることや、各学校での指導が適切に行われてきたものと考えております。

以上でございます。

**平野議員** 島本町の行っている学習状況調査に関しましてはね、特に情報の漏洩とか流出はなかったということで、ベネッセのほうから直接、学校ですか、学力に関する学校の担当のところには謝罪、説明があったということですね。それから文書も教育委員会には提出されたということで、流出がなかったということについては安心しましたけれども、ただ、この状況調査の契約書に添付されている仕様書を見ますと、解答用紙の番号欄に学校名、学年、組、男女、出席番号を記入することになっております。氏名は記入しませんが、これらの個人情報はベネッセという、いわゆる教育産業のデータ作りに活用されていると言っても過言ではないかと思っておりますけど、いかがですか。

**教育こども部長** 確かに、契約書の別紙として、仕様書の中にそういったことが書かれております。基本的に、この学習調査につきましては受験番号によって管理をされております。ただ、仕様書にも書いておりますように、解答用紙の番号欄には学校名、学年、組、男女、出席番号を記入して、受験番号シールを貼るということになっておるんですが、実際の運用といたしましては、学校名もわからないように各学校に番号を付番しております。また、出席番号につきましても、学校におきまして通常の出席番号ではなく、ラン



ダムに番号をつけておりました、学校でだけがわかり得る情報ということで対応しております、従いまして、子ども達の学校、あるいは出席番号につきましては、ベネッセのほうにはわからない状況になっております。

また、児童・生徒の名簿の提出や氏名の記入は一切行わないということになっておりますので、そういった面では、委託先のベネッセ株式会社のほうでは、個人を特定することはできないという形で運用をさせていただいております。

以上でございます。

**平野議員** 個人が特定できないような運用の仕方をしてるということで、その点については了解しました。

先ほど、今回の流出事件に関しまして、島本町が学習状況調査については同じ業者に委託していることで、特に保護者からの問い合わせはなかったというふうにおっしゃいました。そしてまた特段の対応もしないということでしたけれど、私が把握してる限りでは、個人情報漏洩事件で保護者からも懸念する声があります。やはり、きっちりと学校から保護者に説明する、また教育委員会から説明する必要があるというふうに思っておりますけど、いかがでしょうか。

**教育こども部長** 先ほどご答弁申し上げましたように、学校のほうとも協議をしたうえで、今回の漏洩については、一切、本件に関わる情報が漏洩していないということが説明も受け、確認ができておりますので、その点については、特に説明の必要はないのではないかとということで統一をさせていただいたものでございます。

なお、個々にベネッセのいろんな学習に関わる部分で、個人的に契約されている部分については、漏洩があった場合には、個人にもそういう文書が届いているというふうになっております。

以上でございます。

**平野議員** 今日、本日の朝日新聞の朝刊にもね、全国学力調査に関して、今年もベネッセが落札したということで記事が載っています。その中で、やはり記事の内容としてはね、保護者の不安に配慮して経緯を説明するよう求める声もあるということで、文部科学省の見解も載せておられるところです。

ですから、全国学力テストもそうですし、島本町が行っている学力テストもそうですけれど、やはり、きっちりと保護者に広報、ホームページ——ホームページには一部載っていましたがね、それから個々の学校にプリント配布などするということは、最低限の必要なことであるというふうに、説明責任を果たすという意味では必要なことであると思います。ぜひ、お願いしたいと思います。それについては、再度、教育長にお答えいただきたいと思います。

それから、通告の②点目です。文部科学省、大阪府、島本町と、年に3回実施される学力テストは、学校現場や児童・生徒の負担になっているのではありませんか。学習状況

を把握するのは、学校の教職員が日常の授業の中で行うことこそ、個々の児童・生徒の適切な学習援助に活かされるのではないかと思います。見解をお訊きします。

**岡本教育長** 先ほどの件でございますが、学校を通じて、あるいは教育委員会へ直接、この件に関するお尋ねはございませんでした。これは部長が申し上げたとおりでございます。また、私どもとしまして学校長ときちんと連絡を取りまして、ベネッセの情報も入れ、学校での反応をお聞きをし、そこまでのことにつきましては必要ないというふうに判断いたしましたものでございます。

以上でございます。

**教育こども部長** それでは、二つ目の質問の「学習状況の把握には、学校教職員の日常の授業の中で行うべき」とのご質問でございます。

ご指摘のとおり教職員は、個々の児童・生徒の学習状況を把握するために、日常の授業の中で、意欲・関心等情意面も含め、様々な観点から指導と評価に努めております。一方で、本町及び全国学力学習状況調査では、点数のみを分析対象とするものではなく、児童・生徒の生活状況や意識面もクロスさせながら、学習の定着度がトータルで客観的に分析されておりますので、町全体や学校ごとの学習状況を測るデータとして積極的に活用しております。

なお、これまで行ってきた学力学習状況調査からは、本町の児童・生徒がおおむね全国平均値を上回る学力が身につけていることのほか、基礎的な問題は学力上位層も中間層も正答率が極めて高い状況にある反面、下位層は低い状況にあることや、記述応用的な問題は学力上位層の正答率が高く、中間層、下位層は低い状況となっているなど、大局的な傾向が専門的な分析手法により掘めたことで、その後の指導方法の改善等に活かしているものと認識しております。

教育委員会といたしましては、特に、下位層の学力の底上げが大きな課題であると認識しており、学習への興味・関心を高め、意欲の向上が図られるよう、教職員研修の充実に努めるとともに、児童・生徒がテスト問題を読み、質問の内容を理解し、解答する基礎的な力を身につけられるよう、国語力の向上を目指し、学校図書館の活用・充実に努めているところでございます。

また、本年度につきましては、全国学力学習状況調査が小学6年生と中学3年生を対象に行われ、大阪府チャレンジテストが中学1年・2年生を対象に行われる予定となっておりますことから、今後の本町の学力学習状況調査につきましては、今後のあり方とともに、対象学年についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平野議員** いわゆる学力の底上げということについてはね、そのことこそがほんとに大事だと思います。全国学力テストの結果を見ましても、成績の格差があるというふうな状況なのでね。やはり先ほど教育こども部長もおっしゃった、児童・生徒の好奇心や興味

を高めるとか、意欲を持って授業に、学習をする、そのことこそがほんとに重要なことだというふうに思っております。

ですから、そういったことができるような環境整備、教育整備、例えば少人数学級なども含めて、そういうことをすべきだというふうに私は思っています。学力テストに頼るということについては、やはりちょっと疑義を持つのですけれどね。そういう教育環境こそ、良くするべきではないですか。

**教育こども部長** 学力学習状況調査につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように点数のみを把握するのではなく、生活面も含めてトータルで客観的に分析をして、その後の指導に役立てるということが大きな目的でございます。

そういった中で、少人数学級ということもでございます。そこにつきましては、毎年、町村会を通じまして国のほうにも要望をあげているところでございますが、現状におきましては、課目によりましては一つのクラスを二つに分けて授業をし、その理解度合いによって授業を進めるというようなやり方もやっておりますので、そういったことについては、学校内部で今後も工夫をしながら、学力向上に向けて、特に下位層の学力の底上げについて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** 約2,070万件にも及ぶ、いわゆる個人情報の漏洩、流出をさせたという業者に随意契約で委託する。また、今後どうするのか、やめるとはおっしゃいませんでしたので、委託する予定にされているのかどうか検討されると思うんですけど、私はこういった業者に対する委託は適当じゃないというふうに思います。

ぜひとも、是正していただきたい、改善していただきたい、見直していただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

「町立幼稚園のあり方等について」

島本町の二つの町立幼稚園は、幼児教育のみならず、預かり保育などによる就労支援や、園庭遊びなど未就園児イベントを実施し、地域の子育て支援などの役割を担っています。地域に根ざした幼稚園として、若山荘やひとり暮らしの年長者との交流も第二幼稚園ではされているようです。

子ども・子育て支援新制度では、公立幼稚園のあり方も大きく変わることになりそうです。そこで、お尋ねします。

①点目.公立施設としての役割、意義のある町立幼稚園は、新制度でどうなるのですか。答弁を求めます。

**教育こども部長** それでは、2点目の「町立幼稚園のあり方等」について、ご答弁申し上げます。

まず、①点目の「公立施設としての役割のある町立幼稚園は新制度でどうなるのか」について、でございます。

国の子ども・子育て支援新制度におきましては、市町村は住民の教育・保育にかかる需要量を的確に把握し、それに応じた供給体制を確保する責務を負っております。そのため、各自治体におきまして今後5年間の教育・保育の必要量を見込み、保育所・幼稚園及び認定こども園や地域型保育事業により、サービスの確保策や提供量体制などについて、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」に明記することが義務付けられております。

町立幼稚園につきましては、町が自ら設置者となっている幼稚園でありますことから、あえて制度の対象としないという選択肢を取ることは想定されておりませんので、平成27年度に新制度上の幼稚園に移行することを予定しております。

なお、新制度では、認定こども園へ移行するとの選択肢もありますことから、今後、就学前児童人口の推移や、幼児教育・保育及び子育て支援のニーズを踏まえ、認定こども園についても十分に検討を加えていく必要があると考えております。

以上でございます。

**平野議員** 新制度における、いわゆる公立幼稚園のあり方というのは、なかなかわかりにくいところがあります。認定こども園についても、具体的にはどういうものなのかというのが、わからないところがあるわけですが、それでちょっと、現状についてお尋ねします。

1点目ですけど、現状の町立幼稚園の園児数と、定員に対する割合を、第一・第二幼稚園ごとに、それぞれお示し下さい。

**教育こども部長** 幼稚園の園児数でございますが、本年5月1日現在の学校基本調査によるデータで申し上げますと、第一幼稚園につきましては、定数207人に対しまして139人の入園でございます。充足率としては67.1%でございます。第二幼稚園につきましては、定数207に対して園児数99名ということで、充足率は47.8%となっております。

以上でございます。

**平野議員** 町立幼稚園の、いわゆる充足率をお示しいただきました。第一・第二幼稚園とも定員に満たないという状況で、特に第二幼稚園に関しましては47.8%ということでね、ほんとに半分以下ということで、ちょっと深刻だなというふうには思っております。

子ども・子育てに関するニーズ調査が行われましてね、特に幼稚園に関する記述も多く見られました。具体的には、3年保育を望んでおられたり、特に第二幼稚園に関しては施設の老朽化・耐震化、トイレが臭うなどの施設整備の改善要望、また第一幼稚園と同様の預かり保育ですね。これは就労支援型ではなく、いわゆる預かり保育で土曜日、長期休業期間中も第一幼稚園と同じようにしていただきたいというのが、要望がたくさんあったというふうに思っておりますが、こういったニーズに対して、今後対応できるというふうにお考えですか。

**教育こども部長** 確かに、今、議員ご指摘がございましたように多くのご要望がございま

す。特に施設の改善面につきましては、特に第二幼稚園の改善というのは必要があるというふうに思っております。現在、耐震診断も実施をしておりますので、それも踏まえまして、今後、施設の改善、あるいは施設のあり方について、考えていきたいというふうに思っております。

それと、3年保育という部分については、なかなか現時点で実施というのは難しい状況でございます。施設面もそうでありまして、今後の子どもの推移にもよると思いますが、民間の運営を圧迫するというようなことも、一つ、懸念としてございます。

また預かり保育につきましては、長時間の預かり保育については第一幼稚園で実施をいたしておりますけれども、長期にわたってそれを希望される方というのは非常に少ない状況でございます。第二幼稚園でも、今4時半までの預かり保育をやっておりますけれども、その辺の時間延長については、今後、十分検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** またもう一つ、新制度になれば保育料も所得に応じた利用者負担となるということで、今後、国の定める保育料とあまり変わらなければ、今現在、月額8千円のところが約2万円にもなるということになりますので、保護者の負担が増えます。実際、3年保育や給食がなく、保育時間も短いというけれど、低額だから、また地域の幼稚園から利用されているということがあると思えます。その点、どのようにお考えですか。低額だから利用しやすいということで、多く通われているということではありませんか。

**教育こども部長** 幼稚園の保育料につきましては、議員が今ご指摘ございましたような低額という分では、金額的には魅力的な部分であったというふうに考えておりますが、27年度以降、新しい制度に移行をしまいたしますので、そういった点については、一定、国から示されております保育料を基本としつつ考えていきたいというふうに思っておりますが、現状でも幼稚園の保育料というのは月額8千円になっておりますけれども、実際には就園奨励補助金ということで、所得に応じた助成制度というのがございますので、それも踏まえたうえで、新制度に移行したときに、各所得区分の方がどういう保育料になるのかということも十分見極めたうえで設定をする必要があるというふうに考えておりますのと、また近隣自治体との、あまり格差が生じないようにする必要もあるというふうに思っております。

それと、あと新しい制度が始まりますので、経過措置が設けられるのかどうかということについても、十分、今後検討して、保育料については決定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** この点はね、また次に控えている議案、子ども・子育て支援新制度の条例案とかと関わることでございますので、これ以上触れませんが、やはり現在の保育料より大きく値上げするということについては、少し抑制していただきたいというふうに思ってお

ります。

今後、就学前の人口も減り、女性の就労率も高くなり、保育ニーズが高まって、今後、町内の民間保育園も認定こども園に移行すれば、町立幼稚園を選ぶ人は少なくなるのではないのでしょうか。そのため、町立幼稚園の廃止または統合ということになりかねないということ、ちょっと心配しておりますけど、いかがですか。

**教育こども部長** 今後といいますと、現状で就学前の子どもの本町の状況を見ますと、若干、増加傾向にあるというところ辺で、他の自治体とはちょっと違うのかなというふうには思っておりますけども、当然、子どもが減ってくれば統合ということもあり得るわけですけども、それについては、今すぐという段階ではないというふうに判断をしております。

また、先ほどもご答弁申し上げましたように、今後、子どもの推移も見つつ、認定こども園ということについても、一定検討が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** 町立幼稚園のあり方については、今後、いろいろ検討が必要だと思うんですけどね。子ども・子育て会議、また教育委員会、そして私たちの議会に対して、やはり審議を経るとするか、どういうあり方にしたらいいかというものを案を示して、きちんと審議を経るという手続きが必要であるというふうに思いますけど、いかがですか。

といいますのは、5月28日開催の第2回の子ども・子育て会議において、私立幼稚園関係者の方が、二つの町立幼稚園についてはすでに決定されているのか、「新制度に向けての方向性は決定されているのか」という質問に対して、子育て支援の担当課は「現段階としては教育委員会や議会の審議を経なければならないが、あくまでも今回、国のほうから新制度が示されてる以上、新制度に移行しないということは考えづらい状況である」というふうにお答えされています。ですから、前段の中で、教育委員会や議会の審議を経なければならないが、というふうにお答えされているわけですが、具体的にはどういった手続きをする、保障するというふうにお考えですか。

**教育こども部長** 現在、子ども・子育て会議のほうでも慎重に審議をさせていただいておりますし、今後、子ども・子育て支援事業計画を策定してまいりますので、一定子ども・子育て会議のほうで子ども・子育て支援事業計画の案がまとまりましたら、パブリックコメントを実施し、多くの方からご意見をいただく場も設けていきたいというふうに考えておりますので、その後、来年度予算も絡んでまいりますので、その点については議会のほうでもまたご審議をいただくことになるというふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** 私は、それではちょっと遅いんじゃないかなというふうにも思っております。高槻市の子ども・子育て会議では、すでに公立幼稚園のあり方ということで案を示され、たくさん幼稚園がありますので、それぞれがどういった形になるのかということにつ

ては示されて、一定審議された。9月の議会の、たぶん関連する常任委員会の協議会か何かでは、ご説明があるというふうに聞いております。大事なことですからね、そういうこときっちりとして議会にも早めに説明なり、意見を聞く場というのを提供させていただきたいと、これは強く要求しておきます。

公立幼稚園というのは、私もちょっと今朝、久しぶりに寄ってみましたけれども、ほんとに第二幼稚園などは私も3人の子どもを、6年間通わせておりましたので、自然環境に恵まれたところにある。ほんとに、ああいう立地条件を活かした保育や教育ができるのではないか、魅力的な、そういった内容で事業展開できるのではないかと私は思っておりますので、そういったことも含めてね、全庁的に検討していかなければならないことだなというふうに考えております。その点、よろしくをお願いします。

通告した②点目です。島本町の保育の質を確保するため、民間保育所に交付している運営費等補助金について現行水準を担保すべきですが、お考えをお聞かせ下さい。

**教育こども部長** それでは、②点目の「民間保育所への運営費等補助金について」でございます。

これまで町内民間保育所に対しましては、認可定員、所長設置の有無、地域区分等から設定された国が定める児童1人当たりの月額必要経費をもとに、国・府の特定財源からなる保育所運営費として補助してまいりました。本町では、この国の規定に基づく運営費のほか、「民間保育所運営費等補助金交付要綱」に基づき、保育内容の充実・保育士の処遇改善を目的として運営助成を行っております。

この運営助成は、国が定める保育所運営費に35%を乗じたもので、比率として、他自治体の同様な補助に比べ手厚い設定となっております。これは他自治体が障害児受け入れ補助、給食材料費、嘱託医手当加算等、様々なメニューの実施の有無による積み上げにより補助金額を設定していることに対し、本町では民間園に対しまして、町の現状や意向に沿って、弾力的な事業運営をしていただけるよう設定しているものでございます。

なお、子ども・子育て支援新制度では、これまでの国の保育所運営費に関する規定から、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、「公定価格」に位置付けが改正される予定でございます。国における公定価格にかかる論議では質の改善が課題となっており、新たに基本額として「研修の機会確保のための代替人件費」、加算対象分として「3歳児の配置基準の20：1から15：1への改善分」「療育支援を補助する職員配置」及び「栄養士配置」「第三者評価の受審費用」など、多様な事項が盛り込まれる予定となっております。

現時点では、質の改善ベースの導入は、財源の確保など予算編成段階で決定されるものでございますが、基本的には現行の水準を維持することが、民間園が安定的に保育所を運営でき、また子育て家庭のニーズに沿った事業を円滑に展開できると考えておりますので、国の動きを十分に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平野議員** 今のご答弁によりますと、新制度でね、当然、保育所や認定こども園については——今後、もし認定こども園に移行されたとしてもですよ——公定価格という形で財源がそれなりに、新しいメニューも含めて保障されると。しかしながら、特に町の独自基準になっている保育士の配置基準なども堅持をしようと思いと、今ある民間保育所への運営等補助金を支給というか交付しなければ、その保育の質というんですか、が保てないというふうに思いますので、ご答弁によりますと、わりと、それは保つ、同水準を保つというようなご答弁だったのかなというふうに私は解釈しております。

ぜひとも、また今度新しくできる保育園についてもそうですけど、町立と民間とが格差がないような形で、保育の質の確保について努力していただきたいというふうに思います。再度、お答え下さい。

**教育こども部長** 新しい新制度におきましては、今議会でも条例審査をまたしていただくわけでございますが、教育委員会といたしましては、保育の質の確保ということについては、そこに重点を置いた形で、今回、条例提案もさせていただいておりますので、そのことも踏まえまして、引き続き現状の保育水準を維持していくということで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** よろしく申し上げます。

3点目です。「共通番号制度」について、お尋ねいたします。

この制度については、政府自らが「社会保障番号大綱」の中で、次のように言っているんですね。「仮に、様々な個人情報本人の意思による取捨選択と無関係に名寄せされ、結合されると、本人の意図しないところで個人の全体像が勝手に形成されることになるため、個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難となり、ひいては表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず（萎縮効果）、民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない」と、15ページに述べています。そんな中で、この制度は進められているということです。

具体的に、お尋ねいたします。

①点目．共通番号制度導入に向けての準備状況と経費負担、番号関連予算の内容、国費（補助金か交付税か）や町単費かの内訳、コストの見込みについて、示して下さい。

また、本年度は既存システムに対する番号制度の影響度調査が行われていますが、どのような業務に影響するのか、何件のシステム改修が必要なのか。今の段階でわかる範囲で報告をして下さい。

**総合政策部長** それでは、3点目の「共通番号制度」のうち、①の「番号制度導入に向けての準備状況と費用負担等」について、ご答弁申し上げます。

本年度における共通番号制度、いわゆるマイナンバー制度の準備につきましては、ま



ず、税・社会保障をはじめとする各制度で利用しているシステムにどのような影響が生じるのかを調査する手続き、いわゆる影響度調査を実施しているところでございます。影響度調査の内容につきましては、今後、設置が必要とされている団体内統合利用番号連携サーバーや中間サーバー等が適正かつ円滑に連携できる仕組を構築するため、本町の各システムのデータ整理等を行っているところでございます。なお、影響度調査につきましては、国庫補助の対象とはなっておりません。

また住民基本台帳システムの改修につきましては、本年、秋以降に実施する予定であり、補助対象経費となる企画・開発費の10分の10に相当する額が補助対象となります。

なお、地方税システムの改修及び中間サーバーの整備につきましても、本年度の対応を予定しておりますが、地方税システムの改修につきましては、対象経費の3分の2に相当する額が補助対象となっており、残りの3分の1につきましては交付税措置となる予定でございます。また中間サーバーにつきましては、共同化・集約化するため、地方公共団体の情報化推進にかかる支援を行っております地方公共団体情報システム機構が整備を行うこととなっており、当該機構に各地方公共団体が負担金を支払う予定でございます。なお、補助金は対象経費の10分の10に相当する額となっております。

次に、「今後のシステムの改修等について」でございます。

これにつきましては、団体内統合利用番号連携サーバーの整備や、税をはじめ国民年金、障害者福祉、生活保護、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、健康管理システムなどの、各社会保障関係システムなどの改修が必要となる見込みでございます。

なお、改修の必要性が現時点で確定していないものもございまして、詳細につきましては、お示しすることができる状況ではございません。

以上でございます。

**平野議員** 今後、今おっしゃった国民年金システムとか健康保険とか介護保険、児童手当などの、いわゆる社会保障に関わり、いろいろなシステム改修が必要なわけですが、その改修費については、国からの全額保障の措置は行われるのですか。

**総合政策部長** 先ほど申し上げましたとおり、基本的には対象経費の10分の10、全額が補てんをされるということでございますが、ただ、その額で十分まかなえるのかどうかということにつきましては少し懸念もございまして、自治体としての持ち出しがないように、今も継続して要望しておる状況でございます。

以上でございます。

**平野議員** これに関しましてはね、多くの、当然都道府県の知事会もそうですけれども、国が事前に説明していた全額保障措置が行われず、地方の負担が増しているということ、自治体から反発が起こっているということなんですけどね。このように自治体の持ち出しが増えれば、ほんとに住民にとって、また、その自治体にとってメリットがある

のかという疑問を持ちます。そういう制度だなというふうに認識しております。

②点目、③点目について、お尋ねします。

個人番号の付番と個人番号カードの交付は法定受託事務ですが、その他の自治体の行う業務は自治事務ですか。情報漏洩等の町の責任体制に関わるので、確認します。

③点目、共通番号制度導入により、自治体及び住民の負担が軽減する事務は何ですか。負担増は何ですか。情報連携によるメリットとされているものは、共通番号がなくても、内部の連携で大部分が実現するのではないのでしょうか。そして、番号制度を利用しなければ実現できない事務は何か、ご説明をお願いします。

**総合政策部長** 続きまして、②の「番号制度にかかる自治事務について」でございます。

マイナンバー制度にかかる「法定受託事務」といたしましては、個人番号の付番及び個人番号カードの交付とされており、地方自治法第2条第8項における「自治事務」といたしましては、「地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう」と定められております。従いまして、マイナンバー制度にかかる各事務の執行にあたりましては、法定受託事務及び自治事務におきましても、基本的には各地方公共団体において行われるものでございますことから、本町におきましても徹底した情報管理とともに、適切な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、③の「マイナンバー制度による自治体・住民の負担が軽減する事務、負担増は何か。当該制度を利用しなければ実現できない事務は何か」について、でございます。

自治体における事務につきましては、住民の皆様の個人情報の管理を徹底するため、様々な情報の照合や転記、入力などに細心の注意を払い、執行しておりますが、これらに要している時間や労力が大幅に削減をされ、事務コスト等の軽減につながるものと考えております。

一方、住民の負担軽減といたしましては、例えば、各種の申請・申告等に必要な行政機関が発行する納税証明書等の添付書類の省略ができ、手続きが簡素化されることとなります。また、インターネットを介して自己の情報や各種行政サービスを閲覧でき、各種手続きも行うことができる「マイポータル」というシステムを活用することができるようになります。

現在、本町のシステムにつきましては一定連携ができておりますが、マイナンバー制度を利用することによって、他の公共機関との情報連携を行うことができるようになり、より円滑な事務の執行が可能となるものと考えております。

以上でございます。

**平野議員** ちょっと、時間もあんまりないので、④点目、⑤点目について問います。

共通番号制度導入に関わり、島本町の個人情報保護制度の見直しが必要となりますが、

具体的な見直し内容を伺います。

個人番号を含む個人情報のことを「特定個人情報」と言い、その集合体である台帳などを「特定個人情報ファイル」と言いますが、システムにおいてファイルを保有する場合は十分な保護措置が講じられているか、評価、点検することが求められています。評価における第三者点検業務は、どの機関で行うのですか。

⑤点目．住民への広報は、どのようにするのですか。

国は制度に関し、省令案や指針案など、パブリックコメントを本年3月、5月、8月と実施していますが、リンクして、町のホームページで周知をすべきではなかったでしょうか。特に8月実施のパブコメの中で、「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令案」については、「精神障害者については病状等の医療情報」「日本学生支援機構の学資金回収事務」も利用対象とするとし、法の説明に反した利用がなされ、人権侵害や奨学金の返済困難な人を追い詰めることになりかねません。制度について、市民意見の反映を保障することも自治体の役目ではないでしょうか。

**総合政策部長** それでは、④の「特定個人情報に関するご質問」につきまして、ご答弁を申し上げます。

「番号法」施行に伴う本町の個人情報保護制度の見直しにつきましては、「番号法」における規定と本町の条例の規定との間に、特定個人情報の目的外利用及び提供について、マイナンバー制度が厳しく限定していることとの整合性が図れているかを確認し、本町の「個人情報保護条例」の見直しについて検討が必要であると考えております。

また「番号法」では、制度面における保護措置として、特定個人情報を取り扱う実施機関に対して、特定個人情報保護評価の実施を義務付けられております。これは、プライバシーをはじめ個人が法的に保護される権利利益に与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるための適切な措置を講ずることを公表し、取り組むものでございます。具体的には、取り扱う特定個人情報ファイルごとに対象人数や取り扱い者数、重大事故の発生の有無などによって、境界となる値、いわゆる閾値判断を行い、その結果に基づいて、基礎項目評価、重点項目評価、また全項目評価のいずれかを行うこととなります。

なお、議員ご指摘の評価における第三者点検につきましては、全項目評価を行う際に義務付けられているものでございますが、国が示すいわゆる「閾値判断」に基づきますと、本町の行政規模では、全項目評価が必要となる取り扱い事務はないものと考えており、現時点におきましては、第三者点検を行う予定はございません。

続きまして、⑤の「住民への広報について」でございます。

マイナンバー制度につきましては国民全体に関わるものでありますことから、当然のことではございますが、住民の皆様への周知を行う必要があると考えております。

なお、周知の手法につきましては、広報や町のホームページをはじめ内閣府が予定を

している広報ポスターの作成や、コールセンターの開設などを活用し、住民の皆様への周知の徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、ご質問にありましたように、町ホームページに内閣官房のホームページをリンクすることについても検討するなど、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平井議長** 1分切っておりますので、答弁もらえように簡潔にお願いします。

**平野議員** 個人情報保護についてお尋ねいたしますが、他市では、もうすでに半年ぐらい前から、この個人情報保護審議会等にかけておられますけれど、今後、島本町はどのようなふうに諮問・答申をなさるんですか。

**平井議長** あと30秒ですので、簡潔にお願いします。

**総合政策部長** 個人情報保護の審議の状況でございますが、本町では、まだ個人情報保護審議会等の開催は行っておりませんが、他市ではすでに審議をされておるところもございます。本町につきましては、情報量の多寡にもよりますけれども、今後の審議会の運営につきましては……（質疑時間終了のベル音）……平成27年の1月、そしてパブリックコメントにつきましても平成27年の4月以降、そして条例改正についても、その後に円滑に事務が執行できますよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平井議長** 以上で、平野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時51分～午前11時05分まで休憩）

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、田中議員の発言を許します。

**田中議員**（質問者席へ） 無所属の田中です。それでは、一般質問させていただきます。

通告の1、「若山神社から尺代に至る町道若山台1号線の安全対策と整備について」

まず、若山神社についてですが、若山神社には島本町が誇る貴重な自然があります。神社には幹の周りが2.5mを超えるツブラジイの巨木——これは大阪府指定の天然自然記念物です——が42本あり、神社の周辺の椎、檜の天然林は、大阪府の自然環境保全地域に指定されております。加えて、この杜は「大阪みどりの百選」にも選ばれています。

また若山神社は、古くから、春は桜、秋は紅葉の名所として知られています。境内からは、桂川、宇治川、木津川の三川合流点を眺望することができます。そこにはベンチや床机が置かれ、島本町の住民やハイカーの憩いの場になっています。このように、若山神社はハイカーにとって魅力的な場所になっています。

その若山神社を通る島本町内のハイキング道は、二つあります。一つは太閤道であり、もう一つは、おおさか環状自然歩道です。前者は、若山台、若山神社を経て高槻市の金

龍寺跡を通り、磐手橋バス停に至るものです。後者は、若山台、若山神社を経て尺代を通り、さらに水無瀬溪谷を遡り、釈迦岳に至るものです。

そのおおさか環状自然歩道、町道若山台1号線と重なる部分を、4月14日の午後に、尺代の方の案内で、大阪府北部農と緑の総合事務所のスタッフ、島本町都市創造部の職員の方々と視察いたしました。

そこで、質問です。若山神社から尺代に至る町道若山台1号線の指摘された危険場所は、どこでしょうか。

**都市創造部長** それでは、田中議員の一般質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の①「町道若山台1号線における大阪府との協議について」でございます。

お尋ねの当該路線における大阪府との協議箇所につきましては、若山神社のトイレから尺代方面への約30m程度に位置する、環状自然歩道に指定されている箇所となっております。

以上でございます。

**田中議員** その30mというのは、どんな危険な箇所があるのでしょうか。

**都市創造部長** 私も現地のほうを確認させていただきましたが、場所としまして、今30m付近ということで、そこは自然歩道という部分なんですけども、橋が架かってございます。橋の下部の部分で土砂の崩落等がございますが、その橋につきましては、H鋼等で支持がされておりまして、その崩落が橋への影響ということにつきましては、特に必要がないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

**田中議員** その先の、橋を除いた30m、その先が、やはり谷川の斜面が崩落しておって、危険だという認識を大阪府のほうもしておりましたし、一緒に視察した私もそういうふうに思っていました。また、その時点で、都市創造部のスタッフ3名もそのような認識をし、ここは危険だなという指摘をしておられましたが、その点について、部長はどんな報告を受けられているのでしょうか。

**都市創造部長** ご指摘の場所につきましては、私も現地を確認させていただきました。ちょうど片方がのりということで、町道部分からのりとなっておりますものですから、その町道部分の、のり肩のところ、やはり足で踏みますと軟弱ということで、非常に、そこを踏むと危ない状況にはございますが、現地におきましても、町道部分というの、きっちり境界確定がされてませんので、一定、歩かれるところについては砂利道になっておるわけですが、今、ご指摘にあるところは、のり肩ということで、やはりもともと軟弱であるということで、現地におきますと、竹とかそういうので一応、安全な区間ということにつきましては目印的なものも置かれてる中で、現在、管理をしているという状況でございます。

そこに安全対策ということで、一定、構造物等を設けて安全対策を行うということは非常に困難な状況でもございますので、現状といたしましては、日常のパトロールの中で、日々、経過を観察し、今の状態がより悪化するということでありましたら、補修等を行う中で対策が必要かな、というふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

**田中議員** ということは、そこは安全だと、ハイカーが注意していけば安全だというご見解ですか。

**都市創造部長** 万が一、そこを通られるということになりますと、やはり下が軟弱ということでございますので、その危険性はございますが、現地の状況も把握する中で、なかなかそこまで、議員のご指摘の部分までの安全対策というのは難しいというふうには考えておるところでございます。ただ、一定の周知は必要かなというふうには思います。

以上でございます。

**田中議員** 部長が、そのこの現地を視察されて、その入り口に大阪府の注意書きがありまして、そこは通行止めです、という標示があるんですけども、じゃ、安全なところが、なぜ通行止めにする必要があるのか。大阪府と島本町の見解は違うと言えそうかも知れませんが、なぜ大阪府が通行止めをしているのでしょうか。

**都市創造部長** 大阪府が、なぜ通行止めをしてるかという件につきましては、私のほうも、大阪府のほうに一応問い合わせをさせていただいているところでございます。大阪府の見解といたしましては、町道の安全対策が実施されても、その先で落石等が発生しているため、環状自然歩道の通行止めを解除することはない、というふうにご意見をいただいております。

以上でございます。

**田中議員** 町道若山台1号線で、若山台、若山神社から尺代に至るところで、落石の危険性があるところって、どこにございますか。その点、指摘して下さい。

**都市創造部長** 大阪府さんのご見解ということでもございますけども、「その先」と言いますのは、水無瀬溪谷等も含めて、おおさか環状自然歩道としての落石箇所があるということで、区間を通行止めをしているということで認識をしております。

以上でございます。

**田中議員** ということは、尺代から水無瀬溪谷を遡って釈迦岳に、今なら大沢に至るところが問題であって、若山神社から尺代に至る町道若山台1号線については問題がないというふうに理解すればいいですか。

**都市創造部長** 危険性がないということについては、一定、日常のパトロール等でも点検をさせていただいております。今、ご指摘のあったとおり、若山台の神社から長鳥橋の辺りまでの間につきましても、通行止めにはしてるんですけども、日常の草刈りとか維持補修というのは、大阪府のほうからも委託を受けて実施もさせていた

だいておりますので、一定、ハイカー等が通られるということもありますので、日常の管理については実施をさせていただいております。

以上でございます。

**田中議員** そうすれば、ハイカーは、そこを通っても安全だという見解を……、島本町としての考え方は、ハイカーはそこを通っても安全だと。ただし、大阪府のほうは尺代から水無瀬溪谷を遡って大沢に至るところが危険だから、つまり落石があり、倒木があるから危険だから通行止めをしてるということですから、その部分は、別に大阪府と協議をして、「その部分」というのは若山神社から尺代までは、大阪府と協議をして通行止めを解除するということが十分考えられるんですが、それについては、部長はどのようなふうにお考えですか。

**都市創造部長** 本町といたしましても、若山台1号線については町道としての通行止めはしてございませんので、一定、大阪府が指定されております環状自然歩道については通行止めということについては、大阪府の見解でございます。町といたしましても、その点については確認をさせていただいておりますけれども、先ほどもありましたとおり、大阪府としては町道の安全対策が実施されても、その先で落石等が発生しているため環状自然歩道の通行止めを解除することはない、という一定の見解をお持ちということでございます。

解除できないかできるかという点については、また大阪府とも協議をしていきたいと思うんですが、現在の大阪府の見解ということにつきましては、以上でございます。

以上でございます。

**田中議員** 私自身が懸念していることは、この秋に尺代5号線、緊急避難道が開通して、新しい橋が架かります。そうすると、若山神社から、その橋を歩いて水無瀬溪谷に行くという、そういう人が増えると思うんですね。そうした案内は、「そうした案内」というのは通行止めであるという案内は、大阪府のホームページにも島本町のホームページにも掲載されておられませんので、しかも、ちょっと後の質問とも絡んできますけれども、この『北摂西山』というハイキング地図ですね。これには従来どおり、若山神社から尺代を歩いて、水無瀬溪谷を遡り大沢に至る、そういう登山道は通行止めという表示もありません。

そこで質問なんですけれども、大阪府はいつから、先ほど部長がおっしゃっているところを通行止めにしたんですか。

**都市創造部長** 大阪府におかれましては、平成18年から通行止めにしてるというふう聞き及んでおります。

以上でございます。

**田中議員** この写真（写真を見せて）は、ちょっと撮ってきたんですけど、若山神社の下に掲示があるんですよ。その掲示で通行止めになっているのは、平成23年8月になっ

てますけれども、その平成 18 年というのは、そんな古いものなんですか。

**都市創造部長** 一応、通行止めということでは、大阪府からは平成 18 年からということで、お聞きをさせていただきます。

以上でございます。

**田中議員** 島本町と大阪府の見解が違うといえば違うと思うんですけども、やはり島本町を通過して、皆さんがハイキング道を利用されるということであれば、島本町としての立場で、ホームページなり、例えば駅に掲示をすとか、そういうことの必要があるかと思うんですけども、その必要性をお感じになりませんか。

**都市創造部長** 現在、大阪府としては通行止めということで、迂回路ということ等につきまして広報するつもりはあるのかということにつきましては、大阪府とも今後とも協議をして、一定、その周知については検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**田中議員** ちょっと、このあたりも確認したいんですけども、平成 25 年の台風 18 号で、水無瀬溪谷の一部で土砂崩れがあって、去年の予算 700 万を使って、ダムを造って修復しておりますけれども、そこは通行止めの部分なんですか。

**都市創造部長** ご指摘のとおりでございます。

**田中議員** 去年の 700 万円で修復した、民有地を修復するときに、ハイキング道でもあるからということでおっしゃっていたと思うんですけども、そここのところを直しても、その前後のところ危険で通れないということなんですか。

**都市創造部長** 今、議員ご指摘のとおりでございますし、一定、大阪府のほうからも危険箇所ということでの資料はいただいております。

以上でございます。

**田中議員** せっかく 700 万もかけて、土砂崩れのところを修理したんですからね。あえて、そここのところだけを修理せずに、他の部分も大阪府なり島本町の自費で改修をして、それで、ちゃんと、この地図のようにハイカーが通れる、そういう努力をするという意向はございませんか。

**都市創造部長** 土砂崩れ等の危険性がある箇所につきましては、どこか、というのは特定が難しいのかなど。雨の降る状況にもよると思いますし、今回の落石につきましても大雨の、非常に雨が降ったということもあるんですけども、そのときであれば、どこが落石を起こす可能性があるかという部分を特定して、そこにお金を投資して、危険性を解除するという点については困難であるというふうに認識しております。

そういう面では、どこが崩れてもおかしくないという言い方も語弊があるんですが、危険性がある、ということは事実だと思いますので、その点につきましては大阪府さんも十分配慮されて、認識をされておるといふところだと思いますし、通行止めそのものにつきましては、大阪府の権限で環状自然歩道の通行止めということで取り組みされて



いる内容でございますので、本町といたしましても、危険性がある中で解除ということについては、なかなかお話を進めることも難しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

**田中議員** 今のお話を聞いてますと、尺代から大沢に至るところ、途中は倒木もあるかも知れませんが、至る所、落石の危険があると。しかし、落石の部分は、特定することは私はできると思うんですよ。そういう調査をされたことはありますか。どの部分が、大阪府が落石で危険だという、そういう認識もお持ちですかね。

**都市創造部長** 落石の危険性のある箇所の特定制ということについては、非常に難しいと思います。私も一応、この危険性のある箇所も含めて、前年度、歩かせていただきました。やはり箇所箇所で落石も起きておりますし、それがまた下流へ影響があるというように非常に懸念される場所もございます。ほとんどの箇所が、やはり山肌ということもありますので、なおかつ急斜面な区間が多いところでございます。木も生えてるということで、その部分の地面が滑れば、木も一緒に滑ってくるような状況でございますので、尺代で見受けられました山腹の崩落というのが、ある程度、各所で起きる可能性はあるのかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

**田中議員** 部長、そうおっしゃるのはわかりますけれども、民有地を土砂崩れから守るためにダムを造った。それ以外にも、例えばこういう写真、私、撮ってきたんですけどね（写真を示して）。それ以外のところでも以前から、大阪府がやったか島本町がやったか、そのあたりの経緯は私は把握しておりませんが、ちゃんと土砂崩れ止めもできているわけですよ。一方で、また「落石注意」というような標示もされてるわけですよ。これは大阪府がやったのか島本町がやったのか、わかりませんが。

そういう落石の箇所を特定する、あるいは網羅するというような形で、ハイキング道を復活させる。そういう意向があってもいいとは思いますが、今後、そういう予定はございませんか。

**都市創造部長** 治山ダムとか砂防ダムということでの位置づけで、大阪府なりが事業を進めておられるケースもございます。そういう施設が、この間にもいろいろと、現地に行きますと見受けられます。ただ、今ご指摘のあります環状自然歩道につきましては、そのルート内で、そういう形での対応というのは、形状から見ても非常に難しいところがあると思います。それをされるとなると、山肌そのものを一定、固定するようなイメージのかなというふうに思っております。

それと、やはり山林間ということか、山の中に入りますと、非常に石等も現状としては、ゴロゴロと言ったら、ちょっとあれなんですけども、そういう石も見られる状況でございますので、言えば、ある程度、土石流が発生しやすい状況にもあるところではあるかなと思いますが、大阪府等も、そういう部分で危険性があるということは認識もされて

おりますし、一定の対応ということになりましたら、対策を取る必要はあろうかと思うんですけども、今、ご指摘のある部分で、危険性を解除して、ハイキング道として通行可能にするということにつきましては、非常に困難な部分があるんだというふうに認識をしております。

**田中議員** ちょっと元に戻りますけれども、尺代から大沢に至るところで、町道は、どこまでの部分が町道なんですかね。

**都市創造部長** それでは、2点目の①「町道の範囲について」でございます。

尺代地域から水無瀬溪谷までの町道尺代3号線につきましては、府道柳谷島本線と続いたします尺代橋を起点といたしまして、総延長は約913m、尺代地域の集落を抜けてから約570mの地点までを、町道として認定いたしております。

以上でございます。

**田中議員** この写真ですけど（写真を見せて）、途中で車止めがありますよね。ここまでが町道ですか。

**都市創造部長** 今、現地にはゲートが設置されておりますが、町道は、まだその先まで行っております。

以上でございます。

**田中議員** 私が見る範囲で、夏場、その道を通って、いわゆる飯盒炊さんとか川遊びをやっている子がいっぱいいるんですけどね。そういう人たちがいるにも関わらず、島本町は通行止めにする必要はないんですかね、いわゆる町道を。

**都市創造部長** 町道は、一応通行可能ということでございますので、特に通行止めということの処置は取ってございません。ただ、ゲートがあるというのは、車両等がそのまま先に行きますと、やっぱり道路幅が狭いとか回転路がないので、一応、車両等の通行に対してゲートを設けているということでございますので、歩行者等については通行が可能な状況となっております。

以上でございます。

**田中議員** ちょっと議論が噛み合いませんけど、いわゆる町外から来るハイカーに対して、大阪府と島本町がちゃんと協議をして、これこれこういうことで通行止めですと。一方で島本町としては、ここは通ってもいいよ、大丈夫よという部分もあるなら、それはそれでまたホームページ等で案内すべきだと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

**都市創造部長** ハイカーの皆さん等への周知につきましては、今、議員ご指摘のとおり、そういう周知は必要かなというふうには考えてございます。

それと、先ほどありました尺代地区で山腹が崩壊をしたということで、一定、今後の対応ということにつきましては、私有林ではございますけれども、町のほうも土地の所有者さんとお話をさせていただく中で、一定、今後保安林として指定を受ける中で、面的

な整備ができるよう、事務を進めているというところはございます。

以上でございます。

**田中議員** 私は、もう終わりにしますが、今後の対策としては、町道尺代5号線が秋に完成しますので、今以上に、若山神社から尺代に至る町道若山台1号線を利用するハイカーが増えると思うんですよ。それには、やっぱり町道若山台1号線の安全対策と整備が必要だというふうに、先ほどから申しましたように、そう思っています。

ですから、私の考えでは、町道若山台1号線で若山神社から尺代まで行って、それで水無瀬溪谷を登れないなら、そこから、いわゆる尺代大橋ですか、そこまで戻って、それで迂回路を通る。そういう案内をしてはどうかと思うんですけれども、そういうことの協議について、大阪府とやるというようなお考えはございませんか。

**都市創造部長** 迂回路の案内についてでございます。迂回路につきましては、先ほどもご報告させていただきましたが、平成18年当時は大阪府のホームページにも周知をされておったところでございますが、現在、掲載がされていないという状況でございます。

町としても特に案内を行っておりませんが、今後につきましては、案内に向けて周知してまいりたいなというふうに考えておりますし、大阪府についても、ハイキングコース内には迂回路の案内板は、現在掲示はされてございますが、若山台のトイレまでには、そういう迂回路の看板がないということもございまして、その点については一定、今後、事前にハイカーの皆様に周知できるよう対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午前11時33分～午前11時34分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**田中議員** そうすると、遡って、ちょっと質問しますが、現在、若山神社から尺代に至るところで、都市創造部長が神社のトイレから30mが危険なんやということでおっしゃってましたけど、そのところで、もしハイカーが転落するというような事態になった場合は、島本町の責任はあるんでしょうか。それともないんでしょうか。

**都市創造部長** 「ハイカーの転落時における道路管理者としての管理責任について」でございます。

ご指摘の道路管理者としての管理責任でございますが、現時点では当該箇所については崩落のおそれはないことから、町への責任問題に発展する可能性は低いものと判断をしておりますけれども、今後も被害が発生しないよう、適切に管理してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**田中議員** いろいろ議論しましたが、私は町のほうに要望したいのは、よく大阪府と協議をして、やはり若山神社から尺代、尺代から大沢に至る、そういうところは、ちょう

ど高槻市における摂津峡と同じように、非常に溪谷美に優れた、いい場所だと思うんですよ。それを大阪府で通行止めにしてというのが現状ですから、高槻が摂津峡を非常に大切にして、防護柵を設置して、それから階段も設置して、転落防止のところに、橋に欄干まで使っている。そういうふうな状況があるわけです。

決して、摂津峡と比べて水無瀬溪谷が遜色のある谷あいだと思いませんし、非常に素晴らしいところだと思うんですよ。それは、島本町の私は大きな自然としての財産だと思いますので、そういうことを大阪府と協議をして、必要なときは大阪府のほうから資金を引っ張ってでも整備をする。そして島本町の魅力を発信して、島本町に来てもらう。そういう姿勢で取り組んでいただきたいと思います。それについては、いかがですかね。

**都市創造部長** 先ほどからハイキング道、言えば環状自然歩道の安全性の確保の面からということで、山腹等で、やはり崩落の危険性があるということも踏まえた中で、大阪府として今、通行止めをさせていただきます。

それと、環状自然歩道につきましても、町道部分と、それから私有地部分もございしますので、一定私有地につきましても、やはり所有者さんとの協議も必要になってくると思いますし、先ほどもご答弁させていただきましたが、保安林として指定がされた後につきましても、通常の水無瀬溪谷を通っていただけるということで私たちも望んでおりますし、そういう整備が進めば安全性が確保できるということでございますので、大阪府とも、そういう段階になれば協議をしてまいりたいなというふうに考えております。

基本的に、やはりハイカーへの通行の安全性を確保するという観点から、予防的な部分はあるかと思うんですが、現状から見て危険性があるということで、大阪府も通行止めということでされているものということで認識をしておりますし、町といたしましても、保安林を指定していただく中で一定の整備が進めば、その安全性が確保できるということも、ある程度見据えることができましたら、大阪府とも協議してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**田中議員** 大阪府のほうと私、話したところによるとね、いわゆる水無瀬溪谷の上流は民有地が多いですけれども、そのそれぞれの所有者に対して、おおさか環状自然歩道にするから、よろしく願いますということで調整を取って、おおさか環状自然歩道の指定を行ったというふうに聞いておりますので、そういう観点からして、ぜひ早く、その民有地のところを保安林に指定していただいて、水無瀬溪谷の、非常にいい遊歩道だと思うんですけども、早く復活していただくようお願いをして、私の質問を終わります。

以上です。

**平井議長** 以上で、田中議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を集結いたします。

日程第2、第5号報告 平成25年度島本町健全化判断基準比率及び資金不足比率の報

告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめご了承願っております。  
それでは、執行部の説明を求めます。

(「議長、すみません、ちょっと」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 40 分～午前 11 時 40 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**総務部長** (登壇) それでは第 5 号報告につきまして、ご説明申し上げます。

(第 5 号報告 朗読)

ただいま報告案件として提出させていただきました「健全化判断比率及び資金不足比率」につきましては、地方公共団体に対する財政の健全化を図るための制度として平成 19 年 6 月に公布されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、報告させていただくものでございます。本法律につきましては、それぞれの指数が基準値以上である場合は、財政再建のための計画を策定しなければならないとされております。

なお、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 比率となっており、それぞれにおいて基準に該当するか否かの判断がなされることとなります。

この 4 比率のいずれかが早期健全化基準以上になりますと、議会の議決を経て「財政健全化計画」を策定するとともに、大阪府知事に報告し、財政の早期健全化を進めることとなるものでございます。また、この 4 比率のうち将来負担比率を除くいずれかが財政再生基準以上になりますと、議会の議決を経て「財政再生計画」を策定するとともに、大阪府知事を経由して総務大臣に報告し、財政の再生を進めることとなるものでございます。

次に、資金不足比率につきましては、公営企業ごとの事業の規模に対する資金不足額の割合でございますが、これにつきましても経営健全化基準以上になりますと、議会の議決を経て「経営健全化計画」を策定するとともに、大阪府知事に報告し、経営健全化を進めることとなるものでございます。

それでは、本町の平成 25 年度決算に基づく算定結果につきましては、第 5 号報告参考資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、報告参考資料の 1 ページでございます。①の「実質赤字比率について」でございます。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合でございます。具体的に申し上げますと、分母である標準財政規模は、平成 25 年度では 62 億 6,453 万 6 千円となっております。次に、分子であります一般会計等の実質赤字額につきましては、一般会計、土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設

事業特別会計の実質収支の額となりますが、これらの数値が黒字となっておりますことから、実質赤字はございません。従いまして、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合はゼロであり、結果として該当しないこととなります。

次に、②の「連結実質赤字比率について」でございます。

連結実質赤字比率につきましては、各財産区特別会計を除くすべての会計を対象として、連結した実質赤字及び資金の不足額の標準財政規模に対する割合でございます。具体的には、先ほど申し上げました標準財政規模を分母とし、分子である連結実質赤字額につきましては、各財産区特別会計を除くすべての会計の連結収支となりますことから、この数値が黒字であるため、実質赤字はございません。従いまして、連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合はゼロであり、結果として該当しないこととなります。

次に、③の「実質公債費比率」でございます。

実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3ヵ年平均でございます。具体的な数値につきましては、資料にお示しさせていただいておりますとおり、平成23年度単年度では10.26148%、平成24年度単年度では9.66888%、平成25年度単年度では8.12360%となり、これらの各年度の3ヵ年平均を求めた算定結果につきましては、9.3%となります。従いまして、実質的な本年度の指数につきましては、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を、それぞれ下回る結果となっております。

なお、前年度の算定結果は10.5%でありましたので、本年度は前年度と比べ1.2ポイント、改善をいたしました。

続きまして、2ページの④「将来負担比率」でございます。

将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合でございます。具体的な算定につきましては、資料にお示しさせていただいておりますとおり、標準財政規模から元利償還などにかかる基準財政需要額算入額を控除した数字を分母として、分子には将来負担額から地方債現在高等にかかる基準財政需要額算入見込額などを控除したものとなります。平成25年度につきましては、分子がマイナスとなり、よって、結果は該当しないこととなります。

なお、前年度の結果についても、該当しない、ということとなっております。

続きまして、「資金不足比率の概要について」でございます。

資金不足比率につきましては、一般会計等の実質赤字に相当する資金の不足額の事業の規模に対する割合を、公営企業会計ごとに表したものでございます。

まず水道事業会計でございますが、分母となる事業の規模につきましては5億2,523万1千円となっており、分子である資金の不足額につきましては流動資産が流動負債を上回っているため、資金不足額はございません。従いまして、資金の不足額の事業の規模に対する割合はゼロであり、結果として該当しないこととなります。

また公共下水道事業特別会計につきましては、分母である事業の規模は5億8,777万円となっており、分子である資金の不足額につきましては、公共下水道事業特別会計の実質収支が黒字であるため不足額はございません。従いまして、資金の不足額の事業の規模に対する割合はゼロであり、結果として該当しないこととなります。

しかしながら、本会計につきましては一般会計から4億7,500万円の繰入を行っており、このうち基準外繰入につきましては1億6,007万3千円となっております。さらに前年度に引き続き資本費平準化債9千万円を発行して対応したものであり、実質的には、依然として厳しい経営状況となっているのが現状でございます。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明させていただきましたが、それぞれの算定数値は、あくまでも平成25年度決算数値に基づきまして算定されたものでございます。従いまして、今後、公共施設の耐震化をはじめ多くの事業を進める必要が本町にありますことから、指数にも影響を及ぼすものと考えております。

まことに簡単ではございますが、第5号報告 平成25年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**平井議長** 以上で、第5号報告については報告を承ったものといたします。

日程第3、第6号報告 平成25年度島本町教育委員会の点検・評価にかかる結果報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめご了承願っておきます。それでは、執行部の説明を求めます。

**教育こども部長（登壇）** それでは第6号報告 平成25年度島本町教育委員会の点検・評価にかかる結果報告について、ご説明申し上げます。

（第6号報告 朗読）

本件につきましては、教育委員会は毎年、「その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」とされております。具体的にどのような形で点検評価を行うか、また報告書の様式、議会への報告の方法などにつきましては、各教育委員会の独自性にゆだねられております。

本町教育委員会におきましては、毎年、年度末に翌年度の町の教育にかかる重点目標を定めておりますが、この「島本町教育重点目標」の項目ごとに点検評価シートを作成し、具体的な取り組み状況を点検のうえ、評価を行っております。

また、点検評価の実施にあたりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することが義務づけられております。平成24年度の点検評価までは京都産業大学文化学部教授の西川信廣先生と、大阪教育大学教職教育研究開発センター准教授の出相泰裕先生をお願いしておりましたが、お願いしてから6年が経過いたしましたことから、平成25年度の点検評価は、学校教育関係の協力者として、昨年9月に連携協力に関する協

定書を締結いたしました大阪成蹊大学副学長の三村寛一先生、生涯学習関係の協力者として大阪大学大学院人間科学研究科准教授の高田一宏先生をお願いいたしました。

今年度は、新たな学識経験者から助言をいただきましたが、全体像がわかりやすい報告書になっているという評価をいただきました。また、各事務事業がどのような効果をもたらしたかを分析し課題を検討したうえで、今後の方向性を決定していくべき、実績が伸び悩んでいる事務事業については、従来の方法に固執せず今の時代にふさわしい新しい方法に変えていくべき、といったご意見をいただいております。

これら、いただきました助言につきましては、今後の教育・保育施策や目標設定の段階で、現行施策の見直しも含めて検討し、今後の施策に反映させるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、助言いただいた内容を踏まえ点検評価結果報告書を作成し、8月18日に開催の教育委員会定例会における審議を経て、今回、提出させていただいたもので、近日中にはホームページにも公表する予定でございます。

最後に、点検評価にかかる今後の取り組みにつきましては、学識経験者からの意見及び点検評価の結果を踏まえ、教育・保育行政に対する住民の期待に応えられるよう、現状と課題を認識し、適切に説明責任を果たすということを念頭に、点検評価の手法については固定化せず、見直しを行いながら、本町の実情に応じた、よりスムーズな仕組み作りに今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度島本町教育委員会の点検・評価にかかる結果報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**平井議長** 以上で、第6号報告については報告を承ったものといたします。

日程第4、第52号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総合政策部長（登壇）** それでは、第52号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

（第52号議案 朗読）

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

次のページに、議案資料として略歴を記載いたしております。

最終学歴でございますが、昭和46年3月に立命館大学法学部を卒業されておられます。

次に職歴でございますが、昭和50年4月から昭和55年3月までは鎌倉法律事務所、昭和55年4月から昭和63年9月までは梅田法律事務所に勤務され、昭和63年10月に森正博法律事務所を開設され、現在に至っておられます。

本町の公平委員会委員には平成7年12月に就任されており、平成9年10月17日から委員長職務代理を務めておられます。



以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 52 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 52 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 0 時 02 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5、第 53 号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**都市創造部長** (登壇) それでは、第 53 号議案について、ご説明申し上げます。

(第 53 号議案 朗読)

提案理由は、請負業者の確定に伴い、工事請負契約を締結したいためでございます。

本工事は、ごみ処理施設の老朽化による能力低下を回復し、適正な能力の維持を図るものであり、本町が施設を操業するにあたり必要と考える箇所において補修及び平成 14 年度に導入後約 12 年が経過し、更新時期に達している D C S (分散型制御システム) の改修を行うものであります。

契約の方法につきましては、プラントメーカー以外の業者が受注することとなれば責任の所在がわからなくなり、施設の性能が保障されないおそれがあるため、「地方自治法施行令」第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「競争入札に付することが適さない」ものとして随意契約とさせていただいております。

それでは、議案書 1 の 2 ページの次に添付しております議案参考資料につきまして、

ご説明申し上げます。

まず、「1. 工事の概要」でございます。

名称は、先ほど申し上げましたとおり島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事でございます。

工事場所は、島本町大字尺代 490 番地内の島本町清掃工場でございます。

工事の目的につきましては、ごみ処理施設の老朽化による能力低下を回復し、適正な能力の維持を図るものでございます。

工事の内容といたしましては、1・2号投入扉補修工事、1・2号投入ホッパー補修工事、1・2号炉耐火材補修工事、1・2号炉乾燥段先端火格子補修工事、油圧駆動装置補修工事、空気圧縮機本体更新（バグフィルター用）、2号灰押出機本体更新、No.2 焼却灰コンベヤ補修工事、DCS更新、破砕機補修工事、貯留ホッパー油圧ユニット補修工事を、施工いたすものでございます。

工期は、議会の議決日から平成27年6月30日までの約10ヵ月といたしております。今回、予定しておりますDCS更新には約10ヵ月の工期を要し、工期が平成26年・27年の2カ年にまたがりますることから、債務負担行為を設定し、議員の皆様にご可決いただいております。

次に、「2. 契約の概要」でございます。

契約保証金につきましては、「島本町財務規則」第117条第1号の規定により、本町を被保険者とする履行保証保険証券を預かることで、免除といたしております。

次に、「3. 参考資料」といたしまして、1. 工事概要書、2. ごみ焼却処理施設フローシート（施工位置図）、3. 粗大ごみ処理施設フローシート（施工位置図）、4. 受入供給設備 1・2号投入扉補修工事（1・2号投入扉全体組立図）、5. 受入供給設備 1・2号投入ホッパー補修工事（1・2号投入ホッパー組立図）、6. 燃焼設備 1・2号炉耐火材補修工事（1号炉左側壁面図）、7. 燃焼設備 1・2号炉耐火材補修工事（1号炉右側壁面図）、8. 燃焼設備 1・2号炉耐火材補修工事（1号ガス冷却室全体図）、9. 燃焼設備 1・2号炉耐火材補修工事（2号炉左側壁面図）、10. 燃焼設備 1・2号炉耐火材補修工事（2号炉右側壁面図）、11. 燃焼設備 1・2号炉耐火材補修工事（2号ガス冷却室全体図）、12. 燃焼設備 1・2号炉乾燥段先端火格子補修工事（1・2号燃焼装置全体図）、13. 燃焼設備 1・2号炉乾燥段先端火格子補修工事（1・2号炉乾燥ストーカー組立図）、14. 燃焼設備 油圧駆動制御装置補修工事（1・2号油圧駆動装置全体図）、15. 燃焼設備 油圧駆動装置補修工事（1・2号油圧駆動装置組立図）、16. 排ガス処理設備 空気圧縮機本体更新・バグフィルター用（バグフィルター用空気圧縮機組立）、17. 灰出設備 2号灰押出機本体更新（2号灰押出機組立図）、18. 灰出設備 No.2 焼却灰コンベヤ補修工事（No.2 焼却灰コンベヤ全体図）、19. 灰出設備 No.2 焼却灰コンベヤ補修工事（No.2 焼却灰コンベヤ軸組図）、

20. 灰出設備 No.2 焼却灰コンベヤ補修工事 (No.2 焼却灰コンベヤ部品図)、21. 電気計装設備 DCS 更新 (DCS 更新構成図)、22. 電気計装設備 DCS 更新 (システム系統図)、23. 電気計装設備 DCS 更新 (コンソールラック姿図)、24. 粗大ごみ処理設備 破砕機補修工事 (破砕機断面図)、25. 粗大ごみ処理設備 貯留ホッパー補修工事 (貯留ホッパー用油圧ユニット組立図)、26. 補修履歴を、添付させていただいております。

それでは、添付させていただいております参考資料に従いまして、順次、ご説明申し上げます。

まず、整理番号1の「工事概要書」の1ページをお開き願います。このページから8ページにかけて、補修工事の具体的な仕様を記載いたしております。

次に、整理番号2の「ごみ焼却処理施設フローシート (施工位置図)」をお開き願います。赤色で着色いたしております部分は、ごみ焼却処理施設の改修工事を実施する部分でございます。

次に、整理番号3の「粗大ごみ処理施設フローシート (施工位置図)」をお開き願います。赤色で着色いたしております部分は、粗大ごみ処理施設の改修工事を実施する部分でございます。

それでは、工事別に説明を行なってまいります。

まず、整理番号4の「受入供給設備 1・2号投入扉補修工事 (1・2号投入扉全体組立図)」をお開き願います。経年劣化により、摩耗損傷している扉開口部の部品であるガイドローラー等を取り替え、さらに腐食している扉全面を塗装することにより、機能回復を図るものでございます。

次に、整理番号5の「受入供給設備 1・2号投入ホッパー補修工事 (1・2号投入ホッパー組立図)」をお開きください。経年劣化により摩耗変形しているホッパーゲート及び摩耗損傷しているシリンダーを取り替えることによりまして、機能回復を図るものでございます。

次に、整理番号6の「燃焼設備 1・2号炉耐火材補修工事 (1号炉左側壁面図)」をお開き願います。左図の右側から、乾燥段、燃焼段、後燃焼段となっており、赤色着色部が施工箇所となっております。

次に、整理番号7の「燃焼設備 1・2号炉耐火材補修工事 (1号炉右側壁面図)」をお開き願います。左図の左側から、乾燥段、燃焼段、後燃焼段となっており、こちらも赤色着色部分が施工箇所となっております。

年間を通しての運転で、高温にさらされ焼損した箇所並びに膨張・収縮により破損し、損傷を受け、脱落・欠落した箇所の補修工事を行い、機能回復を図るものでございます。炉内点検の結果、乾燥段段落部、再燃焼室下部左側壁と右側壁と前壁の耐火材を取り替え、機能回復を図るものでございます。

次に、整理番号8の「燃焼設備 1・2号炉耐火材補修工事(1号ガス冷却室全体図)」をお開き願います。耐火材の状況を日常的に点検するために、ガス冷却室上部に点検口を設けており、経年劣化していることから点検口を取り替え、機能回復を図るものでございます。

次に、整理番号9の「燃焼設備 1・2号炉耐火材補修工事(2号炉左側壁面図)」をお開き願います。左図の右側から、乾燥段、燃焼段、後燃焼段となっており、こちらも赤色着色部が施工箇所となります。

次に、整理番号10の「燃焼設備 1・2号炉耐火材補修工事(2号炉右側壁面図)」をお開き願います。左図の左側から、乾燥段、燃焼段、後燃焼段となっており、こちらも赤色着色部が施工箇所となります。

先ほどと同様に、年間を通しての運転で、高温にさらされ焼損した箇所及びに膨張・収縮により破損し、損傷を受け、脱落・欠落した箇所の補修工事を行い、機能回復を図るものでございます。炉内点検の結果、2号炉においては劣化の著しい乾燥段段落部、再燃焼室左側壁と下部右側壁と前壁の耐火材を取り替え、機能回復を図るものでございます。

次に、整理番号11の「燃焼設備 1・2号炉耐火材補修工事(2号ガス冷却室全体図)」をお開き願います。先ほどと同様に、耐火材の状況を日常的に点検するためにガス冷却室上部に点検口を設けており、経年劣化していることから点検口を取り替え、機能回復を図るものでございます。

次に、整理番号12の「燃焼設備 1・2号炉乾燥段先端火格子補修工事(1・2号炉燃焼装置全体図)」をお開き願います。1・2号炉の揺動側・固定側の先端ストーカーが高温負荷のため摩耗損傷しているため、取り替えを行うことにより、機能回復を図るものでございます。

次に、整理番号13の「燃焼設備 1・2号炉乾燥段先端火格子補修工事(1・2号炉乾燥ストーカー組立図)」をお開き願います。こちらは、先ほどお示ししました燃焼装置の乾燥ストーカー組立図となっております。

次に、整理番号14の「燃焼設備 油圧駆動装置補修工事(1・2号油圧駆動装置全体図)」をお開き願います。こちらは、経年劣化により摩耗損傷している1・2号炉供給プッシャー用シリンダーの取り替え及び摩耗している供給プッシャーの肉盛り補修及びガイド板の取り替えを行い、機能回復を図るものでございます。

次に、整理番号15の「燃焼設備 油圧駆動装置補修工事(1・2号油圧駆動装置組立図)」をお開き願います。こちらは、先ほどお示ししました油圧駆動装置の組立図となっております。

次に、整理番号16の「排ガス処理設備 気圧縮機本体更新・バグフィルター用(バグフィルター用空気圧縮機組立図)」をお開き願います。こちらは、経年劣化により圧縮

能力の低下している空気圧縮機本体の更新を行い、機能回復を図るものでございます。

次に、整理番号 17 の「灰出設備 2号灰押出機本体更新（2号灰押出機組立図）」を、お開き願います。こちらは、2号灰押出機が経年劣化により穴あきが発生し、さらに押出部の変形により頻繁に過負荷停止することから、灰押出機本体を更新することにより機能回復を図るものでございます

次に、整理番号 18 の「灰出設備 No.2 焼却灰コンベヤ補修工事（No.2 焼却灰コンベヤ全体図）」をお開き願います。こちらは、経年劣化により腐食・摩耗しているNo.2 焼却灰コンベヤの駆動部分を交換することにより、機能回復を図るものでございます。

次に、整理番号 19 の「灰出設備 No.2 焼却灰コンベヤ補修工事（No.2 焼却灰コンベヤ軸組図）」をお開き願います。こちらは、先ほどお示ししましたNo.2 焼却灰コンベヤの軸組図となっております。

次に、整理番号 20 の「灰出設備 No.2 焼却灰コンベヤ補修工事（No.2 焼却灰コンベヤ部品図）」をお開き願います。こちらは、先ほどお示ししましたNo.2 焼却灰コンベヤの部品図となっております。

次に、整理番号 21 の「電気計装設備 DCS更新（DCS更新構成図）」をお開き願います。

まず、DCSの説明でございます。DCSは分散型制御システムと言われ、ごみ焼却設備の排ガス処理設備や灰固化設備など分散されている設備を繋ぎ、中央操作室内においてデータの取得等を行い、ごみ焼却設備を制御するものでございます。このDCSは、平成14年に設置してから約12年が経過しており、経年劣化及び耐用年数の経過等により、コンピュータ機器の更新及びソフトウェアの更新を行い、機能回復を図るものでございます。

DCSのコンピュータなどソフトウェアについては設置後約12年経過し、老朽化しており、またメーカーの保守部品のサポート期間も終了しております。このような中、もし故障すれば部品交換ができず、ごみ焼却設備が停止してしまうことから、最新のハードウェアに交換する必要がございます。またソフトウェアについても、最新のハードウェアにあわせ更新する必要がございます。

なお、赤色着色部が機器等の更新を行う箇所でございます。

次に、整理番号 22 の「電気計装設備 DCS更新（システム系統図）」をお開き願います。赤色着色部が更新箇所となりますが、DCS更新という部分と、中央操作盤内にある制御用コントローラーが繋がっており、制御用コントローラーで各設備の操作が中央制御できる仕組みとなっております。

次に、23. 「電気計装設備 DCS更新（コンソールラック姿図）」をお開き願います。こちらはDCS更新のコンソールラック姿図となっております。

なお、DCS更新には、システム開発等に約6ヵ月を要します。

次に、整理番号 24 の「粗大ごみ処理設備 破砕機補修工事（破砕機断面図）」をお開き願います。こちらは、経年劣化により摩耗・損傷したローターテーブル周縁及び内壁部周縁の肉盛り補修等を行い、機能回復を図るものでございます。

次に、整理番号 25 の「粗大ごみ処理設備 貯留ホッパー補修工事（貯留ホッパー用油圧ユニット組立図）」をお開き願います。こちらは、経年劣化によりホッパーの開閉時に異音が発生し、油圧ユニットの圧力調整の不具合により、ホッパーの開閉動作が正常に作動しないことから、油圧ユニットの部品交換等を行うことにより、機能回復を図るものでございます。

なお、今回予定しております工事箇所につきましては、昨年度の点検結果、当該年度の予算を踏まえ、再度、発注前に現場確認を行って決定させていただいております。

最後に、整理番号 26 の「補修履歴」をお開きください。1 枚目及び 2 枚目の表に燃焼処理施設の補修履歴、2 枚目の裏から 3 枚目にかけて粗大処理施設の補修履歴を、参考資料として添付をいたしております。

本補修工事は、ごみ処理をしながら工事を施工することになりますので、工事関係者とも十分連携を図り、ごみを直接搬入される住民はもとより、ごみ処理に携わる職員への安全対策には万全を期し、施工いたす所存でございます。

以上、簡単ではございますが、第 53 号議案 工事請負契約の締結についてのご説明を終わらせていただきます。慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**佐藤議員** この島本町の清掃工場、この維持修理費というのは、毎年、多額のお金がかかっております。ことに今回の DCS の更新ということについては、10 年で補修部品もなくなるとかいうお話もありまして、今後も 10 年ごとに、この約 1 億の更新費用というものがかかってくるということなのではないでしょうか。ということになりますと、10 年ごとに、その他の部分も含めて 2 億近い補修費がかかってくる、そういうものなのではないでしょうか。

それと、この施設が老朽化しているというふうにお聞きをしておりますが、それならばなお、広域での処理ということに目処が立っていない現状では、少しでもこの施設、大切に、長く使える、そういう工夫が要るのだというふうに考えます。忠岡町に視察に行かれたと、ご報告も受けました。行かれて、参考になることはありませんでしたでしょうか。

**都市創造部長** まず、DCS の更新について、でございます。

議員ご指摘のとおり、今議案におきましても、DCS 設置後、約 12 年が経過をしてるというところでございます。この設備につきましては耐用年数も 10 年程度ということでございますので、概ね 10 年に 1 回、更新時期を迎えるという状況にはあるというふうに認識をしております。

それと、施設そのものを、これからも長く維持をしていきたいというふうには考えております。毎年、約1億の多額な費用を費やしたうえで維持をしておるわけですが、担当といたしましても現清掃工場が1日でも長く稼働ができるよう、日々の点検に努めてまいりたいなというふうに考えております。

それと、広域処理ということの中でありまして、先ほどありました長寿命化ということでありましたら、忠岡町ということで視察に私も行かせていただきました。本町とも非常に状況は似てるという中で、本町の施設につきましても、やはり今後、多額な経費がかかる中でも、少しでもコスト縮減に努めるということも考えるのであれば、忠岡の事例というのも非常に参考になるものであるというふうに認識をしております。

以上でございます。

**佐藤議員** この島本町の炉というのは、府内でも珍しい8時間燃焼炉というふうに聞いております。忠岡町への所管事務調査、皆さんの報告、読ませていただきました。この8時間燃焼炉というのは、何ともったいないことをしてるというふうな指摘もあったというふうなこともお聞きをいたしております。

この島本町の炉、これを連続運転をするということについて取り組もうというふうに考えられたことはありますでしょうか。

**環境課長** 現施設の、24時間の連続運転についてのご質問でございます。

現在の施設につきましては、平成3年に竣工しておるわけですが、当時のごみ量、それから、その後のごみの発生量、これに基づきまして、今の施設の規模で建てております。当時、そのごみ量等に基づきまして、今46t、23tの8時間炉ということで施設を建設いたしております。

これにつきましては、都市計画決定を受けた施設でございますので、もし、これを24時間運転の施設に変更するということになりますと、都市計画から変更する必要があるというふうに認識をいたしておりますので、これについて、現施設を連続炉に変更するというのは、そういった面からも難しいのかなと。

それから、今現在のごみの処理量につきましても、24時間運転をすると、1週間を通じて運転をするというほどのごみ量がないことから、今現在の運転が、一番本町にとっては今のところ望ましい運転方法であるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

**佐藤議員** この清掃工場の扱い、ごみというのは、忠岡町でも非常に苦労されたということが、報告を読めば、よくわかります。ごみ問題については、本当に簡単ではないのだというふうに私も再認識をしたところですが、島本町でも、今回のような修繕が行われるときには、1炉で対応なさっているというふうにも思います。忠岡は16時間運転というふうなこともなさっているようで、それをするについての人件費なんかも関係してくるかと思っておりますけれども、そういうものも出して、長い目で見たときに、今の8時間燃

焼の運転でいくのか、あるいは連続燃焼でいくのかとか、いろいろ難しい問題はあるようではありますけれども、どういう方法が島本にとって一番良いのか。このことを、やはり、この機会に真摯に検討すべきだというふうにも考えます。いかがでしょうか。

**都市創造部長** ただいまのご質問の件でございますけれども、本町におきましても、忠岡町が包括運営といいますか、長期間の運営を委託しているということで、本町におきましても本年度から委員会等を設置する中で、検討に向けて作業を進めようとしている段階でございます。今、ご質問にあった内容等も、この委員会の中で一定検討してまいりたいなというふうには考えてございます。

本町の清掃工場のあり方というものにつきましても、全体的な部分を含めて、今後、やっぱり検討していく必要があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

**村上議員** ちょっと1点だけ、お伺いします。

今回、DCS更新が発注金額の中で一番高額であるということで、先ほど来から、12年目に入るというような説明もありましたんですけども、今後、先ほど佐藤さんのほうからもありましたけども、さらに今回更新すれば10年先まで保つということなんですが、現在使われている機種、ここに書かれている工事仕様には形式EX-NO1ということで書かれているんですが、この機種はどちらのメーカーで、更新にあたっては当然同一メーカーで更新されるんだと思いますけども、ちょっと、その辺、お伺いします。

**環境課長** すいません、ちょっと今現在はメーカーのこれについてというのは手元に持ち合わせておりませんが、実際、今回の契約を締結させていただくことになると、メーカーのほうから今回の工事の施工承認という形で機種とか、そういったものがあがってまいりますので、それらをコンサルとかが精査いたしまして、本町のこのDCSを設置するにあたってふさわしい機種ということで、選定作業を今後進めていくという形になります。

それで、こちらにありますこの部分、今回、仕様にあげておりますのは同等品ということで認識をいたしておりますので、そういう形で、今後、本町にとってふさわしいDCSのシステムをきちんと取り入れていけるような形で、工事は進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**村上議員** 今のお話ですと、これから具体的にシステムとかその辺を精査してやっていかれるということですけども、そういった段階で、今のお話ですと、いわゆる予算的に契約金額の範囲内で対応できる場合もあれば、オーバーする場合も出てくるとか思うんですが、その辺はいかがですか。

**環境課長** この清掃工場におきます契約につきましては、性能発注方式ということで発注をさせていただいております。ですので、今回、このDCSの入れ替えの部分につきま



して、大きく金額が変わるようなことは、まずないのかなど。ただ、工事を実施していく中で、どうしてもこの部分については難しいということになってまいりますと、そのときに変更なり、あるいは別の契約という形で対応することにはなりますが、基本的には、今回の契約につきましてさせていただくことができましたら、大きな、この部分についての変更というものは無いというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

**村上議員** 今の発言の中で、あまり聞き慣れない「性能発注方式」というお話ですけども、具体的にどういう方式なのか、教えて下さい。

**環境課長** 性能発注方式についてのお尋ねでございます。

今回の資料の、工事概要書の1ページ目の第2節で、1の「適用の範囲」ということで、中段ぐらいにございます。「本仕様書及び設計書に明記されていない事項であっても、工事の目的達成のため当然必要と思われるものについては、受注者の負担において施工しなければならない」、これが性能発注方式になるんですけれども、例えばですけども、今回のDCSの更新ということで機器の入れ替えを行います。これに伴って必要な工事箇所については、今回発注の仕様の中で決めさせていただいております、その部分での、まず入れ替えをしていただきます。このDCSの部分だけを入れ替えて、施設が適正に動かない、例えば運転をしていく中で、あつてはならないんですが、排ガスの規制値が超えるとか、それから焼却灰とか、そういったものが基準値を超えてしまうというようなことがあつてはいけませんよ、と。ですので、今回の補修工事をやった後に、清掃工場がきちんと運転ができるような形で本町のほうに引き渡しをして下さいという部分が、この性能発注方式ということになりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

**河野議員** 第53号議案ですけども、まずは図面の点です。ちょっと前後しますが、毎回仕様書、工事概要書の後に議案審査資料として概要図をつけていただいております。一見して、ちょっと違和感を感じたんですが、例年に比べて、図面の明記の仕方が詳細にわたっているのかなというふうなイメージを持ったんですが、再度見て見たときに、手書きの部分と、あと文字フォントの違う部分と、従前からいただいている図面と同様の形式を取っている部分と、概ね3種類の表現方法というか、取っておられるんですね。これはちょっと私、ここ数年、図面を見させていただいて初めてののように思いますので、もし原課のほうで補足されるべき説明があるようでしたら、お示し下さい。ですので、図面の表現の仕方が3種類あります、それが駄目というわけではありませんが、こういったことはどういうふうにして起こるのかということをお示し下さい。

あとは、毎年必ず出てくるのが焼却施設の耐火れんがの交換ということですが、忠岡町さんに視察に行った折にも、この焼却施設のところで私も質問してもらったんです

けども、包括運営ということで、例えば3カ年の間に町議会の議決を必要としないということで、受注者の委託業者のほうで、そのつどそのつど判断をし、工事や、前もつての補修などをされているからということで、燃焼施設が1年工事をして、次の年は必要ない、そういう年度もあるというふうなことを知りました。ただ島本町の場合は、ここは必ず毎年ですし、たぶん同じ場所を毎年取り替えなければいけないという事態が起きていると思いますが、今年度においては、前年度と比べて耐火れんがの問題についてはどうだったのかと、改めて確認をさせて下さい。

それから、もう1点は、会派として資料を要求させていただきました。先ほどの村上議員の質問に対しても、仕様書、概要書をもとに答弁をされていましたが、私たちはやはり、ここは工事請負契約の締結ということを議決するわけですから、契約書にどう書いてあるのかということを質問の中では確認をする場面が出てきます。そういう意味では、会派として要求してはじめて工事請負契約書の書類が出てくる、仮契約ですけどね。こういう議論の仕方は、やはりもうこの際改めて、議案審査資料につけていただきたいと思いますが、その点、町長、いかがでしょうか。必要ない年度もあるのかも知れませんが、やはり議案の中では、この間ずっと、こういった契約の中身を問うということは出てきます。契約以上の金額が発生した場合ということも必ず出てきますので、もうこれは議案審査資料に付すということでお考えいただけないかどうか、答弁を求めます。

**環境課長** まず1点、先ほど村上議員からご指摘のございました性能発注の仕様上の場所、これについて、私、先ほど工事概要書の1ページの中段の部分をお答えさせていただいたんですが、責任施工とするということで、上の計画概要の「1. 工事概要」の中のお書きの1項に、「本工事の円滑な施工を行い、能力を満足させるよう受注者の責任施工とする」という部分でございますので、よろしく願いをいたします。

それから、先ほどご質問いただきました、まず図面の違いについてでございますが、清掃工場ができてから、これまでにいろんな箇所を補修工事を行っております。補修工事を行う際に、例えば耐火れんがとか、こういった箇所は毎年のように工事を行いますので、パソコンのデータ上に取り込んで図面等がありますことから、今回、例えば整理番号6であれば、パソコンで画いたような図面ということになりますが、それ以外の扉の部分とか、こういった箇所については、これまであんまり補修工事等はございませんので、当時の竣工図面等を用いて手書きの部分もあるということですので、よろしく願いいたします。

それから、今回の耐火れんがの箇所でございますが、これにつきましては、例えばですが、整理番号の6をお開きいただきたいのですが、今回、赤色の着色をさせていただいております箇所、1-4、それから1-2L、これらについての部分が、ちょうど真ん中の燃焼段ということになりますが、ここの部分が一番、焼却炉の中でも損傷を受け

る部分でございます。ですので、この部分については毎年の保守点検をさせていただくんですが、その結果に基づいて傷んでいる箇所というのを行います。ですので、今回の1-4とか1-2Lの部分については、前年度と同じ箇所ということではなくて、点検に基づいて、順次更新をさせていただいております。例えばですが、その1-2Lの下の部分についての半分の右側部分なんですけど、こちらについては24年度、その隣が25年度と、順次、傷んだ箇所を順繰りでさせていただいております。

それらの箇所については、大きなくくりにはなるかも知れませんが、議案資料の中につけさせていただいております参考資料として補修履歴、それから今回の補修工事の前に、補修履歴も議会のほうに出させていただいておりますので、そちらのほうをご参照をお願いをしたいと思います。

**都市創造部長** 議案参考資料として、契約書の添付の件でございます。全庁的なお話もございまして、議員ご指摘のとおり、やはり契約書、今回、仮契約を巻いている部分もございまして、議会案件ということになりますと仮契約は締結をさせていただいておりますので、相手先との契約の内容についてお示しすることは必要かなと思いますので、今後は添付をさせていただく形で事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**河野議員** 答弁のほうは一定認識しましたし、今の部長の答弁で、工事請負契約書の仮契約の資料についての再検討ということでは、よろしく願いいたします。

そのうえで、日本共産党4番で請求させていただきました工事請負契約書をいただきました。先ほどの概要書で言う、例えばDCSの機種などというのは、この契約締結を終えた後に、再度機種選定に入るというような答弁だったというふうに思います。議案資料に添付されている「第1節 計画概要」の「1 工事概要」のところ、受注者の責任施工とするというふうに明記をされているということで担保されているんだと。だから、この部分では、後日、金額を改めて追加するということはあり得ないというふうに思いました。

ただ、「受注者の責任施工とする」という表現については、過去にも会派のほうから何度か質問させていただきまして、こういうことをして、もし競争入札に付すのであれば、やはり今までの業者が有利に働くのではないかというようなこと、言ったことがありますが、今回は随意契約ですので、繰り返しません。ただ、この今の課長の答弁は、契約書で言うと、どのところに当たるのか。それは再度確認をしておきたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

あと、先ほどの図面の件もわかりました。違和感というと、ちょっと疑義があるというような言い方になりますが、表現方法の違う図面は、特に手描きの部分は、近年では初めて取り込まれる箇所の工事になるんだろうということであるというふうに認識をいたしました。もう1点、燃焼設備の耐火レンガのところですけども、毎年、どこか

を必ず交換しますし、必ず損傷の激しいところが続けて交換を求められるということですが、耐火れんがそのものが非常に高価なものであるというのは、過去の議会でもお聞きしたことがあります。今回、予算編成過程の資料も何種類か出していただいていますし、他の会派の請求資料でも出して下さっています。その点で、当初予定していたものと、今回のこの予算に含まれる部分での、この耐火れんがというのは、やはり当初求めていたものからランクを落とさなければいけない、そういうことになっているのでしょうか。その点は、事実関係をお示しいただきたいと思います。

同時に、毎年、損傷の激しい場所であるのであれば、思い切って性能のいい、高いからいいか悪いか、ちょっとわかりませんが、そういったものを用いて交換の回数を減らさせる。これはほんとに私、専門外の発想ですので、そういう考え方というのはできないかなと思いましたので、もし、検討されている内容がありましたら、お示し下さい。そこで費用を削減することによって、結果的に交換回数が頻繁に起こることにはならないのかなと思いますので、答弁をお願いいたします。

あと、先ほど佐藤議員も質問しました。広域行政ということが非常に、先方なり相手方との交渉がなかなか難しいということだから、大切に今の施設を使い続けるようなほうの努力もしないといけないということではありますが、やはり、こういった契約を結ぶときには、それはそれで広域行政の協議・交渉の経過というものも、やはり私たちとしては、この工事をするにあたっての見通しというのは必要ですし、10年、20年越しの更新ということであればなおさら、そういったことを見通して、今しなければならぬのかという判断を求められるわけなので、やはり広域行政について、この清掃工場の広域化、具体には高槻市への委託ということになると思いますが、その点について、この工事請負契約締結、いろんな保守点検をされるにあたって、その前後においての高槻市との協議、おありでしたら、お示しいただきたいと思います……（「関係ないじゃないか」と呼ぶ者あり）……。これはね、見通しを持つという意味では私は大切な議論ですし、毎回、この議案の際には、私たちだけではなく、すべての会派が、必ず誰かが1回はする質問だと思っていますので、やはり、そういった報告は加えるべきであろうと思います。答弁を求めます。

**環境課長** まず。品質保証の件で、契約書のどこの部分かというお尋ねでございますが、これにつきましては参考資料で出ささせていただいております契約書の第13条に基づきまして、工事材料の品質等について定めておりますので、これに基づき受注業者、請負業者のほうと、協議を今後進めていく形になります。

それから、れんがが、当初予算の部分と今回の部分での品質という部分でございますが、当初の予算案の編成段階におきましては、毎年、耐火材の補修工事というのは必ず必要になります。こういったことから、例年、概ね日々の点検の中でこれぐらいの傷み具合が翌年度には発生するであろうということから、予算というものは大体の金額とい

うのを掴んで、予算要求をさせていただきます。

これに伴って予算査定、他の工事箇所もあって、そのうちの清掃工場としての補修工事というのが予算として決まっておりますが、それに伴って、今回、予算の部分と、それから今回の補修工事とで金額が例えば下がったから、れんがが当初予定したものよりも品質が劣るとか、そういったことはございません。ですので、れんがにつきましては当初予算というか、この清掃工場で通常運転していくのに適したれんが等を用いるような形で運転を行っております。

それから、このれんがをもっといいものにして、取り替えの期間を長くすることがいいのではないのかというお尋ねでございますが、この清掃工場の耐火材につきましては、一定、消耗品的な意味合いがございます。特に、今回、補修をいたします箇所の燃焼段につきましては、どうしても熱が一番かかりますので、こちらにつきましては点検の結果、順次、翌年度まで保たない部分については更新をするのが一番望ましいのかなと。ですので、例えばですが、後燃焼段、最後、燃焼した後、灰を置いておく部分についてのれんがについては、ほぼ更新をする必要がないという部分もございますので、これについては毎年点検の結果、補修工事をやるのが一番望ましいのではないのかなと考えております。

それから、広域の取り組みでございますけれども、こちらにつきましては、町としての昨年度の取り組みになるんですけれども、こちらにつきましては、これまで議会等でもお話しさせていただいておりますとおり、本町を除いた北摂6市2一部事務組合におきまして、災害時の一般廃棄物の焼却処理の相互支援協定というものが施設長間で締結をされておられます。これには本町は入っていないのですけれども、昨年度、この締結ができるように施設長間、大阪府下清掃施設長協議会で締結しておるんですけれども、こちらで、本町も加入できないかどうかということでご相談をさせていただきましたところ、今後、締結するにあたっては、本町が加入するのは了承はいただいておりますけれども、ただ今後について新たに締結するのであれば、施設長間ではなく首長間で締結をするほうが、より実効力があるのではないのかというようなご意見もありますので、それを今年度以降、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**乾副町長** 先ほど高槻市とのごみの広域化につきまして、お尋ねがございました。この件につきましては、過去の議会でもご報告申し上げましたように非公式での協議は行っております。しかしながら、現在のところ、その目処は立っておりません。

なお、協議の内容につきましては、今後のこともございますので、控えさせていただきます、このように考えております。

以上でございます。

**河野議員** わかりました。答弁はいただきまして、今、広域の関係では二つの意味での答弁いただいたと思っております。一つは災害の相互支援協定についての進捗もお答えいただいたので、もうこれは再質問、必要ないと思っておりますけれども、首長間の協定が必要だろう、望ましいということですので、くれぐれもこれは清掃工場の業務の委託とは全く別物でありますし、災害時の協定で島本町だけが残っているということでは、やはり特異な状況でありますので、くれぐれもこの点は、町長のほうで精力的に進めていただく。協定を結ぶにあたっては、もちろん、いろいろな課題を消化しなければいけないとは思いますが、そこは精一杯、こちら、議会も一緒になって努力するということでは、精力的に進めていただきたいと思っております。特にこのことで何かありましたら、答弁を求めます。これは去年の他の、大阪維新の会の閣議員の一般質問だったと思っておりますが、そこでも確認をされている事項ですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あと、副町長のほうから答弁をいただきました。同じことを毎年、様々の場で質問させていただいているのですが、後に出てくる議案にも関わるとは思いますが、とは言え、その清掃工場を高槻市——私たちは高槻市と申し上げております——に委託でやっていただくことはできないのかということ、繰り返し、この本会議場でも、私たち会派は申し上げてまいりました。しかし、そういったことについて、やはり議会の中でも全会一致で取り組むような課題は残されていると思っておりますので、この場において、執行部だけにどうするのかと詰め寄るというやり方は、私自身もどうかなと、最近になって思うんですけれども、その点について、今何か、議会に対してお考えのあることがあれば、あればです、お答え下さい。

あとは、耐火れんがのことはわかりました。ちょっと、私の質問の仕方が悪かったんだと思うんですけれども、もう消耗品なのだということですので、永久的に使えるようにせよと言っているつもりはなかったんですが、交換の頻度を、その耐火れんがも値段の、価格なんかも相当いろいろ種類があるというのは過去の議会でも聞いておりますので、そういったことを替えることによって交換の頻度、個数を減らすということとはできないのか、ということをお訊いたつもりなんです、先ほどの答弁で足りておられるようでしたら、答弁は結構ですが、お願ひいたします。

はい、以上です。

**乾副町長** 高槻市とのごみの広域化ですね。これは、行政といたしましても努力はいたしております。これは事務委任する場合は行政の判断だけではできません。議会の議決が不可欠でございますので、我々も今後とも努力をいたしますが、対議会の関係、高槻市におかれましても議決をいただかなければならないという状況でございますので、そういった面でお力添えをいただければありがたい、このように考えるところでございます。

以上でございます。

**都市創造部長** 災害時の基本協定の締結に向けて、今、事務を進めさせていただいてござ

いますが、現在も担当レベルでという話ではございます。それで、以前には施設長での協定が結ばれていた事実もございましたが、やはり首長レベルで協定を巻くべきであるという認識のもと、今、担当レベルで事務を進めておりますので、私たちも早急にそういう事務が進めばいいなというふうには考えております。

以上でございます。

**環境課長** 耐火れんがの品質によって補修の期間が延びるかどうかという点で、今現在も、この焼却炉の中で、場所によって高いやつ、それからもうちょっとランクの落ちたれんがということで使い分けはさせていただいておりますので、それに基づいて、一番、この耐火れんががコスト縮減ができて、効率のいい方法で、今現在、我々としてもさせていただくような形で認識して工事させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後 1 時 59 分～午後 2 時 10 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**環境課長** すいません。先ほど私、佐藤議員のご質問の中で、清掃工場の 24 時間運転をする際に、都市計画決定をされている施設で、これの変更が必要であるというお答えをさせていただいたんですが、正しくは各種公害防止条例等、大阪府さんに提出しておりますので、そちらのほうの変更が必要になるということで、間違いでございますので、訂正のほう、よろしくお願ひいたします。

**岡田議員** 今回のごみの焼却場の改修工事につきましては、しっかりと議会で提出される前に担当者のほうからお聞きしておりましたので、理解をして臨んでおりますが、1 点だけ、お尋ねしたいと思ひます。

先ほど、耐火れんがのことが出てきたと思うんですけどもね。なぜ耐火れんがが、これだけよく傷むのかということで、私は何度か、ごみの分別に関して訴えてまいりました。やはり島本町、この傷むのを当たり前みたいに思われなくて、非常に傷む原因の一つにプラスチックとかビニール類とか、こういうものはすごく温度が高いんですよ。このことによって、この耐火れんがも傷む確率が高くなっていくということも十分認識をされて、答弁を過去にもされていたかと思うんですけどね。これに関して、検討していただいたんでしょうかね。

この島本町の工事そのものというよりも、やっぱり、ごみの分別があまりにも良くないって、私は思っているんですよ。黒いビニール袋ですので、何が入っているかわかりませんがね、カラスがほじると、いろんなものが入ってますよ、黒いビニール袋の中には。やはり、そのようなごみを住民の方が出していらっしゃるんですから、それは耐火れんがの傷み具合もひどくなって当たり前だと思うんですけどね。検討していただい

したでしょうか。

**環境課長** ごみの分別についてのお尋ねでございます。議員ご指摘のとおり、近年はプラスチック、それから紙製品等が増えておりますので、これらを燃やせば、当然、燃焼温度というのは上がりやすくなりますので、耐火れんが等は傷むのが早くなります。

また、ご指摘のとおり、今現在、黒いビニール袋というか、ごみを出す際に、ごみ袋の指定というものは今、本町では行っておりません。近隣におきましては、ごみの分別を図るという目的で、透明のごみ袋の導入とかされておられます。本町におきましても、当然、出されるごみの中にいろんな他のもの、燃えるごみ以外の金属とかそういうのが入っていると、焼却炉を傷める原因にもなりますので、当然、分別というのは徹底をさせていく必要があると認識をいたしております。

そのためにも、今、議員ご指摘のとおり、ごみ袋の透明化というのは、本町としても今後検討していく必要があるというふうに認識をいたしております。これは今年度に、今後取り組んでまいりたいというふうに考えておるんですが、本町には「ごみ減量推進員」という制度がございまして、その方に、ごみ袋の透明化に取り組んでいただける方達を対象にモニター調査をして、本町としてどういう形がいいのかとか、それからアンケート、いろんなご意見をいただきながら、分別のほうをさらに徹底させてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。課長、ぜひ、よろしく願いしたいと思います。

確かに、生ごみは燃えにくいと思うんですよ。でも、このプラスチック類が入ると、生ごみも燃えやすくなって、それは心の中では、ひょっとしたら喜んでいらっしゃるかもわからないんですけどね。だけど、それによって、やっぱり耐火れんがが傷みやすいというのがありますので、ぜひ、ごみの分別をやっていただきたい。そのように思っております。

もう1点なんですけど、今回の契約金額の1億9,753万2千円という金額、これは随意契約なんですけどね。これはどうなんですかね、高いとか安いとかいう言い方をすれば語弊があるかもわかりませんが、平均的にどうなんですか。金額的には、これで納得をされてる金額になっていらっしゃるのでしょうか……（「それはそうだろう」と呼ぶ者あり）……。議会に出されてますから納得されてはいると思うんですけどね、他の自治体と比べてどうなんでしょうか、この辺の金額は。

**都市創造部長** 今回の契約金額の妥当性ということでございますが、今回は、毎年、補修工事ということで約1億円程度の予算の中で執行させてきていただいていたところでございますが、本年度は特にDCSの更新ということも含めて、請負金額が約2億円弱になっているところでございます。DCS更新そのものにつきましては、システムの構成によって、いろいろと金額はばらつきがあるかと思っておりますけども、本町の額で見ます



と1億円弱ということがございますので、他の自治体よりは安価な額になっているのではないかなというふうに思っております。そうして、トータル的につきましては、一定、妥当であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

**岡田議員** 部長、今、他の自治体よりは安くなっているんじゃないかなっていう表現でしたけど。他の自治体、お訊きになりましたか。どうやって確認されましたか。

**環境課長** 今回の契約にあたりましては、設計業務、コンサルタントのほうにお願いをしておるところでございます。当然、今回の金額を決めるにあたりまして、参考見積もり、それから物価版、各種設計をするための本等を用いて値段を決めていくわけでございます。コンサルタントは当然、本町だけではなくて他の自治体、ちょっと他の自治体はどこかというのは、この場では差し控えさせていただきますが、例えば一例で、このDCSの更新ということになれば、施設の大小によって当然価格というのはばらつきがあるんですが、本町の場合と同規模程度のところであれば、約1億前後ぐらい、直接工事費の部分で1億前後ぐらいというふうに、大体、他の団体でもなっておりますので、そういったことから鑑みましても、本町については、一定、メーカーのほうも努力をされて、今回の契約にあたっての値段というものは締結できるのではないかなというふうに、担当としては考えております。

以上でございます。

**外村議員** 幾つか、質問します。

まず、今回、コンサルタント会社は何という会社だったのか、というのが1点ですね。それと私、資料請求しまして、予算の「工事範囲を決定するに至った打ち合わせ過程がわかるもの」ということで資料請求しましたら、外1という資料でいただけてますけども、昨年度も訊きましたが、毎年、大体この工事、約1億1千万から9,500万ぐらいの工事範囲でやっていると。訊きましたところ、もっと、ほんとはやりたいところはいっぱいあるけども、予算の関係があるからその程度で抑えてます、ということで答弁をいただいております。今回、優先順位がずっとありましてトータル2億8,228万2千円ですか、これの中から、どれとどれを外されたのかというのをお訊きしたいのが1点。

それと、工事内訳書、明細書を請求しましたが、いただきましたけども、この一番大きなDCS更新工事7,852万4千円、これが一式で出ております。これだけの工事で、これを一式で出してくる神経もわかりませんが、当然、内訳があったはずなんですけども、この内訳は入手されているんでしょうか。それが2点目。

3点目、DCS工事というのは平成14年に初めて創設されたということで、今回で12年目。それが経年劣化による更新と書いてますけども、この機械、12年で、経年劣化で更新しなきゃならないというのは、私、ちょっと耐用年数としては少なくとも、こういう電気製品、15年とか18年というのが普通ですから、12年というのは早いんじゃない

いかと思うんですが、この辺に対する見解をお伺いしたい。ひょっとしたら、うがった見方をすると、包括民営化を控えて、早い目に大口のものは手当てしておこうという考え方が働いているのであれば、それならそれで、そういう答弁をいただいたら結構なんですけど、その辺の考え方を教えていただきたい。

それと、私が請求しました資料では、DCSの更新は9,500万という当初の予算金額で、一方、日本共産党さんが請求された工事予算要求書の中でのDCS更新は1億260万になっているわけですね。これはどちらがほんとに正しい金額なのか、これがよくわからないということが1点。そしてもう1点は、DCS工事に関しては、今回、起債があって、その75%の7,695万を起債するということになってまして、さらにその3割は交付税措置があるということですが、今回の工事で交付税措置があるのは、唯一、この項目に対してだけなのか、あとはないのか、というのがお訊きしたいというのと、どういうときに交付税措置があるのか、改めてお訊きしたい。

それと、現在、まだ立ち上がってるのかわかりませんが、包括運営委託に関して検討が始まっているはずですが、具体的にどこまで進んで、どういうスケジュールで、いつ頃から包括民営化に移行しようとしているのか。スケジュールが、6月議会、3月議会よりもだいぶ進んでいると思いますけども、その具体的な進捗状況を教えていただきたい。

それと、もう1点は乾副町長に訊きます。先ほど、高槻市との広域（化）につきましては非公式にやっていると、しかし、目処は立っていない、という話でございましたが、なぜ非公式にされるのか。堂々と公式にやられたらいいんじゃないか。それと、目処が立っていないというのは、何がネックで目処が立っていないのか、目処が立つ自信や見込みはあるのかなのか、感触をお訊きしたい。先ほど、議会の承認を得なきゃなりませんとおっしゃいましたが、議会に付すならば、公式に堂々と協議して、議案にあげなきゃならない。そのためには非公式ではあかんと思うんですが、いかがでしょうか。

以上、たくさんしましたけど、よろしく申し上げます。

**乾副町長** まず、非公式の協議の件でございます。

これは公式にやりますと、簡単に答えは返ってくるのではないかと。結果を期待しなければ、そういった水面下のいろんな協議は必要ないと思います。町としても、ぜひとも実現をさせたい。従いまして、非公式でいろんなお話をさせていただいておる、こういう状況でございます。

このごみ問題につきましては、大変重大な問題でございます。他自治体におきましても、この問題で東京都のほうでは社会問題になったこともございます。従いまして、その目処につきましても、いろんな条件が重なってまいりますので、それらの内容につきまして、逐一、ここでご報告申し上げることによりまして今後の協議に支障が出る、こういうことも考えられます。こういう協議がある程度調べましたら、当然、議会でもご

報告をさせていただいて、ご指導をいただきたい、このように考えている次第でございます。

以上でございます。

**総務部長** 清掃工場の今回の起債における交付税措置のあるもの、という部分でのお尋ねでございますが、基本的に起債制度そのものは、維持補修には、起債はまず該当はしません。今回のDCSにつきましては、そっくりそのまま更新をするという形で、機能アップが図られる関係で起債の対象となるということでございます。それと、清掃工場の起債のメニューでは、起債の75%が充当率でございますが、その30%が後年度交付税措置となる制度は、今までのその制度でございますので、今回、DCSだけが対象となるということでございます。

以上です。

**都市創造部長** それでは私のほうから、DCSの更新についてということで、耐用年数等のお話もございました。冒頭、提案説明でもさせていただいたところでございますが、設置後としては約12年が経過しているということで、やはり一番は老朽化も進んでございます。それとまたメーカーの保守部品のサポート期間が終了しているということで、仮に故障があれば部品の交換ができない状況にあるということで、今回、更新をお願いするものでございます。

それと、包括運営検討委員会の進捗状況ということでございますが、委員さん4名という中で、学識経験者で構成をさせていただいておりますけれども、第1回目を、この9月末に現在予定しております、今後のスケジュール等については、現在未定というところでございます。

以上でございます。

**環境課長** 今回の設計業務をしていただいております業者につきましては、入札の結果、三水コンサルタントでございます。正式名称は、株式会社三水コンサルタント大阪支社さんでございます。

それから、DCSの内訳の金額につきましては、当然、コンサルのほうで一定精査をして把握をした額で、今回の契約金額になっております。

あと、今回、この議案に伴いますの資料請求で、日の3でいただいている資料と、それから外1でいただいている資料のご説明でございます。日の3でいただいておりますのは、昨年度に予算を要求させていただいたときに積算をした金額でございます。ですので、予算要求としては施設改修工事として2億7,853万2千円と舗装工事として300万円の合算の工事金額で、予算要求を当課としてはさせていただきました。その後、査定として2億2,600万円のうち、今回、債務負担行為としては1億9,960万円を設定させていただいているということになっております。そのうち、外の1につきましては、今年度に入りまして補修工事を実施するにあたりまして、再度、25年度に行いました保

守点検の結果と、それから現場等を確認させていただいて、26年6月に打ち合わせをした際の資料でございます。

このときに、項目としては17項目ございます。このうち、今回、出させていただいております項目は、上からの番号で言いますと、1から6番までの項目と、それから飛んで11と12、それから14、それから16と17の項目を、今回採用、今後の1年間、施設を維持するにあたって必要な箇所ということで予算との整合性を図った項目が、先ほど申しました項目でございます。

以上でございます……（外村議員・自席から「答弁漏れ、DCSの予算、どっちが正しいのか」と発言）……。

DCSの予算につきましては、先ほど日の3で申しました、当初予算として1億260万円を当初は見込んでおりました。その後、先ほど申しましたとおり6月の打ち合わせの段階で再度精査をして、直工及び経費等で9,500万円ぐらいの見込みと。最後に、さらに金額等精査し、今回の契約金額で締結をさせていただいているということでございます。

**外村議員** 2問目します。先ほど申しましたDCSですね、部品がない。12年で部品がなくなるようなメーカーというのは、私は考えられないと思います。それはメーカー責任を果たしてないと思うんですが、今回、そのようなメーカーに再度発注をされたのか、別のメーカーにされたのか、お聞かせ下さい。

もう1点は、先ほど乾副町長がお答えになりました、非公式にやっている。この非公式にやっている本町の責任者、具体的に担当している方はどなたですか。

**乾副町長** 主として、主担いたしておりますのは私でございます。場合によっては、町長、市長、という場合もございます。

以上でございます。

**都市創造部長** 従来の機種につきましては日立さんのメーカーのものです。今後、新たな分については、まだ具体的にメーカーというのは業者の納入の中で、今後、正式に決定するという状況になります。

以上でございます。

**田中議員** 先ほどからの議論で、このための改修工事の費用が1億9,750万ということは、島本町の世帯が確か1万2,600世帯ぐらいですから、1世帯当たり1年間に1万6千円支払ってることになるんですね。月々にして1,300円ぐらい。

そういう背景があって、私は一つ指摘したいのは、やはり、ごみ処理の施設を長寿命化する。それにはいろんな方法があると思うんですよ。先ほど岡田議員がおっしゃったようにプラスチックの高熱で耐火れんがが早く傷んでしまう、どうすれば長寿命化できるか。あるいは、その効率的な燃やし方、ある意味でプラスチックがあると生ごみなんか非常に燃えやすい。プラスチック自身が助燃剤として使われますから、非常に燃えや

すい。そういう知識も当然、コンサルタント会社なり都市創造部で持っておられると思うんですよね。

だから、この施設を長寿命化して、それで大切な施設を大事に使うというようなことを、住民の方にアピールする方法はないものかなと。あるいは、場合によってホームページ、あるいは広報しまもとでアピールする、そういう手もあると思うんですよ。まず、それが1点。

あと一つは、例えば京都市なんかを見ますと、ごみの収集袋は市役所なり農協なり、コンビニなんかで買って、それに詰めてごみを出す、そういう方法なんですよ。その中には、例えば資源ごみであるようなペットボトルとかアルミ缶なんかも、そういうごみ袋をわざわざ買って出しているわけですよ。そういったことに関して、それは確かにごみの抑制にもなりますでしょうし、それから、そういうことをすることによって、住民にごみに対する意識付けもできると思うんですよね。やはり、こういう1億9,700万、毎年、それに近いような金額を支出する。そういう大きな歳出に対して、住民に、これこれこういうことをやれば経費の抑制ができます、というようなアピールを町自らやって、場合によっては他の都市のようにごみ袋の有料化をして、ごみの抑制を図る。そういうふうにはやってはどうかと思うんですけど、そのあたり、どうでしょう。

その2点について、お答え下さい。

**環境課長** ごみの分別に伴います施設の長寿命化、また、そういった啓発活動についてのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、ごみの分別というものは非常に重要であると、担当といたしても認識をいたしておるところでございます。ですので、分別の方法、そういったものにつきましても、半年に1回、町のほうから、ごみの収集日程表とあわせて、分別の内容等について記載をさせていただいたものは配布させていただいております。また、より多くの方に分別等について周知することからも、ホームページ、それから広報等でも、これからも引き続き、さらに取り組むような形で、どんどん分別を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、清掃工場に持ち込まれるごみの分別ということで、今、ちょうど9月から10日までの間で、ケーブルテレビ等で、今回、清掃工場への特集という形で分別についての放送を今、させていただいております。こういったことを地道にさせていただいて、分別は取り組んでまいりたいと思っております。また、先ほど岡田議員のご質問にもありまして、それにあわせて、ごみ袋の透明化というものもごみの減量の一つだと思いますので、これについても検討させていただきたいと思っております。

有料化につきましては、まずは分別等、それから先ほど申しました透明袋の導入等、そういった啓発活動をまず我々としてはさせていただいたうえでの今後の検討課題にな

るのかなと思っておりますので、まずは議員のご指摘のとおり分別活動への啓発活動、こういったものに力を注いでまいりたいと思います。

以上でございます。

**都市創造部長** 清掃工場の今後の長寿命化等も含めての検討につきましては、先ほども外村議員へのご質問にご答弁させていただいた関係もありますが、この26年度から清掃工場の包括運営検討委員会を立ち上げてございますので、その中でも長寿命化等々の取り組み等につきましても、一定議論ができればいいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

**戸田議員** DCS更新について、お尋ねします。コンピュータソフトウェア、これは電気計装設備に関わるもの、設置後12年経ったので更新されるということです。中央操作盤制御用コントローラーですか、それからDCSオペレーションコンソール、そういったものを変えるときは、1号・2号炉、全面的に両方止まってしまうのではないですか、止めなければならないのではないのでしょうか。それはいつ頃、どれほどの期間、二つの炉を止めることになるのか、お示し下さい。12年前の更新時も、2炉とも止められましたか。

また、この間のごみはピットと言うんでしたでしょうか、プールみたいなところ。あそこに止め置くことになるのでしょうか。このチェンジするときの、業務における課題をお示し下さい。

**都市創造部長** 今、DCS更新にあたっての工事ですが、現在、稼働している2炉につきましては停止をするということで、ごみについてはストックをするという形で工事を進めていくというふうに、今は考えてございます。期間等については、1週間程度必要ではないかなというふうに認識をしております。

以上でございます……（戸田議員・自席から「課題は」と発言）……。

**環境課長** 今回のDCSの更新にあたりましては、先ほど部長からもご答弁申し上げましたとおり、約1週間程度の全停期間が必要ではないのかなというふうに担当としては考えております。ですので、これを行うにあたりましては、当然、それまでにごみをすべて吐いた状態で、1週間分を溜めておくという必要がございますので、それに合わせた運転等の管理、これらをきちんとしていく必要があるのかなというふうに担当としては考えております。

それと、前回、DCSを導入する際にも、同様に入れ替えのときには一旦停止をしていたというふうに私は認識してるんですが、ちょっと今、手元にそれらの細かい部分はないのですが、当然、同様の工事内容等が必要になってまいりますので、当時も止めていたものと認識をしております。

以上でございます。

**戸田議員** 12年前も、おそらくであろうけれども止まっていた、2炉とも。そうしたら、

一度経験がおありで、特に問題がなかったという実績があるということなので、それは一定理解をしたのですけれども、工事期間から見ますと、平成27年6月30日まで。夏にはならないかなというふうには思っているんですが、ごみの量は相当なものになると思います。この委員会視察に行った自治体では1号だけで運転されていて、点検のときはそれが止まると。ごみはどこまで行きますかと言ったら、もうピットを超えて、戸を閉めて、かなり上のほうまで溜まりますよ、というふうなことをおっしゃっていましたので、島本町でも相当の量になるだろうなど。おそらく全部溜まるのじゃないか、1週間というのは、と推測しているわけなんですけど、この間の臭気対策や、近隣住宅へのご理解も十分必要だと思うんですけれども、1点、懸念するところがあるので、念のためお訊きするのは、万一の際、更新がうまくいかなかった場合、この満杯に溜まったごみをどのように処理するのかというのは、1点、危機意識を持っておかなければならないと思います。

この間、ごみ処理が1週間を超えて止まるようになった場合、例えば近隣の市町の施設の協力を得て委託することができる、そういうようなことができているのかどうか。そういったリアルな現実を想定して、広域ブロックの繋がりの中で、協力を取れる体制は整っていますか、それができると考えていますか、という質問が1点。あるいは、今回、個別に想定して、例えば高槻市、例えば乙訓環境衛生組合さんをお願いすることになるのですか。どちらなのでしょう、というのをお尋ねしておきます。

**都市創造部長** 今回のDCSの更新に伴いまして、一定、ごみを焼却せず1週間程度は止める可能性があるという中で、臭気対策とか近隣への対策等ということでございます。その点につきましては、今後、請負業者と十分、その点については対策等練っていく必要があると思いますし、地元への説明も一定必要かなというふうに考えております。

それと、万が一、DCSの更新がうまく進まない場合ということで、その後、そのごみの処理をどうするのかという部分を含めて、広域的な処理といいますか、他自治体への応援をお願いするというようなことも、その際には考えられます。その点については、今後、そういうことも踏まえた中で、協議が必要になればお願いにあがるということも必要になってくるのかなというふうに考えております。現時点で、そこまでの確約は取れてないというのが現状でございます。

以上でございます。

**戸田議員** 今回、もし万が一トラブルがあった場合というときは、政治的なことではなく、近隣との協力体制として、事務レベルでできるのではないかなと私は思っております、ぜひともそういった協議を、しっかりと日頃からしていただきたいなと思っております。

それから、ごみの減量化です。先ほどもごみの減量化、あるいはちゃんと分けるという話がありました。この更新の時期にあわせて、最終的というと年度を越えてということですから、4月、5月、6月に向けて工事をされる、その間のどこかで1週間止まる

わけですから、ここをターゲットに、春から秋までの期間をごみの「ダイエット強化期間」として、狙い、目的、そして取り組みの期間をしっかりと定め、数値目標を示して、住民の皆さんにごみの減量化にきっちりと協力してもらおう。そのことによって、更新時期にごみは劇的に、目に見えるように減っている、こういう流れを作ることができないでしょうか。「環境基本計画」を作られるにあたって、ごみのダイエットプロジェクトというのは随分議論をされていたと思いますので、機は熟しているのではないかなと思います。ご答弁をお願いいたします。

それから、最後は確認の質問になります。解体撤去等で発生する産業廃棄物は、法に基づき適正に処分することというのが明記されていて、受託者の義務になっていると思うんですけども、これが「適正に処分」されているかどうか、島本町としてどのように関与、確認をされていますか。確認の質問をして、以上で終わります。

**都市創造部長** まず、1点目のDCS更新に伴って清掃工場を停止する期間があるという中で、ごみの減量化についてということですが、私たちも、その間、やはり住民の皆様等に周知をする必要があるかと思えますし、ごみの搬出にあたっては、なるべく減量化に努めていただきたいということのお願い等は必要になるかなというふうに思っておりますので、広報とかホームページを通じまして、周知とお願い等は努めてまいりたいなというふうに考えております。

それと、産業廃棄物の取り扱いにつきましては、マニフェストということで、マニフェストによりまして搬出者が責任を持って処分するということになってございますので、それは書類をもって確認をするということで、担当といたしましても適正に処理していることを確認してまいります。

以上です。

**平野議員** この施設は、もう20年超えているんですか、経っているということで、今回の補修工事によって施設全体の能力がアップされるということなんですけれど、稼働した当時を100の能力としたら、今がどれぐらいで、それから、この工事をしたらどの程度になるのかということで、ちょっと、そういうレベルでお答えいただけたら、とてもよくわかるかなと思います。

それから2点目ですけど、1億9,753万2千円の契約金額になりますが、大きくは中央管理室のコンピュータ機器の更新ということです。新しい機器を操作する方は、どなたでしょうか。お答え下さい。

それから3点目ですけど、先ほども、この契約金額の妥当性はどういうことでお尋ねがあったと思いますけども、コンサルのほうから参考見積もりを取られています、ということでしたね。それが資料として示されております、外村議員の資料1の9,500万、特にこのDCSの更新ということに絞っていえば、この9,500万というのが、コンサルさんが取った参考見積もりになるのでしょうか。だからこそ、今度の契約にあたっての



内訳、細かい契約金額はDCSの更新だけで見れば7,852万4千円という形で、それよりは下がっている、価格が安くなっているというふうに考えていい、ということですね。ちょっと確認のためにお訊きいたします。

ここ数年間、もう随意契約になっていて、エスエヌ環境テクノロジー株式会社に随意契約をしていますね。過去には旧ユニチカの業者なんですけれども、随意契約となると、なかなかチェックが働きにくくなるのかなというふうにも思っていますが、やはり随意契約業者と契約するという場合も、非常に公平性・透明性を図る必要があるというふうに思っているんですけど、担当課だけで契約を決めるということではなくって、契約の担当部署とかが入った形で、指名業者選定委員会などもありますので、そういうところで改めて選定するという必要もあるかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

それと、最近では滋賀県の高島市とか、お隣のと言うたら語弊がありますね、川を越えた城南衛生管理組合のほうで、基準を超えたダイオキシンの焼却灰を最終処分場のほうに運び出していたということで問題になっていましたけど、こんなことは島本町はないと思うんですけど、一応お尋ねしますけど、ダイオキシン類を含む焼却灰の基準値は守られていますか。数値をお示し下さい。

よろしくをお願いします。

**環境課長** まず、今回の補修工事におきましては、基本的には能力が低下したものを機能回復させるというもので、能力がこれによってアップをするというわけではございません。今回の工事に伴いまして、する前と前後でどの程度、じゃ機能回復するのかという部分につきましての数値的な部分というのは、正直、今現在、町としては持ち合わせておりません。ただ、日々の点検、それから前年度の保守点検、こういった中で傷んでおります部分を補修することによって、適正に回復をすることはできる。ただ、すべての項目の補修工事ができているわけではないので、今後も適切に維持管理を、財政との整合性を図りながらしていく必要があるというふうに認識をいたしております。

それから、今回、DCSを入れ替えました後の運転につきましては、今現在、運転管理につきましてはエスエヌ環境テクノロジーにお願いをしておりますので、引き続き同じところが運転管理をするということになります。

それから、今回の契約にあたりまして金額の妥当性ということで、まず、外の1で資料請求をいただいておりますDCSの更新の9,500万円、これにつきましては現場の担当職員と我々と、それからコンサルタントで、まず前年度の保守点検、それから現場の声ということで、どういった項目が清掃工場として今現在必要なのかということを表したものでございます。この後に、参考見積もりをメーカーのほうから徴収をいたしまして、さらに、それらの金額を精査したものが今回の契約金額というふうになっております。こういったことから、当然、我々だけでなくコンサルタント等も含めて金額の精査はさせていただいておりますので、今回の金額は妥当であるというふうに認識をいたし

ております。

それから、今回の契約にあたりまして、担当以外の部署とも連携をして契約を進めるべきではないのかというご質問でございますが、これにつきましては、今後、担当部局等の調整が必要になるかと思っておりますので、それらについては今後の検討課題になるのかなというふうに思っております。

それから焼却灰の、清掃工場での基準値は超過しているのかどうかという部分でございますが、はっきりと年数は憶えておりませんが、ある年数以前の清掃工場、建て替えた清掃工場については、薬品、それからセメント固化の処理をしているものに関しては、経過措置ということで、このダイオキシンの焼却灰に対する基準というものとはかからない状況になっております。こういったことから、清掃工場については今現在、先ほど高島市の事例をお示しいただきましたが、これに該当するような基準超過というものは、本町の場合でしたら、今現在、こういったことはございません。また、これに伴いまして埋め立て処分をしておりますフェニックス、大阪湾広域臨海環境整備センターというんですが、そちらのほうからも本町の焼却灰等のデータ、諸々の調査等もございまして、当然のことながら、指導等はございません。今後も引き続き、運転管理等、我々としても十分に適正にして、住民の皆様にご迷惑がかからないような形で施設運営をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**平野議員** このDCS更新ということでね、中央管理室のコンピュータ、人間で言えば心臓部分でしょうけれど、これの更新ということで、操作されるのはエスエヌ環境テクノロジーの職員さんということになりますね。島本町の職員さんは、まだ在籍をしておられるんですけど、こういった機器の操作には精通してないというか、運転にはもうほとんど関わらなくて、つまり操作もできないという現状なのでしょうか、お尋ねします。

それから、この工事によって、どの程度能力がアップするかは数字では示されないということですけど、今後、長期包括運営という方向で検討して行かれるわけですけど、その際に、もうそれは今年度中に——スケジュールではですよ——契約をするというようなことも3月議会のときは示されておりましたので、そうだとすると、本年度中には、私はこの施設の精密機能検査及び余寿命調査の実施というのが必要かというふうに思っています。10年間の委託をするわけですから、どの程度の機能があるのかとか、性能があるのかということとか、どの程度の寿命があるのかという調査をきっちりやらないと、今後のそういった委託するにあたっては、契約金額にも関わってくることであり、当然、その中のいろんな水準でしたかね、何かを決めることがありましたね。何か、そういうのにも関わってくるのかなと思っておりますので、そういう調査をする必要が、本年度にする必要があるのではないかと思います。今回は補修工事、定期的な補修工事になっておりますけれども、その必要性はありませんでしょうか。

それと、焼却灰に関しては、わかりました。また数字は、別途見せていただけたらと思います。

それと、皆さんからほんとうにごみの減量化のこと、分別のこと、ご意見がありました。私もほんとうにそう思います。ごみの広域化を求める以前に、まずは私は島本町の自治体として、ごみの減量化に本気で取り組まないといけないと思います。「一般廃棄物処理計画」を本年度は業務委託されていますね、計画策定の業務委託をされていますので、このときこそ住民の皆さんと一緒に、計画作りに参加していただいて、ごみの減量化を一緒にやりましょうというような機運を作っていただきたいというふうに思っておりますけど、計画策定にあたっての住民参加の取り組みなり、住民意見の聴取はどのようになっているかということをお聞かせいただきたいのと、計画の中には、どの程度のごみ減量の数値目標を入れられる予定でしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

**環境課長** 今回のDCS更新に伴いまして、運転につきましては、エスエヌ環境テクノロジーということで先ほどご答弁させていただきました。あわせて、本町職員がこの施設の運転が今現在できるのかできないのか、という点でございしますが、今現在、清掃工場には場長以下4名の職員が配属されております。このうち、場長をはじめ、ほか2名は今現在の施設での運転というものは経験をいたしております。今回のDCSの更新に伴って、正直、どこまで操作機能が大きく変わるのかというのはこれからなんですけど、劇的に運転方法が変わるということはないと認識をいたしておりますので、そういった意味合いからは、今現在おる職員も、何か緊急時等がございましたら職員も対応できるというふうには認識をいたしております。

それから、清掃工場の今後の包括運営のお話の中で、委託にあたっての、どの程度の能力が必要であるか、それから引き渡しの際の能力、これらがわからないと委託金額等がわからないのではないのかというご質問で、それは議員おっしゃるとおりで、これらについても、今後、包括運営の検討委員会の中で委託運営をするにあたってはどのような形でさせていただくのがいいのかどうか、その際の資料等についてもどのような形がいいのか、これらについては、今後この委員会の中で十分検討して、本町にとって一番望ましい運営方法を、この委員会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、本年度、今現在策定中でございます一般廃棄物の基本計画でございますが、これにつきましては5年に1回、見直しをかけさせていただいておるものでございます。これは、本町で発生するごみやし尿をどういう形で処理をするのがいいのか、というものを決めるものでございまして、これについて、当然ごみの減量等、そういった取り組みについても記載をしておりますが、主には処理の方法等について、どういう形で本町としてするのがいいのかというものを決めるものでございまして、今現在は住民の方が、この策定にあたってのご参画というものは考えておりません。ただし、住民の皆様のご意見につきましては、パブリックコメントを通じまして意見を聴取してまいりたい

というふうを考えております。

それから、ごみの数値化につきましては、当然、今現在策定しておりますものが数値化できるかどうか、このあたりも今後、検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

**平野議員** ごみ減量の目標値というのは、やはり必ずこの計画の中に盛り込むべきだと思っております。「環境基本計画」の案のときに、そういうパブコメの意見がありました。それに対して町の考え方というのは、「一般廃棄物処理基本計画」の中で示します、というふうに書かれていますので、当然、そこには目標数値が書かれるものだというふうに思っておりましたので、ぜひ、そこに入れて下さい。確認します。

それから、今の施設が8時間運転ということですね。私も炉を傷めることが多いのではないかと思っております。補修工事の費用がかかるのも、8時間運転だからではないかというふうに思っているんですけど、忠岡町のほうを視察されたということですが、24時間運転と8時間運転というのを比べましてね、補修費用がどの程度、比較して違うのか、そういったことは視察の中でわかりましたでしょうか。最後にお尋ねします。

**都市創造部長** 「一般廃棄物処理基本計画」についてのお尋ねでございます。先ほど担当課長からもご答弁させていただきましたが、基本的には方針としまして、基本計画そのものは処理の方針について定めるものということで基本的な考え方がございますが、先ほど来ありました、ごみの減量にあたっての数値目標等の設定にあたりましては、具体的にどういう内容、それから数値目標を設定するのかがどういふことも含めまして、今後、検討はしていきたいなというふうには考えております。具体的に数値目標を設けるかどうかについては、今現在、ちょっと明言ができない状況でございます。

それと、忠岡町の清掃工場を視察させていただきましたが、忠岡町では24時間連続運転ということと、本町は8時間の間欠運転という状況にある中で、双方比較というのは、非常に難しい部分がありますので、現在、その比較というものは行っている状況ではございません。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第53号議案 工事請負契約の締結について、自民無所属の会を代表して討論を行います。

本件の工事契約は、これまでも島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事として、毎年1億円前後の改修工事をしてきました。今回、島本町清掃工場ごみ処理施設工事の内容は、ごみ処理施設の老朽化による機能低下を回復させ、適正な能力の維持を図ることを目的とした耐火材補修工事、燃焼ストーカー補修工事、2炉ろ過式集塵機補修工事、No.1の焼却灰コンベア補修工事、破砕機補修工事、そして平成14年度に排ガス高度処理に伴うDCS以来の工事であります。

この清掃工場は平成3年に竣工し、毎年、補修工事をしながら、ごみ焼却処理を行っています。一般的に、ごみ処理焼却施設は20年程度とされてきました。設置されている各種の設備や機械の中でも、基幹的設備である燃焼設備や排ガス処理設備など重要な設備の機器については、大規模な改良工事になります。

当町の清掃工場は、すでに20年を経過していますが、焼却場を新設するには巨額の建設費が必要となり、現在の財政状況においては難しい状況にあります。また、これまでとも言われていますように、国の交付金対象事業にするには、事業対象人口5万人以上、処理日量100t以上の連続稼働、または400㎥以上の計画対象地域を構成する市町村に該当しないことから、町単独での建設には無理があるとのことであり、また近隣市町と連携し、ごみ処理を広域行政施策で対応することも、これまでの答弁においても難しいとのことでもあります。このような状況下で、さらに延命をするためには、20年経過しても毎年補修工事を発注し、機能の回復を図りながら維持管理が行われているところであります。

今回の業者選定方法につきましては、一般競争入札をはじめ、いろいろな発注方法がありますが、昨年に引き続き、今回も透明性を確保するため随意契約を施行されました。清掃工場に限らず、他のプラント的なものは、現実的には建設時に受注した業者のノウハウがすべてであり、特に補修工事においては、他社が新規に参入することは、いろいろな面において難しく、競争原理が働きにくいのが現状であります。

従いまして、新たな清掃工場の建設が現時点で望めない以上、受注業者であるエスエヌ環境テクノロジー株式会社には、施設全体の品質や機能回復に全力を傾けていただき、1日でも長く、この清掃工場の延命を図っていただくとともに、現在、施設管理運営費の縮減を目指して民間の管理運営のノウハウを活用して包括運営をすることにより、施設を計画的に補修し延命を図るため、包括民営検討委員会を立ち上げ、計画されているところです。

平成28年度からの包括運営委託の開始を目標に進められるところでもあり、今回の延命を図る改修工事は必要であると判断し、賛成の討論とします。

**平井議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第53号議案 工事請負契約の締結について、日本共産党島本町議員団を代表

し賛成の討論を行います。

本会議場において、冒頭で7月8日の総務建設水道常任委員会所管事務調査が行われて、忠岡町クリーンセンター長期包括運営管理について視察調査報告が行われました。委員長報告と、委員会の皆様の提出された書類も、この際、参考にさせていただき、議案審査請求資料とともに質疑をさせていただいたところです。

工事の費用について、1億9,753万2千円については、当初予算と債務負担行為の議決の範囲において随意契約をされるという点については、妥当かつ必要なものと認め、賛成するものです。

しかしながら、今回の高額な費用を投入される電気計装設備（DCS）を更新するという工事によって、期間が1年半近くかかるということと同時に、本会議場でも明らかになりました、焼却炉2炉とも停止を1週間近く余儀なくされるということを確認したところです。このあたりについては、住民への周知とともに、ごみ減量意識の向上のための啓発活動を強めることが求められます。

この際、要望しておきますことは、これを機に、今後、審査会が開かれる予定である長期包括運営管理についての議論、この議論は包括運営ありきではないということを知っていますが、町単独運営の場合、あるいは広域連携の現状ともあわせて、住民に対し情報提供を大いにされること。そして、それとともに「一般廃棄物処理計画」の策定とあわせられること。住民全体の議論に付されることを求めておきます。

また、焼却炉燃焼施設についても、議員として、会派として質問させていただきました。焼却炉の延命については、やはり8時間炉ということが何においても一番無駄を生じるということは、忠岡町の視察の中でも明らかになっていると思います。8時間炉と16時間炉、あるいは24時間炉においてどうなのかという検討を、本格的に本腰においてされることを強く要望いたします。

その点において賛成するものですが、加えて、この議場において質疑・答弁の中で、災害時の相互応援協定についての答弁をいただきました。大きく前進をされていると思われませんが、今年度中の町長、首長の協定書の締結に向けて、精力的に事務を進めていただくことを求めておきます。

以上をもって、賛成といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第53号議案 工事請負契約の締結について、議案に賛成の討論いたします。

清掃工場の毎年の補修工事契約につきましては、本町にとって極めて重要な案件でありながら、悩ましく、忸怩たる思いをしております。それと言いますのも、毎年1億円近い税金を投入するにも関わらず、その工事内容、施工範囲の妥当性、さらにはその積算根拠が、専門性ゆえに理解しにくいばかりか、競争入札という競争の原理を働かせにくい性質の工事内容だからであります。今年度は、DCSの更新という多額の投資が必

要で、総額が1億9,700万余りになるという大きな金額になりましたが、これも一定、致し方ないものと判断します。いずれにしても、これだけの金額の工事を発注するのに、随意契約という競争原理が働かない発注をせざるを得ないことには、血税を使う使い方としては納得してもらいにくいものではないかというふうに思っております。

ただ、性能発注ということですので、施工業者を信頼するとともに、担当職員の方におかれましては工事内容に精通していただき、厳しい目での監視を怠らないようお願いいたします。特に、業者から提出される内訳明細書などは注意深く精通していただきますよう、よろしくお願いいたします。また、補修履歴のメンテナンスなども業者まかせでなく、職員自らが現場所長と一緒にフォローし、重複投資になっていないかは徹底して見ていただきたい。

なお、9月末から包括運営検討委員会もスタートするようございしますが、仮に包括運営、民営化に踏み切るにしても、先進自治体の成功事例などをよくスタディしていただき、できるだけ多くの業者に参加していただくとともに、適正な競争の結果、信頼できる業者が選択できるような準備を怠らないように、よろしくお願いいたします。

実は私、他の議員有志で5月末に先進自治体というか、この包括民営化で、ごみで大変成功していると聞きました生駒市を訪問しました。ここでは、発注の準備の段階から発注に至るまでの苦労話や成功のポイントなどを、つぶさにヒアリングしました。生駒市で一番感心したのは、担当者はもちろんのこと市長自らが一番先頭に立って、見積もり徴取、ネゴシエーション、業者決定に至るまでの熱心な取り組みをされた。その結果、かなり有利な条件で5年の包括運営契約にこぎつけられたということを伺いました。

しかし、私は包括民営化ありきではないと思っております。この検討委員会におきましては広域連携の可能性の追求、または本来である本町独自で建て替えた場合には、じゃ、一体幾らぐらい要するのか、そのための補助金がどんな、今聞いている話では、なかなか補助金はもらえないということですけど、高度な政治的行動を含めても補助金を獲得する努力。このようなことも、あらゆる可能性を含めて検討していただいて、この研究の成果をあげていただきたいということをお願いしまして、賛成の討論といたします。

なお、先ほど他の議員から出ましたけども、ごみの減量化ということも、ぜひ啓蒙を怠らないようにしていただきたいということも添えまして、賛成の討論といたします。

以上です。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第53号議案に対しまして、公明党を代表して討論を行います。

ごみ処理施設改修工事で、契約金が1億9,753万2千円、請負はエスエヌ環境テクノロジー株式会社で、随意契約です。

今回、特にDCS更新に関しては、平成14年にダイオキシン対策として安定して燃焼できるということで、このDCSの機械を設置されておられます。設置されて、現在で

12年目になりますが、経年劣化によりまして、DCS機器の新機種で更新することになりました。金額的には9,500万円と高額でございます。工事期間も2年間にまたがるということです。

島本町のこのごみ処理施設におきましては、毎年、1億円近い補修工事をしておりますが、今後、早急に、このごみ処理施設の広域化または包括運営などを真剣に考えてくる時が来ているのではないのでしょうか。このことをしっかりと、お訴えするものでございます。

そして、最後になりますが、さらなるごみの分別の検討を要望いたしまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** 第53号議案 工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成の討論をいたします。

ごみ処理施設は、住民の暮らしにとって重要な施設であります。多額の費用を要しますが、必要の費用だというふうに認識しております。しかしながら、随意契約で行われているわけですから、その場合においても、公平性・透明性を図る必要があります。提案しましたように、担当課だけで契約ということではなくて、指名業者選定委員会などで選定する、議論をし選定するということが望ましいのではないかと、今後をお願いしたいというふうに思っております。

また、今回の1億9,753万2千円の工事内容の中で、一番金額の大きいのが中央管理室のコンピュータ機器更新ということですので、この操作に関しましては、島本町の職員の方も今、運転できるということで安心したところなんですけれど、今後、直営で運営するのか、もしくは長期包括運営にするのかということについては、今後の検討委員会や調査業務の中での検討になるかというふうに思いますが、直営で運営する場合には、当然、人材の確保がなくてはなりません。島本町の職員組合も要求しておられましたように、清掃工場への職員配置をぜひともお願いしたいというふうに思っております。それでこそ、どちらにするかということの比較ができるかというふうに思っております。

さらに、清掃施設の精密機能検査及び余寿命調査については実施されるということで、しっかりとこれについては行われなければならないと思います。今後、直営で行うにしても、これからの工事の見通しとか施設の見通しというのが、これによって測られるかというふうに思っております。

それから、「一般廃棄物処理基本計画」策定にあたっては、できるだけ住民の皆さんの声を拾えるように、積極的に環境課は地域に出向いて、この計画の策定案を説明する、そういったこともしていただきたいというふうに思います。それによって、ごみの減量化というのも、住民の主体的な活動になるかというふうに思っております。その点、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。



以上をもちまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 53 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 53 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 27 分～午後 3 時 50 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6、第 54 号議案 平成 25 年度島本町水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**上下水道部長** (登壇) それでは第 54 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第 54 号議案 朗読)

提案理由は、「地方公営企業法」第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

剰余金の処分につきましては、資本制度の見直しに伴い「地方公営企業法」が改正され、平成 23 年度決算から、条例または議会の議決により処分できることになったものがございます。過去 2 年間は、議会の議決により処分をお願いしておりましたが、今回の対応につきましては、条例を制定するのか、または議会の議決により処分するのかを定める必要がございます。

条例を制定する場合及び議会の議決による場合のメリットやデメリットにつきましては、条例を制定する場合は、利益処分の方法及び減債積立金や建設改良積立金などの用途の定義を明確にすることで透明性が確保できるものと考えております。しかし、合理的な処分の率や額を定めることが難しく、仮に条例により利益処分の方針を定めましても、その後の収支状況などによって、その方針どおりに処分ができないこともございます。一方、議会の議決による場合は、利益処分数額やその目的につきまして、毎年度の収支状況や経営方針などを勘案したうえ、そのつど、議会の議決により処分することで柔軟な対応が可能となり、そのことが経営の自由度を高めることになるものと考えております。

また、他団体の動向につきましては、本町を除く大阪府内 42 市町村に大阪広域水道企業団を加えました 43 団体では、条例の制定が 6 団体、議会の議決が 33 団体、未定が 4 団体でございます。従いまして、条例を制定する場合及び議会の議決による場合のメリットやデメリット及び他団体の状況などを勘案した結果、今後は議会の議決により剰余金を処分することにしたものでございます。

それでは議案の内容等につきまして、1 の 2 ページの次の議案資料に基づき、ご説明申し上げます。議案の概要及び剰余金の処分の内容につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。

その他参考資料としまして、次のページに平成 25 年度島本町水道事業会計決算書の抜粋を添付しております。

上の表の「平成 25 年度島本町水道事業剰余金計算書」の未処分利益剰余金の欄をご覧ください。平成 24 年度の処分後残高でございます繰越利益剰余金 1 億 8,310 万 570 円に、平成 25 年度の純利益 4,885 万 1,499 円を加えた当年度未処分利益剰余金 2 億 3,195 万 2,079 円から処分するものでございます。

下の表の「平成 25 年度島本町水道事業剰余金処分計算書（案）」の未処分利益剰余金の欄をご覧ください。先ほどの当年度未処分利益剰余金 2 億 3,195 万 2,079 円から、議会の議決による処分額は 2 億 800 万円でございます。その内訳は、減債積立金に 800 万円を、建設改良積立金に 2 億円を積み立てようとするものでございます。従いまして、処分後の残高でございます繰越利益剰余金は 2,395 万 2,079 円でございます。

なお、処分後の減債積立金は平成 25 年度末残高 1 億 1,136 万 1,271 円に処分額 800 万円を加えた 1 億 1,936 万 1,271 円でございます。また、処分後の建設改良積立金は平成 25 年度末残高 4 億円に処分額 2 億円を加えた 6 億円でございます。

以上、簡単ではございますが、平成 25 年度島本町水道事業剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 54 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 54 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 7、第 55 号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**健康福祉部長** (登壇) それでは、第 55 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第 55 号議案 朗読)

提案理由といたしましては、効率的な業務運営を図るため、高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、今回、ご提案申し上げます事務の委託に至った経緯でございますが、大阪版地方分権推進制度により府内市町村への権限移譲が進められる中、住民サービスや利便性の向上を目指し、大阪府から旅券発給事務にかかる窓口業務の移譲を受けるべく検討を行ってまいりました。このような中で、府内自治体の動向なども勘案した結果、昨年 11 月に大阪府に権限移譲の申し出を行い、また実施の方法にあたりましては、高槻市・島本町広域行政勉強会等におきまして広域連携にかかる検討も行いました。

本町といたしましては、現在の職員体制や、事業連携による事業効果などを踏まえ、効率的な業務運営には高槻市へ事務委託を行い、実施すべきものであるとの結論に至り、7 月 22 日付けで高槻市長へ事務委託にかかる申し入れを行いました。

今回、事務委託方式で本町が高槻市に旅券発給事務等を委託するため、規約の内容につきまして、「地方自治法」第 252 条の 14 の規定に基づき、提案をさせていただくものでございます。

なお、高槻市におかれましては、今月の 10 日に開会されます高槻市議会 9 月定例会におきまして、事務の委託についての議案が提案される予定でございます。

それでは、規約案の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書の 1 の 3 ページでございます。

本規約の構成といたしましては、全 9 条となっております。

まず、第 1 条 (委託事務の範囲) でございます。

町は、大阪府旅券法関係事務にかかる事務処理の特例に関する条例第 2 条に掲げる事務、具体的にはパスポートの申請の受理、本人確認、書類の審査、パスポートの交付等に関する事務の管理及び執行を、高槻市に委託することを規定しております。

次に、第2条（管理及び執行の方法）についてでございます。

委託事務の管理及び執行につきましては、高槻市の条例、規則その他の規程等の定めるところによるものと、規定をいたしております。

第3条（経費の負担）についてでございます。

委託事務の管理及び執行に要する経費は島本町の負担とし、特に必要があると認める経費の負担につきましては、高槻市長と島本町長が協議をして定めると、規定をいたしております。また第2項では、前項の規定により島本町が負担する経費の額、支払いの時期及び支払いの方法は、高槻市長と島本町長が協議をして定めることと規定しております。

具体的な費用負担の考え方につきましては、先般の議員全員協議会におきまして、ご説明をさせていただいたとおりでございます。

まず、初期経費につきましては、高槻市がパスポートセンターの開設に要した経費及び拡張に要する経費を、両市町の人口比で按分いたします。運営経費につきましては、正職員人件費を両市町の人口比で、光熱水費や消耗品費などの物件費を両市町の旅券交付件数比で按分いたします。また高槻市から受付窓口の提供を受けることから、新たに受付窓口を設けた場合に必要となる経費相当分を、施設費として本町が負担いたします。

なお、これらの考え方や支払い方法等につきましては、別途、費用負担にかかる協定書を定める予定でございます。

続きまして、第4条（予算への計上）についてでございます。

高槻市長及び島本町長は、委託事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、毎年度、それぞれの市町の一般会計歳入歳出予算に計上するもの、と規定をいたしております。

次に、1の4ページでございます。第5条（決算の場合の措置）についてでございます。

高槻市長が「地方自治法」の規定に基づき決算の要領を公表した際に、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を島本町長に通知するもの、としております。

次に、第6条（管理及び執行状況の報告）についてでございます。

高槻市長が、毎年度終了後、速やかに事務委託の管理及び執行に関する報告書等を作成し、島本町長に提出する旨を規定いたしております。

第7条（連絡会議）についてでございます。

委託事務の管理及び執行につきましては、事務担当者間において連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開催し、事務の委託という手法を取りつつも、本町の主体性を担保してまいりたいと考えております。

続きまして、第8条（条例等の制定改廃の場合の措置）についてでございます。

第1項及び第2項で、委託事務の管理及び執行に関し適用される条例等の制定改廃が

見込まれる場合、あるいは実際に制定改廃があった場合の、高槻市長から島本町長への通知義務を定めるものでございます。また第3項では、第2項の規定に基づく高槻市長からの通知が、条例または規則に関するものであった場合の島本町長の公表義務を規定しております。

次に、1の5ページでございます。第9条（その他）についてでございます。

この規定に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、高槻市長と島本町長が協議をして定めることと規定しております。

最後に、附則といたしまして、第1項で施行日を平成27年1月5日とし、第2項では委託事務の全部または一部を廃止する場合の定めを規定いたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する規約についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**関 議員** 数点、質問させていただきます。

本件については、高槻市議会においても委員会が開催されて、その委員会の中においては、シーズン中には、現在の高槻の住民の方々だけでも数時間待ちというような状態がある中で、島本町の住民を受け入れることはどうやろか、ということが審議されてましたけども、この件に関しては、どういうふうに判断されているのでしょうか。

それと、広域のメリットに日曜日の交付をあげられておりますけども、他の権限移譲を受けた団体の日曜交付の状況を見ますと、かなりの自治体で実施してない団体もありますけども、本町としては日曜交付の実施について、どのようなお考えでいるのでしょうか。

**総合政策部長** ただいまの関議員のお尋ねでございますが、これにつきましては、今月の10日の高槻市議会においてもご審議がなされるというふうにお聞きをいたしております。今現在、高槻市のパスポートセンターにおきましても、かなりの時間待ちというふうな状況もある中で、本町がそこに加えていただくとなりますと、さらにそういった状況が生まれるわけでございますが、そういった点につきましても、一定、高槻市さんのほうではご理解をいただき、そして受け入れる方向で検討していただいたということでございます。

それと、広域のメリットでございますが、まず日曜交付というふうなことで、日曜交付につきましては、行政効率を踏まえて、約半数の団体、自治体におきましては、日曜交付は実施をされておられません。本町におきましても費用対効果を考えますと、単独での日曜交付を実施するということについては困難である、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

**関 議員** パスポートの申請については、申請は行政書士等の代理でも行えるんですけども、交付については、どうしても本人が行く必要がありますので、働いている方などにとっては、距離よりも、日曜日開いてということが、より大切ではないのかなというふうには感じるんですけども、その点については、どういうふうに考えられますか。

**総合政策部長** 日曜交付についてのお尋ねでございますが、今現在、大阪府のパスポートセンターで交付がなされておりますが、この状況を確認いたしますと、曜日別では、かなり偏りがございまして、1週間の中でも一番利用されているのが日曜日の交付、このようにお聞きをいたしております。今、ご質問のとおり、本町も日曜交付ができることが、住民サービスの面からも極めて重要である、このように認識をいたしております。

今後、大阪府からすべての市町村にパスポート事務が権限移譲される。そういったことも大阪府からお伺いをいたしております。そうしますと、大阪府のパスポートセンターでの交付申請ができなくなるというふうなことになります。また阿倍野の分室につきましては、今月末、9月末で、そのセンターを閉じる、廃止するという確認をいたしております。そうなりますと、住民サービスを低下させないためにも、日曜交付の実施が必要不可欠であるというふうに考えておりますが、本町単独での日曜交付の実施は困難であると、このように考えております。

高槻市に事務委託した場合、すでに日曜交付を高槻市さんでは実施をされておりますことから、本町の住民の皆様にとりましては日曜交付を受けられるということについて、これは大きなメリットではないかな、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

**関 議員** 最後に、高槻市への権限委託への島本町の姿勢というか意気込みについて、お伺いしたいんですけども、本町としては、本件における予算や利便性、申請の頻度などを総合的に判断されて、高槻市への業務委託をすることが最良だと判断されて議会に提案、提出されていると思いますけども、しかし、高槻市へ業務委託を依頼する以上は、お願いする側として、その礼儀として、島本町議会では限りなく全会一致することが望ましいと思いますけども、当然ながら、私を含め個々の議員は自分の自由な意思の判断のもとに議案の審議を行っているわけですけども、今回、理事者として、すべての議員に本件の説明を細部にわたって、し尽くされているんでしょうか。

**総合政策部長** 今回、事務移譲、パスポート事務の移譲を高槻市にお願いするというふうなことににつきまして、本町といたしましては、これまで広域連携の議論を高槻・島本広域行政勉強会の中でもやってまいりました。その中の一つとして、今、当面の課題としては、このパスポート事務の事務委託ということで、高槻市さんのほうにも事務委託の検討のお願いをしてきたところでございます。

従いまして、そういった状況の中で、お願いする側といたしましては、今、関議員のほうからもございましたが、やはり全会一致が望ましいというふうにももちろん考えて

おりますし、本町といたしましても、そういった形で、ぜひとも高槻市さんのほうにもお願いしたいというふうにも考えておるところでございます。

この件につきましては、過去、全員協議会におきましても、るるご説明をさせていただきまして、当初は、昨年12月に全員協議会でご説明を申し上げまして、その後、3回にかけて、またご説明を申し上げました。最終的に議会のご意見を聞いて、その総意をもって、最終判断をして高槻市にお願いをするというふうなことで進めてまいりました。従いまして、その後におきましても、各会派の議員の皆様方にも今回の事務委託についてご説明をさせていただきまして、本町単独で実施した場合、また高槻市へ事務委託した場合の比較について、費用負担も含めて詳細にご説明をさせていただいたところがございます。

そういった中で、ぜひとも全会一致でご可決をいただきましたら、非常に本町といたしましても、今後、広域連携を進めていく中で、非常に今後の広域連携の事務についても進めていきやすいというふうにも考えておりますので、その点、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

**岡田議員** 私はね、今回、このように高槻との広域連携の事務委託ですね、これを高槻市が――まだ議会はこれからですが、高槻市が受けていただいたということはね、本当に島本町としても私はうれしい限りですし、感謝をしたい、そのような気持ちで一杯でございます。

私は、高槻で地方分権推進特別委員会っていうのがありまして、これは島本町のパスポートの問題等も協議している特別委員会なんです。ここで私、2回、傍聴に行かせていただきましたが、その中で、やはり一番多く意見が出たのは、今現在のところが大変狭い。高槻市さんは、この島本町を受け入れる場合は、もっと広くしたほうがいいんじゃないかという意見がたくさん出ておりました。でも、その中でも堂々と高槻市さんは、広くしてでもやはり島本町を迎える、そういう態勢で、しっかりと答弁をされていたことを私は鮮明に覚えております。

そのようなところからしますとね、この広域連携の事務委託に関しましては、私は本当に、初めてですが、高槻市さんに感謝をしている状況でございます。ほんとに今回、この議案が提出される前からね、しっかりと説明は受けておりますが、1点だけね、質問をさせていただきたいと思います。

この議員全員協議会で理事者のほうから、今現在、検討されているということで、富田林さんと河南・太子・千早赤阪村が、広域連携で、この事務委託の件で現在検討されてます、というようなご説明がありましたが、この件に関して、その後どうなっているかということをお聞かせいただきたいと思います。

**総合政策部長** まず、岡田議員のほうからございました高槻市の地方分権特別委員会での

議論でございますが、そういったことも私も確認をいたしておりまして、今、スペースの問題、非常に手狭であるというふうなことで、そういったことも含めて拡張していただいて、そして受け入れる態勢で臨んでいただいているということにつきましては、岡田議員同様に非常に感謝をいたしておるところでございます。

そういった中で、お尋ねの富田林を含めた府内の町村の状況でございますが、現在、移譲が決まっている団体につきましては河南町と太子町、そして千早赤阪村でございます。この2町1村につきましては、来月の10月から富田林市に広域連携による事務委託を行うこと、このようにお聞きをいたしております。富田林市さんにおきましては、平成25年の1月7日から、すでに事務移譲を実施されておりまして、そこに河南町・太子町・千早赤阪村が事務委託をするということで、お聞きをいたしております。

本町につきましては、来年、平成27年の1月5日から事務移譲を受けるという予定でいたしておるところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** この事務委託の実現ということなんですけどね、この地域については、どういった理由で、この事務委託をしようというような、結論的には事務委託になるんですが、どのような理由から、そのように検討に入られたということなんだろうかね。

**総合政策部長** 今、申し上げました河南町・太子町・千早赤阪村でございますが、この2町1村におかれましては、広域的な取り組みを進めることによって適正なサービスの確保と効率的な業務を行うということで、富田林市さんのほうに委託をする、このようにお聞きをいたしております。

特に南河内地区におきましては、このパスポートの事務以外にも消防に関する事務、また権限移譲事務に関しましても、様々な広域の取り組みが積極的に行われておるといふ状況でございますが、本町におきましては、あまり広域連携が進んでいないのが現状でございます。今後、高槻市との広域連携を進めるためにも、今回のパスポートについて事務をお願いし、今後とも引き続いて効率的な事務処理に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** 最後になりますがね、今回のパスポートの件で、住所確認のために島本町で住民票を取って、そして高槻市さんのほうに持っていかなければならないというようなこともありますね。やっぱり、これは住民票を取りに来ても、なんですよ。しょっちゅう来るものと違いますのでね、何年に1回のペースですよ、このパスポートいただくというのはね。そういうところから考えたら、私は今後、高槻市さんとの広域連携のこともまた考え、この高槻市さんの気持ちを、やっぱり島本町としてね、これはもう感謝の気持ちで、この気持ちをしっかり受けとめていく。これが島本町の私たちが考える問題ではないかと思っておりますので、ぜひ島本町議会も、先ほど関議員がおっしゃいましたが、



皆さんが真心で、やっぱりお応えしていきたい、このように私も思っております。

以上です……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

**川口町長** こういった事務委託を初めて高槻市さんをお願いして、今まで、なかなか広域連携が進まなかった状況でございますが、先ほど岡田議員が示されました高槻の委員会、そして本町の全員協議会の後に、その2～3日後だったと思いますが、濱田市長とお目にかかる機会がございました。高槻の現代劇場、ちょっと場所は憶えておるんですが、その際に、濱田市長のほうに私のほうから直接感謝を申し上げて、今後ともよろしくお願ひしますと、お伝えを申し上げました。

以上でございます。

**清水議員** それでは、質問させていただきます。

これまでも何度も旅券発給事務については説明や資料をいただいて、平成27年1月に、大阪府から権限移譲されることが決定されたことは理解しています。様々な行政改革に取り組んでいる当町においては、旅券発給事務について単独で実施しようが広域連携で実施しようが、財源投入に差はあるものの、支出が発生することには変わりないと思いますが、住民サービスを向上させるために権限移譲を受け、実施にあたっては町全体のことを総合的に検討し、判断したという理解でいいのでしょうか。

**総合政策部長** ただいまの清水議員のお尋ねでございますが、パスポートの事務につきましては、権限移譲によりまして住民サービスが向上いたしますが、町の財源を投入する必要がありますことから、単独実施、そして広域連携の二つの手法で検討してまいりました。

広域で実施する場合の経費の縮減の効果でございますが、それにつきましては、それほど大きくないかも知れませんが、本町では現在、第5次の「行財政改革プラン」に基づきまして様々な行財政改革に取り組んでおりまして、一つひとつの積み重ねが重要である、このように考えておるところでございます。また、先般、公共施設の適正化の基本方針をお示しさせていただいたところでございますが、今後、小・中学校、役場の庁舎、道路・橋りょうなどの公共施設の更新にも多額の財源が必要となってまいります。こういったことから、今後も財源確保のための行財政改革をさらに進めていく必要がある、このように認識をいたしております。

これまでの議員の皆様のご意見や財政効果、日曜交付の有無、そして公共施設にかかる今後の課題など総合的に検討し、行政として中長期的な視点で総合的に判断をし、広域連携でお願いすることが望ましい、このようなことで決定をし、そしてこのたび高槻市さんのほうにお願いをするということでございますので、その点につきまして、ご理解賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

**清水議員** わかりました。それで、先ほど関議員も言われてたのですが、日曜交付につい

て、少し伺います。

私の認識でいくと、日曜日の交付というのは交付だけで、交付については本人が行かなければいけないと認識しているんですが、申請は代理人でもということなんですが、それは間違いないでしょうか。

**総合政策部長** パスポートの申請でございますが、申請につきましては代理人でも、代理人の証明ができれば、それに対応できるということでございますが、交付、受け取りですね、受け取りにつきましては、ご本人が自ら出向く必要がございます。

以上でございます。

**清水議員** わかりました。先ほど、関議員の答弁の中にもあったんですが、日曜日が人が多いというのは、平日のサラリーマンにとっては交付できるのが、たぶん日曜日しか受け取りができないということなので、ぜひ日曜交付、ただ当町で日曜日の交付というのは難しいと思うのですが、日曜交付も含めて高槻に権限移譲した場合と、当町で日曜日も含めて事務事業をした場合の経費の削減額というのは、どのくらいになるんですか。

**総合政策部長** 日曜交付を実施する・しない場合の経費の削減額でございますが、仮に日曜交付をするとなりますと、やはり職員2名の体制で、その体制整備をする必要があるというふうに考えておきまして、この場合、再任用職員を1名——週5日になりますが、これを2名体制で実施をするということになりますと、1人当たりの賃金が年間384万5千円でございますので……、その費用が上乘せになるというふうなことでございますので、日曜交付をしないとなれば、その費用が要りませんが、日曜交付を実施するというようになりますと、その人件費相当分が上乘せになるという状況でございます。

以上でございます。

**外村議員** ちょっと、たくさん質問しますので、よろしくお願ひします。

まず、この議案、「一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する規約」を別紙のとおり定めることについて、高槻市と協議を行うため議会の議決を求めるということは、高槻市と協議をさせて下さい、ということで議決を求めておられるのか。この日本語がちょっとわかりにくいんで、本来なら、規約を別紙のとおり定めることについて議決をもらいたい、というふうに書くのが正しいと思うんですが、これについて、じゃ、これでいくと、協議を行うことを議決したら、協議を行った結果、協議の内容が変わるということがあるのか。この議案の提案の仕方がちょっとわからないので、これをもう一度確認したいのが1点。

続きまして、昨年度の島本町及び高槻市のそれぞれのパスポート申請件数は、何件と何件だったのか、お示し下さい。

3点目．昨年度、高槻市民が高槻市のパスポートセンターにおいて申請した件数と、大阪府のパスポートセンターで申請した件数の、それぞれの数値を教えてください。

4点目．先日いただきました費用負担の比較の一覧表、A3のやつがございますけど、

この中の物件費、高槻市へ委託したときの物件費が1,155万3千円となっております。この1,155万3千円の根拠を教えてください。島本町では14万9千円、約100倍近い費用が高槻市にすると発生するというのは、ちょっと理解できない。この物件費の根拠を教えてください。

それと、運営経費のうちの物件費は、両市町のパスポート交付件数で按分するとなっておりますが、この件数は、あくまでも高槻市のセンターでやった件数ということでしょうね。これは、確認のためでございます。

6点目．施設費の本町負担分について。この施設費につきましては、今回、新たに受付窓口を新設するのは島本町民のためだけのものではないと思っています。もともと高槻市だけでも狭かったのだから拡張するというものも含まれているんだから、なぜ按分、拡張分をすべて本町が負担しなければならないのか、私には理解できない。これはどういう交渉をされたのか、教えてください。

その次、パスポート発給事務において万が一トラブルが発生し、訴訟沙汰になったり損害賠償請求事件なんかが発生した場合の負担の割合などはどうやって決めているのか、このことについては協議されているのか、教えてください。

それと、第8条に条例等の制定についてというのがありますが、高槻市におきましては、今回、これに関わる条例を制定されるのか、すでに条例が存在して、それに付け加えられるのか、新たに条例制定されるのか、教えていただきたい。本町は、どういう対応をするのか、これが知りたい。

さらに9点目．附則のところに2番がございますね。この委託の効果があまりないと考えたとき解消することができるのは、双方のどちらかが申し出たときと考えて良いのか。そのことは、この2項で、そう理解してもいいのかということをお願いいたします。

最後に10点目．私は、どう考えても本町住民へのサービス、受益から見て、この事務を高槻市に委託することは、あまりメリットを感じておりません。しかし、強引に進められた本当の狙いは何かと訊けば、将来の事務連携の発展に繋がるから、というのが回答でした。表向きには財政効果、財政効果とおっしゃってましたけども、97万円ぐらいの財政効果をおっしゃってましたけども、ほんとの狙いがあるはずですよ。それを具体的にお示し下さい。

以上です。

**総合政策部長** 数点にわたって、ご質問いただきました。

まず、1点目でございますが、高槻市との今回の議案で「規約を定めることについて」ということで、ご提案させていただいております。これにつきましては「地方自治法」の252条の14、事務の委託について「自治法」に規定がされております。これにつきましては、「普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一

部を他の地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し執行させることができる」ということで、これについては、この規定に基づきまして、その規約を定めて事務を執行していただく。その場合には、両市町の議会の議決が必要になるということでございます。

それと、昨年度の高槻市と本町の申請の件数でございますが、高槻市におかれましては、大阪府のパスポートセンターでは 1,089 件で、高槻市のパスポートセンターでは 9,882 件、本町の件数につきましては 1,019 件でございます。

それと、物件費ですね。物件費につきましては、いわゆるパスポートセンターの事務を運営するにつきまして、人件費と物件費がございます。人件費につきましては 1,640 万 3 千円ということで、これにつきましては正職員の職員の 1 名分、管理職、課長級職員の 1 名分……（外村議員・自席から「人件費は訊いてない、物件費だけや」と発言）……、失礼しました。物件費につきましては、臨時職員の 3 人分の費用でございます。

次に運営経費でございますが、運営経費につきましては 243 万 2 千円でございます、今、申しあげました人件費と物件費を合計したものでございます。

それと、施設費の負担の分でございますが、今回、開設の経費と拡張のための経費ということで、当初、全員協議会でご説明申し上げました時点では、高槻市さんのほうでは約 150 万円の拡張経費ということでお聞きをいたしておりましたが、実際に実施設計をされた段階では、かなり金額が上がりまして、343 万 8 千円程度の拡張費が必要になっているということでございますので、その人口比を按分いたしまして、その分を拡張経費として負担をいたすものでございます。

それとあと、損害賠償請求等があった場合の取り扱いということでございますが、これにつきましては、そういった突発的な事務があった場合につきましては高槻市長と島本町長で協議をするということになっておりますので、そういった場合については、そのつど適切に協議をしてまいりたい、このように考えております。

次に、第 8 条の条例等の制定改廃の場合の措置についてでございます。これにつきましては、仮に委託事務の管理及び執行に関しまして、条例の制定改廃が見込まれる場合につきましては、高槻市長から島本町長へ通知の義務があるということを決めるものでございます。

それと、委託の効果で、あまり効果がないというふうなご指摘でございますが、効果額としてはそれほど大きくないわけでございますが、これは単年度での効果額でございます。これを今後、毎年実施をしていきますと、そういった積み重ねによって一定の効果額が出ますし、その分につきましては他の本町の施策にも充当できるということでございますので、額の多寡に関わらず、やはり財政縮減のための取り組みということで、財政縮減効果がある、このように認識をいたしているところでございます。

それと、この広域連携につきましては、あまりメリットが感じられないということで

ございますが、今回のこのパスポートにかかる広域連携のみならず、将来的にも、今後、事務移譲がどんどんどんどん大阪府から進められて、下りてくる予定でございます。そういったことも含めまして、このパスポート事務を一つの契機といたしまして、今後、積極的に広域連携について検討していく一つの契機としてまいりたいということでございますので、その点については、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

**乾副町長** 今の部長の答弁に、若干、補足をいたしたいと思います。

損害賠償の件でございますが、この規約にかかる違反、あるいは、この規約に定めのない事項によって損害が生じたという場合は、これは高槻市長、あるいは島本町長、協議のうえ決定をしていく、こういうことになろうかと思えます。

それから事務委任をいたしますと、この事務に、これは「自治法」上、受託した地方自治体はその受託範囲において、自己の事務として処理する権限を有することになります。従いまして、委託いたしてしまいますと、この事務の権限は受託側に移るわけでございますので、その受託義務について損害賠償が発生した場合は、原則として受託側の責任になる、こういうことでございますので、この点につきましては、ご理解をお願いいたします。

**外村議員** ご答弁、ありがとうございます。先ほど物件費、訊きましたけども、この物件費 1,155 万 3 千円は臨時職員の給料だというふうにご答弁ございました。ということは両方とも、人件費も物件費も、運営経費としてトータルはすべて人件費ということですよ。それなのに、人件費は人口比で、物件費は件数比で割る。このことについては、何か私もちよっと、ようわからないというのと、島本町でやれば 14 万 9 千円で済むものが、高槻市に頼むと一気に 1,155 万 3 千円もかかる。これはほんとに、私は何をどう考えても理解しにくいんで、これを納得できるような説明がいただけたらありがたい。

それと、先ほど言いましたように附則の 2 のところですね。これ、もう一度言いますが、私は別に効果がないからというんじゃ、どんな理由か知りませんが、要するに、もう事務委託をやめたいというときには、高槻市長が廃止することを決算するとなってるけども、島本町長にはそういうことを申し出する権限がないというふうに理解するのか。双方が、どちらかが申し出たら、普通は解消するというのが一般的な、平等な契約だと思うんですけども、これはそういうことではない、ということでしょうか。島本町が仮にやめたいと思ったとき、例えば大阪府で申請する人がたくさん増えてきた。だから、あんまり効果ない、もうやめとこうやないか、ということがあり得ると思うんですね。そのときは、この 2 番のこれでやるんですか、ということ。もう一度確認します。

**総合政策部長** まず、物件費についてでございますが、これは先ほども申し上げましたとおり、臨時職員の 3 名分の賃金に相当する部分でございます。

それと、附則の第2項に関する規定でございますが、これにつきましては事務委託の全部または一部を廃止する場合の定めということでございますが、これにつきましては、両市町いずれかでそういった事態が生じた場合には、事務の全部または一部を廃止することができるというふうなことで、これについてはどちらが申し出をするということではなしに、双方の協議において決定をするというふうなことでございますので、双方、どちらもそういった申し出ができるということでございます。

以上でございます。

**乾副町長** 今の答弁、また若干補足をいたしたいと思います。

附則の2項ですね、これにつきましては先ほど申し上げましたように、委託をしますと、その権限は受託者側が、すべてその権限を行使をするということになっております。従いまして、この収支、これについては高槻市長が決算を行うわけです。そして行った結果、剰余金または不足金が発生した場合、このときにつきましては高槻市長と島本町長が協議をする、こういう内容でございます。

それから、委託した事務の変更、もしくはその事務を廃止する場合につきましては、また双方の議会の議決が必要、こういうことでございます。

以上でございます。

**外村議員** ちゃんと答えがいただけなかった。先ほど、総合政策部長から物件費1,155万3千円は3年分だと、臨時職員の。私どもは、これの表は1年分というふうに理解しておったんですけども、3年分となったら……（「3人分だ」と呼ぶ者あり）……、3人分ということですか、わかりました。

人口比と件数比のこれはなぜ、物件費だから件数比で、この辺がちょっとわからないんですけども、これはもう一度、教えて下さい。

**総合政策部長** 人件費につきましては人口比で、物件費はなぜ件数比か、というふうなお尋ねでございますが、人件費につきましては一定、固定的な経費というふうな形でとらまえておまして、これについては正職員の人件費でありますので、これについては人口比で、また物件費につきましては若干、当然、件数によって流動的でございますので、臨時職員の賃金ということもございまして、これについては件数比でいきたいと思います。というふうなことで協議をし、こういった形をお願いをするものでございます。

以上でございます。

**佐藤議員** この旅券事務の大阪府から権限移譲を受けられるということを決められて後、高槻市にこの事務を委託するという、この経過ですね。一切、議会にも相談はなかったし、もちろん住民の皆さんにも相談はなく、なぜ、いきなり高槻市に事務の委託なのでしょう。島本町で、この事務ができないという判断なされたわけでしょうか。

**総合政策部長** 今回の事務移譲、権限移譲でございますが、これにつきましては平成25年の11月に大阪府に対しまして、平成26年度中の旅券発給事務の事務移譲の申し出を

行いまして、本年2月の府議会で可決をされたところでございます。

これにつきまして、昨年12月の3日に本町から高槻市に事務委託、事業連携の検討の申し入れを行いました。そして、その内容につきましては、昨年12月9日の議員全員協議会におきまして、ご報告をさせていただいたところでございます。そして、その後、本年3月の施政方針にも、その旨を記載をいたしております。そして、その後も本年4月には議員全員協議会での報告、そして7月にもあわせて議員全員協議会で報告をさせていただいております。

この事務移譲を受けるについては、直営でやった場合、また事務移譲した場合の費用対効果、そして住民サービス、そういった財政面と住民サービスの両面で検討してまいりました。その中で、やはり日曜交付の問題が、かなり大きな課題であるというふうに考えておりまして、日曜交付ができれば、それに越したことはないんですが、そのための体制の整備というのは非常に困難な状況であります。

そういった中で、事務そのものは当然本町でも同様の事務を行うわけでございますので、それができないということではございませんが、やはり一番大きなメリットといたしましては日曜交付というふうなことで、日曜日に交付が受けられるというふうなことで、今現在、府のパスポートセンターでも日曜日が非常に多く交付に来られているというふうな状況でございます。高槻市においても同様でございますので、そういったこと。そして、やはり財政の縮減効果といたしましては、先ほども申し上げましたが、あまり大きくはございませんが、一つひとつの積み重ねで、そういった経費の縮減に努めていくというのもございますし、住民サービスの利便性の向上——今までは大阪府のパスポートセンターに行かなければならなかった。それが選択肢が増えるといいますか、高槻市のパスポートセンターでも申請・交付が受けられますし、大阪府のパスポートセンターでも同様に従来どおり申請・交付が受けられるわけでございますので、そういった面では時間的な問題、距離的な問題も含めて、住民サービスの向上に繋がる、このように判断をいたしたところでございます。

以上でございます。

**佐藤議員** 12月の3日に高槻市に申し入れをされて、9日の全員協議会で、高槻市に申し入れをしたという報告を私たちが受けたということになっているんです。なぜ、高槻市に申し入れを先になされたのか、ということをお訊きをしております。島本町で直営でやる、それができないから高槻にお願いをするんや、という話ではありませんでした。島本でもできるんだけど高槻に申し入れたんやという、そのところの議会にも報告がない、住民にも説明がない。にもかかわらず、先に高槻市に申し入れに行かれている。その点を、お訊きをいたしております。

それと、島本町で直営でできる。そのとき町民は窓口、島本町の住民課の窓口に出向けば、すべての事務が終われる。日曜交付ができないという、これは今でも半数の、大阪

府から事務移譲を受けたところでそういう状態だというのが、先ほどもお答えがありました。そこは一体、どうしてはるんでしょう。当然、ほかのところで日曜日にも受け取れる、そういう体制があるはずです。別に、島本町が日曜日にぜひとも開けなければならない、そういう状態にはならないはずなんです。このことを理由になさるというのは、当初、私たちが説明を受けてたときには、そのことは大きな理由にはなっていなかったはずです。

町で直営にしたときに住民が利益を蒙ると、それから島本町が大きくはないけれども財政効果と言われる。この住民の利益と、そのことを天秤にかけたときに、住民が払う時間的な犠牲、あるいは住民票交付、交通費が要る、そういう犠牲。このことを考えたときに、島本町はなぜ、なお高槻市に先に申し入れに行かれる。そのところがどうにも理解ができないわけですが、どういうことだったのでしょか。

(「そのことに答えて下さい」と呼ぶ者あり)

**総合政策部長** 今回の事務委託につきまして、なぜ高槻市のほうに、全協の報告の前に行ったのか、ということですが、これにつきましては平素から高槻市・島本町の広域行政勉強会におきまして、事業連携、様々な事業についての連携の協議を行ってまいりました。現在も行っておりますが、その中の一つとして旅券発給事務ということで、一つの議題として取り上げていただきまして、そこで協議をしている中で、それであれば直営でやった場合の負担と事業連携した場合の費用対効果、そういったことも含めて、協議をお願いしたい、検討をお願いしたいということで申し入れをしまして、その段階で何も決定したものでございませぬし、協議をするということで、高槻市のほうに調査検討を進めさせていただきたいと、このように申し入れをしたわけでございまして、その内容については12月9日の議員全員協議会でご報告をさせていただいたところでございます。

日曜交付の問題でございまして、これにつきましては、現在も半数以上の団体が日曜交付は実施はされておられません。ということは当然、平日に交付に行かれているというふうなことでございまして、そういった団体もございまして、やはり曜日で申し上げますと、日曜日が圧倒的に多いというふうな実績もございまして、住民の皆さんの利便性を考えますと、やはり日曜日に交付できるほうが、よりサービスの向上に繋がるということで、日曜交付については大きなメリットがある、こういうふうにご考えているところでございます。

それと、財政効果についてでございますが、これも確かに大きく財政効果が出るということではございませぬが、財政の縮減効果としては当然でございますので、それが積み重ねますと、かなりの大きな額になっていくということでございまして、一定、住民の皆さんの利益との比較ということでございまして、これについては、今までは大阪府のパスポートセンターに行っていたところ、高槻市でパスポートの申請



交付ができるということでございますので、これについても一定、住民サービスの向上に繋がる、このように考えているところでございます。

以上でございます。

**平井議長** 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

**佐藤議員** 高槻に先に行かれた。高槻は、島本町からの申し出を真摯に受け取っていただいて、検討していただいた。その結果、先ほど来、関議員、岡田議員がおっしゃったような、高槻は非常に前向きにこのことを検討していただいた。こういう行き違いが生じてしまったというふうに思います。非常に残念なことだというふうに私は思っております。これを招いてしまったのは、まさに先に、何の相談もないうちに、高槻にそういう協議を申し入れられてしまった、そういう姿勢によるものだというふうに思うのですが、違うのでしょうか。

こういう判断をなされた。そういうことを議会にももちろん相談ありませんでしたし、町民にも十分な理解を得る努力、これもなさってこなかったように思うのですが、この点についても、いかがでしょうか。

**総合政策部長** 今回の事務委託につきまして、先に高槻市のほうに行ったというふうなことでございますが、これにつきましては先ほども申し上げましたが、高槻・島本広域行政の勉強会の中の、事業連携ワーキングの中の一つとして取り上げてきた課題でもございます。その他の事業連携も含めて、このパスポート事務に関わらず、今後の権限移譲も含めた事務委託についての協議をしている中で、こういう当面する課題でありますパスポートの事務についての事業連携を申し入れしたということでございますので、最終的には議員全員協議会でのご意見を踏まえて、最終的に町としての方針を決定するというふうなことで今までもご説明を申し上げておまして、これまで3回の議員全員協議会でご説明し、ご意見を賜り、そして最終的に町としての方針を決定したということでございますので、少し前後しているような感じはございますが、平素からの事業連携のワーキングの中の一つの課題ということで、今回は申し入れをしたということでございますので、その点、ご理解賜りたいというふうに思います。

住民の皆さんにも説明がないということでございますが、これにつきましては、すでに以前、広報にも掲載をさせていただいておりますし、今後、実施が決まりますと、手続き等についても詳細に広報等、またホームページでも十分な説明をしてみたいというふうに考えておりますので、その点についても、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

**平井議長** お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、9月5日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日9月5日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時59分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

#### 一 般 質 問

- 平野議員 1. (株)ベネッセコーポレーションに委託している島本町学習状況調査  
          の中止を！  
          2. 町立幼稚園のあり方等について  
          3. 共通番号制度について
- 田中議員 1. 若山神社から尺代に至る若山台1号線の安全対策と整備について  
          2. 尺代から水無瀬溪谷を經由して大沢に至る島本町内のハイキング道  
          の安全対策と整備について
- 第5号報告 平成25年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第6号報告 平成25年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について
- 第52号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第53号議案 工事請負契約の締結について
- 第54号議案 平成25年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 第55号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について

平成26年

島本町議会9月定例会議会議録

第3号

平成26年9月5日(金)

## 島本町議会 9 月定例会議 会議録（第 3 号）

年 月 日 平成 26 年 9 月 5 日（金）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番 平 井 均	2 番 関 重 勝	3 番 外 村 敏 一
4 番 田 中 修	5 番 村 上 毅	6 番 清 水 貞 治
7 番 岡 田 初 恵	8 番 川 嶋 玲 子	9 番 戸 田 靖 子
10 番 平 野 か お る	11 番 伊 集 院 春 美	12 番 野 村 行 良
13 番 河 野 恵 子	14 番 佐 藤 和 子	

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 川 口 裕	副 町 長 乾 知 範	教 育 長 岡 本 克 己
総 合 政 策 部 長 島 田 政 弘	総 務 部 長 柴 山 則 文	まちづくり事業推進 プロジェクトチ-ム 部 長 由 岐 英
健 康 福 祉 部 長 近 藤 治 彦	都 市 創 造 部 長 水 木 正 也	上 下 水 道 部 長 今 中 良 昌
消 防 長 木 下 光 平	教 育 こ ど も 部 長 北 河 浩 紀	会 計 管 理 者 妹 藤 博 美
教 育 こ ど も 部 次 長 川 畑 幸 也	総 合 政 策 部 政 策 企 画 課 長 佐 藤 成 一	総 務 部 総 務 ・ 債 権 管 理 課 長 杉 木 利 徳
健 康 福 祉 部 保 険 年 金 課 長 島 村 博 之	健 康 福 祉 部 住 民 課 長 大 柴 一 浩	

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 永 田 暢	議 会 総 務 課 長 猪 倉 悟	書 記 村 田 健 一
書 記 小 東 義 明		

議事日程第3号

平成26年9月5日(金)午前10時開議

- 日程第1 第55号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について
- 日程第2 第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第3 第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 第58号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 第60号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例等の一部改正について
- 日程第7 第61号議案 島本町年長者医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 第62号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第4号)
- 第63号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第64号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第65号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 第66号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 第67号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第2号認定 平成25年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第3号認定 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第4号認定 平成25年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第5号認定 平成25年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第6号認定 平成25年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算

第 7 号認定	平成 2 5 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第 8 号認定	平成 2 5 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第 9 号認定	平成 2 5 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第 1 0 号認定	平成 2 5 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第 1 1 号認定	平成 2 5 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第 1 2 号認定	平成 2 5 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第 1 3 号認定	平成 2 5 年度島本町水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

**平井議長** おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第55号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議についてを議題とし、昨日の議事を継続いたします。

それでは、昨日に引き続き質疑を続行いたします。

他に質疑ありませんか。

**野村議員** おはようございます。それでは数点、ちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

1点目ですけれども、昨日の他の議員への説明の中ですけれども、資料をいただいている中、物件費ですが、高槻市においては臨時職員3名分と伺いましたけれども、本町の物件費には「消耗品等」と記載されておりますが、内訳等、伺いたいと思います。

2点目として、大阪府における旅券発給事務申請・交付を行っておられます時間及び休日の業務時間も改めて伺うとともにですけれども、高槻市での申請及び交付時間と、休日での交付時間もお伺いいたします。

3点目です。申請・交付に來られておられます年齢層、職業、例えばですけれども、学生さん、サラリーマンさん、主婦等が、わかればお伺いしたいと思います。また、その比率等もわかれば、教えていただきたいと思います。

以上、3点だけ、お伺いいたします。

**総合政策部長** まず、物件費についてでございますが、これにつきましては昨日もご答弁申し上げましたが、高槻市のパスポートセンターでは3名の臨時職員、非常勤嘱託職員の方を雇用されておられます。本町の場合は、その人件費といいますか、物件費が不要になるということでございますので、消耗品のみの予算の計上ということでございます。内訳につきましては、臨時職員が3名と、あと正規職員の管理職の方が1名、それと再任用職員の方が1名、臨時職員の方が3名、合計5名の体制で運営をされておるという状況でございます。

それと、パスポート申請の年齢別の構成でございますが、これは大阪府のパスポートセンターの窓口の状況を申し上げますと、特に年齢層で申し上げますと、20歳から29歳が14.2%ということで最も多い比率となっております。職業別で申し上げますと、「勤め人」というふうな区分がございます。その勤め人のところが19.8%ということで、他の職種に比べて最も多いといった状況でございます。高槻市の窓口の状況を申し上げますと、高槻市では17.2%、大阪府のパスポートセンターの窓口が20歳から29歳が14.2%と、最も多い。高槻市の窓口の職業別で申し上げますと、勤め人が17.2%、大阪府の



パスポートセンターでも 19.8%と、最も多い。こういった傾向となっております。

それと時間でございますが、大阪府におかれましては、平日は 19 時までとなっております。そして、高槻市のパスポートセンターでは 9 時から 17 時 15 分が受付の時間ということでございます。

以上でございます。

**野村議員** 休日の交付時間もちょっとお伺いした、先ほどさせていただいておるんですけども、休日の交付時間、わかれば、またお示ししていただきたいと思えます。

それと、年齢層等々も若い方々が結構多いという形のもので、例えばですけれども、パスポート、確か 5 年と 10 年間の 2 種類の有効期限があったと思うんですけども、ほとんど 10 年、若い方々は 10 年を取得されておると理解してよろしいんでしょうか。そこら辺、わかればお示ししていただきたいと思えます。

それと確認ですけれども、昨日、本町の交付実績数は 1,019 件と伺いましたけれども、夏休み等々、休日前は集中するかもわかりませんが、1 日あたり 3～5 件と理解してよろしいんでしょうか。

それと、これから本町、例えば単独でやられる場合であれば、業務時間、何時から何時ぐらいまでと考えておられますか。改めて、お伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

**総合政策部長** まず、パスポートの取得の年限でございますが、これは 10 年・5 年というふうにございますが、二十歳以上の場合には 10 年が取得が可能でございます。二十歳未満の場合には 5 年というふうに区分をされております。そして、この 10 年・5 年の取得の状況についての統計はございませんが、おそらく二十歳以上で 10 年用、先ほどの区分で申し上げますと、二十歳以上の 10 年用の取得が最も多いのではないかなというふうには推測がされるところでございます。

それと、本町単独で仮に実施をするとした場合の時間でございますが、これは通常の勤務時間帯、9 時から 5 時 30 分ということで予定をいたしております。

あと休日の時間の対応でございますが、ちょっと、すみません、確認しまして、後ほどご答弁申し上げます。

以上でございます。

**平野議員** 第 55 号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について、お伺いします。

まず、1 点目です。今回の旅券発給事務については大阪府から権限移譲を受けられた、そのことで進められているものですが、まず大阪府の権限移譲について、もちろん、身近な自治体で住民サービスが行えるという利点もありますが、一方では大阪府の仕事の責任放棄にも繋がるという、そういう点もあるかと思えます。島本町としての、大阪府からの事務移譲を受けることについての基本的な考え方を、お伺いしたいというふうに思

っております。1点目です。

2点目。今回の旅券発給事務、旅券の申請の受理・審査・交付の移譲を申し出られた際に、町単独で実施することを考えなかったのですか。明確にお答え下さい。そして、この移譲というのは——1点目と関係があるかも知れません。何がメリットで、何がデメリットと、その際に考えられましたか。

3点目です。基礎自治体は、規模、能力など、事務事業によっては広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の地方自治体が協力して実施することは必要だというふうに考えています。しかし、その進め方については、島本町という自治体のあり方そのものも問われることもあり、当然、住民、またその代表機関である議会の議論が欠かせないというふうに思っています。その点で、今回の旅券発給事務の事務委託、高槻市への事務委託をすることについて、私はちょっと疑義があります。

昨日も佐藤議員の質問で、そのことが明確になりましたが、2013年12月3日付けの高槻市への依頼文というんですか、総合政策部長より高槻市政策財政部長宛てに出されました「旅券発給事務に係る事務連携の検討について」という12月3日付けの依頼がありました。本来ならば、その文書提出以前に議会の意見を聞くという手続きが必要だったというふうに思っております。その点、見解を、お考えをお聞かせ下さい。

4点目ですが、6月議会の一般質問で、私はこの件で、高槻市に事務委託しても、住民は町役場で戸籍抄本や住民票を取って高槻市パスポートセンターで手続きをするので、結局二度手間になる。町役場で行うほうがワンストップで済み、住民サービスに繋がるのではないかと町長に問いました。

川口町長は、このように答弁されております。「おっしゃるとおり、町役場でできたら、それは住民の皆さんの利便性に繋がる、それはもう確かでございます。ただ、高槻市に事務委託した場合におきましても、大阪市谷町四丁目の大阪パスポートセンターに行くよりは、随分利便性がございます。それと費用対効果の面から、高槻市に事務委託をお願いするのが一番いいのではないかと、そのように考えているところでございます」とおっしゃっております。

議会前に、担当課のほうから旅券発給事務の実施に関わる町費用負担の比較について、費用負担を精査され、確定した分についていただきました。それによりますと、日曜交付なしで考えた場合は、事務委託した場合と、町単独で実施した場合の効果額については、わずか97万円ということでした。以前、全協で示された額よりも、随分効果額が減っています。それでも川口町長は6月議会でおっしゃったように、費用対効果の面から一番いい、というふうに考えておられるかどうか、確認します。

5点目ですけれど、町単独実施の場合、先ほど野村議員の質問の中で、1日、もし実施すれば3件から5件ではないかというふうにおっしゃいました。それに対する答弁が、ちょっと、はっきりわからなかったのですけれど、そういうふう考えたとしても、年

間 1,100 件ということですのでね、人件費は 384 万 5 千円、再任用 1 名ということ考えておられます。ですが、1 日 3 件から 5 件だということを考えますと、当然、パスポートの事務だけではなくて、他の住民票等の交付もこの方はできるわけですから、丸々パスポートの事務だけのコストとは言えないのではないですか。384 万 5 千円というのは他の業務も含めることもできるので、もっとコストとしては低いと考えていいのではないのでしょうか。お伺いします。

それから 6 点目ですけれども、高槻市への事務委託は日曜交付がメリットであるということ強調されております。日曜日にパスポート窓口が開いているのは、同じクロスパルにある行政コーナーサービス、住民票や戸籍証明、印鑑登録証明などの交付の窓口を開けておられるから、というふうに私は考えておりますけれども、パスポートだけで開けておられるのではないと私は思っておりますけど、その点、どのようにお考えでしょうか。

以上、あんまり長くなると、私、答弁が理解できなくなるかも知れません。その点、よろしくお願ひします。

**総合政策部長** まず、1 点目のご質問でございますが、権限移譲を受けたということの基本的な町としての考え方でございますが、これにつきましては平成 12 年に「地方分権一括法」が施行されまして、この旅券発給事務につきましては都道府県の法定受託事務となったわけでございます。そして、その後平成 18 年の 3 月に施行されました「旅券法の一部を改正する法律」によりまして、そのパスポートの発給事務の市町村への一部の移譲が可能となったということでございます。

こういった状況を受けまして、大阪府におきましても大阪版の地方分権推進制度に基づきまして、平成 24 年度から希望する市町村へこの事務を移管をする、ということの事務が進められたところでございます。この事務移譲につきましては、「地方自治法」の規定に基づきまして、本年の 2 月の大阪府議会におきまして「大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例」、特例条例が提案されまして、この際、本町もこの中で審議をされ、議決をいただき、そして正式に事務移譲が決定されたという、そういった経過がございます。

この中で、その後の大阪府の勧めにおいても単独実施、あるいは広域での実施をする、こういった効率的な実施の方法もあるというご説明もございました。そして、単独で実施をされているところ、また昨日も申し上げましたが、富田林市を含む 2 町 1 村の事務委託というふうな、そういった手法もございますし、それはそれぞれの自治体の考え方であるというふうに考えております。

そういった中で、本町も直営でやった場合、そして事務委託した場合、その費用対効果、サービス面、財政面、そういったいろんな側面からの調査・研究を進めておまして、その結果、過日の議員全員協議会でもご答弁申し上げたとおり、高槻市に事務委

託するほうが費用対効果としては、額としてはそれほど大きくはございませんが、積み重ねていきますと、これは一定の効果額として見込めるということで、最終的にそういうふうな決定をさせていただいたところでございます。

高槻市に検討の申し入れをしたというふうなことで、それは12月の3日に申し入れをしたわけですが、これは事務委託の申し入れではなしに、ただ単独実施をした場合と、仮に事務委託した場合の比較の検討、これを調査・研究したいというふうなことでの申し入れでございますので、何も事務委託をするという前提での申し入れではございません。ただ、議会にお示しする段階で、ある程度の判断をしていただくための基礎資料がなければ、議会にお示ししても、全く白紙の状態でご議論していただくというわけにいきません。そのために高槻市さんの、今、考えておられるような事務委託した場合の想定される数字、また本町では単独で実施した場合の想定される数字、これを比較検討して、最終的に、どちらがいいのか、そういうふうな判断をするための検討のための基礎資料作りというふうなことで申し入れをしたわけでございますので、その段階で、事務委託するとかしないとか、そういうふうな決定は全くしておりませんので、最終的には、過日の議員全員協議会でお示しをさせていただきましたとおり、その後の検討を踏まえて、こういった事務委託というふうな形で選択をするほうが、より費用対効果があるというふうなことで決定をさせていただいたところでございます。

それと、メリット・デメリットというふうなことでございますが、やはり本町でのメリットにつきましては、高槻市において日曜交付が可能になるということでございます。それと、本町で直営でやりますと、役場内の、今では健康福祉部の住民課の窓口にはパスポートセンターのコーナーを設ける必要があるというふうなことで、そういったスペースの確保と、さらに人員を当然増員する必要があるでございますので、その人員の確保が必要となりますが、直営でやりますと、そういった経費がかかります。それと、いろんな消耗品の関係も、このパスポート事務に関してさらに加算といたしますか、加わってくるというふうなことも想定をされるわけでございます。そういったことが削減されるというふうなことが、一定、メリットではないかなというふうには考えております。

それとまたデメリットといたしましては、昨日も申し上げましたが、住所地を確認するための住民票の交付をしていただいて、そして高槻市のほうに行っていただくというふうなことになりますので、これについては一定、デメリットといたしますか、今後の課題であるというふうな、こういうふうな認識をいたしております。

それと、この事務の進め方についてでございますが、これも先ほど申し上げましたが、すでに決定をして高槻市に申し入れをしたということではございませんので、直営である場合と、事務委託した場合の比較検討するための、ご審議をいただくための素案作りといたしますか、一定の数値をお示しをして、そして最終的にご判断をいただきたいというふうなことで、そのための資料作りということで高槻市のほうに依頼をしたわけござ

いますので、その段階で、例えば、結果的に広域でやっても、高槻市にもメリットがない、島本町にもメリットがないということになりますと、これは単独ですするというふうなことになるわけでございますので、そういったことも含めて事前にお話をさせていただいて、ワーキングで検討をさせていただいたということでございます。

それと、高槻市に委託しても、本町で住民票を取って、そしてまた高槻市のほうに行ってくださいということで二度手間になるというふうなことでございますが、これは確かにそういったことになるわけでございますが、ワンストップでできるというのは、これはもう当然、そのほうが住民の皆さんにとっては利便性はさらに向上するということではございますが、先ほど申し上げました、そういった財政効果面も含めて、やはり一定、住民の皆さん方にも負担をしていただいて、今までは谷町のパスポートセンターまで行っていただいたところを、それが高槻市でパスポートの申請・交付が受けられるということでございますので、そういう意味では、非常に利便性が向上する、こういうふうにご考えております。

従いまして、その費用対効果、97万円の効果額ということでございますが、これも今後10年間続けるとなりますと、それなりの一定の効果額になりますので、それについては他の施策に充当もできますし、その分、住民の皆さんの還元といえますか、他の施策に充当してまいりたいというふうにご考えております。

それと、1件あたりの処理量でございますが、1日平均いたしますと、3件から5件ということになります。これは、その月々によってかなり変動がございます。夏休み前ですとかゴールデンウィーク、連休前になりますと件数が増えてきますし、それ以外の月についてはかなり減っている、少ないような状況もございますので、あくまでも1日平均にした数値でございますので、0件の場合もあれば10件の場合もある。そういった状況の中で、再任用の職員を1名、直営の場合は充てるわけでございますが、その他の業務も兼務でというふうなことも、当然、そういうふうな申請がなければそういうこととなりますが、それも実際に実施してみないと、どういった状況になるのかというふうなことも、まだ今現時点では明確にお答えできるような状況ではございませんので、今の段階で調査をした結果、やはり高槻市へ事務委託をお願いして、そして住民の皆さん方の利便性の向上に繋げてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

それと、日曜交付については高槻市のクロスパルで実施をされております。そこには、住民サービスコーナーというふうなことで、住民票、印鑑証明も発行もできますというふうなことで、そこでパスポートの申請もできるということでございます。これについて、そこで高槻市の市民の方はワンストップでいろんなサービスが受けられる、そういったことになるわけでございますが、本町については住民票を取っていただいて、そして高槻のほうに行ってくださいというふうなことになりますので、そういう意味では、確かにワンストップでのサービスにはなりません、やはり大阪谷町まで行くよりも、高槻

に行ったほうが、より時間的な問題、そしてコスト、そういったことも含めてメリットがある、このようには考えておるところでございます。

以上でございます。

**平野議員** 少し質問が、通告しているわけではありませんので、趣旨が伝わらなかったところもあるのかなというふうに思っておりますけど、以前も全協のほうでおっしゃってましたね、財政効果は少ないけれども、今後、それ以上の効果がある。広域連携ということについては、大阪府からの権限移譲があるので、それを広域連携で受ける、そういったものに繋がっていく、そういった効果があるのだということをおっしゃっていますので、やはり大阪府からの権限移譲をする場合の基本的な考え方というのが、もっと明確に言っていただけたらなと思って、ちょっと、わかりにくかったです。

大阪府からの権限移譲というのは、もう数千、いわゆる 2013 年度がどれぐらいの権限移譲があったのかということは明確にはわかりませんが、もうすでに 2 千件ぐらいになっていると思います。今後、大阪府は市町村に対して、どの程度の権限移譲を進めようとしているのですか。それについて、島本町としては何を基準に受ける・受けないを考えられようとしているのか。この際、お尋ねしておきます。

それから、2013 年 12 月 3 日付けの依頼については、あくまでも高槻市と島本町で旅券発給事務を事務連携した場合には、どのようなことが検討しなければならないかという調査・研究というんですか、比較検討の素案作り、たたき台というか素案作りのためだと、どちらが良いかを判断するためのものとして、これは依頼をして、その後検討したのだ、というふうにおっしゃっております。

その後、そうしましたら、住民の意見や議会の意見というものを十分把握しなければならなかったというふうには私は思いますけど、住民の意見はどのようにして把握されましたか、お伺いします。また、議会の意見は 4 月 21 日、7 月 14 日に議員全員協議会を開かれて、説明もあり、意見も聞かれました。議会の中には、事務委託をするよりは島本町で単独で実施したほうがよいという意見もあったと思います。少なからずあったというふうには思っておりますけど、そういった議会の意向ですね、そういったものを、結局島本町としては、そういった意見があるということについては尊重されなかったと私は思っているんですけど、そうではありませんか。

それから、コストのことですね。町単独で実施した場合のコストですけど、他の事務もされるということですね。もちろん、他の職員さんもパスポート事務もされるということだと思います。日曜交付のことですけど、仮に島本町で日曜交付する場合はね、パスポートの業務だけで日曜交付するということは、私はあり得ないと思うんですよ。他のやはり住民票とか戸籍証明とか、印鑑登録証などの、そういった交付なども、いわゆる窓口業務も含めてするということになるのではないかなというふうには私は思っております。ですから、この町の費用負担の比較のところ、日曜交付した場合は 477 万 4 千円

かかりますよというふうに言うておられますけれども、かかるかも知れませんね、実際。だけど、他の住民票等の交付ができるならば、それはそれで大きな住民のメリットになるというふうに思いますので、今回は（パスポートの）日曜交付のみで私はいいと、今の島本町の状況からはそれでいいと思っていますけれども、日曜交付する場合でも他の業務ができるから、大きなメリットにも、住民サービスの向上になるというふうに考えていますけど、その点はどうでしょうか。

それと、今回は「地方自治法」第252条の14に基づく事務委託ということですが、確認しますけど、この法の条文に基づく事務委託というのは、今回が初めてですか。他に広域行政で行っている事務事業というのは、もっとあると思いますので、特に高槻市と行っている広域行政の事務というのはどういうものがあるかということ、この際、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

高槻市との事務連携については、高槻市・島本町広域行政勉強会で広域行政を進めるということで検討されています。この勉強会の位置づけとしては、何度も申しますが、合併議論をするということになっているので、当然、高槻市側は、議会も含めて合併を意識して議論されているのではないのでしょうか。お聞かせ下さい。

以上です。

（「質問がおかしい」と呼ぶ者あり）

**総合政策部長** まず、今後の取り組みということでございますが、これにつきましては、今回の広域連携、いわゆる事務委託を一つの契機として、今後、高槻市と本町との連携を深めていきたいというのが、まずございます。

それと、権限移譲の効果ということでございますが、これは両市町のメリットに加えて、今、例えば広域連携、国のほうでも積極的に進められておりますが、仮に広域連携した場合、大阪府の市町村振興補助金というのがございます。これについては、各市町村のインセンティブ効果というふうなことも、一定の振興補助金の中の一つの項目でもございますし、それが一定、増収が見込めるというふうなことで、ちょっと数値については最終的な府のほうの判断になりますので。ただ項目としては、そういったことが期待ができるということでございます。

それと、今回の住民の皆さん方の意見、議会の皆さん方の意見でございますが、これについても真摯に受けとめております。書面でいただきましたご意見、ご要望もございますし、電話で数件、お問い合わせもいただいております。その中で、直営ですべきである、また、今まで大阪府に行っていたパスポートセンターまでを高槻市で取れるようにできないのかというような、そういったご意見もございました。正確に統計を取っているわけではございませんが、それぞれ賛否が分かれるようなご意見もございましたし、町としては、住民の皆さん方の利便性の向上という意味では、大阪府のパスポートセンターに行くよりも高槻市で取れるほうが、より身近な生活圏の一つにもなっている

というふうなこともございまして、高槻市で申請・交付ができるような、そういうふうな取り組みも進めて欲しいというふうな、こういったご意見もいただきました。また全員協議会でも、様々なご意見もいただきました。そういったことも総合的に勘案して、今回は事務委託というふうな形で実施をお願いしたいということで、今回、ご提案をさせていただいたところでございます。

それとあと日曜交付の問題で、パスポートのみの交付ということではなしに、その他住民票、印鑑証明、そういった諸証明の発行も含めて実施できればそれなりのメリットに繋がる、というふうなことでございますが、ちょっと以前になります、日曜交付、半日、1日、そういったことを試行的にやった時期もございましたが、件数的には非常に低いというふうな状況もございました。

今回、そのパスポートのみで実施をするのではなしに、住民票も含めてというふうなことであれば、それなりの件数はあると思いますが、ただ、費用対効果というふうな面で考えますと、それは実施をするということになりますと、それなりの職員も当然配置しなければならない。光熱水費、そういった部分も加算をされるというふうなことでございますので、本町にとっては非常に厳しい財政状況の中で、それについては困難である、このように考えておるところでございます。

それと、「地方自治法」の252条の14の規定に基づく事務委託でございますが、今現在、この規定に基づく、本町が高槻市に事務委託している事務はございません。

それと、今後、広域行政を進めていく中で合併の議論というふうなこともございますが、これは、今は取りあえず広域行政を進めるというのが本来の主題でございます。その中で、将来の自治体の形、これも国・府で議論もされていくというふうなことも認識をいたしておりますので、これについては、その時々々の国・府の流れ、動向、そういったことも十分注視しながら、本町としての将来のあるべき姿については、しっかりと議論をしていく必要がある、このように考えているところでございます。

以上でございます……（平野議員・自席から「具体的に広域行政で行っている事務は」と発言）……。今後の事務移譲の見込み……（平野議員・自席から「今、行っているもの」と発言）……、今現在、高槻市に事務委託をお願いしている事務というのはございません。

**平野議員** 今回の進め方ということについてね、非常に私たち、この旅券発給事務という事務について疑義を申し上げているのは、やっぱり大きくは、以前、し尿処理の委託をお願いした。そういうところの非常にまずい手法というのがあって、同様な形で進められたのではないかというふうに思っているからです。つまり、議会のほうにもきちんと説明もせずに、そのことを依頼されている。先ほど総合政策部長は、あくまでも直営であるほうがいいのか、委託したほうがいいのか、判断するために事務連携の検討をお願いしたいと、あくまでもそういうことだというふうにおっしゃっておりますけども、それ



は非常に、先ほども申しましたように島本町という自治体のあり方、当然、高槻市との地方公共団体として、同じ団体としてのあり方も関わるわけですから、当然、議会の議論というのがあってはじめて依頼するという必要性は、ほんとにあったというふうには思っております。

そのことが問われているということについて、どうも何か、行政のほうでは認識がないようです。単に軽微な事務というふうに思われているのかどうか知りませんが、やはり大きなことだというふうに思っているんですね。島本町の存在そのものにも関わるかも知れないという大きな問題だと思っておりますので、そういった手法について、やはり民主的ではないのではないかというふうに見解を持っております。これは町長として、お答えいただきたいというふうに思っております。

先ほどね、住民の皆さんからもお電話などでお声があった、賛否もある。議会のほうにも賛否があるというふうな状況の中で、なぜ議会の総意、住民の総意でもないものを高槻市に委託されるのか。そこがやっぱり、わからないところなんですね。やはり、そういう声を尊重されなかったのではないかなと言わざるを得ないと思います。これも町長にお答えいただきたいというふうに思っております。

昨日の議会では、高槻市のほうで受けていただいたことに感謝申し上げたいということとは随分おっしゃっていますけど、住民サービスということ、住民の視点に立てば、島本町役場でこの事務を行うということが何より良いということは、町長もわかっておられる、行政もわかっておられるわけですよ。ですから、住民利益ということを最優先して考えるならば、やはり島本町役場で行うということが一番良いと私は思っております。その点について、つまり、住民、議会の中にも、そのほうが良いという声があるのにも関わらず、そういう意見を尊重せず事務委託という方法を取られたということについて、町長をお願いします。

**乾副町長** それでは、お答えをいたします。

広域連携の必要性につきましては、改めて申し上げるまでもなく、十分ご理解を願っている、このように考えております。とりわけ小規模自治体におきましては、スケールメリットというものは、なかなか発揮しにくいような状況でございます。お隣の高槻市さんは、36万の人口を擁します中核都市でございます。従いまして、高槻市さんの場合、各種行政サービスを行う際に大きなスケールメリットというものが期待をできます。本町におきましては、何ぶん人口も小さい、そして財政規模も小さい。そういう中で、最少の経費で最大の効果、あるいは効率的な行財政運営というふうに努めておりますが、これにつきましても、一定の限界がございます。

36万の都市で、パスポートセンター1カ所でございます。本町はその12分の1の人口で、高槻市さんと同様のパスポートセンターを独自でできるのかどうか。これにつきましては、大いに疑問がございます。これはいったん作りますと、引き続き、継続して実

施をしていかなければならないわけです。ご指摘のように住民の利便性を第一に、本町で独自・単独でやる、これは理想でございますが、現実問題としては、それは不可能ではないか、このように考えております。

そして、従来ですと、大阪市内に出向いてパスポートの申請をしなければならない。今回は、住民票は取らなければなりません、従来に増して住民の利便性は高まる。総合的に判断をいたしまして、広域行政によるほうが好ましいのではないかと、こういう判断をいたしております。

そして、昨日も議論になりましたが、本町にとって、今回のこの広域連携につきましては一定のメリットはございます。しかし、高槻市さんにとりますと、中核市で36万の人口を擁する、そこでパスポートセンターを造る、そして島本のそういう事務委任を受ける。これにつきまして、高槻市さんにとりましては大したメリットもございません。そして事務委任を受けた以上、高槻市さんの事務として、その権限と責任を持って、その事務を執行していかなければなりません。そういう責任を高槻市さんは負うわけでございます。大したメリットもない、そして責任を負う。そういう状況の中で、今回、高槻・島本のこのパスポートの件について広域連携を進めていこうと、これは高槻市さんのあたたかいご理解ではなかろうか、こういうふうに私自身は考えているところでございます。

今後、先ほど申し上げましたように、本町の住民サービスの維持・向上を図るためには、広域連携が不可欠でございます。そういう中で、高槻市さんとの関係、信頼関係を高めていく、こういう努力は必要不可欠でございます。今回の、このパスポートの広域連携を契機に、より一層、高槻市さんと本町の広域連携が進められるよう、今回の広域連携につきましては、本町が広域連携を強く求めている熱意、あるいは意気込み、本気度、こういうことを明確にお示しする機会ではないか、こういうふうに考えておりますので、大所高所に立って特段のご理解をお願いいたしたい、かように考えている次第でございます。

以上でございます。

(「大綱じゃないか」他、議場内私語多し)

**河野議員** 質問させていただきます。熱意とか真心とかいう言葉が出ております。その点においてね、この議案に反対する者が熱意も真心もないのか、そういうことではない。そういうことに話を飛躍させないで欲しいと思っております……（「そんな言い方はない」と呼ぶ者あり）……。

それで、質問ですけれども、まず、何回もこの議場で質問されています、これ、平成26年7月14日議員全員協議会資料、「旅券発給事務に係る事業連携について」という資料をいただきました。ここには「これまでの経過について」というところで、平成25年12月3日の、先ほど何度も出ております総合政策部長名で高槻市の政策財政部長宛て

の「旅券発給事務事業連携の検討について」、この文書を出されたということから端を発したというか、この協議が始まった、検討が始まったと。あくまで、ここは検討をお願いするものであって正式な依頼ではない、というような答弁をいただきました。当然だと思っています。それまでに議会では、議会としての議論はしてこなかったし、それまでのパスポート発給事務に対して、正式な議会への報告はなかったと思っています。過去に一議員の方が、この議場で一般質問されたということは憶えております。高槻市が旅券発給事務を大阪府から権限移譲する、ということを受けての質問だったと記憶しております。

もう一度確認いたしますが、この平成25年12月3日までの間に、高槻市と旅券発給事務についての何らかのやりとりはなかったのか、ということをお訊きします。高槻市が大阪府から旅券発給事務を受けるにあたって、こちらに何らかの申し出や相談、協議というものがなかったのでしょうか。先ほど、ここに書いておられる平成23年——これは高槻市の資料ですけども、平成23年の高槻市が、旅券発給事務を23年度に事務移譲の申し出を行われて、平成24年10月1日から府内で初めて旅券事務を開始しました。これは高槻市ですけども、その前後で島本町との協議は全くなかったのかということ、改めて確認をいたします。

それから、それ以降、この12月3日、事務連携の検討を申し出される、その文書を出されてしまったわけですけども、それまでの間に私たち議会に対して、何らかの形でこういった動きがあるという報告や文書を渡していただいていたのでしょうか。私、この間もずっと議員でおりましたが、正直申し上げて、きちっと手元にそういったものは控えておりません。再度、すいません、その点、大事なことです、ご答弁をお願いいたします。

あと、もう一つは住民への説明です。住民に対して、旅券発給事務というものを大阪府から移譲を受けて、より住民に対して便利なものにしたいというのがわかったのは、『大阪府政だより』であったと思います。あと一部マスコミでもあったかも知れませんが、『府政だより』で、島本町さんが旅券発給事務の移譲を受けるという方向が府議会で決まったことの、それを捉えての記事が載ったことによって、島本町の窓口にお問い合わせの電話が結構あったというに聞いております。この時点では、まだ島本町は正式に高槻市には、事務移譲については要望はされていなかったですね、ということを確認させて下さい。まだ全員協議会には正式に説明されてませんので。

私たちに、改めて、この「事業連携の検討について」というものをお示しになったのは、4月の21日なんですね、全員協議会。ここから、正式に議会での議論が始まっているわけです。それについては間違いはありませんか。答弁を求めます。

もう1点、今度は提案者である健康福祉部長にお尋ねいたします。この議場において、本来、職員においても、住民に対しても、利便性について、やっぱり高槻市でやることが

大事だという議論に至るところには、健康福祉部との議論、協議、職場職員との議論があったと思います。

私たち日本共産党は、1回目の4月21日の全員協議会でも一部申し上げたかも知れませんが、一人が1日、数日、1週間、フルタイム旅券発給事務に専念するというふうに考えておりません。1人分の交付金に基づく人件費の措置はできるけれども、しかし、その方は住民課というところに配属されて、あるいはもう1人、複数対応されるけれども、1日おおよそ5人分の事務をこなすためにおられる。ですけれども、それ以外は複数で他の仕事も兼務されるのではないかと考えております。そういうことを考えたときに、1人分の人件費がかかると町が財政効果をあげられることについては、じゃ、もし仮に島本でやった場合には、旅券発給事務の仕事だけを2人体制でやらせるという想定をされていたのでしょうか。そういう意味で、財政効果をあげられているのか。具体的な内容をお示し下さい。私たちはそうではないので、1人増えることによって、結果的には住民課の仕事の全体の負担軽減にも関わると考えています。これは日曜交付がないと思った場合においても、です。その点について、健康福祉部での詳細な検討内容をお示し下さい。

あと、ちょっと話が飛びましたね。『府政だより』で初めて住民に知らされることになりましたが、では島本町の執行部として、住民に対して、高槻市に委託の申し出や検討を行っていますということについての広報はどのようにされましたか。答弁を求めます……（河野議員・自席から「きっちり答えて下さい、1回目ですから、事実だけを答えて下さい」と発言）……。

**総合政策部長** まず、今回、高槻市への検討の依頼についてでございますが、これは正式には書面では平成25年の12月3日にお渡しをしたものでございますが、それまでに何もなかったのか、というふうなことでございますが、それまでの事業連携ワーキングの中でも、今、大阪府の権限移譲がどんどんどんどん進んでいっている、そういった状況がございます。これは高槻市さんだけではなく、近隣の市町村、府内の町村、そういった動向も当然注視する必要がございますので、そういうふうな情報交換とか情報の収集、そういったことは日頃から行っております。

今回、町村の状況が特に留意する必要があるというふうには考えておったわけですが、その中で、高槻市さんがすでにもう平成24年の10月からパスポートセンターを開設されておられる。その隣の本町が、まだ実施をできていないというふうな状況の中で、今後、どうしていきますかというふうな、その事業連携ワーキングの中の事務レベルでの話としては、今後の見通しについてのお話はさせていただいておりましたが、具体的な協議ということではございません。そういった状況の中で、若干、日がずれますが、12月9日の議員全員協議会で、そういうふうな調査・研究についての依頼をしたということで、ご報告をさせていただいたところでございます。

それと、『府政だより』で初めて、今回のパスポートの事務を住民の皆さんが知られたということですが、これにつきましては、まず本年の3月4日の施政方針の中で、そういったことについても触れておりました、旅券発給事務にかかる窓口対応業務につきましては、平成27年1月に大阪府から本町へ権限移譲される予定であり、「今後、広域連携による事務の執行も視野に入れ、高槻市・島本町広域行政勉強会において検討してまいります」と、このように発表をいたしております。

それと、町の広報につきましても、今、申し上げた内容で本年の4月1日号の広報でございますが、旅券発給事務にかかる窓口対応業務について、「広域連携による事務の執行も視野に入れ検討します」ということで、今後、住みよいまちづくりの実現に向けた行財政運営の中で、そういうふうな記述もさせていただいておるところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

**健康福祉部長** 仮に、本町で単独でやる場合に職員がどれだけの業務で、どんなふうに割り当てるか、とのご質問でございますが、そこまで詳細につきましては、健康福祉部では検討しておりません。

以上でございます……（「検討してないのに」他、議場内私語多し）……。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

（午前10時55分～午前11時10分まで休憩）

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**総合政策部長** 先ほどの野村議員のご質問の中で、受付時間についてのご答弁が漏れておりました。大変、失礼いたしました。

受付の時間を申し上げますと、谷町四丁目のパスポートセンター、これにつきましては月曜日から金曜日までが9時15分から16時30分、受け取り——交付でございますが、これも月曜日から金曜日までが9時15分から19時まで、日曜日は9時15分から17時までとなっております。

高槻市におかれましては、月曜日から金曜日までは9時から16時30分が受付の時間でございます。受け取り——交付でございますが、月曜日から金曜日までが9時から17時15分、日曜日につきましては同じく9時から17時15分となっております。

ちなみに、りんくうのほうの分室でございますが、これにつきましては月曜日から金曜日までが9時15分から16時30分、受け取りにつきましては月曜日から金曜日までが9時15分から18時30分、日曜交付は実施はされておられません。

阿倍野の分室でございますが、これにつきましては、今年9月末をもちまして廃止をされる予定でございますが、現在のところ、月曜日から金曜日までは10時から16時30分、受け取り——交付でございますが、これにつきましては月曜日から金曜日までが10時から19時、そして日曜交付は実施はされておられません。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

**戸田議員** 広域化の意義が極めて弱いと思われる、この旅券発給の事務委託は見送るほうが良いという考え、持っています。6月の一般質問でも、このことは主張してまいりました。7月14日の全員協議会において、理にかなわぬ広域行政であると申し上げております。また、広域行政での調査検討に止めおき、正式な要望を行うには慎重に判断していただきたいと、5月30日付け要望もしております。

質疑に入る前に、まず確認しておきたいのですが、5月30日付けに川口町長宛てに、外村、平野、戸田、3名の連名で「旅券発給事務に関わる事務取り扱いについての要望」というのを outs させていただきました。しかしながら、今回、資料請求でいただいた中に、私たちの要望だけが提示されていない……（「差別だ」と呼ぶ者あり）……。これはなぜかというのを、まず、お示しいただきたいと思います。要約されているのが、我々の要望ではないかなというふうには推測するのですが、なぜ、資料の中に入れられなかったのか。これは非常に疑問に思っておりますので、確認しておきたいと思います。もし何か、確認していただいたうえで、追加につけていただくことを求めています……（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり、他議場内私語多し）……。

私は結構ですよ。議長のお計らいはどうされるのか……（「配付するよう求めて下さい」と呼ぶ者あり）……。

**平井議長** 答弁、いただきます。

**戸田議員** まず、質問に入る前に、その要望書、なぜ配付されなかったのかということをご答弁いただきたいと思います。

質問したかったこと、まず、住民の利便性という点から整理して質問します。繰り返されていることですが、整理して、ご答弁いただきたいと思います。

まず初めに、窓口の場所という観点から問います。島本町庁舎か、JR高槻駅前のパスポートセンターかという比較においては、住民の利便性という点で、どちらに優位性があるとお考えですか。島本町が大阪府から事務移譲を受けるのですから、大阪市内に行くよりも近いという比較ではなく、島本町で交付が可能なものを高槻市に委託するという視点から、島本町庁舎か高槻市駅前かという比較で、どちらが良いのかを考える。そういう比較を、まず行って下さい。

次に、費用の点で問います。財政効果があると繰り返し主張されていますが、費用対効果ともおっしゃっています。島本町にとっての削減効果を申請数で割った場合、1人当たりの金額はどれぐらいになるのでしょうか。数字をお示し下さい。

次に、移譲を受ける島本町が本来行うべき窓口業務を高槻市に委託します。これにより、1件あたりにつき、どれだけの財政効果があるのか。それは前の数字を言っているわけなんですけれども、島本町役場庁舎で本来受けられるサービスを、交通費と住民票の手数料を払って高槻市で受けるのは、島本町の住民です。すなわち、この削減効果は島

本町の町民が自ら負担してはじめて実現しているもの、こういうふうを考えることはできませんか。

次に、時間と手続きという観点から問います。申請・交付のための移動時間という視点から、効果・優位性を考えられましたか。申請者お一人お一人が窓口を往復するという時間を想像してみてください。高槻市まで移動するのと、コンパクトシティである島本町内を移動するのと、時間にしてどれくらい違うのか、という視点です。住民サービスとは、こういうことだと思います。あまりにも財政効果を強調されるので、ここをお金に換算しても良い。パートの時給にしても家事労働の対価にしても、高槻市で申請・交付する時間を時給に換算すると、かなりの金額になるはずですが、他のこともできます、その間に。手続きの点では、住民票取得、申請、交付の3ステップとなるのか、申請・交付と2ステップになるのか、この点、島本町で行うことに優位性はありませんか。

日曜交付について考えます。高槻市ならば日曜日に交付が受けられると、繰り返して優位性を強調されています。この点では、高槻市に委託することに絶対的優位性がございいます。しかし、ここで重要なのは、場所、曜日、申請者が何を基準にして窓口を選択されているのか、ということです。事前にアンケートでも取ってれば、多少は判断できたかも知れませんが、そこを定量的に押さえずに議論しているから、議論が空中戦になっています。場所、時間、曜日、費用、総合的に判断して、申請者はどのような行動を取られて窓口を選択しているのか。これを定量的に判断するデータをお持ちなのでしょうか。お答えいただきたいと思います。そして、数字に表れない、何より住民は慣れ親しんだ役場窓口での交付を受けたいと思っています。島本町役場を頼りにしています。いろいろと苦情、不満が多いのは、信頼して頼りにしたいという期待値、それがあからずです。

また、財政的効果を見てみましょう。日曜交付なしでは97万円のスケートメリットとおっしゃっています。この中には、住民課の他の業務を補うという非常に素晴らしい効果があり、この97万円という中には、見えない島本町へのメリットがたくさん含まれています。これは6月の一般質問でも指摘させていただきました。そういった点、どのように考えておられるのか。

以上、ご答弁を求めます。

**総合政策部長** まず、要望に関する書面についてでございますが、これにつきましては資料請求の中で、日7で資料請求いただきました「旅券発給事務に関する要望」ということで、この中で整理をさせていただいて、今回、資料請求としてお示しをさせていただいておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、住民の利便性についての比較でございます。これは高槻市のパスポートセンターか、あるいは町役場かというふうなことになりますと、単純に比較しますと、町役場で受けるほうが利便性は向上する、このようには考えております。

次に、費用対効果でございます。1件当たりの財政の削減効果ということでございますが、この比較におきまして、初期経費を除きますランニングコストを、直営でやった場合と広域でやった場合との本町の持ち出し分、これを比較をいたしますと、経費の縮減効果といたしましては、日曜交付をしない場合は、先ほど申し上げましたとおり年間約97万円の効果額となります。従いまして、1件当たりいたしますと、約880円となります。日曜交付を行う場合につきましては、年間約280万円となりますので、1件当たりの効果額は2,500円となるものでございます。

なお、高槻市及び本町の費用の比較をしている、ということでございますので、そのコストだけの比較ということでございますので、交通費は含めておりませんが、交通費につきましては、当然、高槻市への往復の交通費がそれに加算されるということでございます。

それと、移動の時間も含めた費用対効果というふうなことでございます。これは、確かに身近な本町役場で取得をするというふうな場合と、高槻市まで出向いて行くということでございますので、その時間は当然、必要になってくるわけでございますが、そういったことも含めて、そういうふうな受益を受けるというような意味では、一定行政については、当然住民の皆さん方の税金で賄っているわけでございますので、特別の受益を受ける受益者負担というふうな考え方も、一定考える必要があるのではないかなというふうには考えております。

それと、日曜交付で高槻市へ行くほうが良いのかというふうな選択肢でございますが、特にこの件につきましてアンケートを取ったわけではございませんので、住民の皆さん方の総意がどうなのかというのは測りかねるところではございますが、定量的に考えますと、今の現状では谷町のパスポートセンターに行くというふうなことになっておるわけでございますので、それが高槻市でそういった事務ができるということになりますので、そういう比較におきましては、当然、住民の皆さん方の利便性は向上するというふうには考えております。

それと、先ほど申し上げましたアンケートの結果でございますが、これは大阪府におかれましては権限移譲の検証と申しますか、検証と、まだ権限移譲していない市町村のニーズの把握のために、本年1月に大阪府のパスポートセンターの窓口の3カ所で、すでに権限移譲されている堺市、高槻市、東大阪市の窓口3カ所で、アンケートが実施されております。権限移譲されている市の窓口の利便性につきましては、身近な窓口で手続きができるようになりまして便利になった、このように感じておられる利用者が、その回答者全体の約83%という結果になっております。権限移譲されておりますが、大阪府のパスポートセンターの窓口を利用された方の理由といたしましては、それぞれ自治体の窓口よりも短い日数で交付が受けられるというのが30%、職場・学校に近いからということで考えておられるのが23%となっております。



また、まだ権限移譲されておられない市町村の開設のニーズでございますが、これにつきましては、市町村に窓口があれば良いというふうに考えておられる方が76%となっておりまして、その理由といたしましては、住民に身近な窓口で手続きが可能になるということが主な理由でありまして、それが全体の70%となっております。これは大阪府が実施をされたアンケートの結果でございます。

以上でございます。

**乾副町長** 先ほど、戸田議員のご質問の中で、97万円のスケールメリットが生じる、こういうふうなご発言がございましたが、この内容について、ちょっと理解しかねますので、ご説明をお願いいたしたいと思います。

**平井議長** 先ほどの質問の趣旨が、ちょっとわかりかねるからというふうな反問なんで、回数には含めませんが、その辺について、ご説明いただけますか。正式に確認されたんで、戸田議員のほうから説明をお願いしたい。

(戸田議員・自席から「次の二つ目の質問で」と発言)

**平井議長** それは反問に当たるので回数には含めませんが、その部分だけ、今、ちょっと説明いただけますか。

**戸田議員** スケールメリット、スケールメリットと強調されました。それは、今回に関しては97万円をスケールメリットとおっしゃっているというふうに認識して、申し上げました。そしてまたスケールメリットを維持するのは難しい、このような人口3万の規模の町、自治体がパスポートの事務を独自に持つことは大変難しい、そういうふうなご趣旨の発言があったと思います。しかし、それでは人口3万人の自治体は役場を持つことが困難なのかという、素朴な疑問がございます。島本町には、この立派な役場がございます。職員も頑張っています。そこで、なぜパスポート事務を行うことが不可能なのか。スケールメリットを、97万円の金額を求めて不可能であるとして委託されることに疑義がありまして、そのような発言をさせていただきました。それについては、お答えいただきたいと思います。

**乾副町長** 今、戸田議員、それはスケールメリットには当たりませんね。私の申し上げましたのは、人口36万の高槻市、これはいろんな行政施策の推進にあたってスケールメリットが生じる、本町のような3万の小規模自治体ではスケールメリットが期待できない、こういうふうに申し上げたわけでございます。

もう少し数字で正確に申し上げますと、人口は先ほど申し上げましたとおりでございますが、高槻市と島本町の経常収支比率ですね。過去3年を見ますと、高槻市は22年が88.1、島本は98.1。平成23年は、高槻が91.5、本町は99.4。平成24年は、高槻は91.9、本町は97.8。こういうふうに、やっぱり10%前後、経常収支比率の差が出ております。これはやはり高槻市さんの行財政運営の努力もさることながら、ここには大きなスケールメリットが出ているのではないかと申しますか、財政力指数を見ますと、

平成 22 年、高槻市さんが 0.805、本町が 0.821。平成 23 年度は高槻市さんのほうが 0.787、本町は 0.795。平成 24 年度、高槻市さんが 0.773、本町が 0.770。財政力指数につきましては、高槻市さんも本町も遜色はない。

ここからが問題でして、経常収支比率が高くなる。本町は 100%前後で推移をいたしておりますので、いわゆる投資的経費、普通建設事業を行う場合には、経常収支比率がもういっぱいいっぱいですので、これは特定財源、とりわけ起債に頼らなければならない。その面で見ますと、人口は 12 倍程度ございますが、平成 24 年度現在で高槻市さんの起債残高は 471 億円、本町は 110 億円。財政規模等からいきますと 10 倍以上になっておるんですが、この公債費、起債残高は本町に比べて 4.3 倍と、高槻市さんのほうは低くなっております。

もっと厳密に見ますと、1 人当たりの起債残高で見ますと……、ここには 1 人当たりは出ておりませんが、公債費で毎年償還いたしますのが、島本町は約 13 億円程度、公債費で支出をいたしております。高槻市さんのほう 74 億円、5.7 倍。財政規模等々からいきますと、収入総額を含めまして大体 10 倍規模なんですね、町税収入、本町は 46 億円、高槻市は 480 数億円ということで。このマイナスの面につきましては、スケールメリットの関係で大きな影響が出ていることは明白でございます。そういったことから、本町が自立をして、住民サービスの維持向上を図るためには、極力、広域連携でできるものについては積極的に推進していく必要がある、このように考えております。

そして、戸田議員は、理にかなわない広域連携は賛成することはできない、こういうご発言もございました。そうしますと、本町が懸案になっています、昨日も出ておりました大きな広域連携、これにつきまして戸田議員のような考え方であれば、仮に高槻市さんのほうから考えた場合、どういう結果になるのでしょうか……（「そうだ」「問題が違う」他、議場内私語多し）……。今回の広域連携を通じて、双方のよりよい関係、信頼関係を築いていくことが大変重要なのではないかと。

それと、元に戻りますが、この 97 万円、これにつきましても二つの考え方があると思います。一つには住民の利便性、ワンストップでできる。そういった利便性は確かにございます。一方、今後の広域連携の観点から考える視点もあるのではないかと、このように考えております。

ただ単に、住民の利便性が高まればいい。これは数年に 1 回、あるいは一生に 1 回、利用するかしないか、そういう住民の方もおられます。これが住民生活にすごく密着したものであれば、また別の考え方も可能かと思いますが、そう再々利用するものでもございません。本町 3 万で 1 ヶ所必要であれば、高槻市さんの場合 36 万ですから、12 ヶ所必要になるか。決して、そういう問題ではないというふうに思います。高槻、島本、この管内で 1 ヶ所あれば、これは十分、多少不便な面もあるかもわかりませんが、十分、役割は果たしていけるのではないかと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

**戸田議員** ただいま反問権をお使いになられまして、私の発言に対して副町長から様々な数字をお示しいただきました。こういった議論ができるということは、やはり議場の素晴らしさだと思います。

大きな数字をお示しいただきました。この大きな数字を、このパスポートの委託で解決すると思われているのですか、ということ、まず聞きたい。そしてその後に、私が「理にかなわぬ」と表現したことを受けて、それでは広域連携の大きな課題である、ごみについて、先方が理にかなわないというふうに判断されたらどのように思われますか、というようなご発言もありました。ここは非常に重要だと思います。

すなわち、今回のパスポートの事務委託、これは大きなごみ処理問題を解決するものというふうにお考えになって提案されているのか。また賛成される方も、そのような視点において賛成されるのか。そういった議論があまり難しい、することが。それなのに、このことを持ってこられるというのは、逆に望ましくないのではないかなというふうに私は考えています……（「ごみ処理なんて全く言葉に出てないよ」他、議場内私語多し）……。そういうふうに私は思っています。大きな課題は、様々にあると思います。

そして、質問を元に戻したいんですけどもね。まず初めに、原本を添付されなかった。このことは非常に驚いていますので、追加で資料の提出を求めます。

そして、府のニーズ調査というものがあるということがわかりました。3カ所で取られている。身近な窓口で、83%の方がそう望んでいらっしゃいます。これは島本町ですか、高槻市であるかということを見ると、やはり「身近な窓口」というのが、パスポートを取られるときの大きな選択肢である。そして職場・学校に近いということは、やはり場所を考えておられる。市町村でという方も、75%の方が望んでおられる。日曜交付ということを優位性に何度も述べておられましたが、このデータによると、場所で選択される方が非常に多いんだな、ということがわかったなと思っています。

阪急電車を使うなら、例えば往復で380円、JRなら往復320円、これに住民票手数料の300円が必要です。尺代、若山台の方が駅までにバスに乗られる場合は、これにバス代440円が加わります。単純に考えると、例えば1,060円負担されるわけですね。特別な場合でなければパスポートの申請は10年に1回、この金額が住民に重い負担か、あるいは負担を強いているかという、私は決してそうは思いません。しかし、考え方としては非常に大事なポイントだと思います。島本町政にとっては財政削減になる。費用対効果と繰り返していらっしゃいます。しかし、申請者お一人お一人にとっては、明らかな負担増です。すなわち、申請者である島本町の町民が交通費と移動の負担をすることによって、この1人当たりの財政効果が成り立っていると言えませんか。そこは、考え方として非常に重要だと思います。

私は、7月24日の午前、高槻市の地方分権推進特別委員会を傍聴させていただきました。

た。住民サービスに大きく関わるものであるから、住民意見を反映し、議会の議論を尽くしていただくよう、島本町にはその努力を求めたいと、最後、委員長がまとめておられました。島本町の根源的な課題を指摘していただいたこととなります。

以降、執行部におかれましては、これまでの対応を改めていただき、非常に丁寧に説明し、議論を尽くす努力を重ねていただいたことは評価しておりますし、納得しております。高槻市に、この点は胸を張って、私、言えると思っています。

ただ、島本町からパスポート発給事務の委託に関して調査検討を依頼したのは、平成25年の12月3日。島本町の職員では対応できないという事務では決してないと、総合政策部長、何度もおっしゃっています。でも今回、副町長は、島本町ではできないというふうに発言されました。私はできると思っています。寝屋川にも行ってまいりました。

なぜ、委託について調査検討を依頼したのか、なぜお願いしなければならなかったのか……（「何回、同じ質問を」と呼ぶ者あり）……、議会において厳しい選択が、今、私たちに求められているわけですが、このところが、昨日からの議論を聞いていて、正直、私はますますわからなくなりました。高槻市のお礼、お礼とおっしゃいますが、賛成する側の主張をしっかりと述べていただきたい。そして大きな議論にしていいただきたいと思っています。

調査・研究を島本町側から文書で依頼することには慎重に、というふうに申し上げました。それについて質問いたします。事務委託については、高槻市・島本町広域行政勉強会における事業連携ワーキングで、両市町が行っている調査・研究の一つと言えるではありませんか。まさしく、このことが勉強会、事業連携ワーキングの目的と使命であって、文書で調査検討をお願いしなくても、まず、このワーキングで検討されて、調査検討の一定の結論を両市町に下ろしていただいて、そして島本町でそれを共有し、原課や議会ですっきりと検討して、そのうえで委託をお願いする、こういうプロセスができないのでしょうか。これが質問です……（「説明しとる、聞いてへんのか」と呼ぶ者あり）……。ご答弁、いただきたいと思います。

また、この件につき、大阪府の考え方はどのようなものでしたでしょうか。これについては、人的支援を行うというふうに要綱では述べておられるのですから、例えば、大阪府の考えはどうだったのか、そのところを確認しておきたいと思います。

以上にいたします。

**総合政策部長** 今回の旅券発給事務についての事務委託について、町単独で実施した場合と高槻市へ事務委託した場合、こういった比較検討が当然必要になってくるわけでございます。

本町の場合、単独実施した場合については本町で一定の試算ができるわけでございますが、高槻市さんの今現在の実施されている状況、人件費を含めた運営経費、そういった状況についても、数字がなければ比較検討のしようがないというふうな部分もござい

ます。そういったことから、高槻市さんのほうに一定、町として判断するための基本的な資料として、どのようにお考えなのか、実際の数値がどうなのか、そういったこともお聞きをして、そのうえで比較検討のための資料を作り、ご審議をいただきたいということで、高槻市さんのほうにそういった内容のことを書面でお願いをしたということでございます。

その結果を踏まえて、また全員協議会でもご説明もさせていただきましたし、そのうえで、本日、ご提案をさせていただいているというふうな状況でございますので、その点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今回の事務委託についての大阪府の考え方ということでございますが、これにつきましては、あくまでも、それぞれの市町村で実施をされる事務でございますので、大阪府のほうで、例えば直営ですとか、事務委託というふうなことについて、特に府からのコメントはございません。それぞれの地方自治体の自治の考え方に基づいて実施すべきであるというのが、大阪府さんの考え方であろうかというふうにお考えしております。

以上でございます……（戸田議員・自席から「資料に関しては」と発言）……。先ほど、ご要望のございました資料でございますが、これにつきましては議長とまたご相談させていただきまして、適切に対応させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

**乾副町長** 先ほど、戸田議員のほうから、この広域連携によって財政問題、大きな財政問題が解決するのか、寄与するのか、そういったご質問がございました。この件につきましては、昨日、総合政策部長からもございましたように、こういった積み重ねによって、そういう努力の積み重ねによって、改善に努めていく必要があるというふうにお考えしております。

それと、先ほど地方債の残高で、住民1人当たりにつきまして資料が出てまいりました。平成24年度末で地方債の、借金の住民1人当たりの額でございますが、高槻市は13万2千円、本町は35万7千円、約ですね。これは先ほど申し上げましたように経常収支比率が高い、従って特定財源に依存せざるを得ない。特定財源の中でも地方債、そういったことが原因だろうというふうにお分析をいたしております。

以上でございます。

**戸田議員** 先ほど私、申し上げましたが、この大きな数字を、このパスポートの委託で解決すると思われているのか、そして大きな広域連携の課題があると。私の判断で、例えば大きな広域連携の課題というのは、大きな数字を解決するには、やはり本町の本当に課題である、この難しい課題であるということをお視野に入れて、清掃工場の問題をお発言したわけなんです。しかしながら、今回、パスポートに関する議案ということで、三つ目の質問に戻したいと思ひます。

その前に、今、副町長から住民1人当たりの抱えている借金、お示しいただきました。

島本町は約 35 万円であると、高槻市とお比べになりました。しかし、この 35 万円は、まさしく過去の島本町の行政が積み上げて作ったものであって、それを、中身を精査せずに数字だけお示しいただくというのも、この場でお示しいただくのもどうかと思うけれども、この現実、リアルに私達住民も受けとめなければならないと思います。どのような町政を行っていくのか。この数字というのは、非常に重たいものだなというふうに思いました。

1 問目の答えで数字をいただいたわけなんですけれども、今回、経済的削減効果、財源的なメリットとおっしゃるのは、住民の個人の負担によって成り立っていると私は考えるのです。交通費等負担することによって、それによって成り立っているものである。考え方として、申し上げました。

なぜならば、実は 7 月 24 日の高槻市の地方分権推進特別委員会で、このようなご意見がありました。「財政的な効果があると繰り返されていますが、島本町の導入年度の財政効果を 117 万 9 千円と積算した場合、窓口業務を行えば収入印紙の売りさばき収入が 20 万円入るので、実際には 98 万円の効果。1 件当たりの経費削減効果にすると 970 円という試算となる」、これは私の傍聴したメモによるものですので、数字に関しては、必ずしも、会議録を拾ったわけではないということを持っていただきたい。この削減効果を、島本町はどう評価されているのでしょうか。住民サービスという点から考えてどうなのか。ここは、島本町がお考えになられることとしてもどうなのか、という発言があったわけですね。

それを受けて最終に委員長が、島本町の住民サービスに大きく関わるものであるから、住民意見を反映し、議会の議論を尽くしていただくよう、島本町には、その努力を求めたいとまとめておられるわけですね。

そしてさらに――次は質問に入りますけれどもね、こんな意見もございました。高槻市側にとって経費削減効果もあるが、責任が伴い、リスクも生まれる。市にとってマイナスにならないということをお前提にするなら財政効果を求めるものではないが、費用対象、負担率の考え方などは極めて重要である。具体的には、例えば J R 高槻市前に建物を建てた――土地を買っています。当時の土地買収、建設費など、高槻市民が負担している初期投資をどのようにお考えになるのか。貸し館料をもとに積算された金額をベースにして島本町側の負担を積算しているが、税金を納めている住民と市外の方々を同等に考えるのが妥当かどうか……。

**平井議長** 簡潔に質問して。

**戸田議員** 引用させていただかないと、次の質問に移れないんですね。

**平井議長** 引用じゃなくて、簡潔にと言うてらんです。

**戸田議員** わかりました。引用をさせていただいた後、簡潔に質問させていただきます。

そのようなご指摘があったのです。こういった議論が交わされていることを把握して

おられますか。

今回、大きな広域連携の課題があると、副町長、おっしゃいました。私もそう思っております。やがて、このことを解決というか前向きに私たちが向き合わなければならないとき、今おっしゃっている費用負担のあり方が必ず議論になるだろうな、というふうに感じながら、私はこれを傍聴したわけです。どうか、このような議論をされていること、そしてそのことを把握されているか。その点につき、お答えいただきたいと思います。

そして、4月に全員協議会でお示しいただいた資料の報告書、この作成にあたっては、「両市町はこれまで高槻市・島本町広域行政勉強会において、合併の議論も含め調査・研究するため」と、やはり「合併の議論」という文言が入っております。このことは、やはり私たちが勉強会のことを議論するときに……（「議案に沿って」と呼ぶ者あり）……、必ずついてくるものです。これらのことを踏まえて、先ほどの質問に、ご答弁いただきたいと思います。

**乾副町長** 申しわけございません、訂正をお願いいたしたいと思います。

町債の借金の住民1人当たりの金額で、高槻市は132万円と申し上げましたが、13万2千円、本町は356万円と申しましたが、35万7千円、約2.7倍、本町のほうが上回っていると。訂正をさせていただきます。

**川口町長** 旅券の事務の権限移譲もそうでございますが、大阪府からの市町村への権限移譲というのは、町村長会も人の支援、財源の支援は強く要望しておりますが、現実としては、それが伴っていない、それがまさしく現実でございます。今後、大阪府知事の考えでは大阪府を発展的に解消するということでございますので、今後、大阪府からの権限移譲は、どんどんスピードが速まってくると思っております。そのためには、小さな自治体は広域連携を積極的に進めていく必要があると思っております。

今回の広域連携が、今後、どのように展開していくかというのは、それは全くわかりませんが、これを契機に広域連携が進んでいくことを強く望んでおりますが、この広域連携、旅券の事務の広域連携が進まなかったら、もう、そこから先、広域連携は全く進んでいかない、そのように考えております。

（戸田議員・自席から「確認してもいいですか。勉強会で調査して、その結果を両市町に示して、原課、議会が検討してから」と発言）

**乾副町長** その以前に、広域連携の応分の費用負担の関係で、建設費等のご質問がございましたですね。広域連携に要する費用は、これは単なるランニングコストに止まらず、例えば初期投資の費用、あるいはそれが起債で措置された場合、そういった元利償還なども加えた額、これが適正応分な負担の考え方であろう、このように考えております。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

（戸田議員・自席から「答弁漏れがあります」と発言、

「もういい」「議事進行」と呼ぶ者他、議場内私語多し)

河野議員 第 55 号議案の二度目の質問をさせていただきます。

この旅券発給事務移譲がうまくいかなければ、今後、そういった議論はあり得ないみたいなことを、今、町長、初めておっしゃいました。そんな重大な発言、それは高槻市としての交渉の中で、非公式かも知れませんが、これが関ヶ原なのかわかりませんが、そういうことなのか、ということなのでしょう。はっきりお答え下さい。はっきり答えて問題が残る場合もありますので、その点は町長として、責任を持った答弁をお願いいたします。

いかにも何か踏み絵みたいな、今、おっしゃりようやなと思いましたが、そもそも、先ほど私が質問しました、12月3日までの間の島本町としては、議会に対する説明や相談や、議論の場はなかったというふうに私は、先の前ですけど、総合政策部長の答弁で事実関係は認識しました。高槻から直接、平成23年、大阪府から権限移譲を受けられるときに、島本との共同事務とかね、こちらの委託ですけども、そういった話もワーキングの話の一環ではあったけれども、議事録に残るような記録、議論はしていないと。間違いありませんね。だから、12月3日に島本町がこの要望を、部長名ではあるけれども、明文化して検討をお願いしたというのがスタートであると、間違いはないかということを確認します。

先ほど戸田議員もおっしゃいました。地方分権特別委員会などで、繰り返し向こうの議員の方が指摘されているのは、議会は何をやっているのかということ。でも、それはそれぞれの地方自治があるので踏み込んではおられませんけども、私も4月のときの、18日の傍聴してましてね。一議員としては、これまでの議論の不足を十分に身に染みて感じ、当然、その場で濱田市長、担当の部長級の方が、何度も何度も、島本町民の皆さんのためにございますからと、もう机に頭をひっつけるぐらいの頭を下げておられたのを見ております。本当にね、その意味では、高槻市のその段階での真心というのは感じましたし、その分、逆に私たち、私が、それまで島本町内でそこまでの議論をしていたのか。その事実はなかったわけですよ。12月3日に文書を出された。島本町が検討内容を報告された。まだ、その段階では正式に依頼はされていません。4月21日の全員協議会で、この方向で進めていきたいという意向を示されたのは記憶しています。それが、正式な依頼に踏み出す初めての表明だったと思いますが、いかがでしょうか。

しかし、その前に4月18日の高槻市、政策財政部政策推進室の資料では、地方分権推進特別委員会では相当踏み込んだ議論を、高槻市の議員の皆さんはして下さっておりました。しかし、島本町議会では、そういう場はありませんでした。本格的な報告があったのは4月21日の議員全員協議会であり、先ほどの部長答弁、総合政策部長の答弁で言えば、12月3日に部長名で依頼を出したというのを参考資料につけられたわけですよ。12月3日に出したけれども、正式にそういった書類も含めて私たち議員に報告し、今後、



その方向で進めたいと意向表示されたのは4月21日です。それに間違いはありませんか。

しかしながら、高槻市ではすでに地方分権推進特別委員会で、かなり高槻市民の立場に立った議論もされてましたし、島本町のことを慮った市長と管理職の姿勢も私は見ておりますが、12月3日から4月18日までの間に、町議会と執行部とで、そういった議論をしてきたということは、町長はどのように市長、あるいは相手先にお伝えになっているのか。その間のことについて、先ほど、何回も長々答弁ありますけど、きちっと時系列で説明していただきたい。

残念ながら、私の手元にある文書的なものは、施政方針で示された、でも、それは4月21日のですね、直前です。そのことと、会派の大綱質疑で旅券発給事務について質疑をされた。そういった会派の質疑・討論の『議会だより』の記事以外にはなかったのではないかと思います。ですので、4月21日から本格的に、私たち町議会は議論を始めたのだと、正式な文書も、そこから始まっているんだというふうに思います。間違っているのであれば、しっかりとその点、お答え下さい。

それから、そうは言いますが、先ほど健康福祉部長の答弁がありました。島本町のためであるといいながら、住民課の事務について本当に効率が図れるのか、委託がいいのか、という議論はされていなかった。これはね、本来、そこでそういう答弁が出たときに、町長自らが、そこはやはり閣内不一致ですよ、そこは、きちっとした検討調査をせずにやってきたみたいな話になってしまうわけですから、町長自ら、そこは高槻市民も聞いていると思ってね、きちっと答えていただきたい。で、島本町民ですよ、その前に。そういった答弁をお願いしたいと思います、正式な議場ですから。

ですから私は、そういったいろんな方々の誠意や奔走のあるのにも関わらず、正式な議会、全員協議会、そういう場できちっとした話をしたのは4月21日がスタートである。そこにおいては、本議案については、財政効果だけでもし推し量らなかつたとしても、仮にこのことをスタートにして、今後、高槻市との良好な関係の中で、双方の繁栄を築く、スタートにしたいと思っておられるのであればね、この議場において、もっと誠実な答弁を求めたいと思います。

いろいろ訊きましたが、12月3日から4月21日の全員協議会までの、きちっとした時系列の、やってきた事務について、しっかりとお答え下さいね。

それから、しかしながら、高槻市のほうが、はたしてこの旅券発給事務を全会一致で通すことで、島本町が先方に対して不信感を払拭し、信頼を勝ち取るのかということ言えば、もっともっと遡った町長、また副町長、あるいは執行部側の反省というものは必要だと思います。し尿処理のことを正式に依頼をされました。当時、そのことを知らなかった議員が7人もおりました。16分の7です。そういったことを正式に要望しておきながら、12月に行っておられたのに、正式に要望書を出した公文書を議場に出したの

は3月議会。それも会派の、私たちが資料要求しなければ出さなかった。こんな要望の仕方をされる高槻市のほうを私、非常に心配します……（「関係ないじゃない」と呼ぶ者あり）……、それは事実です。そういうことをしてね……。

**平井議長** それは今回の議題と違うんで。

**河野議員** その点についてね、高槻市から何も言われてませんか。当時、そこには議長もおられたということで、16分の7人を除いた意思で物事を動かす。そういう町長の姿勢ですね。そのことについて、高槻市からは何の指摘もないのか、求めます。それが2点目です、大きく……（「関係ない」と呼ぶ者あり）……。

もう1点ですけども、4月21日から議論が正式に、議員も態度表明をし始め、始まりました。しかし、4月21日も、私の記憶では少なくとも4人ぐらいの議員が異議を唱えておりました。14分の4です。そして直前の議員全員協議会、これについては5人の議員が、委託を正式に要望するべきでない、住民の利便性においても問題が残っているというようなことを言って、異議を唱えました。しかし、その直後、町長は正式に要望されています。14人の議員のうち5人が異議を唱えている。しかし、それを正式に要望されることについてね……（「議長、整理」と呼ぶ者あり）……、こういったやり方が、本当に高槻市に対して誠意を持った対応と言えるのか、答弁を求めます。

（「知らんぞ」と呼ぶ者あり、河野議員・自席から「事実をもって言っているんです」と発言。「会議規則に則ってくれと言っている」と呼ぶ者あり。河野議員「うるさいよ。議長、先に不規則発言ただして下さい」と発言）

**平井議長** お互い、静かにして下さい。

**川口町長** 今、ご審議いただいている議案につきまして、ご答弁を申し上げます。広域連携の必要性につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。高槻市との広域連携が進んでいく大きな契機になって欲しいと思っておりますので、今回の事務がうまくいかなければ、広域連携が今後進んでいくのは、極めて難しいものであると思っております。

それと、今回の事務の検討でございますが、広域行政勉強会の中でご議論いただいております、検討しておりますので、私と高槻市長のやりとりは、それは非公式なものでございます。

以上でございます。

**健康福祉部長** 今、河野議員から、住民課のほうでは何も検討してないというようなご発言ありまして、1点目のご質問で私にご答弁させていただいたのは、確か、質問内容につきましては、1日5人程度で、それ以外については職員は兼務になるであろう、それだけを2人の兼務の方がどういう作業をするのか、検討内容を示して下さい、というご質問やったと思います。現時点におきまして、仮に単独でする場合、窓口をどこでするかというのも、一切、まだ明確になっておりませんので、兼務の職員がどこで仕事を、パ

スポーツの仕事、それ以外の住民課の仕事をどのぐらいの割合ですというのを検討していない、というご答弁をさせていただきましたので、今回の件につきましては、健康福祉部、それから総合政策部と様々検討した内容が、現状のこのような形になっているということでございます。

以上です。

**総合政策部長** 今回の旅券発給事務にかかる、これまでの経過についてでございますが、これにつきましては、まず、平成25年の11月に大阪府に対して、旅券発給事務の権限移譲の申し出を行い、そして大阪府議会では26年、本年2月の府議会で可決成立をされたという経過がございます。そして、平成25年の12月3日に書面で、私の名前ではございますが、高槻市に事業連携の調査検討、直営でやった場合、また事務委託した場合の基礎資料を作るための、いわゆる事業連携ワーキングというふうな形での申し入れを行ったところでございます。ここでいろんな比較検討したものを、また議会のほうにもお示しをして、そして最終的な判断をしていただきたいというふうなことで申し入れを行ったものでございます。その内容につきましては、平成25年の12月9日、議員全員協議会でご報告をさせていただきました。

そして、その後ではございますが、昨年12月25日から、いわゆる勉強会の事業連携ワーキングにおきまして、両市町で検討を開始いたしました。それに伴いまして、事業連携ワーキングのこれまでの経過も含めて、他の事業連携の是非も含めて検討をしたということでございます。それが2回、12月25日、そして本年の1月27日にも、あわせて事業連携ワーキングを実施いたしております。

そして、その後、本年の3月4日でございますが、施政方針におきまして、広域連携による事務の執行も視野に入れて勉強会で今後検討してまいります、というふうな表明をさせていただいております。

そしてさらに、本年の3月の25日でございますが、事業連携ワーキングを実施いたしております。そして、その後4月3日におきましても、同じく事業連携ワーキングを実施しまして、過日、ご提出をさせていただきました報告書の素案の取りまとめを行ったところでございます。そして、その素案の内容につきましては、本年の4月21日に議員全員協議会でご報告をさせていただきまして、その内容についても、一定、ご説明を申し上げたところでございます。

その後、高槻市との協議といたしましては、今後の課題の整理ですとか、そのメリット・デメリットについての精査、規約案の検討、こういったことを本年の5月19日に行っております。同じく6月5日にも同様に、費用負担のあり方についても検討を行っております。その後、6月の30日も、同じく協議を行っております。

そして、その結果を踏まえて、本年の7月14日、議員全員協議会でご報告をさせていただきまして、そこのご意見を踏まえて、本年の7月22日に川口町長から高槻、濱田市

長宛てに申し入れを行ったという、そういった経過でございます。

以上でございます。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後0時10分～午後1時10分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**総合政策部長** 先ほど戸田議員のほうからございました資料の取り扱いについてでございますが、これにつきまして議長とご相談させていただきました結果、まず、外村議員、戸田議員、平野議員から3名の連名でいただきました要望書につきましては、これは町長宛てということで、コミュニティ推進課のほうで受付をさせていただいております。これにつきましては、これまでも同様に概要版というような形で、要点をまとめて資料として提出させていただいております。一方、日本共産党島本町議会議員団、河野議員、佐藤議員からいただいております要望書につきましては、これは議長宛ての要望書でございますので、これにつきましては総務・債権管理課で受付をし、そして処理をして、議長から町長宛てに、その返信をさせていただいておりますので、これにつきましては原文で、今回、お示しをさせていただいた。そういうふうな取り扱いをさせていただいたものでございます。ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

(「要旨が違う」と呼ぶ者あり)

**平井議長** それについては、要約する側と、出された側の思いは多少違うのかもわかりませんが、それについては、できるだけ要望を出された側の趣旨とかそういうのをきっちり要約するということとは先ほど申し伝えておりますので、その辺でご理解をいただかないと困りますので、お願いをいたします。

他に質疑ありませんか。

(「答弁で言ったらいい」「了解」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

**伊集院議員** それでは、他の複数の議員さんから、先にこの説明が、自分たちに話がなかったとか、手続きがおかしい的なお話があるんですけどね。それを判断の一つの理由としてあげられているんです……(「そこまで言っていない」と呼ぶ者あり)……。そこで事前説明というのは、数回、全協で法的にいっぱいいっぱいご説明された、ご努力されたというふうに私も考えてますけど、法律上、また法律を超えない規則等でね、議会に上程する場合に、お一人お一人、議員に説明しなければならない、そんな規定があるのかどうかね。しっかりと、そこはお伺いさせていただきます。

それと、先ほど平野議員からありましたパスポートの件数ですね。1,100件とありましたが、野村議員の名前もありましたので、野村議員と答弁とでは、1,019件というふうに申してますので、この1,019件から、これは府のパスポートセンターでの本町

の件数を参照していただいたんですが、先ほどありました平均3件ぐらいとおっしゃっておりまして。

私自身の分析で言いますと、要は府のパスポートセンターの件、1,000件前後ですので、この1,000件は、もし島本町で単独で受けようが、高槻で受けようが、府の選択肢も残ってますので、島本町が受ける件数は断然これより少ないと思うんですね。平均3件と言われるとすると、さらにこれを分析すると、府で取られるのが1件ぐらいだろう、そして高槻で行くなら利便性で1.5だろう、島本で1ぐらいかなというふうに、1日の平均件数は、そう分析する。

そうすると、やはり一番肝心なのは、議案に対して純粹に、我々は住民にとってどうあるべきか、いいのか悪いのか、その辺の判断をさせていただくと、例えば平均1日お1人と、今の分析で言うと平均3件ですから、1件としますね。この1件に対して、例えば日曜交付ありでいくと、分母が1件ですね、分子が477万4千円というふうになってくる。要は、パスポートを利用されない住民さんの分も考えていかないといけないので、先ほど副町長から全町的な財政ですね、高槻の財政や島本の財政的な部分を教えていただきましたので、島本町で言うと、1日1人当たりで平均1件当たりを活用するとすると、それに対して477万4千円、実質上、それを活用して、ほんとにパスポート取らない住民が納得してくれるのか。この点も、我々もカウントさせていただきました。

そこで質問としては、要は平均3件ぐらいとおっしゃってましたけど、府に行かれる方ももちろんいますし、島本で取る方というのは、これよりも少ない平均で分析されるのが正しいんじゃないかと思えますけど、その点、どうか、お伺いします。

一応、その2点、お願いします。

**総合政策部長** 今回のパスポート事務の進め方でございますが、手続きといたしましては、先ほども一連の流れ、時系列で申し上げましたとおりでございますので、適切に事務を進めてきたというふうに認識いたしております。

この規則等ということでございますが、これは各自治体において、それぞれの自治の進め方がございますので、本町の場合は、先ほど申し上げました手続きで進めてきたということでございます。

それと、1日当たりの件数についてでございますが、これは、これまでの平均で申し上げた件数で1,019件ということでございますが、本町に置き換えますと、1日3件から5件の範囲内ということになると思います。これは、全体の数値で申し上げますので、そのうち約1割の方は大阪府のパスポートセンターに行かれています。これは高槻市の状況もそうですし、他市の状況も聞きますと同様な状況がございますので、本町で直接受ける件数というのは、それよりも数値としては下回る、このように認識をいたしております。

以上でございます。

河野議員 利便性、住民のためにという言葉の目的が、いろんな議論があったというふう  
に思っています。それをもう一回ぶり返すつもりはありませんが、先ほどの副町長のご答  
弁では、パスポートを利用する人たちのためというよりは、それ以外の、以上ですね、  
全町的な将来も含めた、町としての単独町政、自立するまちを目指すために大切な広域  
連携なんだというふうにおっしゃったんだと思うんですね。だから、パスポートセンタ  
ーの利用者が利便性を感じるのは、大阪府の別館に行くよりは近くなる。そこはそれで、  
私は一致するところだと思っておりますけれども、それ以上に高槻に委託することにつ  
いて、さらに利便性があるかというところでは大きく意見が分かれていたと思います。

でも、あえて高槻市に委託をするんだと、意見が分かれています。7月14日の全員協議  
会でも、利便性の点では大きく意見が分かれていたと思いますし、3分の2も賛成がい  
なかった。実質的なサイレントマジョリティーだったと思いますけどね。発言のうえで  
は反対が多かったということですけども、だから、全員協議会の記録を見れば、賛成者  
はほとんどいなかったのではないかと思われても仕方がないような議論だったと思っ  
ています。私たちも、まだそこまで十分な議論を尽くしていたかという、私個人も反省は  
あります。ほかにも手立てがあったのではないか、特別委員会を設けるべきじゃなかつ  
たのかと。

それはパスポートセンターだけじゃありません、今後、まさにそれが問われていると  
思っておりますが、ではここで、住民の利益だということを言い切るにあたっては、私  
たちは、この7月14日、全員協議会で正式に高槻に要望するべきではない、会派とし  
ても議員それぞれが意思表示をさせていただきました。しかし、その後、何日か後になっ  
て、町長のほうから正式に市長に要望させていただいたという、それはいただきました。  
文書でいただいたと思って、これはちゃんと事務方のほうからいただきました。

しかし、その後私たちに対して、全会一致を目指したいという意向のもとで、部長、  
次長、課長、係長が、日参とはいいいませんが、かなりの労力を割かれたこともよく知っ  
ております。しかしながら、私の目から見ると、濱田市長が高槻市議会に対して頭を下  
げておられた、その誠意と、ここにおられる町長、副町長がどのように動かれたのかと  
いうところでは、ちょっと、よくわからない。直接、お話ができなかったということは  
あります。

それと、私たちをお願いをする前に、部長、次長、課長、係長が、何度かお話しする  
機会がありましたので、はっきり言ってパスポートの申請に関して利便性というのは意  
見が分かりますし、ワンスポット、住民票を取らないといけないということが十分に住  
民に伝わっているかどうかはわかりません。そういう意味では、住民説明会をして下さ  
い、ということを申し上げました。パスポートセンター、パスポートの利用者の利便と  
いうよりは、今後の町の将来性を考えて、広域連携の足がかりを作りたいんだと、それ  
で賛成して欲しいんだと執行部が思うんだとしたら、それを住民に説明し、住民自身がそ

ういう要求水準を持つのであれば、私たちも賛否については考えますと申し上げていると思います。それは要望書ではありませんが、何度も申し上げました。ここでも今、もう一度申し上げます。しかし、その後、どうされましたか。その答弁を待ちたいと思います。

私たち議員は、住民説明会を本当に公正に、広くできる能力は、まだまだ不十分だと思っております。なので8月の議会報告号として、日本共産党議員団としては、会派として8月号外でパスポートセンターに関する私たちの見解は……（「質問して」と呼ぶ者あり）……全戸配布しております。しかし、それに対して賛成すべきだという声は、一人も聞いておりません。むしろ反対すべきだと、これは住民の利益ということで本当に言えるのかという疑問が寄せられただけです。この議場において、私たち議会活動、議員として、それと今までの高槻市への、5人が異議を唱えているのに正式に要望してしまったという町長のあり方については、今後、もっと重大な部分で、ちゃんとした議論ができなくなるおそれを感じております。そのところをしっかりと検証しなければ、パスポートセンターを通せばというような、そういうことは脅しに過ぎないし、高槻にも失礼です。高槻市はそのように考えておられないと私は思っております。

**平井議長** できるだけ、簡潔にお願いします。

（「質問して」と呼ぶ者あり）

**河野議員** ですので、今の質問に答えていただきたい。住民説明会、私たちが、部長が訪ねてこられたときに要望しました。その内容を受けて、住民がそのように要求をされたのか、そういう要求水準を住民の全体として相当な方が持っておられるのか。そういうことがわかるようにして欲しいと申し上げましたが、いかがでしょうか。せめて広報に折り込みでもいいから、もっとわかるものを配って下さいと8月上旬に申し上げております。努力はされましたか。答弁を求めます。

町長に対しましては、正式に要望された際に、議員の3分の2を割っていても、これは住民の総意であるということで高槻市に要望して、この後、大丈夫かと、そのあたりについてはどのように考えられたのか。そのあたりについての町長の見識を伺いたいと思います。私には理解ができませんし、結果としては高槻市議会にも非常に負担をかける問題になると思っております。

最後の質問ですので、答弁をよろしく願いいたします。

**川口町長** まず、3分の2というのは、どこから出てるのかと、全くわかりません。多数決で、この議案はご判断いただくものでございますので、3分の2の可決が要するというふうなことではないと……（「そういう声があるということ」と呼ぶ者あり）……、そのように認識をしております。

それと、多くの議案につきまして、この議案だけではございませんが、賛成の方もいらっしゃるし、反対の方もいらっしゃいます。大半の案件が、全員賛成ということ

は、まずありません。行政が責任持って判断させていただいた、そういうことでございます。

(河野議員・自席から「住民説明会」と発言)

**総合政策部長** 今回の事務の委託につきまして住民説明会の開催を、ということで河野議員からご要望もいただいております。ご説明にあがった際にも、そのような要望も改めていただいておりますし、それについても検討いたしました。これについて最終的には住民説明会ということではなしに、広報、ホームページ等で、しっかり住民の皆さんに周知をしていくということが重要であるというふうに認識をいたしまして、住民説明会については開催はいたしておりません。

以上でございます。

**伊集院議員** 先ほどの、まず1答目の部分ですね。手続きについてと、今の答弁のあるように、一応正しくされた。もともと高槻市・島本町広域行政勉強会ですか、この点で、要は広域行政のあり方等について相乗効果、また経費削減等が期待できる事務などの調査検討、それをされてきたというのは随時議場でも答弁ありましたし、全協でもそういう報告もいただいています。ただ、それが、このパスポートがあがっているかどうかというのは、我々も初めて表明いただいた12月9日、その後にあった全協でも、部長名でこういう要望をしたというものが出たということは、間違いなく行政側の方々の職員のご努力でされた内容であろうと、町長名でなかったですからね。やっぱり、この広域行政勉強会、ここから頑張ってお努力いただいたことだというのは、もう我々では判断しております。

先ほど違う、他の議員からその順序が返しているような指摘がありましたけども、一応、部長名で出ているということは、それを常に答弁でもいただいていますけども、私自身は広域行政勉強会、ここで、プロジェクトチームで議論をされてきた中、表に出た、この順序は返してないということを確認させていただきます。

それと、先ほど平均的に1日1人ではないかというのは、これはあくまでも私の試算ですけどもね。府にも行かれる方、要は島本町でやると5時まで、大阪府に行くなら7時まで。7時まで間に合う、働く平日の夜には大阪府で取られる人もいるでしょう。島本町でいくと、やはり9時から5時半か5時かわかりませんが、その点であろうとすると、やっぱり利用される方の限定はされてきますね。要は、先ほどありました、勤める方が多いということ、勤め人ですね、その方が比率が上がってますけども、勤め人としては、夜の府に行くか、日曜日は府にあるのはオフィス街ですので、あるとすると高槻、できればやっぱり休みの日は近いところで取りたいという思いはあるでしょうから、島本でできればいいんですけど、島本ではちょっと、財政的にも間違いなく土日は無理ですね。せめて日曜日がある。

選択肢は広がるというふうに判断させていただいておりますけども、この点において、



ただ財源の中でやはり交付金、大阪府から一定決まっている率がありますけども、昨日、岡田議員のご質問の中の、答弁にありましたように、南のほうでは広域的に、河南町とか千早赤阪村とか、町村レベルでは、単独ではやっていけないという判断が多いので、広域でやっていく状況が、掴んでいる部分におきましては、連携でやられる自治体、そこと一緒を組みながら、府への増額要請ですね。そういう要望というのは今後していけるかどうか。島本や高槻だけにするのではなくて、大阪府内の全地域、自治体、そことともに大阪府の事務を、我々利便性を鑑みて、財政等いろいろ鑑みたところ、一番近い高槻でやっていく、島本でやっていくとしても、増額ができないのか。その点の要望をしていけるかどうか、確認させていただきます。

**総合政策部長** 今回のパスポート事務につきまして、手続きについては、これまでも適正に進めてきたというふうに認識もいたしておりますし、今後も高槻・島本の広域行政の勉強会において、引き続き事業連携の協議を進めてまいりたいというふうに考えてます。事務移譲につきましても、また現在、本町、まだまだ受けていない事務もございます。来年4月からは、12件の事務移譲を予定いたしております。これはすべて町単独で実施をする予定をいたしておりますが、その後、第2フェーズでさらに事務移譲が予定をされておりますので、これについて、すべて本町でまかなえるのかどうか。専門職の問題、人員確保の問題、そういったこともございますので、そういったことも含めて、今後、勉強会の中でそういった協議も引き続き進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、交付金の要望でございますが、これにつきましては、今、大阪府からの交付金いただいておりますが、他の団体の状況をお聞きしますと、やはり、その交付金だけではまかないきれない、各市町の持ち出しが出ているというのが現状でございます。こういったことにつきましては、これまでも大阪府の町村長会を通じて大阪府に要望もいたしておりますし、今後も引き続き、この交付金の増額についての要望をお願いしたい。それとあわせて振興補助金、こういった形での補助もあわせて要望もしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 外村議員、もう3回終わってますので……(「外村議員・自席から「いや、2回しかしてません」と発言)……、確認しましたので……(外村議員「してませんよ」と発言)……。してませんと言ったって、してますので……(外村議員「どこにあるの」と発言)……。カウントしてますので……(外村議員「してませんって」と発言)……。暫時休憩いたします。

(午後1時30分～午後1時32分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第 55 号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について。

高槻市に旅券発給事務を委託することについて、高槻市・島本町広域行政勉強会で真摯に検討していただいたこと、そのことそのものをすべて否定するものではございません。しかしながら、まずは質疑の中で申し上げましたように、大阪府の権限移譲についての島本町の考え方というのをきっちりと持っていなければ、大阪府は、大阪府を解消して、何もかも責任を市町村に押しつけようとしている。そのことをね、やはりしっかりと島本町は考えなければならないというふうに思っております。

本来は府がしなければならない仕事さえも小さな市町村に下ろしてくるということの判断については、やはり島本町としては異議を唱えることもできますし、事務を下ろしていただいたとしても、交付金が少なければ受けませんと、はっきりと言えることもあるというふうに思います。ただただ府が言ってきたから事務を受けるという姿勢は、あってはならないというふうに思っております。

今回の旅券発給事務はそうではなくて、住民のために、サービスのためには受けようというふうに思われたということだと思んですけども、しかしながら、この進め方については問題があるというふうに思いました。当然、基礎自治体は規模や能力が違いますので、広域的な連携をするということは必要なことでありますし、求められることでもあるかと思えます。しかしながら、今回の事務委託に関しましては、2013 年 12 月 3 日付けで、総合政策部長名で高槻市に依頼された。それにつきましては、その前に議会に対して府から移譲を受けることも、また高槻市に検討の依頼をすることも、議会への説明はなかったということについて、大きな瑕疵があるというふうに思っております。

さらに、そのことを問題にしなかったとしても、4 月 21 日に全協で初めて、高槻市との事務委託に関する勉強会での報告をされました。その報告書を私たちは見させていただいて、十分検討しましたが、その十分検討したうえで、やはり島本町の役場で旅券発給事務をするということが住民サービスに繋がるというふうに私たちは判断しております。なぜならば、住民は結局高槻市に委託をしても、住民票などを役場で取って、それから高槻市へ行って手続きをする。二度手間になるということなので、島本町で行うほうがワンストップで済み、住民サービスに繋がるということが一つの大きな判断です。

もう一つは、今回、費用負担が明確になり、経費縮減効果がわずか 97 万円ということ

でした。つまり、島本町で窓口業務を行っても、97万プラスすればできるということですね。そういうことですので、単純に考えましても、島本町で行うほうが随分利便性もあるし、行政の果たす役割が果たせるというふうに思っております。

日曜交付のことについては、委託のメリットということですので、それは確かに委託のメリットかも知れません。しかしながら、島本町住民にとっては、大阪府よりは島本町で行うほうが、また高槻市よりは島本町で行うほうが大きなメリットになるというふうに考えております。

それと、町長が他の議員の質疑に対して、今回のパスポートの事務委託が進まなかったら、今後の広域連携が進まないというふうに発言、重大な発言をされました。私たちは、だからこそ十分に議会の意見を聞いて、特に5月30日に私たちは要望書を出しております。外村議員、戸田議員、それから平野とともに、5月30日に川口町長宛てに「議会への情報提供を欠いたまま、拙速に高槻市長に旅券発給事務に関わる事務委託の依頼文を提出することは慎重にさせていただきますよう強く要望いたします」という要望書を出しました。それはやはり島本町で事務を行うほうが良いということで、もう少し議論が必要だった、十分な検討が必要だということがありましたから、そういう要望をさせていただきました。川口町長並びに執行部が、そのことを真摯に受けとめて、事務委託の7月22日の依頼をしなければ、このようなことにはならなかったというふうに思っております。

いかにも、この規約を私たちが賛成しなかったら、今後、高槻市との連携が進まないというような発言に取れますけれども、そうではありません。そもそも議会の意見、住民の意見を十分に聞かないまま進めている、そのことに原因があるというふうに思っております。

また、その町長の発言ですけれどね、私は高槻市側がそのように言っておられるのか、確認したいというふうに思います。本当に、そのように言っておられるのかということについては重大なことだと思っております……（「なんで、そんな言い方をするの」と呼ぶ者あり）……。広域行政についてですけれどね、やはり島本町、高槻市とも、行政もあれば議会もあるんですね。だからこそ、慎重に議会の意見、住民の意見を聞いて、広域連携については進めたいというふうに思っております。今後、たくさん事務移譲があるというふうにおっしゃいますけれども、ほんとに慎重にさせていただきたいし、その点の手続きは踏んでいただきたいというふうに思っております。

単にパスポート事務のことだけではない、やはり島本町の自治にも関わる大きな問題だというふうに判断いたしまして、人びとの新しい歩みとしては、この規約は認めることはできないというふうに思っております。規約を認めなかったからと言って、高槻市との関係が、私はこの信頼関係が壊れるというふうには思っておりませんし、私たち自身も高槻市の市議会の皆さんとともに、これからも情報交換していきますし、信頼感を

つくっていくことには努力を惜しまないというふうに思っております。

以上です。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第 55 号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

大阪府から多くの事務移譲がされている中の一つとして、パスポートの申請受理等の事務があります。本町においても、平成 25 年 11 月に旅券事務移譲について大阪府に申し出をされました。すでに、この事務移譲を受けてパスポートセンターを開設されている高槻市と事務連携について、高槻市・島本町広域行政勉強会において調査・研究がされてきました。

今回、旅券発給事務の窓口対応業務が平成 27 年 1 月に大阪府から本町に権限移譲される予定であり、これまで広域連携による事務執行も視野に入れて、高槻市と協議を重ねられてきました。その中で、高槻市に事務委託した場合と、単独で行った場合の事業費等のメリット・デメリットが検討されてきました。例えば、島本町住民の皆様にとっては、住民票を町役場で交付してもらってから高槻市パスポートセンター窓口に行くという不便さも示された反面、日曜日に交付が受けられるという利点も示されました。

住民の皆様にとっては、それぞれ立場によって違うと思いますが、海外に行く人、行かない人、高齢者の方、若者にとっても、反応はいろいろではないかと思います。パスポートの申請は、ある面、限られた公共サービスでもあると思います。また、過去の実績を見ても、年々減少傾向にあります。1 日平均約 3 人前後の方が利用されております。また、1 人の人が一度取得すれば、5 年または 10 年間は利用できるということであり、利用頻度を考えたとき、今回の高槻市との広域化により旅券事務を行うことが、本町単独で行うより、財政的に厳しい状況下で、少しでも節減しつつ住民の皆様サービスを提供することができるとともに、費用対効果もあると考えます。

また、本件については相手のある中での、行政間の交渉事であります。昨日の質問を聞いておりましても、中身の問題よりも、ここまで来た手続き的な問題であります。町長は、すでに市長に謝意を表しておられ、また市議会の状況も、私どもがお聞きする範囲では、多くの議員が好意を示していただいているとのこと。また、先ほど来の質疑でも、他の議員も高槻市議会を傍聴されて感じられたことと共有できるものと考えます。ここは当議会としても、多くの議員の皆様のご賛同をもって応えることが、一番大切ではないかと考えています。

今後の町のあり方を総合的に検討され、高槻市をはじめ近隣の自治体と広域連携を進めるため、大きなステップであると判断し、賛成の討論とします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 日本共産党議員団を代表して、第 55 号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申

請受理等に関する事務の委託に関する協議について、反対討論をいたします。

島本町は、2013年11月8日付けで大阪府に旅券事務の事務移譲を受けると申し出た後、2013年12月3日には高槻市に対し、旅券発給事務の事務連携について検討して欲しいと申し入れています。この間、議会にも住民にも、このことについての相談はありませんでした。

島本町でできない事務ではありません。1日5件足らずの事務ですから、丸々1人分の人件費はかからないはずです。むしろ、大阪府からの交付金を受け取って、住民課の窓口で発給をすれば、予定されている再任用の方1人入っていただく、それで大きな負担もなく、住民課の事務も充実させることができます。住民にとっても、いろいろな面から考えても、住民票を取る費用と時間、高槻まで行く交通費と時間もかからない。役場の事務全体から取っても、このことが事務を充実させることにもなる。住民の利便性からも、町の直営がベストだというふうに考えます。なぜ、いきなり高槻市への事務委託の申し入れだったのでしょうか。そうすることが、人口3万の島本が自立していくにあたって、よりよいという判断があったのなら、初めからそれを議会にも住民にも十分説明をし、合意の形成をしてから高槻市に申し入れるべきでした。

それがなされていない。このことは、今後の島本町の広域連携、様々な問題が起こったときにも、同じことが起こらないとも限らない、そういうふうに考えます。

以上、住民の利便性、あるいは住民との合意の形成、議会のあり方、以上の点から、今回の件については反対といたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**川嶋議員** 第55号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について、公明党を代表し討論を行います。

旅券発給事務において、大阪府から権限移譲がなされ、単独で行うほうがいいのか、広域で行うほうがいいのか、費用対効果や事務の効率、住民の方々への利便性等々、シミュレーションもされ、高槻市との広域行政勉強会でも協議、検討を重ねてこられた中で、本町の中長期的な観点からも広域連携の協議を高槻市に要請をされたところであり

ます。

私も地方分権特別委員会に、一度ですが、参加をさせていただきました。その中でも、先ほどもお話がありましたけれども、皆さんも様々な課題、島本町の課題、そして高槻市の住民の方々に対する課題、様々な思いを、その中でも発言されておりましたけれども、いろんな観点からの発言をされておまして、その課題を整理する中で、この島本町の旅券発給事務をいかにして高槻市として受けるのか、それに対して、一生懸命、真心を込めて考えて下さっているんだな、という思いが私は感想として思いましたし、議員の皆様の中にも、本当にすべてを反対されて発言をされているという雰囲気には、私も取ることは感じませんでした。その中で私たちの公明党といたしましても、市会議員

との連携も取らせていただき、しっかりと連携と、また話し合いをさせていただいた中でも、判断をさせていただいているところであります。

また、その意味でも、こうやって島本町が高槻市のほうにお願いするにあたり、昨日、岡田議員もおっしゃったように、本当に受けていただく側、その側の方々の思いとか、そういうところの部分考えた中で、こちら側としては何を反対する意味があるのかなと、その点で私自身も感じているところでありますし、反対に、やはり受けていただける、そのような一歩、姿勢を出して下さっているというところには大いに感謝の思いを持って臨まなければならないし、やはり相手のある、そういうものでありますので、前向きな歩み寄りをはしっかりと持ちながらやっていかなければならないなど、私は思っております。

また、この規約の中にも、必要な事項に関しましては、市長、町長の協議の中で様々定めていかれることを書かれております。今後の両市町間の広域連携の充実のためにも、また良好な関係性はしっかりと保っていただき、よりよい住民サービスに、今回のこの事務委託が繋がっていくよう、また執行された中に、住民の皆様から、本当にこれで良かったなと思っただけのような、そのような執行のあり方で、今後進めていっていただければいいかなと思っておりますので、そういう観点から、我が会派といたしましては賛成の討論とさせていただきます。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**外村議員** 第 55 号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について、反対の討論をします。

第 1 の反対理由は、本件の進め方にあります。そもそも昨年 11 月、大阪府に対して本事務の権限移譲を申請した際に、いや、本来は申請する前に、まずは議会に報告すべきものをしないで、実は、いろいろ訊きましたら、権限移譲を受けないという選択もあった。住民に聞きますと、そんなもの受けなくてもいい、という人もいました。そういうものなのに、そういう報告もしないで、かつ、その時点ですでに高槻市に事務委託をすることを前提に進めたという議会軽視も甚だしい、その進め方に大きな瑕疵があったと言わざるを得ません……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

そして、少なくともその時点で、本件は本町単独でも受けられるが、高槻市との広域連携で行うことも選択肢としてある、どちらが本町にとってベストな選択かという十分な検討や議論をしたうえで、最終的に事務委託したほうが良いとなってはじめて、広域行政勉強会の事務連携テーマにあげるといのが正当な手順であります。ところが実際には、昨年 12 月 9 日の全員協議会におきましては、大阪府からの旅券発給事務の権限移譲を受けることにしました、そして同時に高槻市と事務連携ワーキングの案件として協議を進めていくことで合意した。一方的に独断で行った既成事実のみを報告しただけで、そのときにも、本事務が本町単独でも受けられる事務であるということの説明が一切な

かった。ある意味では、不都合な情報は意図的に説明されなかったのではないかと、私は今でも疑念を持っております。

そして、本年4月21日の全員協議会で初めて、本町単独で受けた場合と高槻市に委託した場合のコスト比較などを説明し、多くの議員から、疑問や、慎重に検討したほうが良いという意見などが出たにも関わらず、しかも、住民サービスの点では少し課題があると、自らその問題点を認めながらも、その後、真摯にその声に向き合おうとはしなかった。結局最後には、何が何でも高槻市に委託するという当初からの方針を押しつけるような説得に終始しました。その間にも淡々と事務の委託に向けて規約案作りなど、実務を進めていたことが許せません。本件のような、住民サービスに直結した重要な案件の意思決定の前に、議会に対して何の報告もしないで進めるという議会軽視、住民軽視も甚だしいやり方に憤りを感じています。

第2の理由は、百歩譲って、仮に本件を高槻市に事務委託することにしたとして、一体、どれほどのメリットがあるのかと訊くも、返ってくるのは経費縮減効果と、将来に向けて高槻市との広域連携を発展させる先鞭としたいというだけで、あまり説得力がなかった。本来の広域連携や事務委託は、本町では対応できない事務、あるいは双方で一緒にやったほうがお互いにメリットが生まれる場合、または相互補完の関係が成り立つ場合にしか実施する価値はありません。しかし、本件は本町役場でも十分に対応ができ、わざわざ頭を下げて、しかも熨斗をつけて、高槻市にお願いする事務では全くありません。経費縮減のためなどというのは詭弁であります。本町住民に、不便さと交通費・時間の負担を押しつけるものでしかありません。住民に対して、全く説明ができない状態であります。

しかも、昨日からの答弁では、大阪市に行くよりも高槻市に行ってできるほうが便利だというふうに、問題点を歪曲化してしまっています。本来は、本町でやるのが便利なのか、高槻市に委託するのがいいのか、この2点の二者択一なのに、問題をごまかしております。私は許せません。

実は、本当の狙いが、将来に向けての高槻市との広域連携のさらなる発展の礎にしたための布石だというのなら、堂々と、どんなことを想定しているのか、その説得力のある、合理的な説明をするべきである。仮にも本件を、今までの成果があがらなかった広域行政勉強会の成果としたいと考えてのことなら、これこそ本末転倒も甚だしい。

第3の理由は、本町の経費負担の割合と、経費縮減効果の少なさについてであります……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。特に初期経費の開設経費について、ある事務をこれから一緒になってやっていこうと言うのなら、トータルの開設費を人口比で按分するのも納得しますが、今回の事務委託は、高槻市が市民のためにすでに行っていた施設と一緒にやらせてもらうだけであり、しかも、それは件数は数%。そのために運営費や人件費や、今回の拡張費用も応分の負担をするにも関わらず、そのうえに開設当初の経

費の分まで按分せよというのは、私の価値観では違和感を憶えています。これについて、もっと本町の交渉担当者は粘り強く交渉して欲しかった、残念でなりません。

なぜなら、今後、仮にどんな事務を委託するにせよ、すべての委託案件について、その事務を行う事務所や建物の建設費に要した費用の一部を按分して要求されることとなります。悪しき前例を作ることになるからであります。また運営費の計算にしても、本町のすべての住民が高槻市で申請するとは思えません。それなのに、件数費の計算はすべて算定根拠としている。これは確かに次年度から実績として大幅に減ってくると思われませんが、それも疑問を感じております。

いずれにしても、このような厳しい条件を突きつけてくる高槻市に対し、本町の交渉担当のあまりにも胆力のなさに寂しさを感じます。誰のために働いているのか、島本町の利益代弁者としての気構えや根性が感じられない点に失望しています。

また、昨日の答弁でも、この事務委託を廃止したい場合は、両市町の議会の議決が要るということになってるそうです。そうしたら、仮に今後数年して、本町の住民の利用が極端に減少したとして、もうこれは価値がないと思って、仮に本町議会が事務委託の廃止を決議しても、高槻市議会がノーと言うならば、永久に運営経費と施設費は一定の比率で払い続けねばならない。極めて危険な部分をはらんでいます。

最後に、町長は先ほど、この事務委託が実現しなければ、今後、二度と高槻市との広域連携はないと発言されました。一体、どのような根拠で発言されたのか訊きたかったが、3度目の質問はできませんでした。情けないです。

いずれにしても、こんなに重要な案件であるならば、当初から、もっと誠意を持って十分な議論を尽くして、本当に全員合意を目指すなら、そういうふうな進め方をすべきであったのに、言っていることとやっていることは全く違う。絶対に許せません。

いずれにしても、このような不平等、理不尽極まりない規約に同意することはできません。

以上をもって、反対とします。

(「質問のところはおかしい」と呼ぶ者あり、

外村議員・自席から「ええよ、言わしてくれ」と発言)

**平井議長** 今の討論の中で、3回目の質問できなかったというのは、3回、すでに済んでるから認めなかっただけであって、その辺の整理をよろしくお願いしておきます。

次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**関 議員** 第 55 号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について、討論を行います。

大阪府から、基礎自治体への権限移譲に伴う本町のパスポート発給業務を高槻市へ事務委託をするものです。パスポートの申請については、10年に一度、あるいは5年に一度の申請の頻度のものであることと、財政効果を顧みれば、高槻市に事務委託をしても



住民の方々に大きな負担を強いるものではないと判断します。

また、本町単独の実施では困難である日曜交付をできることについては、一番、利用する世代が多いであろう働いている方々には最大のメリットであると考え、賛成の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**田中議員** 第 55 号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について、賛成の討論をいたします。

高槻市に事務委託をすれば、以下の点についてメリットがあると考えられます。

1. 旅券の日曜申請・日曜交付が可能であること。2 番目. 住所地確認として島本町民は住民票が必要で、島本町役場で取得する必要がありますが、高槻市のパスポートセンターは J R 高槻駅に近接する高槻市市民交流センターにあり、島本町からは至便・至近の距離にあります。3 番目. 加えて旅券の交付を高槻市に委託すれば、初期経費を除く歳入を含めた経費縮減効果は、日曜交付なしの場合は年間 97 万円、日曜交付ありの場合は年間 250 万 8 千円と試算されています。

なお、この案件は高槻市との広域連携の初めての成果と思います。ご存じのように、高槻市営バスは淀の原まで運行されています。これを J R 島本、阪急水無瀬、さらには若山台センターに運行していただくべく、実現に向けて努力していただきたい。これを次なる重要な課題として、高槻市との広域連携の協議を続けていただきたいと思います。

以上をもって、賛成の討論といたします。

(「それはない」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第 55 号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

地方の権限を求める会や要望などからスタートしていますが、平成 19 年から 22 年に設置されていた地方分権改革推進委員会の勧告事項のうち、これまでの義務づけ・枠づけの見直しなど実施されてきたところ、残された課題となっている地方公共団体への事務・権限の移譲において、本町の財政状況に、職員を大幅に削減しながら生き残っている島本町の先々を危惧し、我々は平成 21 年、22 年等、大綱質疑などでも、当時一一平成 22 年から 3 年間で事務移譲と広域連携事業について質疑もしてまいりました。

地域の自主性・自立性の権利を求める、要は住民サービスを追加していくには、やはり権利には義務を果たす必要が必要不可欠です。受けるにも、本町の総合的財政等鑑みて施策選択していかねば、結局、サービスが次世代のつけとなり、義務を果たせない結

末を想定します。小さな自治体は、サービスを維持継続するに協力し合って広域行政や合併等、そういったそれぞれの工夫をしていかなければ生き残っていけない現状から目を背けず、現在、単独で残っていくことになっているのだからこそ、何年も先を見据え、少子高齢化時代の自治体間競争に打ち勝っていかなければなりません。

こういった中、大阪府も財政が厳しい状況、先ほどの答弁にもありましたが、今後もさらに事務移譲が下りてまいります。大阪府も多くの事務移譲が現在も実施されており、その一つとしての、この旅券発給事務にかかる窓口対応業務があります。高槻市ではいち早く平成24年10月1日から府内で初めて旅券事務を開始し、市民の皆様に好評を得ています。これまで高槻市・島本町広域行政勉強会において広域行政のあり方等について、相乗効果、経費削減等が期待できる事務などの調査検討をされ、本町においても大阪府に対し、平成26年度中の旅券事務移譲にかかる申し出を25年11月に行っています。

冒頭に申したように、良好な市レベルの財政力があると、もちろん単独でやるべきだとは思いますが、大阪府の市町村で、南の方の市町村でも単独で事業に限界があるため、幾つもの自治体が連携し、市と広域で受けられます。

パスポートは5年と10年の2種の申請交付であり、男女別、年齢別を見ると、府内パスポートセンターも高槻市パスポートセンターも、ダントツで20代の年齢層が取得しています。一番多いのは勤め人ということです。また更新の時期、スパンですね、時期的なスパンを考えたとき5年に一度と10年に一度であり、大阪府内のセンターで交付を受ける人もいると考えると、本町単独で実施した利用者の年間件数と、新たなスペース、人件費等の確保に費用対効果を考えるのも当然です。申請は代理で可能ですが、やはり分析ポイントとしては、交付は本人でなければならない点。日曜交付は大きなメリットを生みます。昨日の他の議員から、日曜日は大阪府センターへ行けば良いという発言もありましたが、ビジネス街の日曜日は、一応、お仕事もお休みで、仕事をしている町民としては、やはり休日なら近いほうが良いというのも鑑みております。

そしてまた、本町単独でするとなると、平日9時から5時半まで、交付に活用できる世代も限られています。後々、日曜交付の要望が出てくるのは間違いないと分析すると、やはり、この1年だけの財政効果比率で見るとはならず、先々見据えた比較でなければ、世代間負担は大きく違ってきます。よって町政全般の総合的に鑑み、判断しなければならないと思います。

ただ、今回の広域連携の課題は1点、高槻市本庁舎とパスポートセンターとの連動システムの関係上、本町住民は住民票を取ってから高槻市まで行かなければならない点において、我々も再度悩み、研究してまいりましたが、この中で困難な課題を何とか、時間はかかりますが、広域連携から互いの信頼関係の回復に努められ、課題改善のご努力と、全協でも申し立てていますように交付金に対し、他の市町村、また協力し合って、府内の他市町村と連携し、増額要望を出し続けていただくことを強く要望し、賛成の討論と

いたします。

**平井議長** 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 55 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**平井議長** 起立多数であります。

よって、第 55 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 08 分～午後 2 時 20 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、第 56 号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長**(登壇) それでは、第 56 号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

(第 56 号議案 朗読)

提案理由につきましては、町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、町の債権の適正な管理を図り、もって公正かつ健全な行財政運営に資するため、新たに条例を制定するものでございます。

本条例は、債権に関する事務の処理について、統一的な基準及び手続きを定めることにより、債権管理の適正を期することを目的として制定しようとするものでございます。この「債権」につきましては、町税や税の滞納処分の例により、町自らが強制的に徴収できる強制徴収公債権並びに裁判上の請求等が必要となる非強制徴収公債権や私債権があることから、その管理にあたっては、それぞれの債権に応じて「地方税法」「地方自治法」「民法」などが適用されるほか、この条例が適用されるものでございます。

まず、条例の主な四つの考え方につきまして、ご説明申し上げます。

1 点目といたしまして、この条例は、町が債権管理に取り組む基本的姿勢を示しており、債務者に自主的な納付を求めるとともに、支払い能力に応じた債権の回収及び整理事務について、適切かつ的確な執行を推進することといたしております。

2 点目といたしまして、本町におきましては、現在、延滞金を徴収している債権と、徴収していない債権があることから、期限内納付の促進と納付者間の公平性の確保の徹底を図るため、すべての債権について延滞金を導入するものでございます。

3 点目といたしまして、私債権につきましても、町として統一的な事務処理を図るため、公債権に準じた規定の整備を図るものでございます。

4 点目といたしまして、時効が過ぎた私債権や、明らかに徴収不納となった債権につきましては、一定の条件のもとで放棄することができることとしております。これにより、業務の効率化や、公会計における資産整理の適正化を図ろうとするものでございます。

それでは、条文に従いまして、ご説明申し上げます。

1 の 3 ページでございます。まず、第 1 条の（目的）につきましては、条例の目的を規定するものでございます。

次に、第 2 条（定義）につきましては、本条例で使用する用語の定義を規定するものでございます。下段（4）号の「強制徴収公債権」につきましては、「国税徴収法」第 2 条第 5 項に規定する「公課」と同義で、強制徴収するにあたり自力執行権を有するものでございます。具体的には、国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、道路占用料、下水道使用料、下水道事業受益者負担金などでございます。

1 の 4 ページでございます。第（5）号の「非強制徴収公債権」につきましては、公債権のうち国税または地方税の滞納処分の例により処分できないものを言い、強制徴収するにあたり司法手続きを要するものでございます。具体的には、障害者施設入所個人負担金、「生活保護法」第 63 条・返還金、「生活保護法」第 78 条・徴収金、保育所延長保育料、し尿処理手数料、幼稚園保育料、学童保育室保育料等でございます。

（6）号の「私債権」につきましては、公債権以外の債権を言い、司法上の原因——契約等でございますが——に基づきまして発生するものでございます。また、非強制徴収公債権と同様に自力執行権を有しないため、強制徴収するにあたり司法手続きを要するものでございます。具体的には、町営住宅使用料、奨学金貸付返還金、水道使用料などでございます。

次に、第 3 条（他の法令等との関係）につきましては、債権管理の事務におけるこの条例と、他の法令等との関係を規定するものでございます。この条例は、町の債権管理における一般規定に位置づけされ、基本的に、この条例に則って事務を処理していくこととなります。ただし、債権管理に関する事項に関して他の法令や条例などに特別の定めがある場合、その規定が、この条例に優先して適用されることとなります。

次に、4 条の（町長の責務）についてでございます。債権管理に関する町長の責務を、こちらで規定しております。

1 の 5 ページでございます。第 5 条（未収債権管理簿の整備）につきましては、未収債権を適正に管理するため、管理簿の整備を規定するものでございます。

次に、第 6 条（徴収計画）につきましては、町の債権を計画的に徴収するため、毎年度の徴収計画の策定を規定するものでございます。

次に、第 7 条（債務者に関する情報の利用）につきましては、債務者に関する個人情報の庁内における利用を規定するものでございます。

1の6ページでございます。第8条（納入の通知）につきましては、債権が発生した場合の納入の通知を規定するものでございます。

次に、第9条（督促）につきましては、履行期限までに債務を履行しなかった者に対する履行の督促を規定するものでございます。

続きまして、1の6ページから1の7ページにかけてでございます。第10条（公債権に係る延滞金）につきましては、公債権の履行遅滞した場合に徴収する延滞金を規定するものでございます。なお、やむを得ない事由があると認めるときは、減額または免除することができるよう規定しております。

1の7ページの第11条（私債権に係る遅延損害金）につきましては、私債権を履行遅滞した場合に徴収する遅延損害金を規定するものでございます。これにつきましても、やむを得ない事由があると認めるときは、減額または免除することができるよう規定しております。

次に、第12条（滞納処分等）につきましては、町税及び強制徴収公債権に関する滞納処分などの適正な執行を規定するものでございます。

続きまして、1の7ページから8ページにかけての第13条（強制執行等）につきましては、非強制徴収公債権及び私債権に関する強制執行等の措置を規定するものでございます。

1の8ページの第14条（履行期限の繰上げ）につきましては、町の債権について、債務者が期限内に履行する見込みが滅失する事由が生じた場合の履行期限の繰上げを規定するものでございます。

1の8ページから1の9ページにかけての第15条（債権の申出等）につきましては、町の債権について債務者が強制執行等を受けた場合の債権の申し出及び保全のための仮差し押さえ等の措置を規定するものでございます。

1の9ページの第16条（徴収停止）につきましては、非強制徴収公債権及び私債権の徴収停止の措置を規定するものでございます。

1の9ページから1の11ページにかけてでございます。第17条（履行延期の特約等）につきましては、非強制徴収公債権及び私債権の履行期限を延長する特約または処分を規定するものでございます。

1の11ページの第18条（免除）につきましては、履行延期の特約等を行った非強制徴収公債権及び私債権の免除を規定するものでございます。

1の11ページから1の13ページにかけての第19条（債権の放棄）につきましては、議会の議決を要さずに行うことができる非強制徴収公債権及び私債権の放棄の要件を規定するものでございます。

1の13ページの第20条（委任）につきましては、この条例の施行に関し必要な細目的事項を規則で定めることを、規定するものでございます。

次に、附則でございます。

第1項につきましては、施行期日といたしまして、平成27年4月1日から施行するものでございます。

なお、延滞金及び遅延損害金にかかる規定につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、（経過措置）でございます。第2項につきましては、この条例の規定（延滞金及び遅延損害金に係る規定を除く）は、施行日以後に発生する債権のみだけではなく、平成27年4月1日の前日までに発生している債権についても適用するものでございます。

次に、第3項につきましては、公平性及び合理性の観点から、施行の前日に発生した債権については、延滞金及び遅延損害金の適用から除外するものでございます。つまり、延滞金及び遅延損害金の適用は、平成28年4月1日以後に発生する債権についてのみ適用され、その日前に発生した債権については適用しないこととしております。

1の13ページから1の14ページにかけてでございます。第4項につきましては、公債権の延滞金の割合の特例について、町税の延滞金の特例と同一の規定を規定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第56号議案につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。本案は所管の常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきますようお願いいたします。

なお、質疑についても簡潔にさせていただきますように、重ねてお願い申し上げます。

それでは、本案に対する質疑を行います。

**平野議員** 第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について、大綱的質疑を行います。

そもそも債権の管理というのは、先ほど申されましたように「地方自治法」や「民法」などの規定に基づいて定めてあるということにも関わらず、わざわざ条例規定をしなければならないということですね。目的にはもちろん書かれているわけですが、それでは不足だということなのかどうか。その辺、もう一度、明確にお答え下さい。

それから、債権の管理が適正になされるべき理由としては、もちろん財政が厳しい折りで収入を確保するというのが大事なことですし、払った人と払ってない人がいるという不公平性は正さなくてはならないということもありますし、債権の回収というのにね、非常に業務が負担だということもあるかというふうには思いますけれども、ちょっと基本的なことをお尋ねしますけれど、これまで、ここに規定しておられる管

理簿ですか、債権の管理簿、未収債権管理簿とか、その後の徴収計画とか、そういうのはこれまではなかったのでしょうか。債権管理のあり方としてどうだったのでしょうか、ということをお聞かせいただきたいのと、それから、三つの種類の強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権が具体的にどのようなものかということをお細かく言うて下さいましたけど、特に私債権に関わることは、奨学金の貸付の返還金、町営住宅の使用料、水道使用料ということでしたけど、どれも福祉的な要素の強いものだなというふうに思っております。言わば、住民のセーフティネットに関わるような内容だというふうに思いますけど、この私債権までも強制徴収の仕組みを作る。つまり延滞金ですかね、遅延損害金を制度化して強制徴収にするということの理由は、どういうことでしょうか。その点、お聞かせ下さい。

**総務部長** まず、これまでに他の法令とか、そういったものは議員ご指摘のとおり、ございます。ただ、今回、これまでも議会の皆様方もそうですし、監査におきましても、町のいわゆる滞納というのは非常に議論になっておったと思います。今年の4月1日に総務・債権管理課という組織を発足し、町の姿勢として、これから、いわゆるこういった滞納の部分の処理をしていくという姿勢の部分も設けております。それは、先ほどの考え方で申し上げたとおりでございます。

それから、あと町として、2問目にもかかるんですが、いわゆる徴収計画を作って、そして、その徴収計画がどのように執行されたかという形で、最終的には結果も公表をするというふうな形も予定しておりますので、一定、全庁的な取り組みという形で、今まで各法律、法令とかありましたが、各原課がそれぞれやっていたということをお、統一的にやるという目的がございます。

それから管理簿、未収債権管理簿の整備ということでございますが、最終的にこういう統一の名前を使わせていただいておりますが、それぞれの各原課では、そういう整理簿は備え付けております。「財務規則」にも、いわゆるそういう収入簿というふうな部分は備えつけるようになっておりますので、それは従前からもございます。ただ、一応統一した項目で、今回、この条例の規則の2条のほうに、未収債権管理簿の記載事項というところで、「次に掲げる事項とする」という形で項目を掲げております。これらを具備した管理簿を統一的に作るという形でございますが、従前からもございますが、ほぼ現在ある、それぞれの所管の未収の管理簿には、この要件がほぼ全部揃っているというふうなことは確認をしております。

それから、徴収計画でございますが、徴収計画は統一したものというのは、これはございません。ただ、予算の通りに滞納分の徴収率を、税なんかはある程度掛けまして、大体予算化するときに予算額としてあげておりますが、いわゆる全体的なそういう徴収の……。

**平井議長** 簡単に説明を。

**総務部長** 計画という部分ではございませんので、今回、条例の中で定めさせていただくということでございます。

それから、私債権に対して遅延損害金を新たに設けるという部分につきましては、これは早期の支払いを促すということと、やはり他の債権との公平性を重視して、私債権についてもかけるということと考えております。

以上でございます。

**平野議員** 債権管理、重要なことだというふうに思っています。ですが、やっぱり今回の、特に私債権のところですね。そういうところにも公平性、他の債権との公平性を鑑みて遅延損害金をかけるということについて、ちょっと気にはなっていますが、やっぱりこの制度、対象制度は町営住宅の使用料、水道使用料とか奨学金の返還金、どれもやっぱり住民の生活が非常に厳しい中で、もしかしたら払えないという方もおられると思うんですけどね。そういうところに延滞金をかけていくということについてね、福祉的要素のあるものに対して延滞金をかけるということの合理性というか、合理的な理由というか、単に他の債権との公平性ですよ、ということじゃなくって、やっぱり役場というところが果たす役割のところでは、もっと説明のできる理由が要るのではないかと思います。お聞かせ下さい。

それから、委員会でももちろん議論になるかと思えますけど、「債権の放棄」のところ、町長がそれを判断することができるというんですか、決めることができる。町長は債権を放棄することができるということで、議会の議決は不要とおっしゃいましたね。非強制徴収公債権や私債権に関しては必要ではないということですけど、これに関しては、他自治体の事例なんかもあるでしょうけど、なぜ議会の議決が要らないのでしょうか。ご説明をお願いします。

(「委員会で作る」と呼ぶ者あり)

**総務部長** 私債権の延滞金の件でございますが、これは「民法」の第 415 条に基づくものでございまして、先ほど申し上げましたように早期の納入納付を促すというのと、やはり他の債権との公平性が理由でございます。

それから、債権放棄のことでございますが、債権放棄につきましては、「地方自治法」96 条第 1 項の 10 号におきまして「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、債権を放棄すること」という形で、本来は議決事項に載っていますが、今回の条例で明記することにより、債権の放棄というのが議決から外れるという形でございます。

それから、実際に現在の債権の中には、私債権の部分でも時効の援用が必要やというものがあまして、いわゆる時効が過ぎても債権として残っているという部分がありますので、そういった部分も整理をする必要があるという形で、今回、そういった整理を進めることを主な目的で規定をさせていただきました。



以上でございます。

**平野議員** 最後に1点だけ、三つの債権ですけれど、こだわっております私債権のことですけれど、2013年度の決算書を見ればわかることかも知れませんが、滞納の総額の中で、この私債権について、何%ぐらいが、この私債権にかかるのでしょうか。

**総務部長** 25年度決算で収入未済額になっているもののうち、私債権の割合というのは約10.4%でございます。

以上です。

**田中議員** ちょっと、先ほどご説明いただいて大体のイメージを掴んだんですが、こういうことですかね。少ない職員で計画的・効率的に、例えば水道料金、町営住宅家賃等の滞納金を回収するため、それをバックアップするための条例の制定をした、そういうふうなイメージでいいんですかね。

**総務部長** 今回の条例の制定につきましては、冒頭に考え方として、町全体が債権の管理に取り組むというのと、あと期限内納付を促すという部分。それから、いわゆる未収金の整理簿を統一して作る。それから、あと債権の放棄とかいうのがございますが、できるだけ今ある債権を具体的に把握して、先ほどちょっと出ましたが、私債権につきましては時効が過ぎてもそのまま、時効の援用がない限り債権として残ってしまう。それは会計上、資産にあがってきますので、そういったものは好ましくありませんので、そういったものも正しく整理をして、できるだけ今後の債権管理に役立てるといふふうな形で、今回、条例をお願いしているということでございます。

以上です。

**田中議員** ということは、ざっくり平たく言えば、滞納金を回収できる部分、あるいはもう放棄する部分、そのあたりをしっかりと区別をし、整理をして、それで仕事をしやすくする。そのために、その整理ができるような法整備という意味で条例を定める、そういう理解でよろしいですね。どうですかね。

**総務部長** 先ほど、若干ご説明させていただきました整理をするというのは、先ほど取れるものと取れないものというふうな整理の仕方もありましょうし、それから今、滞納となっている部分も早期に納付していただくというふうな、そういう前向きの条項も入っておりますし。それと、やはりそれぞれの債権として、きっちり管理をするということの全庁的な姿勢、それが一番大事で、その部分が入った条例となっております。

以上でございます。

**佐藤議員** まずは、なぜ今、こういう債権管理条例なのだろうというふうに思ったわけなんですけど、債権を管理し、きちっと徴収していくこと自体は、とても自治体にとっても大切な仕事なわけですけれども、今、こういうふうなものを作られるというのは、島本町の債権の徴収率、他の自治体と比べてちょっと落ち込んでいるとか、そういうこ

ともあったのでしょうか、その点。

それと、先ほど平野さんもおっしゃいました。今まで、こういう遅延損害金とか、そんなものがかからなかったものにまでかかっていくという、このことは住民にとっては非常に大きな違い、今までとの大きな差だというふうに思います。十分に、この点については早期に支払いをしていただくという、今、部長のおっしゃった、その趣旨から言っても、十分にここら辺は周知徹底を住民の皆さんにもしていただかないかん部分だというふうに思いますが、これが、条例が施行されるときにはね、十分に周知徹底をしていただかないかんというふうにも思いますが、強制徴収にわたらないように、しんどいときには必ず相談に来てくれ、というふうなことも含めて、住民の皆さんに周知徹底、啓発、この点はどういうふうに考えておられるでしょうか。

**総務部長** まず、なぜ今、この条例をというご質問ですが、これにつきましては先ほども申し上げましたように、昨今、議会からも監査委員さんからも、町の滞納についてはご意見もいただいております。4月1日から総務・債権管理課も発足し、町の姿勢として、本条例をもとに、来年4月1日に施行いたしますが、この一つの取り組みをもとに、全庁的に債権の整理に努めていくということでございます。

2点目の、延滞金、遅延損害金の部分につきましては、先ほども条例の説明のときにも申し上げましたように、事由があれば、そういった部分もいわゆる減額・免除というふうな規定も設けておりますので、それは納付相談とかをいただいて、その事由に合えば、そういった手続きを踏むという形になっております。

それから住民の周知につきましては、施行まで約半年ございます。そういった部分から、時間を十分かけて、住民の方々にも広報をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務建設水道常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務建設水道常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第3、第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**教育子ども部長（登壇）** それではご説明の前に、本議案に関しまして議案に修正がございましたことを、まずお詫びを申し上げたいと思います。申しわけございませんでした。

それでは、第 57 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

（第 57 号議案 朗読）

提案理由につきましては、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

子ども・子育て支援新制度は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく制度で、平成 27 年 4 月から本格実施されることから、保育所や幼稚園などの施設型保育事業及び小規模保育などの地域型保育事業に関して、遵守すべき運営基準について、「内閣府令」に基づき市町村の条例で定めるものでございます。本条例につきましては、特定教育・保育及び特定地域型保育事業にかかる運営基準を定め、施設・事業者が運営基準を守られているか否かの確認を行うことで、保育の質の維持向上を担保するとともに、施設給付・委託費など、公費負担の対象となる施設・事業者の判断を行うものでございます。

運営基準に規定する主な事項は、利用開始に伴う基準、教育・保育の提供に伴う基準及び管理運営に関する基準でございますが、これら基準につきましては、「内閣府令」で定められているものを基本的には踏襲する形で本条例に規定いたしております。

それでは、具体的な内容につきまして、ご説明申し上げます。議案書の 1 の 3 ページをお開き下さい。本条例は、第 1 章から第 3 章までの 53 条で構成しております。

まず、第 1 章では総則として、第 1 条で条例制定の（趣旨）、第 2 条で施設や事業などの（定義）、第 3 条で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者がサービス提供するにあたって、子どもが健やかに成長するための適切な環境の確保や関係機関との連携などについて（一般原則）を、第 4 条では本町が本年 8 月 1 日に施行いたしました「暴力団排除条例」に基づく（暴力団等の排除）について、規定しております。

次に、1 の 7 ページをお開き下さい。第 2 章では「特定教育・保育施設の運営に関する基準」を規定しており、第 1 節の（利用定員）に関する基準として、第 5 条では特定教育・保育施設の利用定員として、20 人以上と規定しております。

また、1 の 8 ページをお開き下さい。第 2 節では「運営に関する基準」として、第 6 条から第 35 条で特定教育・保育施設に関し、内容及び手続きの説明、同意、利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止などについて、規定をいたしております。

次に少し飛びまして、1 の 25 ページをお開き下さい。第 3 節では「特例施設型給付

費に関する基準」として、第 36 条で（特別利用保育）の基準を、また第 37 条で（特別利用教育）の基準を、規定いたしております。

次に、1 の 28 ページをお開き下さい。第 3 章では「特定地域型保育事業者の運営に関する基準」を規定しており、第 1 節の「利用定員に関する基準」として、また第 38 条では特定地域型保育事業のうち、家庭的保育について利用定員を 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育にあつては A 型及び B 型については利用定員を 6 人以上 19 人以下、C 型については利用定員を 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては利用定員を 1 人と、規定しております。

次に、1 の 29 ページをご覧ください。第 2 節では「運営に関する基準」として、第 39 条から第 53 条で、特定地域型保育事業に関し、特定教育・保育施設にかかる条文と同様に、内容及び手続きの説明及び同意や、特定教育・保育施設等の連携などの基準を規定しております。

以上、簡単ではございますが、島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

なお、条例の施行日は、「子ども・子育て支援法」施行の日からとしており、平成 27 年 4 月 1 日を予定しております。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。本案は所管の常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

それでは、本案に対する質疑を行います。

**河野議員** 大綱的ということですので、この条例提案に至った調査検討の中での前提について、数点、お訊きしたいと思います。

もともと、この第 57 号議案以下続きますけれども、島本町では昨年度、この本会議場において子ども・子育て会議、「執行機関の附属機関に関する条例」の一部改正をもって設置をされ、一定ニーズ調査なども、小さな町村とは言え早期に手がけられたというふうに思いますし、今回も様々な法規審査の面では、自力で職員が作りあげてこられたということも聞き及んでおりますので、その点においては、非常にご苦勞だったろうなというふうに推察いたします。

去年の本会議でも意見書案が、残念ながら 4 分の 3 規定を超えませんでしたので、上程には至りませんでした。ほとんどの議員が 1 年施行を待つて欲しいという意見書案が出るか出ないかというところまで来ておりましたので、しかしながら、もう今となっては来年 4 月に間に合わせなくてははいけません。

そういう意味で質問させていただきますが、この子ども・子育て会議においては、私たちの会派も賛成をいたしました。これは行政として必要であるということで賛成

をいたしました。当初求めておりました委員構成について、若干、実際に今、運営されている中では差異があるなど思っております。大阪府内市町村だけを見たときに、子ども・子育て会議の委員の構成メンバーの中に保育所、この制度の中の大きな根幹でもあります保育所に関わる現場の職員が、保育所公立・私立、両方、委員が存在していない、そういった子ども・子育て会議は府内市町村に、ほかにもあるのでしょうか。その点がちょっと、検討調査をされるにあたって不備があったのではないかと、いうふうに懸念しております。うちは公立とも、私立とも、施設長、あるいは精通される現場の先生方が委員には存在されていませんので、その点について見解、またそれについての担保をどう図られようとしたのか。2段階に分けて、答弁をお願いいたします。

それから、あとは、初日に私も一般質問で行いました、今回、先ほど部長からも詳しく補足の説明をいただいたと思います。議案書の1の28などに示されています「特定地域型保育事業者の運営に関する基準」です。これは、現時点においては島本町には存在しない、これから存在するかも知れないという施設、保育にかかる社会資源であろうと思いますが、間違いはありませんか。

**教育こども部長** まず、1点目の子ども・子育て会議のメンバーでございます。確かに、保育所現場の職員は入っておりませんが、この会議の前提となります内部的な庁舎内の中ではワーキングということで、保育所、幼稚園の現場の職員も含めた形で議論を重ねて、子ども・子育て会議へ繋げていくということでやってきておりますので、そういった意味では、現場の声も聞きながら進めてきたという経緯がございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、あと事業所内保育のことをご質問されたと思うんですが、町内におきましては、今、大阪府の認可を受けてやっているという事業所はないように認識しております。ただ、独自で町内の一つの病院の中で、そういう事業が展開されているということは聞き及んでおりますので、今後、そこがこの新制度のうえで事業者として事業を実施されるのかどうか、そこはわかりませんが、実施される際には町基準に従った形で事業を展開していただく必要がございますので、その辺は基準に従って、今後、対応していきたいと考えております。

以上です……（河野議員・自席から「他の市町村の例」と発言）……。他の自治体の子ども・子育て会議の構成メンバーですけれども、自治体によりまして様々でございます。保育所の関係者が入っていて幼稚園の関係者が入っていないとかいうことは様々ですので、一概にこうだとは言えませんが、本町の場合は、私立ではありますけれども、幼稚園の園長さんが1名入っていただいているということでございます。

以上です。

**河野議員** すいません、議案書の1の28の「第3章 特定地域型事業者の運営に関する

基準」について質問いたしました。答弁が事業所内保育に限って答弁されたように思いますので、答弁漏れと言いたいところですが、小規模保育とかも含めた包括的な質問としてさせていただいてますので、そちらもきっちりとお答えいただきたいと思えます。町内には、今のところ存在しない。最近の議員対象の8月28日の学習会でも、その前の様々な勉強会なり意見交換の中などでも、今のところ、そういったものが申請として上がってくる、島本として認めるということにはなっていない。これは子ども・子育て会議でも、執行部のほうから再三委員さんに対して説明をされていたと思えますので、その点は、今後の動きはあるかも知れませんが、この議場の現時点においては存在していないのですね、ということ、事実関係ですので、普通にお答え下さい。よろしくお願いいたします。

それから、先ほど私は公立保育所、民間保育園、両方の委員を両方とも入れていない、そういった子ども・子育て会議は、かなり島本町は特殊な形で会議を進められているんじゃないかなと懸念しておりますが、その点はちょっと、ここに詳しいデータ持ち合わせておりません。ただ、もっと加えて言いますと、学童保育室もおられません。公立幼稚園もおられません。公立保育所、民間保育園もおられない。私立幼稚園の施設長だけがおられるという中で、この大きな保育ビッグバンと言われるものを、いろいろ意見具申をされたり調査検討されるにあたっては、私立幼稚園の先生が1人おられるから、施設長が1人おられると言っても、その他の学童、それ以外の資源のことについて言及できるという立場ではないと思っております。そこはやはり他の方法も講じるべきではなかったのかと思っております。これは提案に至る経過としては非常に大切ですし、子ども・子育て会議にこれも諮っておられますので、その点ですね。ちょっと島本町の今までの保育・教育の実践現場を踏まえると、反映できる内容に限界があったんじゃないかと思っております。答弁を求めます。

**教育こども部長** 特定地域型保育事業につきましては、現在、町内で、大阪府なりの認可を受けて実施されているところはございませんし、現時点で新制度のもとでやりたいということも、今のところは聞いておりません。

それと、あと子ども・子育て会議のメンバーの件でございます。先ほど申し上げましたように、ワーキングチームを作って検討を加えているということもございまして、学童保育なんかにあたりましては、今回の条例提案にあたって中身の条例を直接現場のほうにも降ろして、中身に目を通してもらうというような手続きもしながら進めておりますので、また大学の教授の方が1名、加わっております。そこは児童福祉の専門の先生でございますので、そういった面から、内部的なワーキングも含めて、今回の議案提案に至るまでに、子ども・子育て会議の中で現場の声、それから保護者も入っていただいておりますので、声も反映しながら、議論が進められてきているというふうに認識しておりますので、特段、公立の保育所や幼稚園の職員が直接会議のメンバー

にはなっておりませんが、それによって今回の新しい新制度に向けた手続きが、不備があるというふうには考えておりません。

以上でございます。

**河野議員** 最後です。答弁については、一定認識いたしました。

先ほど言われた特定地域型保育事業者の運営に関する基準で言えば、これからいよいよ国レベルでは、あるいは東京などの前例では、株式会社の参入も許すという道が開かれていくということになります。先日、私が一般質問させていただきました。島本町では、かなり公的な保育、学童保育で担ってこられたという歴史があり、その水準も評価される場所ですが、そういうところに株式会社立のそういった事業所が、障がい児福祉の範囲で出現されて、予算積算にも加えられたにも関わらず、数ヶ月でニーズがなかったから閉鎖をしたという前例がありますので、その点、島本町がそういった権限を持ち合わせないとは言え、そういう参入をみすみす許すというようなことについては、今後の現場での議論を持ったり、また議会でのチェックということがあると思いますけど、そういうことがあって、ある日突然閉鎖というようなことを、この町内で起こすことのないように、もし、その点について見解をお持ちでしたら、答弁をお願いいたします。

**教育こども部長** 今回の制度が、そもそも民間の参入を促す、そういったことの趣旨もでございます。ただ、議員ご指摘のように、すぐに撤退されてしまうと困るということは当然でございますが、今回、この新しい制度の中では、定員の減少であったり、あるいは参入された事業者さんが事業所を廃止したいという場合には、今日言うて明日から廃止ということではなくて、一応、3ヵ月前までには届出をしたり、3ヵ月間の予告期間の設定、それからサービスを利用されている方には丁寧な説明と他のサービスへの調整、そういったことも義務づけられておりますので、こういうことがないように、そういう事業者が参入をしていただきたいというふうに思っておりますけども、そういった規定が今回設けられておりますので、その点については一定、今日やめると言うて明日というような事業者はないということで、ご理解いただきたいと思っております。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

(「議長、すいません」「もう終結してる」と呼ぶ者あり)

**平井議長** もう、質疑は閉めましたけど。

(「お願いします」「終結してる」「進行」他、議場内私語多し)

**平井議長** 一応、質疑は終結しましたのでね。

お諮りいたします。

本案は、民生教育消防常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は民生教育消防常任委員会に付託することに決定いたしました。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後3時17分～午後3時45分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、第58号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**教育子ども部長**(登壇) それでは第58号議案について、ご説明を申し上げます。

(第58号議案 朗読)

提案理由につきましては、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

本条例につきましては、「子ども・子育て支援法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業からなる、定員19人以下を原則とし、基本的には0歳児から2歳児を対象に行う小規模な地域型保育事業につきまして、市町村の認可事業となりますことから、厚生労働省令に基づき、条例に規定するものでございます。

なお、基本的には厚生労働省令で定められている基準を踏襲する形で規定しておりますが、保育の質の維持向上を担保することを基本に、町独自の保育士配置基準を地域型保育事業にも適用するとともに、密室保育を避けるべく、小規模であっても必ず2人以上で保育することを規定いたしております。

それでは、具体的な内容について、ご説明申し上げます。議案書の1の3ページをお開き下さい。

本条例は、第1章から第5章までの50条で構成しております。

まず、第1章では「総則」として、第1条から第23条まで、趣旨や職員要件、虐待等の禁止、衛生管理、食事の他、運営に関する規定や台帳整備などの基本的な事項について規定しております。

また、第2章では「家庭的保育事業」について、第24条から第28条まで、設備の基準や保育室の面積、保育時間などを規定しております。

1の17ページをお開き下さい。第25条第4項では、国では、家庭的保育者が子ど



も3人に対し1人で保育することが規定されているのに対し、家庭的保育者及び同補助者の数は「2人を下回ることにはできない」、また同条第5項では「家庭的保育者のうち、1人は保育士とする」と、厚生労働省を上回る職員配置及び資格要件を規定いたしております。

1の18ページをお開き下さい。第3章では「小規模保育事業」について、第29条から第38条まで、設備基準や職員配置などについて規定しております。

第29条では、（小規模保育事業の通則）として、小規模保育事業A型、B型及びC型の区分を設けることを規定しており、第30条から第32条では小規模保育事業A型について、第33条及び第34条では同B型を規定しております。A型・B型、いずれも職員の配置基準は厚生労働省令を上回る町の配置基準を規定しております。

1の23ページをお開き下さい。第31条第2項では1歳、3歳及び4歳、5歳について、また1の24ページの第33条第2項に満1歳以上2歳未満に満たない幼児は、国基準が概ね子ども6人に対し保育者1人とされているのに対し4対1に、満3歳以上4歳に満たない幼児は、国基準が概ね子ども20人に保育者を1人とされているのに対し15対1に、4歳以上の児童は、国基準が概ね子ども30人に保育者1人とされているのに対し25対1と、町独自の規定をいたしております。

1の26ページをお開き下さい。第35条から第38条では「小規模保育事業C型」について規定しております。また1の27ページの第36条3項で、先ほどご説明いたしました家庭的保育事業と同様、家庭的保育者及び同補助者の数は「2人を下回ることにはできない」、また同条4項では「家庭的保育者のうち、1人は保育士とする」と、厚生労働省令を上回る職員配置及び資格について規定をいたしております。

1の28ページをお開き下さい。第4章では、第39条から第43条まで、「居宅訪問型保育事業」について規定しております。

1の29ページの第41条第2項では、国基準では職員の資格が「必要な研修を終了し保育士と同等以上の知識経験を有すると市町村長が認める者」とされているのに対し、家庭的保育者として「保育士、保健師又は看護師」の有資格者を必置することを、本町独自で規定をいたしております。

次に、1の30ページをお開き下さい。第5章では、第44条から第50条で「事業所内保育事業」を規定しております。現在、大阪府の認可を受けて運営している施設は町内にはないと認識しておりますが、町内の病院において独自に実施されている施設が1カ所あると聞き及んでおります。

なお、新制度上で実施される場合には、1の32ページの第46条第2項に規定しておりますとおり、当該事業におきましても、職員配置基準につきましては町基準を義務づける規定としております。

以上、簡単ではございますが、島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

なお、条例の施行日は、「子ども・子育て支援法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律」の施行日からとしており、平成27年4月1日を予定しております。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。本案は所管の常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきますようお願いいたします。

それでは、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 第58号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質問させていただきます。

子ども・子育て支援制度は、内需拡大という発想から、保育をサービス化してビジネスにするという考え方が根幹にあり、自治体の財政状況への配慮が優先された待機児童対策と言っても過言ではないと考えます。待機児童の解消は重要ですが、その後、どのような保育が行われるのか、この点を欠いて、子どもが置き去りにされてはならないと思っています。

戦後初めての大きな改革ということで、また非常に制度が複雑でした。原課におかれましては、短期間に本当にご苦勞があったと思います、この条例を提案されるに際して。また、難しい制度でした。議員に対する説明会を設置していただいたこと、大変良かったと思います……（「質問して」と呼ぶ者あり）……。

まず、大きな考え方として、島本町における教育・保育の提供については、今後も認可保育所の整備を基本とすると考えて良いですか。1点目の質問です。

2点目、基本的な方針として、現在の本町の保育基準が国の参酌基準や府の基準よりも高い場合、保育の質の確保の観点から、現在の島本町の基準並びに運用を維持していただけると考えて良いですか。すでに、そういう思いであるご答弁されていますが、要綱などに明記することで、これは担保されると考えていいのでしょうか。

3点目、運営規定として、重要事項に関する規定を定めておられます。「運営に関する事項」の中に、食事の提供内容やアレルギー対策を入れておく必要があると考えますが、この点、どのような見解を持っておられるのでしょうか。

乳幼児の死亡事故の多くが認可外保育所で発生しているという事実を踏まえまして、保育に従事する者は一定の資格を有する者、と島本町が提案されていることは非常に良かったと思います。国基準では、制度上、保育士資格を置かなくても良い類型が、この58号議案にはあり、子どもの視点からして非常に問題でした。この点、島本町の定めた職員配置、それから資格は、大変誇れるものになっています。しかしながら、単に基準を設けただけでは、参入する民間事業者に保育の質を守ってもらうこと

は難しい。

4点目の質問になります。指導監査を行う権限について問います。改善勧告、改善命令、業務停止などの措置ができる権限は、どこにあるのでしょうか。島本町が指導監査を行う権限はありますか。また、非常災害対策についての整備計画・訓練が、はたして適正に行われているのか。衛生や食事の提供、アレルギーに対する対策はどうか……（「大綱的に」と呼ぶ者あり）……、そういったものが遵守されているかどうか。こういったことは家庭的保育で多く起こっています。そこで、指導監査を行う権限について問います……（「わかってへんわ、大綱やで。委員会は何のためにやるの」と呼ぶ者あり）……。基準等については例としてあげただけで、ここで4点目の質問は、指導監査を行う権限が島本町にありますか、というのが問です。

5点目、支給認定保護者からの利用申し込みに対して、正当な理由がなければ「これを拒んではならない」というようなことがあります。この理由が拡大解釈されないのか。これには、島本町はどのように関与できるのですか、という質問です。例えば、保育料を滞納しているという理由で子どもを退所させるというようなこと、そういうようなことがないという思いで質問しました。

以上を、1回目の質問といたします。

（「何が1回目や、大綱やで」他、議場内私語多し）

**平井議長** 簡潔に答弁して……（「みんなで協力しようと言うたやろ」他、議場内私語多し）……。静かに。

**教育こども部長** それでは、ご答弁申し上げます。

町としましては、支援制度におきまして、まず今後の保育所の整備の基本的な考え方としては、当然、認可保育所を基本に考えていくということでございます。これは施設型給付にかかる部分で、当然、今回の制度では地域型保育給付ということで、小規模の事業者の参入もあるわけですが、大きな施設だけということになりますと、今後の人口の推移もございしますが、ある意味、小さなそういう事業者にも一定参入していただくということは、今回の新しい制度の趣旨にも則ったこととございますので、その辺、両方兼ね備えて、地域型保育については町が認可をするわけですから、認可保育所ということで考えております。

それから、2点目の基本的な考え方として、町の基準、保育の質の確保ということでございます。これはまさに、今、ご提案させていただきました今回の条例の趣旨のとおりでございまして、大きい施設であろうが小規模であろうが、本町の独自の職員配置基準を堅持するということと、密室保育をしないという基本の姿勢でやっていきたいと思っております。

それから、運営に関してではございますが、食事の提供に対してのアレルギーなどの対策にということでございますが、これを重要事項の中に入れるべきではないかと

というような内容だったかと思うんですけども、それについては十分、そういった内容を盛り込むように検討はしていきたいというふうに考えております。

また、町の指導監督、あるいは改善勧告などの権限についてでございますが、当然、町が認可します地域型保育給付につきましては、町の権限によりまして指導監督、改善勧告などができる仕組みとなっております。また施設型給付につきましても、保育所の部分につきましては町の認可、町の確認権限がございますので、同様の権限を有するというところでございます。

それからあと、保護者からの利用申し込みに正当な事由がなければ拒めない、ということでございます。これも市町村において指導監督できることになってございますし、その点については、「正当な理由」という部分が非常に不明確な部分もございますが、この点については国のほうでも一定、今、中身を精査されているというふうに聞いておりますので、余程のことがないと拒否はできないものだと思っておりますので、国の動向を、今後注視していきたいと思っております。

以上です。

**戸田議員** 今回のこの子ども・子育て新制度のものの条例改正、ここで非常に変わる点、重要とされるポイントについて、お訊きしました。「正当な理由」というものの定義が非常にあいまいであるということは、様々なところで議論があったところです。委員会で質疑に関しては、ここは重要だと思います。委員会に、この点はゆだねたいと思います……（「終わりか」と呼ぶ者あり）……。

多様な保育で保護者のニーズに応えられるという、この制度の反面、ともすれば財政的に収支があわない2歳児までの保育を民間の小規模事業者にゆだね、そして新たな民間の事業が参入しやすくしている、そういう点が、この家庭的保育事業の大きな柱です……（「整理せなあかん」と呼ぶ者あり）……。

**平井議長** 簡潔に、あんまり中身に踏み込まないように。

**戸田議員** この年齢の保育ニーズや子どもの様子を行政が把握することが困難になるのではないかと、小規模にゆだねられれば、そのようになるのではないかと懸念されてもいますが、それは認識されていますか、1点。

それをなぜ問うかと言うと、大きく子ども・子育ての事業計画の中身に入るからです。この量の計画がとても大事であること、この事業計画のニーズの定員が適正に定められなければ、必要以上に、この家庭的保育事業が町内に開かれるということになる。乱立を避けるためには、計画との関連性が非常に重要です。これについては、どのような見解を持っておられますか。一番初めに問いました、認可保育所を中心に島本町の保育を守っていくという、この点でお尋ねいたしました。

以上です。

**教育こども部長** 小規模の家庭的保育につきましては、当然、施設型給付が中心であつ

て、それを補完する意味合いでの地域型保育給付であるというふうに考えておりますので、その点は需要にあった形での参入希望があれば、今回、町としても基準を示しておるわけですから、その基準に沿って適切に対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 新制度においては、幼稚園、保育所、認定こども園、タイプが四つございます。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型、さらに地域型保育事業、「事業」ということで、これは施設ではなく、その中でも小規模保育事業はABCに分かれ、そして家庭的保育事業があり……（「戸田さん、みんなで協力し合おうって、議運でやったやろ。大綱的につて」「議員の質問を制限しないで下さい、妨害です」他、議場内私語多し）……。

**平井議長** ちょっと、静かに。

**戸田議員** 議員を辞め、という発言が出ているようですけれども、議長、どうですか。私、辞めなあきませんか……（「議運で決めたことやと言うてる」と呼ぶ者あり）……、議運をやめと、おっしゃったんですね。あのね……（「議運で決めたやん」他、議場内私語多し）……。

**平井議長** できるだけ、簡潔にしてもらわないと。

（「議長、副議長と交代しいな。疲れてて、そんな判断もできへんやったら」他、議場内私語多し）

**戸田議員** 議長を交代せよというようなお声が出ているんですか。ちょっと私、よくわからないんですけど、いったん休憩してもらったほうが良くないですか……（「みんなで決めたことを守らなあかんよ」「議員の質問を妨害しないで」他、議場内私語多し）……。

**平井議長** 簡潔に。

**戸田議員** 始めていいですか。議長、よろしいですか。

この制度は大変複雑で、小規模保育事業ABC、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の施設や配置基準がそれぞれに異なるため、入所した施設によって、受ける教育・保育に格差が生まれることが予想されます。よって、子どもの教育・保育に格差を持ち込まないよう、島本町の責任において、島本町の子ども達に良質の保育が保障されるように、では、質問は委員会で活発な審議が行われることを言っ、ここで終わります。

それと、一つ申し上げておきたいことがありまして、子ども・子育て会議、開かれていますけれどもね。この条例に非常に関連することです。子育て世代の若い方の情報入手のツールはインターネットであり、これらの会議資料がホームページに載せられるようお願いします……。

平井議長 余計な発言をしないで、質疑だけに集中してもらわないと。

戸田議員 そんな、長ないですよ。

以上です。

平井議長 他に質疑ありませんか。

河野議員 第 57 号議案とまた違いまして、58 号議案こそが他の自治体と比べて、あと国の参酌基準と比べて、島本町長、教育長をはじめ大きく、ここは踏み込んで、島本の保育を守るという立場をお示しになったものと思います。それは先ほど説明がありましたけれども。

ただし、この参酌基準どおりにやられている、ほとんどはそうなるんですけども、58 号議案の 1 の 4、「最低基準の向上」というところですね。ここに子ども・子育て会議の、一定、「勧告することができる」という示しがあります。先ほどの議員からも質疑がありました。「勧告することができる」ということですけども、そういう意味でも、先ほど私は子ども・子育て会議の構成メンバーのことを申し上げました。やはり、現場のことに精通されている人が一定数占めているということが、この勧告する能力を向上させるといいますし、そういったことがないことを願っておりますけれども、その点の担保は、どうお考えでしょうか。

大綱的に、引き続き質問させていただきます。

他の市町村も、この 9 月議会がやはりリミットですので、他の市町村がどうされるかというね、様子を見るということも非常に厳しい状況の中、私たちも 9 月の 30 日までに判断をしなければいけません。詳細な審議と、様々、もし必要があれば修正などの、かなり活発な、教育消防委員会ではやられるとは思うんですけどね。ちょっと大綱的に訊きたいのは、この設備の基準の中の職員、1 の 27、職員というところで、36 条の 3 項ですね。「2 人を下回ることができない」、この辺の基準については、他市町村と比べられて、どういったものを参考にされたのか、大きくお答え下さい。

あと、その後の A B C の基準についても、ここで大きく島本町は国の、私からすると低い、戦後から改善されたことのない施設最低基準、あるいは——保育士配置基準は一定改善をされてきましたけれども、あまり改善されてこなかったところを、島本が上回る基準を設けられたということは非常に重要です。この点についてはね、町長、副町長もちろん、国に対して予算措置を今後は講じてもらえるように、勧告をしなければならないような事態が起こらないように、そういったことについては、やっぱり全力で努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

原課におかれましては、これの職員配置基準、家庭的保育者、2 人を下回ることができない、うち 1 人は保育士とするというふうに明記されたことは、他市町村からも注目されていると思われます。この点について他市町村の状況も、この際、参考にお聞かせいただきたいと思います。

**教育こども部長** まず、1点目の子ども・子育て会議の意見を聞いて勧告をする、という規定がございます。これについては今の子ども・子育て会議のメンバーの方が、町が当然、施設の認可をやるわけですから、そこで基準が守られていなくて意見を聞くということについて、今のメンバーの方で、その意見を出していただくに足りないというメンバーではないというふうに思っております。まずは町として、今回、条例でも決めました基準が守られているのかどうかということ、はっきりと審査をする必要があると思いますし、そのことに対して意見を聞くということですので、何ら今のメンバーで不足するものではないというふうに思っております。

それから、あと家庭的保育に関して、家庭的保育者、それから家庭的保育補助者の数でございますが、2人を下回ることはできない、うち1人は保育士。この基準については、昨今、密室保育の中でいろんな事件が起きてて、子どもさんが亡くなるという事案が発生してます。そういった意味から、1人で保育をするということについては、やはり町としても不安を感じますし、そういった事件を見ますと、ひとりの子どもさんであっても2人で見る。1対1であれば、1人の保育士さんに緊急事態、ご本人が倒れられたとかいう場合も想定されます。そういったことも含めて、必ず2人ということにいたしました。また、保育者については、やっぱり専門ということで、保育士の資格が必要であろうということで、1人は保育士ということにさせていただきました。

ただ、他の自治体については、なかなか押し迫った、今回の議会で、他の自治体もいろいろ悩まれていて、最終的にどうされたかというのはございませんけども、幾つか、府内の自治体ではこういったことも考えてるということはお聞きしてましたが、最終的に条例に明記されたかどうかということら辺までは確認ができておりません。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、民生教育消防常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は民生教育消防常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5、第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇） それでは第 59 号議案について、ご説明申し上げます。

（第 59 号議案 朗読）

提案理由につきましては、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、「島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

本条例につきましては、「子ども・子育て支援法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」施行に伴い、放課後児童健全育成事業について設備及び運営に関し、厚生労働省令に基づき条例に規定するものでございます。

なお、基本的には厚生労働省令で定められた基準を踏襲する形で規定しておりますが、これまでの円滑な学童保育事業の質の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

それでは、具体的な内容につきまして、ご説明申し上げます。議案書の 1 の 3 ページをお開き下さい。

本条例は、第 1 条から第 23 条で構成しております。

まず、第 1 条では、「児童福祉法」第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の（趣旨）を、規定しております。

第 2 条では、法において使用する用語を、本条例で使用することを規定しております。

第 3 条では、利用児童が明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに成長されることを保障する（基本理念）を規定しております。

第 4 条及び第 5 条では、町から事業者に対し、最低基準の向上への勧告、事業者の最低基準向上の義務など、（最低基準の向上）について規定しております。

1 の 4 ページをお開き下さい。第 6 条では、児童の健全な育成を図ることを目的とする（一般原則）を規定しているとともに、第 7 条では、本町の「暴力団排除条例」に基づく（暴力団等の排除）について規定をいたしております。

第 8 条では、（非常災害対策）として、非常時を想定した普段からの訓練等について、規定をいたしております。

1 の 6 ページをお開き下さい。第 9 条及び第 10 条では（職員の一般的要件）や、職員の知識及び技能の向上等について規定しております。

第 11 条では、（設備の基準）について規定しており、遊び及び生活の場並びに静養の機能を備えた区画の整備のほか、児童 1 人当たりの居室面積について、国基準が概ね 1.6 平米以上とされておりますが、本町では 1.65 平米以上を遵守することとし、「概



ね」という表現を削除して規定をいたしております。

次に、1の7ページの第12条でございます。第12条では、保育士資格、社会福祉士資格等、（職員）の資格について規定しております。職員の確保につきましては非常に苦慮しておりますが、今後とも有資格者を基本に、選考により、資格もさることながら人物や技能、経験に基づき採用してまいりたいと考えております。

次に、1の9ページをお開き下さい。第13条から第15条では、（差別的取り扱いの禁止）や（虐待等の禁止）、（衛生管理等）について、規定をいたしております。

次に、1の10ページでございます。第16条から第19条には、運営規程、台帳等の整備、秘密保持等、苦情への対応などの基本的な運営に関する規定をいたしております。

次に、1の11ページをお開き下さい。第20条では（開所時間及び日数）について規定しており、本町では国の基準を上回る運用として、これまでも通常午後7時までの開設や、長期休業期間中については午前8時からの開設をするなどの運用をしており、今後とも同様の運用で進めてまいりたいと考えております。

次に、1の12ページをお開き願います。第21条から第23条では、（保護者との連絡）（関係機関との連携）（事故発生時の対応）について、規定をいたしております。

以上、簡単ではございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

なお、条例の施行日は、「子ども・子育て支援法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行日からとしており、平成27年4月1日を予定しております。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。本案は所管の常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

それでは、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、大きく2点、問います。

本町が直営で行ってきた歴史、保育従事者の皆さんの不断の努力による学童保育の質を後退させることがないよう、学童保育に従事される皆さんの資格を保育士、幼・小・中学校の学校教員、児童更正員の資格を持つ者とされてきた島本町の現行基準を、なぜ活かさなかったのですか。実態として、今後も運用でそれを維持していくとお考えですか。この二つ。

そしてもう1点は、基本的な方針として、学童保育を放課後子ども教室と一体化することなく、活動の連携によって、子ども達の放課後の学びと遊びを保障していただ

ると考えてよろしいですか。学童保育と放課後子ども教室は、そもそも目的が異なっております。全児童対策の放課後子ども教室は、学童保育の受け皿にはなりません。一体化や一元化は集団の大規模化を招き、子ども達の命と安全が守れないのではないかと、そういうふうな懸念がすでに起こっています。「生活の場」としての学童保育の居場所を担保していく、そういうご答弁をいただきたいと思います。

**教育こども部長** まず、職員の資格、指導員の資格ということでございます。先ほどご説明申し上げましたように、指導員の確保というのは非常に苦慮をしている現状でございます。そういった中でも、本町では有資格者を採用しつつ、現在まで運用をしております。このことについては引き続き運用していきたいというふうに考えておりますし、先ほどご答弁でも申し上げましたように、資格を最優先するのではなく、やはり経験であったり人物という部分を重視をしながら、なおかつ資格を持っておられるというのがベストだというふうに考えておりますので、その辺については、よりよい方を選考により選んでいきたいというふうに考えております。

それから、放課後子ども教室との一体化ということでございますが、これについては必ずしも一体化を目的ということではなく、また経費削減になるからとか、そういう問題では考えておりません。今まで、保育に欠ける、また欠けないという理由だけで、同じ小学校に通う児童が放課後を過ごすということについては、学童保育と放課後子ども教室もあったわけですが、必ずしも放課後子ども教室は毎日ではございませんし、子ども達の中には放課後に勉強をやりたい子どもがいたり、遊びをやりたい子どもがいたり、様々な子どもがいると思うんですが、そういったことが総合的に、今、学校の中で放課後に行われている事業を一つとして捉えて実施ができないかということについては、一定、検討していく必要があると思います。それは子どもであったり保護者が選択できるような、そういった形が必要ではないかなと思っております。

先進的にすでに取り組みされている自治体もありますので、その辺も参考にさせていただきながら、今後、島本町にとって放課後の子どもの居場所づくりという点で、どういう形がいいのかというのは十分検討していきたいと思っております。

以上でございます。

**河野議員** 第59号議案 放課後児童健全育成事業の関係の条例について、質疑いたします。

57、58、59と、9月議会で出すべき条例が出揃ったわけですが、今後、この条例が仮に可決したと見なして、適切に来年、円滑に始めようと思うと、これからどのような条例の改廃を予定されているのか、見通しとしてお示し下さい。

それから、資格要件について先ほど質問があって、答弁の重大なポイント、私、ちょっと失念しておると思います。重なるかも知れませんが、今回、大きく学童保育のところで、国の参酌基準どおりに変えられたところがあります。今まで島本町として

は教諭資格、あるいは保育士資格ということで採用試験をされてきたということでは、他の自治体の方から聞きますと、島本では採用試験すら受けられなかった人が私たちの自治体に採用を受けに来る、それだけ島本町が高いレベルを堅持するために職員の水準を担保してはったということはずごいことだ、という評価を聞いております。

しかし、この議案資料ですね——付随する——では、国基準どおりということになってしまっておりますが、冒頭、部長の説明では、学童保育の職員とは一定話し合いや説明をして、意見を聞いたと、特にそここのところは強調されておられます。その点について、ここまで高卒以上、2年以上従事した者も含めて範囲を拡げられてしまうということについては、どのような、現場との合意というのは十分に取れているのか。合意が取れていたとしても、私自身は今までの水準を担保していただきたいというのが思いますが、その点、職員との話し合いの現況、お示し下さい。

あと全児童対策について、先ほどの議員もおっしゃいました。2005年あたりだったと思いますが、当時、民生部から教育委員会に学童保育が移るにあたって、ほとんどの保護者会から意見書や要望書が出ました。議長宛てにも出ました。全児童対策と一本化するなということで、やっぱり保育に欠ける、看護に欠ける要件を、しっかり前提とした学童にせよという声が出てきて、ここでも相当議論になったと思っておりますが、教育長は、この辺の歴史的経緯はご存じでしょうか。答弁を求めます。

**教育こども部長** それでは現場との合意ということで、この資格要件につきましては、今回、国基準どおりということでございますが、先ほども戸田議員のご質問にご答弁をいたしましたけども、非常に指導員の確保が難しい、苦慮している。だからといって質を下げるつもりではございませんけども、引き続き、資格というのも重視をしていきたいと思うんですが、先ほどご答弁申し上げましたように、人物であったり経験というものも一定必要であると思っておりますので、それは選考の中でやっていきたいと思っております。

現場のほうにも、この条例案については一定降ろしておりますけども、この点について、特に現場のほうから意見があったということはございませんでした。現状でも職員が足りない中で、現場の中で何とか回していただいているという現状もありますので、ただ指導員の質を下げるつもりはございませんので、これまで同様、能力的にも、また資格も持っている方も考慮しながら、選考によって、よりよい指導員を採用していきたいというふうに思っております。

それと、今後の条例の見通しでございますが、それについては、ちょっと次長のほうからご説明させていただきます。

**教育こども部次長** 条例の整備にかかりまして、今後の流れについて、ご説明申し上げます。

まず、保育の必要性の認定についてということで、これまでは現行の制度上、各自

治体において条例の中で就労、疾病、介護など、または震災等に対する復興作業、その他首長が認めるものということで、各自治体において条例化しているものでございましたが、新制度上におきましては、国において、その保育の必要性について定めるということになっておりますので、今回、国の規則の中では、それらに加えて就労、就学、求職、その他DV、虐待のおそれがある等、盛り込まれた中ですでに規定されておりますので、本町の条例で規定されている部分については、削除等の作業を行う必要があるかというふうに考えております。

それからもう一つ、これまで幼稚園の保育料等につきましては一律の料金であって、保育所につきましては応能負担ということでございましたけれども、新制度上、幼稚園も保育所ともに世帯の所得の状況に応じて、またその他の実情を勘案して、国が現行の平均の保育料等の水準をもとにして上限額を定め、市町村において条例化等で規定するというふうの流れが変わっておりますので、そういったことについて、子ども・子育て会議の中で議論をいただきながら、保護者の負担について策定し、条例化等していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**岡本教育長** 河野議員のご質問ですけれども、詳細につきましては、私はもちろん存じてはいませんが、学童保育の性質上、所管の違いでありますとか、直営か直営でないかという違いはありますけれども、保護者の立場からいろいろ要望出されることについてはたぶん共通しておられると思いますので、その点では同じような経緯を辿っているんだろう、おっしゃったようなことで、辿っているんだろうというふうに推測はしております。

それから、学童保育室の「生活の場」は、これはきちんと確保せないかんということが前提であろうと思いますので、そういう形で運営に臨んでいきたいと思っております。

以上でございます。

**河野議員** わかりました。あと、資格要件はまた委員会ですし、ですけれども、ただ、先ほどの57号、58号議案と比較して、国基準を現行水準、島本町の現行水準を担保されたというところと比べれば、ここを国の参酌基準どおりにされるといのはね、非常に違和感があります。また、傍聴している範囲ですけれども、子ども・子育て会議でも委員の方から、特にこの学童保育室の職員の資質や水準については踏み込んだ発言があったと、詳しくは言いませんけど、相当踏み込んだ、もっとさらに高めて欲しいというふうな期待の声があったと思いますので、それを担保するのだろうか。そういう意味では、条例には明記するけれども、いざ、広報などで職員採用を行う場合において、現行どおりの応募、募集をかけるということは可能なのでしょうか。

以上です。

**教育子ども部長** 学童保育指導員の募集にあたりましては、これまでも運用の中で募集をしてきておりますので、そのときどきによって、どれだけの方が必要になるかということにもよるかと思えますけども、できるだけ、今の水準を維持した形で職員採用には臨んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**外村議員** 先ほど説明で、第11条、専用区画の面積についての話で1点。

国は1.65平米と。しかも、それも「概ね」というのがついてるけども、うちは「概ね」を取って1.6平米だというふうに規定したと、国以上。これは資料のほう、正に差し替えたんですけど、私の資料、1.65になっているんですけど、これはこれでいいんですか。「概ね」が取れて、1.6になってないんですけど、これは何か間違っているんでしょうか。これは私の資料が間違っているのか、ちょっと教えて下さい……（外村議員・自席から「資料の7ページ」と発言）……。

**教育子ども部次長** 議案資料におきまして、第11条のところ、資料の7ページでございますけれども、左側につきましては本町の、国の基準を参酌して設定した今回の条例でございます、右側につきましては、国の厚生労働省令をそのまま掲載いたしましたものでございます。ですので、国の基準では「概ね1.65」ということですので、場合によっては1.6であったり1.5であったりとか、若干狭いスペースの確保ということも考えられますけれども、今回の条例提案におきましては「概ね」というところを取りまして、1.65平米を1人当たり必ず確保するというようなことで、上乘せをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**外村議員** じゃ、教育子ども部長が説明された、うちは1.6だとおっしゃったのは、「65」と書いてるけど、実際は「1.6」でやりますということの意味なのか、教えて下さい。

**教育子ども部長** 私のほうは1.65平米、本町では1.65平米以上を遵守すると申し上げましたので、ちょっと、うまく伝わってなかったのかもわかりませんが……（外村議員・自席から「わかりました、すみません」と発言）……。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、民生教育消防常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は民生教育消防常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第6、第60号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**健康福祉部長（登壇）** それでは、第60号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第60号議案 朗読）

提案理由につきましては、「母子及び寡婦福祉法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは改正内容につきまして、第60号議案参考資料の「島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例等の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、平成26年10月から「母子及び寡婦福祉法」が改正されることから、関係する3条例につきまして、それぞれ引用する法律名等の変更を行うものでございます。

まず、「島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例」の一部改正でございます。

同条例につきましては、第2条におきまして引用する法律名を「母子及び寡婦福祉法」から、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものでございます。

また、今回の法改正により「父子家庭」の定義が追加されたため、当該条項を追加いたします。

次に、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正でございます。

同条例につきましては、別表第2におきまして、今回の法改正に伴いまして、ひとり親家庭への相談支援を行う「母子自立支援員」の名称を、「母子・父子自立支援員」に改めるものでございます。

次に、2ページをお開き願います。「島本町福祉事務所設置条例」の一部改正でございます。

同条例につきましては、第3条におきまして引用する法律名を「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、本年10月1日でございます。

以上で、島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例等の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

**外村議員** この「母子及び寡婦」が、「母子及び父子並びに」に変わっただけで、特段、

その対象人数が変わるわけではないと認識しておりますが、それで間違いはないでしょうか。

**健康福祉部長** 対象人数というのが、ちょっとよくわかりませんでしたけども、今回の法律改正に基づきまして、「父子」の位置づけを明確にするということになりまして、今回の条例改正で何がかわるかとおっしゃいますと、父子貸付というのが新たに創設をされます。これは都道府県が貸付をするものでございますが、まず、それが1点。本町におきまして、高等技能訓練の促進費、それから教育訓練給付金等も、これまでは母子家庭のみを対象にしておりましたが、父子家庭の方にも対象が拡大される。その2点が大きく変更になるものでございます。

以上です。

**外村議員** そうすると、対象人数が増えるということでございますから、支給の、例えば、この福祉金だとか、今のおっしゃった手当ですか、いろんな補助金だとか、トータルが変わるのでしょうか、という質問です。

**健康福祉部長** これまでも父子家庭におきましても、児童手当は当然対象になっておると思いますし、それ以外、ひとり親家庭の医療費助成制度、それからひとり親家庭等児童福祉金、これらにつきましては所得制限がございますけども、父子家庭でも対象になる方がおられるということで、今回の法律改正に伴いまして、先ほど申しました大きく2点が父子家庭でも新たに対象になりますよ、という形になるというふうなものでございます。

以上です。

**外村議員** だから、新たに2点が増えるのであれば、支給の額が増えるんですかって質問してるんです。

**健康福祉部長** ちょっと、私の説明がまずいのかもわかりませんが、父子家庭が今回、条例の名称が変更になるんですけども、それに伴って父子家庭が増加するとか、そういうことは決してありませんでして、新たに父子家庭の方も貸付の対象にもなるという、これは都道府県がやるものでございますので、本町が直接予算案が関係あるというものではございませんが、あと、これまで母子家庭の方を対象に、就労に結びつくために高等技能訓練促進事業というのをやっております。それと、自立支援教育訓練促進事業というのをやっております。これにつきましては、それぞれの事業の中で就労の訓練とか、そういうものを母子家庭の方がやっている場合は、それを助成するというのをやっておりますが、これまでは母子家庭のみが対象になっておりましたが、今回の条例改正で父子の方も対象になる、という部分でございます。

以上です。

**河野議員** ちょっと気になりましたので、今回、上位法が「父子」という文言を加えたということでの文言整理だというふうに理解しておりますけども、従前から島本町は、

ひとり親家庭児童福祉金条例ということにして、父子家庭にもこの福祉金は支給をされていたということで間違いはありませんか。

**健康福祉部長** 先ほどもちょっとご答弁申し上げましたが、今、議員ご質問のありましたように、ひとり親家庭等児童福祉金につきましては、所得制限はございますけれども、母子家庭も父子家庭も対象になっております。

以上です。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 60 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 60 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 7、第 61 号議案 島本町年長者医療費の助成に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**健康福祉部長** (登壇) 続きまして、第 61 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第 61 号議案 朗読)

提案理由につきましては、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは改正内容につきまして、第 61 号議案参考資料の「島本町年長者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づき、ご説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、平成 26 年 10 月から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が改正されることから、関係する 3 条例につきまして、それぞれ引用する法律名の変更を行うものでございます。



まず、「島本町年長者医療費の助成に関する条例」の一部改正でございます。

同条例につきましては、第2条第2項におきまして引用する法律名称を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものでございます。

次に、「島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」の一部改正でございます。

同条例につきましては、第2条第2項第1号におきまして、引用する法律名を改めるものでございます。

次に、2ページをお開き願います。「島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例」の一部改正でございます。

同条例につきましては、第2条第2項第1号におきまして、引用する法律名を改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、本年10月1日でございます。

以上で、島本町年長者医療費の助成に関する条例等の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

**外村議員** この案件に関しましても、現在、そういう対象者が島本町内にいらっしゃるのか、この文言が、条文がちょっと変わることによって対象者が増えるのか増えないのか、その辺をわかったら教えて下さい。

以上です。

**健康福祉部長** 今回は、「特定配偶者」という文言が追加になりまして、特定配偶者ということで、本町にそもそも、この中国残留邦人の方はいらっしゃいません。ということですので、本町で予算が増減ということはございません。

以上です。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 61 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

平井議長 起立全員であります。

よって、第 61 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 4 時 52 分～午後 5 時 05 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 8、第 62 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算(第 4 号)から、第 65 号議案 平成 26 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)までの 4 件を一括議題といたします。

なお、本案 4 件は相互に関連がありますので、議事の都合上、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第 62 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第 62 号議案 朗読)

次に 1 の 6 ページ、「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。

まず、追加のほうでございますが、グループウェア構築及び機器賃貸借の追加設定につきまして、ご説明申し上げます。

現行のグループウェアシステムは、平成 18 年度から平成 22 年度までのリース期間がすでに終了し、その後、無償譲渡を受け、現在まで引き続き使用しております。しかしながら、サーバー機器などの老朽化が進んでいることなどから、更新をさせていただくものでございます。平成 27 年度より、新しいグループウェアを運用する予定でございます。以上のことから、本年度中に入札を行い業者を選定させていただきたく、債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

次に、清掃工場施設改修工事監理業務委託の追加設定について、ご説明申し上げます。

清掃工場施設改修工事につきましては、前の第 53 号議案の工事請負契約締結にかかる議案でもご説明させていただきましたとおり、改修工事の工期が翌年までの 2 ヶ年となりますことから、工事にかかる監理業務委託についても 2 ヶ年の契約とさせていただきたく、債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

次に、町立小学校給食棟設置事業の変更についてでございます。

これにつきましては、これまで町立各小学校の耐震診断の結果から、第一小学校及

び第三小学校の給食室については、現在、校舎内にありますが、老朽化していることに加えて耐震壁が室内に入り、給食室としての機能が果たせないため、耐震補強工事開始前に校舎外に給食棟を設置することが必要であるとの判断から、平成26年度当初予算におきまして、校舎外に給食棟を設置するための事業費をご可決いただいたところでございます。しかしながら、各小学校の耐震補強工事の設計業務を進める中で、第一小学校の給食室につきましては、柱を補強し、隣接する図工室を活用して改修することの工夫により、引き続き校舎内で対応が可能となったものです。次に、第三小学校につきましては、給食室のある一部校舎において、耐震補強工事を実施した場合には各階に耐震壁が多数入り、校舎としての機能が損なわれる見通しとなったことから、給食室及び校舎の整備や保育所、学童保育室の一体的な整備も含めた総合的な検討を行うこととし、いずれも給食棟の設置を見送ることといたしました。このようなことから、債務負担行為についても廃止させていただくものでございます。

次に、1の7ページの「第3表 地方債補正」でございます。

債務負担行為の補正でご説明させていただきましたとおり、給食棟設置事業にかかる予算を全て減額することとなりましたことから、その財源である教育施設整備事業債につきましても、全額を減額させていただくものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正について、ご説明させていただきます。

今回の補正予算の主な内容につきましては、歳入では、国庫補助事業にかかる財源の補正、前年度各特別会計決算額の確定による精算などについて、補正させていただくものでございます。歳出では、地域福祉・子育て支援交付金を活用した事業などにかかる予算、大阪府からの旅券発給事務の移譲にかかる関連予算、定期予防接種にかかる関連予算などについて、補正させていただくものでございます。また人件費の補正につきましては、職員の退職に伴う予算措置や人事異動などによる補正をお願いするものでございます。

それでは詳細につきましては、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

1の11ページの「歳入」でございます。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金1,207万3千円の増額のうち、第1節の児童福祉費補助金1,188万5千円の増額でございます。これにつきましては、「保育緊急確保事業補助金」につきましては、前年度までは「安心こども基金」で補助されておりました事業の特定財源が、本年度からは保育緊急確保事業に移行され、また、あわせて事業内容につきましても拡大されたところでございます。これを受けまして、当初予算におきまして安心こども基金として予算に計上しておりました、特定財源の組み替え補正を行うものでございます。次に、第2節の生活保護費補助金18万8千円の増額でございます。これにつきましては、本年度に委嘱しました生活保護相談員にかかる通勤交通費分の報酬について増額させていただ

ており、その財源として「セーフティネット支援対策等事業費補助金」を増額させていただくものでございます。続きまして、第5目 教育費国庫補助金 760 万円の減額についてでございます。これにつきましては、債務負担行為補正でもご説明させていただきましたとおり、第一小学校及び第三小学校の給食棟設置事業について、いずれも設置を見送ることとなったことから、その財源である交付金につきましても減額させていただくものでございます。

第15款 府支出金、第2項 府補助金、第1目 総務費府補助金 80 万円の増額につきましては、大阪府からの旅券発給事務の権限移譲に伴いまして、その初期費用及び事務費分について、交付されるものでございます。なお、内訳につきましては、初期経費として 64 万 3 千円、本年度の事務費 3 ヶ月分として 15 万 7 千円となっております。次に第2目 民生費府補助金 283 万 4 千円の増額のうち、第1節 地域福祉・子育て支援交付金 530 万 7 千円の増額でございます。このうち、子育て支援分特別枠 245 万 2 千円につきましては、保育所及び幼稚園の防犯防災対策向上への取り組みにかかる経費の財源となるものでございます。また介護保険特別枠分 285 万 5 千円につきましては、認知症対策事業、介護予防事業及び二次予防事業の財源となるものでございます。

次に、第2節 児童福祉費補助金 247 万 3 千円の減額でございます。これにつきましては、安心こども基金事業補助金の減額におきまして、国のほうで、先ほどご説明させていただきました保育緊急確保事業補助金との組み替えでございます。

続きまして、第17款 寄附金、第1項 寄附金、第3目 農林水産業費寄附金 200 万円の増額につきましては、天王山周辺の森林整備のため、町内企業からの寄附金が当初予算より増額となることによるものでございます。

続きまして、1の12ページでございます。第18款 繰入金、第1項 特別会計繰入金、第1目 後期高齢者医療特別会計繰入金 2 万 7 千円の増額及び第2目 介護保険事業特別会計繰入金 3,205 万円の増額につきましては、前年度の各特別会計に対する繰出金の精算でございます。

続きまして、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金 5,796 万 9 千円の減額につきましては、年度間の収支を勘案し、減額するものでございます。第4目 町営住宅管理基金繰入金 37 万 3 千円の増額につきましては、前年度の共益費と、その対象経費について収支が確定いたしましたことから、前年度の精算として、本基金から一般会計に繰り入れるものでございます。

次に、第19款 諸収入、第5項 雑入、第4目 雑入 287 万 4 千円の増額についてでございます。まず、予防接種徴収金につきましては、本年 10 月 1 日から定期接種化されます成人用肺炎球菌ワクチンの接種にかかる自己負担金でございます。

次に、訴訟に係る給与等返還金につきましては、元職員に対して請求しておりまし

た給与返還金及びその遅延損害金の納付がございましたことから、補正させていただくものでございます。過年度弁護士費用返還金につきましては、公平委員会にかかる業務及び給与返還訴訟にかかる業務について、すでに支払い済みとなっております弁護士費用のうち、事務費（預かり金）についての精算するものでございます。

次に、源泉所得税徴収金につきましては、源泉徴収漏れがありました所得税につきまして納付がございましたので、補正させていただくものでございます。なお、今回の納付によりまして、全額が納付済みとなったものでございます。

次に、1の12ページから13ページにかけてでございます。第5目 過年度収入213万7千円の増額についてでございます。これにつきましては、前年度の事業確定に伴う精算分でございます。

次に、第20款 町債、第1項 町債、第3目 教育債2億150万円の減額でございます。これにつきましては国庫補助金と同様に、給食棟設置事業にかかる財源として、全額を減額するものでございます。

続きまして、1の14ページからの「歳出」でございます。

人件費の補正につきましては、各費目にまたがっておりますので、最後に一括してご説明申し上げます。

1の15ページにかけてでございますが、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費5,324万7千円の増額のうち、第13節 委託料183万6千円の増額についてでございます。これにつきましては法改正等に伴うものでございますが、平成27年10月からのマイナンバー制度施行に先立ち、本町の例規の整備支援のための業務について委託するものでございます。次に、訴訟に伴う弁護士費用につきましては、給与返還訴訟の終了に伴いまして、報酬金として弁護士費用を支払うものでございます。

次に、第14目 ふれあいセンター管理費445万9千円の増額でございます。これにつきましては、ふれあいセンターの受付システムにつきまして、平成21年度から平成25年度までリース期間を受け、引き続き使用しておりますが、老朽化により更新の時期を迎えており、本年度中に入札を実施し、システムの購入をさせていただきたく、予算計上させていただいております。なお、利用者の利便性を向上するため、前日までの貸館施設の申し込み状況を町ホームページに表示できるよう、今回、機能の追加を予定しております。

続きまして、1の16ページから17ページにかけてでございます。第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費189万6千円の増額のうち、第13節 委託料5万円の減額についてでございます。戸籍電算化関連業務につきましては、入札により契約額が確定いたしましたので、本年度分の支払い額を減額するものでございます。次に、その下の旅券発給事務につきましては、高槻市に対し「地方自治法」上

の事務委託を行うため、委託料を予算計上させていただくものでございます。続きまして、1の17ページの第14節 使用料及び賃借料124万7千円の減額につきましても、戸籍システムの本年度分の支払い額が確定いたしましたので、減額するものでございます。

続きまして、1の17ページから18ページにかけてでございます。第4項 選挙費、第4目 農業委員選挙費40万7千円の減額についてでございますが、これにつきましては、平成26年7月6日執行の農業委員会選挙におきまして無投票となりましたことから、不用額を減額するものでございます。

続きまして、1の18ページから19ページにかけてでございます。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費250万8千円の増額のうち、1の19ページの第7節 賃金60万1千円の増額につきましては、事務職員として臨時職員を1名、雇用させていただくものでございます。続きまして、第23節の償還金、利子及び割引料977万2千円の増額につきましては、前年度の事業の確定による精算金でございます。

続きまして、1の19ページから20ページにかけてでございます。これにつきましては、第4目 年長者福祉費285万5千円の増額でございます。これにつきましては、地域福祉・子育て支援交付金の介護保険特別枠を活用した事業を行うものでございます。

続きまして、1の20ページの第5目でございます。国民健康保険費499万円の減額、第6目 後期高齢者医療費63万3千円の減額及び、次のページにまたがっておりますが、第7目 介護保険費452万1千円の減額につきましては、それぞれ各特別会計の人員費などの補正に伴う減額でございます。

続きまして、1の21ページから22ページにかけてでございます。第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費1,326万円の減額のうち、第23節 償還金、利子及び割引料16万2千円の増額につきましては、前年度事業の確定による精算金でございます。続きまして1の22ページ、第2目 児童措置費520万円の増額についてでございます。これにつきましては、保育士等処遇改善補助につきましては、国のほうの保育緊急確保事業補助金により拡大された事業として、民間保育所職員の処遇改善にかかる補助金を予算計上させていただくものでございます。

続きまして、第3目の児童福祉施設費215万円の増額についてでございます。これにつきましては、第14節の使用料及び賃借料並びに第18節の備品購入費、それぞれ府の地域福祉・子育て交付金の子育て支援分の特別枠を利用して、保育所の防災防犯の事業を行うものでございます。

続きまして、1の22ページから23ページにかけての第3項 生活保護費 第1目 生活保護総務費1,206万7千円の増額のうち、1の22ページの第1節 報酬18万8

千円につきましては、セーフティネット支援対策等事業費補助金でご説明させていただいたとおり、生活保護相談員の交通費分の報酬を増額させていただくものでございます。続きまして、1の23ページの第23節 償還金、利子及び割引料1,128万円の増額につきましては、前年度事業費の確定による精算金でございます。

続きまして、1の24ページでございます。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第3目 予防費1,589万9千円の増額のうち、第11節 需用費、第12節 役務費、第13節 委託料、第20節 扶助費、それぞれにつきましては、平成26年10月から水痘及び成人用肺炎球菌が定期予防接種として位置づけられることに伴いまして、それにかかる医師会への委託料などの事業費を計上させていただくものでございます。

続きまして、1の26ページでございます。第3項 清掃費、第2目 塵芥処理費52万3千円の減額につきましては、入札による金額確定でございます。

続きまして、第5款 農林水産業費 第2項 林業費、第1目 林業振興費200万円につきましては、歳入でもご説明させていただきましたとおり、町内企業からの寄附金が増額となったことにより、事業費を増額するものでございます。

続きまして、1の29ページでございます。第9款 教育費、第1項 教育総務費、第2目 事務局費1,218万円の増額のうち、第8節 報償費10万円の増額及び第11節 需用費5万円の増額につきましては、日本語が十分に理解できない帰国子女の児童1名を支援するため、指導協力者へ謝礼及び事務用消耗品にかかる予算を計上させていただくものでございます。続きまして、第13節 委託料54万円の増額につきましては、平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴いまして、本町の例規整備支援のための業務委託を予定するものでございます。

続きまして、1の30ページでございます。第2項 小学校費、第1目 学校管理費2億8,196万円の減額のうち、第11節 需用費28万円5千円の減額につきましては、第一小学校及び第三小学校の給食棟の設置にかかる印刷製本費を減額するものでございます。続きまして第13節 委託料1,800万円の減額につきましても、第一小学校及び第三小学校の給食棟にかかる工事監理業務委託を減額するとともに、給食棟設置のために必要であった第一小学校における発掘調査業務委託についても、あわせて減額させていただくものでございます。また第三小学校改築基本構想業務につきましては、先ほど債務負担行為補正においてもご説明させていただきましたとおり、第三小学校につきましては、一部の校舎が耐震補強工事を実施した場合には耐震壁が多数入り、校舎としての機能が大幅に低下することから、給食室及び校舎の整備の検討を行うとともに、保育所や学童保育室の一体的な整備を含めて総合的な検討を行うため、予算計上させていただくものでございます。続きまして、第15節 工事請負費2億6千万円の減額につきましては、第一小学校及び第三小学校の給食棟設置事業にかかる予算の全額を減額させていただくものでございます。

続きまして、1の31ページでございます。第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費37万円の減額のうち、第14節及び第18節につきましては、大阪府の地域福祉・子育て支援交付金の子育て支援枠を活用して実施するものでございます。

続きまして、1の32ページでございます。第5項 社会教育費、第5目 史跡桜井駅跡管理費100万円の増額でございます。これにつきましては、史跡桜井駅跡のJR線路側のコンクリート柵につきまして老朽化が著しいことから、補修工事のため実施設計費用を計上させていただくものでございます。

続きまして、1の33ページからの人件費の補正についてでございます。

給与費明細書のうち、特別職につきましては、農業委員選挙が無投票となったことなどから減額をさせていただくものでございます。また一般職につきましては、職員の退職に伴う給料の減及び退職手当の増、また年度途中の人事異動を含め人件費の予算を精査した結果、補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**健康福祉部長（登壇）** 続きまして、第63号議案につきまして、ご説明申し上げます。  
（第63号議案 朗読）

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、国民健康保険料の確定、人件費の減、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護給付金の確定、保健事業費の増、平成25年度国庫負担金等の精算に伴う補正予算でございます。

それでは事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、2の7ページの「歳入」でございます。

第1款 国民健康保険料、第1項 国民健康保険料、第1目 一般被保険者国民健康保険料及び第2目 退職被保険者等国民健康保険料の減につきましては、本算定に基づき、それぞれ減額するものでございます。

第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金216万円の増につきましては、データヘルス計画の策定に伴い、国の特別調整交付金を増額するものでございます。

第4款 療養給付費等交付金、第1項 療養給付費等交付金、第1目 療養給付費等交付金2,078万4千円の増につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの平成25年度交付金及び平成26年度退職被保険者等国民健康保険料の確定に伴い、増額するものでございます。

2の8ページでございます。第5款 前期高齢者交付金、第1項 前期高齢者交付金、第1目 前期高齢者交付金で4,024万3千円の減につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの平成25年度交付金確定額通知書により確定いたしましたことか



ら、減額するものでございます。

第9款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金で、職員給与費等繰入金の499万円の減につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の精査による減と、非常勤職員の雇用に伴う増を相殺し、減額するものでございます。

第11款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金で2億3,878万8千円の増につきましては、平成25年度決算におきます前年度からの繰越金でございます。

次に、2の9ページの「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の減につきましては、先ほど歳入でもご説明申し上げましたとおり、職員の異動と非常勤職員の雇用を精査し、499万円を減額するものでございます。

第3款 後期高齢者支援金等、第1項 後期高齢者支援金等、第1目 後期高齢者支援金で14万7千円の増及び2の10ページの第4款 前期高齢者納付金等、第1項 前期高齢者納付金等、第1目 前期高齢者納付金で2万2千円の増につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの拠出金確定に伴い増額するものでございます。

第6款 介護納付金、第1項 介護納付金、第1目 介護納付金につきましては、全国の医療保険者が法定相当分を拠出方式により支出するもので、2年後に精算される仕組みとなっております。このことから、現年の納付金の確定、精算分の確定により16万7千円を減額するものでございます。

第8款 保健事業費、第2項 保健事業費、第1目 疾病予防費216万円の増につきましては、歳入でもご説明申し上げましたとおり、データヘルス計画策定のための委託料でございます。

次に、2の11ページでございます。第10款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 財政調整基金積立金につきましては、前年度繰越金から、予算編成通知に基づき、突発的な医療費の増加に備え増額するものでございます。

第11款 諸支出金、第1項 償還金利子及び還付加算金、第2目 償還金につきましては、療養給付費等交付金の確定に伴う精算がすべて翌年度において精算されますことから、超過交付分を返還するため2,847万4千円を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第63号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第64号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第64号議案 朗読）

今回の補正予算の内容といたしましては、出納整理期間中に収入されました保険料を繰り越しし、広域連合へ納付するものでございます。

それでは事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、3の7ページ、「歳入」でございます。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 事務費繰入金の63万3千円の減額につきましては、後期高齢者医療支弁職員の異動に伴います人件費を精査し、63万3千円を減額するものでございます。

第4款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金で1,016万5千円の増額でございますが、前年度保険料の繰越分でございます。

次に3の8ページ、「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございますが、先ほど歳入でもご説明申し上げました後期高齢者医療支弁職員の異動に伴います人件費を精査し、63万3千円を減額するものでございます。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金の1,013万8千円の増額でございますが、これは前年度保険料の繰越分で、広域連合へ納付するものでございます。

第3款 諸支出金、第1項 繰出金、第1目 一般会計繰出金で2万3千円の増額でございますが、これは前年度の事務費精算金で、一般会計へ返還するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第64号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第65号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第65号議案 朗読）

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、前年度決算確定に伴う精算分の増及び一般会計への予算の組み替えによるものでございます。

それでは事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、4の7ページ、「歳入」でございます。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 介護給付費負担金245万9千円の増額につきましては、前年度交付金の精算に伴うものでございます。

第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 地域支援事業交付金56万1千円の減額につきましては、歳出の地域支援事業費の減額に伴うものでございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 介護給付費交付金501万9千円の増額及び第2目 地域支援事業交付金36万9千円の減額につきましては、前年度交付金の精算に伴うものでございます。

第5款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 介護給付費負担金261万2千円の増額につきましては、前年度交付金の精算に伴うものでございます。

次に、4の8ページでございます。第5款 府支出金、第2項 府補助金、第1目

地域支援事業交付金 28 万 1 千円の減額につきましては、前年度交付金の精算に伴うものでございます。

第 7 款 繰入金、第 1 項 一般会計繰入金、第 2 目 地域支援事業繰入金 28 万 1 千円の減額につきましては、歳出の地域支援事業費の減額に伴うものでございます。第 3 目 職員給与費等繰入金 424 万円の減額につきましては、4 月の職員の異動等に伴うものでございます。

第 7 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 1 目 介護保険給付準備基金繰入金 39 万 6 千円の減額につきましては、歳出の地域支援事業費の減額に伴うものでございます。

4 の 9 ページでございます。第 9 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金 8,664 万 9 千円の増額につきましては、前年度の繰越金でございます。

次に 4 の 10 ページ、「歳出」でございます。

第 1 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費 424 万円の減額につきましては、歳入でもご説明申し上げましたとおり、人事異動等に伴い人件費を精査したことによるものでございます。

第 2 款 保険給付費、第 1 項 保険給付費、第 7 目 保険準備費 4,751 万 9 千円の増額につきましては、介護保険給付準備基金に積み立てを行うものでございます。

4 の 11 ページでございます。第 3 款 地域支援事業費、第 1 項 包括的地域支援事業費、第 1 目 包括的地域支援事業費 8 万 5 千円の増額につきましては、共済費率の変更等に伴うものでございます。

第 3 款 地域支援事業費、第 2 項 介護予防事業費、第 1 目 介護予防事業費 127 万 3 千円の減額及び 4 の 12 ページ、第 3 項 任意事業費、第 1 目 任意事業費 70 万円の減額につきましては、地域支援事業費の一部を一般会計へ予算組み替えを行うことによるものでございます。

第 4 款 諸支出金、第 1 項 償還金利息及び還付加算金、第 2 目 償還金 1,717 万円の増額につきましては、前年度の償還金確定に伴う精算金となっております。

4 の 13 ページでございます。第 4 款 諸支出金、第 2 項 繰出金、第 1 目 一般会計繰出金 3,205 万円の増額につきましては、前年度の保険給付費等の精算金を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 65 号議案 平成 26 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案 4 件に対する質疑を行います。議会運営委員会でも確認されておりますように、質疑は極めて簡潔にお願いしたいのと、執行部におかれましても簡潔な答弁を求めて、質疑に入りたいと思います。

それでは、質疑を行います。

河野議員 様々、資料要求させていただきました。気になるところですが、一般会計補正予算の部分で、歳出で言う保育士等処遇改善補助について、資料も求めておりますけれども、これに関わる歳入も説明されたところですが、これは、この時期なのか。この時期の補正ということで、国の申請採択上のスケジュールに沿って、この時期が適切だったのか。もうちょっと早くできたのではないかという、一部、疑問を持っておりますので、答弁を求めます。それによって、民間保育園への補助について遅滞するということですかね、本来、もっと早く採択できたものであれば収入できたかも知れない。これは私の予測ではありますけども、お答え下さい。

あとは、第三小学校の基本構想ですね。いろいろと実施設計をしたうえで、耐震化の方向性が出るというのは、当初予算の審議でも相当やっておられたなど、委員会傍聴していて、記憶しております。ただ、この650万の基本構想業務は、第三小学校の総合的な検討ということはおっしゃってますけれども、この間、一般質問させていただきました。小・中一貫校という話が持ち出されたり第一中学校の移設とかいう中でね、校区とか、様々全体的な教育の方向性にも関わると思っております。そういう意味で、第三小学校改築基本構想業務の、こういった委託料ですからコンサルタントが入るんですが、検討される内容において、どういったメンバーで議論をなさるのか、あとPTA、保護者、教職員、現場の声はどのように反映されるのかということについて、答弁を求めます。

また、このスケジュールですね。そうは言っても延々と議論するわけにはいきませんし、耐震化に関わる国庫補助の採択の関わりもありますので、その点は間違いなくやれるのかということで、ちょっときつい質問ですけど、お答え下さい。

あと、史跡桜井駅跡史跡整備実施設計業務ですけども、これも前々回の一般質問で私、島本駅での防犯上の問題、申し上げました。様々、警察に対して申し入れとかされたように聞いておりますが、ホームと史跡公園との間の死角的な問題ですね。ちょっと、バクツとした言い方しますけども、そういったことも加味されて、JRとの境界の史跡整備に充てられるのかということはお聞かせ下さい。

あと、国民健康保険と介護保険の補正予算をお聞きしております、それぞれの給与費明細書を見せていただきまして、ちょっと事前のヒアリングでこのところ、私、漏らしておりました。国民健康保険の、63号議案の2の12で補正前後において1名、減員になっております。また介護保険においては、補正後職員数1名減員で、再任用、短時間勤務職員を入れて5人ということですが、トータル的に考えて、この春から保険年金課という機構改革をされてますが、介護保険、国民健康保険を合わせ持つ担当課としては大幅な人員削減なのであろうかというふうに思っておりますので、その点はどうのような措置になっているのか。私一人の心配なのか、答弁をお願いいたします。

あと、当初予算で求めていたものについて徐々に具体化されている内容については、

やはり言わなくてはなりません。マイナンバー制度に関わる法改正等対応例規整備支援事業だということを、総務費の委託料でおっしゃいました。これは、こういう形を取るのかということですね。それと、私たちが会派として当初予算で申し上げておりますセキュリティの問題、あと個人情報の問題、名寄せなどの問題ですね。そういったことは担保されるのか、この事業費においてどうなのか、答弁を求めます。

同じく教育費の委託料にも、法改正等対応例規整備支援事業というのがあると聞いております。法改正によるものと聞いていますが、前の佐藤議員の一般質問にも関わる内容だと思っておりますので、これは別枠で、こういった委託料を取らなければいけなかったのか。国の法改正に基づくことでの負担増ですので、負担増と私は思いますので、そういうことがこれから年度途中とかに突如として、私たちは「暴走」と言っていますけども、法改正によって、こういうものが次々とあがってくるということで懸念をいたしております。何らかの国費の担保はあるのですか。答弁を求めます。

**教育こども部長** それでは、まず保育緊急確保事業補助金ということで、保育士等の処遇改善に関する補助金に関してのご質問でございます。今年度、昨年の安心こども基金で実施されていたものが新たな補助制度へ変更されたということで、提案させていただく時期でございますが、これにつきましては、国から大阪府を通じまして変更が届いているわけですが、これにつきましては内容の精査も含めて検討させていただいた結果、今回の提案になったということで、遅いのではないかとご指摘ではございますが、内容の精査も必要であったということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、第三小学校の基本構想でございます。第三小学校についても、当初より耐震補強工事ということで進めておりましたけども、やはり3棟ある棟のうち1棟が、1階のみならず2階、3階と、耐震壁がほぼ柱ごとに入るというような事実が確認できましたので、実際、校舎としては使用できないという状況が明らかになりましたので、今後、学童保育の学年の拡大とか、そういったことも踏まえまして、いろんな面で総合的に第三小学校の敷地が活用できないか。それと保育所ですね、保育所についても今後耐震補強なりをしていかなければならないという中で、一体的に学校とできないか、ということも含めた基本構想を、幾つかのプラン、専門家の方に入っていたいでやっていきたいと思っております。

検討するにあたりましては、当然、教育委員会だけではなく、まちづくり事業推進プロジェクトチームでありますとか総合政策部も含めて、全庁的に一緒になって考えていきたいというふうに考えております。また、一定の案ができた段階で、その辺についてはどういう手法でやるかは別といたしまして、学校関係者、PTAの方にも情報として流して、ご意見を聞くというようなことはやっていきたいというふうに思っております。

それから、桜井駅跡の柵の件ですが、これについては老朽化しておりまして、石でできております。崩れかかっているところもありますので、安全上問題があるということで、早期に改善が必要であるということで、今回、考えております。

なお、この箇所については防犯上のご指摘もございましたので、ただ、防犯上の問題でやると、今の形を別の形に変えないと駄目だということでございますので、その辺については、管理を島本町がやっているというものの、大阪府のほうとの協議も必要になってまいりますし、景観という意味合いでは、全く目隠しにしてしまうのがいいのかどうかということもございますので、そんなことも踏まえて設計のほう、関係機関とも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

また、もう1点、法改正ということで、今回、補正をあげさせていただいています。これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正ということで、教育委員会制度が来年4月から大きく変わります。これに伴いまして、教育委員会が所管している条例、あるいは規則等々含めて改正が必要になってまいります。非常に多岐にわたりますので、今回の子ども・子育ての新制度もあるんですけども、それ以上に多岐にわたる改正が必要となります。そういったことについて、なかなか原課だけでそれを改正していくというのは非常に難しい現状にございますので、今回、委託をすることで、通常のこういう改正等、法規審査につきましては総務部のほうで対応させていただいておりますが、新たな大きな改正ということで、これはこれまでといえますか、現状で総務部のほうで委託しております業務の中には含まれないということでございますので、改めて予算計上をさせていただくということでございます。

なお、国の大きな変更でありますけども、こういった経費については、補助金はございません。

以上でございます。

**総務部長** それでは、総務費の一般管理費の委託料の法改正等対応例規整備支援業務について、お答えさせていただきます。こちらの内容につきましては、現行、本町が持っております例規がマイナンバー制の関連法との、どういう影響を及ぼすかということの調査をする委託料でございます。ですから、この調査をした段階で、どういう改正が必要かというのは27年度の当初予算で予定をしております。

また、これにつきまして特定財源というのは、国費は特にございません。

以上でございます。

**健康福祉部長** 国民健康保険と介護保険が、この4月から保険年金課で一元化をさせていただいております。議員から人員削減ではないかというご意見がございましたが、原課といたしましても、大変厳しい状況というのは間違いがございません。このため、先ほど補正予算で臨時職員の方の雇用の賃金という形で増額の補正もお願いしておりますので、年度内につきましては、限られた人員の中で鋭意事務作業をしていきたい、

このように考えております。

以上です。

**河野議員** ちょっと、いっぱいしましたので。今、逆から行きますと、保険年金課の減員を臨時職員で補うということですが、これは補正ですが、やはり4月1日から機構改革をしておりますので、その点がほんとに順調に、円滑に、最少の時間をかけて最大の仕事をできるという環境にあるのかというのでは、一般質問などでも問題が提起されたとは思ってますので、引き続き、こういったチェックはさせていただきたいと思えます。ちょっと懸念はしております、こういう減員のあり方ですね。

それから、あと介護保険なんかの改定がまた迫っておりますので、それに備えはできているのでしょうか、ということで、町長、いかがでしょうか。これは人事という立場でお答え下さい。

あとは史跡公園の整備については、景観の問題もありますし、やっぱり大阪府との調整、様々な史跡、財産ということがありますので、踏み込みませんが、防犯上の問題は一定、あれ以後、警察などへの協力要請をされていると聞いてますので、住民への啓発、防犯上の対策強化ということで理解はいたしましたので、この史跡整備に対しては、これ以上、質問はいたしません。

マイナンバー制度についても、これはやはりしなければならない仕事、国の専決規定なり制度改正によって、しなければならない仕事であるにも関わらず、担保がないというのは非常に、議員としても何とかしなければいけないというふうに思ってますが、この調査を終えられた後、中間的な報告を求めておきます。

あと、保育士等処遇改善補助については、ちょっと答弁がわかりづらかったんですが、精査が必要であったということですが、制度そのものの精査というよりは、私はやはり子ども・子育て新制度の準備や機構改革があり、そういうことの前後の中でね、一定、実務が遅滞していたのではないかとというふうに考えております。その点、町長はいかがでしょうか。本来は前年度か今年度当初に措置されることもできたのではないかと。他市町村の動向も踏まえてお答え下さい。やはり、「入を計り出を制す」とおっしゃいますけれども、入るものについてはしっかりと確保するというのが、この間の様々な繁忙の中で遅滞を招いていませんかということで、一部の問題ではありますけれども、問いかけさせていただきます。

**総合政策部長** まず、今回の4月1日付けの機構改革に伴います人事上の問題でございますが、これにつきましては一昨日も超過勤務の問題等々、ご指摘もいただいておりますし、基本的には、まず仕事の分担の見直しというふうなことも当然必要になってこようかと思えます。そういった中で、まず課内で対応していただくというのが基本でございますが、それでもできない場合は部内で、課を越えた事務の見直し、そういったことも含めてやっていただく。なおかつ対応できないという場合については、こ

れはまた全庁的な組織体制の見直しが必要になってくるというふうなことで、そういうふうな全庁的な見直しをするまでもなく、課内、部内で、まずは対応していただくというのが基本である、このように考えているところでございます。

以上でございます。

**教育こども部長** 保育士等の処遇改善の補助金に関してでございますけれども、当初予算でもいけたんではないか、ということでございますが、当初予算には到底間に合いません。具体的な補助金交付要綱、26年度の事業について示されておるんですけども、この中でも、各事業について26年5月29日付けで文書が配付をされております。ですから、具体の中身が通知されてきたのが、国では26年5月29日ですけども、それからまだ時間が経って我々のところに届いているという実情がありますので、それから言いますと、中身の精査も含めて今回に至ったということは、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

**平野議員** 一般会計補正予算に対して、質問いたします。

債務負担行為や教育費に関わって、三小の給食棟の設置工事は見送りというか、なくなり、第三小学校の改築基本構想業務の委託料という形で予算があがっております。この件に関しまして、説明もお聞きすれば、なぜ、そのことが必要かということについては、一定理解するものです。

しかしながら、小学校、それから学童に関しては、もちろん建て替えるという必要性もあるかも知れませんが、保育所をそこへ持っていくということについてね、どういう意思決定をどこでされたのかということについて、お聞かせいただきたい。と言いますのは、公共施設の適正化に関わる庁内のプロジェクトチームなどもあると思うんですけど、その中ではどういった検討がなされたのかということ、改めてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、1の15になりますか、マイナンバー制度に関わって法改正などに対応するための条例、法改正等対応例規整備支援業務ということで162万あがっておりますけど、ほんとに国庫補助もなくして自治体の単費で、持ち出しでやらなければならないというのは非常に理解できないところなんですけど、具体的に条例を整備するものというのがどのようなものがあるのかということで、お訊きしたいと思います。

それから、1の22に情報伝達システム使用料3万5千円というものがあがっていますね。保育所において警報発令時等の保護者への迎えの依頼や閉所のお知らせなどの情報などを、携帯電話などのメールアドレスへ一斉通信ができるシステムを整備するものということなんですけど、携帯電話など、パソコンとかスマートフォンとかを持っておられる方への情報は伝達はできるかも知れませんが、持っていない方がおられたとしたら、持っていない方への情報伝達が漏れるというようなことはあってはな



らないと思いますけど、その辺の配慮というか考慮については、きちんとされるのかどうかということ、こういう態勢をつくるにあたって考えておられますか。お訊きいたします。

それから、1の29ですね。教育費の委託料です。これは教育委員会制度の大きな改正というんですか、私から言わしたら「改悪」になるんですけど、に関わるものだというふうに思っております。これについてはね、委託料という形で発注されるわけですけど、島本町で独自で、町の職員でできることではないのですか。あえて委託をしないとできないような、それほどの複雑な業務なのでしょうか。マイナンバー制度に関しましては、かなり複雑だというふうなことはよくわかりますけど、この辺についてはどうなのでしょう。一体、どういうふうに、どんな条例が変わるといふふうに予測しておられるのかということをお聞かせいただきたいと思ひますし、この制度改革については、やはり十分な説明といふか、半年ですからね、住民への説明なり議会への説明といふのも必要だといふふうに思っております。その点、考えておられますでしょうか。お聞かせ下さい。

以上です。

**総務部長** それでは、総務費の一般管理費のほうの委託料、法改正等対応例規支援業務について、お答えさせていただきたいと思ひます。

具体的な条例という部分では、少なくとも個人情報保護の条例については、一定の改正といふのが必要になってくると思ひます。他につきましては、影響調査といふのを、この委託料の中でしますので、どの分がといふのは、これから業務をやってみないと、なかなかわからない部分がございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

**教育こども部長** まず、第三小学校の基本構想についてでございます。保育所を第三小学校の敷地内にといふことを、意思決定したわけではございません。保育所につきましては、耐震補強が必ず必要だといふ結果も出ておりますので、ただ、保育所を耐震補強するにあたりましては、全面的な仮設が必要になってまいります。その場所の確保も含めて、いろいろ考えていきますと、そういったことも第三小学校の敷地内で考えられないか、といふことで、今回の基本構想を考えるにあたって、保育所も一緒に一度考えてみようといふことでございます。

それと、次に情報伝達システムについてでございます。当然、携帯電話、パソコンをお持ちの方に対しては、これで伝達できるわけですが、それ以外の方への配慮といふ点につきましては、これまで同様、電話等で連絡ができるような態勢は整えていきたいといふふうに思っております。

それから、教育委員会制度の変更に関わりまして、例規等、職員でできないのか、といふことでございます。できないことはございません。ただ、非常に多岐にわたる

ということで、なかなか、これだけに専念して改定をしていくというのは非常に難しいというふうに考えております。改正のみならず、今回、新たに「総合教育会議」というものも設置をします。これに関しましても、新たな設置ということでございますので、条例になるのか規則になるのか、それは別といたしまして、新たな整備と、あとあらゆる例規、規則等の中で「教育長」という名前であったり「教育委員会」、あるいは「教育委員長」「職務代理者」というような文言があらゆるところがございます。それについて、改正が必要かどうかも含めて十分検証する必要があるでございますので、単純に検索、今ある例規の中で検索しますと、「教育委員会」という名称だけでも74件、そういったものがございます。それが実際に、今回の国の改正に伴って改正が必要なのかどうか、それも見極める必要がありますので、委託をさせていただくということでございます。

以上でございます……（平野議員・自席から「住民への説明」と発言）……。

制度の住民への説明ということでございますが、国での大きな改正でございますので、島本町としてどういう体制になるのかということについては、広報なりホームページの中で、住民の皆さんにはお知らせしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

**平野議員** 三小の件に関しましてね、再質問しますけれども、ちょっとお答えがなかったのは、教育委員会の判断で校舎のほうと学童保育室、それから保育所ですか、も、そちらに——建てるかどうかはまだもちろん決まってはいませんけれど、保育所をそこに移転するというんですか、移転して建て替えるというか、方針というか、ということも検討するということだと思うんですけどね。私も、それは一つの案だなというふうには思っておりますけれど、ただ、公共施設の適正化のほうの検討会議があるわけですから、そういった大きな公共施設のあり方を検討していく中で、保育所はどうする、一中はどうするとか、そういうことを当然検討しておられるものだというふうに私は思っていましたのでね。何か、そちらのほうのプロジェクトチームがうまく機能しているのかどうか、よくわからないというところなんです。所管のほうで、お答えいただきたいというふうに思っております。

それから、保育所に関しましては、鶴ヶ池住宅跡地の売却のときに、随分、申しました。保育所の耐震化に関わって仮施設を建てる場所として残しておくべきじゃないかということも申しました。でも、その際は、いやいや住民ホールの土地もあるので、そちらで活用できるかも知れないというようなことが言われて、結局、住民ホール跡地はし尿中間処理施設を建てますということになって、そういう活用するところがなくなったので、今度は三小に持っていきますよということですね。何か、計画性がないというか、私から言わせたら計画性がないのではないかというふうに受け取って

しまいます。決して、三小に保育所を持ってくることが駄目だと言っているわけじゃないですよ。ですけど、どうも公共施設をどうするのかということに計画性がなさ過ぎるのではないかなというふうに思っていますので、所管、こちら側のプロジェクトチームなのか総合政策部なのか、両方、お答えいただけたらと思います。

**総合政策部長** 今回の第三小学校の基本構想に関するお尋ねでございますが、これにつきましては公共施設の適正化基本方針、これに基づくということになるわけですが、まだ、今後、公共施設全体の見直しが必要になってまいりますので、それについては、この基本方針の中で検討していく必要がございますが、小学校の耐震化、これはもうほんまに急務になっておるわけでございます。全体の公共施設の中でも、今後――プールの問題もございましたが、小学校の耐震化については喫緊の課題ということで、先行して、これについては取り組んでいく必要があるということで、今回、別枠と言いますか、予算については別途あげさせていただきまして、それに連動しまして、公共施設全体の今後のあり方についてもあわせて検討していくということで、今回、補正で取りあえずあげさせていただいたということでございます。

以上でございます。

**教育子ども部長** 保育所の仮設につきましては、当然、場所が必要になります。園庭を活用するというのも一つあると思いますけども、議員ご指摘のように、まとまった公共用地というのはなかなか確保が困難な状況にもございます。

そういった中で、教育委員会として三小の今回の耐震化に向けた設計の中で、3棟あるうちの1棟が全く機能しないような状況が明らかになったということもございますので、この4月から保育所も教育委員会の所管になっております。そういったことも含めて総合的に対応ができないかということで、今回、教育委員会だけでなく、まちづくり事業推進プロジェクトチームでありますとか総合政策部とも話し合いの中で、そういったことも基本構想の中に入れつつ検討ができないかということで、今回、補正予算の提案をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 1の16ページ、総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍電算化関連業務について、お尋ねいたします。

業者を確定されたのだと思います。どちらに決まりましたか。不正アクセス、大量の情報の流出等、懸念するところがたくさんあり、個人情報保護運営審議会でも随分議論があったところです。以前に、オンライン化はしないとおっしゃっていましたが、独立したシステムであると。しかしながら、ベネッセの関連会社の件でもあったように、パスワードの管理について、誰が、この情報を扱うのか。職員が業務を行う範囲等、かなり広がったということがわかりました。それについては、どのように把握しておられますか。

また、役場の地下でデータ化されたかと思うんですが、これらのこと、移動するとき、この移動に関しては一番懸念されるというところですか。セキュリティについて、どのような対策が取られているか、お示し下さい。

また、マイクロフィルムか何かでデータ化されたもの、先方がきちんと破棄されるか。この「破棄」というところをどう確認するのか。そのあたりのところをお示しいただいて、現在の進捗状況をお教え下さい。

**健康福祉部長** 戸籍の電算化についてでございますが、まず、1点目の契約いたしました業者につきましては、富士ゼロックスシステムサービス株式会社でございます。

セキュリティの関係でございますが、まず、データ化するとき、議員からご指摘ありましたように、役場の下の庁舎のほうに現在の紙の戸籍を移動させまして、そちらのほうでマイクロフィルムの撮影をさせていただきました。2日間かけてやったと思うんですけど、それは休日にやっております。職員も必ず立ち会いをする形で、紛失がないような形で、ずっと立ち会って業務の、紙の戸籍を移動するときからずっと立ち会って、保管する最後まで立ち会ってやっております。

それから、その物を持っていくとき、当然、業者の富士ゼロックスの会社が大阪市内にございますので、そちらに運ぶ場合につきましては車で運搬するんですけども、ジュラルミンのケースの中に入れてまして、厳重に鍵を施錠して、それを車の中に固定させて運搬をしていただいております。

今回、予定でございますけども、一応、来年の3月の中旬以降には稼働する予定になってございますので、稼働した場合は、当然、住民課長が管理責任者になると思うんですけども、職員の中でも、その辺、徹底して運営をしていきたいと思っております。

それから、個人情報の保護運営審議会にも今回の戸籍の電算化につきましては諮問させていただきました。大きく5点のご意見をいただいております。そのご意見すべてにつきまして、仕様書、それから契約書の中に明記いたしまして、契約を結んだという状況でございます。

破棄につきましても、ちゃんと契約書の中に明記をさせていただいておりますので、そういう形で、個人情報につきましては厳重に取り扱いをしております。

以上です。

**岡田議員** 1の6ページなんですが、債務負担行為の補正に関しまして質問させていただきます。

資料も提供されておられますが、グループウェアの構築ですね。これは、ちょっと事前に訊きますと、全職員の日程というんですか、行動が書いてあるというのか、このコンピュータを見れば一目瞭然にわかるようなシステムになっているということをお聞きいたしております。これは平成18年から利用されておられまして、今回、また26年から31年までの5年にかけてのリースの、債務負担行為で補正があがってきてると

思うんですけどね。

これは全職員、これは必要なのでしょうかね。庁舎内の職員同士の間しか目が通せないような形になっているようにお聞きしておりますが、全職員のこれ、要るんでしょうかね。私は必要ないんじゃないかなというふうには思っているんですけどね。これに関しまして、もう少し詳しく説明していただきたいと思っております。例えば、一人ひとりの職員の行動、それがどの範囲で更新されて、何日間のものが出ているのかどうか。その辺のこととか、また正職の方だけなのか、またアルバイトの方も全部含めての職員なのか。あるいはまた出先機関である人権文化であるとか図書館、そういう方の職員の方も、この中を見れば一目瞭然にわかるようになっているのか。もう少し詳しく、教えていただきたいと思えます。

それと、第三小学校の改築基本構想業務ということで、今回、補正であがっておりますがね。この基本構想をしようというようなことは、いつ、決まったのでしょうかね。その辺も、お聞かせいただけますか。

**総務部長** 債務負担行為の中のグループウェアでございますが、グループウェアシステムの中に職員のスケジュールというのがあって、そういうのも活用できるということでございまして、このグループウェアそのものは、電子メールとか、あと会議室の予約、それから公用車の予約、設備予約、あと町の行事の確認、それから新着情報をそこで管理をしているという、その他に、個人のスケジュールが管理できるようになっております。

基本的には、庁内LANという内部のいわゆるネットワークがあるんですが、それに繋がっている端末、合計8月19日現在で321端末と繋がっておりまして、正職のみが使えるようになっております。

以上でございます。

**教育こども部長** 第三小学校の基本構想の件でございますが、いつ決まったのかということでございます。今年度、各小学校の耐震化に向けました設計業務を進めてまいりました。その中で、先ほど来ご説明をいたしておりますように、第三小学校は三つの棟に分かれておりまして、そのうちの一つが校舎として機能しないということが明らかになりましたので、今回、補正であげさせていただいております給食棟の部分についても、これ以上進めても、今後、その校舎自体をどうするかということによって大きく変動するものでございますので、そのことについては、一定、7月の中旬に給食棟の事業を進めることについてはいったん中止するというところで、町長まで決裁をいただきまして、事務を進めてきたところでございます。

今後、どうしていくかということでございますが、いずれにしても、3棟あるうちの1棟については学校の校舎として機能しないということでございますので、そこを建て替えるのか、それとも他の3棟も含めて新設にするのかということを考える必要

がございます。そういった中で、教育委員会としては、保育所の耐震化も大きな課題になって急がなければならないということ。それから学童保育室についても、今後、学年も6年生まで拡充を順次していく必要が将来的には出てきますので、その教室の確保、そういったことも含めて、総合的に第三小学校だけではなく考える必要があるということで、まちづくり事業推進プロジェクトチームであったり総合政策部のほうと協議を進める中で、一体的な基本構想を、専門家を交えて作っていきこうということになりまして、今回、補正予算に提案させていただいたということでございます。

以上でございます。

**岡田議員** グループウェア構築に関しては、私も、この議案の中身がある程度聞いて、今日に至っているんですけども、正職の、全職員の個人のスケジュールが一目瞭然、これを見ればわかるというようなこととお聞きしておりましたがね。これは何日から何日まで、期間的にはいつまでのスケジュールが、個人のがわかるんですかね。それか、その日だけのスケジュールしかわからないんですかね。

私は、管理職の方のスケジュールならともかく、全職員のスケジュールがわかるどころまでやっていかなあかんものなのかなということ、すごく感じてるんですよ。それであれば、人権文化の中にも正職の方、いらっしゃると思うんですよ。その方達の、もしも、これが一目瞭然で個人のスケジュールがわかるようでしたらね、これは平成18年からされてますでしょ、説明をお聞きしましたらね。そうしますと、申しわけないんですけど、今回、先ほど平成18年からっておっしゃいましたよ。そうしますとね、今回、名前は出ませんが、裁判にかかっている方にあっても正職ですよ。わかるはずじゃないですか、日程がおかしいって言うことが……。

**平井議長** 入力しないと、わからない。

**岡田議員** それはわかりますけどね、じゃ入力してなかったんですか。正職の方でしょう。正職の方でしたらね、入力されてたらわかるはずですよ。そうするとね、出先機関の方は入れてないというふうに理解してよろしいんでしょうかね。その辺、ちょっとまたお聞かせ下さいね。

それで、いつ更新をされるか、何日から何日までの日程が出てくるのか。私はね、全正職の方がこのように個人のスケジュールがわかるようになるんだったらね、もっともっと、この中に残業した時間でも、この中に書き入れてもらうぐらいのね……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……、あってもいいと思いますよ。こんなスケジュールばかりを見るようなものに、5年間の更新をして、リースして、何のためにこれ、してるんですかね。管理職だけだったら、私は理解できますよ。それだったら、今度からこの中にね、残業された時間帯、そういうものをきちんと、この中に入れてもらうように、ぜひお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

それと、さっきの人権文化の方のもわかるんじゃないかということも、お返事いた

だきたいと思います。ご答弁をお願いしたいと思います。

それと、私はちょっと町長に今度、すみません、ご答弁をお願いしたいんですけども、今年の町長の施政方針で、学校の耐震補強工事は全部できますかって、私は確認したと思うんですよ。ほんとに確認しましたよ。そしたらね、できるという答弁をいただいているんですよ。そうしたら、この第三小学校なんですけれども……、今年じゃなくって来年、27年にはできるって、お返事をいただいているんですね。そうしますと、第三小学校に関しましてはね、耐震補強は、これでオッケーというふうに理解してよろしいんですかね。ご答弁いただけますか。

**総務部長** グループウェアの件についてでございます。このスケジュールという部分は、既製品でありますので、パッケージの中に備わっている機能の一部でございます。それを使うか使わないかというのは、一定、設定によって変わってくる。先ほども申し上げましたように、このパッケージの中にはいわゆる電子メール、それからスケジュール管理、会議室の予約、公用車の予約、設備予約、町の行事の確認、あと例規との連動とかというファイルの連動もございますが、一つのパッケージになってまして、もともと備わってるものでございます。ですから、町が別枠でそれを付け加えたということではございません。

それと、人権文化センターの職員も端末がLANに繋がってますので、入力が可能です。入力をするかしないかというのは、一般職の部分では特に入力しないということは、必ずしも強制はしておりません。一定、その入力することによってどういう効果があるかといいますと、いわゆる会議をするときに、いろんな他部局にわたって会議をするときに、そのときに、どこかへ出張とか休みだとか、そういうものが入っていれば、それを見て日程調整ができるというふうな、一応参考にしております。そういった活用をしておりますので、そういうことでございます。

それから、期間というのは、一応カレンダーがある限り、未来までずっと予約といえますか、入力は一応可能となっているというふうに聞いております。

以上でございます。

**教育こども部長** 学校の耐震化については平成27年度末までにという目標は、過去から議会でもご答弁させていただいております。町長も平成27年度を目標に、ということで、その中には大きな支障といいますか、問題が生じなければということで、この26年度にも4校、小学校の耐震化に向けた設計予算も計上、認めていただいております。そういった中で事務を進めてきたわけですけども、先ほどご答弁申し上げましたように、当初、想定していなかった状況が出てきたということでございますので、これについては最大限補助金を活用するというので、これから基本構想をつくるわけですけども、進めてまいりたいというふうに思っておりますが、27年度中にすべて完了できるかどうかというのは、ちょっと第三小学校、第一中学校も含めてですけども、難

しい状況は出てきておりますけども、最大限、補助金の活用ができるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 申しわけないけどね、わかってましたよ。全部の小学校が27年にできないことなんかね、わかってましたよ。わかってたけど、そういうふうにお答えをいただいたんですよ。だからね、やっぱりお答えいただいた限りには、しっかりとそれに向かって頑張っていたきたい、このように思いますよ。ほんとにわかってましたよ、第一中学とか第三小学校の辺なんかね、難しいのかなってというのは、初めからわかってましたよ。わかってたけど、できるっておっしゃったから、そういうふうに言わせていただきました。

もう一つなんですけどね、人権文化が今まで正職なんだからね、更新できてますよね。それを今まで見られてなかったということなんですか。その上司の方っていうのは見られてなかったんですね、結局は、これをきちんと。もちろん、それは入力してなかったというふうに理解をしいんですか。入力してて、見てなかったのか、入力していなかったのか。やっぱり、その辺をはっきりしていただきたいし。

それと、このような素晴らしい機械をリースされるわけですから、今後、しっかりと超過勤務された職員の方も、きちんと時間を今度から入力していただくようにね、ぜひ、お願いいたします。そのスケジュールを見るだけではなくて、やっぱりチェック機能としても利用できるような、そういうものにしていただきたいんですが、そういうのはできないんですかね。ぜひ、よろしくお願いします。

私はね、こんなの全職員を入力する必要ないと思うんですよ。管理職の方だけでもいいんじゃないかなと思うんですけれどもね。その辺が見解の違いと言われれば仕方がないんですが、そんなに全職員のスケジュールをはめ込む、こういうふうにするのであればね、ぜひ超過勤務の時間帯も、昨日は何時間超過勤務したというのもね、このスケジュール表の中に加えて、ぜひ上司の方が見てもいいように、そういうようにもししっかりと、チェック機能も働かせていただきたいなというふうに思いますので、ご返答があれば、よろしくお願いします。

**総務部長** グループウェアの件とは直接関係ないんですが、職員の出退勤システムというのが別枠でございまして、職員がカードを持っておりまして、ここの庁舎であれば、出勤したときにカードを、いわゆるスライドする。退庁するときには、またカードを通すという形でございます。人権文化センターにも、現時点では備えているということでございます。

ですから、出退勤のほうのデータという部分では、必ず、そういう出退勤はチェックされているということでございます。

以上です……。失礼しました。この出退勤で、超過勤務の部分も把握できるという



形になってます。出退勤を入れるときに、まず、いつ帰ったかというのはわかるんですが、実績については超勤が何時間という部分では、そのコンピュータ管理がそれで自動的にされる形になっております。

以上でございます。

**平井議長** 暫時休憩いたします。

(午後6時58分～午後6時59分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、9月8日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は9月8日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後7時00分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 5 5 号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について
- 第 5 6 号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について
- 第 5 7 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 8 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 9 号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 0 号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例等の一部改正について
- 第 6 1 号議案 島本町年長者医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- 第 6 2 号議案 平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 3 号議案 平成 2 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 4 号議案 平成 2 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 5 号議案 平成 2 6 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成26年

島本町議会9月定例会議会議録

第4号

平成26年9月8日(月)

## 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 4 号)

年 月 日 平成 26 年 9 月 8 日 (月)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	副 町 長	乾 知 範	教 育 長	岡 本 克 己
総 合 政 策 部 長	島 田 政 弘	総 務 部 長	柴 山 則 文	まちづくり事業推進 プロジェクトチ-ム 部 長	由 岐 英
健 康 福 祉 部 長	近 藤 治 彦	都 市 創 造 部 長	水 木 正 也	上 下 水 道 部 長	今 中 良 昌
消 防 長	木 下 光 平	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀	会 計 管 理 者	妹 藤 博 美
総 合 政 策 部 次 長	岡 本 泰 三	教 育 こ ど も 部 次 長	川 畑 幸 也	総 務 部 財 政 課 長	中 嶋 友 典
健 康 福 祉 部 保 険 年 金 課 長	島 村 博 之	教 育 こ ど も 部 教 育 総 務 課 長	多 田 昌 人		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	永 田 暢	議 会 総 務 課 長	猪 倉 悟	書 記	村 田 健 一
書 記	小 東 義 明				

## 議事日程第4号

平成26年9月8日(月)午前10時開議

- 日程第1 第62号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第4号)  
第63号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
第64号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
第65号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第2 第66号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 第67号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第4 第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算  
第2号認定 平成25年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算  
第3号認定 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
第4号認定 平成25年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
第5号認定 平成25年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
第6号認定 平成25年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算  
第7号認定 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
第8号認定 平成25年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算  
第9号認定 平成25年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算  
第10号認定 平成25年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算  
第11号認定 平成25年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算  
第12号認定 平成25年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算  
第13号認定 平成25年度島本町水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

**平井議長** おはようございます。前会に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第62号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第4号)から、第65号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題とし、前会の議事を継続いたします。

それでは、前会に引き続き、質疑を続行いたします。

他に質疑ありませんか。

**川嶋議員** おはようございます。一般会計の補正予算に関しまして、質問させていただきます。

1の30、第三小学校の改築基本構想業務というのがありますが、昨日、岡田議員からも質問とかいろいろあったんですけども、そのときの説明によりますと、今後、耐震補強をしても校舎としての機能が落ちるというご答弁もありました。それと、保育所と学校と一体にならないか、専門家に入ってもらって見てもらうという、そういうご答弁もございましたが、来年度、27年度ですね、四つの小学校を耐震補強工事の計画となっておりますが、あと残る3校、それは確実に耐震補強工事が実施されることになるのかということ、もう一度確認したいのと、それと、この三小に関しまして、今後、専門家に入っていただいたの構想業務、これを受けましてのその後の計画、一定の目処というんですかね。その点、今後の三小に関しましてはどのようにされるのか、一定の目処はいつ頃立てられるのか、ということをお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、中学校に関してもそうなんですけれども、二中は耐震補強が今、できておりますが、一中がまだ今、計画中ということで、それもなかなか先が見えていない今の状況なんですけれども、その点の、学校のそういう整備に関しての今後の一定の目処、そういうようなのをどの辺まで、今、お考えになられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、1の24ページの成人用肺炎球菌と水疱瘡の予防接種の委託料があがっております。これは26年の10月から実施ということになっておりますけれども、これに関しましての周知、これはどのようにされるのか。これは急がないと、ちょっといけないんじゃないかなと思ったんですけども、その点について、お聞かせ下さい。

**教育子ども部長** おはようございます。それでは、耐震に関する川嶋議員のご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、小学校の耐震についてでございます。第三小学校を除きます、あと三つの小学校につきましては、今、順次耐震化に向けた設計を進めておりますので、来年度には、

このままいけば工事にかかれるという見込みでございます。

あと第三小学校につきましては、これまでもご答弁を申し上げてきましたけども、三つに分かれております校舎の一つが校舎として機能しないということでございますので、今後、保育所の耐震化も進めていく必要がございますので、それも含めた形で基本構想を今年度中に、それも早い時期に構想を立てて、できるだけ早く耐震に取り組みたいというふうに思っておりますので、来年度当初予算にどういう予算が計上できるか、今は明確には申し上げられませんが、何らの形で設計というのは、来年度当初予算にあげられたらあげたいなと思っております。そのためには、基本構想を早期に作って、どういう方法で行くのかというのを明らかにしたうえで、来年度、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それと、第一中学校についてでございますが、一般質問等でもご質問も、これまでもたくさんいただいております。一中も急がないといけない、というのは重々承知しております。これまで移転も含めた検討を進めてきておりますけども、移転というのは非常にハードルが高く、課題も多くございますので、そういった意味では、現地で何とかできないかなということで考えてはおるんですけども、これも早急に結論を出しまして、来年度、何らか耐震の工事ができるように努力をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 成人用肺炎球菌ワクチンの接種の対象者への案内でございますけども、これにつきましては対象者が確定をしておりますので、その対象者の皆様に対しまして、直接、案内通知という形で送付させていただく予定をしております。

以上でございます。

**川嶋議員** 予防接種に関しましては、案内を対象者の方に出されるということで、理解いたしました。

あとは耐震に関しましてですけれども、ほんとに、これは何を置いてでも早急に進めないといけないものだと考えております。今までも様々ご意見が、いろんな議員の方からありましたように、島本町はほんとに耐震が遅れているということも現状でございます。三つの小学校、一つの中学校に関してはできます。しかしながら、あとの二つ、これも生徒は毎日そこに行くわけで、その点をしっかり、早急に、着実なもので構想を練っていただいて、していただきたいと思っております。その点について、ほんとに来年度、しっかりと先ですね、一定の見通し、それをしっかりとつけていただきたいと思っておりますが、再度お伺いいたしますけれども、よろしくお願いいたします。

**教育こども部長** 耐震の問題につきましては、教育委員会といたしましても、子ども達の生命に関わる部分でございますので、早期に耐震化を進めたいということで、これまでも進めてきたわけですけども、いろんな支障が出る部分が出たりということで遅れてきておりますけども、1日も早く耐震化ができますように、関係部局とも協力しながら進め

てまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** 国保の補正予算について、お伺いいたします。

国保繰越金見ますと、2億3,878万8千円ということになっております。今年、保険料を約4%の値上げをされました。上がった分が入る保険料というのは、およそ幾らになるのか。ちょっと考えてみましたが、昨年の決算を見ますと保険料は調定額で約8億4千万、この4%というのは、3,400万円弱ということで、おそらく、この前後の金額だというふうに考えます。今回、1億2,898万3千円の基金積み立て、これもされております。こういう国保会計を見ましたら、今年の3,400万ほどの収入の増を見込む4%の値上げ、これは必要なかったのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**健康福祉部長** 繰越金の関係でございますけども、25年度の決算におきましては2億3,878万8千円の繰越という形になっております。ただ、平成25年度につきましては、これだけ繰越にはなっておりますけども、医療費の増加に伴いまして、基金も年度内にかなりの額を取り崩して対応しているというのが現状でございます。そういう意味からしますと、これまで申し上げてますけども、本町では基金を国の通知に基づく法定分を担保しながら、年度内の医療費の増嵩に対して適切に対応しているという形で運営をしております。

今回、2億3,800万程度の繰越金がありますけども、今回の補正の中でも、すでに支出させていただく分がございますので、その辺につきまして繰越金で対応していくという形で考えております。

以上です。

**清水議員** それでは一般会計補正予算について、他の議員も質問されたと思うんですが、ちょっと確認させてもらいたいこと、3点ばかり、お伺いします。

1の32、史跡桜井駅跡施設整備実設計業務について、今現状、コンクリート柵が壊れていると思うんですが、具体的にはどういう整備の方向で、この実設計業務を発注されるのですか。

まず、それが1点と、1の26にあるんですが、農林水産業費、林業振興費ということで、森林保全整備業務200万円の、これはたぶん当初予算でもあがっていると思うんですが、追加ということなんですが、整備業務の詳細な内容、それと過去から数年やられていると思うんですが、その成果について伺います。

あと、先ほど川嶋議員からも言われてたのですが、現在、各小・中学校の耐震化のため取り組みが進められておりますが、第三小学校については耐震化を行うことによって小学校の機能が果たせなくなるということから、今回、改めて第三小学校の今後のあり方を含めた基本構想を策定される予算として、今、あげられています。現在、公共施設適正化方針との整合性は、第一中学校についても減築による耐震化、新築・移転との説



明がありましたが、本町の厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源の中で、今後の方向性としてはどのように考えておられるのか、伺います。

あと、給食棟の設置工事の廃止ということで、第一小学校についても廃止になっているんですが、実際、給食棟、第一小学校については、今後、どのような形のスケジュールで進められていくのか、伺います。

以上、お願いします。

**教育子ども部長** まず、史跡桜井駅跡の柵の整備ということでございます。現状、コンクリートでできておりますので、その危険箇所、そこを復旧するというので、結構、コンクリートでできておりますので重たいということと、あと基礎の部分ですね、そこをしっかりとしないと倒れてきますので、その辺も含めて、現況の形での整備を今、考えております。

それから、第三小学校の今後の方向ということでございますが、これはこれまでもご答弁を申し上げておりますように、保育所も含めた形での構想を考えていきたいというふうに考えておりますけども、学校全体の耐震につきましては、今、課題となっておりますのが第一中学校と第三小学校でございますので、現状の児童・生徒数を見て見ますと、地方に行きますと、少子高齢化ということで子どもが減ってきておるんですが、本町の場合、就学前の子どもの人口等を見てみますと、増えていっているという状況にもございます。そういったことから言えば、現状の学校数というのは当面必要であるというふうに教育委員会としては考えております。そういったことで、中学校2校、小学校4校の耐震化で取り組んでいきたいと、現状では考えております。

今後の進め方としまして、町の公共施設適正化調整会議のほうですけども、そちらとの関係につきましては、一定、こういう構想ができましたら、そちらのほうにどういう形でやるかということも含めて報告をさせていただき、最終的には町長の決裁を受けて進めていきたいというふうに考えておりますので、公共施設の適正化調整会議を無視した形で進めるということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、第一小学校の給食棟でございます。当初は耐震壁ができるなどの関係で、外に出すということで計画をしておりましたけれども、中の、他の教室も使った形で給食棟の整備を今後やっていこうというふうに考えております。従いまして、まずは耐震を終えて、その後、内部の改装に着手していきたいというふうに考えております。その経緯につきましては、また予算計上させていただきたいと思っておりますので、内容が固まりましたら、またご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、1の26ページの林業振興費の13節 委託料の森林保全整備業務200万円の増額についてでございます。

先ほど議員からもありましたが、当初予算でも450万円ということで計上させていた

だいておる部分でございますが、今般、寄附金ということで650万円の寄附を受けましたことから、これを財源にということで森林整備を行う予定をしております。主に天王山周辺の森林整備ということで、今年度につきましては、面積としまして6.04haのエリアの整備ということを予定しております。

これまでの整備状況でございますが、過去3年で申し上げますと平成23年度には4.48ha、それから平成24年度では3.57ha、それから平成25年度では8.73haということで、計画的に整備を進めているものでございます。

以上でございます。

**田中議員** 前の関議員の一般質問で、職員の残業、時間外手当について問題提起がありました。

そこでお尋ねしたいのですが、62号議案、ページで言いますと1の26にある農林水産業費のうち農業総務費、職員手当等の中で時間外勤務手当が100万円、予算計上されていますが、これは関議員の質問にあった都市創造部にぎわい創造課の職員の残業代に該当するものではないかと思えます。この100万円は、1時間当たりの手当が幾らで、何時間の残業を想定して計上されたのか、お答え下さい。また、次の一般会計補正予算でも、時間外手当を補正予算に計上される予定があるのでしょうか。その2点について、お答え下さい。それから、さらに1の35における時間外勤務手当793万4千円についても、同様の想定をお教え下さい。よろしく。

**総合政策部長** まず、1点目の農業総務費の関係の超過勤務、時間外勤務手当についてでございます。これにつきましては、今、ご指摘いただきましたとおり都市創造部のにぎわい創造課の所管にかかります農業委員会の関係の時間外勤務手当でございます。今回、100万円というふうな形で計上させていただいておりますが、当初予算額といたしましては140万円、計上いたしておりました。

今回、100万円の増額の補正ということでございますが、これにつきましては過日の関議員の一般質問でもございましたとおり、超過勤務が、機構改革によって新しく設置をした課ということもございますので、そういったことも含めて超過勤務が大幅に増えてきているというような状況がございます。これにつきましては、今回、9月の補正では100万円というふうなことでございますが、補正後の現額、予算の現額といたしましては240万円となります。ただ、これまでの決算見込み、前年度の決算見込みを比較いたしますと、今の段階では約250万円程度不足をするということが見込まれております。これにつきましては可能な限り削減をしていくということで、担当部局との協議をいたしております。今回、100万円の増額ということでございますが、これにつきましては、今後、できるだけ圧縮した形で事業を進めていけるように改善をするということで原課のほうでも努力をいただいておりますし、人事といたしましても、そういった観点から、今後、協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

対象職員につきましては、現在3名の職員が対象になっておるということで、それぞれ時間外の単価が異なっておりますので、今後の時間外の見込み、決算見込みを含めて100万円というふうなことで計上いたしておりますが、今後、できるだけ改善に向けて引き続き努力をしてみたい、このように考えております……（田中議員・自席から「時間当たり幾らで、何時間か」と発言）……。時間当たりの単価につきましては、ちょっと確認をいたしまして、後ほどご答弁を申し上げます。

それと、1の34ページの時間外勤務手当で、今回793万4千円の増額の補正をお願いいたしております。これにつきましても、かなりの増額になっております。4月から6月の財政支出の数値、前年実績、そういったことを勘案いたしますと、全体で約2,700万円程度の不足が生じるというふうに見込まれるわけですが、可能な限り削減に努力をするというふうなことで、今回の時間外の手当については793万4千円の増額をお願いしたということで、これについても当初の、原課の要求からはかなり圧縮した形での予算計上ということで予定をいたしております。今後とも各部局とも十分ヒアリングを行いまして、改善に向けて努力をしてみたいというふうに考えております。

それと、失礼いたしました。1人当たりの時間単価でございますが、今、申しあげました3名の平均の時間単価につきましては、約1,900円ということでございます。

以上でございます。

**田中議員** もう一つ質問したいんですが、私は長年、民間の製造メーカーに勤めておりました。そんな関係で、どうしても急な納品、明日、収めなくちゃならない品物は徹夜をしてもやらなくちゃならないというようなことで、それこそ社員の何名かが徹夜でやったということも多々経験しております。しかし、対象となる、例えば今回の都市創造部にぎわい創造課の職員の方というのは、一般的に事務職といわれる方で、職員の仕事の大部分は自分自身が優先順位をつけてやる、そういう性格のものだと思うんですね。上司から急に、明日間に合わせなあかんから、これやってよ、という話もあると思いますけれども。その対象となった3名の職員が、これだけの残業時間をしているということについては、どんな残業の内容であったのか、そのことをどんなふうに認識されているのか。都市創造部の部長さんのほうから、お答えいただけませんか。

**都市創造部長** 今回、対象となった3名の職務の実態ということでございますが、主に、この3名とも関係団体との協議等、それから特に農林商工の関係で団体との協議等も実務としてございます。だから、日常、そういう業務の中で、事務職ではございますけれども、残業する中で日常の事務処理等も行っているのも現状でございますし、今回、新たにぎわい創造課ということで、機構改革によりまして新たに組織された課でもございます。引き継ぎ等にも非常に時間を要したということもございますし、それと農業、それから林業、特に現場の確認等、引き継ぎの中でも現地の確認、それから農業委員会等の事務をしている中での引き継ぎ等、やはり現地を確認しに行くのも、9時から5時の間

でも頻繁に現場に出るということも、この間、ございました。そういう中で、日常的な事務、それから調査等々、やはりこなすにあたっては残務が必要であったということでございます。ご理解賜りたく存じ上げます。

以上でございます。

(午前 10 時 26 分 外村議員退席)

**田中議員** 私も農業委員会の委員の一人として、農業委員会、出ております。若い職員の答弁を聞きますと、非常に明確な、いい答えが返ってきて、これはなかなかよく勉強してるなという印象を持ちました。しかし、都市創造部にはかつて部長を務められた 2 名の方が、ご一緒に勤務されてますよね。そういう人たちを活用して、あるいはその新入社員を指導、応援するというような手立てもあったかと思うんですがね。まず、そういう手立てを今後考えられるのか、あるいは今後も引き続き残業代を惜しまずに、しっかり資料集めをし、仕事をやらせるのか。その辺りについては、部長のお考えはどうですか。

**都市創造部長** 職員の事務の継承等の中で、再任用の職員の活用ということにつきましては、議員ご指摘のとおり、やはり経験豊富な先輩方でございますので、今回の職員に対しても、いろいろとアドバイスをいただいているところもございまして、実務の中でもいろいろと職員から質問等行いながら、適切な事務の執行に努めておるところでございます。

それと、今回、非常に残業が多かったことは事実でございますが、課内、それから部内でも、一定事務の精査とか職務の分配等々、いろいろと今回、お話をさせていただいたところがございます。今後、やはり職員の健康管理ということにつきましては、この残業によって心身的なストレスを溜めるということも考えられますし、今は若いですけども、日常、やはり健康ということについては職員、私たちが十分配慮しながら事務の執行に努めてまいりたいと考えておりますし、極力、残業については圧縮をする方向で事務の整理をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(午前 10 時 28 分 外村議員出席)

**関 議員** 一般質問で時間外手当のことをお訊きしたんで、ちょっとこだわるんですけども、62 号議案 一般会計補正予算について、お訊きします。

1 の 34 ページの給与費明細書の職員手当の内訳の欄、時間外手当になりますけども、今回の補正予算で 793 万 4 千円の増額となっております。この増額によって、前年度の決算額を上回る予算になるんですけども、先ほど総合政策部長はまだ足りないというようなことをおっしゃってたと思うんですけども、この補正予算内で平成 26 年 3 月末までの時間外勤務手当は抑えていただけるんでしょうか。念押しで、お伺いいたします。

それと 64 号議案 介護保険事業特別会計の補正予算、4 の 14 ページの給与費明細書の職員手当の内訳の欄で時間外手当、同じくです。一般会計補正予算では 800 万円の増

額でしたけども、前年度の決算額とほぼ同額です。しかしながら、介護保険会計は前の一般質問でお訊きした前年度の決算額は301万3,215円であったのに対して、今回の補正では480万9千円と、約60%の増額となっています。何か確かな理由がなければ、60%の時間外勤務手当の増額なんかあり得ないと思いますが、いかがでしょうか。それと、この480万9千円というのは、1人当たり1ヵ月、何時間ぐらいの時間外勤務を見込んでいるのでしょうか。再任用の方はあまり残業もされないと思いますので、ここに記載している4人の職員で時間外勤務手当を受給する対象になるのでしょうか。仮に4人で支給するとなれば年間120万円、1人当たり。そして管理職を抜いた3人で支給するとなれば年間160万円の支給になり、かなり高額になるんですけど、いかがでしょうか。

**総合政策部長** 1点目の1の34ページに記載の時間外勤務手当についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、今回、793万4千円の増額の補正をお願いいたしております。本年4月から6月の、すでに支出した額と前年度の実績を勘案した決算見込みにおきましては、先ほども申し上げましたが、約2,700万円の時間外勤務手当が不足する、このように見込まれたわけでございますが、可能な範囲の削減対策を講じまして、そして、できるだけ連携を密にして、今回の補正の793万4千円、これに圧縮をさせていただいたわけでございます。

総額で申し上げますと、かなりの額が不足するということになりますので、これについてはできる限り、この額で収まるように、今後、仕事の配分等も含めて十分留意をさせていただいて、人事、また担当部局とも十分協議をさせていただきまして、できるだけ、この額に抑えられるように努力をしまいたいというふうに考えております。随時、各部局長とのヒアリング等も実施をいたしておりますので、今後も定期的にそういった改善に向けた取り組みについて協議をしまいたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

**健康福祉部長** 介護保険の超勤についてでございますけども、前年度と比べてかなり増加しているとご指摘でございますが、4月に機構改革がございまして、介護保険、これまで高齢福祉課がやっておりましたが、保険年金課で介護と国保と後期と年金という形で、新たに業務をするようになりました。その中で、介護保険につきましては毎週水曜日に介護認定審査会という事務がございまして、この事務につきましては、かなり資料の整理から資料の作成という形で、大変な業務でございます。そういう中で、職員が異動に伴いまして代わったことによって、3人で今、事務を割り振りをしているんですけども、当初、4月、5月、6月につきましては、なかなかわからないままに前任者から引き継ぎを受けながら処理をしていたということで、かなり超過勤務がございました。

私も担当課長と十分話をしまして、できるだけ超勤を抑えるように言うておるんです

けども、そういう実態がございまして、上半期でかなり、年間の超過勤務の予定額を超過した勤務をしたということでございます。現時点におきましては、毎週のそういう業務がありますので超過勤務はありますけども、当初に比べますと、若干、時間的にも安定してきて、職員も慣れてきて、業務を一定理解しながら遂行してもらってる、そのような状況でございます。

以上です。

**関 議員** 一般質問においては、町長からも早急な対応が必要だというふうに答弁をいただいているんですけども、今の総合政策部長のお話によりますと、今現在、おそらく昨年度の総支給額の1億円を超えている状況にも関わらず、まだ足らんというふうな考えでよろしいのでしょうか。今回の補正予算で26年3月末まで、これでやっていただけるというような覚悟というのはいないのでしょうか。

それと、健康福祉部長にお訊きしますけども、前の一般質問の答弁において総合政策部長からは、まず課内で対応、それでも駄目なら部内で対応、それでも駄目なら全庁的な対応が必要であるというふうなご答弁いただきましたけども、担当部長として、現状をどのようにお考えなんでしょうか。それと、まずは課内・部内での対応が必要との総合政策部長からのご答弁でしたけども、その点は何か対策を取られているのでしょうか。

それと、一般質問のときにもお願いしたんですけども、担当職員が長時間勤務をしている中、部長をはじめとした管理職だけが早々に帰宅するのではなく、一緒に残って一般職の時間外勤務を減らすぐらいの覚悟は必要であると私は考えます、というふうに言うんですけど、その点、部長はどのようにお考えなんでしょうか。

それと、今のご答弁お聞きして、いろいろ担当でお忙しかった、慣れない作業であったというふうにご答弁あったんですけど、一般予算では職員数238名ですよね。管理職を除いて、おそらく200名ぐらいだと思うんですけども、200名で793万4千円の補正予算に対して、介護保険のほうは職員4名で140万円、補正予算であがっているんですけども、どう考えても整合性がないように受けとめるんですが、いかがでしょうか。

**総合政策部長** 時間外勤務についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、今、関議員のほうからご指摘ありますとおり総額で1億円を超える、そういった状況になっております。今回、793万4千円の増額の補正をお願いしているわけですが、これは先ほども申し上げましたとおり、4月、5月、6月の支出額を総合的に勘案して、今回計上させていただいておりますが、実際、原課からの要求での総額といたしましては約2,700万円不足する、そういった状況でございます。

これにつきましては、非常に厳しい財政状況の中で、それだけの予算を計上することについては極めて困難であるということで、それぞれ業務の内容等も見直しをしていただきまして、それで今回の増額の補正をお願いをしているわけですが、今後の一定の意気込みと言いますか、覚悟についてということですが、これについて

はできるだけ、その予算の範囲内で収めていただけるように、これは課内、部内、そして全庁的な対応が必要な場合は、それはそれで一定見直しをして、新たな組織になったわけでございますので、若干の引き継ぎ等で時間を要しているというのは、これは事実ではございますが、今後ともできるだけ、超過勤務の圧縮については各部局とも十分協議をさせていただきまして、その範囲の中で収まるように努力はしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

**健康福祉部長** 介護保険の現状ということでございますけども、介護保険担当する職員の現状の超勤につきましては、先ほど詳細なご説明をさせていただきました。健康福祉部、4課でございますけども、全体的に超過勤務は増加傾向にございます。これはなんでかと私なりに思うのは、やっぱり人が少ないというのが、まず根本にあると認識してますし、私は日頃から目配り、気配りしながら、部下の仕事をずっと見ておりますけども、やはり人が少ない。みんな一生懸命やっているのは十分承知しておりますけども、やらなあかん仕事が多過ぎて、日常も窓口で丁寧に対応してもらってますから、その仕事をこなそうと思えば、やはり残ってやらないと処理しきれないというふうに私はずっと見ております。それが一番の現状であると思います。

それから、4・5・6につきましては人員の異動もございましたし、慣れない職場で、なかなか業務がたくさんあってということがありましたので、全般的に超過勤務はかなりあります。そういう面で、やはり先ほど来いろんな部長からもご答弁申し上げてますように、職員の健康管理というのが一番大切であると私も思ってますので、まずは課長すべてとヒアリングをさせていただいて、仕事の現状、それから超過勤務の内容、個々の職員の時間の全体的な内容を、それぞれヒアリングをさせていただきました。

まず、福祉推進課につきましては、どうしても対応できないということで臨時職員の方お一人雇わせていただいて、職員がやらなければならないのは、まず職員がやる。臨時職員の方にもお願いして事務処理ができるものには、そちらのほうにお願いするという形で対応しております。それから、保険年金課につきましても臨時職員の方を採用させていただいて、同じような形でやっております。課長から、職員に対しましては、取りあえず今年度はこういう形で乗り切って頑張っていこうという形と、あとはできるだけ10時以降の超勤はしないという形で、それぞれの課長を通じて部下に指導をしております。なおかつ、超勤が多い職員がおりましたので、その職員につきましては、職員と、それから担当課長を呼びまして話し合いをさせていただきました。職員も、好きでやっているというよりは、やらなければならない業務が多すぎるという形でございましたので、その職員の業務につきましては、先ほど申し上げました臨時職員の方に若干、仕事を割り振って、今、対応しているという状況でございます。

それから、部長が早う帰ってるということですけども、私は時間内には一生懸命仕事

をしているつもりでございますけども、それ以降、時間外になりましたら、先に失礼はさせていただきますけれども、当然、管理職というのは部内の全体的な総括をするというのが私、仕事やと思っておりますので、部長が残る、一般職員の超勤の業務、実務を手伝えというのであれば当然やらせていただきますし、それは組織という形で順番に、そういう一般職、係長、課長、次長、部長という、それぞれの職階があるという認識で、私は仕事をさせていただきます。

それから、介護の4名の140万ということでございますが、これは人数が少ない中で、時間全体で割ったら、こういう形になると思いますけども、一般会計ではかなりの人数がおると思いますので、その辺で割るとなれていく。だから、課によっては時間が多かったり少なかったりという部分があるんじゃないか、そのように考えております。

以上でございます。

**外村議員** 一般会計の補正予算について、お訊きします。

まず1点目は、1の15、ふれあいセンターの受付システムですね、445万9千円。これは説明がございましたけども、具体的に利用者にとって、何がどういうふうにうれしく変わるのか、教えて下さい、1点。劇的に変わるのか、今までの延長線上の変更なのか、その辺、教えて下さい。

2点目、ページ1の22の補助金、保育士等処遇改善補助金520万のことでございますが、具体的には、どこの保育所にどういうふうに支給されるのか。保育所別、人数別に、わかれば教えて下さい。それと、これは説明によると保育士さんの賃金の改善が目的ということになってますけども、実際は保育所に払われるということですから、ほんとに保育士さんのほうにちゃんと渡るための仕組みができていのかどうかというのを教えて下さい。渡ったかどうかの、チェックの方法も教えて下さい。

続きまして、1の20の認知症対策啓発物19万円、これは具体的にいつ頃、どういう印刷物なのか知りませんが、どういうもので考えていらっしゃるのか。配布時期と内容、教えて下さい。

それと1の34、先ほどから出てますけども、私自身もこれはほんとに、関議員が一般質問されましたけども、時間外勤務手当について、ほんとに私も不思議に思っております。当初予算の7,967万1千円、26年度予算ですね。これはどういう形で設定、予算化されているのか。この予算、何か予算が、この間の一般質問では予算があってないようなものみたいなお返事で、じゃ青天井かという話も出てましたけども、じゃ、当初の予算って一体何なのかと。予算は仮に設定してるけど必要なものは全部必要なんです、だから青天井なんです、ということなのか。これはほんとに、いわゆる数値管理というのは全くできてないんじゃないかと思っておりますので、先ほどから何回も他の方、出てますけども、7,967万1千円を守るという、全然、その意識がないように思えて仕方がないんですが、これはどうなんでしょうか。



それと同じく1の34ページ、今回、正職が6人減って、おそらくそのうちの6人が再任用か知りませんが、再任用が9人増えたということになってますけども、この正職員6人も減って、再任用さんがすべてそのカバーできるようになっているのか、人の手当てはどうなっているのか。その辺の考えを教えてください。

それと、すいません、ちょっと聞き忘れました。1の15、もう一回戻ります。この1の15の税務総務費の時間外勤務手当250万の補正予算。これも具体的に、250万はどういう計算でなるのか、人数、時間単価、教えてください。

以上です。

**総務部長** それでは、予算書の1の15ページの総務費、総務管理費、ふれあいセンター管理費のうち、備品購入費の受付システムについてでございます。

これにつきましては、基本的にはリースの期限が25年度までという形で、もうすでにリース期限を越えておりまして、今現在、無償で利用しております。基本的に老朽化というのが、今回、予算計上させていただく理由でございますが、それにあわせて利用者の利便性を考えまして、今現在、ホームページで予約状況というのが確認できない状況でございますので、今回のシステムの中に、そういうホームページでも先の貸し館の予約が確認できるような機能を追加するというのが、大きな特徴でございます。

以上でございます。

**教育こども部長** 保育士の処遇改善のご質問でございます。

この助成については、前年度も実施をやっております、対象となりますのが、本町で言いますと山崎保育園が現状では対象になっております。この処遇改善につきましては、職種関係なく、全体の職員に対しての処遇改善ということでございまして、現在、常勤では70名ほどいらっしゃいます。また臨時職員さんも20名ほどいらっしゃいますので、働いておられる年数とか経験によって、その支給金額というのは変わってまいりますけども、大体平均しますと、月当たり、常勤であれば7千円程度、臨時職員さんであれば3千円程度ということでの加算ということになります。

これが実際に支払われたかどうか確認でございますけども、当然、計画書とともに実績報告をいただきます。ただ、個々の方の給料明細までつけての実績報告ではございません。全体として何名の職員がいて、それぞれのどれだけ払ったかという書類を出していただいて、大阪府を通じて国のほうに補助金申請をするわけでございます。その中身の詳細をいつの時点でチェックするかということにつきましては、年に一度、保育所のほうに監査という形で職員が行って、点検をしております。そこで実際に支払われているかどうかという細かい部分についてはチェックできる仕組みになっておりますので、その辺はきちんと支払われているということを、特に重点的に確認をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 1の20の認知症対策啓発物でございます。

この内容につきましては、認知症のパンフレットを作成する予定でございます。中身につきましては、認知症に関するあらゆる内容を、高槻市医師会の認知症対策委員会の監修をいただきまして、作成する予定をしております。作成部数につきましては、2千部。配布につきましては、認知症サポーターの養成講座の受講者の皆様や、講演会等もこれからも開催いたしますので、講演会の参加者の皆様に配布をする予定でございます。

以上です……（外村議員・自席から「時期」と発言）……。時期につきましては、今、申しあげましたサポーターの養成講座とか、認知症の講演会の際に配布をさせていただきます。

以上です。

**総合政策部長** 時間外勤務についてのお尋ねでございます。

この時間外勤務手当の設定についてでございますが、これにつきましては、当初予算では1人当たり平均20時間を見込んで計上させていただいております。本年度は組織機構改革ということもございましたので、例外的に超過勤務が増えているというふうな実態もございますが、今回の7,967万1千円、これでいけるのかというふうなことでございますが、できるだけ、この数字の範囲内で今後とも超過勤務にあたっていただけるように、これも再度、ご指摘を踏まえまして、各部署長との協議を徹底をしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

それと、今回、正職員が6人減で、再任用職員が9人の増というふうなことでございますが、これですべてがカバーできるのかというふうなことでございますが、すべてをカバーできるかどうかという部分ではなしに、この再任用職員につきましては、これまでの経験とノウハウ、これを活かして後進の指導に当たるというふうなことで、今、それぞれの所属の中でご指導いただいております。そういう職員のフォローも十分できますように、今後とも協議を重ねていきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、税務総務費についてでございますが、これにつきましても増額となっております。これの人数と単価でございますが、これにつきましては、総合政策部次長のほうから、ご答弁申し上げます。

**総合政策部次長** それでは私のほうから2点、ご答弁させていただきます。

税務総務費の今回250万円の補正増額の件でございますが、今回、各費目における時間外勤務手当の増額補正につきましては、4月から6月までのまず支給額、実績額、そして7月以降の見込み額。この7月以降の見込み額につきましては、前年度の4月から6月に対しての、9ヵ月間の伸び率というものを勘案しまして、それによって算出した額がございます。そこからいきますと、税務総務費につきましては約400万ぐらい不足する可能性があったんでございますが、その部分については担当部局とも話をさせていただいて、できる限り、可能な限りの抑制をするという決意のもとで250万円という補

正額を計上させていただいたところです。

そして、1の34ページ、一般会計でございますが、人数の問題でございます。補正予算が244人、補正後の人数が238人ということでの人数でございますが、この人数につきましては、当初予算を算定いたしますのが1月1日現在の、その時点の職員を勘案して予算を作成いたしております。その時点で4月1日の人事異動もわかりませんし、再任用の希望者が32人おりました。その32人がフルタイムになるか短時間勤務になるかというのも、その時点では明らかになっておりませんので、その時点につきましては、すべてフルタイムで再任用されるものということで見込んで予算を組ませていただいております。ということで、補正前の244人の中には、この括弧書きは再任用の短時間ですが、フルタイムの再任用の職員というのは、この上の括弧を外した244人の中に含まれておったということで、実態としては32人のうち14人が短時間勤務に替わりましたので、そのうちの一般会計につきましては9人なんですが、その部分を、フルタイムを244人から除いて再任用の短時間の括弧書きの9人のほうに移したということで、この数字となっております。

以上でございます。

**外村議員** ご答弁、ありがとうございます。

私、時間外勤務がいろいろ問題になっていたので、ちょっと、つぶさに調べまして。今回、1の14からずっと時間外勤務、各部署別のこれ、全部足したら800万になるんですけども、これは793万4千円との整合性はどういうことで理解したらいいのでしょうか、というのが1点。あと住居手当が240万、通勤手当が130万、それぞれ補正予算が組まれてますけど、これは通勤手当というのは通勤代がどっかで値上がりしたのか、住居手当も誰かが町内変わったか何かで、この仕組みですね。この中身を教えてくださいたいのが1点と、退職手当1,098万4千円、これはどなたかが1人辞められるのか、ちょっと、その辺。それにしたら少ないんで、どういう計算でこの金額が出てくるのか、あわせて教えて下さい。

以上です。

**総合政策部長** 今回の時間外勤務の補正の額でございますが、今回、すべてをトータルしていただきますと、間違いなく793万4千円となりますので、その数字については間違いございません。

それと、退職手当についてでございますが、これは1名の職員の退職手当ということでございますが、その他、昇格によりまして、いわゆる手当の増の部分で、今回、補正でお願いをしておるものでございます。

以上でございます。

**総合政策部次長** それでは、住居手当と通勤手当のお尋ねでございますが、住居手当、通勤手当を増額いたしております。これはあくまでも職員には当然居住の自由がございま

すので、これまで住居手当、例えばご家族と、ご両親と一緒に住まいの方が賃貸の住宅に出られましたら、当然、町外の場合は最高2万7千円、町内の方は3万2千円の住居の補助がございます。また通勤手当も、当然実費弁償でございますので、通勤距離が長くなって、交通手段が使われた場合の通勤手当として増額がなされたものということで、あくまでも実績に基づくものでございます。

以上でございます。

**伊集院議員** 第4号補正、保育対策関係予算ですね、国でも積み増し・延長されて、さらに別途、内閣府における保育緊急確保事業、予算枠されて、今回、本町としてもあげられておりますが、1の11ページの国庫支出金のほうだけでいいですよと、保育士等処遇改善補助、情報伝達システム使用料、この点に使用されているのはわかるんですけども、もう1点、何に使用されているか、その点をお伺いします。

それと、歳入の雑入の、10月1日から定期接種される成人用肺炎球菌ワクチンの接種ですね。この雑入が入っているということは、自己負担分か何かが計上されておりますけど、これは単価お幾らで、積算根拠、そこをお伺いします。

それと、給食棟の件は一定、他の議員からも出ましたので、1点だけ。第一小学校のほうですね、図工室を活用されてやるということが冒頭に説明ありまして、その耐震工事の間、その図工室というのはどういうふうになるのか、その点、ちょっと補足をお願いします。

それと、ちょっと基本的なことなんですけど、地域福祉・子育て支援交付金、今回、活用されてますけど、これは府のほうでは、一応事業は26年度までというようなホームページでとかでは記載されておりますけど、この点は、それでいいのかどうかを確認させていただきます。

それと国保のほうで、先ほど他の議員からありました積立金ですね。今回1億2,898万3千円を積み立てされますけども、この積み立てした後の残高というのは、おおよそでも結構なので、どれぐらいになるか、お伺いします。

**教育こども部長** まず、保育緊急確保事業補助金に関係するご質問でございます。

今回、地域福祉・子育て支援交付金ということで情報伝達と、あと備品購入等、幼稚園、保育所、それぞれあげさせていただいております。ここでは特に防犯防災に関わる部分での備品の充実を図りたいということで計上をさせていただいておりますので、情報伝達に加えて防犯防災に関わる備品を購入する予定にしております。

それから、今の交付金、平成26年度で終わりというようなご質問があったかと思いますが、現時点では26年度で終わるかどうかわかるというのは正式には聞いておりません。従いまして、今後、ちょっとどうなるのかというのは、特に国からも大阪府のほうからも説明は受けておりませんので、来年度あるのかどうか、それについてはちょっと不明ということで、ご理解いただきたいと思っております。

それから、第一小学校の給食室の件でございますが、今、給食室に隣接する部屋として図工室がございます。これを活用するというは一定考えておりますけども、耐震補強をやってる期間については、現状のままで図工室は使用する予定でおります。ただ、その後、給食室の改修をする際には、図工室を別の場所に移すということになるのか。そうすると、他の教室がまた使えなくなるということもありますので、その辺、備品等を入れてる倉庫的な部屋もございますので、そういったところの活用も含めて、今後、その図工室のあり方につきましては学校のほうと十分調整をしていきたいと思っております。ただ、耐震工事に関わっては、特にそのままで使用し続けるということで考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** まず、1点目の予防接種の徴収金でございますが、これにつきましては成人用肺炎球菌ワクチンの自己負担額ということで、接種見込み数につきましては519名、お一人の自己負担額につきましては2千円、合計で103万8千円を予定しております。

それから、国民健康保険の積立金の残高というお話でございましたが、25年度末におきましては5,769万2,643円でございます。今回、9月補正で1億2,898万3千円を基金に積み立てる予定をしておりますので、ご可決いただきました後の残高につきましては1億7,541万6,643円となります。

以上です。

**伊集院議員** わかりました。保育緊急確保事業補助金ですね。私が訊いているのは国庫支出金の方ですね、1,188万5千円。これの国庫支出金で使っているのが保育士等处遇改善、これが1,176万円、国庫支出金123万円が情報伝達ですね。このトータルでいくと、ちょっと入りの部分と出の部分の金額が違うので、他、ちょっと探すんですけど、47万8千円があわないんです。それは何に活用されましたか。歳出の1の10で見ると、おそらく衛生費なんだろうと思うんですけども、その衛生費の何に使用されたのか。その点をお伺いします。

それと国保の、先ほど保有額1億7,500万ほどとおっしゃいまして、過去の部分、いろいろ調べますと、平成22年では2億持ってた、2億2,900万ほどあった当時がありますけど、23、24で一気にどんどん減って行って、今回、26で、ようやく、ちょっと1億ですね。25年度は5,700万ほどとおっしゃってましたが、どうも国保の基金の使い方ですね。前年度がガンと減れば次の翌年度がガンと上がって、ジグザグ的になってくるんですけど、今回これ1億7,500万で保有、先ほどの他の議員ではこれを活用して値下げの部分をおっしゃってますけど、ここ数年の取り崩しの金額を見ると、これが必要かなと思うんですけど、担当部としてのお考え、再度、お伺いしておきます。

図工室の部分ですが、図工室が給食棟になるのかなと、冒頭のご説明ではそう思っていたんで、図工室は違う教室、空き教室を活用されるのか。される期間が短ければ、そ

の間だけ閉める、そういうことなのか。空き教室、要は図工室を給食棟にするので、給食棟がわざわざ外に造らなくていいというような冒頭の説明であったので、私もわからないんです。図工室が給食室になるのか。すいません、再度、お願いします。

**教育こども部長** 失礼しました。保育緊急確保事業補助金の関係でございますが、その差額分につきましては、これまでも健康福祉部のほうで実施をしております乳幼児家庭全戸訪問事業でありましたり、養育支援訪問事業ということでやっております。そういった事業も、この補助金の対象になってくるということでございまして、この事業自体、安心こども基金の子育て支援交付金から移行されまして、今年度、保育緊急確保事業に補助金自体が一部拡充をされて組み替えがされたということでございますので、先ほど申しました事業も、この対象になってくるということでございます。

それから、あと一小の給食室の件でございますが、今、図工室、全部使うか一部になるか、その辺はちょっと精査が必要なんですけど、耐震が終わりましたら、給食室の改修を順次進めていきたいと思っております。この図工室の代わりとなる部屋をどういう形で確保するかということについては、今、学校内にあります様々な普通教室以外の部屋もございますので、その活用も含めて、今後、学校のほうと調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 国民健康保険の基金の取り崩しの考え方というご質問だったんですけども、国民健康保険の基金につきましては、国の通知に基づきまして、平均年額の5%以上に相当する額を過去3年分の、という形で通知がございまして、本町におきましては、この通知に基づきまして、これまで適正に基金を積み立てながら国保の運営をしてきたわけでございますけども、先ほど議員から22年には2億2千万程度あったものが、ということでお話ありまして、23年はかなり減りまして、24も減ってます。これは年々、医療費が伸びておりますので、その医療費の増加分に対応するために基金を取り崩してやっているとこの状況でございます。

それから、大阪府内の自治体におきましては、基金を持っている自治体が何か少ないようにございますけども、全国的に見ますと、24年度の基金の保有の状況でございますが、86.4%の自治体は基金を保有してやっておられるという状況でございます。特に、先ほど申し上げました過去3年間の平均給付費の5%の目安で、5%以上を積み立てている保険者につきましても、50.8%が積み立てて、運営をされているという状況でございます。

それから来年、平成の27年度から、保険財政安定化共同事業の交付金というのが府から来るんですけども、これ、大阪府で今、見直しをされておまして、現在、本町では最大で1億2,700万円、最少でも5,073万円がすでに減額される見込みで、今、大阪府のほうで調整をされております。これだけの金額が入ってくるものがないというこ

とは、さらに国保の財政が厳しくなるという部分につきましては、現在の基金等も適切に活用しながら、国民健康保険財政を運営してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**伊集院議員** 申しわけないです、総務ですかね。要は、歳入の国庫支出金の1,188万5千円のうち、47万8千円が議案書の中、探してもないんですよ、国庫支出金の特定財源の部分に。おそらく1の10で言うと衛生費だというのはわかるんですけど、衛生費も幅広いので、どれなのか、国庫支出金ですね。要はセーフティの部分とかいろいろありますけども、あくまでも保育緊急確保事業補助金、この47万8千円がどうしても国庫支出金が見つからないんです。その点、すいません。何かはっきりいただいて、訂正シール貼るんなら貼っていただくか何かをお願いします。

それと、国保の保有ですね。他の自治体の状況もお伺いしましたので、ただ、私が危惧しているのは、要は22年から23年度だけで、1年間でもう1億2千万以上取り崩してやりきられているという年度もありますので、その点の部分も危惧して、今のご答弁で一定理解しますけども、やはり世代間不公平がないような形で、今後も運営を努力いただきたいと、これはあくまでも要望です。

1点だけ残して、以上です。

**教育子ども部長** 保育緊急確保事業補助金のご関係でございますが、この47万8千円という国の補助金については、当初から衛生費のほうで乳児家庭全戸訪問事業があがってますので、そちらのほうの事業のほうに、当初予算から補助金としては入ってますので、今回の補正予算では新たには変更がありませんのであがっておりませんが、補助金自体の組み替えがあつたので、当初予算に溶け込んでいるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**清水議員** すみません、先ほど一度質問したのですが、森林保全整備業務、整備の面積についてはわかったのですが、整備の内容というのは、たぶん森林・竹林を伐採して、適正な間隔にやる業務だと思うんですが、毎年ずっとやられてて、やった後というのは次の年、2年目、3年目というのは実際どうなっているんですかね。それと、この整備については町内企業さんからの寄附ということで、寄附されている方は、たぶん森林保全に使って欲しいということで寄附していただいていると思うんですが、その成果について、寄附されている方に聞くというか、そういうことはあるんですかね。

**都市創造部長** 森林整備についてのお尋ねでございます。

先ほども実績といたしまして、面積的なご報告はさせていただいたところでございますが、内容といたしましては、放置竹林の整備と、それから雑木林の整備ということで行っておるものでございます。

それから、整備の効果ということでございますけども、一定、放置竹林につきまして

は、整備場所はやはり急峻ということで、なかなか伐採した竹林等についても外へ持ち出すことができないということで、土止め材として利用しているというところがございます。毎年、一定整備エリアを拡大しながら対応しておるところでございますが、今後も、この町内の企業からの寄附金をもとに、天王山周辺の森林整備に努めてまいりたいなどというふうに考えておるところでございます。

それと、寄附いただいている企業さんへの対応ということでございますが、特に本町のほうから感謝状等々の対応というのは、現在はできていない状況でございます。

以上でございます。

**清水議員** 答弁、ありがとうございます。寄附されている企業に感謝状という意味じゃなくって、寄附されている方はあくまでも森林保全に使って欲しい。要はその効果、効果と言うたらおかしいですけど、寄附して良かったなと思ってもらえているかどうかというのが、行政が、受ける側として確認されているのかということと、竹林については2年、3年すれば、すぐもとの竹林、荒れた竹林になると思うんですが、今、毎年、整備エリアを上げられる中で、過去のエリアについても何か手立て、維持管理という意味じゃないんですが、したところが、ちゃんと保全されているかどうかという確認は、どうされているんですかね。

**都市創造部長** 申しわけございませんでした。今回の寄附いただいております企業さんの意向ということにつきましては、天王山の整備目的に、ということでの一定の意向については確認をさせていただいております。それと天王山周辺の整備につきましては、天王山周辺整備推進協議会というのを発足しながら、その中でも一定、各年度の実績等は報告させていただいております。

それと、これまでの整備したところにつきましても、議員ご指摘のとおり、やはり月日が経つことによって、また荒廃してくるという状況がございますので、その点につきましては、今後も状況等の周知に努めながら、何年かに1回、また同じところということは今後も出てくると思うんですが、現在のところ、各年、整備の拡大に向けて、現状としましては整備に努めておるところでございます。

それと、企業さんへのそういう報告等につきましては、天王山周辺森林整備推進協議会ということで、協議会を発足しておりますけれども、その協議会の委員さんのほうにも、寄附いただいている企業さんも委員として参画していただいておりますので、一定、いろいろご意見等があれば、その協議会の中でもいただいております、それを活用しながら森林整備に努めておるといった状況でございます。

以上でございます。

**村上議員** すでに第三小学校の改築基本構想について質問出ておるんですけども、これについて、ちょっとお尋ねします。

当初、今年度4校について実施設計を行う。その主な目的は、平成27年度に4校耐震



化工事を完了する、させるんや、というような発想で、それは一に補助金の上乗せを考  
えてのことだと私は理解しておったんですけども、その中で、第一小学校については給食  
棟について変更が出てくるかもわからんという、そういう答弁があったかと思います。  
それで、第三小学校についてはそういった話もなかったわけですけども、今回、実施設  
計された段階で、もう耐震についてはちょっと難しいような話になって、現在、基本構想  
を新たに発注して、今後のことに対応していくというような流れかと思ってるんですけ  
れども、第三小学校の診断はどちらがやられて、基本設計、実施設計は同じところの  
コンサルタントになるわけですか。

それ一つと、現在、他の会派から資料請求で見積書が出てるんですけども、この見積  
書の業者さんも同じコンサルタントから取り寄せられているのか。本来、見積書を取る  
場合は、1社見積もりでなしに、やっぱり2～3社、複数取って、その中でこちらの発注  
者側の希望する業務内容について見積もっていただく。その中で平均値的なところをあ  
る程度、予算額として計上されるのではないかと想像してるんですけども、今回、見積  
書の599万500円ということは、消費税入れて、ほとんど同じ金額になってるんですけ  
ども、その辺はどういう発想で1社見積もりされたのか。その点も、ちょっとお伺いた  
いと思います。

それから、見積書の中身を見ますと、一応、主なところは企画、計画案を作成するとい  
うことで、これだけ見ると、何案ぐらいを検討されるのか。ただ1案だけ検討されて、  
成果品として出されるのか。その辺もちょっと、どのような発注方法を考えておら  
れるのか、お伺いしたいと思います。

それと、今回、基本構想を26年度中にある程度、何案か出てきた中で確定されて、次、  
実施設計、27年度に順番からいくと実施設計に入っていくというようなことになるか  
と思うんですが、やはり、その基本構想が建て替えになるのか、いわゆる今の耐震化だけ  
で済むのかということ、大きく分かれてくるかと思うんですけども、そういった意味  
合いからいくと、なかなか平成27年度中には耐震化だけについても完了することは難  
しいと思いますけれども、その辺、どのように考えておられるのか。それと、無理であ  
れば、大体いつ頃に、第三小学校の耐震化工事に絡む工事は完了させたいという希望を  
持っておられるのか。その点、お訊きいたします。

**教育こども部長** まず、第三小学校の基本構想に関わるご質問でございます。

今回、見積もりを取りました業者につきましては、現在、耐震診断から設計、耐震工  
事のための設計をしていただいている業者と同一でございます。今回、1社から見積  
もりを取って予算計上をさせていただいておりますが、一番、現状を理解していただ  
いている業者さんということで見積もりを取らせていただきました。実際には、入札を  
する予定にしておりますので、ここと随契ということにはならないというふう  
に考えております。

それと、今後のことになりますけども、今年度中に何とか基本構想を作って、翌年度、設計となります。そうすると、早くても平成28年度中の完了ということになろうかと思えます。それも、28年度中で終わるのかどうかという問題もごさいます。3棟、第三小学校は棟があるわけですが、そのうちの一番、今回、支障になりますのが、Is値0.07という非常に悪いところでごさいます、その部分だけを建て替えるというのも一つの案ですし、後の二つについては0.3以上の建物でありますので、使用が可能であれば、そういう案も一つとして、今回、この基本構想の中で考えていきたいと思っております。

従いまして、今回、基本構想については1案を作るのではなくて、幾つか、少なくとも三つぐらいは要るだろうと思っておりますが、そういう案を作ったうえで、費用もどれだけかかるかも含めて十分に検討して、早期に第三小学校の耐震化を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**村上議員** 大体、考えておられることはわかりました。

それで、先ほど診断、実施も同じ業者さんということで、今回、見積もり取られたところも同じ業者さんというようなことのように、それがええか悪いかは、先ほどお考え、述べられましたんですけども、またある反面、やはり違った目で見るというような、これまでのやってこられた経緯とか内容とか、すべてあるわけで、新たに今あるものをもって、また他の業者さんが違った目を見た場合、また違った発想も出てくるかもわかりませんし。

そういったことを考えますと、先ほど入札の方法も一応されるということで、指名入札されるのか、一般競争されるのか、プロポーザルされるのか、いろいろあるかと思うんですけども、これまでの流れ見てると、指名競争入札ということになるかと思うんですけども。そういった中で、私の考えからすると、やはり同じ業者さんが、幾ら指名競争といっても、これは間違いなく、そこが引き続き設計業務されるのではないかなと想像するところですけども、ぜひ、そういったことも含めて入札方法も検討される必要があるのではないかなと考えますが、その辺、いかがでしょうか。

**教育子ども部長** すみません。まず最初に、先ほどご答弁をさせていただきまして、今回、資料請求がありまして見積書をつけさせていただいているんですが、私、1社というふうにお答えをしたんですけど、予算計上するにあたっては、この業者さんの見積書が一番安かったということで計上させていただいてまして、実質は3社から見積もりは取っております。一番安かったということで、その業者さんが、先ほど言いましたように、なおかつ設計も、耐震診断もされてる業者さんということで、たまたま一致をしたということでございますので、そこはちょっと、訂正をお願いしたいと思います。

それと、今後の入札のやり方ですけども、議員ご指摘のように、一般的に言えば指名競争入札になるのかなというふうに思いますけども、その入札の方法については、今後、

また関係部局とも協議をさせていただいて、一緒になって検討していきたいというふう  
に考えております。

以上でございます。

**野村議員** 1点だけ、私とこの同僚議員、伊集院議員が何遍も質問させていただいた件を、  
もう一度確認させていただきたいと思います。

歳入のほうですけれども、国庫補助金、民生のほうで先ほどから何遍も問い合わせさせ  
ていただいておりますけれども、補助額が1,207万3千円、合計で1億5,512万9千  
円、そして歳出の1の10ページの上のほうになりますけれども、国庫支出金の4の衛生費  
ですね、47万8千円。これが今度、国庫支出金のほうの合計させていただきますと、そ  
の47万8千円がどこに国庫として入っているか、再度、確認いたしたいと思いますので、  
詳しく教えていただければ。というのは、ちょっと合計的に合わないような計算いたし  
ますので、よろしく願いいたします。

**教育子ども部長** 確かに、補正予算書の1の10ページのほうで、衛生費に国庫支出金で  
47万8千円、記載されております。先ほどご答弁申し上げましたように、当初からの事  
業に対して、この補助金があたっているということでございまして、財政のほうにも、  
私、事前には確認をしたんですけれども、事項別明細書ですね、それぞれの歳出の事項別  
明細書で、歳出に増減がなければ、その分については補正予算書には記載というか、あ  
がってこないということでございますので、トータルとして、この金額が入ってまいり  
ますけれども、最終的にこの補助金が充当されますのが乳児家庭全戸訪問事業というこ  
とで、衛生費の事業に充当されるというのは間違いございません。

以上でございます。

**河野議員** ちょっと、今の流れありますけれども、こちらの質問させていただきます。第62  
号議案 一般会計補正予算で、金曜日、5日にも質疑はさせていただいておりますが、  
三小の基本構想の委託料の件です。

これについて、やっぱり様々な疑問、質疑、それと今後の方向性との関連性などが繰  
り返し質疑されていますが、私としましては、先日、一般質問も行わせていただきました。  
複数案を出すということを念頭において、これは委託をされる。一部建て替えも含  
めて他の方法、少なくとも三つぐらいはということで、先ほど教育子ども部長から答弁  
がありました。ただ、やはり現実的な、本当に現実的で、選択肢としてどうするのかと  
いうことを競るような内容であればいいんですが、私が懸念するのは、この中にもさら  
に小中一貫教育みたいなものが結論の中の一つとして現れてくるのか。そういうことは  
想定されておられますでしょうか。答弁を求めます。

あともう1点は、第一中学校の移設論とは関連があるのか。その点について、お答え  
下さい。私としましては、そこはそこで第三小学校の耐震化だということで、今、限定  
してやっておられますので、そういうふうにするときにはやるべきだと思いますし、こ

ここまで来た以上、5年、10年先の議論というよりは耐震化ありき、子どもの安心・安全第一ということで進めるべきものだ、ここまでやられるのであれば。しかしながら、出口の部分では第三小学校の耐震化なんだということで集中してやるべきものではないかと思っています。

その点で、小中一貫教育、第一中学校移設論もそういった入り口、出口のところに、また予定がされているのかということは何、やはり教育委員会の今までの答弁を見ますと、そういうことはないというふうに思いますけども、その点について答弁を求めます。これは全体として、教育委員会の意向というよりは町全体の意向として、きっちりとお答え下さい。

それから、国民健康保険の補正予算で、あちこち質疑があったところですけども、確かに基金の操出も相当たるものだという事ではあります。先ほど財政安定共同化事業の名前も出ましたけれども、これに対して、これがもうすでに今年度以降、交付金の減額が予定されているので、それに備えなくてはいけないというふうに言われたと思うんですね。しかしながら、本来であれば、ここまでの基金積み立てに執着しなくても、保険財政共同安定化事業というものは、やはり突発的な感染症などに対して地方自治体相互で協力をするというものであるというふうに思っていますので、そのうえで、この積立なのかということ、再度尋ねさせていただきます。

そして、これは前年度決算の結果でもあるとは思いますが、今年度、7月、8月初めに国民健康保険料の本算定通知が送られました、私たちの手元にも届きました。減免、納付猶予、分納などの申請状況について、参考までにお聞かせ下さい。

**教育こども部長** 第三小学校の基本構想に関連してのお尋ねでございます。

先ほども他のご質問の中でもお答えしましたように、現状の子ども数からすれば、小学校4校、中学校2校は当面必要ではないかというふうに考えておりますので、今回の構想を作成する中では小中一貫校というのは、特にそこまでということは考えておりません。それよりも小学校と保育所が一つの敷地の中で、うまく耐震化に伴う事業ができないかということも含めた構想を今回考える予定にしております。従いまして、一中との移設、その辺についても関係はないというふうに、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**健康福祉部長** 国民健康保険の基金の関係でございますけども、先ほど伊集院議員の質疑に対しまして、私、答弁した中で、保険財政安定化事業の交付金、これが減額される見込みでありますというのは、これは基金には直接は関係ないですけども、国保財政を運営する中で、今後こういうこともありますよという、答弁の中の一例で申し上げたつもりでございます。これが直接的に基金とどうこうというわけでもないんですけども、国保の運営する中で、議員もご存じやと思いますけども、毎年、医療費が年々増嵩しておりますし、たまたまと言いますか、25年度は当初見込みよりか国、それから大阪府から

の交付金が多かったために繰越金もありましたけども、その繰越金につきましては、先ほど申し上げましたように今年度の、26年度の保険料の抑制にも一部充てさせていただいておりますし、療養給付費の返還とかでも今回補正がございますので、その辺をお支払いした中で、最終的に1億2,800万程度の基金を積み立てて、今年度の国保の財政運営、適切に対応していきたい、このように考えております。

以上です。

**保険年金課長** 国民健康保険の減免の件数、徴収猶予の件数、分納誓約書による件数のお尋ねでございます。

まず、分納件数につきましては、平成26年3月31日現在で17件、徴収猶予につきましては1件、分納誓約数につきましては269件となっております。

以上でございます……（河野議員・自席から「答弁、ずれてます、国保の補正として訊いてます」と発言）……。

大変、失礼いたしました。現在におきましては、26年度の補正につきましてはの件数につきましては、現在、分納件数につきましては10件、徴収猶予につきましては、引き続き前年度からの1件、分納誓約者については、今回の更新の件数になるんですけども、274件という形で処理しております。

以上でございます。

**野村議員** 何遍もお問い合わせさせていただきますけれども、1の11ページのほうの民生費の国庫補助金、要するに国のほうの補助金の合計の中、児童福祉費補助金1,188万5千円。この金額的なものは、ずっと支出のほう、これは歳入ですけれども合計、要するに入りと出るの合計が合わなかったら、国のお金ですので、そこら辺の合計、どこのところにその金額的なものが入っておるか。再々度ですけれども、我々、わかるように言っていたかなければ、ちょっと合計、いつも、どこでも国のほうの合計というのは、例え歳入のほう、特に国からいただいている分、そして歳出、出ていっているものの合計が合わなければ、我々としてちょっと考えなければならぬので、どこか、項目、国庫支出金のほうですけれども、内訳、抜けておられるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺もう一度、再々度ですが、確認させて下さい。総務のほうにお伺いいたします。

**総務部長** それでは、歳入の1の11ページの保育緊急確保事業補助金につきましては、1,188万5千円でございます。言われている部分で、1の22の児童福祉施設費の下の「計」というところで、国庫支出金1,140万7千円という部分で、この差が47万8千円あるということでのお尋ねだと思うんですが、最終的に、この47万8千円の歳出の補正は、今回、ございません。今回、もともと安心子ども基金の事業で実施しておりました財源が、保育緊急確保事業補助金というふうな形で財源が振り替わっておりまして、この47万8千円というのは、当初予算にあげております衛生費の保健衛生費、保健ヘルス事業の「こんにち赤ちゃん事業」のほうに充たっております、歳出のところには、その増減とい

うのは出てこない。つまり、財源だけが振り替わっているのに、財源内訳だけの補正予算はいたしませんので、その差が出てきているという形でございます。

それをもっと詳しく説明いたしますと、1の10ページでございます。1の10ページの歳出の第4款 衛生費のところ、国庫支出金というのが47万8千円、確かにございますが、この歳入、特定財源のどこにいったかと申しますと、右のほうにずっとずれていっていただきまして、一般財源の706万4千円という数字がございますが、ここの中に、マイナス47万8千円という内訳が入っております。つまり、一般財源のところ、マイナスとして振り替わったという形で、これは一般財源振り替えという形でございます。ですから、47万8千円というのは、もともとの現計予算にある財源に充たっているというふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**野村議員** 一定、理解するんですけども、今の、例えば1の24ページ、特定財源の中の国庫支出金の中に、これはマイナスとかいう形のものを書かなくてよろしいんですか。一般財源のほうに繰り入れしました、というのは書く必要ないんですかな、国庫支出金のほうですけども。それだけ、確認させて下さい。

**総務部長** 1の22ページのところで、一般財源のところでマイナスを入れる必要があるのではないかと、ということでございますが、こちらにつきましては、目単位の歳出があったときに表示いたしますので、今回の歳出には変動がございませんので――充当先でございますが、そちらのほうに変更がございますので、特にここで集計としては出さない、という形になっております。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時46分～午後0時45分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、これより順次、討論、採決を行います。

それでは、第62号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

**関 議員** 第62号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算について、討論を行います。

時間外手当については793万4千円を増額し、昨年度同様の8,760万5千円より増額する予算になっており、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計などを合算すると、本年度もすでに1億円の時間外勤務手当の総額になります。

先日の一般質問において、本町の職員の中には月 100 時間を越える職員や、本年 4 月に採用になったばかりの職員が一番多く時間外勤務をしていることが判明し、また時間外勤務手当については青天井で支給している実態であることが判明しました。

総合政策部長から、長時間の時間外勤務の対策として、管理職員が管下職員の時間外勤務の状況を適宜把握し、特定の職員に業務の偏りが見受けられる場合には、年度の途中であったとしても、年度当初に決定した事務分担の再考をするなどを打ち出されておりますが、本議案の質疑においては、人が足りないから仕方がないとの答弁がありました。この答弁は、人事異動に問題があるとのことですから、ひいては人事配置を行った町長に責任があると理解します。

本予算においては、高槻市への旅券発給事務取扱いなどの重要な予算であると十分認識しておりますが、総額約 1 億円を超える時間外勤務手当の縮減については、財政的にも、それ以上に重要であると判断し、反対の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**清水議員** 第 62 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

今回の 4 号補正予算は、歳入歳出それぞれ 2 億 1,190 万 1 千円を減額して、歳入歳出の予算総額を 103 億 6,485 万円にするものです。主な歳入の減額分については、年度末の事業確定による精算金と、保育緊急確保事業補助金、旅券発給事務取扱い交付金と、森林整備寄附金等です。また主な歳出については、人事異動による人件費や、事業確定による増減。

各事業については、ふれあいセンター管理費の備品購入に受付システム入れ替え費として、戸籍住民基本台帳の委託料の旅券発給事務、児童福祉費の保育士等処遇改善補助、保健衛生費の予防費の委託料では成人用肺炎球菌と水痘の予防接種費に、林業費では森林保全整備事業に、第一・第三小学校の給食棟を建物の外に出す給食棟設置工事については全額を減額とし、第一小学校については校舎内へ、第三小学校については耐震工事の動向を踏まえ新たに検討するための第三小学校改築基本構想業務に 650 万円を追加、委託料の史跡桜井駅跡施設整備実施設計に 100 万円等です。

多くの住民が利用されるふれあいセンターの受付システム入れ替え・旅券発給事務については住民へのサービス向上となること、成人用肺炎球菌・水痘についても住民の健康管理の向上に繋がること、また大切な史跡である桜井駅跡の施設整備実施設計についても維持管理していくうえで必要であることを評価します。

給食棟設置工事の撤回については仕方がないものと一定理解はしますが、耐震工事も含め、児童の安全が早期に確保できるよう、学校のあり方を検討していただくことを要望します。

また、森林保全整備事業の増額については、島本の大切な森林保全のエリアが広がる

ものと大いに評価しますが、整備が一時的に終わることがないように、また防災・減災の観点も踏まえ、町全体の森林について、少しでも保全エリアが広がるように中長期的な施策を検討していただくよう要望し、賛成の討論とします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第 62 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）に対しまして、公明党を代表し反対の討論をいたします。

旅券発給事務など、すべての補正に関しましては賛成いたしますが、時間外勤務手当を再度見直され、そして再度提出されることを要望いたしまして、反対といたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第 62 号議案 2014 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

まず冒頭に、そうは言いますが、1 点、認めがたく賛成できない項目が含まれていることは申し上げます。歳出による総務費委託料 118 万 5 千円です。理由は、第 55 号議案の反対討論で述べましたとおりです。さらに、高槻市・島本町の広域連携に有益と言いながら、自治会長連絡協議会などをはじめ補助金交付団体などにも意見聴取もしない。島本町民に対し不自然で不誠実な事務の進め方は、今後、改めていただきたい。

また賛成するものとして、必要であると認めるものにつきましては、人事異動による人件費の確定分をはじめとしまして債務負担行為補正、町立小学校給食棟設置事業の第一小学校分の減額。歳入・府支出金、旅券発給事務取扱交付金、これは高槻市に委託する・しないに関わらず、大阪府から移譲を受けるにあたり収入するものであり、この点は認めるものであります。

歳出における総務費委託料では、訴訟に伴う弁護士費用。民生費では保育士等処遇改善補助、国の予算措置として当然のものと考えます。必要不可欠な予算であります。教育費指導協力者派遣の謝礼。衛生費・予防費、予防接種の成人用肺炎球菌の委託料などを主として賛成するものです。

最後に、この補正予算執行にあたり、検討を加えるべきものとして考えるものとして、要望も含めて申し上げます。

教育費、総務費とも法改正等対応例規整備支援業務。いずれも、その内容一つひとつには未だ課題があることは、前の一般質問及び当初予算の会派の賛成討論などで指摘しております。重ねません。これについては、国の専決事項の法整備や事業実施にも関わらず国費での担保がないということは、この議場でも答弁で明らかです。自治体への過重な負担を重ねるものであり、私たち議会人にも求められる行動ではありますが、執行部におかれましても、国に対し物を言うべきではないでしょうか。

もう 1 点は、教育費の第三小学校の委託料、基本構想策定の業務です。義務教育施設の構想作成とは、本来全町的に、校区なども視野に入れて行うべきだと考えております。



まして、第四保育所の移転・新設も含めるとなりますと、教育計画の量・見込みにも関わります。第二幼稚園、第二保育所の耐震診断の結果により、本構想との不整合が生じ、また議論が振り出しに戻る恐れは抱いております。この間の町長の施政方針や住民委員会提言への回答で示唆した内容、すなわち第一中学校の移設論や小中一貫校（施設一体型）の検討、これらが現場以外からの過大な期待に応える布石にされる、そういったことも懸念しております。

耐震化どころか、教育現場や子どもの環境整備、防災上の観点が抜け落ちたままの結論づけや、無用の民有地買収論など飛び出しかねません。結果として、時期的に収入できるはずの国庫補助採択も不可能になってしまいかねない、不要不急の大型公共事業の登場なども考えられます。これ以上、小・中学校耐震化に便乗した無責任な議論のたらい回しにならないよう執行部の毅然とした姿勢を示していただき、構想のまとめの際には、公共施設の適正化基本方針や第一中学校の耐震化の方向付けとともに、住民への説明責任、保護者会の意見聴取、議論の透明性などを、まちづくりプロジェクトチームの横断的な機能を活かし実施することを強く求め、賛成の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**田中議員** 第 62 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）について、反対の討論をいたします。

この議案に関する長時間にわたる議論の中で明らかになったことの一つに、一般職員の時間外勤務手当に関することがあります。これには、町長部局、管理職の一般職員に対する指導監督に再考の余地があります。よって、予算計上に対しても再度検討を求めるものです。

よって、反対の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**野村議員** 第 62 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）に対し、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

第 4 号補正は、歳入歳出、それぞれ 2 億 1,190 万 1 千円を減額し、歳入歳出総額 103 億 6,485 万円となります。

まず、国も近年の社会問題に対しバックアップに、保育対策関係予算を平成 25 年度予算で 4,611 億円から、26 年度は約 6,248 億円と積み増し・延長をしています。さらに別途、内閣府において保育緊急確保事業約 1,043 億円を計上し、うち待機児童解消加速化プラン分に約 681 億円を計上されています。この待機児童解消加速化プランの強力な推進枠には、民間保育所の受け入れ児童数の拡大に運営費の補助・貸付方式や、国有地も活用した保育所整備、保育を支える保育士の確保、小規模保育事業など、新制度への先取り、認可を目指す認可外保育施設の支援、事業所内保育施設への支援、また多様な保育の提供等の枠に 6 種事業など活用できるようになっております。

本町としては、保育を支える保育士の確保枠を活用し保育士の処遇改善等に活用するため、安心こども基金から保育緊急確保事業に移行されています。そして、地域福祉・子育て支援交付金 530 万 7 千円を活用され、うち子育て支援分野に 245 万 2 千円で、幼稚園・保育所の緊急情報発信メールの一斉送信ができる情報伝達システム使用料や、避難移動の 6 輪避難車 8 台などに活用されます。残りの 285 万 5 千円を、介護保険分野で認知症対策関係や介護予防データ分析用のパソコン、二次予防基本チェックリストの未返送者の方を訪問する保健師の雇用などに活用されます。

雑入においてですが、10 月 1 日から定期接種化される成人用肺炎球菌ワクチン接種にかかる自己負担金、お 1 人 2 千円で、各関係事業者、関係課と連携を取りながらご尽力を要望しまして、訴訟にかかる給与等の返還金及び遅延損害金の滞納分と過年度弁護士費用返還金の預かり金の精算の歳入においては、発端等はもちろん遺憾であります。無事、口頭弁論も勝訴し、納付へにご努力いただいたことは一定評価いたします。源泉所得税徴収金においても、発生については悔やむところですが、納付のご理解に努めたご努力は一定評価いたします。

職員の残業手当にかかる補正においては、過去、委員会でも指摘してまいりました。答弁では、4 月の機構改革にかかるなどの理由に、今後、さらに適正化に努めていくと述べておられました。現在、国でも社会問題の解決に補正予算や法律改正、また自然災害など、残業が集中的に必要となることも、また限られた人員であることも一定理解しますが、この予算においては、もしも事実の残業のことなら予算は認め、今後の改善を求めます。

また、今回の減額予算となる一番大きな要因は、第一小学校及び第三小学校の給食棟について、歳入では教育費国庫補助金 760 万円と町債の教育債 2 億 150 万円の減額、歳出では小学校費の学校管理費の中で需用費の印刷製本費分 28 万 5 千円と委託料 1,800 万円及び工事請負費 2 億 6 千万円を合わせて 2 億 7,828 万 5 千円の減額となります。よって、5 億 4,700 万円の債務負担行為を廃止し、2 億 150 万円の地方債も全額減額されます。これらは、各小学校の耐震診断結果から、当初予算では老朽化に加え耐震補強工事期間、機能として果たせないことによって補強工事前に校外に給食棟を設置する予定から、設計業務を進める中、今回、変更されます。

第一小学校においては柱を補強され、隣の図工室を活用し改修する手法に変更することにより削減が図られることは、一定評価いたします。また第三小学校については、給食室のある校舎が、耐震補強しても耐震壁だらけで校舎として機能しないため、校舎、給食室や保育所に学童保育室の一般的な整備を含め総合的な検討が必要な状況に、給食棟の設置を見送られますが、総合的な検討に 10 年ほど前から指摘していますように、少子高齢化時代の自治体間競争も踏まえ、教育が「売り」となるような本町のまちづくり全体も見据え、ビジョンを示すよう願ってきましたので、さらなる総合的な検討され

ますようお願い、耐震工事を国の補助金期間内に間に合わないとは早期着手を求めてきました。時間的には相反する二つの要望ですが、だからこそ決断も急ぐべきと申し立てまいりました。委託料に第三小学校改築基本構想業務 650 万円計上されています。本来、町全体のビジョンを持って委託するべきであったと思いますが、この基本構想に、教育こども部だけでなく全庁舎一丸となり議論を飛び交わし、全力を尽くしていただきますよう強く要望いたし、賛成の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**外村議員** 第 62 号議案 島本町一般会計補正予算（第 4 号）に対する反対の討論いたします。

今回の補正予算は、各種補助金の精算だとか人件費の精算等によるものが大きいんですけども、反対の理由は 2 点、大きくありまして、1 点は先ほどの 55 号議案でも反対しましたように、本町の旅券発給事務を高槻市に委託することは、私は住民サービスの観点からも絶対問題ありということで認められない。それに関わる支出は絶対に認めたくないというのが 1 点と、もう 1 点は、先ほどから出てますが、時間外勤務手当に対する考え方ですね。本当にこれ、町の幹部含めてどういう考え方を持っているのか、私は徹底的に訊きたい。

常々、財政が厳しい厳しいと事あるごとに言っているが、ほんとにこの時間外手当に関しては非常に杜撰というか、予算意識がない。民間におきましては、確かに時間外手当の予算もありますけども、徹底的に管理されまして、超過するときにはそれなりの理由がないと認められないという厳しい状況にありますのに、本町の見たら、当初の予算というのは一体何だったのか。この当初予算というのは、一体どんな正当性を持っているのか、疑わしい。適当に予算措置しておいて、不足したら、みんな無尽蔵に補正予算組んでいけばいいというふうに考えているんじゃないか。この補正予算の組み方にしたって、当初予算の比率にしてもすごい比率ですから、これはほんとに補正予算と思えない。だから、これは町長、副町長、幹部含めて、徹底的に組織運営に対するガバナンス力が欠けていると思わざるを得ない。抜本的な人事、職員配置をもう一度考え直していただきたい。

これは、いい機会だと思いますよ。ほんとに人が足らんという、幹部も足らんと言っているんだから、ほんとに足りないなら、どこが足りないのか。こんなもの、人を減らすのが能じゃありませんよ。増やしてでも、きちっと、健康管理の面からも残業があるということ自体がよくないわけですから、徹底的に見直していただきたい。この辺につきましては、今回、790 何万の補正予算は、私はもう一度、再度見直していただいて、今年 1 年間、26 年度予算はほんとに厳しい予算でやっていきます、というぐらい覚悟を示していただかないと、私は認められないと思っています。

あともう一つは、訴訟費用に関する弁護士費用。これもほんとに、私は当初、この懲

戒免職処分がいいかと、絶対、負けないんですねと確認しました。そしたら、町の規定に従ってやっているから間違いない。町の規定が正しくても、世間一般的に、うちの人事管理がどうだったかということが問われる問題です。私はほんとにこれ、敗訴するんじゃないかと心配しております。これに対する費用も、幾らかかるかわかりません。今後、また増えるかもわかりません。ほんとに無尽蔵に補正予算組まれるというようなことがないように、ぜひ、していただきたい。

もう1点は、一つだけ評価できるとしたら、保育士処遇の改善に、保育所のために1人月当たり7千円ほど増えるということがされた。これは非常にありがたいことで、これはもう賛成ですけども、今言ったような大きな点をもって、反対とします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 賛成の方の発言がないようでございますので、引き続き本案に反対の方の発言を求めます。

**平野議員** 第62号議案 2014年度島本町一般会計補正予算(第4号)、反対の理由は、第55号議案 高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について反対をいたしました。理由については、その討論で述べたとおりでございます。今回、旅券発給事務として高槻市への委託料118万5千円が計上されていますので、その点について認められない、ということです。第55号議案の討論で述べましたように、住民サービスの点、住民への利益です、そしてコストの点からして、町で実施するほうが良いということは明白です。

さらに、広域行政の進め方については、事務委託の依頼について、議会の意向を聞くことなしにお願いしたこと、さらに、その後住民及び議会の合意形成を図ることが十分ではなかったということです。これは2008年度、し尿処理の事務委託、これについても議会の意向も聞かず委託の検討のお願いをしたということで、非常に、ここで大きく私は島本町と高槻市との信頼関係がなくなったというふうに思っております。それを繰り返されているということです。

その際に副町長は、高槻市と島本町の財政状況を示して、委託の必要性をご説明されました。わずか97万円の委託効果の説明としては、少し筋違いではなかったのかなというふうに思っております。これまで多額の投資的経費、学校施設の整備とかの事業など、または参与制度の導入など、数々の予算計上のときにこそ説明が必要ではなかったでしょうか。決算、予算の際に、再々、財政収支見通しを求めてまいりましたが、そのときは一切公表もせず、このときとばかり、この財政状況をおっしゃるというのは、少し理屈には合わないというふうに思っております。

その際にも、財政力指数は高槻市と同等であり、積立基金は1人当たりの額は島本町のほうが多いということについては、あまり触れられなかった。財政力指数については

触れられましたけど、そのことについては、ちょっと触れられなかったので、あえて言っておきます。

ということで、この旅券の発給事務については委託よりは島本町で実施するということが何より良いということで、この委託料については反対ということです。

さらに、その審議の中で問題になっております時間外勤務手当の増額の件ですけれども、本年度に入りましてね、当然、根本的には職員の減少があるということと、それから機構改革がありました。それからまた、今後は教育委員会制度の変更、子ども・子育て支援の新制度があります。そうなりますと、当然、かなりの業務負担になるのではないかということを見通しますと、増額は一定やむを得ないのではないかというふうに私は思っております。

ただ、審議の中とか一般質問のほうで質疑されました、特定の職員が過重な負担になっているということについては是正しなければなりません。当然、業務の見直し、それから職員の健康も含めて、超勤をできるだけ減らすということ。それから、いわゆる職場の監督者が、きちんとその点をマネジメントする、業務のマネジメントをして監督していく。そういったことは必要でありますし、人事課としても、総合的にそういう体制を取っていただきたいということは要望しておきます。

さらに、第三小学校の改築基本構想業務ですが、理由、行政のほうの、執行部のほうの説明を聞きますと、一定必要な委託料だというふうに思っております。今後は、第三小学校の現場の職員の皆さんや学童保育の職員の皆さん、そして第四保育所の職員の皆さんの声をしっかり聞く、保護者の声を聞いて、オープンな議論をしていくということをお願いしたいというふうに思っています。その際は、当然、財政計画、そういったことも考慮しながら検討していただきたいということを申しまして、この補正予算については、冒頭で申し述べました旅券発給事務の委託料について認められないということで、反対といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 62 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 少 数 起 立 )

**平井議長** 起立少数であります。

よって、第 62 号議案は、否決することに決しました。

引き続き、第 63 号議案 平成 26 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第

1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第63号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

平井議長 起立全員であります。

よって、第63号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第64号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第64号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

平井議長 起立全員であります。

よって、第64号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第65号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

関 議員 第65号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算について、反対の討論を行います。

本議題の質疑でも指摘いたしました。一般会計補正予算では238名、おそらく理事者の方を抜いて約200名で793万4千円の補正予算をあげているのに対して、本予算では職員数、わずか3名で140万円の補正予算をあげておられます。このような補正予算

を許せば、これ以上の時間外勤務を助長するものであり、ひいては職員の健康管理に重大な問題があるものであり、到底、認められるものではないと考えます。

よって、反対の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 賛成の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

**外村議員** 第 65 号議案について、反対の討論します。

私も関議員と同じく、140 万という時間外手当の詳細がわからないし、ほんとにこれが、もう少し減らせるんじゃないかということで、徹底的な精査していただくということをお願いしまして、反対といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 65 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**平井議長** 起立多数であります。

よって、第 65 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 2、第 66 号議案 平成 26 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**上下水道部長**（登壇） それでは、第 66 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第 66 号議案 朗読)

1 の 5 ページ、「第 2 表 地方債補正」でございます。

公共下水道債につきましては、特定財源の社会資本整備総合交付金の確定に伴い、限度額を補正前の額 1 億 4,190 万円に、先ほどの町債の補正額 2,510 万円を増額し、補正後の額を 1 億 6,700 万円にするものでございます。

今回の補正予算につきましては、本年 4 月の人事異動等に伴う人件費の補正、社会資本整備総合交付金の内示額の確定及び平成 25 年度繰越金の確定に伴う補正をお願いするものでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

1 の 9 ページ、「歳入」でございます。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 下水道費国庫補助金、第1節 社会資本整備総合交付金 2,550万円の減額につきましては、本年度の内示額の確定によるものでございます。

第7款 町債、第1項 町債、第1目 下水道債、第1節 公共下水道事業債 2,510万円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金の減額に伴い、起債対象事業費を精査したことによるものでございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、第1節 前年度繰越金 860万9千円の増額につきましては、平成25年度の実質収支額を繰り入れるものでございます。

1の10ページ、「歳出」でございます。

第1款 下水道費、第1項 下水道総務費、第1目 一般管理費、第2節 給料 53万9千円の増額、第3節 職員手当等 27万6千円の増額及び第4節 共済費 23万円の増額につきましては、本年4月の人事異動に伴い、当初予算以降の予算を精査したことによるものでございます。第25節 積立金 905万4千円の増額のうち、財政調整基金積立 44万5千円につきましては、収支の調整を図るためでございます。また財政調整基金積み立て決算剰余金分 860万9千円につきましては、歳入の前年度繰越金を積み立てるものでございます。

第2項 下水道整備費、第1目 下水道建設費 189万円の減額につきましては、再任用職員の勤務日数が週5日から週3日になったことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

**河野議員** すいません、先ほど提案のときにも説明いただいたと思うんですけども、歳入の部分の国庫支出金が2,550万の減額、町債として新たに公共下水道事業債の増額というところにおいて、さらなる詳細の説明を求めたいということと、これらの歳入の振り替えという表現が正しいかわかりませんが、ちょっと考え方について、この際、お答え下さい。

**上下水道部長** 今回の国庫補助金につきましては、当初、内示いただいた1億3,500万円から2,550万円減額となったということは、ご説明させていただいたように内示額が確定したことによるものでございます。

それに伴いまして下水道債につきましては、国庫補助金については90%の起債が充てられるわけでございますけれども、その起債から除いた分、国費から除いた分につきましては、これは単費として扱われますので、それについては95%までの起債が認められております。それらを精査した結果、今回、下水道債につきましては2,510万円の増額となったものでございます。



以上でございます。

**河野議員** その内示があった金額との精査によって2,550万の減額だと。その点について、もう一言、ちょっと加えていただきたいと思います。お願いいたします。

**上下水道部長** 当初の内示額は、先ほどお示しさせていただいたように1億3,500万円を予定させていただいたわけですが、これは当然、予定として昨年度、国への要望として要望させていただいた金を予算として計上させていただいておるわけでございます。しかしながら、4月1日に国から内示をいただいたところ、1億500万円しか内示がいただけなかったということで、その差額になります2,550万円が減額となったものでございます。

以上でございます。

**河野議員** 私の質問もちょっとね、バクッとしてたかも知れません。その点についてね、原課としては、その辺の要望と内示額の差異についての認識を私は問いたかったわけで、お答え下さい。

**上下水道部長** 認識ということになりますと、当然ながら、私ども要望させていただいておるわけでございますから、要望の内容に基づいて国費をいただくことが一応ベストという具合に考えております。しかしながら、昨今、通常分——これはあくまで汚水の未普及解消でございますけれども、これの要望に対する内示額が低くなっておるということで、ちなみに要望額が8,250万円に対しまして、実際に内示額としてつきましたのが5,700万円、率にしますと69%というような低い率になっております。

このもう一つ要因としましては、昨年、平成25年度、国の補正予算がございました。この際に、26年度へ繰越させていただいております920万円、この分が先にいただいているということもございまして、結果的に低い内示額になったのではないかなというように考えております。それを合わせますと、おおよそ87.5%でございますので、10%強の内示額が低くなった。それとあわせて防災安全としまして、要望では4,800万円を要望させていただきまして、内示につきましても4,800万円、満額、100%は内示いただいているような状況でございます。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 66 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

平井議長 起立全員であります。

よって、第 66 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 3、第 67 号議案 平成 26 年度島本町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇） 第 67 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第 67 号議案 朗読)

今回の補正予算につきましては、本年 4 月の人事異動等に伴う人件費の補正及び源泉徴収漏れに伴う源泉所得税相当額の補正をお願いするものでございます。

1 の 3 ページに平成 26 年度島本町水道事業会計補正予算総括を、また 1 の 4 ページから 5 ページに平成 26 年度島本町水道事業会計補正予算実施計画を載せておりますが、詳細につきましては、1 の 6 ページから 7 ページの平成 26 年度島本町水道事業会計補正予算計画説明書に基づき、ご説明申し上げます。

収益的収入でございます。

第 1 款 水道事業収益、第 2 項 営業外収益、第 6 目 雑収益、(節)雑収益 4 万 9 千円の増額につきましては、平成 26 年第 1 回定例会におきましてご可決いただきました平成 25 年度島本町水道事業会計補正予算（第 5 号）において、源泉所得税の源泉徴収漏れに伴い本町が源泉所得税をいったん立て替えて納付しておりますが、この源泉所得税相当額について事業者から返還いただいたものでございます。

次の、収益的支出でございます。

第 1 款 水道事業費用、第 1 項 営業費用、第 1 目 原水及び浄水費 218 万 3 千円の増額及び第 4 目 総係費 529 万 3 千円の減額につきましては、本年 4 月の人事異動等に伴い、当初予算以降の予算を精査したことによるものでございます。

1 の 7 ページ後段の、資本的支出でございます。

第 1 款 資本的支出、第 1 項 建設改良費、第 1 目 事務費 148 万 9 千円の減額につきましては、再任用職員の勤務日数が週 5 日から週 3 日になったことなどにより、当初予算以降の予算を精査したことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 26 年度島本町水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い

申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 67 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 67 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 4、第 1 号認定 平成 25 年度島本町一般会計歳入歳出決算から、第 13 号認定平成 25 年度島本町水道事業会計決算までの 13 件を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**会計管理者(登壇)** それでは、平成 25 年度島本町歳入歳出決算説明を申し上げます。

平成 25 年度島本町歳入歳出決算を、「地方自治法」の定めるところにより町議会の認定に付すにあたり、その概要をご説明いたします。

平成 25 年度の予算執行は、概ね編成方針に沿って事務事業を実施した結果、各会計で黒字決算となっております。

なお、土地取得事業特別会計、大沢地区特設水道施設事業特別会計は、収支同額の決算でございます。

「地方自治法」施行令第 166 条に規定する関係書類は、「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」に取りまとめています。詳細な内容については、関係部局から説明させていただきます。

それでは、会計ごとに決算の概要を申し上げます。

まず、「一般会計」でございます。

一般会計決算額は、歳入 101 億 1,661 万 345 円、歳出 99 億 6,465 万 2,497 円、差引残額は 1 億 5,195 万 7,848 円でございます。平成 26 年度への繰越財源 2,843 万円を差し引いた実質収支では、1 億 2,352 万 7,848 円の黒字決算となっております。

決算説明の2ページでございます。「歳入」は、前年度に比べ14億3,522万8,121円の減、率にして12.4%の減でございます。

歳入の主な状況でございますが、「町税」の決算額は46億257万7,855円で、前年度に比べ956万6,726円の増となっております。町民税において、個人分は人口増加により納税者が増えたことなどで増となりましたが、法人分は減少しました。

「各種交付金」の決算額は17億2,180万5,689円で、前年度に比べ1,432万4,699円の減となっております。地方交付税、地方譲与税、自動車取得税交付金などは減少し、株式等譲渡所得割交付金、配当割交付金などが増加しております。

3ページでございます。「分担金及び負担金」の決算額は2億1,368万5,582円で、前年度に比べ1,988万8,352円の増、「使用料及び手数料」の決算額は1億9,273万2,125円で、前年度に比べ298万1,890円の増となっております。

「国庫支出金」の決算額は10億1,680万6,240円で、障害者福祉費負担金の増及び地域の元気臨時交付金などにより、前年度に比べ7,357万2,359円の増となっております。

「府支出金」の決算額は5億2,662万2,975円で、前年度に比べ555万2,523円の増となっております。

4ページでございます。「財産収入」の決算額は7億5,942万655円で、主に町有地売り払い収入により前年度に比べ7億5,001万9,098円の増、「寄附金」の決算額は796万7,241円で、前年度に比べ28万2,845円の増となっております。

「繰入金」の決算額は2,890万9,406円で、前年度に比べ1億270万251円の減となっております。前年度は水道事業会計からの繰り入れ、財政調整基金及び減債基金からの繰入があったことによるものでございます。

「諸収入」の決算額は1億2,898万6,229円で、前年度と比べ3,576万7,909円の減となっております。

「町債」の決算額は7億8,864万円で、主に前年度に地域総合整備事業債の借り換えを行ったことにより、19億9,750万円の減となっております。

次に、「歳出」でございます。

歳出は、前年度に比べ14億5,872万9,591円の減、率にして12.8%の減でございます。歳出の状況でございますが、議会費、衛生費、消防費、公債費で減額となった反面、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費で増額となった決算の内容でございます。

その主なものでございますが、5ページ、人件費の決算額は19億8,039万3,057円で、主に退職者数の減少に伴う退職手当、議員期末手当及び議員共済費の減により、5,963万2,375円の減となっております。

6ページ、「総務費」の決算額は20億5,787万492円で、主に町有地売り払い収入に伴う基金への積立金の増により、6億8,609万2,261円の増となっております。

「民生費」の決算額は31億1,681万9,564円で、主に障害者福祉費における扶助費及び後期高齢者医療における負担金の増により、1億1,231万1,170円の増となっております。

7ページ、「衛生費」の決算額は9億8,961万3,999円で、主に三島救命救急センターへの運営資金貸付金及び運営補助金等の負担割合の減により、2,987万2,820円の減となっております。

「農林水産業費」の決算額は9,416万9,862円で、主に玉子排水機場における運転管理負担金の増により、1,137万8,923円の増となっております。

「商工費」の決算額は1,502万2,136円で、主に平成25年度からシルバー人材センターへの補助金を民生費から商工費へ移管したことにより、367万7,292円の増となっております。

8ページ、「土木費」の決算額は8億8,217万8,251円で、主に桜井跨線橋補修設計業務、町道尺代5号線整備工事、各水路等浚渫工事及び青葉・水無瀬地区浸水対策工事等の実施により、3,504万7,067円の増となっております。

「消防費」の決算額は3億2,590万9,720円で、前年度で、はしご付き消防自動車の更新、消防救急デジタル無線設備の整備事業を実施し、完了したことにより、3億5,450万9,940円の減となっております。

「教育費」の決算額は10億7,231万397円で、主に小学校空調機設置工事、第二中学校屋外運動場整備工事等の実施により、1億2,976万1,649円の増となっております。

「災害復旧費」の決算額は4,205万4,783円で、昨年9月の台風第18号の被害に伴う災害復旧工事等により、2,450万2,370円の増となっております。

「公債費」の決算額は12億2,992万612円で、前年度で借り換えに伴う償還金が19億9,750万円あったことにより、20億6,830万5,400円の減となっております。

次に10ページ、本年度で業務が完了しなかったため、26年度に繰越をした事業がございます。翌年度へ財源を繰り越した「繰越明許費」といたしましては、ロッカー等備品購入事業の280万2千円、地域防災計画修正業務の580万円、桜井跨線橋補修事業の5,500万円、町道尺代5号線整備事業の6,072万円、第二中学校耐震補強等事業の2億円、尺代山腹復旧事業の650万円でございます。

以上をもちまして、一般会計の説明とさせていただきます。

次に、11ページからの特別会計の決算について、概要説明をさせていただきます。

「土地取得事業特別会計」の決算は、歳入歳出同額の224万3,265円であります。

本年度では、先行取得した桜井三丁目地内の用地を109万5,400円で取得した1件だけで、一般会計に売却しております。売却代金と土地開発基金から生じた利子5万2,465円をあわせた114万7,865円を同基金へ繰り出し、積み立てております。

次に、「国民健康保険事業特別会計」の決算は、歳入が35億1,538万5,073円、歳出が32億7,659万6,576円、差引残額は2億3,878万8,497円でございます。

歳入については、前年度に比べ3億785万8千円の増、歳出については、前年度に比べ1億1,290万9千円の増でございます。

保険料は、医療費の増嵩に伴い増額となっております。保険給付費においては、一般被保険者にかかる療養給付費等は増額していますが、退職者被保険者分が被保険者数の減に伴い、すべての費目において前年度より減額となっております。

次に15ページ、「後期高齢者医療特別会計」の決算は、歳入が3億8,122万3,971円、歳出が3億7,105万9,204円、差引残額は1,016万4,767円でございます。

平成25年度の保険料収入額は、被保険者の増に伴い1.6%の増となっております。

次に16ページ、「介護保険事業特別会計」の決算は、歳入が18億6,333万3,714円、歳出が17億7,668万4,651円、差引残額は8,664万9,063円でございます。

歳入の主なものは介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金、繰入金、歳出の主なものは介護サービス等の保険給付費でございます。国庫支出金等補助金については一定の割合で概算交付され、過不足額を翌年度で精算する仕組みとなっております。

次に17ページ、「大沢地区特設水道施設事業特別会計」の決算は、歳入歳出が同額の395万4,056円の決算となっております。

続いて18ページ、「公共下水道事業特別会計」の決算は、歳入が13億3,586万2,752円、歳出が13億1,965万3,695円、差引残額は1,620万9,057円でございます。

平成26年度への繰越財源760万円を差し引いた実質収支では、860万9,057円の黒字決算となっております。本年度事業区域は、高浜二丁目、桜井台及び桜井三丁目の一部、約7haの整備区域内を供用開始したことにより、約295haが供用開始区域となり、人口普及率は約94.4%となっております。

次に19ページの、「繰越計算書」でございます。

公共下水道污水管（第6工区）築造事業において、2,500万円を平成26年度に繰り越したものです。

次に、「財産区特別会計」の決算でございます。

山崎、広瀬、桜井、東大寺、大沢の5財産区で、歳入決算額は1億5,799万4,709円、

歳出決算額が 529 万 2,054 円となっており、差引残額 1 億 5,270 万 2,655 円となっております。

歳入の主なものは、全財産区で前年度の繰越金収入でございます。歳出では、主に広瀬財産区を除く財産区で、当該地区自治会への運営補助金を支出しております。

以上が、特別会計の平成 25 年度決算の概要です。

「平成 25 年度島本町財産に関する調書」は別冊 3 に記載してありますが、総括事項は 20 ページの表のとおりでございます。

まず、「土地及び建物」でございます。

「土地」の平成 25 年度中の増減ですが、増で 1,756.97 ㎡、減で 5,495.87 ㎡、差し引き 3,738.90 ㎡の減で、平成 25 年度末現在高は 35 万 5,854.02 ㎡でございます。「建物」の平成 25 年度中の増減ですが、非木造で 780 ㎡の増で、平成 25 年度末現在高は 8 万 7,218.82 ㎡でございます。

なお、土地及び建物の増減にかかる説明については、「財産調書」8 ページに記載しております。

次に、「町債」でございます。

25 年度中の町債の借入額は 10 億 7,104 万円、償還額は 15 億 9,046 万 656 円、差し引き 5 億 1,942 万 656 円減少しまして、平成 25 年度末では 179 億 1,946 万 4,070 円となっております。

次に、「基金積立金」でございます。

25 年度中に積み立てましたのが 8 億 8,823 万 6,119 円、利子の積立額は 77 万 3,869 円、取り崩しは 1 億 3,905 万 5,814 円でございます。差し引き 7 億 4,995 万 4,174 円の増になりまして、平成 25 年度末では 52 億 9,927 万 8,907 円となっております。

25 年度中の積立・取り崩しの基金については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、「物品調達基金」でございますが、平成 26 年 3 月 31 日で条例を廃止しております。24 年度までの残高及び 25 年度中の既収益金等につきましては一般会計へ振り替え、平成 25 年度末現在高はゼロでございます。

「構築物、山林、出資金、車両・無線、預り金、公共用地借上げに関する調書」及び「大字財産区財産」に関しましては、別冊 3 の目次のとおり、それぞれのページに記載しております。

以上で、平成 25 年度一般会計ほか各特別会計及び財産区特別会計の決算と、財産の概要説明とさせていただきます。

決算に関する詳細な点については、これからの審査過程において各担当部長、次長、課長等から説明いたします。また「事務事業成果報告書」も提出いたしておりますので、

ご参照いただき、よろしくご審査をお願い申し上げます。

総務部長（登壇） それでは、平成 25 年度一般会計、各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ及び 1 の 2 ページ「平成 25 年度島本町歳入歳出決算の認定について」でございます。

（第 1 号認定から第 12 号認定まで朗読）

- 第 1 号認定 平成 25 年度島本町一般会計歳入歳出決算
  - 第 2 号認定 平成 25 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
  - 第 3 号認定 平成 25 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
  - 第 4 号認定 平成 25 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
  - 第 5 号認定 平成 25 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
  - 第 6 号認定 平成 25 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
  - 第 7 号認定 平成 25 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 1 の 2 ページでございます。
- 第 8 号認定 平成 25 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
  - 第 9 号認定 平成 25 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
  - 第 10 号認定 平成 25 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
  - 第 11 号認定 平成 25 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
  - 第 12 号認定 平成 25 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算

ただいま認定に付しました決算説明につきましては、議案書に添付させていただいておりますとおりでございますので、朗読したものとさせていただきますと存じます。

なお、重点項目にかかります決算の状況などの参考資料を掲載しております。また、平成 25 年度一般会計決算資料も提出しておりますので、あわせてご参照いただきたく存じます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成25年度一般会計歳入歳出決算説明

それでは、引き続きまして第 1 号認定 平成25年度一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本年度の一般会計の決算状況につきましては、平成25年度決算書（No.1）416ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額101億1,661万円に対し、歳出総額は99億6,465万2千円で、歳入歳出差引額(形式収支)は1億5,195万8千円の黒字決算となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2,843万円を差し引いた実質収支額は1億2,352万8千円で、前年度に引き続き黒字決算となりました。



今後におきましては国の成長戦略による景気の回復が期待されるものですが、団塊世代の退職に伴う個人所得の減少などの要因により、町の自主財源の多くを占める町税の増収は期待できないものと考えられます。また、社会保障関係経費の増加や、公共施設などの老朽化対策にかかる経費の増加など、歳入が増えない中で歳出が増える財政構造が続くことが見込まれます。従って、自主財源の確保をはじめ行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化を進め、安定した財政運営に努める必要があります。

それでは、25ページ以降の「平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算事項別明細書」に沿って説明します。

「歳入」の主な内容についてです。

#### 1. 「町税」

町税の収入額は46億257万8千円（前年度45億9,301万1千円）で、前年度に比べ956万7千円、0.2%の増となりました。

①町民税は、23億7,803万円（前年度23億7,286万2千円）で、前年度に比べ516万8千円、0.2%の増となりました。

町民税個人分については、株式の売却による譲渡所得が増加したこと、また、人口増により納税義務者が増え、課税標準額が増加したことに伴い、前年度に比べ2,853万3千円、1.6%の増となりました。

町民税法人分については、一部法人において販売費等の増加により営業利益が減少したことに伴い、前年度に比べ2,336万5千円、3.8%の減となりました。

②固定資産税は、17億5,719万3千円（前年度17億6,401万4千円）で、前年度に比べ682万1千円、0.4%の減となりました。この主な要因は、償却資産について、減価償却に伴い前年度比で912万3千円、2.6%の減となったことによるものです。

#### 2. 「地方譲与税」

地方譲与税は、5,298万7千円（前年度5,564万8千円）で、前年度に比べ261万1千円、4.8%の減となりました。

#### 3. 「利子割交付金」

利子割交付金は、1,871万7千円（前年度1,886万1千円）で、前年度に比べ14万4千円、0.8%の減となりました。

#### 4. 「配当割交付金」

配当割交付金は、2,730万4千円（前年度1,462万8千円）で、前年度に比べ1,267万6千円、86.7%の増となりました。企業業績の回復による配当額の増加などにより、前年度を大きく上回りました。

5. 「株式等譲渡所得割交付金」

株式等譲渡所得割交付金は、4,203万2千円（前年度338万4千円）で、前年度に比べ3,864万8千円、1142.1%の増となりました。株式の取引増大による株価上昇などにより前年度を大きく上回りました。

6. 「地方消費税交付金」

地方消費税交付金は、2億2,282万9千円（前年度2億2,474万4千円）で、前年度に比べ191万5千円、0.9%の減となりました。

7. 「ゴルフ場利用税交付金」

ゴルフ場利用税交付金は、4,526万1千円（前年度4,699万円）で、前年度に比べ172万9千円、3.7%の減となりました。

8. 「自動車取得税交付金」

自動車取得税交付金は、2,607万1千円（前年度2,868万4千円）で、前年度に比べ261万3千円、8.1%の減となりました。

9. 「地方特例交付金」

地方特例交付金は、2,992万9千円（前年度2,891万5千円）で、前年度に比べ101万4千円、3.5%の増となりました。

10. 「地方交付税」

地方交付税では、12億5,311万2千円（前年度13億1,064万4千円）で、前年度に比べ5,753万2千円、4.4%の減となりました。

普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差（財源不足額）を基準として交付されます。本年度の普通交付税は、10億3,998万1千円（前年度10億8,907万1千円）で、前年度に比べ4,909万円、4.5%の減となりました。

この主な要因は、基準財政需要額では、公債費を含む個別算定経費が増額となったものの、基準財政収入額では市町村民税所得割が増額となったことなどから、算定結果では財源不足額が縮小したことによるものです。

次に、特別交付税については、地方団体の特別の財政需要等を基礎として算定されます。本年度は、福祉事務所関連事業、特別支援学級、放置自転車対策等に係る経費を基礎として算定、交付されました。

11. 「交通安全対策特別交付金」

交通安全対策特別交付金は、356万4千円（前年度363万2千円）で、前年度に比べ6万8千円、1.9%の減となりました。

12. 「分担金及び負担金」

分担金及び負担金は、2億1,368万6千円（前年度1億9,379万7千円）で、前年度に比べ1,988万9千円、10.3%の増となりました。この主な要因は、保育所保育料において入所児童数の増に伴い収入が増となったことなどによるものです。

13. 「使用料及び手数料」

使用料及び手数料は、1億9,273万2千円（前年度1億8,975万円）で、前年度に比べ298万2千円、1.6%の増となりました。

14. 「国庫支出金」

国庫支出金は、10億1,680万6千円（前年度9億4,323万4千円）で、前年度に比べ7,357万2千円、7.8%の増となりました。

①国庫負担金については、8億2,858万9千円（前年度7億9,058万8千円）で、前年度に比べ増額となりました。この主な要因は、民生費国庫負担金のうち、障害者福祉費負担金については障害者自立支援給付費の増により増額となったことによるものです。

②国庫補助金は、1億7,403万4千円（前年度1億3,815万7千円）で、前年度に比べ増額となりました。

1) 総務費国庫補助金の地域の元気臨時交付金は、清掃工場施設改修、第四小学校給食室床改修、町道大沢線路肩改修、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線歩道補修及び体育館駐車場等改修の財源として活用しました。

2) 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、町道尺代5号線整備、桜井跨線橋補修設計、民間建築物耐震補助、消防庁舎耐震補強及び防災行政無線実施設計の財源として活用しました。

3) 教育費国庫補助金のうち、学校施設環境改善交付金は町立小学校空調機設置事業及び第二中学校屋外運動場改修事業の財源となっています。

③国庫委託金は、1,418万3千円（前年度1,448万9千円）で、前年度に比べ減額となりました。

15. 「府支出金」

府支出金は、5億2,662万3千円（前年度5億2,107万円）で、前年度に比べ555万3千

円、1.1%の増となりました。

①府負担金は、2億9,572万1千円（前年度2億7,878万円）で、前年度に比べ増額となりました。この主な要因は、民生費府負担金のうち、社会福祉費負担金において、国民健康保険基盤安定交付金、後期高齢者医療基盤安定交付金が増額となったこと、障害者福祉費負担金において、障害者自立支援給付費負担金が増額となったことなどによるものです。

②府補助金は、1億7,881万7千円（前年度1億9,301万8千円）で、前年度に比べ減額となりました。

1) 民生費府補助金のうち、地域福祉・子育て支援交付金3,649万8千円は、小地域ネットワーク活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業、街かどデイハウス事業、妊婦健康診査促進事業、民間保育所出前保育事業、障害児保育看護師配置事業などの財源となっています。

2) 衛生費府補助金のうち、風しんワクチン等接種緊急促進事業費補助金54万1千円は、風しんの流行に対する緊急措置としての予防接種費用助成の財源となっています。

3) 農林水産業費府補助金のうち、森林病虫害等防除事業補助金89万1千円は、森林病虫害等防除事業の財源となっています。

4) 振興補助金1,340万円は、衛生化学処理場施設補修工事に活用しました。

③府委託金は、5,208万5千円（前年度4,927万3千円）で、前年度に比べ増額となりました。

総務費府委託金のうち、住宅・土地統計調査委託金149万5千円については、本年度に実施した住宅・土地統計調査の財源となっています。

## 16. 「財産収入」

財産収入は7億4,820万8千円（前年度940万2千円）で、前年度に比べ7億3,880万6千円、7858.0%の増となりました。この主な要因は、町有地売払収入が増となったことなどによるものです。

## 17. 「寄附金」

寄附金は796万7千円（前年度768万4千円）で、前年度に比べ28万3千円、3.7%の増となりました。この主な要因は森林整備寄附金が増となったことなどによるものです。

## 18. 「繰入金」

繰入金は2,890万9千円（前年度1億3,161万円）で、前年度に比べ1億270万1千円、78.0%の減となりました。

本年度の繰入金の内容は、次のとおりです。

(第1項 特別会計繰入金)

- ①後期高齢者医療特別会計繰入金2万7千円については前年度事務費の精算金です。
- ②介護保険事業特別会計繰入金2,635万8千円についても、前年度給付費等の精算金です。
- ③大字大沢財産区特別会計繰入金3万円については、大字大沢財産区において、電力会社の作業通路の確保に際し立木伐採補償金が支払われることとなったため、「財産区財産の管理および処分の適正化について」通知に基づき、その歳入の一部を繰り入れたものです。

(第2項 基金繰入金)

- ①財政調整基金繰入金49万5千円については、高齢者の実態把握事業及びしまもと安心ボトル配付の財源の一部として、ふるさと島本応援寄附金を活用したものです。
- ②物品調達基金繰入金200万円については、同基金廃止に伴い、基金残高を繰り入れたものです。

19. 「諸収入」

諸収入は、1億2,898万6千円（前年度1億6,475万4千円）で、前年度に比べ3,576万8千円、21.7%の減となりました。この主な要因は、三島救命救急センター貸付金の減などによるものです。

20. 「町債」

町債は、7億8,864万円（前年度29億6,168万4千円）で、前年度に比べ21億7,304万4千円、73.4%の減となりました。この主な要因は、前年度に、平成14年度に借り入れた地域総合整備事業債の借換え時期を迎えたことから、歳出と同額の19億9,750万円を計上していたことによるものです。

なお、借換債を除いた前年度の発行額は9億6,418万4千円で、今年度は前年度に比べ1億7,554万4千円、18.2%の減となりました。

本年度の町債発行の内訳は次のとおりです。

- ①土木債の公共事業等債は、町道尺代5号線整備及び桜井跨線橋補修設計業務の財源として発行しました。
- ②消防債の消防施設整備事業債は、消防団山崎分団及び東大寺分団の小型動力ポンプ更新の財源として発行しました。
- ③教育債のうち学校教育施設等整備事業債は、小学校空調機設置事業及び第二中学校屋外運動場改修事業の財源として発行しました。
- ④臨時財政対策債は、前年度に引き続き発行しました。なお、臨時財政対策債の元利

償還金相当額については、その全額が、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

⑤退職手当債は、当初予算において発行を予定していましたが、年度末の収支状況及び後年度の公債費負担を考慮し、発行を中止しました。

次に、「歳出」の主な内容について説明します。

#### 1. 「議会費」

議会費は、1億3,878万3千円（前年度1億4,759万5千円）で、前年度に比べ881万2千円、6.0%の減となりました。

#### 2. 「総務費」

総務費は、20億5,787万円（前年度13億7,177万8千円）で、前年度に比べ6億8,609万2千円、50.0%の増となりました。

主な支出として、

##### ①総務管理費

・一般管理費では、退職手当として2億1,987万6千円支出しましたが、これは前年度に比べ7,404万5千円、減額となりました。

・財産管理費では、鶴ヶ池住宅跡地の売却に関連して、境界確定のための測量・分筆登記業務に114万5千円、土壌汚染確認調査業務に152万3千円、底地整理のための先行取得用地買戻しに109万5千円を支出しました。また、水害その他の自然災害への対策として、鶴ヶ池の浚渫工事に2,163万3千円、公用車3台の配備に615万7千円を支出しました。さらに庁舎内での火災による最重要書類の焼失を防ぐため、税務課等に耐火ロッカーを設置する費用として、406万4千円を支出しました。

・防災計画費では、災害発生時の自助及び共助による迅速な初期対応を図るため、浸水害対策として、吸水性土のうの配布及び土のうステーションの設置に540万8千円を支出しました。また、防災行政無線の再整備を実施するにあたり、平成24年度に策定した基本構想をもとに実施設計を行い、204万8千円を支出しました。

・電算処理費では、平成26年4月の機構改革に伴うLANケーブルの敷設工事及び電子機器の移設工事を行い、165万8千円を支出しました。

・企画費では、町立やまぶき園の指定管理者の選定にかかる指定管理者選定委員報酬として、3万円を支出しました。

・広報費では、広報紙をより色彩豊かに親しみやすくするため月ごとに使用する色を変えるなどの工夫を行い、広報紙の印刷業務550万4千円を支出しました。また、観光案内及び地図として配布している「しまもとガイドマップ」を増刷し、28万6千円を

支出しました。

・自治推進費では、公共施設等への交通手段が乏しい大沢地区居住者の交通手段確保の一助となるよう、予算費目を一般管理費から変更し、大沢地区乗合タクシー配車サービス事業に10万7千円を支出しました。

・人権推進費では、人権週間を中心に実施した人権啓発事業に180万9千円を支出しました。

・人権文化センター費では、管理運営事業に366万8千円、ふれあい夜店と人権文化まつりなど周辺地域交流事業として356万4千円を支出しました。

・財政調整基金等積立金では、8億2,434万2千円を支出しました。その主な内訳としては、各基金からの利子収入として69万7千円を各基金に積み立てるとともに、前年度決算剰余金分の2,516万2千円及びふるさと島本応援寄附金分27万1千円を財政調整基金に、町有地の売却収入から7億4,716万3千円を公共施設整備積立基金に積立てました。

・ふれあいセンター管理費では、指定管理料として1億1,236万6千円、住民ホールの解体設計業務として483万円を支出しました。

②徴税費では、町税過誤納還付金として1,081万3千円を支出しました。

③選挙費では、町長及び町議会議員選挙で741万3千円、参議院議員通常選挙で896万6千円を支出しました。

### 3. 「民生費」

民生費については、31億1,682万円（前年度30億450万8千円）で、前年度に比べ1億1,231万2千円、3.7%の増となりました。

各費目別では、

・社会福祉費で14億6,062万4千円（前年度13億6,713万3千円）

・児童福祉費で13億8,075万3千円（前年度13億6,716万6千円）

・生活保護費で2億6,467万円（前年度2億5,782万4千円）

・国民年金費で1,077万2千円（前年度1,238万6千円）

を支出しました。

その主な内容は、次のとおりです。

#### ①社会福祉費

・障害者福祉費では、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスなど、障害者福祉事業に4億4,712万4千円を支出しました。

・年長者福祉費では、従来から実施している「ひとり暮らし高齢者実態把握事業」の対象者や情報提供先を拡大し、災害時要援護者実態把握事業として、176万9千円を支出しました。

・国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金に1億8,809万円を支出しました。

・後期高齢者医療費では、大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金に2億6,116万9千円、後期高齢者医療特別会計への繰出金に6,569万9千円を支出しました。

・介護保険費では、介護保険事業特別会計への繰出金に3億145万7千円を支出しました。

#### ②児童福祉費

・児童福祉総務費では、子ども・子育て会議委員報酬として12万円、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料として199万5千円などを支出しました。

・児童措置費では、児童手当に5億6,039万5千円、児童扶養手当に9,368万6千円、山崎保育園の補助金として、ファンフレンズ事業など9,547万5千円を支出しました。

・児童福祉施設費では、町立保育所運営にかかるフリー保育士・給食調理員などの臨時職員賃金に2億1,126万7千円を支出しました。

#### 4. 「衛生費」

衛生費は、9億8,961万4千円（前年度10億1,948万7千円）で、前年度に比べ2,987万3千円、2.9%の減となりました。

①保健衛生費では、10月に対象者を拡大した乳幼児等医療をはじめ年長者・障害者・ひとり親家庭・未熟児を対象にした医療費助成事業に1億3,518万3千円を支出しました。また、公費負担額を増額した妊婦健康診査をはじめ各種健康診査などを行う保健ヘルス事業費に9,270万5千円を支出しました。

②環境衛生費では、5,175万円支出しました。平成24年度に実施した環境住民会議支援業務が終了したことなどにより、前年度比259万7千円の減額となりました。

③清掃費では、5億2,031万8千円を支出しました。し尿中間処理施設基礎調査計画書作成業務の実施に伴う委託料などの増により、前年度比219万円の増額となりました。

#### 5. 「農林水産業費」

農林水産業費は9,417万円（前年度8,279万1千円）で、前年度に比べ1,137万9千円、13.7%の増となりました。

①農業費では、玉子排水機場保全計画策定の負担金として、668万2千円を支出しました。

②林業費では、森林管理台帳システム構築業務委託料として136万5千円、森林病虫害等防除業務委託料として124万7千円を支出しました。



## 6. 「商工費」

商工費は1,502万2千円（前年度1,134万5千円）で、前年度に比べ367万7千円、32.4%の増となりました。これは主に、民生費から移管となったシルバー人材センターへの補助金として、495万2千円を支出したことによるものです。

## 7. 「土木費」

土木費は、8億8,217万8千円（前年度8億4,713万1千円）で、前年度に比べ3,504万7千円、4.1%の増となりました。

主な支出は、次のとおりです。

- ・桜井跨線橋補修設計業務 795万9千円
- ・町道桜井24号線補修工事 334万3千円
- ・町道大沢線路肩改修工事 210万5千円
- ・町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線歩道補修工事 781万6千円
- ・町道尺代5号線整備事業 1億949万9千円
- ・河川・水路浚渫工事 1,851万9千円
- ・青葉・水無瀬地区浸水対策工事 2,043万3千円
- ・まちづくり活動支援業務 96万1千円
- ・民間住宅耐震改修補助 260万円

## 8. 「消防費」

消防費は3億2,591万円（前年度6億8,042万円）で、前年度に比べ3億5,451万円、52.1%の減となりました。

主な支出としては、施設整備事業の工事請負費として消防庁舎耐震補強工事に617万9千円、桜井西側防火用水池フェンス設置工事に87万2千円、また機械器具費として分団小型動力ポンプ2台に314万6千円を支出しました。

## 9. 「教育費」

教育費は10億7,231万1千円（前年度9億4,254万9千円）で、前年度に比べ1億2,976万2千円、13.8%の増となりました。

①小学校費では、町立第四小学校の下水道切替工事実施設計業務として207万9千円を支出しました。また、建設・改修事業として町立小学校の空調機設置工事に1億432万8千円、町立第四小学校給食室床改修工事に1,096万4千円を支出しました。

②中学校費では、町立第二中学校屋外運動場整備工事に2,743万7千円を支出しました。

③幼稚園費では、町立第一幼稚園での預かり保育の本格実施等に伴い、指導員他臨時

職員賃金として1,521万3千円を支出しました。

④青少年費では、消耗品費として、地域安全ステーション用消耗品に21万円を支出しました。

⑤歴史文化資料館管理費では、委託料として、旧住民ホールのグランドピアノをコンサート等に使用するため、歴史文化資料館への移設に49万7千円を支出しました。また、工事請負費として、視覚障害者誘導用ブロック敷設工事に35万7千円を支出しました。

⑥スポーツ推進費では、工事請負費として、体育館駐車場等改修工事に1,531万7千円を支出しました。また、体育館視覚障害者誘導用ブロック敷設工事に68万2千円を支出しました。

#### 10. 「災害復旧費」

災害復旧費は、4,205万5千円（前年度1,755万2千円）で、前年度に比べ2,450万3千円、139.6%の増となりました。台風第18号接近に伴う大雨災害の復旧活動にかかる職員手当及び町内各所で発生した被害に対する復旧工事等に費用を要したことによるものです。

#### 11. 「公債費」

公債費は12億2,992万1千円（前年度32億9,822万6千円）で、前年度に比べ20億6,830万5千円、62.7%の減となりました。

元金は10億7,492万8千円で、前年度に比べ20億5,455万6千円の減となりました。この主な要因は、前年度に借換えの時期を迎えた平成14年度発行の地域総合整備事業債の借換え債（19億9,750万円）を発行し、償還したことによるものです。

次に、利子は1億5,499万3千円で、前年度に比べ1,374万9千円の減となりました。この主な要因は、元利均等償還及び元金均等償還の利子分が減少していること並びに金利が低水準で推移していることによるものです。

次に、普通会計決算に関して説明いたします。

平成25年度事務事業成果報告書の「第12 財政に関すること」をご覧ください。

「普通会計」とは、国が全国の決算の比較を行う統計処理のために一定のルールに基づき算定する想定会計で、本町の場合は、一般会計に土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計を加え、会計間相互の資金移動などを除いたものです。

財政分析のもとになる普通会計ベースの決算では、「(1)財政分析指標」にありますように、平成25年度の普通会計決算収支については、歳入歳出差引額は1億5,298万8千

円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,843万円を差し引いた実質収支は、1億2,455万8千円の黒字となりました。

また、単年度収支に財政調整基金の積み立て・取り崩しなどを差し引きした実質単年度収支については1億5,039万円と、前年度に引き続き黒字となりました。実質単年度収支の黒字の主な要因は、歳入において配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金が前年度より大きく増額となったこと、また歳出において地方債残高の減少に伴い公債費が減額となったことなどにより、実質収支の黒字が大きく増加し収支状況も改善したため、財政調整基金の取り崩しが前年度より1,100万4千円の減額となったことなどによるものです。

財政指標のうち財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は97.4%と、前年度の97.8%から0.4ポイント改善しました。

経常収支比率は、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源収入額に対する割合であり、具体的には、町税収入、地方譲与税、普通交付税などの収入を分母とし、人件費、扶助費、公債費のように、縮減することが難しい支出を分子とした値で、経常経費に経常一般財源収入がどの程度充てられているかを表すものです。

経常収支比率が前年度より改善した要因については、次のとおりです。

分母である経常一般財源収入（臨時財政対策債を含む）では、臨時財政対策債の発行額が6億4,044万円と前年度比4,075万6千円の増額、本町の自主財源の多くを占める町税（都市計画税除く）が42億6,058万4千円と前年度比906万1千円の増額、配当割交付金が2,730万4千円と前年度比1,267万6千円の増額、株式等譲渡所得割交付金が4,203万2千円と前年度比3,864万8千円の増額となったことなどにより、総額で64億4,291万8千円と、前年度比4,381万5千円の増額となりました。

次に、分子である経常経費充当一般財源では、人件費や公債費については減額となったものの、物件費では保育所児童数の増加に伴い保育所関係経費が増額となり、また繰出金では後期高齢者医療にかかる療養給付費負担金や、介護保険事業特別会計への繰出しを中心に増額となったことなどにより、総額で62億7,716万6千円と、前年度比1,721万4千円の増額となりました。

以上のことから、分子である経常経費充当一般財源、分母である経常一般財源収入がともに増額となったものの、分母の増額が大きかったため、経常収支比率が前年度と比べ改善したものです。

しかしながら、今後においても社会保障関係費の自然増に加え公共施設等の老朽化対策などに多額の財源を必要とする中で、町税収入などの経常一般財源収入の増額は期待できない状況にありますことから、引き続き財務体質の強化に努める必要があります。

次に、歳出の「性質別」のうち義務的経費などについて説明します。

#### 1. 「人件費」

人件費については、19億7,499万1千円（前年度 20億3,025万千円）で、前年度に比べ5,525万9千円、2.7%の減となっています。この主な要因は、退職者数の減少に伴う退職手当額の減額、職員平均年齢の低下に伴う平均給与額の減額などによるものです。

## 2. 「扶助費」

19億5,332万1千円（前年度 18億7,732万4千円）で、前年度に比べ 7,599万7千円、4.0%の増となっています。この主な要因は、生活保護費が被保護者数の増加などに伴い増額となったこと、また障害者福祉費の扶助費についても引き続き増額となったことによるものです。

主な支出については、次のとおりです。

①社会福祉関係は、5億3,194万5千円（前年度4億8,837万4千円）で、前年度に比べ4,357万1千円、8.9%の増となっています。主に障害者福祉事業の増によるものです。

②老人福祉関係は、4,832万4千円（前年度4,914万9千円）で、前年度に比べ82万5千円、1.7%の減となっています。主に年長者援護施設入所措置が、入所人員の減により減額となったことによるものです。

③児童福祉関係は、11億1,399万8千円（前年度10億9,495万9千円）で、前年度に比べ1,903万9千円、1.7%の増となっています。

その主な内訳は、次のとおりです。

- ・山崎保育園運営 2億3,495万5千円（前年度2億1,752万円）
- ・子ども手当0円（前年度1億633万5千円）
- ・児童手当5億7,386万円（前年度4億7,269万5千円）
- ・児童扶養手当9,368万6千円（前年度9,317万6千円）

④生活保護関係は、2億2,695万9千円（前年度2億1,563万5千円）で、前年度に比べ1,132万4千円、5.3%の増となっています。

その主な内訳は、次のとおりです。

- ・生活扶助7,177万1千円（前年度6,356万4千円）
- ・医療扶助1億148万円（前年度1億521万9千円）
- ・住宅扶助3,664万4千円（前年度3,214万5千円）

⑤教育関係は2,742万2千円（前年度2,780万6千円）で、前年度に比べ38万4千円、1.4%の減となっています。

## 3. 「公債費」

公債費については、歳出説明の「公債費」のとおりです。

#### 4. 「積立金」

次に、本年度の積立金は8億2,434万2千円（前年度8,370万5千円）で、前年度に比べ7億4,063万7千円、884.8%の増となりました。

積立基金の状況について、事務事業成果報告書「（7）積立基金の状況」をご覧ください。

積立基金の平成25年度末現在高は47億117万8千円で、前年度より8億2,384万7千円増加しました。

年度末現在高の内訳は、

- ・ 財政調整基金 13億7,618万1千円
- ・ 減債基金 12億4,520万3千円
- ・ 職員退職手当積立基金 2,125万2千円
- ・ 地域福祉基金 2億7,565万5千円
- ・ ふるさと創生事業積立基金 392万3千円
- ・ 公共施設整備積立基金 15億2,709万円
- ・ 総合スポーツセンター建設積立基金 1億6,751万1千円
- ・ 小学校施設整備基金 3万2千円
- ・ 森林保全整備基金 8,292万8千円
- ・ 町営住宅管理基金 140万3千円

となっています。

#### 5. 「繰出金」

繰出金については、12億8,348万5千円（前年度12億3,303万円）で、前年度に比べ5,045万5千円、4.1%の増となりました。

繰り出しの内訳は下記のとおりです。

- ・ 公共下水道事業特別会計へ 4億7,500万円（前年度4億8千万円）
- ・ 国民健康保険事業特別会計へ 1億8,809万円（前年度1億7,470万9千円）
- ・ 後期高齢者医療特別会計及び大阪府後期高齢者医療広域連合へ  
3億1,778万9千円（前年度2億9,447万9千円）
- ・ 介護保険事業特別会計へ 3億145万7千円（前年度2億8,377万7千円）
- ・ 土地開発基金へ 114万8千円（前年度6万5千円）

続いて町債の状況について、事務事業成果報告書「（9）町債（事業別）の状況」をご覧ください。

平成25年度末町債現在高は107億4,495万1千円で、前年度末現在高に比べ2億8,628万8千円の減となりました。

以上簡単ではございますが、平成25年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算のプロフィール・重点項目と決算比較、建設事業費決算内訳等の参考資料もご参照いただきたく存じます。

### 平成25年度土地取得事業特別会計歳入歳出決算説明

それでは、引き続きまして第2号認定 平成25年度土地取得事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本会計は、土地開発基金及び公共用地先行取得債の活用により、自主的・主体的なまちづくりを円滑に推進すべく、公共用地の先行取得等公有地の確保を図ることを目的としています。

平成25年度は、土地開発基金を活用し、桜井三丁目地内の土地について先行取得を行うとともに、同年度中に一般会計で買い戻しを行いました。また、土地開発基金から生じる利子収入を同基金に積み立てました。

歳入歳出決算書No.2の20ページに記載しております「実質収支に関する調書」のとおり、歳入歳出は224万3千円の決算となりました。

その内容について、平成25年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書に沿って説明いたします。

#### 1. 歳入

##### (1) 財産収入

財産運用収入につきましては、土地開発基金利子収入として5万2千円を収入しました。また財産売払収入につきましては、先行取得を行った土地を一般会計で買い戻したことから、土地売払収入として109万5千円を収入しました。

##### (2) 繰入金

基金繰入金につきましては、桜井三丁目地内の土地の先行取得の財源として、土地開発基金から109万5千円を繰り入れました。

#### 2. 歳出

##### (1) 公共用地先行取得費

桜井三丁目地内の土地を先行取得するため、109万5千円を支出しました。

##### (2) 諸支出金

財産運用収入である土地開発基金の利子収入5万2千円を、同基金に積み立てました。また、財産売払収入である先行取得用地の買い戻し代金109万5千円を、土地開発基金に積み立てました。

なお、土地開発基金の年度末残高は、2億7,354万2千円です。

以上、簡単ではございますが、平成25年度土地取得事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

### 平成 25 年度島本町国民健康保険事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第3号認定「平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」について、ご説明申し上げます。

さて、わが国は、国民皆保険の下、関係者の尽力により誰もが安心して医療を受けることができる医療保険制度を実現してきました。一方で、近年の急激な少子高齢化の進展、経済の低迷、国民生活や意識変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化しております。

国民健康保険事業は、構造的に所得の低い被保険者が多く、また、高齢化の進行、医療費の増加も相まって大変厳しい状況にあります。国民健康保険は国民皆保険の最後の砦であり、どのような事態の変化があろうと、常に健全かつ万全な運営が必要とされます。

まず、一般状況でございますが、平成25年度の国保加入者数平均は、世帯数で4,362世帯、被保険者数は7,407人で、前年度に比べ16世帯の増加、49人の減少となっております。

次に、本町の決算状況におきましては、歳入歳出決算書No.2の66ページに記載いたしております「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額35億1,538万5千円に対し、歳出総額は32億7,659万7千円となり、歳入歳出差引額2億3,878万8千円となっております。

歳入につきましては、前年度に比べ3億785万8千円、率にいたしまして9.5%の増となっております。

増になりました主なものといたしましては、保険料で3,515万2千円、国庫支出金で9,240万2千円、前期高齢者交付金で1億2,940万7千円、府支出金で1,129万8千円、共同事業交付金で2,534万8千円、基金繰入金で9,554万5千円、減となりました主なものといたしましては、療養給付費交付金で7,237万7千円がございました。

一方、歳出につきましては、前年度に比べ1億1,290万9千円、率にいたしまして3.5%の増となっております。

増となりました主なものには、保険給付費で5,566万9千円、後期高齢者支援金等で3,661万1千円、介護納付金で2,212万9千円、共同事業拠出金で973万5千円でございます。

なお、一人当たり年間医療費（療養給付費保険者負担分）は、一般被保険者分が27

万 417 円、退職被保険者分が 19 万 964 円となり、前年度に比べ一般被保険者分で 1 万 2,181 円 (4.7%) の増、退職被保険者分は 4 万 1,235 円 (17.8%) の減となっております。

以上、簡単ではございますが、平成 25 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成 25 年度島本町後期高齢者医療特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第 4 号認定 平成 25 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

まず、一般状況でございますが、平成 25 年度の被保険者数は年度末時点におきまして 3,107 人で、うち 65 歳から 74 歳までの加入者が 37 人、75 歳以上が 3,070 人となっております、前年度に比べ 58 人増となっております。

業務につきましては、前年度と同様、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、制度に関する相談などの窓口業務を行うとともに、催告や差押えを行うなど滞納保険料の収納向上を図りました。

次に、決算についてでございますが、実質収支は、歳入歳出決算書 No. 2 の 86 ページに記載いたしております「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 3 億 8,122 万 4 千円に対し、歳出総額は 3 億 7,105 万 9 千円となり、歳入歳出差引額 1,016 万 5 千円となっております。この主な内容といたしましては、保険料収入の繰越分と保険料還付未済分となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が前年度に比べ 482 万 6 千円増の 3 億 341 万 8 千円となりました。

歳出につきましては、総務費で 2,144 万 6 千円、後期高齢者医療広域連合納付金で 3 億 4,924 万 5 千円。内訳としましては、保険料等負担金は 3 億 499 万 1 千円、保険基盤安定負担金は 4,425 万 4 千円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成 25 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成 25 年度島本町介護保険事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第 5 号認定 平成 25 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。



介護保険制度は、制度施行後14年が経過し、平成25年度は「第5期介護保険事業計画」の2年目として事務事業を推進しました。平成26年3月末現在の要介護認定者数は、計画値1,243人に対し1,156人となり、ほぼ計画どおりとなりました。

またサービス受給者につきましては、平成25年度サービス実績で、居宅介護（予防）サービスが計画の年間延べ人数9,108人に対しまして8,618人に、施設介護サービスが計画の年間延べ人数2,256人に対しまして1,962人となりました。

保険給付費（介護（予防）サービス等諸費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費及び特定入居者介護（予防）サービス費等の合計）につきましては、16億3,222万6,226円と、計画に対しまして92.7%の執行率となりました。

その結果、平成25年度決算につきまして、平成25年度決算書（No.2）122ページ「実績収支に関する調書」に記載のとおり、歳入総額18億6,333万4千円に対し、歳出総額17億7,668万5千円となり、実質収支額は8,664万9千円の黒字決算となりました。

歳入の主なものとしたしましては、保険給付にかかります法定負担割合に基づき概算交付されました国庫負担金等でございます。なお、これらの概算交付されました歳入につきましては、翌年度に精算される仕組みとなっております。

また、地域包括支援センターが行う地域支援事業に対しまして、国、府、町、支払基金（介護予防事業）から、それぞれ法定負担割合に基づき補助金等が概算交付されており、これらにつきましても翌年度に精算される仕組みとなっております。

一方、歳出の主なものとしたしましては、職員の人件費や電算システム運用費用並びに介護認定に要する諸経費として、総務費で5,517万7千円、介護（予防）サービス等諸費・高額介護（予防）サービス費・高額医療合算介護（予防）サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費等の保険給付費で16億3,222万6千円となっております。

なお、本特別会計は、平成24年度から平成26年度の3ヵ年を一つの中期財政運営期間として、「第5期島本町介護保険事業計画」との整合性を図りつつ、第1号被保険者の介護保険料率を定めて運営しており、年度間の財政調整に用いる介護保険給付準備基金につきましては、平成25年度末時点で1億4,710万3千円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成25年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第6号認定 平成25年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出決算書（No.2）134ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額、歳

出総額はともに395万4千円の決算となりました。平成25年度につきましては、通常の検針・水質検査等業務のほか、老朽機器の更新を行っております。

また、平成25年度事務事業成果報告書205ページに「第2 大沢地区特設水道施設事業に関すること」を記載しております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

### 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第7号認定 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出決算書（No.2）164ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額13億3,586万3千円に対し、歳出総額が13億1,965万4千円で、歳入歳出差引額は1,620万9千円となり、翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費繰越額760万円を除く実質収支額は860万9千円の黒字決算となりました。

歳入の主なものとしましては、受益者負担金1,770万3千円、下水道費国庫補助金1億3,690万円、下水道債2億8,240万円などの特定財源収入の他、下水道使用料で4億895万5千円、一般会計繰入金で4億7,500万円、また、平成24年度淀川右岸流域下水道維持管理負担金の精算返納金などの雑入で641万7千円となっております。

下水道使用料につきましては、昨年夏の猛暑及び企業の処理水量が増加した結果、増収となっております。

下水道債につきましては、公共下水道債で、前年度に比べ工事請負費が減少したことに伴い減となっております。また、前年度に引き続き受益者負担の世代間の公平化を図るため、資本費平準化債9,000万円を発行しております。

一方、歳出の主なものでございますが、一般管理費では、淀川右岸流域下水道維持管理負担金で前島ポンプ場等の雨水処理にかかる維持管理負担金1億4,554万9千円となっております。

下水道建設費では、工事請負費で、高浜二丁目及び桜井台の一部の面整備にかかります汚水管渠築造工事として9,379万3千円、災害用マンホールトイレ設置工事327万1千円、公共下水道雨水接続点（2-7）接続工事4,052万6千円、公共下水道高川雨水幹線外スクリーン設置工事92万4千円及び前年度からの繰越事業である公共下水道雨水接続点（2-8）接続工事1,499万4千円となっております。

なお、公共下水道汚水管（第6工区）築造事業2,500万円につきましては、繰越明許費により、翌年度に繰越しいたしております。

委託料では、前年度から債務負担行為により実施した山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託1億735万円、公共下水道汚水管渠実施設計業務1,470万円及び内水ハザードマップ作成業務1,186万5千円が主なものとなっております。

負担金、補助及び交付金では、淀川右岸流域下水道建設負担金1,435万7千円、新規としまして、流域下水道高槻島本雨水幹線接続点工事負担金457万8千円につきましては、接続点（2-6）の基本設計及び接続点（2-5）の実実施設計にかかります業務委託について、高槻市へ応分の負担をするものとなっております。

公債費では、町債等の元利償還金が7億892万1千円で、前年度に比べ増額となっております。また、町債の平成25年度末現在高は71億7,451万3千円と、前年度に比べ2億3,313万3千円、率にして3.1%の減となりました。

なお、本年度末での整備済面積は、高浜二丁目及び桜井台の一部地域の面整備を実施したことから、前年度に比べ約7ha増の約295haとなり、人口普及率は約94.4%となっております。今後とも、下水道事業の効率的な運営に努めるとともに、下水道財政の健全な運営を進めてまいります。

なお、平成25年度事務事業成果報告書205ページから207ページに、「第3 公共下水道事業に関すること」を記載しております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成25年度島本町大字各財産区特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第8号認定 平成25年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算から第12号認定 平成25年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算までの5件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、大字山崎財産区特別会計では、歳入総額315万903円に対し、歳出総額は25万円、歳入歳出差引額は290万903円でございます。

歳入は、前年度からの繰越金及び預金利子でございます。歳出は、自治会に対する補助金でございます。

大字広瀬財産区特別会計では、歳入総額174万783円に対し、歳出総額は0円で、歳入歳出差引額は174万783円でございます。

歳入は、前年度からの繰越金及び預金利子でございます。歳出は、ございませんでした。

大字桜井財産区特別会計では、歳入総額1億4,841万7,020円に対し、歳出総額は461万2,174円で、歳入歳出差引額は1億4,380万4,846円でございます。

歳入は、前年度からの繰越金及び預金利子でございます。歳出は、桜井公会堂の火災保険料及び自治会に対する補助金でございます。

大字東大寺財産区特別会計では、歳入総額169万432円に対し、歳出総額は15万円で、歳入歳出差引額は154万432円でございます。

歳入は、前年度からの繰越金及び預金利子でございます。歳出は、自治会に対する補助金でございます。

大字大沢財産区特別会計では、歳入総額299万5,571円に対し、歳出総額は27万9,880円で、歳入歳出差引額は271万5,691円でございます。

歳入は、前年度からの繰越金、預金利子及び立木伐採補償金でございます。歳出は、自治会に対する補助金及び一般会計への繰出金でございます。

5財産区特別会計の歳入合計額1億5,799万4,709円、歳出合計額529万2,054円をもって決算いたし、歳入歳出差引額1億5,270万2,655円は、翌年度に繰り越しております。

各財産区の決算の詳細につきましては、歳入歳出決算書（No.2）165ページから226ページに記載いたしております。

なお、各財産区の決算の認定に先立ちまして、島本町大字部落財産区管理会条例の定めるところにより、それぞれの財産区管理会のご同意をいただいております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算から平成25年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

**上下水道部長（登壇）** それでは、第13号認定につきまして、ご説明申し上げます。

（第13号認定 朗読）

ただいま認定に付しました決算説明につきましては、議案書に添付させていただいておりますとおりでございますので、朗読したものとさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成25年度島本町水道事業会計決算説明

それでは引き続きまして第13号認定 平成25年度島本町水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。

決算書1ページから4ページの決算報告書につきましては、消費税及び地方消費税込みの金額で作成し、6ページから10ページの損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）及び貸借対照表につきましては、消費税及び地方消費税抜きの金額で作成しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本認定につきましては、「地方公営企業法」第30条第2項の規定に基づき、去る平成2

6年7月22日に監査委員の審査に付し決算審査意見書をいただきましたので、同法第30条第4項の規定に基づき認定に付するものでございます。

まず、1ページ及び2ページ決算報告書の「収益的収入及び支出」でございます。

収入では、第1款 事業収益の決算額が5億9,448万2千円で、その内訳につきましては、第1項の営業収益で5億5,296万4千円、第2項の営業外収益で4,151万8千円となっております。

支出では、第1款 事業費用の決算額が5億3,083万9千円で、その内訳につきましては、第1項の営業費用で5億1,625万3千円、第2項の営業外費用で1,458万6千円となっております。

次に、3ページ及び4ページの「資本的収入及び支出」でございますが、収入の第1款 資本的収入の決算額が7,472万7千円で、支出の第1款 資本的支出の決算額が3億9,804万4千円となり、差引3億2,331万7千円の不足が生じましたが、その不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金にて補てんしております。

資本的支出の主なものといたしましては、施設整備事業にかかるもので、工事請負費の主なものとして大藪浄水場送水施設整備（土木・建築）工事【完了払金】7,769万円、大藪浄水場送水施設整備（電気・機械）工事1億5,015万円、大藪浄水場高速凝集沈殿池整備工事【前払金】5,000万円及び第一低区配水池除却工事2,696万9千円となっております。

続きまして、6ページには損益計算書を記載しております。

1の営業収益は5億2,687万3千円となっております。営業収益の大部分を占める給水収益は5億2,157万円となり、前年度と比べ増となっておりますが、これは、1年を通じて使用者数が前年度に比べ増加し、有収水量についても増加したことによるものです。

次に、2の営業費用は5億618万4千円となっており、前年度と比べ減となっております。これは、退職者が前年度と比べ減少したことから退職給与金が減となったことによるものです。工事請負費として向陽ヶ丘地区配水系統変更に伴う給水装置減圧弁設置工事を実施しております。

なお、受水費につきましては、本年度は大阪広域水道企業団から年間34万4,160m<sup>3</sup>を受水し、2,581万2千円（税抜き）となっております。

次に、3の営業外収益は4,014万2千円、4の営業外費用は1,198万円で、経常利益は4,885万1千円となっております。従いまして、平成25年度の純利益は、前年度と比べ3,914万9千円増の4,885万1千円となっております。これに前年度繰越利益剰余金1億8,310万1千円を加えました、平成25年度未処分利益剰余金は2億3,195万2千円となっております。

続きまして、7ページ及び8ページの「剰余金計算書及び剰余金処分計算書（案）」

でございます。

上段の剰余金計算書におきましては、平成25年度の資本金、資本剰余金、利益剰余金及び年度末残高と、平成25年度中に発生しました資本金、資本剰余金の明細及び利益剰余金の明細を記載しております。

資本剰余金合計につきましては、給水装置の新設または改造に伴う加入金、公共下水道関連配水管移設工事に伴う工事負担金及び開発事業に伴う特別開発負担金により37億2,210万2千円となっております。利益剰余金のうち、減債積立金につきましては、平成25年第4回定例会9月会議においてご可決賜りました剰余金の処分により、減債積立金に970万円を積み立て、企業債の償還に285万1千円を支出したことにより、1億1,136万1千円となっております。また未処分利益剰余金は、減債積立金への積み立てによる減と平成25年度の純利益を加えたことにより2億3,195万2千円となり、結果、利益剰余金合計につきましては7億4,331万3千円となっております。

下段の剰余金処分計算書(案)として、先ほど申し上げました未処分利益剰余金2億3,195万2千円のうち、減債積立金800万円及び建設改良積立金2億円の積み立てを行うことにつきましては、今回、「第54号議案 平成25年度島本町水道事業剰余金の処分について」で、議会の議決をお願いしております。

続きまして、9ページ及び10ページには、平成25年度末現在の貸借対照表を記載しております。

まず、9ページの「資産」の部でございますが、1の固定資産は、有形固定資産のアの土地からキの建設仮勘定までの取得価額、平成25年度までの減価償却累計額を併記しているもの及び無形固定資産の電話加入権との合計額で、46億5,409万4千円となっております。

なお、固定資産の詳細につきましては、31ページ及び32ページの平成25年度固定資産明細書に記載しておりますのでご参照願います。

次に、2の流動資産でございますが、現金・預金17億854万8千円、未収金合計7,158万1千円、貯蔵品合計380万3千円、短期貸付金2億7,000万円及びその他流動資産合計354万7千円との合計額で、20億5,747万9千円となっております。

従いまして、固定資産及び流動資産の資産合計額は、67億1,157万3千円となっております。

次に、10ページの「負債」の部でございますが、3の固定負債の引当金につきましては、アの退職給与引当金1億6,753万8千円とイの修繕引当金4,736万9千円で、合計2億1,490万7千円となっております。修繕引当金につきましては、上下水道部庁舎設備の緊急修繕に対応するため38万6千円を取り崩したものです。

4の流動負債につきましては、未払金合計2億9,921万4千円、その他流動負債合計3,991万6千円との合計額で、3億3,913万円となっております。

従いまして、固定負債及び流動負債の負債合計額は、5億5,403万7千円となっております。

続きまして「資本」の部でございますが、5の資本金のうち自己資本金が12億5,343万8千円及び借入資本金として企業債は4億3,868万3千円となっております。

次に、資本勘定として受け入れます6の剰余金につきましては、資本剰余金として、開発業者などからの加入金、工事負担金及び特別開発負担金、国や府からの補助金、開発行為などに伴い寄贈いただきました受贈財産評価額並びに他会計補助金などの合計額で、37億2,210万2千円となっております。

次に利益剰余金は、先ほど剰余金計算書の説明の際に申し上げましたが、減債積立金1億1,136万1千円、建設改良積立金4億円及び平成25年度未処分利益剰余金2億3,195万2千円との合計額で、7億4,331万3千円となっております。

従いまして、負債及び資本合計額は、先ほどの固定資産及び流動資産の資産合計額と同額の67億1,157万3千円となっております。

以上が、決算諸表についての説明でございます。

また、平成25年度の有収率につきましては93.3%で、前年度に比べ1.2ポイントの減となり、有効率につきましては97.4%で前年度に比べ1.3ポイントの減となっております。

なお、12ページから33ページに決算附属書類を記載しており、21ページまでの事業報告書には、総括事項として給水状況、建設改良事業及び経営についての概況を、続いて議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事、業務及び会計等に関しての内容を記載しております。

22ページには有収水量口径別内訳を、23ページ及び24ページには平成24年度と平成25年度の経営分析及び財務分析を、25ページ及び26ページには給水原価構成表（税抜き）を記載し、27ページ以降に収益費用明細書（税抜き）を記載しております。

また、35ページ以降には消費税及び地方消費税込みの詳細な決算説明書を記載しております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度島本町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

（午後2時00分～午後2時10分まで休憩）

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入りますが、各会計決算13件については常任委員会に付託し、審査することとなっておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

それでは、これより決算13件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

なお、質疑は自民無所属の会、人びとの新しい歩み、日本共産党、自由民主党クラブ、田中議員、外村議員の順で行います。

それでは、まず最初に自民無所属の会の発言を許します。

(午後 2 時 12 分 河野議員退席、同 2 時 13 分 河野議員出席)

**清水議員**(登壇) それでは、平成 25 年度決算審査に対し、自民無所属の会を代表し大綱質疑を行います。

1. 「財政状況について」

①財源確保について。

25 年度決算は黒字決算であり、経常収支比率も 97.4%と、前年より 0.4 ポイント改善はしているが、依然として財政状況は厳しい状態になっている。ここ数年、当町では人口増加の傾向ではあるが、いずれは全国的な傾向と同様に人口減少・少子高齢化等により生産人口等は減少し、本町の税収が増加するとは思われません。また、一方では扶助費の増加や雨水水路整備工事、公共施設の耐震化工事、橋りょう長寿命化工事等、巨額な費用が必要となる中で、安定的な住民サービスを維持するためにも財源確保が必要不可欠であります。平成 25 年度、どのような施策を推進されたのか、その費用対効果について、伺います。

②土地活用について。

公共財産のうちの遊休地で売却可能な土地については、自主財源の確保に繋がるものです。遊休地の売却状況と、今後の課題について伺います。また、阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地については、「駅前にふさわしいにぎわいを創出するために民間事業者へ転売する」と述べられましたが、平成 25 年度の進捗状況と今後の課題についても伺います。

③企業誘致について。

平成 23 年 4 月に「島本町企業立地促進条例」を施行し、25 年度もさらなる産業振興を進められ、町役場周辺地区の用途地域等の変更をされましたが、その後の土地の有効利用及び企業誘致の状況について伺います。

2. 「広域行政について」

①広域行政勉強会について。

本町においては広域行政によるメリットは大であり、平成 25 年度においての高槻市との広域行政勉強会の進捗状況を伺います。

②し尿処理場について。

建設後 49 年経過したし尿処理場は老朽化が著しく、施設周辺自治会よりの要望もあり、また広域行政による処理が無理な状況であることから、本町内に施設建設を考えておられますが、平成 25 年度の具体的な検討内容と今後のスケジュールについても伺います。



### ③清掃工場について。

建設後 23 年が経過した清掃工場は、毎年多額の補修費がかかり、本来なら建て替えの検討時期に来ているのですが、町単独での建設は財政面と環境面から不可能に近い状況であります。平成 25 年度は「包括民営化について検討する」と述べられましたが、その検討内容と今後の清掃工場のあり方について、広域化も含め伺います。

### 3. 「公共施設の整備について」

#### ①進捗状況について。

本町では、昭和 50 年前後に建設された多くの公共施設で老朽化が進んでおり、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることとなります。そこで、公共施設の整備について平成 25 年度の進捗状況と、中長期的な課題についても伺います。

#### ②住民ホールについて。

「廃止に伴う代替施設の確保の必要性や可否も含めて、今後のあり方について検討する」とのことでしたが、どのような結論になったのか、伺います。

### 4. 「森林保全について」

全町の森林面積のほとんどが民間の所有であり、高齢化や担い手不足により整備が怠られています。森林保全と整備の施策について、実施状況と今後の課題についても伺います。

### 5. 「災害対策について」

平成 24 年 8 月 14 日の 100 ミリを超える大雨により、町内各地で災害が発生しました。床上・床下浸水、車両等の被害や、水路・沈砂池等に土砂が多く堆積、機能低下を引き起こし、災害復旧、特に浚渫工事に多額の費用を費やしました。災害の経験を踏まえ、大雨に対する防災・減災対策等の施策について、実施状況と、今後の課題についても伺います。

### 6. 「男女共同参画について」

24 年度よりスタートした「しまもとスマイルプラン ～第 2 期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」に基づいた男女共同参画の促進、仕事と家事、子育て、介護の両立支援、ドメスティック・バイオレンス防止対策など、施策内容と、平成 25 年度の成果について伺います。

### 7. 「福祉・子育てについて」

#### ①子ども・子育てについて。

子ども・子育て支援制度のスタートに向けて、平成 25 年度の進捗状況と今後のスケジュールも伺います。

#### ②地域福祉について。

「第 2 期島本町地域福祉計画」に基づき、身近な地域の相談役である民生委員・児童委員や小地域ネットワークの推進拠点である社会福祉協議会などと連携を図り、地域のひ

とり暮らし高齢者をはじめすべての住民の皆様が安心して住み続けることのできる地域づくりについて、各施策の実施状況と成果及び今後の課題についても伺います。

③介護予防について。

介護予防に重要である「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」の実施状況と効果について、伺います。

8. 「教育・生涯学習について」

①小・中学校の耐震化について。

次代を担う子ども達の学び舎である小・中学校の耐震診断が終わり、安全・安心な学校を早期に実現するための施策について、進捗状況と、決算を踏まえ、今後のビジョンについても伺うとともに、国の補助金活用等についても伺います。

②小中一貫教育について。

「島本町小中一貫教育基本方針」に基づき、義務教育9年間を一貫性・連続性のある指導をし、知識を活用する能力を高め、子ども達の思考力・判断力・表現力を育む教育について、実施された施策と今後の課題についても伺います。

③放課後の活動について。

次世代を担う大切な子ども達の放課後の学習・運動等について、地域の皆様等のボランティア活動を含めた、平成25年度の施策と成果及び今後の課題についても伺います。

④生涯スポーツについて。

住民の皆様様の健康増進のため、体育館、テニスコートや町立プールなどの各スポーツ施設等を安全で快適に利用していただくための整備状況と、老朽化が進む施設の今後のあり方についても伺います。

⑤歴史文化資料館について。

歴史文化資料館は、大阪府から、10年間、社会教育を目的とした用途に供する条件で無償譲渡されていましたが、平成25年度末で期間が終了することに伴い、平成25年度に「駅前のにぎわいの拠点として有効活用」できるよう検討されたと思います。具体的な検討内容について伺います。

8. 「ボランティア情報センターについて」

(仮称) ボランティア情報センターの開設状況と課題について、伺います。

9. 「水道事業について」

水道事業については、住民に安全・安心な飲み水等を供給する事業で、生きていくうえでなくてはならない、災害においても重要なライフラインです。「島本町地域水道ビジョン」に基づいた老朽配水管の布設替え状況、配水施設や配水管等の耐震対策状況と、最終年度となった「水道事業財政健全化計画」の成果を踏まえ、今後の財政状況についても伺います。

10. 「下水道事業について」

平成 25 年度の施政方針で、「下水道計画」上の改修等の事業費が概算 60 億円程度となる見込みが示され、事業については費用対効果を勘案し、実施されたと思います。事業の進捗状況と「下水道財政健全化計画」について伺うとともに、今後のスケジュールについても伺います。

**総務部長** それでは、自民無所属の会を代表されての清水議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の①の「財源確保について」でございます。

平成 25 年度普通会計決算におきましては、実質収支は 1 億 2,455 万 8 千円の黒字となり、また経常収支比率につきましては 97.4%と、前年度と比較し、0.4 ポイント改善いたしました。しかしながら、ご指摘のとおり生産年齢人口は、平成 17 年国勢調査時点で 1 万 9,760 人、平成 22 年国勢調査時点では 1 万 8,605 人と、約 5.8%減少していることなど、今後の町税の増収は期待できないものと考えております。

一方、今後におきましては、社会保障関係経費の自然増に加えまして、公共施設等の老朽化対策などに多額の経費が必要となるため、安定的に住民サービスを維持するためにも、効率的に財源を確保する必要がございます。

このため、平成 25 年度におきましては、町道尺代 5 号線整備事業、桜井跨線橋補修設計業務、消防庁舎耐震補強工事などの財源として、社会資本整備総合交付金を確保いたしました。また、町立小学校空調機設置工事及び第二中学校屋外運動場整備工事の財源といたしまして、学校施設環境改善交付金を確保いたしました。その他、地域の元気臨時交付金につきましては、清掃工場施設改修事業、第四小学校給食室床改修事業、体育館駐車場等改修事業などの財源として活用いたしました。また、建設工事にかかる財源として発行する町債につきましては、後年度に発生する元利償還金に対して交付税措置のあるものを優先し、後年度の町の負担軽減に努めているところでございます。

今後におきましても、効率的な財源確保に努め、安定的な住民サービスの提供に努めてまいります。

続きまして、1 点目の②「土地活用について」、ご答弁申し上げます。

公有財産のうち、遊休地で売却可能な土地につきましては、自主財源の確保の観点から、これまでも売却の事務を進めてまいりました。平成 25 年度における主なものとして、町営鶴ヶ池住宅跡地を制限付き一般競争入札によりまして 7 億 4,050 万円で売却し、今後の公共施設の整備に充てるため、全額を公共施設整備積立基金に積み立てさせていただいたものでございます。

今後におきましても、公共施設の耐震化等、様々な課題が山積している中で、これらの財源を確保するためにも、遊休地につきましては、法令等を順守し、適正な売却事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、「阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地の進捗状況」でございます。

当該土地につきましては、測量・分筆等業務、建物解体にかかる実施設計を終え、本年9月に取り壊しに着手し、同10月中旬には建物解体工事を終える予定でございます。

私からは、以上でございます。

**総合政策部長** それでは続きまして総合政策部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の②の「土地活用について」の後段部分について、ご答弁申し上げます。

阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地につきましては、昨年度から公共的機能の検討を行うとともに、民間活力の活用により、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、売却に向けまして検討を進めてまいりました。

売却にあたりましては、これまでお示ししております本町の考え方を踏まえ、財政的効果と駅前の魅力づくりなどの観点から一定の条件設定を行ってまいりたいと考えておりますが、現時点で最終的な結論が出ていないことから、事業者の募集までには至っておりません。

現時点におきまして、具体的な売却のスケジュール等は決定しておりませんが、引き続き検討を行い、方向性を決定してまいりたいと考えております。

次に、2点目の①「平成25年度における高槻市・島本町広域行政勉強会の進捗状況について」でございます。

平成25年度におきましては、8月15日に事業連携ワーキングを開催いたしております。ワーキングの議題につきましては、今後の事業連携についての検討を行うとともに、本町におけるし尿中間処理施設の検討状況について報告を行ったところでございます。その後、12月3日付けで本町から高槻市に対して「旅券発給事務に係る事業連携の検討」を申し入れましたことから、12月25日に高槻市・島本町広域行政勉強会を開催するとともに、同日及び平成26年1月27日、また3月25日に事業連携ワーキングを開催し、旅券発給事務に関する調査・検討を行いました。

本町における広域行政の推進は、効率的な行政経営を行ううえで、今後より一層重要な課題になるものと認識をいたしております。そのため、今回の本勉強会における事業連携の協議につきましては大変意義のある成果であると考えており、今後とも広域連携の推進を目指し、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の「公共施設の整備」につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、①の「平成25年度の進捗状況について」でございます。

昨年6月に「公共施設適正化調整会議」を設置し、各公共施設の状況などを把握するとともに、今後の公共施設の基本的な考え方をまとめた「島本町公共施設適正化基本方針（案）」の策定作業を進めてまいりました。その後、本方針（案）につきましては、パブリックコメントを実施し、庁内の議論を経た後、本年6月に同基本方針として、策定をいたしました。

また、具体的な施設ごとの方針と今後の計画につきましても、関係部局が連携しながら

ら議論を進め、町立プールの廃止や、し尿中間処理施設の候補地選定等につきまして、一定の方針をお示しさせていただいたところでございます。

なお、本年4月、国の通知におきまして、市町村の公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画、いわゆる「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されております。このため、本町におきましても本計画の策定に向け、作業を進めているところでございます。

また、今後の公共施設の整備にかかる中長期的な課題といたしましては、「公共施設適正化基本方針」及び今後策定をいたします「公共施設等総合管理計画等」を踏まえまして、人口減少社会を迎えた厳しい財政状況の中で、いかに効率的に施設の整備や維持管理を長期的な視点で計画的に行っていくかが課題であり、今後、全庁的な議論を経て、素案の作成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②の「住民ホールについて」でございます。

昨年度、廃止をさせていただきました住民ホールの代替施設につきましては、現時点におきまして、新たな施設を設置する予定はございません。本年6月に策定をいたしました「公共施設適正化基本方針」でお示しさせていただいておりますとおり、今後、他の公共施設の更新や維持管理に多額の事業費が必要となることを見込まれておりますことから、新たな施設設置の建設は困難であると、このように考えております。

当面は、各イベント等におきまして、これまでと同様ふれあいセンターケリヤホールや体育館等の既存施設を活用することで、対応してまいりたいと考えております。

次に、6点目の「男女共同参画について」でございます。

まず、平成25年度の取り組み実績を数点、ご紹介いたしますと、男女共同参画の理解促進のための講座につきましては、男女共同参画というテーマを自らの生活に密接に関わる問題であるという視点で考えていただく機会にすべく、身近なテーマを取り上げて企画・開催をいたしました。これまで男女共同参画について身近に感じてこられなかった方々に対しましても、広く啓発する機会につながったものと認識をいたしており、今後とも他の機関との共催や連携等、効果的な啓発手法について、検討・工夫を重ねてまいります。

また、ドメスティック・バイオレンス防止対策といたしましては、新たに、島本高等学校との共催によります教室を企画・開催し、例年と比べ啓発に広がり生まれたものと考えております。その他、以前に作成いたしましたデートDV、いわゆる交際相手からの暴力に関する啓発冊子につきまして、成人祭などの機会を通じて配布を行うなど、DVを許さない社会づくりに向け、住民の皆様の理解促進に努めたところでございます。

いずれにいたしましても、男女共同参画社会の実現に向けましては、地道な取り組みを積み重ねることによりまして、性別に関わりなく、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会環境の醸成が図られていくものと認識をいたしており、今

後とも、計画に基づき不断に取り組みを進めてまいります。

続きまして、8点目の「教育・生涯学習について」の⑥「ボランティア情報センターの開設状況と課題について」、ご答弁申し上げます。

本町におけるボランティア活動の活性化及び情報の一元化を図ることを目的として、本年の2月17日に島本町ボランティア情報センターを開設いたしました。現在、島本町ボランティア情報センターに登録されている個人及び団体は9件となっており、登録している団体等からの申請に応じて、ホームページやチラシの配架、閲覧ファイルでの情報発信を行っております。ホームページでは、登録団体等が行うイベント情報や団体の紹介、民間が行っているボランティア助成などの情報を紹介し、ボランティア活動に関する情報を幅広く迅速に提供するよう努めております。

本センターにおける課題といたしましては、昨今問題となりましたベビーシッター事件のように、悪意のある方に対して、行政としてどのような対応が取れるのかを検討する必要があること、また開設から半年を経過いたしましたが、登録件数が9件と伸び悩んでいるところがございます。しかしながら、本センターにはボランティア活動に関心の高い方などからの問い合わせも寄せられており、まだまだ動き出しの段階ではございますが、本町におけるボランティア活動の活性化の兆しが窺えるものと、このように認識をいたしております。

今後におきましても、ホームページや広報しまもと等で、ボランティア活動にかかる情報入手のための場としての周知を図るとともに、掲載情報の拡充等を行い、一人でも多くの住民の皆様にご活用いただけるよう努めてまいります。

私のほうからは、以上でございます。

**総務部長** 失礼いたしました。先ほど、私、一つ飛ばしておりました、5点目の「災害対策について」というのが総務部所管でございますので、改めてご答弁させていただきたいと思っております。

それでは、5点目の「災害対策」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町では、一昨年8月14日の時間雨量最大111ミリという大雨に伴いまして、大規模な水害等が発生し、町内の広範囲にわたって多大な被害を受けました。また昨年におきましても、9月15日の台風18号の接近に伴いまして、町内各所で被害を受けました。

これらの経験を踏まえまして、大規模な災害発生時における被害の軽減を図るためには、自助・共助・公助のあらゆる面においての対策が必要であるものと考えております。

平成25年度には、被害の大きかった地域を中心に土のうステーションを設置するとともに、希望者に対しましては吸水性土のうの配付を行うなど、自助・共助の一助となるよう防災・減災対策を実施させていただいたところでございます。災害発生後においては速やかに沈砂池等の浚渫を行い、また、冬期には鶴ヶ池の浚渫を実施いたしました。

公助による災害対応、復旧活動につきましては、本町が保有する能力を最大限に発揮

するため、職員の配備体制を抜本的に見直し、初期対応により動員となる職員に対しましては、その役割を明確化することにより、より迅速かつ効率的な災害対応が講じられますよう整備に努めたところでございます。

加えまして、ハード面の整備といたしましては、高川水路におきまして、流域下水道高槻島本雨水幹線との接続点のスクリーンが水草や藻などにより閉塞することから、その負担軽減を図るため町立体育館側、広瀬五丁目中堤橋下手にスクリーンを追加いたしました。また溝田水路におきましては、除塵を行うため、町立第一中学校側にスクリーンを設置いたしました。さらに、当該雨水幹線への接続につきましては計画を1年前倒しし、平成25年度に水無瀬交番前が完了いたしました。またニチレイ前の接続につきましては、平成25年度から実施し、平成26年度に完了したものでございます。あわせて、接続点におけるスクリーンや除塵機につきましても、設置をさせていただいたところでございます。

今後におきましても、計画的なハード面の整備とともに、各種関係団体をはじめ住民の皆様との連絡・連携体制を密にし、町全体が協働して、安全・安心なまちづくりを推進できますよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、都市創造部所管分について、順次、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の③「企業誘致について」でございます。

本町では、町内に立地する企業に対して奨励措置を講じることにより、企業の立地を促進し、本町の経済の活性化を図ることを目的として、平成23年4月1日に「島本町企業立地促進条例」を施行いたしております。加えまして、平成25年10月に大阪府から「投資奨励計画を持つ市町村」として認定されましたことから、町内で先端産業分野の研究開発施設を立地する事業者に対しましては、大阪府の企業立地にかかる府内投資促進補助金の交付対象となったところでございます。

また、平成25年10月に行いました役場周辺地区の用途地域等の変更により、町営鶴ヶ池住宅跡地を小野薬品工業株式会社に売却し、同社では新たな研究施設の建設が予定されているなど、さらなる産業振興が図られるものと考えております。

現在、その他の土地の有効利用の事例はございませんが、制度利用等にかかる企業からのお問い合わせをいただいておりますので、今後におきましても、引き続き本町の企業立地制度の積極的な周知に努めてまいります。

次に、2点目の②「し尿処理場」について、ご答弁申し上げます。

本町の汲み取りし尿や浄化槽汚泥を処理する衛生化学処理場は、高槻市東上牧三丁目地内に設置し、処理を行っておりますが、ごみやし尿などの一般廃棄物処理は市町村の固有の自治事務であることから、本来、本町域内に施設を設置し、処理するのが原則でございます。

衛生化学処理場は、周辺自治会からの早期移転要望や、施設の老朽化をはじめ公共下水道の普及によるし尿等の処理量の著しい減少に伴う運転管理の苦慮等の課題を抱えております。課題解決のため、本町域内で新たなし尿処理施設の整備に向けた建設用地の確保を検討するとともに、高槻市との広域処理に向けた協議・検討を進めてまいりましたが、結論として、本町域内の公有地において新たにし尿中間処理施設を整備することとなりました。このことから、住民の皆様には候補地選定について説明するための基礎資料として島本町し尿中間処理施設整備に係る基礎調査報告書及び島本町し尿中間処理施設整備に係る建設候補地選定調査報告書を作成いたしました。

今回、候補地の選定にあたりましては、財政的な負担をできるだけ軽減するため、建設可能な町域内の公有地を対象に検討を進め、淀川水防用緊急備蓄土砂置場と水無瀬川緑地公園と、住民ホール跡地の一部とその隣接地の、合計3地点を建設候補地といたしたところでございます。候補地の検討にあたりましては、施設建設にあたり、それぞれの評価項目の重要度合いに応じて加重合計して総合評価を行いました。その結果、「住民ホール跡地の一部とその隣接地」の評価が最も高くなりましたことから、今後、建設用地として事務を進めてまいる所存でございます。用地といたしましては、庁舎に隣接します住民ホール跡地の一部を含め、町有地を活用するものでございます。

本施設の建設にあたりましては、町役場に来庁されます住民の皆様をはじめ隣接します民地の皆様にも違和感を与えることのないよう、環境面等には十分配慮してまいりたいと考えております。

し尿中間処理施設建設にあたりましては、候補地周辺の自治会等の皆様に一定のご理解を得ることが最も重要であると考えておりますことから、現在、町の方針等につきまして、説明等をさせていただいているところでございます。候補地周辺の自治会等の皆様に一定のご理解が得られた後には、建設に向け、測量や設計等の予算を計上させていただき、本町が責任を持って施設建設の事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、③「清掃工場」について、ご答弁申し上げます。

昨年度は、庁内の関係部局をメンバーとした島本町清掃工場包括民営検討会を立ち上げ、民間の管理運営のノウハウを活かした包括運営について検討を行いました。検討の結果といたしましては、広域化の目途がない状況のもと、「本町は、広域化に向けて努力をし、実現するまでは現施設を継続的に運転していく必要がある。そのために施設の管理運営経費の縮減を目指し、民間の管理運営のノウハウを活用した包括運営を行うことにより、施設の計画的な補修で長寿命化を図ることができ、安定した運転を維持することができることから、施設の運営については包括運営をするのが望ましい。ただし、包括運営の導入にあたっては財政面等の整合性を図る必要があり、学識経験者による検討委員会を立ち上げ、引き続き本町に最適な運営方法について検討を行う必要がある」との結論となりました。現時点での選択肢といたしましては、広域化が実現するまでは



市町村の自治事務であることから、現施設を継続的に運転していく以外、他に選択肢はございません。

このようなことから、本年度につきましては、学識経験者4名を構成員とする島本町清掃工場包括運営検討委員会において、包括運営委託の導入について審議していただき、今後の清掃工場の最適な運営方法について検討してまいりたいと考えております。

なお、第1回目を9月末に開催する予定でございます。

次に、「ごみ処理の広域化について」でございますが、周辺の自治体の状況を見ると各自治体が独自に施設を整備されており、広域化の必要性が薄いことから、進展しない、極めて厳しいというのが現状でございます。このような状況の中、大阪府下清掃施設長協議会（北摂ブロック）においては、平成10年4月に天災及びその他の理由により廃棄物の焼却処理が不可能となったときに協力をするという相互支援協定を、本町を除いた6市、2一部事務組合施設長間で締結されております。本町といたしましては、広域化に向けた取り組みとして、昨年度に相互支援協定に加入させていただきたく提案させていただきました。

これを受けまして、本年5月に北摂7市3町による廃棄物の災害時等相互支援協定検討部会が開催され、新たに締結する協定は、施設長間ではなく、首長間による協定を目指し取り組んでいくこと等が確認されました。本町といたしましても、今後、速やかに協定が締結できるよう積極的に取り組んでまいり所存でございます。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、引き続き広域化に向けて努力をし、実現するまでは現施設の長寿命化を図り、さらに安定した運転を行い、住民の皆様の生活環境の保全を図ってまいります。

次に、4点目の「森林保全について」でございます。

平成25年度における本町の森林保全に関する事業といたしまして、天王山周辺森林整備推進協議会としては天王山地域の雑木林整備・放置竹林整備を行っており、サントリー「天然水の森おおさか島本」としては、森林整備するための協定に向けた事務等、民間の活力を取り入れた森林整備を進めてまいりました。また、フォレストサポーター養成講座の実施等によるボランティアの育成及び支援を行ったところでございます。

課題といたしましては、生活様式の変化や森林所有者の高齢化などにより、間伐の遅れや竹林の拡大といった荒廃が進んでいることがあげられます。また所有者の世代交代が進み、山林の境界が不明になっている場所が多くあり、地籍調査を行う必要性についても認識しておりますが、多額の費用等が必要となるため、実現には至っておりません。

本町といたしましては、今後も引き続きボランティアや企業、森林組合等の関係団体と協働し、森林の保全に努めてまいります。

以上でございます。

**教育こども部長** それでは、7点目の①の「子ども・子育てについて」、ご答弁申し上げます。

ます。

子ども・子育て支援新制度につきましては、平成27年度からの本格実施を前に、本町では、平成25年8月に子ども・子育て会議を立ち上げました。子ども・子育て会議では、児童福祉・教育を専門とする大学教授、主任児童委員、商工会、教職員団体、町立小学校の学校長、社会福祉協議会、私立幼稚園長、公募による保護者など、保育・教育及び子育て支援にかかわる様々な関係機関等から参画を得て構成しており、「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、慎重にご審議いただいているところでございます。

平成25年度には2回の会議を開催し、就学前及び小学生児童を持つ保護者を対象とした子育て支援に関するニーズ調査についてご審議いただき、昨年11月から12月にかけて、児童人口の7割以上、結果的には小学生までの子どもを持つご家庭すべてに対し調査を実施いたしました。主な内容といたしましては、各家庭の家族構成、保護者の就労状況、教育・保育の利用希望、学童保育室の利用などクロス集計を行うとともに自由意見等をいただき、本町が抱える就学前及び放課後児童、子育て支援の現状・課題・需要等の把握を行ったところでございます。

なお、ご参考までに申し上げますと、平成26年度ではすでに4回の会議を開催し、ニーズ調査結果を踏まえた本町の子育て支援について、必要とされるサービス内容や需要量、施設の定員などのほか、サービス提供量を見込むとともに、子ども・子育て支援事業計画の本編の検討や、サービスの確保の方策を審議いただいているところでございます。

また、「次世代育成支援対策推進法」の改正に伴い、これを根拠とする自治体の行動計画が平成27年度以降も延長されるため、現在、審議中の「子ども・子育て支援事業計画」とあわせて一体的に計画策定に取り組んでおり、計画案ができた段階でパブリックコメントを実施し、本年度中に計画を策定する予定でございます。

なお、「子ども・子育て支援事業計画」の策定と並行して、必要な条例及び規則等の整備につきましても順次進めており、今回の定例会におきましても、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の条例提案をさせていただいたところでございます。

今後は、保育の必要性の認定にかかる「保育所条例」の一部改正や、保育・教育施設、事業の利用者負担額など、子ども・子育て支援新制度を運営するにあたり、必要な条例の提案等を予定しているところでございます。

また、下半期からは私立幼稚園入園児を対象とした支給認定の受付や、施設・事業者の認可・確認事務が始まるため、子育て家庭の保護者等への情報発信はもとより、平成27年4月の新制度実施に向け、適切に事務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、8点目の「教育・生涯学習について」、順次ご答弁申し上げます。

まず、①の「小・中学校の耐震化について」でございます。

小・中学校の耐震化につきましては、国庫補助金の嵩上げ期間である平成 27 年度末までの完了を目指し、事務を進めてまいりました。現在、第二中学校につきましては耐震補強等工事を進めており、年内には完了予定でございます。また、小学校 4 校につきましては本年度に耐震化工事のための設計を進めており、第一小学校、第二小学校、第四小学校につきましては、大きな問題もなく、来年度の耐震工事に向けて事務を進めているところでございますが、第三小学校につきましては、設計段階で 3 棟のうち 1 棟が校舎内に鉄骨ブレスを多数設置する必要があると、校舎として機能しないことが判明いたしました。このため、全面建替えや増築など様々な手法とともに、課題となっております保育所の耐震化につきましても第三小学校の敷地を活用できないかなど、あらゆる角度から専門業者に委託し、基本構想を策定する予定でございます。

また、第一中学校につきましては、議員ご承知のとおり、耐震工事の設計段階におきまして基礎部分に問題があることが判明し、減築や建て替え、移転も含めた再検討を余儀なくされ、学校運営への影響を主として、将来にわたる財政への影響や費用対効果などについて検討を進めてきたところでございます。今後、検討結果がまとまりましたら、速やかに方針を決定し、一日も早く、子どもたちの安全確保のための学校耐震化に取り組んでまいりますとともに、国庫補助金につきましても、補助金の嵩上げを最大限活用できますよう鋭意努力してまいります。

続きまして、②の「小中一貫教育について」でございます。

ご質問でございます「知識を活用する能力」を高め、子どもたちの思考力・判断力・表現力を育む教育につきましては、現在実施されております小・中学校学習指導要領に明文化されており、本町が進める小中一貫教育は、これを具現化するための手段として推進しているものでございます。

平成 25 年度は、カリキュラム研究の教科を 5 教科から 10 教科に拡大し、小・中学校全教員がいずれかの教科研究会に所属し、月 1 回の定例研究会を開催する仕組みを整えました。さらに 11 月には、研究促進のために、全教職員を対象に合同授業研究会を開催しました。これは研究会で作成された指導案をもとに授業を行い、その授業について、大学等の学識経験者などの指導・助言も受け、参観者も交えて、研究・協議を行うものです。また 2 月には、同じく全教職員を対象に小・中合同研修会を開催し、全 10 教科のカリキュラム研究や授業改善について研究報告を行い、成果や次年度の研究の方向性を全体確認いたしました。

今後とも、学識経験者による専門的な指導を受けながら、教職員のカリキュラムに対する構造的な理解を促進するとともに、特に教職年数の浅い教員にとっては教科教育の研修にも位置づけられることから、指導力向上に引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、義務教育9年間を見通した視点で、すべての教育活動において、知識・理解をはじめ思考力・判断力・表現力を高めていくため、昨年度改訂した「小中一貫教育推進事業実施要綱」に則り、人権教育、支援教育、生徒指導等においても一貫教育の推進に努めたところでございます。

課題といたしまして、機構改革により、本年度から保育所の管理運営が教育委員会に事務委任されたことを受け、保育所・幼稚園の連携のうえに立つ一貫教育の推進がございました。このため、引き続き、これまで以上に教育の観点からどのような連携が可能かを模索し、できることを体系化していくことで組織的な一貫教育が行えるものと考えており、保育所・幼稚園・学校・教育委員会が一体となって、教育力向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、③の「放課後の活動について」でございます。

放課後等の安全・安心な子どもの活動場所を確保し、地域のボランティア等の皆様の参画を得ながら、子どもの体験・交流活動の活性化を図ることで、地域社会全体での子どもの成長を育むとの趣旨により「放課後子ども教室」を開催しております。平成25年度では全小学校で実施し、計59回、延べ参加者数2,949人、1回当たり平均50人の参加を得たところであり、平成24年度の1回当たり平均34人から、大きく参加者が増加しております。それぞれ学校、保護者及び地域のボランティアのご協力により、グラウンドゴルフやニュースポーツなど運動による遊び、餅つき大会やイベントの開催など、毎回の企画内容について趣向を凝らして事業を進めてまいりました。また学習面では、地域ボランティアを派遣し、宿題等日常の学習について、教育課題のある児童等に対し、自学自習力等の育成に対する支援活動を実施したところでございます。

今後の課題といたしましては、国の放課後子どもプランでは、「全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ、つまり、学童保育室と放課後子ども教室の計画的な整備を進める」ことが趣旨となっております。このため本町でも、共働き家庭の児童の生活の場の確保や、両事業の従事者による企画段階からの連携など、考慮すべき点を明確にしたうえで、実現に向け検討を進めたいと考えております。

続きまして、④の「生涯学習スポーツについて」でございます。

教育委員会が所管しておりますスポーツ施設といたしましては、町立体育館と東大寺公園テニスコートがございます。町立プールにつきましては、去る6月定例会議において廃止条例をご可決いただき、現在、撤去工事に向けた事務を進めているところでございます。

また町立体育館につきましては、昭和56年の開設から33年が経過し、経年劣化による維持補修を重ねながらご利用いただいておりますが、本町における公共施設の中では比較的新しい建物であることを考えますと、今後も必要な維持補修を行うことにより、

当面は使用が可能であると考えております。しかしながら、借地であることや耐震診断が実施できていないことなどの課題もあり、今後、耐震診断を実施し、今後の体育館のあり方につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

東大寺公園テニスコートにつきましては、コート内の一部に表層ふくれ現象が発生する不具合が生じるなど、利用者の皆様にはご不便をおかけしているところでございますが、全面改修にも、河川敷という立地場所の問題もあり、移設についても移設場所の確保など課題がございます。そのため、現状を見守りつつ引き続き貸出業務を行うとともに、今後のあり方について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、学校教育施設の一般開放事業に供しております第二中学校テニスコートにつきましては、本年8月に経年劣化により摩耗した箇所を補修を終えたところでございます。

いずれにいたしましても、これら各施設の整備につきましては、本町の置かれている厳しい財政状況を勘案し、適正な施設の種類や規模なども含めまして、総合的かつ計画的に検討を進める必要があるものと考えております。

続きまして、⑤の「歴史文化資料館について」でございます。

歴史文化資料館の土地・建物につきましては、平成16年に大阪府から無償譲渡を受けて本町の財産となったものでございます。その際の無償譲渡契約書におきまして、平成16年4月1日から10年間、「引き続き社会教育を目的とした用途に供しなければならない」と記載されており、平成25年度末をもってその期間が終了したものでございます。

平成26年度以降の歴史文化資料館のあり方につきましては、駅前のにぎわいの拠点として活用できるよう、文化推進委員会におきましてご意見をいただいた後、関係部局と調整を行い、隣接する史跡桜井駅跡を含めた活用について検討したところでございます。具体的には、歴史文化資料館が担ってまいりました住民交流の場及び情報発信基地として立地条件を最大限に活かすことができる方策といたしまして、にぎわい創造課と連携を図りながら、毎週火曜日と木曜日の「やさい朝市」開催のほか、「消費者まつり」、「島本ふれあいマーケット」など、町内外から多くの皆様が訪れる、駅前の立地条件にふさわしい事業展開を行ってまいりました。

今後とも、駅前の環境や景観にも十分配慮しながら、関係部局と連携し、引き続き一層の活用を進めてまいります。

私のほうからは、以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、7点目の「福祉・子育てについて」の②の「地域福祉」につきまして、ご答弁申し上げます。

近年の少子高齢化の進展等により、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化をしております。また、大規模な自然災害が発生した場合の要避難支援者への支援をはじめ、ひとり暮らしの年長者が増加する中で、地域における見守り、必要な社会資源へのつなぎといったセーフティネットの確立や、そのあり方等についての関心も高まっております。

本町では、平成 25 年度末までを計画期間とした「第 2 期島本町地域福祉計画」に基づき、障害の有無や性別、年齢などに関係なく、地域の中で自立した生活が送れるよう、自助・共助・公助があいまって、支えあい、助けあう仕組みづくりを目指して、地域福祉に関する各種施策を推進してきました。

平成 25 年度におきましては、身近な福祉の相談窓口であるコミュニティソーシャルワーカーを引き続き 4 名配置し、地域の様々なご相談に対応いたしました。またボランティア支援につきましては、パソコン要約筆記者奉仕員養成講座を初めて開催し、聴覚障害者へのコミュニケーション支援を行うボランティアを養成いたしました。その他、災害時の支援につきましては、要避難支援者の把握と情報登録のため、重度障害者安否確認登録事業と、ひとり暮らし高齢者実態把握事業を引き続き実施しております。

平成 26 年 3 月には、平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 3 期地域福祉計画」を策定いたしました。第 3 期計画におきましては、第 2 期計画の実績や課題を踏まえ、「ひとをささえる まちづくり」「おたがいさまの まちづくり」「もしものときの まちづくり」「こころゆたかな まちづくり」という四つの基本目標を掲げ、その実現に向けた各種取り組み・施策を定めております。特に、近年の自然災害の頻発や高齢化の進展により、一層の対応が求められている緊急時支援・災害時支援の分野につきましては、「災害対策基本法」の改正に基づく避難行動要支援者名簿の整備や、災害ボランティア、救急医療情報キット「しまもと安心ボトル」などを盛り込み、内容を充実しております。

今後は、避難行動要支援者名簿の整備をはじめとする災害時支援の充実のほか、平成 27 年度から施行予定の「生活困窮者自立支援法」を踏まえた経済的な困窮者への支援などが大きな課題であると認識をしております。

次に、③の「介護予防について」でございます。

「いきいき百歳体操」と「かみかみ百歳体操」につきましては、高齢者の皆様の介護予防を図ることを目的に、「いきいき百歳体操」は平成 18 年度から、「かみかみ百歳体操」は平成 20 年度から、町の支援のもと、住民の皆様の自主的な活動として実施しているところでございます。平成 25 年度末現在、「いきいき百歳体操」は 35 ヲ所、「かみかみ百歳体操」は 32 ヲ所で実施されております。

平成 25 年度には、二次予防事業対象者把握事業の基本チェックリストの結果通知に「いきいき百歳体操」の案内チラシを同封したことで新たな参加者も増加しており、「いきいき百歳体操」の参加者アンケート結果では、参加者の平均年齢は 76 歳、昨年 7 月時点の後期高齢者人口の 7.2%の方が「いきいき百歳体操」に参加されており、後期高齢者の皆様の参加割合が増加しております。また体操の効果といたしましては、「いきいき百歳体操」は、多くの方が「イスからの立ち上がり」や「階段の昇り降り」に効果があると回答されるとともに、約 9 割の方が「外出するのが楽しみである」「皆さんと会

うのが楽しみである」と回答されており、体力の向上とともに、交流の場にもなっております。「かみかみ百歳体操」につきましても、反復唾液嚥下テストの平均結果では、参加者の飲み込む力が向上している等の効果がございます。

「いきいき百歳体操」と「かみかみ百歳体操」を推進するため、地域の医療機関と連携し、リハビリテーションの専門職と地域包括支援センター等の職員が共同で体操の場に出向き、専門的な助言を行うとともに、医療機関から高齢者の皆様に「いきいき百歳体操」の参加を促すなどの取り組みを行っており、「いきいき百歳体操」と「かみかみ百歳体操」の展開により、要介護認定率の抑制や重度化の予防が図られ、結果として介護給付費や保険料額の抑制の効果があるものと認識をしております。

以上でございます。

**上下水道部長** それでは、9点目の「水道事業」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町の水道管の総延長は約90kmでございますが、そのうち、布設後40年を経過した老朽管は約30kmあり、老朽化率は約33.3%でございます。また耐震化率は、配水管の布設替えなどにより、昨年度の約8.3%パーセントから0.8ポイント増加し、9.1%でございます。

なお、良質地盤では耐震管並みの評価ができるK形ダクタイル鋳鉄管が13.6%あり、耐震管を加えた耐震適合率は22.7%でございます。

従いまして、老朽管の布設替えにあわせ耐震化を計画的に進める必要がございますので、平成25年度に、計画期間が平成26年度から平成35年度までの「水道管路更新等計画」を策定したところでございます。今後は、この計画に基づき、老朽管の耐震化を進めてまいりたいと考えております。

また施設の耐震化につきましては、大藪浄水場管理棟の耐震補強を行うため、新たに送水ポンプ室を整備するなど計画的に進めているところでございます。

「水道事業財政計画」の成果につきましては、平成25年度が計画期間の最終年度となっており、大藪浄水場ろ過池更新工事及び高速凝集沈殿池整備工事などの施設整備や、老朽配水管の布設替え及び鉛管対策の給水管布設替えの完了など、当初の予定を上回る事業の進捗が図れたものと考えております。また、この間の収支では毎年度黒字決算となり、健全な経営に努められたものと考えております。

今後の財政状況につきましては、当分は黒字決算が続くものと考えておりますが、主な収入源でございます料金収入は大幅な増加が見込めないだけでなく、長期的には、今後人口減少などにより、料金収入は減少するものと思われまます。また、喫緊の課題でございます施設及び管路の老朽化及び耐震化対策に多額の費用を要するため、財政状況は厳しくなるものと考えております。

住民の皆様にも、安全・安心かつ安定的に水道水を供給するためにも、引き続き、財政状況を十分に踏まえながら健全な経営に努めてまいります。

次に、10点目の「下水道事業」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町の雨水整備につきましては、平成22年12月に供用開始いたしました淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線と町域内の接続点4カ所の接続工事につきましては、この雨水幹線の最上流でございます高川水路から実施しております。しかしながら、平成24年8月14日の集中豪雨により、それ以後の接続工事につきましては計画を1年前倒して実施することとし、早期の浸水被害の軽減を図ったところでございます。また高槻市域内にあります2カ所の接続点につきましても、本町と高槻市との間で協定書を締結し、流域雨水幹線と上牧新川水路との接続工事については、平成28年度の完成を目指しております。

さらに、住民の皆様には大雨による浸水被害が発生するおそれのある場所を周知するとともに、その備えをしていただき、自助・共助にも役立てていただくため、内水ハザードマップを作成いたしました。

今後のスケジュールにつきましては、平成25年度に「下水道事業計画」の認可変更を行っており、引き続き山崎ポンプ場の長寿命化計画に基づく施設機器等の延命更新工事を実施するとともに、東大寺三丁目・四丁目及び百山地区の一部が排水区域でございます五反田雨水幹線の整備を平成31年度完成を予定しており、「下水道財政健全化計画」に基づき、財政状況を十分に踏まえながら、雨水整備の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**清水議員** ご答弁をいただきました内容の細部につきましては、常任委員会で確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**平井議長** 以上で、自民無所属の会の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時10分～午後3時25分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、人びとの新しい歩みの発言を許します。

**平野議員(登壇)** 2013年度決算に対し、人びとの新しい歩みを代表いたしまして大綱質疑を行います。

1点目です。「『まちづくり基本条例』の理念を活かし持続ある町政を」

①点目. 2013年度は川口町長3期目のスタートの年であり、懸案であったし尿中間処理施設の建設に向けての基礎調査や、過密並びに待機児童対策に繋がる民間保育所の整備、公共施設のあり方などにも、ようやく着手されたところです。

しかしながら、し尿中間処理施設の候補地選定、鶴ヶ池住宅跡地や住民ホール跡地の活用の仕方、公共施設のあり方については、公共用地や公共施設の利用者であり、受益者である地域住民の参加により、住民が望む地域の将来像をまず明らかにすることが重



要でした。行政主導でなく、「まちづくり基本条例」に基づき大胆に住民の中に入り、住民とともに情報を共有し、議論を重ね、透明性のある行政運営を行うことが求められたのではないのでしょうか。

また行政需要が膨張する中、黒字決算となりましたが、社会保障関連経費の増、公共施設の更新など、将来の財政需要にも備える必要があり、住民福祉を低下させず、歳出削減と財源の確保にどのように具体的に取り組みましたのでしょうか。

②点目。情報公開の趣旨は、行政の情報は住民の情報であると認識しています。重要な施策の条例制定及び改正について、パブリックコメントを実施すべきではありませんか。

また、「島本町行政の説明責任に関する基本条例」の具体的施策の一つとして、審議会等の会議の公開に関する指針があるものの、会議日程はホームページに掲載されない、または会議直前の周知となる、ホームページへの審議会会議録や資料の掲載が各課で統一して行われていないなど、住民への情報提供において改善を求めますが、いかがですか。

2点目です。「住民合意による『地域防災計画案』の策定」

9月の台風第18号の発生に伴い、町内では百山地区の一部土砂崩れで土砂災害警戒区域等に避難指示が出て、近接する京都府桂川の氾濫などで大雨特別警報が初めて発表されるなど、一昨年に続き大規模な災害が発生いたしました。

災害に強いまちづくり、「災害対策基本法」が改正され、市町村の居住者等から地区防災計画が提案できる旨が明記されたことを踏まえ、住民発意による地域防災計画案の策定こそが、防災への住民参加を促すことに繋がると考えますが、見解を問います。

3点目。安易な広域行政は自治を損なうのではないかと。

大阪府からの権限移譲を受けて、旅券発給事務における窓口対応業務を高槻市に委託することで、高槻市・島本町広域行政勉強会にて検討されました。大阪府茨木保健所業務についても、島本町域にかかることについて高槻市保健所への移管が、議会や住民に知らせることなく、町が大阪府に要望し進められているところです。ごみ処理の広域化についても、まずは町内でごみ量の半減化などの取り組みに努力したうえで、相手先自治体からは信頼されないと考えます。

課題となっていることについては、町行政の判断だけで行わず、議会や住民にも情報提供し、職員とともに十分検討することが重要です。安易に広域行政を進めることは、自治を損なうのではないのでしょうか。

4点目。「住民福祉の向上に繋がる機構改革なのか」

2014年度4月からの大きな組織機構の変更に伴い、「事務分掌条例」の改正が行われ、庁舎執務室の配置等に関する整備が行われました。住民のニーズに合致した満足度のいくサービスを提供すること、まさに住民福祉の向上に繋がる機構改革であるべきです。

その視点には、常に弱い立場の住民や、人権を保障するためのものでなくてはなりません。十分、現場の声を聞いたのですか。

まちづくり事業推進プロジェクトチームより、こども部創設が求められているのではないかと、町内外の声を聞いていますが、まちづくり事業推進プロジェクトチームは機能しているのでしょうか。成果があれば、お示し下さい。

5点目．人権施策の信頼を取り戻すために。

人権ケースワーク事業については、昨年の決算審査でも問題となり、総務建設水道常任委員会として議会開催中に異例の所管事務調査を行い、本会議の討論でも、全会派が事業のあり方の見直しを指摘し、人びとの新しい歩みも、町地域人権協会への委託ではなく直営にすることを求めました。その後の検討内容を示して下さい。

また、低額で貸し付けた町有地を駐車場とし、得られた料金を同協会の収入としていることについても、長年、問題になっていますが、適正とは言えません。町地域人権協会会長並びに事務局長は、出勤簿虚偽記載で無断欠勤し懲戒免職処分された元職員を、公平委員会口頭審理で証人として弁護するという場面もありました。同協会には、島本町町長、副町長、総合政策部長が役員として関わっているために改善できないのであれば由々しきことです。

人権施策の信頼を取り戻すためにも、以上の2点については是正を求めます。

6点目です。「女性差別であるDV（ドメスティック・バイオレンス）を許さない社会づくりを」

「しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」に沿って、男女平等施策が進められることになっていますが、男女共同参画週間の事業は特に行われていません。女性交流室を活用して、利用団体の展示や交流会なども可能ではないでしょうか。

ドメスティック・バイオレンス防止対策として、配偶者やデートDV、いわゆる交際相手からの暴力に関する啓発冊子を成人祭などの機会を通じて配布されていることや、島本高校での講座開催は評価できます。先日、開催の人権啓発施策審議会で委員さんの発言では、北欧は幼稚園から行っている、小さいときから教育が必要、との意見でした。小・中学校でも講座を開き、DVを許さない社会づくりに向けて取り組んでいくことがさらに重要と考えますが、いかがでしょうか。

7点目．「ノーマライゼーション施策の充実を」

障がい者雇用率 2013年度から引き上げ——国・地方公共団体は2.3%です——は、島本町は3.25%と高いのですが、知的障がい者、精神障がい者の雇用はゼロです。精神障がい者の雇用を義務づけた「改正障害者雇用促進法」も2013年6月に成立しています。義務化は2018年4月からですが、精神障がい者の働く場を作ることに自治体も積極的に行うべきです。町役場における知的障がい者・精神障がい者の雇用実績はありますか。

「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針を策定され、行政や関係機関、団体による障がい者施設への発注・委託等を促進、事業所と連携し製品の開発やPR、販売拡大、製品を展示販売する機会の確保など、工賃水準の向上に向けた取り組みを支援された実績を問います。

8点目. 「戸籍システムの導入に伴う個人情報保護対策について」

1億7千万円という多額の費用をかけての戸籍システムの導入をされました。戸籍という、非常にプライバシー性の高い情報を電子データ化してシステム化することにより、複製可能、不正アクセス、情報の大量流失などのおそれもあり、個人情報の保護の観点から問題であることを指摘したところです。

個人情報保護審議会における審議内容、戸籍の電算化導入の実施方法の中で、どのように個人情報保護に配慮したのですか。

9点目. 「問題の多かった鶴ヶ池住宅の跡地の売却について」

鶴ヶ池住宅の跡地の売却については、多くの問題が生じました。1点目に、「地方自治法」第210条の「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」という規定に反して、売却前に財産収入予算として計上することを怠ったこと。2点目に、底地整理の町有地の売り払いの際の鑑定書に不備があり、町が確認を怠ったこと。3点目に、70年前に射撃場であった土地履歴がありながら土壌調査をせず、公有地の売却事務を進めたこと。4点目に、土地の売り払い面積が5千平米にわずかに満たないため町議会の議決は不要とされ、法令には違反していませんが、町有地としては比較的大規模であり、かつ公共施設が集中している重要な位置にあり、公共用地として活用が期待された土地であり、あえて議会審議に付すべき案件であったこと。5点目に、当該地区を第2種住居地域から準工業地域へと変更し、町にとって初めての「地区計画条例」制定で建築制限の規定が行われたものの、条例第10条では町長の許可で制限内容を適用しなくても良いことになっていること。6点目には、売却先は小野薬品工業株式会社水無瀬研究所の遺伝子組み換え研究施設であり、「環境保全条例」の整備や、安全協定が町と企業の間で締結すべきという人びとの新しい歩みの提案が却下されたことです。

これらの6点について、町の対応は妥当だったのですか。答弁を求めます。

10点目. 「農業・林業振興と、農地・森林保全と活用について」

農業祭にて実行委員長さんは、島本町の農地は52haしかなく、人間が生きるために必要な農地は1人当たり500㎡なので、島本町では1,060人分しかまかなえない、さらなる農地・農業を守る取り組みが必要であると、挨拶の中で町の農業・農地の実態を指摘されました。また、島本町環境保全審議会専門委員の深町加津枝委員（京大大学院准教授）は、この環境保全審議会で2点、「田んぼの畦には1㎡当たり30～40種類の植物が生息し、貴重種も存在しており、農業を続けているところは生物の生息にとって非常に大事

な環境である。里山・里地を保全しながら地域再生の取り組みが行われ、新たな価値を見つめ直されている」と報告されました。

農業・林業振興と、農地・森林の保全と活用についての取り組みを伺います。

11点目、「子どもの最善の利益を尊重する制度に」

質の高い幼児教育・保育の提供及び地域子育て支援事業の推進を目的に、2015年度より子ども・子育て支援新制度に向け、ニーズ調査や、島本町子ども・子育て会議における島本町子ども・子育て支援事業計画策定の審議が行われました。

新制度についての情報提供は、広報、ホームページのみでは不十分です。幼稚園、保育所へ出向いて説明をすべきではありませんか。

保育所整備は市町村の実施義務であり、保育所の状況や課題、待機児童の状況や保育所需要などを見込んで保育所整備をすることになっています。附属機関として新たに設置した社会福祉施設整備審査委員会において、新設を希望しておられる社会福祉法人博乃会の審査を経て、同法人を妥当と認め、（仮称）島本町高浜学園施設整備補助事業を行いました。議会審議でも、島本町の保育水準を担保していただけるのか議論になりましたが、課題となったことについて、法人との協議状況をお示し下さい。

12点目、「補助金団体の実績報告書には、領収書添付の義務づけを」

補助金交付団体について、実績報告書には領収書添付を義務づけることを求めてきましたが、町として改善がなされません。住民委員会などは会費を集めず、全額公金で運営をまかなっておられますので、領収書添付が可能ではありませんか。住民委員会内部からも、補助金の使い方に疑問の声が出ているところです。答弁を求めます。

13点目、「防災や自然環境保全のために若山台調整池の保存を」

「若山台調整池雨水調整機能検証業務委託の結果概要について」との報告書では、一昨年の8月14日の豪雨を受けて、調整池の機能検証をしました。その結果、A Bの二つの調整池を統合し縮小する案が示されました。土地の有効利用、町財政の財源確保や地域の活性化にも一部繋がり、若山台調整池を廃止して土地活用するという町の方針は変わらないのですか、お伺いします。

14点目、「安心できる医療・介護を支える制度について」

住民が安心して暮らせるための医療・介護を保障する国民健康保険制度、介護保険制度でなければなりません。2013年秋の臨時国会で、与党の賛成多数により「社会保障改革プログラム」が成立しました。

70歳から74歳の窓口負担割合の引き上げ、大病院を紹介なしで受診したときの健康保険適用の縮小、1回の医療費が千円以下は健康保険を適用しないなど免責性の導入、健康保険で使える薬は後発医薬品（ジェネリック）が基本となり、価格の高い先発品を利用すると差額が自己負担になるなど、低所得層を中心に自己負担アップによる、病気で具合が悪くても、お金がないと医療にかかれぬという受診抑制が進むのは確実です。

結果的に病気が悪化し、医療費の拡大を招きかねません。社会が弱者を包括する応能負担の原則こそが社会保障の原則であり、社会保障の機能を強化するためには、医療を受ける患者の自己負担だけではなく、税金や社会保険料を使って、社会全体で負担を分担することが不可欠です。

介護保険などの見直しも、要支援1・2の介護保険サービスを市町村事業化することについて、150万人にもものぼる要支援者は認知症の方も多い虚弱な高齢者であり、要介護度の進行の抑制、症状の改善のためには、これまでのサービスが不可欠です。特別養護老人ホームへの入所は要介護3以上に限定することも大きな問題です。命綱である今までのサービスを利用できなくなるおそれ、市町村間で自己負担額・サービスの質や量について、格差の拡大が懸念されています。

これらの制度改悪に対し、影響を検討し、島本町の責任として、住民に不利益を及ぼさないよう国に意見をあげたのか、問います。

15点目。「島本町の地下水を守る努力を」

大阪市水道事業と府内42市町村でつくる大阪広域水道企業団——旧の大阪府水道部です——の統合は成立せず、府域一水道論議にブレーキがかかりました。しかし、島本町上下水道部は、府域一水道、42市町村の水道統合は白紙になったわけではありません、という見解です。大阪広域水道企業団に工事や水質検査を委託する中で、町直営の水道事業を守るという強い意識が薄れてきてはいませんか。確認します。

また、1月に、大藪配水系統における漏水については丸4日間に及びました。有収率93.3%と、前年度より1.2ポイント減少していることにも影響しているとも考えられます。老朽管の整備は進捗したのですか。

16点目。「第一中学校の耐震化について」

学校の耐震化については、児童生徒の安全を優先して、学校施設の整備計画に基づき進めるべきです。しかし、第一中学校の耐震化については、町長の施政方針で「移転も含めた再検討をする、町全体の公共施設の耐震化も含めた全庁的な検討をする」と、先延ばしにされました。1年間、どのような検討をされ、未だに方針が出ない理由を明らかにして下さい。

17点目。「歴史と文化を大切にする行政を」

「歴史と文化を大切に」との教育施策に沿って文化財保護行政が進められ、町指定文化財は、すでに第5号まで指定されています。宗教法人への補助金支出は憲法違反ですが、厳密な文化財保存には、国・府・町の補助金を交付することが可能です。「島本町文化財保護条例」には、「町指定文化財の修理、管理及び復旧または保存（以下、修理等という）を行おうとする場合において、町は必要があると認めるときは修理等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することができる」という規定があります。しかし、町指定文化財に補助金を交付するための補助金要綱の整備ができていないので

はありません。文化財を守るために、早急な対応が必要です。答弁をお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

**総務部長** それでは、人びとの新しい歩みを代表されての平野議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「『まちづくり基本条例』の理念を活かし、持続ある町政を」のうち、①の「行政の透明性と歳出削減及び財源確保について」でございます。

まず、「行政の透明性について」でございます。本町の行財政運営にあたりましては、町の施策や課題など、これまでも必要に応じ資料の公表とともに、パブリックコメントの実施や地域住民への説明など、適切に実施してまいりました。

次に、「歳出削減及び財源確保について」でございます。平成25年度普通会計決算におきましては、実質収支は1億2,455万8千円の黒字となり、また経常収支比率につきましては97.4%と、前年度と比較して0.4ポイント改善いたしました。しかしながら、今後、社会保障関係経費の自然増に加えまして公共施設等の老朽化対策などに多額の財源が必要となるため、行財政改革の実施など、さらなる歳出削減と財源の確保を図りながら、自律的な行財政運営に努めていく必要があるものと考えております。

次に、平成25年度における財源の確保につきましては、町道尺代5号線整備事業、町立小学校空調機設置工事、第二中学校屋外運動場整備工事などの規模の大きな事業につきましては国庫補助金を確保したほか、建設事業のための財源である町債の発行にあたりましては、後年度に発生する元利償還金に対して交付税措置のあるものを優先するなど、効率的な財源確保に努めてまいりました。

また、平成25年度における歳出削減につきましては、これまでの取組を継続するとともに、町長の退職手当につきましても減額を行いました。さらに、町有地売払収入の一部を公共施設整備積立基金に積み立てるなど、基金全体で8億2,384万7千円を増額し、将来の行政需要に対する財源確保に努めたところでございます。

続きまして、2点目の「住民発意による『地域防災計画案』の策定」について、ご答弁申し上げます。

近年、豪雨や台風の接近に伴いまして日本各地で大規模な災害が発生しており、本町におきましても2年続けて大雨による被害が発生するなど、災害対策は大きな課題であるものと認識し、平素から防災施策に取り組んでいるところでございます。また東日本大震災におきましても、自助、共助及び公助の円滑な連携は、大規模災害時での災害対策に必要不可欠であることが強く再認識されたところでございます。

その教訓を踏まえまして、昨年に改正されました「災害対策基本法」におきまして、地域コミュニティにおける共助の推進のために、「地区防災計画」に関する制度が新たに創設されたところでございます。本計画は、一定の地区居住者などが行う自発的な防災活動に関する計画でございますが、地区居住者等が市町村防災会議に対しまして、当

該計画に関する提案を行うことができることとなっております。一方、「地域防災計画」につきましては、「災害対策基本法」第42条第1項の規定に基づきまして市町村防災会議が作成することとなっておりますことから、本町の場合、地域防災計画案は本町防災会議及び防災を所管しております総務部危機管理室において作成いたしております。

本計画案につきましては、平成26年8月8日から同年9月7日までの期間、パブリックコメントを実施させていただいております。住民の皆様のご意見を頂戴しながら、必要に応じ「地域防災計画」に反映させることといたしております。

なお、住民の皆様のご発意による地区防災計画の策定につきましては、地域防災力の向上に加え、自助・共助意識のさらなる醸成に寄与するものと認識しております。

続きまして、9点目「鶴ヶ池住宅跡地売却について」の①点目「財産収入予算の計上」について、ご答弁申し上げます。

地方公共団体の予算につきましては、予算を通じて収入支出の実態が把握でき、予算執行上の責任を明瞭にし、また予算の全貌を明らかにするため、「地方自治法」第210条の「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」と規定する総計予算主義が取られております。

一方、「地方財政法」第3条第2項では「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」と規定されております。このことから、地方自治法第210条の「収入」とは、経済の現実に即応して算定できる確実な収入を言い、不確実な収入をもって歳入予算に計上することは財務会計上、適当でないと考えております。

今般の当該土地の売却にかかる予算につきましては、当該土地の売買契約が締結できる見込みとなった直近の議会である平成26年第1回島本町議会定例会におきまして、補正予算7億4,050万円を計上させていただいたものでございます。

以上のことから、今回の案件につきましては法令に基づき適正に対応させていただいたものであり、当該予算にかかる事務を怠ったものではございません。

続きまして、②点目の「鑑定書の不備」について、ご答弁申し上げます。

町営鶴ヶ池住宅跡地の売却事務を進めるにあたり、実施した測量業務によって底地整理の必要性が判明したことから、隣地者と本町におきまして相互に所有する土地を売買することとなったため、当該土地を評価するための鑑定評価業務を委託したものでございます。その鑑定評価書の記載に一部誤った表記がありましたことから、本町から委託業者に対し、お詫び状とともに評価額に影響がない旨を書面にて受領したものでございます。

続きまして、③点目の「土壌調査」について、ご答弁申し上げます。

町営鶴ヶ池住宅跡地につきましては、過去に射撃場の一部であったことは認識しておりましたが、射撃場については有害物質使用特定施設ではなく、その後においても町営

住宅、駐車場として使用していたこと、また事前に受領しておりました鑑定評価書の内容などから、瑕疵のない土地であって、土壌調査が直ちに必要であるものとの認識がなかったことから、入札執行前に土壌調査を実施しておりませんでした。

なお、3千㎡以上の土地の形質変更を行う際には、土地の形質の変更者は形質の変更に着手する前に「土壌汚染対策法」第4条に基づき形質変更届を提出するとともに、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第81条の5に基づき当該土地の利用履歴等について調査し、その結果を大阪府に報告する義務がございます。

当該土地の売却面積につきましては3千㎡以上であります。本町が形質変更するものではないことから、法令上、本町が土壌調査を実施する義務はございませんでした。しかしながら、顧問弁護士等に相談させていただき、土壌調査は売り主の責任と負担で実施するべきであるという助言もあり、また過去の判例等からも売買契約を締結する前に土壌調査を実施することが望ましいとの判断のもと、本町の責任と負担で土壌調査を実施させていただいたものでございます。

今後はこのようなことがないように、庁内、庁外を問わず関係機関との連携を図りながら、適正に事務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、④点目の「議会審議」について、ご答弁申し上げます。

町営鶴ヶ池住宅跡地の売却につきましては、売却面積が4,837.65㎡でありますことから、「地方自治法」第96条第1項第8号並びに「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に規定する議決事項に該当するものではございませんので、法令等に基づき、適正に対応させていただいたものでございます。

続きまして、12点目の「補助金団体の実績報告書について」でございます。

補助金の交付につきましては、「地方自治法」上、公益上の必要性がある場合にこれを行うことができるとされており、公益上の必要性を適正に判断する必要がございます。このため、補助金交付申請を受け付けるにあたって補助年度事業計画書などの必要書類の提出を求めるとともに、補助事業費確定後または補助年度終了後に、補助年度事業実施状況報告書などの補助対象事業の実績を報告する書類の提出を求め、所管課において、それぞれ審査を行っているところでございます。

町が交付する補助金につきましては、その内容や規模、性質は様々であり、すべての場合について、一律に領収書の添付を求めることは適当でない場合がございますが、所管課において、その公益性を審査するにあたりまして、領収書の添付を必要と判断したものについては領収書の提出を求め、適正な補助金の交付に努めているところでございます。

なお、実績報告書の添付書類につきましては、今後必要に応じ見直しを行ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。



**総合政策部長** 続きまして総合政策部所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の②「情報の公開について」でございます。

情報公開の趣旨につきましては、開かれた町政を推進するうえにおきまして、住民の「知る権利」を保障するとともに、住民の皆様に説明する責務を全うすることとございます。平成25年度におきましては、島本町暴力団排除条例（素案）をはじめ4件のパブリックコメントを実施いたし、貴重なご意見をいただきました。

今後におきましても、「まちづくり基本条例」第15条に基づき、基本的な施策等を策定しようとする場合はパブリックコメントを実施することと規定しており、これまでと同様に、本条例及びパブリックコメント手続実施要綱に基づき、適切に実施してまいります。

また、審議会等の会議の公開につきましては、その指針におきまして会議開催の周知や資料の閲覧、会議録等の作成と公開について定めております。しかしながら、一部の会議等におきまして適切な運用が徹底されていない事例がございましたことから、本指針に基づき、今後より充実した運用が図れますよう、改善をしてまいります。

次に、3点目の「広域行政」に関するご質問でございます。

「地方自治法」において、「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められております。広域行政の推進により、スケールメリットによる経費節減や住民サービスの向上の効果を得られることについては、「地方自治法」の趣旨を踏まえたものであると、このように考えております。

ご指摘の旅券発給事務をはじめ保健所業務、また、ごみ処理業務などのいずれの業務につきましても、スケールメリットや住民サービスの向上に繋がる可能性はあるものと認識をいたしておりますことから、これらの広域連携の可能性について検討を行うことは大変重要であると、このように考えております。

なお、広域連携の検討につきましては、住民サービスにどのような影響が生じるのか、また本町における事務量がどのように影響するのか、直営で実施していく場合と広域連携で実施する場合の比較検討など、大阪府及び高槻市をはじめとする関係機関と十分に協議しながら、慎重に検証する必要があるものと認識をいたしております。あわせて、検討にあたりましては議会への情報提供や意見交換等、十分に実施したうえで、本町としての最終的な方針を決定してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の「住民福祉の向上に繋がる機構改革について」でございます。

本年4月に実施いたしました組織機構の見直しにつきましては、住民福祉の維持・向上はもちろんのこと、多様化かつ専門化する住民ニーズに対しまして、限りある人員と財源のもとで適切かつ円滑に対応するために実施したものでございます。今回の組織機構の見直しにあたりましては、各担当部局長からも現状とともに担当する業務がさらに

円滑に実施するための望ましい組織機構のあり方についてヒアリングを行い、可能な限り、それらの現場の声につきまして、反映させていただいたところです。

また、まちづくり事業推進プロジェクトチームにつきましては、本町の政策案件の円滑な推進のため、最も重要となる初動事務を重点的に受け持つ役割を担う組織として創設をしたものでございます。小・中学校をはじめとする公共施設の耐震化や今後のあり方、JR島本駅西土地地区画整理事業の諸課題の対応など、各部局の懸案事項の解決に精力的に取り組んでおり、これまで、期待した効果は十分発揮できているものと考えております。

続きまして、5点目の「人権ケースワーク事業のあり方について」でございます。

「人権の世紀」と呼ばれる21世紀が始まって、すでに10年以上経過いたしておりますが、人権にかかる課題は、時代の変化に伴って一層複雑化していると認識いたしております。このような社会背景のもと、人権相談に求められるスキルにつきましても多岐にわたると認識をいたしております。

本事業のあり方につきましては、「生活困窮者支援法」の施行により、今後、就労支援や福祉部局とのきめ細やかな連携がより一層必要とされます。現在、島本地域人権協会におかれましては、相談員等の体制も変更され、相談事業のあり方についても検討されております。

今後、その動向も踏まえながら地域に密着した相談事業のあり方を検討するなど、相談者にとって、より利用しやすい事業形態について、継続的に検討を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の「DVに関する男女共同参画について」でございます。

本町では、平成24年3月に「しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」を策定し、平成24年度を初年度として、男女共同参画に関する施策を総合的に推進しているところでございます。

計画に基づく平成25年度の取り組みのうち、男女共同参画の理解促進のための啓発事業につきましては、前の議員のご質問でもご答弁申し上げたところでございますが、6月の男女共同参画週間としては、当該週間を中心に、広報紙に啓発記事を掲載いたしております。また、その他の取り組みといたしましては、週間事業だけでなく、啓発冊子の作成及び配布、島本町企業内人権啓発推進連絡会等、関係機関との連携による町内事業所への周知啓発等、年間を通じて適切に、実施をしております。

今後とも、性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向けまして、啓発の手法など、工夫を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、7点目の「ノーマライゼーション施策の充実」につきまして、ご答弁を申し上げます。

障害者の方々の雇用につきましては、平成 25 年度実績で申し上げますと、本町では、法定雇用率 2.3%、府内市町村平均雇用率 2.55%を共に上回る 3.36%となっております。これにつきましては府内で 5 番目の高い水準を維持しておりますが、知的障害者や精神障害者に特化した形での採用実績はございません。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正に伴い、平成 30 年 4 月 1 日から障害者法定雇用率の設定基準の算定対象となる障害者に精神障害者が含まれることとなります。本町のような小規模自治体では、業務の種類にも限りがあることも事実であり、直ちに知的障害者や精神障害者の方々の障害特性を踏まえた適切な業務を見出すことは困難であります。上記の改正の趣旨を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、12 点目の補助金に関するご質問の後段部分につきましては、でございます。

補助金交付団体に関して例に出されております住民委員会につきましては、町の住民委員会と地域住民委員会、それぞれの組織におきまして監査委員による適正な監査を受け、委員出席のもと、予算や決算を審議するプロセスを経ております。そのため、現在のところ、実績報告の際における領収書の添付は求めておりません。

私のほうからは、以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、7 点目の「ノーマライゼーション施策の充実」のうち、「『障害者優先調達推進法』に基づく調達方針の実績等について」でございます。

平成 25 年 4 月に施行されました「障害者優先調達推進法」に基づき、本町におきましても町の機関における物品や役務の調達を推進するため、「島本町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定いたしました。

平成 25 年度は、啓発物品や事業用消耗品などを町内の障害者施設に発注したほか、計画冊子の印刷を町外の特例子会社に発注し、合計で 12 件、38 万 3,475 円を調達いたしました。平成 25 年度の町の目標では、「前年度実績の 30 万円を上回るよう努める」と設定しており、年度目標を達成した状況でございます。また、平成 26 年度につきましても、目標の調達実績を確保したいと考えております。

「障害者施設の工賃向上に向けた取り組み」といたしましては、平成 24 年度に町内障害者施設による販売イベントとして初めて開催いたしました「ふれあいバザール」を、平成 25 年度におきましては、ふれあいセンター及び町内のスーパーマーケット内におきまして計 2 回開催し、施設製品の P R や販売促進に努めたところでございます。また、町内の障害福祉サービス事業所に参画いただいております障害者地域自立支援協議会の日中活動・就労支援部会におきましては、工賃向上や製品 P R 等に関する様々な意見交換や企画・検討を行い、施設製品や受託作業を紹介するパンフレットの作成作業を進めているところでございます。

本町といたしましては、今後も各事業所や関係機関と連携・共働りし、さらなる調達の

推進や工賃の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、8点目の「戸籍システムの導入に伴う個人情報保護対策について」でございます。

戸籍情報システムの開発につきましては、大量の個人情報を取り扱うことから、「島本町個人情報保護運営審議会条例」第2条第1項第2号の規定に基づき、平成25年10月3日に、島本町個人情報保護運営審議会へ戸籍の電算化につきまして諮問をさせていただき、同年11月7日付で、島本町個人情報保護運営審議会会長から答申をいただいております。

答申内容につきましては、事業実施に際しては「島本町個人情報保護条例」第16条の規定を遵守するとともに、留意点として5項目のご意見をいただいております。

留意点の1点目は、戸籍データは重要な個人情報であることに鑑み、その運搬に際しては紛失等が生じないような方法を採用すること。2点目は、町が提供する戸籍データについては町の事前の承認なしに複写・複製しないことを受託業者に義務付けるとともに、定期及び随時の検査において適切に履行されているかどうかの確認を行うなど、町として適切に監督すること。3点目は、町が提供し及び受託業者において作成した戸籍データは、成果物としての納品後速やかに破棄するよう義務付けること。また町職員による検査を実施し、書面確認だけでなく、聞き取りや目視等の方法も用いて履行状況を確認するなど、町として適切に監督すること。4点目は、受託業者において業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、本業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならないこと及び条例第28条等の規定に抵触したときは処罰される場合があることを周知徹底させること。5点目は、条例第16条第1項の規定に基づき、業務実施後に町としての監督、検査状況について、本審議会に報告することでございます。

戸籍情報システムの開発にあたりましては、島本町個人情報保護運営審議会からいただきました留意点の全ての項目を、戸籍情報システム開発業務仕様書及び同契約書に明記をいたしております。現在も、戸籍情報システムの作成作業を行っておりますが、個人情報の管理につきましては仕様書及び契約書に基づき徹底するとともに、業務終了後には、島本町個人情報保護運営審議会に本業務の監督及び検査状況をご報告させていただきたいと考えております。

次に、14点目の「安心できる医療・介護を支える制度について」でございます。

国の社会保障制度改革につきましては、社会保障制度改革国民会議の審議結果等を踏まえ、昨年12月5日に、社会保障制度改革の全体像や道筋を示した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」、いわゆる「社会保障改革プログラム法」が成立し、同月13日に公布・施行されました。

本法律につきましては、受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、「少子化対策」「医療制度」「介護保険制度」「公的年金制度」の四つの分

野におきまして、改革の検討項目や、改革の実施時期と関連法案の国会提出時期を明らかにしたものでございます。

医療制度につきましては、医療機関による連携強化や在宅医療の推進、国民健康保険の保険者支援や運営体制の検討・難病対策等が、介護保険制度につきましては、地域包括ケアシステムの構築や予防給付の見直し、認知症施策の推進、低所得者の介護保険料の軽減等が、少子高齢化社会に対応し持続可能な社会保障制度とするための数多くの制度改革が予定されております。

本町といたしましても、国の社会保障制度改革の動向を注視しつつ、各種の制度改正に迅速かつ適切に対応できるよう準備を進めていく必要があるものと認識しており、現在、「第6期島本町介護保険事業計画及び保健福祉計画」の策定作業を進めております。

なお、国に対しましては、大阪府町村長会を通じまして「今後の制度改革の実施にあたっては、これまでの課題・問題点を検証し、町村と十分協議するとともに、改革の具体化については速やかな情報提供と十分な準備期間を設ける」との内容で、要望書を提出しております。

以上でございます。

**都市創造部長** 続きまして、9点目の⑤点目「地区計画条例第10条で、町長の許可で制限内容を適用しなくても良い旨の規定を設けている」件でございますが、本規定は、公益上必要な建築物を建築する場合や、その他特別な理由がある場合に適用するために設けたものでございます。条例に定めておりますように、公益上必要な建築物で用途上もしくは構造上やむを得ないと認められるもの、また土地利用の状況に照らして、周辺環境を害する恐れがないと認められるものについて適用するものであり、特に問題はないものと考えております。

続きまして、⑥点目の「遺伝子組換え施設に関する環境保全条例の整備や安全協定」について、ご答弁申し上げます。

国では、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講じ、人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」が定められており、対象事業者につきましては、この法令に基づき活動されておられます。

当該規制については専門的な知識や技術が必要であり、国で取り組まれておられることから、現在のところ、本町独自条例の制定や安全協定を行う予定はございませんが、今後も引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、10点目の「農業・林業振興と農地・森林の保全と活用について」でございます。

まず、農業についてでございますが、本町においては、小規模経営による自給的農家が多いことから、島本町農業振興団体協議会の朝市や島本町農林業祭の支援、また学校給食における地元農産物の使用、ファミリー農園の仲介など、現状にあわせた施策を実

施しているところでございます。

また林業につきましては、他自治体、企業やボランティア団体と協働した天王山地域での森林整備、サントリー「天然水の森おおさか島本」の協定に基づく整備など、民間の活力を取り入れた森林整備を進めております。

食糧自給率の低下や環境保全、また防災上の視点等からも、農地や森林の保全は不可欠であると認識しております。今後におきましては、農業委員会等の関係団体をはじめ農地所有者や耕作者、森林所有者の理解や協力のもと、農地及び森林の適正な保全に努めてまいりたいと考えております。

それでは、13点目の「若山台調整池」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

若山台にございます2カ所の暫定調整池に関しましては、昨年7月に報告のありました若山台調整池雨水調整機能検証業務の報告書におきまして、2カ所の暫定調整池を統合・縮小すると仮定した際の検証結果につきまして、ご提示させていただいたものでございます。

しかしながら、本報告書の考察部分にも記載しておりますとおり、当該暫定調整池の改廃に際しましては、内水解析やハザードマップ等の全町的な治水対策を踏まえた検討や、国や大阪府などの関係機関との協議を実施したうえで検討する必要があるとございます。また、このような条件が整い、仮に当該暫定調整池を改廃するに際しましても、正確な統合調整池の容量を設計するにあたっては、さらなる具体的な実測データを用いた詳細な検証を実施する必要があるとございます。

このような条件を整理したうえで、本暫定調整池の今後のあり方については、安全性の確保はもとより、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、改めて総合的に検討を行い、適切に判断させていただく必要があるものと認識しております。従いまして、現時点において具体的な方針など、お示しできる状況ではございません。

以上でございます。

**教育こども部長** それでは、11点目の「子どもの最善の利益を尊重する制度」につきまして、ご答弁申し上げます。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度施行にあたり、教育・保育及び子育て支援を共通の給付事業として位置づけるなど、大きくその仕組みが改正されることとなります。本町におきます新制度の展開につきましては、本町の就学前児童等の人口推移や子どもを取り巻く環境など、町独自の実情や課題を反映したものとなるよう、子ども・子育て会議において慎重審議いただいているところでございます。

また国におきましても、子ども・子育て会議等関連する機関において制度の詳細など調整されているところであり、現時点におきましても、明らかでない部分も多く残されている状況でございます。

そのような中、町ホームページにおきまして、子ども・子育て支援新制度の概要をお

示しし、広報しまもとでは本年6月15日号以降、新制度に関して決定した事項等につきまして、連載形式により、記事を掲載しているところでございます。

なお、保護者の皆様にとっては、私立幼稚園の入園申し込みが最も差し迫った日程であるため、広報紙、ホームページともに入園・入所手続きの理解を助けるようフローチャートで掲載し、情報提供を図ったところでございます。今後も引き続き、制度の対象となるご家庭において、サービスを選択するうえでご不便等が生じないよう、確定した内容等について、適切な時期に周知に努めてまいりたいと考えております。

また制度設計が固まり、保護者の皆様に制度の全般をご案内できる段階になれば、新制度にかかる講演会の開催や、町の実情を加味したパンフレットの作成等を予定しております。

保育所整備に関しましては、昨年度、島本町社会福祉施設整備審査会において、民間保育所整備に関する諸事項について慎重に審査され、その結果とあわせて、付帯意見として、2項目が添えられております。1点目として、施設長の専任について、2点目として、障害児の受け入れについてでございました。

施設長の件につきましては、新設保育所でありますことから、開園準備等で激務であり多忙を極めることが予想されるため、開園当初から当分の間、理事長が兼務することが望ましいとの法人の判断により、予定をしておりましたが、現在は新施設長（園長）に就任していただく方向で人事体制が進められていると伺っております。障害児の受け入れにつきましても、他の認可保育所と同様受け入れを行っていききたいとの申し出でございましたが、希望者すべてを受け入れることについては困難な場合もあり、順次受け入れを増やしていく方向で障害児保育に取り組んでいきたいとの意向でございました。

また、議会審議におきましては、玄関先での子どもの受け入れや、送迎者の駐車場の問題、また、保育所の名称が「島本町高浜学園」では島本町の保育所と紛らわしい、とのご意見がありましたので、法人側で「高浜学園」に変更する方向で調整したいとの意向でございます。駐車場につきましては、隣接する住宅地を購入され、送迎のための駐車場を設置する予定と聞いておりますが、できるだけ徒歩もしくは自転車での送迎をしていただくよう、法人において保護者へはお願いしていくという意向でございます。さらに、玄関先での子どもの受け入れにつきましては、現在、運営されている保育所においても既に実施しており、このことにつきましては法人の方針として実施していくこととでございます。

その他、開園まで多くの準備作業を進めていかなければなりません、一日も早く子どもたちを受け入れ、待機児童や過密状態が解消されますよう、法人と協力して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、16点目の「第一中学校の耐震化について」でございます。

第一中学校の耐震化につきましては、ご案内のとおり、当初は耐震補強工事で事務を

進めることとしておりましたが、平成 24 年度に実施いたしました耐震補強工事のための設計業務において基礎部分に問題があることが判明し、減築や建替え、移転も含めた再検討を余儀なくされ、学校運営への影響を主として、将来にわたる財政への影響や費用対効果などについて検討を進めてまいりました。

具体的には、減築、建替え、移転を主として、費用や工事期間はもちろん、それぞれのメリット、デメリットにつきまして、まちづくり事業推進プロジェクトチームをはじめ関係各課と連携し、積極的に検討を進めてまいりました。今後、検討結果がまとまりましたら、速やかに方針を決定してまいりたいと考えております。

続きまして、17 点目の「歴史と文化を大切にす行政を」について、ご答弁申し上げます。

本町教育委員会では、平成 20 年に「島本町文化財保護条例」を制定して以来、町内に存する文化財のうち重要なものについて、これまでに第 1 号の「水無瀬駒関連資料」から第 5 号の「勝幡寺元三大師みくじ関係資料一式」までの指定を行ってきたところであり、いずれも本町の歴史と文化に根差した価値を有しており、住民にとってかけがえのない財産であるものと認識しております。

これらの町指定文化財の管理、保存及び修理につきましては、基本的には所有者がその義務を負い、経費を負担するものでございますが、本町が必要と認めるときは、その一部を補助金として交付することができる旨について、同条例において規定しております。補助金の交付により所有者の負担軽減を図ることで、将来にわたり継続的に文化財を保護することが可能になるものと考えております。

これまでに指定した町指定文化財につきましては、所有者による適切な管理により、補助金の交付が必要な事由は発生しておりませんが、経年劣化の進行や不測の事態により修理を要する事由が発生することは、十分想定されるところでございます。町指定文化財につきましては、有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物を含みますことから、それぞれにかかる修理、管理及び復旧または保存に要する経費につきましては、個々の文化財の性質や態様により千差万別でございます。予算措置における積算はもとより、補助金の交付につきまして、あらかじめ一定の基準を設けることには困難を伴うところではございますが、補助金交付要綱の制定について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**上下水道部長** それでは、15 点目の「島本町の地下水を守る努力を」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町では、以前から自己検査が不可能な水質検査の項目につきましては、大阪広域水道企業団へ委託しております。また大薮浄水場中央監視センター更新事業では、大規模な電気設備の更新に携わる電気の技術職がないことから、大阪広域水道企業団へ工事



委託することにしたものでございます。これらの委託のように、事業の効率的な執行を図るため大阪広域水道企業団へ委託することもございますが、これは本町の水道事業を、これからも自己水 90%、企業団水 10%を堅持するためであり、本町が大阪広域水道企業団と統合することを念頭に行ったものではございません。

また、大藪配水系統における漏水につきましても、送水量の日常管理におきまして、大藪配水系統の水量が異常に増加していることが判明しましたものでございます。漏水が長引いたことにつきましても、直ちに職員による漏水パトロールなどを実施しましたが、漏水箇所が確認できなかったことから、専門業者において漏水調査を実施することになったため、修繕までに時間を要したものでございます。

有収率が、昨年度に比べ減少傾向にあることは、このことだけが原因ではないと思われまますので、早急に漏水調査を実施し、漏水箇所が見つかり次第、早急に補修してまいりたいと考えております。

老朽管の整備の進捗状況につきましては、本町の水道管の総延長は約 90 kmあり、そのうち布設後 40 年を経過した老朽管は約 30 kmございます。今後の老朽管の布設替えにつきましては、平成 25 年度に策定いたしました「水道管路更新等計画」に基づき、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平野議員** 多岐にわたる質疑に対する答弁でした。また委員会審査にゆだねたいというふうに思いますが、1点だけ、お尋ねいたします。

9点目の鶴ヶ池住宅跡地に売却について、確かに「地方自治法」や条例上は5千平米未満の土地ですから、議会の議決は不要だったということについては、答弁、間違いはないと思います。しかしながら、この7億4,050万円もの財産の売り払いは、金額の大きさ、契約の内容や性質等によっては、島本町や住民にとって大きな影響が及ぶというものですからね、やはり何らかの議会審議が必要だったというふうに私は思います。ですから、売却前に財産売り払い収入として予算計上が必要だったと思います。その点、再度お願いします。

先ほど、「地方財政法」を……（「答弁時間が」と呼ぶ者あり）……、でもって理由を説明されましたけど、ちょっと不合理だと思います。

**総務部長** 土地売却の件でございますが、町といたしましては、法令等に基づき適切に対処したというふうに認識しております。

以上でございます。

**平井議長** 以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後4時25分～午後4時35分まで休憩）

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

引き続き、日本共産党の発言を許します。

**河野議員** 日本共産党会派を代表いたしまして、決算審査にあたり、大綱質疑をさせていただきます。

1 番目です。「自治体リストラ、福祉切り捨ては防災面や正確な業務に弊害があり、日本国憲法遵守の地方自治体、公務員として検証」を求めます。

2013 年度は、生活保護改悪、年金収入は減らされるなど暮らしは厳しくなり、憲法に照らして国民の生存権や尊厳を脅かす国の政治が行われています。

島本町でも、第 5 次行財政改革の進行によって、年長者には輸送サービス削減で移動の権利が損なわれ、保育所を造らず待機児童を増やし、入れても府下で超過密化・詰め込み、危険な保育を進め、児童の最善の利益とはほど遠い状況を生み出してきました。

①点目です。本町が目指すべきものは、核兵器廃絶平和都市宣言を掲げる町として、再び戦争の惨禍を繰り返さないとの誓い、さらに一人ひとりが大切にされ、基本的人権が尊重される町・社会をつくるのが、公務員、町職員として目指すものであることを再認識すべきです。町長の見解を求めます。

②町職員の退職者不補充、自治体リストラや福祉切り捨ての弊害は、防災や危機管理、業務の正確さにも支障が出たものと思われまます。保育所、学童保育室、図書館、現いきいき健康課地域包括支援センターなどの嘱託職員、臨時職員の待遇改善も一定前進を見ましたが、さらに改善が必要であると考えます。見解を求めます。

島本町財政に占める委託料の大きさはかねてから指摘されるどころです。昨年夏の参議院選挙の結果、国会ではブラック企業規制法案が提出され、継続審議になっております。ブラック企業の実態調査に厚生労働省も乗り出し、多くの企業が何らかの問題があると指摘を受けております。島本町内の事業所や島本町の委託先企業の中で、残業代未払いなどブラック企業はどれだけ含まれていましたか。答弁を求めます。

2 点目です。不公正極まりない全容が明らかになりました。「同和行政の終結」を求めます。

一方、島本町は「人権」に名を借りて同和行政を続行しています。当時、部落解放同盟島本支部長であり、教育委員会生涯学習課の主査であった職員が無断欠勤を繰り返したことで懲戒免職処分を受け、当該職員が処分の取り消しを求め、結果、公平委員会が開かれました。口頭審理の場では、多くの傍聴人の前で、自分で休暇届を書いたことがないというような当該の職員の発言。本人の出勤簿管理の杜撰さ、そのことに対し職場の上司が指導せず容認を続けてきたこと。同和行政に長年携わってきた職員の、公務員としてあるまじき行動と認識は決定的なものになったと私たち会派は考えております。

さらに口頭審理の場で、現在、地域人権協会の役員であり、過去に当該職員の上司でもあった本人側の証人として、処分は厳しすぎるなどと主張し擁護するなど、その根の深

さが明らかにされました。

島本町として、人権文化センターを部落解放同盟や解放子ども会に無料で時間外も貸出を続けたり、地域人権協会の委託事業の収支報告書、賃金支払い内容のわかるものを、長年、議会にも示さない異例の扱いなどを抜本的に改め、一般の福祉・就労支援策を充実させる方向へと事業を一新すべきです。答弁を求めます。

3点目です。「山林の保全を中心とした災害対策、国・府との連携と、脱原発・再生可能エネルギーの活用の観点での節電策、効果」を問います。

①点目です。かねてから求めてきた、各家庭、地域で雨水浸透枘への助成策、公共施設への貯留槽設置や太陽光パネル設置などの検討は始めたのか、答弁を求めます。

②台風被害の実態から、若山台調整池売却方針は撤回すべきです。森林保全、天王山地下水位低下、廃棄物による下流域の土壌汚染や、切り出した間伐材が流出し、水路冠水の原因になることが繰り返されないよう、国・府への要請とともに、作業道・作業路の確保や間伐材の活用を、島本町主体で行う必要性に迫られています。答弁を求めます。

③昨年の台風到来時の水無瀬川堤防の一部崩壊を受けて、川底からの浸食など、さらなる原因究明と、構造上の解明が必要だと考えます。答弁を求めます。

4点目です。「高槻市・島本町広域行政勉強会について、住民と議会への説明不足、合意なしに進めたこれまでの島本町のやり方を反省し、誠意ある事務」を求めます。

高槻市・島本町広域行政勉強会の再開の際に、島本町が議員への事前・事後の説明や合意を欠いたまま、住民団体にも知らせず進めてきたことの弊害は大きく、いまだ怒りを禁じ得ません。島本の将来を決める広域行政の事務のあり方として、この間、川口町政としての総括をされ、誠意を持って今後に当たる決意を求めます。答弁を求めます。

5点目です。「公共財産の処分・活用・耐震化や、公有地の譲渡について、執行部の言動、住民参加のあり方」を伺います。

骨格補正予算の歳入に加え、町営鶴ヶ池住宅跡地売却による7億円の財産収入が新たに加わった形が示されました。しかし、土壌汚染調査の基本的な対応や、歳入歳出の予算組みの手法などの取り組みには疑問が残ります。また鶴ヶ池住宅跡地の活用も含め、水無瀬駅前タクシー跡地の売却や、駅前ロータリー駐車場建設などに関して、この5年間、方針の取り下げ、180度の転換、不用額の発生、不鮮明な先送りなどの連続であったと思われます。無計画、不透明、住民合意なき公有財産の活用のあり方は改めるべきです。答弁を求めます。

6点目です。「学校エアコン設置完了後、耐震化は待ったなし」です。「ふれあいセンターの長寿命化や運営方法など、住民参加で決定」を求めます。

①中学校のエアコン設置を終え、いよいよ耐震化へ邁進すべき年度でしたが、2013年来の議会質問において、建て替えを求める質疑が出され、結果、第一中学校では移設か建て替えかの方に繋がっていると考えます。しかし、学校耐震化の着手は1年以上の

遅れを招いたことも事実です。結果、全国的にも著しく学校耐震化が遅れた自治体として、教育現場や保護者から不安が噴出しています。耐震化に関わる建設事業への姿勢として、島本町は、子どもの安全が第一と毅然とした態度で臨めず、今の事態を招いたのではありませんか。見解を求めます。

②島本町では、演劇や音楽など文化活動の舞台発表の場が、住民ホールの廃止により、ケリヤホールのみとなっています。住民の文化活動の発表に大きな支障が出ております。このような社会教育施設の休止・廃止にあたっては、今後のあり方を含めて、事前によく住民、利用者に説明と相談をし、そのうえで方向性を決めるべきでした。住民文化の要求水準や、施設の需要について調査、把握はされましたか。答弁を求めます。

7点目です。「『超過密』保育所への改善への取り組み、残された課題」を明らかにして下さい。

①保育所の状態は、平均で153%という超過密でありました。2012年度より減ったとはいえ、保育所での子どもの怪我也多発しております。新しい民間保育園が開園するまで、まだしばらくあります。保育児童、保育者への安全への取り組みをどう進められましたか。答弁を求めます。

②島本町では、2013年度当初と2014年度当初を比較し、保育所待機児童への改善にどう努力をされましたか。答弁を求めます。

8点目です。「厳しすぎる所得制限は緩和されましたが、未だ対象年齢は府下で低すぎるレベルです。乳幼児医療費助成制度の改善努力」を伺います。

①点目です。島本の医療費乳幼児助成は今年度改善をされましたが、なお、他の近隣自治体の水準からはさらに大きな格差が出ています。住民、子育て世代の長年の切実な願いです。高槻市島本町医師会の毎年の要望事項であったとともに、住民の請願を議会へ私たちは届け続けてきました。通院費を所得制限なし、小学校卒業までの助成制度の引き上げが待たれています。子育て世代のこの声にどう応えたのか、今後の見通しも含め、答弁を求めます。

②点目です。決算事務事業成果報告書で示された乳幼児医療費助成の負担額を参考に、大阪府が通院費の対象年齢をせめて就学前までに引き上げれば、新たな府からの財源を活用し、島本町として、まずは小学校3年生までの年齢引き上げが可能になると考えます。この点、私たちは繰り返し大阪府に要望すべきだへと求めてまいりました。2013年度の大阪府との協議状況について、伺います。

9点目です。「すべての子ども達の学力保障を目指し、小・中学校環境改善を」

学校間競争を煽る学力テストは廃止すべきです。情報漏洩が起こるような企業、株式会社ベネッセコーポレーションに、子ども達の学力向上を託すことはできません。せめて島本独自の株式会社ベネッセコーポレーションに委託をしている学習状況調査は早急に廃止をし、本当に、すべての子ども達の学力向上のために下村博文文部科学大臣も、

その効果は認めておられます少人数学級を中学校まで行い、わかる授業、楽しい授業を実現すべきです。見解を伺います。

10 点目です。「連続値上げと2億3千万円大幅黒字の国保の決算、大阪府・市の広域化支援方針の弊害」について、伺います。

①連続で値上げをしなくても運営できたと思われる大幅黒字の国民健康保険、毎年、値上げのやり方を改めるべきです。国民健康保険の広域化に向かって進む中で、ことに財政安定共同化拠出金の大阪府方式が、衛星都市、北摂市町村国保に不利、あるいは重圧となり、結果として島本町国保の保険料値上げに繋がっていると考えますが、いかがでしょうか。

②不納欠損金の増加傾向、高額滞納繰越分は、連続値上げの結果、明らかに払えない保険料に繋がったと考えます。見解を伺います。

③また、保険料を払えない保険料にしないために、今度こそ有効な減免制度が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

11 点目です。「雨水幹線接続・内水氾濫対策に、技術職員の不足とともに安心・安全の地下水道に向けた取り組み」を伺います。

①安全・安心の水道事業のために、水質検査業務での公衆衛生研究所との連携強化や、専門性、技能の継承、職員数の確保を昨年度決算でも求めてまいりました。当年度は、水道管亀裂や漏水が連続して発生しています。日常の営繕と能力の確保とともに、突発的な事故や災害時の応急措置、緊急時の町内業者との迅速な連携を図るためにも、大薮浄水場の24時間民間委託と職員養成の遅れで、明らかに弊害が出ている。さらに改善が必要であると痛感させられました。見解を求めます。

②老朽管の更新、耐震化の財源として、国庫負担等、国の財政支援の措置状況について答弁を求めます。

会派として、本決算審査のために資料請求をしております。取り計らいを、よろしくお願いいたします。

以上です。

**総合政策部長** それでは、日本共産党を代表されての河野議員の大綱質疑のうち、総合政策部所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の①、「平和と国民主権・基本的人権」についてのご質問でございます。

ご質問にもありますとおり、本町は「核兵器廃絶・平和都市」を宣言いたしております。まちの将来を担う子どもたちに戦争のない平和な社会を引き継ぐことは、すべての人の願いであると信じ、理念を共有する全国の自治体とも連携をさせていただきながら、今後とも核兵器の廃絶や戦争の悲惨さ、平和の尊さに関する啓発に努めてまいります。

また、一人ひとりの人権を尊重することは、まちづくりの基本原則でございます。本町では憲法の理念に基づき「人権擁護に関する基本条例」を定めており、今後とも条例

の目的達成に向け、住民の皆様の基本的人権の擁護を基本に、各種の行政施策を推進を  
してまいります。

続きまして、②の「嘱託職員、臨時職員のさらなる待遇改善」についてでございます。

本町の職員数につきましては、本年4月1日と平成25年4月1日との職員数との比較  
では同数であり、退職者が発生した際には、円滑な事務執行に支障をきたすことのない  
よう適宜採用計画を見直し、採用を行っているところでございます。本町行政の円滑な  
推進におきましては、臨時職員、非常勤嘱託員など非正規職員の皆さんの尽力は不可欠  
であり、これらの職員の方々にとってやりがいの持てる職場環境を構築していくために  
も、待遇改善の重要性につきましては十分に認識いたしております。

非正規職員の方々の待遇改善につきましては、平成19年度以降、2年に一度の割合で  
北摂7市や府内全町村の実態調査を行っており、その調査結果に基づき、適宜取り組ん  
でいるところでございます。その結果、条例に規定する臨時職員の方々の時間当たりの  
単価では、規定する27職種のうち24職種では町村で最も高い額の設定となっており、  
また各種健康診断では、臨時職員、非常勤嘱託員の非正規職員の方々につきましても正  
職員と全く同じ健康診断を受けていただけるように対応するなど、他団体を上回るよう  
な様々な取り組みを行っているところでございます。

平成25年度の待遇改善といたしましては、臨時職員の方々に対しましては、保育士  
をはじめとする7職種の賃金につきまして時間当たりの賃金額を増額するとともに、通  
勤費上限額につきましても440円から860円に増額をし、また、本年4月からは自動車  
やバイクなどの交通用具利用者につきましても、通勤にかかる費用を支給できますよう  
改正を行ったところでございます。非常勤嘱託員の方々に対しましては、学童保育指  
導員をはじめとする10職種におきまして、職務内容に応じた報酬額の設定を行うととも  
に、育児休業制度を創設いたしました。また、本年7月からは臨時職員及び非常勤嘱託  
員のいずれに対しまして、夏季休暇につきまして、これまでの2日から3日へと改善  
を行ったところでございます。

今後につきましても、定期的に近隣自治体である北摂7市や本町と同規模の府内町村  
の実態調査を行い、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の「人権施策」について、ご答弁を申し上げます。

人権文化センターにおきましては、基本的人権尊重の精神及び「島本町人権擁護に関  
する基本条例」の趣旨に基づき、差別と偏見にとらわれることのない住民の幸福を追求  
する人権文化を推進するため、相談・啓発・交流事業等の様々な取り組みを実施いたし  
ております。

今後、これらの様々な事業につきまして、より一層適切な事務執行を徹底するとと  
もに、「生活困窮者支援法」の施行により、これまで以上に就労支援や福祉部局とのき  
め細やかな連携が必要でありますことから、関係機関との連携を強化し、センターが担

うべき役割を検討してまいります。

続きまして、4点目の「広域行政」に関するご質問でございます。

平成25年度におきましては、12月3日付けで本町から高槻市に対しまして旅券発給事務に係る事業連携の検討を申し入れたことにより、高槻市・島本町広域行政勉強会におきまして、旅券発給事務に関する広域連携について調査・検討を行ってまいりました。これらの経緯につきましては、議会や議員全員協議会等を通じて、随時お示しをさせていただいたとおりでございます。

今後、本町におきましては、広域行政の推進は、効率的な行政経営を行ううえで、今後より一層重要な課題であると、このように認識をいたしております。そのため、今回の本勉強会における事務連携の協議につきましては、大変意義のある成果であるものと考えており、今後も広域連携の推進を目指し、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、これまでの広域行政の取り組みの経過を踏まえ、今後の広域行政の推進にあたりましては情報提供等をより一層十分に行いながら、議会や住民の皆様のご理解をいただきますよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の「公有財産の活用について」でございます。

町営鶴ヶ池住宅跡地をはじめ水無瀬駅前タクシー車庫跡地の活用、また水無瀬駅前ロータリーの活用など、ここ数年は公有財産の活用に関する様々な課題に取り組んでいるところでございます。

これまでも公有財産の活用につきましては慎重に議論を進めてまいりましたが、様々な議論の結果を踏まえ、やむを得ず当初の予定から方針を変更することもございました。また、これまで公共施設の考え方につきましては、総合的かつ長期的な計画としてはお示しをしておりませんでした。より長期的な視点で計画的に進めていく必要がありますことから、本年6月に「島本町公共施設適正化基本方針」を策定し、公共施設のあり方について、将来的な考え方をお示しさせていただいたところでございます。

今後、公共施設のあり方を決定するにあたりましては、行政としての説明責任を果たしながら合意形成を図るとともに、長期的な視点に立ち、計画的に事務を進めてまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

**総務部長** 次に、1点目の③、「委託料」についてのお尋ねに、ご答弁申し上げます。

平成25年度普通会計決算における委託料の割合は、性質別歳出決算額の9.5%を占めており、ここ数年は、同様の水準で推移しております。本町の事務事業に特殊性や高度の専門性が求められる場合は、本町が直接実施するよりも、委託して実施するほうが効率的に事業を進めることができるものと認識しております。

委託料は、町が直接実施する場合に必要な人件費が振り替わったものという性質

を有するものでございます。従いまして、町財政に占める委託料の割合により財政状況を見るのではなく、各種指標などにより判断できるものと考えております。

次に、「ブラック企業問題について」でございます。

「ブラック企業」につきましては厳密な定義がなく、本町といたしましても、各種の事務事業の委託先の中で、それらがどれだけ含まれていたかについて把握できかねますことから、ご答弁できる状況ではございません。

私のほうからは、以上でございます。

**都市創造部長** それでは、3点目の①点目、「雨水浸透枡への助成策等」について、ご答弁申し上げます。

近年、局地的な集中豪雨による浸水被害が発生しており、公共下水道が整備されている地域でも、都市化によって農地等が減少し、住宅などが増加したことにより、浸水被害が多発しております。このことから、学校の校庭を利用した貯留池や雨水貯留タンクの設置等は、浸水被害の軽減策の一つであると認識をしており、本町におきましても、浸水被害の軽減として、町立第一中学校周辺の既設水路を一部勾配を変更しております。

なお、各家庭への雨水浸透枡への助成につきましては現在のところ予定しておりませんが、今後、近隣自治体の取組状況等を調査するとともに、浸水被害の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「公共施設への再生可能エネルギーの導入」につきましては、平成23年度に役場庁舎に太陽光発電設備を設置しております。今後も、再生可能エネルギーの普及促進につきましては、本町に適した再生可能エネルギーの導入について検討し、国や大阪府等の関係機関と連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②点目の「森林保全について」でございます。

森林を保全するためには、間伐等の手入れが必要になり、間伐材の利活用は取り組むべき課題となっております。バイオコークスや木製ペレットの製造など、間伐材等の利活用につきましては、本町も事業範囲とされている大阪府森林組合で行われておりますが、本町が整備を行っている森林は急傾斜地が多く、間伐材等を運び出して活用することが非常に困難な状況であり、現在は、伐採場所の土砂流出予防のために活用しているところです。

また大阪府に対しましては、平成25年度に砂防堰堤の浚渫及び新設にかかる要望を行っており、早期に着工できますよう要望を続けてまいりたいと考えております。

今後におきましては、現在進めております民間の活力を取り入れた森林整備の中で、間伐材等の有効利用や、作業道・作業路の確保を含めた運搬の方法等について検討してまいりたいと考えております。

なお、「若山台暫定調整池の今後のあり方に」については、安全性の確保はもとより、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、改めて総合的に検討を行い、適切に判断させて



いただく必要があるものと認識をしております。従いまして、現時点において具体的な方針など、お示しできる状況ではございません。

続いて、③点目の「水無瀬川堤防」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、昨年9月に発生いたしました台風18号の影響により、水無瀬川のり面が一部崩壊する被害が発生いたしております。水無瀬川につきましては大阪府が河川管理者であり、本町といたしましても、過去から、台風やゲリラ豪雨に伴う被害が発生した場合の復旧につきましては、随時、大阪府と協議を重ね対応いただいております。現時点におきましても、大阪府とともに河川パトロールを実施しておりますが、今後とも引き続き水無瀬川における災害対策につきましては、大阪府と連携し、未然に被害が防止できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** それでは、6点目の①「学校施設等の耐震化」について、ご答弁申し上げます。

第一中学校の耐震化につきましては、ご案内のとおり、当初は耐震補強工事で事務を進めることとしておりましたが、平成24年度に実施いたしました耐震補強工事のための設計業務において基礎部分に問題があることが判明し、減築や建替え、移転も含めた再検討を余儀なくされたもので、移設か建替えだけに絞ったのではなく、減築も一つの選択肢として、学校運営への影響を主として、将来にわたる財政への影響や費用対効果などについて検討を進めてきたところでございます。

また、これまでも子どもたちの安全を第一に考えて取り組んでおり、耐震工事の設計段階におきまして、移設や建替えも考えなければならない事情が明らかになったのは、ご案内のとおりでございます。このことにより、学校施設の耐震化に遅れが生じておりますが、一日も早く、学校施設及び保育所、幼稚園の耐震化を完了したいと考えております。

続きまして、②の「住民ホール廃止に伴う、住民文化の要求水準や施設の需要について」でございます。

住民ホールの廃止後、社会教育関係団体や文化祭事業実行委員会をはじめとする本町の文化活動に携わっておられる住民の皆様から、各種事業の開催に向けた協議の場や開催後の実績報告の場において、ケリヤホールの舞台面積や収容人数などの規模が住民ホールと比較して小さいことについて、ご意見をいただいているところでございます。しかしながら、新たに大規模な文化ホールを設置するには、維持管理等を含めると多額の経費を要しますことから、本町の厳しい財政状況を勘案いたしますと、実現は困難なものとして認識しております。

教育委員会といたしましては、住民ホール廃止後も、歴史文化資料館における資料館コンサートの開催や、第一中学校体育館における成人祭の開催など、創意工夫により現

有施設を最大限活用することで対応しており、今後も同様の姿勢で各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、7点目の①「保育児童・保育者への安全への取り組みをどう進めたか」について、ご答弁申し上げます。

保育所児童、保育士等職員、いずれに関しましても、事故・けが等が発生した場合には、当時の状況・発生原因を明確にしたうえで、今後同様な事案が発生しないよう、防止策について所長を中心に担当保育士間で協議を行っているところでございます。

また事故当事者だけではなく、朝礼や職員会議等を通じて所内全職員で情報共有を図り、今後の日常の保育にフィードバックする体制を講じており、事故やけがには至らずとも、その原因となるようなことがそれまでに多く発生していたとの危機管理の考え方から、ヒヤリ・ハットの報告書を作成して保育士間で協議し、事故等を未然に防ぐための作業を日常的に行っているところでございます。

次に、②の「昨年度当初と本年度当初を比較しての保育所待機児童数の改善への努力」について、ご答弁申し上げます。

昨年度当初で厚生労働省基準に基づく待機児童は2名であり、本年度当初では13名となっております。待機中のすべての家庭にとりまして、質・量ともに十分に提供できるものとなっておりますが、ファミリー・サポート・センターでの提供会員による預かり、民間保育所での一時保育など、入所が可能となるまでの預かりサービスについて、窓口にてご案内をさせていただいたところでございます。

また、待機児童の解消と保育所の過密状況の緩和のため、平成25年度から町立第一幼稚園で就労支援型を本格実施するとともに、現在の保育ニーズに対応するため、民間保育所の開設に向けまして、有識者からなる島本町社会福祉施設整備審査委員会において整備の是非、運営のあり方等についてご意見をいただき、事務を進めてまいったところでございます。

なお、現在、子ども・子育て支援新制度の平成27年度の施行に向け、子ども・子育て会議におきまして、本町の児童人口の推移や、保育・教育ニーズを見据えての町の提供体制のあり方について議論いただいているところであり、実状に即した方策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、9点目の「すべての子ども達の学力保障を目指す小・中学校環境改善」について、ご答弁申し上げます。

児童・生徒の学習状況を把握するためには、教職員が日頃から個々の児童・生徒の意欲・関心等の情意面も含め様々な観点からなされるべきであると認識しておりますが、島本町学習状況調査は公教育を教育産業に全面的に委ねているものではございません。正答率のみを分析対象とするものではなく、生活環境や学習習慣もクロスさせながら、

専門的な分析手法で多角的に子どもの学力を測るものであり、その後の学習指導に生かすための手段の一つとして実施しているものです。

今後の学力・学習状況調査に関しましては、全国学力・学習状況調査が小学校6年生と中学校3年生を対象に、大阪府チャレンジテストが中学1・2年生を対象に行われる予定であることを踏まえ、島本町学力・学習状況調査につきましては、他の調査との関連も含めまして今後のあり方を検討してまいります。

なお、教育委員会といたしましては、教職員の授業力向上、児童・生徒の学力向上を図るために、「小・中一貫教育推進事業」における小・中9年間を見通した学習カリキュラムの作成や合同研究授業、学校図書館教育の充実等の施策を講じるとともに、大阪府町村長会を通じて国や大阪府に対して、少人数学級編制の拡充を図るよう、毎年、要望しているところでございます。

以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、8点目の「乳幼児医療費助成制度について」でございます。

まず、①の「本町の乳幼児等医療費助成制度」につきましては、平成25年10月に対象者の拡大を行い、所得制限を撤廃するとともに、小学生に対する入院費助成を創設したところでございます。これによりまして、平成25年度末の医療証発行受給者は、前年度末に比べ約1.6倍の2,054人に増加をしております。

大阪府内の状況は、本町と同じく通院費助成を就学前までとする自治体は、平成26年4月時点で、全体の約5割にあたります21自治体で、小学1年生まで助成しているのは1自治体、小学2年生までが1自治体、小学3年生までが4自治体、小学6年生までが6自治体、中学3年生までが10自治体となっております。これらのことから、現時点で、本町の助成範囲が府内の他の自治体の水準に比べまして著しく低すぎるということではないものと考えておりますが、さらに対象年齢の拡大を検討されている自治体もあることから、今後、小学生や中学生への通院費の助成を行う自治体の割合がさらに増えるものと見込まれます。

本制度の拡充に関する住民の皆様のお声や関係団体からの要望につきましては、町といたしましても十分認識をしておりますが、制度拡充に際しましては、多額の予算を将来にわたり恒常的に確保し続ける必要があります。持続可能で、かつ効果的に実施できる制度とするための慎重な対応が必要でございます。

本町では、子育て支援のほかにも、障害者支援、高齢者支援、健康づくり、学校・公共施設の耐震化など、喫緊の課題や必要とされる施策が山積しており、限られた財源につきましては、将来にわたる予測に加え、事業効果、国や大阪府、近隣自治体の動向なども踏まえた総合的な判断が重要でございます。

なお、今後は、大阪府で現在検討されております乳幼児医療費助成制度の拡充の動向等を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、②の「大阪府との協議状況について」でございます。

大阪府に対しましては、平成 25 年度におきまして、大阪府町村長会を通じまして、乳幼児医療費助成の対象年齢の拡大につきまして要望をさせていただいております。

次に、10 点目の「国民健康保険について」でございます。

まず、①の「保険料について」でございます。

国民健康保険につきましては、保険料、国庫負担金、その他の収入を財源といたしまして、保険給付や保健事業を行うものでございます。このため、市町村の事務の中では独立採算的な事業の性格を有するため、特別会計を設けて運営することとなっております。また翌年度に繰り越される繰越金につきましては、国の予算編成通知に基づき、翌年度に精算する国庫負担金などへの充当や、被保険者の保険料が急激に増加しないよう保険料への充当として活用するものでございます。

平成 25 年度決算につきましては、国や大阪府の交付金が増加したことから黒字決算となっておりますが、繰越金のうち保険料抑制に約 4,300 万円を充当するとともに、医療費の増加に対応するため、財政調整基金で約 9,500 万円を取り崩し、適切な財政運営を行っております。

また保険財政共同安定化事業につきましては、大阪府内の市町村の国民健康保険財政の安定化を図ることを目的に全市町村から拠出した財源を、医療費と被保険者数に応じて交付するものでございます。本事業につきましては、平成 23 年度から見直しがなされ、これまで医療費実績割が 5 割、被保険者数割が 5 割の割合に応じて交付されておりましたが、新たに所得割が追加されたことに伴い、本町を含め所得階層が高い市町村では、拠出超過となり、交付額が減額されております。しかしながら、平成 26 年度までの間は激変緩和措置を講じるとともに、本町では繰越金の充当により、保険料が大幅に増加としないよう適切に対応させていただいております。

次に、②の「不納欠損金」につきましては、長期間にわたる分納誓約者のうち徴収が見込めないものを整理したものでございます。

なお、滞納繰越分につきましては減少傾向にあることから、保険料の値上げによるものではないと、このように認識をしております。

次に、③の「保険料の独自減免制度」につきましては、本町では災害、失業、生活困窮、障害等の基準を設けており、窓口での納付相談におきまして、被保険者の減免が必要と認められる場合には保険料の減免を行っております。

なお、減免制度のあり方につきましては、被保険者の実情はもちろんのこと、国民健康保険財政と保険料の公平負担の原則を総合的に勘案し、より一層、適正な制度運営を行ってまいります。

以上でございます。

**上下水道部長** それでは、11 点目につきまして、ご答弁申し上げます。

①の「安全・安心の水道事業について」でございます。

本町の水道事業は、安全で安心な水道水の供給を図るため、水質検査を大阪広域水道企業団や大阪府立公衆衛生研究所に依頼しております。この水質に関する業務に携わる職員や技術の継承に伴う技術者の確保につきましては、人事部局とも連携を図りながら適切に進めているところでございます。

このことが水道管の亀裂や漏水の要因ではなく、水道管の総延長約 90 kmのうち老朽管が約 30 kmあり、この老朽管の布設替えを計画的に進める必要があるものと考えております。日常の修繕や突発的な漏水などの事故につきましては、迅速に対応いただけるよう町内の水道業者などと連携を図っており、また閉庁時における緊急時の対応につきましては、大森浄水場運転管理等業務の委託先の社員が本町の職員へ連絡するとともに、状況に応じて現地確認を行っております。

しかしながら、突発的な漏水などの事故につきましては、常に迅速な対応が求められており、現状におきましては難しい面もございますが、今後とも、より適切に対応できますよう改善に努めてまいりたいと考えております。

次の、②の「国の財政支援の措置状況について」でございます。

本町の老朽管の更新及び耐震化の財源につきましては、資金余裕額などを活用して事業の進捗を図っております。国の財政支援といたしましては、国庫補助金の老朽管更新事業がございます。この事業の採択要件につきましては、1点目は地震対策地域であること、2点目は給水人口が5万人未満の水道事業であること、3点目は資本単価が1<sup>m</sup>当たり90円以上であること、となっております。このため、1点目及び2点目の要件は該当しますが、3点目の要件につきましては、本町の資本単価は、1<sup>m</sup>当たり42.4円であり、国費事業の採択を受けることができません。

今後は本町の資本単価の推移を見ながら、該当する要件となりましたら、国庫補助の採択を受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 大綱質問ですので、大綱的に2問目をさせていただきます。

1点目で「核兵器廃絶・平和都市宣言を掲げる町として」と問わせていただきました。来年が、2015年春にニューヨークで、核兵器のない世界を求める国際会議が予定されております。前回のNPT、この国際会議の前段でも、会派として町長に、平和市長会議——当時ですけれども——の参加を求めています。その後、お聞きしますと、2011年に、この平和首長会議には参加、加盟をされているとお聞きしておりますが、今、国内では唯一の被爆国である日本の被爆者が高齢化をされている中で、この継承ですね、事実の継承。それから当会議への参加や、住民や職員派遣などをはじめ次世代への核兵器廃絶の取り組みの継承を強めるときに来ているのではないかと、一層強める必要があるのではないかと私たちは思っております。その点について、再度、お聞かせ下さい。

それから、8点目です。乳幼児医療費助成制度、大阪府の中では、まだそれほど低すぎるレベルではないとおっしゃいましたが、今、市町村の動向を見ておきますと、この1年の間にいろいろと進捗があるように聞いております。また、この島本町はお隣が京都府と隣接していることから、診療所に子どもさんを連れて行っても、大山崎町民の方——京都府では小学校6年生までの措置がありますので、受付での対応が全く違う。島本のお子さんは小学校にあがれば、通院に関しては、いきなり大人と一緒に3割を払わされる。大山崎の方は、要りません、ということで帰れるということですね。また、大きな病院におりますと、まず会計課に処理を回して、支払いをするのに1時間ぐらい待つことがあります。しかし、高槻市や大山崎町の方は乳幼児医療費、子ども医療費とも言いますが、小学校6年生までの方、高槻では中学生3年まで、その方は支払いの必要がないので、会計を通った後、すぐに帰れるんですけど、同じように毎週、いろんな診療科で席を同じくされている島本町の方は、そこから1時間ほど待って3割の支払いをする。それからまた薬をもらいに行くということでは、二重三重の苦しい状況にあり、非常に大阪府内でも要求の高い地域だと思っております。

まさにね、大阪府が2歳までしか面倒を見ない。これは全国では実は、窓口500円の自己負担を考えますと、全国最悪だということが最近、明らかになっています。就学前までしかやっていないのは他の都道府県もありますけども、窓口負担が500円、1回、2回があるということでは大阪府がワーストだと。その影響を一番に受けているのが島本町ではないでしょうか。その点については、やはり就学前まで大阪府が上げる、それだけでは十分ではないんですけども、それをすることによって小学校6年生まで、あるいは中学校3年生まで、そういった計算を、積算を原課ではしておく必要があるのではないですか。私たちは就学前まで大阪府が、これは不十分ですけども上げれば、小学校6年生までの通院医療費助成制度、可能であると思っておりますが、再度、お伺いたします。

10点目です。連続値上げの問題です。これは都道府県広域化支援方針の中で、今、答弁の中にも保険財政共同安定化事業というものが国としてありまして、しかしながら、医療費の実績割が5割、被保険者数割が5割に応じて交付されていたことが、平成で言えば23年度から見直しがされて、所得割が加わった。これは大阪での特別の事情ではなかったでしょうか。他の都道府県であれば所得割がなく、島本町も相当な交付金の収入ができる。ところが、大阪府としての広域化支援方針の中で所得割を加えられた。そのことによって、特に所得の高いと言われている北摂地域はダメージを受けて、交付金が減らされている。結果、国保料の値上げに繋がっている。これも大阪としての大きな問題だと思います。一方では、大都市圏においては赤字が、この所得割を導入することによって赤字の減少に繋がっているように聞いておりますので、そのことも含めて島本町はダメージを受けております。これは、この広域化ブロック会議において全市町村、特

に北摂自治体の合意が十分に得られた議論になっているのか、答弁を求めます。

あと、9番目の学習状況調査ですけれども、他の調査との関連も含めて今後のあり方の検討については、具体的にはどうお考えでしょうか。

教職員の授業力の向上や、児童・生徒の学力向上のためのカリキュラム作成、合同研究授業、図書館教育の充実などの施策、こういったことが、かえって教職員の皆さんの煩雑・繁忙を生んでいるということも、一方では考えられると私たちは思いますが、その点については見解をお持ちでしょうか。答弁を求めます。

以上です。

**総合政策部長** まず、1点目の核兵器廃絶に関するお尋ねでございます。

ご質問にもありますとおり、来年、NPTの国際会議が開催をされる予定でございます。本町として参加が必要ではないかということでございますが、これにつきましては海外ということもございますので、費用的にも困難ではないかなというふうには考えております。

なお、本町につきましては平和市長会議——今現在は首長会議というふうには改称されておりますが——に、平成23年に加盟をしております。今後とも平和への取り組みについてはさらに強化をしていって、同会議と連携を図りながら取り組みを進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

**健康福祉部長** 2点目の乳幼児医療費助成制度についてでございますけれども、これにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、本町では喫緊の課題が山積してございまして、また将来にわたるいろんな予算というものも十分考えたいというふうには見直しを図らないといけない、という部分のご理解いただきたいと思っております。

そのような中で、今、大阪府におきまして、議員からも先ほどありましたけれども、福祉医療費助成制度に関する研究会というのを作られてまして、これは府内の市町村も加入してやっているんですけども、その中で乳幼児医療費をも含む市町村支援のありかたということで、この研究会の中で検討されております。その研究の結果、大阪府のほうはどういう形で、この乳幼児医療費、先ほど議員もおっしゃった都道府県の中で一番助成が低い。これは従前から一番低かったんですけども、そういうことも踏まえて、今現在、大阪府のほうで検討されると思っておりますので、その辺の検討結果を踏まえて、先ほどご答弁申し上げました、本町でもその辺の動向を十分精査して、慎重に検討していきたいというのが現時点の状況でございますので、ご理解賜りたいと思っております。

それから、3点目の国民健康保険の共同安定化事業についてでございます。

これにつきましては、平成23年度から所得割が導入されまして、議員もおっしゃってまますように北摂の自治体におきましては、府内で比較しますと、所得がかなり高いほうになりますので、北摂の自治体で担当課長会議というのもありまして、昔、私が国保を

担当しているときも、そういう中でもこの辺は議論になりまして、市長会、それから町村長会を通じて強く要望させていただきました。そういう意味も踏まえて、今、激変緩和措置という部分を捉えておりますので、そういう状況で今現在に至っているという状況でございます。これにつきましては、毎年、町村長会を通じて、その辺の要望もさせていただきます。

それと大都市のほうにその辺の交付金が全部行ってしまわないかということですが、これ以外の部分で大阪府でかなり見直しをされておりますので、いろんな制度を含めて、それぞれの自治体へ配分される金額がそれぞれ異なっておるというような状況でございます。

以上です。

**教育こども部長** 島本町の学習状況調査についてでございますが、国の全国学力・学習状況調査が毎年、最近実施をされてきております。ただ、町独自でやっております学習状況調査は学年が5年生と中学2年生ということでございますので、学年が重なって、同じ年度に何回もテストを受けるということではございません。ただ、先ほどご答弁で申し上げましたように、今年度から大阪府のチャレンジテストというのが中学1・2年生を対象に行われる予定になってますので、それから言いますと、中学2年生が重なってくるという部分もありますので、この点については学校現場のまた意見も聞きながら、来年度どうしていくかということについては十分検討していきたいと思っております。

それと、教職員の授業力の向上であったり、児童・生徒の学力向上というのは、当然、教育委員会も含めて現場で目指さなければならないところでございます。そのためには、どの自治体もやられておりますけども、小・中一貫教育に関わるカリキュラムを、その辺の合同研究ということは必要不可欠な部分だというふうに思っております。当然、現場からすれば、いろんな研究授業もされながら学力向上を目指されてますので、負担がないかと言えば、そうではないとは思いますが、やはり、子ども達の学力向上を目指して、またわかりやすい授業をやっていくうえでの必要最少限の研究だというふうに思っておりますので、これについては頑張って引き続きやっていきたいなと思っております。

それとあと、図書館ですけども、図書館の充実ということで、学校図書館に臨時職員さんを配置をして、今年度から新たに一步、学校図書館については進んだと思っておりますけども、学校図書館を十分活用して、また、その配置した職員の方々が授業に対しても支援ができるような、そういう充実を進めておりますので、図書館の部分については、ある意味、教職員についてはこれまで以上に資料を揃えてくれたり、参考となる本を探してくれたりとか、そういう連携が図れるように、今後も図書館の充実には努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**河野議員** 納得ができないという部分、またあるいは他の事項もございますけれども、後



ほど委員会がありますので、引き続き質疑をさせていただくということで、質問を終わります。

ただ、ブラック企業のことについては、定義や、あるいは厚生労働省の中でどういった企業がチェックされたのかということについては、町では知り得る情報ではないということではありますけれども、先ほどのベネッセコーポレーションなどについても、確か昨年度だったと思います。任意の団体というか、ところが、ブラック企業大賞というのを毎年、インターネット上などで公表されている。そういったところにも名前があがったというような団体ではないのかということも含めてね、まして、それに情報漏洩という大事件があったわけですから、間違っても来年度、同じところということとは、やはり避けていただきたいし、大阪府が新たな学力調査をまたやるということであれば、そこはもう島本町として、悉皆調査でいいんだということでは、島本町独自でさらに調査をする必要なしということで、さらに求めておきます。この点については、引き続き委員会でまたあると思いますので、質問としては、以上です。

**平井議長** 以上で、日本共産党の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 5 時 30 分～午後 5 時 40 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、自由民主党クラブの発言を許します。

**野村議員**(登壇) 平成 25 年度歳入歳出決算にあたり、自由民主党クラブを代表し大綱質疑を行います。

社会経済情勢は、景気は緩やかに回復している。また消費税率引き上げに伴う駆け込み需要が強まって、個人消費も増加してきた平成 25 年度でした。

さて、本町におきまして平成 24 年 8 月 14 日のあの水害の経験から等、自然災害の脅威に、「災害に強いまちづくり」を改めて再認識し、昨年 8 月には大雨洪水警報、9 月には大雨洪水暴風警報が発令されましたが、被害も少なかったと思います。対策と、その結果を伺うとともに、決算を踏まえ、今後の課題や見解を伺います。

1 番目です。「財政状況と行財政改革について」

①平成 25 年度の普通会計決算収支については、歳入歳出差し引き形式収支 1 億 5,298 万 8 千円で、繰り越しすべき財源を差し引いた実質収支は 1 億 2,455 万 8 千円の黒字です。また、単年度収支に財政調整基金の積立・取り崩しなど差し引きした実質単年度収支は 1 億 5,039 万円の黒字となり、この要因は、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金が増額になったこと、地方債残高の減少に伴う公債費減額など、また町有地の売却によります。経常収支比率も、前年度より 0.4 ポイント改善され、97.4%であります。この決算を踏まえ、分析と、今後の見通しを伺います。

②公平負担の原則から、不納欠損において見解を伺うとともに、滞納整理と徴収対策

においても成果と見通しを伺います。

③「『第5次島本町行財政改革プラン』に基づき、財源の確保と行政コストの削減に努め、積極的に行財政改革を推進する」とのこと、25年度の成果と今後の課題を伺います。

2番目です。「耐震・防災について」

①学校の耐震化について。

前年度も指摘、質疑しましたが、公立学校施設の耐震化について、文部科学省において耐震化率50%未満の状況などが把握されています。全国状況と大阪府下の状況の紹介を再度伺うとともに、決算を踏まえ、決意と見解、本町の状況を伺います。

②橋りょう及び町道尺代5号線の整備について。

建築後30年から40年を経過した橋りょうが多い中、「島本町橋りょう長寿命化修繕計画」をもとに桜井跨線橋の修繕工事をされましたが、決算を踏まえ、成果及び今後の課題と、町道尺代5号線についても伺います。

3番目です。「森林の保全と整備について」

昨年秋の台風による大雨は、町内においても大きな被害が出ておりました。本町の約7割を占める山間部の森林は、防災や地下水の涵養等で大きな役目を担っています。「島本町森林等の保全及び活用に関する条例」に基づき、地域住民やボランティアが協働し、健全な森林等の維持管理作業が行われ、企業と協働で森林整備のため協定を締結され、間伐等の整備を一部行われました。決算を踏まえ、成果及び今後の課題も伺います。

4番。「商工業の振興について」

商工会は50年以上の歴史があり、歴史、伝統を支えるべく、また振興を図るために運営事業等に助成されましたが、個人事業者の廃業や大手企業の撤退も聞き及んでいるところです。地元商工業の育成は、町の大きな課題だと思います。島本町中小企業事業資金融資制度及び大阪府中小企業資金融資制度の活用状況等、決算を踏まえ、町はどう分析されているか、お伺いいたします。

5番。「観光行政について」

商工会や町内のボランティア団体などと連携を取り、町内の自然や文化遺産などの魅力発信、観光あるき等の事業を開催され、町外からの集客を図られましたが、決算を踏まえ、成果及び今後の課題も伺います。

6番。「清掃工場について」

毎年、多額の経費をかけ、施設の維持管理・補修に努められていますが、広域化が大きな課題であります。25年度の施政方針では、「具体的な進展が見られないのが現状です。引き続き協議を進めるとともに」と述べておられます。「引き続き協議」を、25年でできたのか、伺います。

また、決算を踏まえ、再度、ごみ処理施設をどのように方向性を定められるか、伺います。

#### 7番. 「衛生化学処理場について」

昭和40年に処理開始以来、老朽化が著しく、また地元自治会からの立ち退きの要望等、課題が山積する中、25年度の施政方針の中で「より具体的な候補地の選定等、当該施設の早期設置に向けた取り組みを積極的に進めていく」と述べられましたが、決算を踏まえ、成果と今後の課題も伺います。

#### 8. 「福祉、保険、医療について」

①やまぶき園の指定管理者について、25年度は指定管理者の評価をされました。指定管理者の評価制度について、決算を踏まえ、成果と今後の課題を伺います。

②平成24年度から26年度、「第5期島本町保健福祉計画」に基づき、高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活を送るように努められました。65歳以上の高齢化率、島本町は23.77%、全国平均では24.1%で、毎年、上昇してきています。年長者福祉の25年度の実績と課題、対策について、お伺いいたします。

③国民健康保険について、平成25年度は徴収対策として「お知らせセンター」を開設し、徴収の効果を図られましたが、成果と今後の課題も伺います。

#### 9. 「教育、子育てについて」

①「特色ある学校づくり」として、スクール・エンパワーメント推進事業、小中一貫教育研究校等の研究指定校に、また英語教育推進事業として幼稚園、小学校、中学校と進めておられました。改めて、決算を踏まえ、成果と将来のビジョンも伺います。

②保育所・園を地域の子育て支援の拠点と位置づけられ、園庭開放事業を中心に情報交換、育児相談等、子育て支援事業の充実に努め、また機構改革も進められます。町内にある民間も含め三つの保育所・園の充足率は150%以上と、定員を大きく上回っています。現在、新たに民間の施設が建設中であります。決算を踏まえ、町の成果と課題を伺うとともに、保護者の方から育児不安や悩みをなくす相談等、どのように対応されましたでしょうか、伺います。

#### 10. 「水無瀬駅前のタクシー車庫跡地について」

25年度の施政方針では、「駅前にふさわしいにぎわいを創出するため、民間事業者への売却を行ってまいります」と述べておられますが、現在もそのまま放置されたままです。不法侵入があるとも聞き及ぶ中、火災等による被害も考えられます。決算を踏まえ、成果と今後の課題も伺います。

#### 11. 「公共下水道について」

汚水の100%設置目標もありますが、25年度も大雨による被害が発生。浸水対策としての雨水整備も急がれる課題です。

下水道の人口普及率は約94.4%となりましたが、接続率が24年度98.0%と比較して、若干、97.8%と落ちています。汚水整備の進捗を伺うとともに、管等における老朽化及び施設の耐震対策並びに大雨・集中豪雨等の対策等、決算を踏まえ、成果と今後の課

題を伺います。

12. 「消防について」

救急出動件数の増加、複雑多様化する救助活動等、決算を踏まえ、成果と今後の課題も伺います。また、職員の資質向上のための対策を改めて伺います。

以上です。

**総務部長** それでは、自由民主党クラブを代表されての野村議員の大綱質疑のうち、総務部所管分につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、前段部分の「災害に強いまちづくりに向けた対策、その結果について」でございます。

昨今の前線による集中豪雨や台風接近に伴う大雨などにより、本町におきましても2年続けて被害が発生している状況であり、早急に対策を検討する必要があると認識しております。平成25年度におきましては、町内主要水路と流域下水道高槻島本雨水幹線の接続を進めるなど、水路の排水機能の向上に努め、加えて町内各所に土のうステーションを設置するとともに、希望者には吸水性土のうを配布することにより、自助及び共助による防災力の向上に努めたところでございます。先月の台風11号接近に伴う大雨による住居の浸水被害の発生件数が少なかったことから、これらの施策について一定の効果が得られたものと考えております。

今後におきましても、安全・安心なまちづくりを目指し、精力的に取り組んでまいります。

続きまして、1点目の「財政状況と行財政改革について」の①について、ご答弁申し上げます。

平成25年度普通会計決算におきましては、実質収支は、前年度比7,423万5千円増の1億2,455万8千円の黒字、実質単年度収支は、前年度比8,687万7千円増の1億5,039万円の黒字となりました。この主な要因といたしまして、企業業績の改善によりまして配当割交付金が大きく増額となったこと、また株式等譲渡所得にかかる軽減税率が平成25年12月末で終了したため、その前に株式の取引が増大し株式等譲渡所得割交付金が大きく増額となったこと、また公債費が減額となったことなどにより実質収支の黒字が大きく増加したこと及び収支状況の改善により、財政調整基金の取り崩しが前年度比1,100万4千円の減となったことなどによるものでございます。また経常収支比率につきましては、経常一般財源収入の増額などにより97.4%と、前年度と比較して0.4ポイント改善いたしました。

しかしながら、今後の見通しといたしましては、生産年齢人口の減少などにより、町税の増収は期待できない状況でございます。また、一方で社会保障関係経費の自然増に加えまして、公共施設等の老朽化対策などにも多額の経費が必要となる見込みでございます。従いまして、今後も効率的な財源確保に努めるとともに、引き続き行財政改革へ

の取り組みを継続し、財務体質の強化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、1点目の②「不納欠損、滞納整理、徴収対策」について、ご答弁申し上げます。

まず、「不納欠損について」でございますが、不納欠損処分を行う場合には厳格な取扱いが要求されており、「地方税法」を例に具体的に申し上げますと、5年間の消滅時効が成立したときや滞納処分の執行停止が3年間継続したときなど、徴収することができないことが明らかであるときに、初めて行えるものでございます。しかしながら、毎年度、町の債権におきましては不納欠損が生じている状況であり、今後も納付相談や納付環境の整備などを進め、できる限り期限内納付をしていただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、「滞納整理」につきましては、自主財源の確保と公平負担の原則から、支払い能力がありながら、再三にわたり催告をしたにもかかわらず、全く支払いや納付相談に応じない悪質な滞納者に対しては、主に差押えなどの対応を行っており、具体的には、預貯金など現金化が容易な財産を中心に調査を実施し、財産が発見できれば、生活に支障のない範囲で進めているところでございます。

なお、差押え処分につきましては、全ての滞納者に適用するものではなく、催告書を発送しても何ら応答のない方や、分割納付の誓約をしたにもかかわらず理由もなく反故にした方、資力があるにも関わらず納付をしない方など、悪質な滞納者が対象であり、正当な理由により納付が困難な方につきましては、徴収猶予や分納誓約といった徴収緩和措置により対応しているところでございます。

なお、平成25年度の差押え実績につきましては、町全体で15件、金額は271万9,450円でございます。

次に、「今後の見通しについて」でございます。

滞納整理及び徴収対策につきましては、納付義務の公平性の観点からも放置できない課題であり、地方自治体として、住民福祉の維持・向上のために自主財源を確保することは最も基本的で重要な職務であると認識しております。このようなことから、本定例会議におきまして「島本町債権の管理に関する条例」を、議案としてご提出させていただいたものであり、今後とも、滞納整理及び徴収対策の適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**総合政策部長** 続きまして、総合政策部所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の③「第五次島本町行財政改革プランについて」でございます。

依然として厳しい財政状況の中、今後とも継続して行政サービスを提供していくためには、今まで以上に、より効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、安定的な財政基盤の確立が求められております。本町では平成23年度から平成27年度を計画期間とした

「第五次島本町行財政改革プラン」に基づき、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

平成 25 年度における成果といたしましては、企業立地に活用するため町営鶴ヶ池住宅跡地を売却し、小野薬品工業株式会社水無瀬研究所の新たな研究棟を誘致できたことなどがございました。このことにより、売却益につきましては臨時的な収入となりますが、法人町民税や固定資産税など安定した税収の確保を図ることができますことから、住民福祉の維持・向上を目指し、さらなる本町の発展に繋げてまいりたいと考えております。

また、今後の大きな課題といたしましては、学校や役場庁舎などのいわゆる各公共施設や道路などのインフラなど、各公共施設の適正化や更新などに必要な財源の確保などがあるものと認識をいたしております。

続きまして、10 点目の「水無瀬駅前のタクシー車庫跡地について」でございます。

ご指摘のとおり、阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地の建物につきましては、近隣住民の皆様の安全性などを確保することが重要であるものと認識をいたしており、建物を解体するため、すでに測量・分筆等業務及び建物解体にかかる実施設計を完了し、平成 26 年 10 月の中旬には、建物解体業務を終える予定でございます。

また、当該町有地の活用につきましては、昨年度から公共的機能の検討を行うとともに、民間活力の活用により、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、売却に向けまして検討を進めてまいりました。売却にあたりましては、これまでお示ししております本町の考え方を踏まえまして、財政的効果と駅前の魅力づくりなどの観点から、一定の条件設定を行ってまいりたいと考えておりますが、現時点で最終的な結論が出ておりませんことから、事業者の募集にまでは至っておりません。また、現時点におきまして具体的な売却のスケジュール等は決定しておりませんが、引き続き検討を行い、方向性を決定してまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

**教育こども部長** それでは、2 点目の「耐震・防災について」のうち、①「学校の耐震化」について、ご答弁申し上げます。

文部科学省から平成 26 年 6 月 2 日に公表されました「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」のうち、平成 26 年 4 月 1 日現在の公立小・中学校の耐震化率におきまして、全国平均は 92.5%、大阪府全体の平均は 89.5%になっております。本町は 48.0%で、府内 43 自治体中 42 番目であり、全国的に見ますと、過去 3 年間の耐震化率の伸び率が全国平均未滿で、耐震化率が全国平均未滿の 97 設置者の一つとなっておりますことから、文部科学大臣から町長宛てに書簡が発出され、同時に文部科学省から教育長宛てに通知が届いております。

学校施設の耐震化の状況につきましては、現在、第二中学校におきましては耐震補強等工事を進め、年内には完了予定となっております。小学校 4 校につきましては、本年度に

耐震化工事のための設計を進めております。小学校4校のうち、第一小学校、第二小学校、第四小学校は、大きな問題もなく、来年度の耐震工事に向けて設計事務を進めているところでございますが、第三小学校につきましては、設計段階で3棟のうち1棟が校舎内に鉄骨ブレスを多数設置する必要があり、校舎として機能しないことが判明いたしました。そのため、全面建替えや増築など様々な手法とともに、課題となっております保育所の耐震化につきましても第三小学校の敷地を活用できないかなど、あらゆる角度から検討するため、専門業者に委託し、基本構想を策定する予定でございます。

また、第一中学校につきましては、減築や建替え、移転も含めた再検討を余儀なくされ、学校運営への影響を主として、将来にわたる財政への影響や費用対効果などについて検討を進めてきており、今後、検討結果がまとまりましたら、速やかに方針を決定し、一日も早く、子どもたちの安全確保のための学校耐震化に取り組んでまいります。

続きまして、9点目の「教育・子育て」について、順次ご答弁申し上げます。

まず、①の「特色ある学校づくりの成果と将来のビジョンについて」でございます。

スクール・エンパワーメント推進事業につきましては、大阪府教育委員会の事業であり、この事業の主な目的は、学力向上にかかる取り組みを、保護者・地域等と共有しながら、開かれた学校づくりを進めることとなっております。本町におきましては第一中学校が推進校となっており、1名の教員を加配措置しており、加配教員が中心となって、校内の授業研究や地域と連携した学力向上の取り組みが組織的に展開されております。また、推進校の役割の一つとして、域内の学校に事業成果を発信していくことが求められており、教育委員会としても、そのことの後押しとして、各校代表者らによる学力向上担当者会を開催し、推進校の成果と課題を全町的に共有することに努めているところでございます。

次に、「小中一貫教育推進事業等」につきましては、この間の事業展開により、何よりも義務教育に携わる小中教職員の協働体制が確立され、小・中9年間を見通した学習カリキュラムの作成ができました。

また、「外国語活動推進事業」につきましては幼稚園から実施しており、保護者から評価する声も多くいただいております。生徒対象に実施している学習状況調査でも、良好な結果として現われております。

今後のビジョンといたしましては、本年度より保育所の運営管理も教育委員会に事務委任されましたことから、保育所・幼稚園・学校・教育委員会が一体となって、地域に信頼される学校・園・所づくりに努め、オール島本で教育力の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、②の「保育所における子育て支援事業、民間保育所建設にかかる成果・課題と保護者の育児不安への相談等の対応」について、ご答弁申し上げます。

保育所園庭開放では、町立保育所で毎週火曜日に1回、山崎保育園では月2回、金曜

日と日曜日に実施しており、平成 25 年度で 66 回、延べ 4,088 人の参加がございました。園庭開放では、親子の遊び方の指導、ふれあいの機会の提供のほか、離乳食教室を行っており、初めて離乳食を作り与える保護者に対して、目の前で調理のやり方等を示すことで、近年の核家族化による育児に関する知識の不足を補い、保護者の不安の解消に繋がっているところでございます。またスタッフとして、子育て支援担当保育士だけではなく、栄養士、保健師、及び家庭児童相談員など各専門職員を配置しており、保護者の様々な悩みや不安、多様な質問等を聞き取り、適切なアドバイスや別のサービス・機関へのコーディネートを行うなど、在宅子育て家庭の支援の柱となっております。

これら既存の保育所での子育て支援事業のほか、現在建設が進んでおります民間保育所につきましては、保育ニーズの高まりに対する過密・待機児対策のための保育園児受け入れはもちろん、在宅子育て支援にかかり、当該社会福祉法人でこれまで培われてきた経験を生かし、新たなアプローチでもって事業実施されることを期待するものであり、教育委員会として、互いに協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、保護者の育児不安等に対する相談業務につきましては、町立第四保育所を子育て支援拠点として専任保育士を配置、本庁にあっては昨年度体制強化を図り、正職の社会福祉士と非常勤職員である臨床心理士の 2 名からなる家庭児童相談員を置いており、育児・しつけ・障害に関する相談、助言など、様々な子育て家庭のニーズに適切に対応しているところでございます。

この対応にあたりましては、まず保護者の悩み・心配などに真摯に耳を傾けること、次にその内容に応じた助言・指導や、その他連携が必要なサービスや機関の紹介を行っております。育児にかかる負担軽減・孤立化を解消できるよう、相談担当者だけではなく、島本町の教育・福祉関係部局全体で各専門性を活かして子育て家庭へのフォローができるよう、部局間での連絡を密にし、保護者の立場に立った対応を心がけているところでございます。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、2 点目の②の橋りょう及び尺代 5 号線に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

お尋ねの橋りょう長寿命化事業につきましては、平成 23 年度に策定いたしました「島本町橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき進めており、平成 25 年度におきましては、桜井跨線橋維持補修工事に着手いたしました。現在、橋りょうの橋脚部や桁下の補修が完了し、引き続き、橋りょう上部の橋面防水や舗装工事を進めてまいります。

また、町道尺代 5 号線整備事業につきましては、平成 24 年度から進めてまいりました第 5 期下部工事が完了し、現在は、第 6 期の上部工事を進めております。引き続き、第 7 期となる舗装工事を行い、本年 10 月末の完成に向け進めてまいります。

次に、3 点目の「森林保全と整備について」でございます。



平成 25 年度における本町の森林保全に関する事業といたしまして、天王山周辺森林整備推進協議会としましては、天王山地域の雑木林整備、放置竹林整備を行っており、サントリー「天然水の森おおさか島本」としては森林整備するための協定に向けた事務等、民間の活力を取り入れた森林整備を進めてまいりました。また、フォレストサポーター養成講座の実施等によるボランティアの育成及び支援を行ったところでございます。

課題といたしましては、生活様式の変化や森林所有者の高齢化などにより、間伐の遅れや竹林の拡大といった荒廃が進んでいることがあげられます。また、所有者の世代交代が進み山林の境界が不明になっている場所が多くあり、地籍調査を行う必要性についても認識しておりますが、多額の費用等が必要となるため実現には至っておりません。

本町といたしましては、「島本町森林等の保全及び活用に関する条例」の理念に基づき、今後も引き続き、ボランティアや企業、森林組合等の関係団体と協働し、森林の保全に努めてまいります。

次に、4 点目の「商工業の振興について」でございます。

本町の商工支援対策といたしましては、島本町商工会が実施する経営指導や、講習会の開催による中小企業や商店への経営支援、夏まつり等の開催による地域活性化等に対し助成を行っているところでございます。

平成 25 年度における島本町中小企業事業資金融資制度及び大阪府中小企業資金融資制度の活用状況でございますが、大阪府中小企業資金融資制度の利用は 3 件、融資額では 1,300 万円でしたが、島本町中小企業事業資金融資制度の利用はございませんでした。例年の融資実績と比較いたしますと件数が減少していることから、一定、景気は上向いていると見受けられますが、一方では議員ご指摘のとおり、個人事業者の廃業等も見受けられ、業種によっては依然厳しい状況であると認識をしております。

今後につきましては、当該融資制度のさらなる周知を図るとともに、商工会等の関係機関との連携のもと、商工業の振興や活性化に努めてまいります。

次に、5 点目の「観光行政について」でございます。

平成 25 年度の観光事業における催しといたしましては、前年度に引き続き、阪急京都線沿線観光あるきを実施するとともに、「サントリーウイスキー山崎 TV コマーシャルの舞台を訪ねて」と題したウォーキングイベントを大山崎町と合同で実施いたしました。いずれの事業とも、実施後に行ったアンケート調査では、多くの参加者の皆様から、ご満足いただいたとのご意見をいただいております。

また、町内の観光資源を外部に効果的に発信するため、観光関連事業者を対象としたセミナーを大山崎町と合同で実施し、参加いただいた事業者から、「しまもとガイドマップ」による情報発信への協力や、本町の施設をバスツアーに組み込んでいただく等、一定効果があったと考えております。

課題といたしましては、観光客の増加に伴う経済波及効果が得られるよう環境を整え

る必要があると認識しており、平成 26 年 4 月の機構改革におきましては、観光施策と商工施策を一体的に取り組めるよう、にぎわい創造課を創設したところでございます。

今後におきましては、商工会や近隣自治体と連携し、観光施策と商工施策が相互に作用することにより、にぎわいのあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、6 点目の「清掃工場」について、ご答弁申し上げます。

ごみ処理の広域化につきましては、周辺の自治体の状況を見ますと、各自治体が独自に施設を整備されており、広域化の必要性は薄く、本町といたしましても機会あるごとに打診を行い、可能性を追い求めてはおりますが、現時点では近隣市等との広域化の目処がない状況でございます。

このような状況の中、大阪府下清掃施設長協議会（北摂ブロック）においては、天災及びその他の理由により廃棄物の焼却処理が不可能となったときに協力をするという相互支援協定を、本町を除いた 6 市・2 一部事務組合施設長間で締結されております。本町といたしましては、広域化に向けた取り組みとして、昨年度に相互支援協定に加入させていただきたく提案をさせていただきました。

これを受けまして、本年 5 月に北摂 7 市 3 町による廃棄物の災害時等相互支援協定検討部会が開催され、新たに締結する協定は、施設長間ではなく首長間による協定を目指し取り組んでいくこと等が確認されました。本町といたしましても、今後、速やかに協定が締結できるよう積極的に取り組んでまいり所存でございます。

さらに、本町といたしましては、広域化の目途がない状況のもと、広域化に向けた努力を引き続き行い、実現するまで現施設を安定して継続的に運転していく必要があると考えております。そのためには清掃工場の長寿命化を図りつつ、施設の効率的かつ適切な運営方法について検討する必要があることから、昨年度、庁内の関係部局をメンバーとした島本町包括民営検討会を立ち上げ、民間の管理運営のノウハウを活かした包括民営の検討をいたしました。

現時点での選択肢といたしましては、広域化が実現するまでは市町村の自治事務であることから、現施設を継続的に運転していく以外、他に選択肢はございません。このようなことから、本年度は学識経験者 4 名で構成する島本町清掃工場包括運営検討委員会において、包括運営委託の導入について審議していただき、今後の清掃工場の最適な運営方法について検討してまいりたいと考えております。なお、第 1 回目は 9 月末頃を予定しております。

本町といたしましては、引き続き広域化に向けて努力をし、実現するまでは現施設の長寿命化を図り、さらに安定した運転を行い、住民の皆様の生活環境の保全を図ってまいります。

続きまして、7 点目の「衛生化学処理場」について、ご答弁申し上げます。

先ほど他の議員のご質問にご答弁させていただきましたとおり、町内の汲み取りし尿

や浄化槽汚泥を処理する衛生化学処理場は、高槻市東上牧三丁目地内に設置し、処理を行っています。ごみやし尿などの一般廃棄物処理は市町村の固有の自治事務であることから、本来、本町域内に施設を設置し、処理することが原則でございます。

衛生化学処理場は、周辺自治会からの早期移転要望や、施設の老朽化をはじめ公共下水道の普及によるし尿等の処理量の著しい減少に伴う運転管理の苦慮の課題を抱えています。

課題解決のため、本町域内で新たなし尿中間処理施設の整備に向けた建設用地の確保を検討するとともに、高槻市との広域処理に向けた協議・検討を進めてまいりましたが、結論として、本町域内の公有地において新たにし尿中間処理施設を整備することとなりました。このことから、住民の皆様には候補地選定について説明するための基礎資料として島本町し尿中間処理施設整備に係る基礎調査報告書及び島本町し尿中間処理施設整備に係る建設候補地選定調査報告書を作成しました。

今回、候補地の選定にあたりましては、財政的な負担をできるだけ軽減するため、建設可能な町域内の公有地を対象に検討を進め、淀川水防用緊急備蓄土砂置場と、水無瀬川緑地公園と、住民ホール跡地の一部とその隣接地の、合計3地点を建設候補地としたところでございます。候補地の検討にあたりましては、施設建設にあたり、それぞれの評価項目の重要度合いに応じて加重合計して総合評価を行いました。

その結果、住民ホール跡地の一部とその隣接地の評価が最も高くなりましたことから今後、建設用地として事務を進めてまいる所存でございます。用地といたしましては、庁舎に隣接します住民ホール跡地の一部を含め、町有地を活用するものでございます。

本施設の建設にあたりましては、町役場に来庁されます住民の皆様をはじめ隣接します民地の皆様にも違和感を与えることのないよう、環境面等には十分配慮してまいりたいと考えております。

今後の課題といたしましては、候補地周辺の自治会等の皆様に一定のご理解を得ることが最も重要であると考えておりますことから、現在、町の方針等につきまして、説明等をさせていただいているところでございます。候補地周辺の自治会等の皆様に一定のご理解が得られた後には、建設に向け、測量や設計等の予算を計上させていただき、本町が責任を持って施設建設の事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、8点目の「福祉・保険・医療について」の①、「やまぶき園の指定管理者の評価について」でございます。

やまぶき園の指定管理につきましては、平成25年度は、新体系サービスへの移行から2年目を迎え、就労継続支援B型の1人当たりの平均工賃月額が前年度から約1,700円増加した他、カロリーオフ献立の給食の提供や、親子工作教室などの地域住民も楽しめるイベントの開催など、新たなサービスの定着とともに、自主事業の拡充や地域への展

開が行われております。また利用者アンケートにおきましても、活動や行事、給食、職員対応に対する満足度はいずれも高くなっていることから、適正な利用者対応やサービス提供が行われているものと認識をいたしております。

また、園では、大規模災害に備えて非常食や毛布等を自主的に備蓄しているほか、毎月、避難訓練を実施するとともに、災害・事故対応、利用者急変時などの各種マニュアルを整備するなど、危機管理対策につきましても高く評価しているところでございます。

指定管理者の評価につきましては、これらの成果及び実績を踏まえまして、社会的責任、利用者対応、効率的運営、サービス提供、危機管理などの各項目ごとに評価した結果、適正にやまぶき園の運営管理を行っているものと判断し、配点 45 点中 36 点となり、総合評価は S 評価としたものでございます。

今後につきましては、本年度からの第 3 期指定管理基本協定書に基づき、利用者ニーズを踏まえたプログラムの見直しやサービスの改善に継続的に取り組むとともに、本年 4 月から開始いたしました特定相談支援事業の円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。また、本町といたしましては、施設の老朽化に伴い、移転・建替え等につきましても、鋭意検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、②の「年長者福祉について」でございます。

「第 5 期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」につきましては、「はつらつと生き、元気に活動するひとづくり」と「地域福祉の理念が根付き実践する地域づくり」を計画の重点課題として、各種施策を推進しているところでございます。少子高齢化の進展に伴い、本年 4 月 1 日現在の高齢者人口は 7,300 人、高齢化率は 23.77%と、年々上昇しており、今後もこの傾向は続くものと考えております。

平成 25 年度の年長者福祉の取り組みにつきましては、年長者が健康で、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう実施しております。「ひとり暮らし高齢者の実態把握事業」の対象者と情報提供先を拡大し、「災害時要援護者実態把握事業」として実施いたしました。これまで、ひとり暮らし高齢者の方に限定して配布しておりました救急医療情報キット「しまもと安心ボトル」を、日中独居や高齢者のみのご家庭等で希望される方にも配布し、年長者の皆様の安全・安心の向上に努めたところでございます。

また新たな取り組みといたしまして、10 月と 11 月を「しまもと年長者いきいき月間～考えよう！健康と介護」と位置づけまして、11 月 11 日の「介護の日」にあわせて認知症に関する講演会や街頭啓発を実施するなど、認知症施策や「いきいき百歳体操」交流大会など、年長者に関する取り組みを行いました。平成 26 年 3 月には、高槻市医師会、茨木保健所の協力のもと、在宅医療や介護に関わる医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、町職員などが一同に会しまして、在宅医療や介護に関するネットワークを強化し、地域包括ケアシステムの構築を促進するための「島本町在宅医療推進のための地

域における多職種連携研修会」を開催いたしました。

また、認知症に関する取り組みにつきましては、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」をめざし、認知症の方やそのご家族を温かく見守る取り組みといたしまして、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、関係機関による認知症施策に関するワークショップ及び報告会を開催したところでございます。

今後も、認知症高齢者の増加が見込まれる中、さらなる普及啓発に努めるとともに、認知症徘徊 SOS ネットワークの構築に向けた取り組み等が必要であろうと考えております。また在宅医療介護連携等を推進していくうえでも、高槻市医師会や地域福祉の要となる島本町社会福祉協議会をはじめ関係機関等が連携を図ることが大変重要であり、今後も引き続き自助・公助・共助があいまって、支えあい、助けあう仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、③の「国民健康保険のお知らせセンターについて」でございます。

お知らせセンターにつきましては、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の納め忘れを未然に防ぎ、負担の公平性と収納率の向上を図るべく、収納対策の一環として平成 25 年度から設置をいたしました。国民健康保険、後期高齢者医療に精通した再任用職員が対応することで、電話催告を行うだけでなく、納付相談につきましても同時に行っております。平成 25 年度の実績といたしましては、未納世帯 113 世帯に対し電話催告を行い、34 件・76 万 1,190 円の納付がございました。今後も保険料の収納率の向上を目指し、適切に運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**上下水道部長** それでは、11 点目の「公共下水道事業」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、下水道の接続率が、昨年度と比べ 0.2 ポイント減少した理由でございます。

昨年度も、供用開始から 3 年を超える未接続につきましては戸別訪問などにより公共下水道への接続に努めており、この間に 11 件の世帯で接続いただいております。しかしながら、平成 25 年度は桜井台及び高浜の一部地域の汚水整備により、新たに 142 世帯が未接続となったことが、接続率の減少となった主な理由であると考えております。

汚水整備の進捗につきましては、平成 25 年度の整備は先に申し上げましたとおりでございますが、引き続き、未普及解消に向けて計画的に整備してまいりたいと考えております。

下水道管の老朽化につきましては、本町の公共下水道事業は昭和 49 年度から事業着手しており、50 年の耐用年数を迎えるものはございませんが、地下水の侵入や管の破損及びクラックが発生している箇所もあり、その対策を講じる必要がございます。また施設の耐震化といたしましては、山崎ポンプ場のポンプ棟、沈砂池及びバイパス水路などの耐震補強が必要となっております。

現在、山崎ポンプ場は長寿命化計画に基づく施設機器等の延命・更新工事を行っており、一定、この工事が完了いたしましたら、バイパス水路などの耐震補強を実施してまいりたいと考えております。しかしながら、ポンプ棟や沈砂池の耐震補強につきましては建屋の杭基礎などの補強であり、莫大な費用を要するとともに、非常に困難なため、中長期的な対応としてまいりたいと考えております。

また、大雨、集中豪雨に対する雨水対策につきましては、浸水被害の軽減を図るため、流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点と町内の4ヵ所の水路との接続を、計画を1年前倒しして進めてまいりました。また高槻市域にある2ヵ所の接続点につきましても、本町と高槻市との間で協定書を締結し、流域雨水幹線と上牧新川水路との接続工事については、平成28年度の完成を目指しております。

今後は、東大寺三丁目、四丁目及び百山地区の一部が排水区域でございます五反田雨水幹線の整備を進めるとともに、町内の優先度の高い水路から整備を行う予定でございます。しかしながら、雨水整備には多額の費用が必要になってまいりますので、その財源の確保が重要な課題であるものと認識いたしております。

以上でございます。

**消防長** 12点目の「消防」について、ご答弁申し上げます。

平成25年中の救急出動件数は1,113件と過去最高となり、近年、救急の需要が増加しているところでございます。また、台風・集中豪雨などの自然災害が全国各地で頻発し、災害活動や救助事案も複雑多様化しており、住民の皆様の消防に対する要望や期待は、ますます高まる状況であると認識いたしております。

このような中、職員の資質の向上を図るため、平成25年度は消防学校への研修、救急救命士の特別教育への派遣を充実させるなど、積極的な職員への教育訓練を実施いたしました。また団塊世代の退職に伴い職員の若年化が進み、今後も教育・訓練等への派遣をはじめ技術や知識の継承も大きな課題となっております。

救急隊員や救助隊員など、資格取得のため消防学校への派遣を行い、災害に対する対応力の向上に努めるとともに、救急業務では救命率の向上を目指し、継続的に救急救命士を養成するとともに、今後とも消防体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**野村議員** 大綱質疑でございます。細部につきましては、各委員会にて質疑させていただきますので、大綱質疑のほう、終わらせていただきます。

**平井議長** 以上で、自由民主党クラブの大綱質疑を終わります。

引き続き、田中議員の発言を許します。

**田中議員（登壇）** それでは、平成25年度各会計決算について、大綱質疑をいたします。

1. 「ふれあいセンターの修繕計画について」

このところ、浴室の不具合、また多目的室の雨漏り、1階トイレの手洗い場の蛇口の故障等、多くの箇所で不具合が生じています。どのような長期修繕計画を立てられ、メンテナンスの徹底が図られていたのか、ご説明下さい。

2. 「ふるさと島本応援寄附金について」

平成25年度の寄附実績は20件、金額は27万1,500円に過ぎません。どのような実効性ある施策をされてきたのでしょうか。ご説明下さい。

3. 「住民委員会の提言について」

島本町住民委員会は、他の市町村にないユニークな組織です。その委員会が、「平成25年度町政に関する提言」をされました。それはどのように町政に活かされたのでしょうか。具体例をあげて、ご説明下さい。

4番目. 「再任用職の有用活用効果について」

島本町では、職員の年齢は若く、実務経験が浅いため、住民サービスの低下が懸念される場所ですが、それを補う目的で、経験豊富で実務に長けた職員が、定年後、再任用されております。この1年間、どのような効果があったのか、お答え下さい。特に、部長職を長く経験し、再任用をされた方が、住民サービスにどのように貢献し、またどのように若い職員を指導教育されたか、具体例をご披露下さい。

5番目. 「ボランティア情報センター開設の成果について」

平成25年度にボランティア情報センターが開設されましたが、現在、幾つの団体が登録し、どのような成果があがっているのか、ご説明下さい。

以上です。

**総務部長** それでは、田中議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1の「ふれあいセンターの修繕計画について」でございます。

ふれあいセンターにつきましては、平成8年7月の開館以来18年が経過し、現在、指定管理者による日常的な点検等を行っておりますが、施設の各所で老朽化が進んでいる状況でございます。本年度におきましても、年長者福祉センター内の浴室におきまして水漏れが発生し、約2ヵ月間使用を停止させていただくなど、利用者の皆様にはご迷惑をおかけしたことにつきまして、大変申し訳なく思っております。

このため、日々の施設管理におきましても、雨漏りや各種不具合が生じることもないよう、指定管理者と協議しながら対応を進めている状況でございます。また、ふれあいセンターの維持補修につきましては、平成22年1月に策定いたしました、平成29年度までを計画期間とする「中長期修繕計画」に基づき、施設の補修等を行っているところでございます。

今後におきましても、施設を長期にわたり快適にご利用いただくためには計画的に施設改修などを実施することが必要でありますことから、外壁や屋上の防水工事及び配管工事などを含めました大規模改修についても検討するなど、「中長期修繕計画」の見直

しを行い、施設の長寿命化を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**都市創造部長** 次に、2点目の「ふるさと島本応援寄附金について」でございます。

本町におきましては、平成20年度からふるさと島本応援寄附金制度を導入し、「魅力ある島本のまちづくり」に活用させていただいているところでございます。

当該寄附金を活用した実績といたしましては、平成24年度に公立小学校・中学校に防災備蓄倉庫を設置いたしましたほか、平成25年度にはひとり暮らし高齢者等に「救急医療情報キット」を配布したところでございます。

今後におきましても、さらに多くのご寄附をいただけるよう、PRの手法等、他自治体の事例等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**総合政策部長** 続きまして、総合政策部所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、3点目の「島本町住民委員会について」でございます。

島本町住民委員会につきましては、住みよい豊かな町を実現するため、昭和58年から30年以上にわたり、本町の施策全般にわたる提言を取りまとめ、町長に対しまして提出をいただいております。平成25年度は教育や環境、生活支援など、様々な分野に対するご提言をいただきました。

提言には、すでに着手しているものも含めて直ちに実現できるものや、実現が困難なもの、長期的な視点に立って考えなければならないものなど様々でございます。それら一つひとつのご提言を真摯にとらえ、本町の考え方を住民委員会へ回答いたしました。

具体的な成果といたしましては、昨年度にご提言をいただきました水無瀬川の親水機能の維持・増進という提言を活かしまして、「アドプト・リバー水無瀬川」という事業を立ち上げ、住民団体、大阪府、本町の三者の協働による水無瀬川の清掃活動を実現いたしております。

このように、本町といたしましては、今後もいただいたご提言をもとに、施策選択における重要なご意見とさせていただくことで、様々な分野における町政運営に活かしてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の「再任用職員の有用活用効果について」でございます。

本町では団塊世代職員の大量退職を受けまして、本町の現在の平均年齢は37.5歳と、10年前と比較をいたしまして約8歳余りも低下をしており、経験の浅い職員が多く、また管理職につきましても低年齢化が進んでおります。このため、これらの経験不足を補うためにも、豊富な知識と経験を有した再任用職員の尽力というものは不可欠であると、このように考えております。

平成24年度からは、退職時に部・次長級であった職員のうち任命権者が指定した職員につきましては、これまでの組織マネジメント能力や政策立案能力を最大限活かした職



務に従事するための参与という職を設置するなど、再任用職員のさらなる活用策を講じてきたところでございます。

これらの参与職を中心とした再任用職員につきましては、これまで課題として認識していたものの優先的に事業執行がなされていなかった懸案課題に対しまして積極的に関与するなど、後進への適切な指導がなされており、円滑な事務執行に大いに貢献をされております。今後とも、これまでの知識・経験に基づき、今後の進め方や考え方に対しまして適切な指導が求められているものと、このように認識をいたしております。

続きまして、5点目の「ボランティア情報センター開設の成果について」でございます。

本町におきますボランティア活動の活性化及び情報の一元化を図ることを目的に、本年2月17日に島本町ボランティア情報センターを開設いたしました。現在、島本町ボランティア情報センターに登録されている個人及び団体は9件となっており、登録している団体等からの申請に応じて、ホームページやチラシの配架、閲覧ファイルでの情報発信を行っております。

ホームページでは、登録団体等が行うイベント情報や団体の紹介、民間が行っているボランティア助成などの情報を紹介し、ボランティア活動に関する情報を幅広く迅速に提供するよう努めております。また、ボランティア活動に関心の高い方などからのお問い合わせも寄せられており、まだまだ動き出しの段階ではございますが、本町におけるボランティア活動の活性化の兆しが窺えるものと、このように認識をいたしております。

今後におきましても、ホームページや広報しまもと等で、ボランティア活動にかかる情報入手のための場として周知を図るとともに、掲載情報の拡充等を行い、一人でも多くの住民の皆様にご活用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**田中議員** 多岐にわたる答弁、ありがとうございました。さらなる私の質疑につきましては、委員会審査にゆだねます。

**平井議長** 以上で、田中議員の大綱質疑を終わります。

引き続き、外村議員の発言を許します。

**外村議員（登壇）** 平成25年度決算に対する大綱質疑を行います。

平成25年度は、前年暮れに発足した安倍政権による未曾有の超金融緩和政策と大型の財政出動によって、年初から円安・株高傾向を誘導することに成功しました。そのことによって、一部の輸出型大企業や富裕層は一定の恩恵を受けたが、一方では円安による原油や輸入原材料の高騰で多くの物価が値上がりするなど、庶民の生活を直撃し始めました。また原発停止の中、高騰した原油に依存する火力発電は電力料金の値上げという事態を招き、企業活動や家庭、自治体にも大きな負担を強いることになり、アベノミクスは決してバラ色ではなく、むしろマイナスの部分が大きく見えてきました。その一つ

が、円安にも関わらず輸出が伸びず、過去最大の貿易赤字を計上するなど、ここ2期半は連続で経常収支も赤字です。多くのものを輸入依存する日本にとっては、極めて憂慮すべき事態と言えます。

さらに日本は、日本の政府債務残高がすでに1千兆円を優に超え、対GDP比230%以上という、世界中でも群を抜く異常な多さです。一刻も早い経済政策の変更と、歳出改革の断行が急務です。

国の財政事情が破綻寸前の中、本町におきましても、高齢化の進展による医療費の増大、生活保護費などの扶助費の増加、子育て支援の強化など、歳出圧力は強まるばかりです。また、昨年9月には2年続きで大雨被害にあい、崖崩れや水路改修等に約3千万円強の臨時出費を余儀なくされました。

異常気象の昨今、災害への備えも重要です。今こそ自立した基礎自治体として、従来の慣習にとらわれない、将来を的確に見通した行財政運営の手腕が大きく問われています。コンパクトタウン島本ならではの、先進的・独創的で斬新な財政運営が待たれるところです。その運営の基本は、常に住民目線と住民主権を忘れることなく、絶えず住民の思いを感じ取る感性を磨かなければなりません。「住民参加と対話によるまちづくり」は、うたい文句だけでは住民の心に響きません。「まちづくり基本条例」を旨とする、双方向で、心の通った行政運営が不可欠です。

さて、平成25年度の一般会計決算額は、歳入歳出差し引きした形式収支で1億5,195万円、実質収支で1億2,352万円の、それぞれ黒字とのことですが、7億円強の町有地売却収入が大きく寄与したことは間違いありません。また、歳入総額の約半分弱を占める町税の個人分は、人口増の結果か、1.6%増。しかし、法人分は3.8%減となりましたが、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、たばこ税の合計では約440万円の増で、町税の合計としては前年比約957万円の増となり、一定の評価をします。

そういう状況の中、実質公債費比率は9.3%と前年比1.2%改善、経常収支比率は97.4%、前年比0.4%改善と、昨年に続き100%は切りましたが、まだまだ経常一般財源充当支出の見直しを進めていく必要があります。

それでは、以下にポイントを絞って質問させていただきます。

1点目。「『まちづくり基本条例』は形だけのものか」

本条例を施行して、早3年が過ぎました。総則では「住民参加と協働によるまちづくり」や、住民のまちづくりに関する情報（知る権利）を保障し、町や議会と住民は、「信頼関係に基づき、対話を重ねてまちづくりを進める」と規定しています。しかし、このところの行政は、何かと言えば広報やホームページで情報提供し、意見の吸い上げはパブコメでやっているから指摘は当たらない、と言いますが、本当にこれでいいのでしょうか。これからますます厳しい行財政運営が求められる中、住民の真の理解と協力を得なければ、正しい町政運営はできません。もう少し丁寧な説明、ときには住民説明会を開

いて、疑問点やわからないことに丁寧に答えるといった対応をしてもいいのではないのでしょうか。

今まで何度も言っていますが、そんなことが可能なのはコンパクトタウン島本ならではのことで、なぜ、こんな恵まれた環境を行政運営に活かされないのか、ということです。広域行政勉強会にしても、中間報告以来、その後何の報告もなく、けじめがついていない。結果も、当初の狙いと大きく変わってしまった。

これからも公共施設の統廃合や縮小といった切実な問題解決が山積しています。ぜひ、「まちづくり基本条例」の精神に沿った対話と協働の行政運営をしていただきたい。いかがでしょうか。見解を伺います。

2点目。「行財政改革の進捗状況と、中長期財政見通しや見直しについての説明会実施を」

昨年も要望しましたが、情勢の変化が激しい今日、中長期財政収支の見通しや見直しは極めて重要で、毎年、見直し、修正したものをお示ししていただきたい。前回、平成24年8月に作成された時点から、情勢も大きく変わっています。庁舎や学校の耐震化工事、中学校の給食棟、し尿処理中間処理施設の建設、住民ホールの解体など、すでに決定している主要な投資的経費は網羅したうえで、今後の施設の廃止も含め、「適正化基本方針」に則った中長期の見通しを作成していただきたい。

特に、今後、税収の大幅な伸びが期待できないにも関わらず医療費などの扶助費は増える中で、避けて通れない公共施設の統廃合・縮小には、利用者でもある住民の皆様の理解を得ることが不可欠です。そのためには、町の中長期財政状況がどうであるかも一体として示し、理解、納得してもらう必要があります。行財政改革の進捗状況説明とあわせて、住民に対して、今後の財政収支見通しも含めた説明会の実施を行うべきです。実施についてのお考えを訊きます。

3点目。「高槻市との広域行政勉強会における25年度の成果と、今後の見通しについて」

本勉強会の最大の狙いであったし尿処理の事務委託交渉は、失敗に終わりました。それから約3年が経過しましたが、25年度は一体どんな成果があったのでしょうか。具体的にお示し下さい。

また、今後本町として、この勉強会に何を狙いとして続けるのか、具体的な事務や事業等、目標をお聞かせ下さい。

4点目。「タウンセールス・プロジェクトの成果について」

今回の組織変更で、本プロジェクトはどこが責任を持って遂行されているのか、ちょっと理解しておりませんが、平成25年度の成果について、特に企業立地促進関連での成果について、伺います。

5点目。「クラウドコンピューティング導入の研究と準備状況について」

本件については、その導入による費用削減効果が大であることは十分認識していただいております。種々研究、先進自治体の視察などされていることは承知しています。25年度、本町での新たな研究や視察の実績がありましたら、お示し下さい。

また、現行システムのリース期限が平成27年12月末で切れるのを機に、クラウド化の考えも視野に入れているとのことですが、現在までに導入効果など試算されていまして、お聞かせ下さい。

6点目。「若山台の調整池についての方針は、今後、どうされるのか」

昨年7月の検証結果報告では、24年8月14日豪雨における降雨量を踏まえ、A池・B池の統合縮小を進めるにしてもさらなる検討が必要であり、財政運営の観点からも適切に判断するということでしたが、今後の方針とスケジュールをお伺いします。

7点目。「ごみ処理事務の粘り強い広域化への努力と抜本策について」

本件については、これから包括運営委託の検討会を立ち上げて、維持管理及び補修にかかる費用、大規模改修の項目と費用、包括運営導入の効果などについて検討が始まりますが、検討の結果、どうなるかわかりません。仮に包括運営委託したとしても、抜本的な解決策ではありません。従って、引き続き広域連携の道を探る努力はしていただきたい。

また同時に、本町独自で建て替える場合の最少限の建設費用の試算、そのための補助金獲得のための高度な政治的活動も必要になってくると思われまます。ここは、どれも腹をくくって取り組んでいただきたい。いかがでしょうか。お考えを伺いたい。

8点目。「マイナンバー制の導入に向けた本町の準備状況について」

昨年5月、法が参議院で可決されました。種々異論も多い中、2016年には個人番号カードが配付され、実質的なスタートとなるそうですが、本町におけるセキュリティー対策など、準備状況についてお伺いします。

また、本格的に稼働した場合は、業務が簡素になり、行政効率も大幅にアップするとなれば、職員のシフトや削減も考えなければならないが、そういうことも視野に入れて人事も考えておられるのか、見解をお伺いします。

9点目。「国民健康保険医療費の抑制努力と具体策について」

国民健康保険財政は、どこの自治体でも厳しい運営状況が続いておりますが、本町においても毎年のように医療費が増大しています。最近では、どこの自治体でも特定健診の徹底や、徹底した受診啓蒙や保健指導のほか、レセプト点検の強化充実や、ジェネリック医薬品の推奨への取り組みに力を入れております。

本町における昨年度の取り組みとして、レセプト点検実施件数及びジェネリック医薬品の具体的な推奨策などについての実績があれば、お示し下さい。

10点目。「JR島本駅西側地区開発の現状と今後について、町には説明責任があるのではないか」

本件については、昨年7月以来ストップしたままと認識しています。毎年、公費を投入して支援している事業で、町の将来を一変させる可能性の大きい一大プロジェクトであることは確かです。従って、今までも何度となく、現状と将来展望についての住民説明会を開催するよう要望してまいりました。その大プロジェクトが1年以上も止まったままでいいはずがありません。地元地権者代表によるまちづくり協議会が主導の事業とは言え、当初から町が人も金も関わっている以上は、本事業に対する町の役割、関与の度合い、税金の投入範囲など、ある程度明確にしたうえで、島本町の将来の展望も見据えた町主催の住民向け説明会を要求しますが、いかがでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後6時55分～午後7時10分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**総合政策部長** それでは、外村議員の大綱質疑のうち、総合政策部所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の「まちづくり基本条例」に関するご質問でございます。

これまでも各種の施策の推進にあたりましては、「島本町まちづくり基本条例」の基本原則に基づき、お互いの信頼関係のもと住民・議会・町が対話を重ね、様々な機会と媒体を通じて行政としての説明責任を果たすため、相互理解を深められるよう努めてまいりました。

住民説明会につきましては、都市計画の見直しにかかるものなど、必要に応じて開催をさせていただいておりますが、今後とも「島本町まちづくり基本条例」の趣旨に基づき、議会をはじめとする住民の皆様からのご意見を真摯にお聞きするとともに、行政の取り組みや仕事につきまして、正確かつ丁寧にご説明することが必要であると、このように考えております。

続きまして、3点目の「平成25年度における高槻市・島本町広域行政勉強会の進捗状況と、今後の目標について」でございます。

平成25年度におきましては、8月15日に事業連携ワーキングを開催いたしております。ワーキングの議題につきましては、今後の事業連携についての検討を行うとともに、本町におけるし尿中間処理施設の検討状況について、ご報告を行いました。その後、12月3日付けで本町から高槻市に対しまして「旅券発給事務に係る事業連携の検討」を申し入れましたことから、12月25日に高槻市・島本町広域行政勉強会を開催するとともに、同日及び平成26年1月27日また、3月25日に事業連携ワーキングを開催し、旅券発給事務に関する調査・検討を行いました。

なお、今後の目標につきましては、現時点で具体的な事務をお示しすることはできませんが、本町におきましては、広域行政の推進は、効率的な行政経営を行ううえで、今

後、より一層重要な課題になるものと認識をいたしております。そのため、今回の本勉強会における事務連携の協議につきましては大変意義のある成果であるものと考えており、今後も広域行政の推進について継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、8点目の「マイナンバー制度の導入に向けた準備状況」について、ご答弁を申し上げます。

平成25年度のマイナンバー制度の導入にかかる対応といたしましては、国の制度設計の情報等の収集を図るとともに、本町の各制度のシステム改修等の今後の対応について準備作業を進めてまいりました。また本年度につきましては、税・社会保障をはじめとする各制度で利用しているシステムにどのような影響が生じるのかを調査する手続き、いわゆる影響度調査、また住民基本台帳システムの改修にかかる予算を計上させていただいております。

マイナンバー制度の導入による自治体への効果として、様々な情報の照合や、転記・入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、事務コスト等の軽減につながるものと考えておりますが、現時点におきまして具体的にどの程度の事務が軽減できるのかは不明であり、明確にご答弁できる状況ではございません。

なお、自治体業務は多岐にわたるものでありますことから、本制度の影響のみならず、その時々状況に応じて、必要な人員体制の整備を図っていく必要があるものと認識をいたしております。

私のほうからは、以上でございます。

**総務部長** 次に、2点目の「行財政改革の進捗状況と、中長期財政収支見通しについて」でございます。

「普通会計中期財政収支見通し」につきましては、過日、平成25年度決算を踏まえ、時点修正を行ったものを作成し、本定例会議でお示しさせていただきました。しかしながら、平成26年6月に策定いたしました「島本町公共施設適正化基本方針」においては、今後の施設運営の総論的な考え方をお示しさせていただいているものであり、具体的な施設の改廃については定めておりません。そのため、今回お示しさせていただきました「普通会計中期財政収支見通し」は、現時点で想定され、推計が可能な投資的経費のみ算入したものとなっております。

なお、「普通会計中期財政収支見通し」を作成するにあたりましては、投資的経費の見込み方や国の制度改正などにより推計額が大きく変動するため、各数値の積算が可能となった段階で更新してきたところでございます。今後につきましても、町の諸施策の大きな変更などが見込まれる際には、随時更新し、お示しさせていただきたいと考えております。

次に、「普通会計中期財政収支見通しの広報の方法について」でございます。

広報の方法といたしましては、広報しまもとをはじめ町のホームページ、また文化・

情報コーナーでの閲覧など、様々な情報媒体があり、必要に応じ、様々な方法で広報を行っているところでございます。今後におきましても、住民の皆様に、よりわかりやすい情報提供を行ってまいりたいと考えておりますが、説明会の開催については予定しておりません。

続きまして、5点目の「クラウドコンピューティング導入の研究と準備状況について」、ご答弁申し上げます。

クラウドコンピューティングの導入につきましては、電算システムの運用や保守・改修にかかります費用のさらなる削減方策といたしまして、これまで調査・研究を進めてまいりました。具体的には、平成23年度から2ヵ年にかけて、大阪電子自治体推進協議会の自治体クラウド導入研究ワーキンググループに参加し、種々、調査・研究してまいりました。

平成24年度の同ワーキンググループの最終のまとめにおきましては、「①府域では、団体ごとの事務処理方法の違いが大きいことなど、多数の市町村による統一的な共同化やクラウド化の共同導入は困難である。②中規模・大規模団体、特に人口30万人以上の団体では組織が大きく、基幹系の個別業務ごとの別パッケージの導入志向や団体ごとの事務処理方法の違いが大きく、導入時のカスタマイズ志向が強いこともあり、一括でのクラウド化・共同化や、既製のパッケージによるソフトウェア、いわゆるSaaSの適用は難しい。③個々の市町村間での部分的な業務分野において、基幹系システムのクラウド化や共同化の可能性はあるが、その際は、ノンカスタマイズの徹底や事務処理の見直し合意が不可欠である」とのことでした。

また、単独利用型クラウドコンピューティングにつきましても調査・研究しておるところでございますが、共同利用型クラウドと比べまして、単独でのカスタマイズとなりますことから、経費的には下がらないものと考えております。また、過去にクラウドコンピューティングを導入しております民間会社におきまして、大規模障害によるデータの消失や、そのことに起因いたしますデータ漏洩の事故が発生した事例もあることから、セキュリティ面での課題があるものと認識しております。

しかしながら、大阪府内では高石市と忠岡町において同一委託先の提供するシステムを共同利用する取り組みが進められている事例もございます。従いまして、クラウドコンピューティングの導入の可能性につきましては、システムを共同利用でき得る団体を選定するとともに、できるだけカスタマイズが少ないことや、情報管理リスク回避などの条件整備が整うことが必要でありますことから、今後におきましても、他団体の事例などを参考に調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

なお、本町の基幹系システムにつきましては、平成27年12月にリース期間が終了いたしますが、大阪府からは、マイナンバー制度にかかる基幹系システムの改修や連携テストなどが今後控えていることから、システムの切替え時期については慎重に判断する

よう、求められているところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

**都市創造部長** 次に、4点目の「タウンセールス・プロジェクトの成果について」でございます。

タウンセールス・プロジェクトにつきましては、町の知名度向上策を検討する組織として、若手職員を中心とした有志により、定住促進及び企業立地についての検討をしていたところでございます。本町では、本年4月の機構改革におきまして「にぎわい創造課」を創設し、本プロジェクトのコンセプトを継承した形で発展的に解消し、定住促進及び企業立地に加え、観光、商工業などの施策を一体的に推進する組織としております。

また、平成25年度の企業立地促進に関する成果でございますが、「投資奨励計画を持つ市町村」としての認定を大阪府から受けたことにより、町内で先端産業分野の研究開発施設を立地する事業者に対して、大阪府の企業立地に係る府内投資促進補助金の交付対象となるなど、企業立地促進にかかる条件整備を行ったところでございます。

また、町営鶴ヶ池住宅跡地を小野薬品工業株式会社に売却し、同社で新たな研究施設の建設が予定されており、新規の企業立地はございませんでしたが、本町内でのさらなる産業振興が図られたものと考えております。

それでは、6点目の「若山台調整池」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

先ほど他の議員のご質問にも答弁させていただきましたとおり、若山台にございます2カ所の暫定調整池に関しましては、昨年7月に報告のありました若山台調整池雨水調整機能検証業務の報告書におきまして、2カ所の暫定調整池を統合・縮小すると仮定した際の検証結果につきまして、ご提示させていただいたものでございます。

しかしながら、本報告書の考察部分にも記載しておりますとおり、当該暫定調整池の改廃に際しましては、内水解析やハザードマップ等の全町的な治水対策を踏まえた検討や、国や大阪府等の関係機関との協議を実施したうえで検討する必要がある場合がございます。また、このような条件が整い、仮に当該暫定調整池を改廃するに際しましても、正確な統合調整池の容量を設計するにあたっては、さらなる具体的な実測データを用いた詳細な検証を実施する必要があります。

このような条件を整理したうえで、本暫定調整池の今後のあり方については、安全性の確保はもとより、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、改めて総合的に検討を行い、適切に判断させていただく必要があるものと認識をしております。従いまして、現時点において具体的な方針など、お示しできる状況ではございません。

それでは、7点目の「ごみ処理事務の粘り強い広域化への努力と抜本策」について、ご答弁申し上げます。

ごみ処理の広域化については、周辺の自治体の状況を見ると、地方自治の本旨に基づき各自治体が独自に施設を整備されており、広域化の必要性は薄く、本町といたしまし



ても、機会あるごとに打診を行い、可能性を追い求めてはおりますが、現時点では近隣市等との広域化の目処がない状況でございます。

このような状況の中、本町といたしましては広域化に向けた取り組みとして、北摂7市3町による相互支援協定が締結できるよう、積極的に取り組んでまいり所存でございます。

さらに、本年度は、学識経験者で構成する島本町清掃工場包括運営検討委員会において、包括運営委託の導入について審議していただき、今後の清掃工場の運営方法について検討してまいります。

一方、施設の更新にあたっては国の交付金対象外となり、町独自での施設整備は財政状況からも非常に困難な状況でございますことから、今後も粘り強く町村長会を通じ、循環型社会形成推進交付金制度について市町村が取り組みやすい制度にすることや、交付対象や財政措置の拡充など、国に対して要望を継続して行ってまいります。

本町といたしましては、引き続き広域化に向けて努力をし、実現するまでは現施設の長寿命化を図りつつ安定した運転を行い、住民の皆様の生活環境の保全を図ってまいります。

続きまして、10点目の「JR島本駅西地区」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

JR島本駅西土地区画整理準備組合におかれましては、一昨年11月に事業協力者を選定され、まちづくりの実現に向けて協議をなされましたが、結果的には不調に終わり、昨年7月に開催されました第5回総会において、事業協力者の承認の撤回について議決されたところでございます。その後、当初の事業協力者である大成建設株式会社関西支社を含めて、新たな事業協力者の決定とともに、当該区画整理事業の今後の進め方等について、慎重に議論されているところでございます。

本事業に対する町の役割及び関与の必要性につきましては、現在は当該準備組合の事務局を町が担っておりますが、一括業務代行方式において事業を実施する場合、事務局は業務代行者に移行することになります。その際、町は組合からの技術援助申請に基づく技術的援助を行うこととなります。

最後に、住民の皆様のご意向につきましては、都市計画変更の際に、住民の皆様や本町の都市計画審議会の委員の皆様のご意見をお聞きしながら、適切に手続きを進める必要があるものと考えております。

なお、今回の都市計画手続きに入る前に、住民の皆様を対象とした都市計画の変更内容についての説明会等につきましては、現時点で実施する予定はございません。

以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、9点目の「国民健康保険の医療費の抑制について」でございます。

国民健康保険におきまして、年々増加する医療費の抑制は重要な課題であると認識を

しております。このため、保険医療機関からの医療費の請求であるレセプトにつきましては、「国民健康保険法」に基づき審査したうえで、医療機関に医療費を支払うこととなっております。

レセプト点検につきましては、大阪府国民健康保険団体連合会におきまして1次点検を行った後、本町に送付されましたレセプト全てでございますが、本町の委託業者により2次点検を行い、疑義のあるレセプトにつきましては大阪府国民健康保険団体連合会に再審査請求をすることで、医療費の適正化に繋げております。

本町が実施いたします2次点検の内容につきましては、毎月初診料、投薬料、注射料、処置料等について不適切な請求が無いかを確認するとともに、期間や回数が限定されている処方や検査の点検を行うため、3ヵ月分のレセプトをチェックする縦覧点検を行っております。

平成25年度のレセプト数につきましては11万9,848枚で、請求金額は19億2,127万7千円となっております。このうち、大阪府国民健康保険団体連合会が行います1次点検による医療機関への返戻及び本町が2次点検において調剤レセプトとの突合や点数表との照合等を行うことで、約1,560万円の過誤等を発見し、適正に処理を行ったところでございます。

次に、ジェネリック医薬品につきましては、これまで保険証発行時にジェネリック医薬品希望カードを配布し、被保険者の皆様にジェネリック医薬品の利用促進を行ってまいりました。平成25年度からは、ジェネリック医薬品希望カードの配布とともに、循環器系・呼吸器系・消化器系疾患の方を対象に、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合の差額をお知らせする差額通知書を送付し、さらなるジェネリック医薬品の利用促進を行っております。

なお、平成25年度の実績につきましては、差額通知書を328人の方に送付し、11.6%の医薬品について、ジェネリックへの切り替えがなされております。

今後につきましても、医師会等の関連機関との連携を図り、より一層の医療費の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**外村議員** ご答弁、ありがとうございました。1点だけ、私が所属しない民生消防関係の最後の件について、国民健康保険に関して、ちょっとお伺いします。

このレセプト点検ですけれども、何か、株式会社メディブレーションというところに本町は委託しているというふうに資料請求でいただいておりますけれども、この昨年度の11万9,848枚というのは、これはすべてなのか。1次点検した後のもので、一部、すでに1次点検で返されたものは含んでいないからこうなるのか。それと、その請求金額も19億2,127万7千円というのは、本町が昨年度、医療機関に払った金額のどれぐらいの比率になるのか、その辺を教えてください。

それと、1,260万円の過誤等を発見して適正に処理したということですが、発見して、それを適正に金を返してもらったのか知りませんが、その後、その——不正か不正でないかわかりませんが、医療機関に対してどんな処置をされているのかというのが1点と、先ほどのジェネリック医薬品のカードの件ですが、特に循環器系・呼吸器系・消化器系の疾患の方を対象にとおっしゃってますけど、この対象にした理由と、25年度については差額通知書を328人の方に送られた。これは全体のどのくらいの比率なのか。さらに、その11.6%というのは、328人のうち11.6%なのか、その全体の11.6%なのか、ちょっとわかりません。そこを、もう一度教えてください。

以上です。

**健康福祉部長** すいません、ちょっと、まず2点目のほうからご答弁申し上げます。

レセプトですが、まず1次点検、先ほど申し上げました大阪府の国民健康保険団体連合会で行っていただきまして、それがすべて本町のほうに送られてきますので、うちのほうでは2次点検で、改めてすべてを点検いたします。

正式に申し上げますと、1,569万8千円の効果としてあったんですが、これは当然、委託をさせていただいておりますので、委託料、それから手数料として、25年度で申し上げますと586万7,010円の委託関係でお支払いをしておりますので、そのうち2次点検で、先ほど申しました1,500円がしの発見がありました。その辺の差額を、委託から発見した差額を引きますと、983万990円の正式な効果額という形になると思います。

それから、3点目の3疾患にした理由でございますけど、これにつきましては高槻市医師会のほうに、この差額通知をするにあたりまして、関係機関として専門的な見地からいろいろアドバイスをいただきまして、25年度につきましては、今回、初めてさせていただきますので、あまり幅広くせずに、この主な3疾患で実施してはどうかというアドバイスをいただきましたので、その意見を踏まえて25年度はさせていただきます。

328人の方につきましては、その3疾患で医療、お薬もらわれている方に送付いたしまして、その11.6%の切り替えというのは、この328人の方のうち11.6%の医薬品がジェネリックに切り替わられたということでございます。全体の比率ということでございますが、かなりありまして、その辺はちょっと今、現時点では把握はできておりません。

1点目……、レセプトは全部でございます。

以上でございます……（外村議員・自席から「医療機関への対応」と発言）……、この過誤と申しますのは、資格とか内容に不備があったものであったりとか、不正とか、第三者の納付金とか、そういういろいろな内容がありますので、医療機関の部分にしましては、そちらのほうにちゃんと、適正に処理をするようにという形で連絡はさせていただいております。

以上です。

**外村議員** ありがとうございます。

先ほど、委託料が 586 万かかっているという話。人びとさんが資料請求していただいた中に、委託料として 79 万 650 円でメディブレーションと契約されているというふうに聞いているんですけど、成功報酬として 586 万円をさらに払っているということですか。その辺の関係、教えて下さい。

**保険年金課長** 先ほどのご質問なのですが、委託料、今おっしゃった委託料のメディブレーションと契約している中での効果額を言いますと、25 年度につきましては 586 万 7,010 円の効果があったということです……。失礼いたしました。効果は 1,569 万 8 千円の効果がございました。

以上でございます……（外村議員・自席から「答弁になってない」と発言）……。手数料につきましては、国民健康保険団体連合会のほうに手数料を支出しております。79 万の部分は、2 次点検の業者のほうに支出しております。大変失礼いたしました。

**健康福祉部長** 申しわけございません。私、先ほど申し上げました、手数料と委託料という形で 586 万 7,010 円と申し上げましたが、外村議員が最初にご質問の中でおっしゃってましたメディブレーションに払っているのは委託料で、それはレセプトの点検の業務委託料で、それが 79 万 650 円でございます。それから手数料といたしまして、これは国民健康保険団体連合会が 1 次点検をしていただきますので、その手数料といたしまして 507 万 6,360 円を払っております。その 25 年度、両方足しまして 586 万 7,010 円という形で費用がかかったというものでございます。

最初のご答弁で申し上げました約 1,560 万というのは、全体の過誤の合計の金額が、この金額という形でございます。先ほど私、ご答弁で、その委託料・手数料から、効果額としての 1,500 万を引いたら、約 980 万ぐらいの正式な実績額というのがあるという形で、ご答弁させていただきました。

以上でございます。

**平井議長** 以上で、外村議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第 1 号認定から第 13 号認定までの 13 件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、第 1 号認定から第 13 号認定までの 13 件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたします。

た。

この際、暫時休憩いたします。

(午後7時39分～午後8時00分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

**議会事務局長** それでは、日程についてご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会の開催日は、9月10日(水曜日)、9月11日(木曜日)及び9月12日(金曜日)。開議時間は、いずれも午前10時でございます。

次に、民生教育消防常任委員会の開催日は、9月16日(火曜日)、9月17日(水曜日)及び9月19日(金曜日)。開議時間は、いずれも午前10時でございます。

以上でございます。

**平井議長** お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会審査のため、9月9日から9月29日までの21日間を休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、9月9日から9月29日までの21日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

次会は、9月30日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後8時01分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第62号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第4号）
- 第63号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第64号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第65号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第66号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第67号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第2号認定 平成25年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第3号認定 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第4号認定 平成25年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第5号認定 平成25年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第6号認定 平成25年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第7号認定 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第8号認定 平成25年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第9号認定 平成25年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第10号認定 平成25年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第11号認定 平成25年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第12号認定 平成25年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第13号認定 平成25年度島本町水道事業会計決算



平成26年

島本町議会9月定例会議会議録

第5号

平成26年9月14日(日)



## 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 5 号)

年 月 日 平成 26 年 9 月 14 日 (日)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	副 町 長	乾 知 範	教 育 長	岡 本 克 己
総 合 政 策 部 長	島 田 政 弘	総 務 部 長	柴 山 則 文	まちづくり事業推進 プロジェクトチーム 部 長	由 岐 英
健 康 福 祉 部 長	近 藤 治 彦	都 市 創 造 部 長	水 木 正 也	上 下 水 道 部 長	今 中 良 昌
消 防 長	木 下 光 平	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀	会 計 管 理 者	妹 藤 博 美

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	永 田 暢	議 会 総 務 課 長	猪 倉 悟	書 記	村 田 健 一
---------	-------	-------------	-------	-----	---------

議事日程第5号

平成26年9月14日(日)午後2時開議

日程第1 第68号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第5号)

(午後 2 時 0 0 分 開議)

**平井議長** 皆さん、こんにちは。本日は、公私何かとお忙しい中、また休日にも関わらずご参集いただきまして、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

本日は休会の日であります。議案審議のため、「地方自治法」第 102 条の 2 第 7 項及び会議規則第 10 条第 3 項の規定により、会議を開くことといたします。

これより本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第 1、第 68 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算(第 5 号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長(登壇)** それでは、第 68 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第 68 号議案 朗読)

次に 1 の 5 ページ、「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。

まず、「清掃工場施設改修工事監理業務委託」の追加設定について、ご説明申し上げます。

清掃工場 施設改修工事につきましては、第 53 号議案の工事請負契約締結にかかる議案でご説明させていただきましたとおり、改修工事の工期が本年度から平成 27 年度までの 2 カ年となり、工事にかかる監理業務委託につきましても 2 カ年の契約となりますことから、債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

次に、「町立小学校給食棟設置事業」の変更について、ご説明申し上げます。

第一小学校及び第三小学校の給食室につきましては、現在、校舎内にありますが、これまでの町立各小学校の耐震診断の結果、給食室に耐震壁が入り、給食室としての機能が果たせないため、耐震補強工事開始前に校舎外に給食棟を設置することが必要となっておりました。そのため、平成 26 年度当初予算において校舎外に給食棟を設置するための事業費をご可決いただいたところでございます。

しかしながら、各小学校耐震補強工事設計業務を進める中で、第一小学校の給食室につきましては、柱を補強し、隣接する図工室を活用して改修することの工夫により、引き続き校舎内での対応が可能となったものでございます。一方、第三小学校につきましては、給食室のある一部校舎において、耐震補強工事を実施した場合には各階に耐震壁が多数入り、校舎そのものの機能が損なわれる見通しとなったことから、給食室及び校舎の整備や保育所、学童保育室の一体的な整備を含めた、総合的な検討を行うことといたしました。このようなことから、いずれも給食棟の設置を見送ることとなり、債務負担行為についても、廃止させていただくものでございます。

次に1の6ページ、「第3表 地方債補正」でございます。

債務負担行為補正でご説明させていただきましたとおり、給食棟設置事業にかかる予算を全て減額することから、財源として計上しておりました給食施設整備事業債につきましても、全額を減額させていただくものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、早期に予算措置が必要となっております事業を精査し、ご提案させていただくものでございます。

主な内容につきましては、歳入では、国庫補助事業にかかる財源の組み替え補正や各特別会計との前年度精算金などについて補正させていただくものでございます。歳出では、保育緊急確保事業補助金を活用した民間保育所職員の処遇改善にかかる予算、地域福祉・子育て支援交付金を活用した保育所及び幼稚園の防災防犯対策事業・認知症対策事業・介護予防事業などにかかる予算、大阪府からの旅券発給事務の移譲にかかる関連予算、定期予防接種にかかる関連予算、耐震化にかかる関連予算などについて、補正させていただくものでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1の9ページ、「歳入」でございます。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金1,188万5千円の増額でございます。保育緊急確保事業補助金につきましては、前年度まで安心こども基金で補助されておりました事業が、本年度からは保育緊急確保事業に移行され、また、あわせて事業内容についても拡大されたところでございます。これを受けまして、当初予算におきまして、安心こども基金として予算計上しておりました特定財源の組み替え補正を行うものでございます。

第5目 教育費国庫補助金760万円の減額についてでございます。これにつきましては、債務負担行為補正でもご説明させていただきましたとおり、第一小学校及び第三小学校の給食棟設置事業について、いずれも設置を見送ることとなったため、その財源である交付金につきましても、減額させていただくものでございます。

第15款 府支出金、第2項 府補助金、第1目 総務費府補助金80万円の増額につきましては、大阪府からの旅券発給事務の権限移譲に伴いまして、その初期費用及び事務費分について、交付されるものでございます。なお、内訳につきましては、初期経費分として64万3千円、本年度の事務費3ヵ月分として15万7千円となっております。

次に、第2目 民生費府補助金283万4千円の増額のうち、第1節 地域福祉・子育て支援交付金530万7千円の増額でございます。これにつきましては、子育て支援分野特別枠及び介護保険特別枠の事業について、補助が受けられる見込みとなったものでございます。このうち、子育て支援分野特別分につきましては、保育所及び幼稚園の防災防犯対策向上への取り組みにかかる経費の財源となるものでございます。また事業内容

につきましては、救急セットなどの防災用備品の購入、緊急情報発信メールの整備等を予定しております。次に介護保険特別枠につきましては、認知症対策事業、介護予防事業及び二次予防事業の財源となるものでございます。

次に、第2節 児童福祉費補助金 247万3千円の減額でございます。これにつきましては、安心こども基金事業補助金の減額及び保育緊急確保事業補助金でご説明させていただきまして、制度移行に伴う予算の組替え補正でございます。

続きまして、第18款 繰入金、第1項 特別会計繰入金、第1目 後期高齢者医療特別会計繰入金 2万7千円の増額及び第2目 介護保険事業特別会計繰入金 3,205万円の増額につきましては、前年度の各特別会計に対する繰出金の精算でございます。

次に、1の10ページでございます。第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金 1億184万2千円の減額につきましては、年度間の収支を勘案し、減額するものでございます。

次に、第19款 諸収入、第5項 雑入、第4目 雑入 287万4千円の増額でございます。

予防接種徴収金につきましては、本年10月1日から定期接種化される成人用肺炎球菌ワクチンの接種にかかる自己負担金でございます。

次に、訴訟に係る給与等返還金につきましては、元職員に対して請求していただきました給与返還金及びその遅延損害金の納付があったことから、補正させていただくものでございます。過年度弁護士費用返還金につきましては、公平委員会にかかる業務及び給与返還訴訟にかかる業務について、すでに支払済みとなっております弁護士費用のうち、事務費について精算をするものでございます。

源泉所得税徴収金につきましては、源泉徴収漏れがありました所得税について、納付がありましたので補正させていただくものでございます。なお、今回の納付により全額が納付完了となったものでございます。

第20款 町債、第1項 町債、第3目 教育債 2億150万円の減額についてでございます。これにつきましては、国庫補助金と同様に給食棟設置事業にかかる財源を減額するものでございます。

続きまして、1の11ページからの「歳出」でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 21万6千円の増額でございます。これにつきましては、給与返還訴訟の終了に伴い、報酬金として弁護士費用を支払うものでございます。

第1項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費 118万5千円の増額についてでございます。これにつきましては、大阪府から権限移譲による旅券発給事務について、高槻市に対し「地方自治法」上の事務委託を行うため、委託料を予算計上させていただくものでございます。

次に、1の11ページから12ページにかけてでございます。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第4目 年長者福祉費 285万5千円の増額についてでございます。これにつきましては、府補助金でご説明申し上げましたとおり、地域福祉・子育て支援交付金の介護保険特別枠を活用した事業を予定しております。第7節 賃金 143万9千円の増額につきましては、二次予防事業として保健師2名及び事務職1名を雇用し、前年度に行いました二次予防事業基本チェックリスト未返送者を訪問し、回収等を行うものでございます。第8節 報償費 20万円の増額につきましては、認知症対策として講演会の開催を予定しており、その講師謝礼を増額させていただくものです。第9節 旅費 1万4千円の増額につきましては、二次予防事業にかかる旅費でございます。第11節 需用費 56万円の増額につきましては、二次予防事業にかかる事務用消耗品の購入と、認知症対策にかかる啓発物の印刷にかかる経費でございます。1の12ページでございます。第12節 役務費 8万2千円の増額につきましては、二次予防事業にかかる郵便料でございます。第18節 備品購入費 56万円の増額でございます。これにつきましては、本町で取り組んでおります介護予防事業の「いきいき百歳体操」のデータ集計及び分析をより効果的に行うため、パソコン等の購入をさせていただくものでございます。また、訪問指導用の電動自転車及びそのバッテリーを購入させていただくものでございます。

第5目 国民健康保険費 499万円の減額、第6目 後期高齢者医療費 63万3千円の減額及び第7目 介護保険費 452万1千円の減額についてでございます。これにつきましては、各特別会計の補正予算に伴いまして、特別会計繰出金を減額するものでございます。

1の13ページでございます。第2項 児童福祉費 第2目 児童措置費 520万円の増額についてでございます。保育士等処遇改善補助につきましては、国庫補助金及び府補助金でご説明させていただきましたとおり、保育緊急確保事業補助金により拡大された事業といたしまして、民間保育所職員の処遇改善にかかる補助金を予算計上させていただくものでございます。

次に、第3目 児童福祉施設費 215万円の増額のうち、第14節 使用料及び賃借料 3万5千円の増額でございます。情報伝達システム使用料につきましては、保育所が保護者に対し、防犯・防災等の緊急情報発信メールの一斉送信ができるよう、システムの導入を図るものでございます。第18節 備品購入費 211万5千円の増額につきましては、管理備品として、災害対策のための救急セット及び防犯対策のための刺叉を購入させていただくものでございます。また保育備品につきましては、災害時の移動のための六輪避難車を購入させていただくものです。

なお、ただいまご説明させていただきました、それぞれの経費につきましては、全額を大阪府の地域福祉・子育て支援交付金の子育て支援分野特別枠を財源として、実施させていただくものでございます。

次に、1の13ページから14ページにかけてでございます。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第3目 予防費1,589万9千円の増額のうち、第11節 需用費2万1千円の増額、第12節 役務費24万8千円の増額、1の14ページの第13節 委託料1,558万1千円の増額及び第20節 扶助費4万9千円の増額につきましては、本年10月1日から水痘及び成人用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種として位置づけられることに伴いまして、それに伴う医師会への委託料などの事業費を計上させていただくものでございます。

第9款 教育費、第1項 教育総務費、第2目 事務局費15万円の増額でございます。

第8節 報償費10万円の増額及び第11節 需用費5万円の増額につきましては、日本語が十分に理解できない帰国子女の児童1名を支援するため、指導協力者へ謝礼及び事務用消耗品にかかる予算を計上させていただくものでございます。

1の15ページでございます。第2項 小学校費、第1目 学校管理費2億7,828万5千円の減額のうち、第11節 需用費28万円5千円の減額につきましては、第一小学校及び第三小学校の給食棟設置にかかる印刷製本費を減額するものでございます。第13節 委託料1,800万円の減額につきましては、第一小学校及び第三小学校の給食棟設置にかかる工事監理業務委託を減額するとともに、給食棟設置のために必要であった第一小学校における発掘調査業務委託についても、あわせて減額させていただくものでございます。また第三小学校改築基本構想業務につきましては、先ほど債務負担行為補正においてもご説明させていただきましたとおり、小学校の耐震補強工事設計業務を進める中で、第三小学校につきましては、一部の校舎が耐震補強工事を実施した場合には耐震壁が多数入り、校舎としての機能が大幅に低下することから、給食室及び校舎の整備の検討を行うとともに、保育所や学童保育室の一体的な整備を含めて総合的な検討を行うため、予算を計上させていただくものでございます。第15節 工事請負費2億6,000万円の減額につきましては、第一小学校及び第三小学校の給食棟設置事業にかかる予算の全額を減額させていただくものでございます。

第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費30万2千円の増額のうち、第14節 使用料及び賃借料3万5千円の増額についてでございます。情報伝達システム使用料につきましては、幼稚園が保護者に対し、防犯・防災等の緊急情報発信メールの一斉送信ができるよう、システムの導入を図るものでございます。第18節 備品購入費26万7千円の増額でございます。管理用備品につきましては、災害時などのための救急セット及び防犯対策のための刺叉の購入をするものです。

なお、ただいまご説明させていただきました、それぞれの経費につきましては、全額を大阪府の地域福祉・子育て支援交付金の子育て支援分野特別枠を活用して実施させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度 島本町一般会計補正予算（第5号）の説

明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより質疑を行います。議事がスムーズにいきますよう、質疑また答弁においても簡潔にさせていただきますようお願いをします。

また、先日の定例会議において質疑した内容については、重複することのないようにさせていただきますようお願い申し上げて、これより本案に対する質疑を行います。

**乾副町長** ただいま、ご提案申し上げました第 68 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）のご審議をいただきます前に、お詫びを申し上げたいと存じます。

過日、第 62 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）のご審議の中で、ご指摘をいただきました時間外勤務のあり方などにつきまして真摯に受けとめ、速やかにその改善に努める所存でございます。すでに時間外勤務による職員の健康管理の面、人件費の面、住民サービスの面など、多方面にわたります調査検討を進めております。具体的な改善策がまとまり次第、必要な措置を講じてまいりたい、このように考えております。

つきましては、本日の第 68 号議案は、提案説明のとおり、過日の第 62 号議案に含まれておりました時間外勤務手当などを削除いたし、急を要します経費などの補正予算となつてございます。

しかしながら、このような事態を招くに至り、議員の皆様をはじめ多方面にご迷惑をおかけいたしましたことを、まことに申し訳なく、深くお詫びを申し上げる次第でございます。何とぞ、ご理解を賜りますよう、よろしくをお願い申し上げます。

**平井議長** それでは、これより本案に対する質疑を行います。

**関 議員** 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）における審議の際に指摘した時間外勤務等を含む人件費などが、この予算では入っておりませんが、第 4 号には入っていて、この第 5 号では省かれた予算については、いつまでに、どのように、あげてこられる予定なんですか。

**乾副町長** 先ほども申し上げましたが、もう翌日からすでに、先ほど申し上げましたとおり時間外勤務によります職員の健康管理の面、人件費の面、住民サービスの面など、多方面にわたります調査、また北摂各市の状況、府下市町村の状況等も含めて資料収集はほぼ終わっておりますので、できるだけ速やかに具体的な改善方策、日時につきましては、この場で、これまでということは申し上げることは困難ではございますが、できるだけ速やかに具体策をお示しをし、必要な措置を講じてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

**関 議員** 確認しますけれども、資料が集まっただけで、未だ具体的なのはゼロから出発ということではよろしいんですか。



**乾副町長** 現状分析、それから多方面にわたります資料も収集をいたしておりますが、それらの分析ですね。それから、超勤が年々増加している、そういう原因も明らかにしたうえで、分析を加えて、具体的な対応策を考えていく必要がある。単に資料を集めただけということではなくって、すでに、その分析にもかかっております。

以上でございます。

**平野議員** 一般会計補正予算（第5号）に対して質問します。

今、冒頭に副町長のほうでお詫びがありました。その内容につきましては、第4号の中で随分議論のありました時間外手当のあり方について申されたところでしたが、私は、今のお詫びは、半分はそのとおりでと思いますけど、やはりもう一つは、私たちも第4号の反対の理由としました高槻市にパスポート発給事務を委託するという、その委託料について反対したものですから、その点について何も触れられなかった。つまり、今日の日曜議会を開く、開催する大きな理由になったのではないかと思いますけど、そうではありませんか。お答えいただきたいと思います。

それから、確かに前の55号議案で、このパスポートの事務委託するための高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議についての規約案について、審議を行ったところですよ。重複しないよということだったと思いますけど、重複しないのは、あくまでも一般会計補正予算のほうだと思いますのでね。今回の補正予算の委託料を問うにあたっては、55号議案の審議を再度しないといけない、再度というか質問を、重なる部分もあるかと思いますが、お尋ねいたします……（「それは駄目だ」と呼ぶ者あり）……。

委託料を、それは一般会計（第4号）についての重複しない議論のことでありましてね、当然、高槻市への委託料を検討するにあたっては、55号議案と重なる質疑もさせていただきます……（「議長、それでいいんですか」「当然です」他、議場内私語多し）……。

55号議案の質問の際に、川口町長は、このパスポート事務が進まなければ、今後の広域連携は進まないと言われました。それにつきましてね、私たちは、この議場で初めて聞いたんですね、そういったことは。これまで、旅券発給事務にかかる事業連携についてということで7月14日の議員全員協議会で資料をいただいております。これまでの経過についてということで、時系列で、これは平成になってますけど、平成25年、2013年12月3日から平成26年、2014年の7月14日までの全協での報告までのことが書かれてますけれど、この中で12月9日の全協、4月21日の全協、7月14日の全協、この中で、そういった内容で、町長なり副町長なり、総合政策部長から説明は一言もありませんでした。それは、なぜですか。そういったことは一言もなく、この前の本会議場で初めて発言されたのです。日曜交付があるからメリットがある、経費削減になるからメリットがある、その点は申されました。ですが、今、川口町長が発言したようなことは

一言も、そちらからですよ、行政側から、執行部側から説明はなかったと思います。そこはやはり、きちんと説明が必要だったのではありませんか。お尋ねします。

**平井議長** 今回の68号議案の、議案の内容について質疑していただかんと……（平野議員・自席から「委託料に関わります」と発言）……。それについて、簡潔に答弁に願います。

**川口町長** 前の議会でも、今回のパスポート発給の事務に関する委託でございますけど、広域連携を今後進めていく大きな契機、大きなチャンスだというふうなことを申し上げました。このチャンスがうまくいかなければ、それは即ピンチになるわけでございまして、今後、両市町の議会の議決を必要とするような事務の委託については極めて困難である、実現する可能性は極めて低い、私はそのように思っております。

以上でございます……（平野議員・自席から「なぜ、その説明をしなかったのかと」言っているんです」と発言）……。

**乾副町長** 私のお詫びの中で、第62号議案については、時間外勤務のあり方などで指摘があった、こういう内容のお話をさせていただきました。その以前に、パスポートセンターの広域連携を進めるために必要な規約につきましては、確か8対5で可決をいただいております。従いまして、補正予算の中では、特にこの時間外勤務のありよう、これにつきまして多々ご指摘をいただいた、そのように理解をいたしております。

以上でございます。

**平野議員** 第4号の否決の理由は、大きく2点だったんですよ。時間外手当の問題と旅券発給事務に関する高槻市への委託の問題、大きく二つだったんです。確かに人数は、そちらのほうが少なかったですよ。それでも反対の理由になり、結果的には否決という形になったわけですから、その点について、きちんと理由を述べて、今日の日曜議会を開かざるを得なくなったということ、やはり、その本質のところを正直に説明していただかないといけないというふうに思っております……（「議案は通ってる」と呼ぶ者あり）……。

再度、お尋ねしますが、町長はね、今おっしゃいましたけど、事務連携が進まないとおっしゃいましたけど、これまでの3回ある全協の中では、一言もそんなことは申しておられませんよ。これだけは議事録を私は確認しておりますので、書いておられません、発言しておられませんので、そのことだけは、ここで申しておきたいと思っております。言っておられましたのは、経費削減になるということです。

私が6月の一般質問で、高槻市に事務委託しても、住民は町役場で戸籍抄本や住民票を取って高槻市パスポートセンターで手続きをするので、結局二度手間になる、町役場で行うほうがワンストップで済み、住民サービスに繋がるのではないかと町長に尋ねましたところ、町長は、町役場でできたら住民の皆さんの利便性に繋がるのは確かですと、はっきりと答弁されているんですよ……（「常識だろう」と呼ぶ者あり）……。その後、費

用負担が明らかになって、高槻市に委託する事務委託費用は226万6千円、町単独で実施する場合は323万6千円ということでした……（「議長、整理して」と呼ぶ者あり）……。つまり、経費縮減効果は、わずか97万円だったんですね。

**平井議長** 簡潔に。

（「何言うてんねん」「議案質疑やで」他、議場内私語多し）

**平野議員** 何度も言います。97万円しか効果額がないのに、あえて事務委託をするということの、その点は、やはり住民利益にとってどうなのかということを私は問いましたけど、再度、この委託料を質疑するにあたって、ご答弁をお願いします。

（「1回、質問したことはやめて」「時間もったいない」他、議場内私語多し）

**総合政策部長** 今回の旅券発給事務について、高槻市のほうに調査検討を依頼をさせていただきまして、その内容につきましては、過日の議員全員協議会のほうでご説明を申し上げたとおりでございます。その中でも、今後の広域連携を進めるにあたりましては、このパスポートの事務を一つの契機として今後とも事業連携について進めてまいりたいというふうにも、ご説明を申し上げたというふうに私、記憶いたしておりますので……（「そうや」と呼ぶ者あり）……、今後もその認識については変わりはありません。以上でございます。

**川口町長** 私、高槻市のパスポートセンターへ行くよりは、島本町の役場で事務を行ったほうが、利便性が高いと申し上げました。それは極めて当然のことでございます。私、そういった質問いただいたときに、今の状態は大阪府の谷町四丁目、あるいは阿倍野のパスポートセンターなんかで取るよりは随分利便性が、島本町の役場で行うほうが高いと、そのように申し上げていたと思います。全体としては、そういった議場でのやりとり、あるいは全員協議会のやりとりでは、そういったことで申し上げていると思います。それと、議員全員協議会で、これがうまくいかなければ、今後、広域行政が進んでいくのが困難であると、そんな説明がなかったというふうなご質問でございますけど、議員全員協議会の中では、そういったやりとりがなかった、議場で初めてそういうやりとりがあったら、ご答弁したということでございますので、よろしく願いいたします。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

重複するような質疑は、できるだけ避けていただきますように、改めてお願いしておきます。

**平野議員** 島本町でパスポート発給事務を行うほうが住民のサービスに繋がると、私は一貫して申しております。

もう1点ね、この事務のあり方に問題があるというふうに私は考えております。この高槻市との広域行政の進め方です。慎重に、やはり行わなければならないと思いますが、この旅券発給事務にかかる事務連携についての経過を改めて見てみますとね、12月3日に高槻市に事業連携の検討を申し入れられている……（「同じ質問やで」「何回、訊けば」

と呼ぶ者あり) ……、12月9日に全協で報告された。これはあくまでも口頭ですよ。12月3日に依頼文書は一切明らかにせず、4月21日の全協でようやく提供されています。その後、4月21日の全協で、この高槻市・島本町広域行政勉強会ワーキングの報告書を報告されました。ここで初めて、いろいろな費用負担の問題とかを明らかにされたんです。ですから、私たちは、その費用負担の報告書を十分に検討した結果、島本町で実施するということについては大きな負担にはならない、住民サービスに繋がるという判断をしたわけです。ですから、5月30日付けで……(「議案と違う」と呼ぶ者あり) ……、平野と戸田靖子議員と外村議員とで3名で、拙速に高槻市長に旅券発給事務に関わる事務委託の依頼文を……。

**平井議長** 68号議案に対して、その内容については、先般終わっていますので。

**平野議員** 関わります。提出することを……。

**平井議長** もうちょっと、簡潔にやっていただかないと困りますので。

(「議員の発言権を」「だったら、守って下さいよ、自分から」他議場内私語多し)

**平野議員** 依頼文を提出することは慎重にさせていただきますよう強く要望しますと、要望書を5月30日付けで出したんですね。それに対して、何もそちらからの議会に対する経過説明もなく、今度は7月14日の全協で、もう規約案を出してきたという、そういう流れだったんです。つまり、行政側としては、執行部側としては議会に対する説明責任、合意形成の努力をしなかった……(「同じことを何回言うの」と呼ぶ者あり) ……ということで、結果的に規約案を全員合意、議会の総意で可決できなかったという事態になったわけですよ。

今回の一般会計の否決が、ひいては高槻市において規約案の取り下げを招いたことになりましても、それはそれで大変な事態だと思いますけどね。だけど、それは執行部側が、その合意形成を十分図らないまま規約案を提案したことに、そこに問題があるのではありませんか。お答え下さい……(「議案と関係ない」「自分たちの主張と議題と違うからでしょう」と呼ぶ者あり) ……。

また、今後、大阪府からの権限移譲を受けなければならない、とおっしゃいました。その受け皿に、この高槻市と島本町の広域連携の受け皿として、今、連携を進めて、高槻市・島本町広域行政勉強会で受け皿となっていくという……。

**平井議長** 簡潔にお願いします。

**平野議員** ことをおっしゃってますね。だけど、大阪府からの権限移譲については、大阪府からのいわゆる地方分権の制度実施要綱には、府から市町村への事務移譲を受ける場合にね、三つの手続きがあると書いてあります。1には市町村からの申し出による手続き、2には市町村との協議による手続き、3点目には市町村から要請による手続きがあると……。

**平井議長** 簡潔にして下さいということで、再々お願いさせていただいているので。

**平野議員** 大事なことです。

**平井議長** 大事なこととか大事でないとか、そういうことを一切言うてるわけじゃないんで。

**平野議員** お答えいただかないといけないのでね。

で、市町村から申し出による手続きで、今回はパスポート事務を受けるということになったんですけどね、今後の府からの事務移譲についても、あくまでも島本町側が受ける力量なり体制ができてはじめて、やはり受けるということにならないと、大阪府から何でもかんでも権限移譲されるからね、受けなければならないという、そういうスタンスではいけないのではないですか。島本町として、できることをすればいいです。職員配置、専門的な職員がないのに受ける必要はないんですよ。そのところをはっきりしていただかないと、今後、そのスタンスをしていただかないと、島本町で受けられないから高槻市に委託しますでは、そういうスタンスでは駄目です。そのこともお答え下さい。

(「何の質問や」、平野議員・自席から「議員の発言、保障してよ」と発言)

(「会議規則第54条を守ってくれと言うてる」他、議場内私語多し)

**乾副町長** 手続き的な問題はちょっと別にしまして、事案によりますと、これまでも、従来もそうなんです、全員合意を得られる、そういったことは過去にもなかったと思います。従いまして、全員の合意を前提に進めていくべきだ、これにつきましては極めて困難な状況にあったのではないかと、こういうふうに認識をいたしております。

以上でございます。

**河野議員** 第68号議案 一般会計補正予算(第5号)に対し、質疑をいたします。

冒頭に、副町長からご挨拶とお詫びということをいただきまして、そのことそのものには否定をするつもりはありません。ただし、先日、9月の8日、一般会計補正予算(第4号)が否決をされました、賛成6、反対7ということですね。一般紙の報道を見ますと、先ほど副町長がお詫びをされた超過勤務手当のことが主な理由として、5人の議員が反対の意見を述べていたというような報道もありますが、私自身も議場に座っております、その報道は正しいと思っております。

しかしながら、過半数の賛成を得られなかったのは、他の要素もあって否決に至ったということですから、超過勤務を取り下げたことで、それで議会の総意を得られるというふうに特化してお詫びをされたことに対してね、当然、疑義があるという質疑が出て仕方がないと思っております。その点については、どのようにお考えでしょうか。

参考までに申し上げますと、私たち日本共産党町会議員団は、旅券発給事務の委託については反対の姿勢を出しましたが、先日の、この委託料を含む一般会計補正予算(第4号)には、他の必要な予算があるということで賛成をさせていただいております。しかしながら、それは賛成6の中で、旅券発給事務の賛成には入っていないということです。

から、多様な意見があつて、それが重なつた結果、補正予算が否決された。しかしながら、じゃ、そのことについての見識については、やはり、今後、広域行政のこの事務を進められるにあたっては慎重を期すべき、また誠意を尽くすべきというふうに私は思っておりますが、その点についても見解をお示しいただきたいと思ひます。

もう1点の質問は、超過勤務手当の説明、お詫びさえすればということではなく、なぜ、今日でなければならなかつたのか。その点についての、やはり今日の議案提案に至つたのか、日曜議会を開かなくてはいけなかつたのかということについて、きちんとした説明をされておられません。私たち、いろいろな内容で、議員ですから、いろいろな政党関係で聞いておりますが、住民にとっては、なぜ日曜日だつたのかということは、やはりしっかりと正式なご説明、答弁が必要だと思ひます。私自身もその点については、実は議会運営委員会においても、なぜ今日なのかということの正式な説明はいただけておりませんので、そここのところはしっかりと答弁を求めますし、今日でなければいけないのであれば、私たちもそれ相当の判断をしなければいけません。答弁をお願いいたします。

それから、超過勤務手当のことですけれども、議題にはあがつておりませんが、先ほど幾つか質疑がありましたので、関連しますので、質問させていただきます。単純に、超過勤務手当削減をするというふうな方向に進められることには、非常に危機感を抱いております。下半期、休日の行事もたくさん予算上も予定されておられますので、その点、深い議論をしていただいて結果を出していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

**乾副町長** 1点目のお尋ねでございます。今、河野議員がおっしゃいましたような、そういう事実もございました。しかし、主として時間外勤務のあり方など、こういうご指摘があつて、否決された要素も多かつたのではないかと考えております。そして、今回は、この超過勤務手当を除きまして、パスポートセンターの委託料につきましては計上させていただきますので、この場でご意見をいただければありがたいというふうに思っております。

3点目の超勤の問題ですが、これは先ほど申し上げましたように、超勤に関わる人件費だけを削減すればいいといった問題ではないと思っております。先ほど申し上げましたように、この北摂7市の人口1千人当たりに対する職員数、それから市町村の人口1千人当たりに対する職員数、これで見ますと、団体によって、消防を一部事務組合でやるとか特殊なケース、その場合は低くなつております。それを除きますと、たぶん島本が府下町村の中で、人口1千人当たりでは最も低い数字になつております。それと北摂7市の——人口多いですけども——人口1千人当たりの職員数、そこらも本町と遜色はない。こういうことになりまして、やはり職員数では厳しい状況になつていないか。こういうことも含めまして、必要があれば職員数の増加、こういうことも考える必

要もございますし、それから職員の健康管理の面から、やはり上限、厚生労働省で1ヵ月当たり100時間以上でしたか、超勤をさせた場合、それは疾病の大きな要因である、こういうふうな基準等もございますし、そういった基準等も含めまして総合的に考えていきたい。やはり職場、この自治体業務を担っておるのは職員でございますので、そういう職員の職場環境の改善等も含めまして、また人件費の問題も総合的に含め、検討をしてみたい、このように考えております。

それと、なぜ本日、日曜日にこういう臨時会を開いたのか。これにつきましては、河野議員も十分ご案内のとおり、高槻市さんの9月議会の日程等も十分ご理解をいただいていると思います。そういう中で、本町が高槻市さんにパスポートの事務委任をする場合、規約についてはご可決をいただいております。ただ委託料につきましては、これは超勤等の問題で、62号議案につきましては否決をされております。高槻市さんのほうでパスポートセンターのご審議をいただく際に、本町の委託料がまだ予算措置もされていない、そういう中では高槻市さんも、その対応に苦慮されるのは当然でございますし、今回、提案を見送られたというふうに聞いております。少なくとも、本町につきましては姿勢として、最大限の努力をしていく、そういう姿勢をお示しする必要があるということと、それから10月1日には、これはワクチン等、その他10月1日からしなければならぬ業務もございましたので、急遽、日曜日に開催をいたさせていただいた、こういうことでございます。

以上でございます。

**平井議長** 超過勤務については、今回の68号議案には計上されておられませんので、その辺については十分考えたうえで、質疑をさせていただきますようにお願いします。

**河野議員** 超勤のことはこれ以上申し上げませんが、先ほどの質問をお認めになったので、関連して確認する必要があると思って質問させていただきましたので、その点はやはり徹底していただきたいと思います。ただ、議題外にわたっての質疑というものは、私自身は、必要であれば認めるところは認めるということは求めておきたいと思います。

先ほど、副町長からご説明いただきました。一般会計補正予算（第4号）を議案提案されるにあたって、私たちは大阪府のパスポートの旅券発給事務についての委託料については、前段の議案について否決、反対の態度を取ってますので、そういったことは補正予算の中であっても反対という意見表明はしております。

しかしながら、多様な意見が重なる中で、こういったこと自体が起こったということと、結果として、それが高槻市に対する今後の広域連携の議論に、55号議案が全会一致で取れなかったということだけではなく、その後に肝心の予算が流れてしまったということが、決定的な、この日曜日に開かなくてはいけないという、そういうことだったというふうに認識しておりますが、それは、あえて確認はいたしませんけれども、そういうことがあるんですから、やはり事前に、どんな予算であっても誠意を持って、すべての

議員に賛成をしてもらえるような、そういった求めるような丁寧な説明や、そういう自治的な問題ですね。そういったことを、やはり説明をするという執行部の態度は、今後、求められると思います。

先ほどおっしゃったように、様々な今日に至った事情は、私たちはたまたま政党に所属している議員ということでの、そういった情報交換の中で知り得るものであって、正式な町会議員としての説明というものは十分になかったというふうに今でも思っていますので……（「それは違う」と呼ぶ者あり）……、その点はお気をつけいただきたいと思いますが、それは各議員の感じ方、違うと思います。よろしく願いいたします。

それから、そうは言いましても、町会議員としての判断が、いろいろな波及、波紋を呼んでいるということは私も認めるところです。その点で言えば、高槻市さんのほうにおいては地方分権特別推進委員会で、私たちよりも早くから様々な広域行政、地方分権の問題について執行部から報告を受け、そこで熟議を重ねられて、一定の方向性を出す、中間報告を出すという仕組みを持っておられますので、当然、私たち島本町議会はお願いすることのほうで圧倒的に多いわけですから、私たち自身もそういった地方分権に関わる熟議を重ねるような機関を持つべきだというふうに私は思っておりますけれども、そういったものが、やはり不足していたことも、今回の事態を招いたのではないかというふうに思っております。その点、執行部としては答えにくいところがあると思うんですが、やはり両輪として、議会もそういった機能を備え持つ必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。答弁を求めます。

**乾副町長** 広域連携といいますのは、本町と他団体の関係でございます。今、ご指摘ございました点、重要な点も含まれていたというふうに思います。今後、改善できる点につきましては、極力、改善に努めたい、このように考えております。

以上でございます。

**外村議員** 私は、先だつての第4号の補正予算に反対した理由は、二つありました。

一つは、第55号議案で反対しましたように、事務委託はすべきでないという考え方がありましたので、それが含まれているものは賛成できない。もう1点は、やはりほかからも出ましたけども、時間外手当に関する考え方、非常に杜撰である。私はあのとき言いましたのは、当初予算が7,967万1千円だった、時間外手当。もう、今回の補正予算ですでに当初予算を超えてしまっている。こんな予算が、本来、当初予算って一体何だったのかということをおは言いましたけども、明確な回答はなかった。しかも、何か青天井みたいなことがありまして、そうしたら当初提案は何だったのか。ほかの予算もすべて、もう適当に組んでおいて、足らなければ全部補正予算を組めばいいのかという話も、私、しました。

だから私、今回、訊きますけども、先ほど副町長からは、即、否決された時点から精査して改善していくために検討してます、ということでしたけども、具体的に、今年度



予算、この7,967万をもうすでに守れてない。半年、まだある中で、当然、4月1日に遡って払い過ぎたものもすべて検討する……（「議案に入っていないよ」他、議場内私語多しと呼ぶ者あり）……ということも含まれているのか。また、私は前から言ってますように、検討するのであれば……。

**平井議長** 先ほどから、平野議員しかり、河野議員の先ほどの質疑において、超勤の部分については今回外されておりますので、そのことに触れて答弁を求めるといのは差し控えていただきたいということで……（外村議員・自席から「そんなことないです、これが最大の焦点になって否決されたわけでしょう」と発言）……、だから、今回、それは外した新しい議案として提案されているので、その部分については、改めて提案したうえで質疑するときがあるんで、そのときにしていただかないと、それを持ち出して、今回の議案でやられると、ちょっと、それは違うと思うんでね。それについては、差し控えていただきたい……（外村議員・自席から「わかりました、じゃ、反対討論でやりますから」と発言、「次の予算、あがってきたときにしよう」と呼ぶ者あり）……。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

**外村議員** 反対の討論します。

先だつての討論の趣旨は、最大の趣旨は、第55号議案の高槻市と島本町の一般旅券申請受理等に関する事務委託に関する協議についてということで反対しましたので、それに関わる補正予算、180万なにがしかの支出は認められないという論理の一貫性を貫くために反対しました。今日は、傍聴の方もたくさんいらっしゃいますので、なぜ反対したかを、改めて言います。

第1の反対理由は、本件の進め方に問題があった。そもそも昨年11月、大阪府に対して本事務の権限移譲を申請した際に、いや、本来は申請する前に、まずは議会に報告すべきものをしないで、かつ、その時点ですでに高槻市に委託をすることを決めていた前提に進めてきたという、議会軽視も甚だしい、その進め方に大きな瑕疵があったということです。そして、少なくともその時点で、本件は本町単独でも受けられるが、高槻市との広域連携で行うことも選択肢としてある、どちらが本町にとってベストな選択かという十分な検討や議論をしたうえで、最終的に事務委託をしたほうが良いとなっはじめて、広域行政勉強会の事務連携テーマにあげるのが本来の正当な手順であります、それをしなかった。

そして、昨年12月9日の全員協議会におきましては、大阪府からの旅券発給事務の権限移譲を受けることにした、そして同時に高槻市との事務連携ワーキングの案件として

協議を進めていくことで合意した。一方的に、独断で決めたことを、既成事実を報告しただけで、そのときにも、本事務が本町単独でも受けられる事務であることの説明は一切なかった。ある意味では、意図的に説明されなかったのではないかと疑念を持っています……（「その議案と違う」と呼ぶ者あり）……。

そして、本年4月21日の全員協議会で初めて……（「誤解されるぞ」他、議場内私語多し）……、本町単独で受けた場合と高槻市に委託した場合のコスト比較などを説明し、多くの議員から疑義や、慎重に検討したほうが良いという意見などが出たにもかかわらず、しかも住民サービスの点では少し課題があると、自らその問題点を認めながらも、その後、真摯にその声に向き合うことはしなかった。結局最後には、何が何でも高槻市に委託するという当初からの方針を押しつけるような説明に終始し、その間にも淡々と委託に向けて規約作りなど事務を進めていたことが許せません……（「よく、そこまで言えるな」と呼ぶ者あり）……。議長、少し不規則発言規制して下さい……（「誤解されるようなこと、言うな」「あまりにも」と呼ぶ者あり）……。これは私の考え方で……（「誤解を与えることは言ったらあかん」と呼ぶ者あり）……。

本件のような住民サービスに直結した重要な案件の意思決定の前に、議会に対して何の報告もしないで進めるという、議会軽視、住民軽視も甚だしいやり方に、憤りを感じています。

第2の理由は、百歩譲って、仮に本件を高槻市に事務委託することにしたとして、一体、どれほどのメリットがあるかと訊くも、返ってくるのは経費縮減効果と将来に向けて高槻市との広域連携を発展させる先鞭としたいということだけで、説得力はありませんでした。

本来の広域連携や事務委託は、双方で一緒にやったほうがお互いにメリットが生まれる場合、またはそれぞれの得意分野で相互補完の関係が成り立つ場合にしか、やる価値はありません。しかし、本件は本町役場でも十分に対応でき、わざわざ頭を下げて高槻市にお願いする事務ではございません。経費縮減のためなどと言うのは詭弁であり、島本町民に不便さと交通費、時間の負担を押しつけるだけのものでしかありません。

他にもいっぱい理由はございますが、そういうことで、私は今回の補正予算にも反対いたします。

そして2点目、争点となった時間外手当につきまして、これは単に時間外手当を……（「どっちか選びなさいよ」と呼ぶ者あり）……議論するのではなくて、島本町のガバナンス全体に関わっています。だから、私は前から言ってます、人を減らせなんて一言も言うたことないです。むしろ、無駄な歳出を削減する、歳出改革もいっぱいできるところあります。そういうところをトータルとして削減することにして、時間外手当を考えていただきたいということをお願いしまして、反対いたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第 68 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

今回の補正予算の内容は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 6,047 万 2 千円を減額し、それぞれの総額を 103 億 1,627 万 9 千円とするものです。

主たる減額は、小学校の耐震補強工事に関わるもので、第一・第三小学校の給食棟を校舎の外に建設する必要がなくなったことによる減額であります。

また、大阪府から権限移譲による旅券発給事務 118 万 5 千円が計上されました。高槻市に対し、「地方自治法」第 252 条 14 項に基づいて業務委託するためのものであります。過日の本会議において、第 62 号議案の提案に対し我が会派は賛成をいたしました。反対多数で否決された関連案件であります。今回、あえて補正予算に組み込まれたのは、高槻市、また他自治体とも信頼関係を堅持することにより広域連携から孤立しないがための強い意志によるものと、高く評価いたします。

本案件が、多くの賛成をもって終結することを祈念して、賛成の討論とします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**平野議員** 第 68 号議案 2014 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）に対して、人びとの新しい歩みとして反対の討論をいたします。

補正予算の多くの歳出に関わる事務事業の予算については認めるものですが、ただ 1 点、高槻市への旅券発給事務に関わる委託料 118 万 5 千円については異論があります。理由につきましても、第 55 号議案の高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議についての規約案の際にも、討論で述べたところでもあります。

地方分権の推進を考える際に、一番重要な点は、住民サービス、住民の利益になるかどうかという視点です。まず、この視点に立って、このパスポート事務を大阪府から移譲を受けるにあたり、どのように検討されたかということです。具体的に高槻市・島本町広域行政勉強会で検討していただきました。随分、両市町の職員の皆さん、時間を割いて、労力を割いて、検討していただいたものと、その点については感謝するものです。しかしながら、出された報告書に示された、いわゆる経費削減等から鑑みますと、やはり島本町で、このパスポート事務を行ったほうが住民のサービスに繋がる。この点については非常に優位性があるということについては、もう自明のことだというふうに思っております。

町役場で戸籍抄本、住民票を取って、高槻市のパスポートセンターで手続きをするということは二度手間になり、また申請、交付と、2 回行かなければなりません。その住民の労力ですね、時間、それから交通費の労力等を考えますと、やはり、どのように考えても住民サービスの窓口は島本町役場で行うということが理にかなっているというふうに思っております。経費削減効果もわずか 97 万円ということであるならば、私は島本町が胸をはって、島本町でやります、ということをお願いする、宣言していただ

れば良いというふうに思っております。

ただし、この広域行政というのは相手先の自治体の意向にも関わることですし、また相手方のいろいろな考えも尊重しなければなりません。しかし、島本町側の合意形成がどうだったのかということで、ここにやはり大きな問題があったというふうに思います。

昨年の12月3日に高槻市に検討の依頼をした。そのことそのものも議会には事後報告、しかも口頭でしか報告されておられません。ようやく4月の21日の全協で勉強会での報告書をあげてこられた。その後、7月21日までは何も議会への経過説明もありませんでした。その間、私たちは5月30日に、やはりもっと情報提供していただきたい、島本町で実施するということについて、もっと具体的な検討を行っていただきたいということを申しまして、事務委託の依頼文を出されることについては慎重にしていきたいということも文書で要望しております。しかし、そういった私たちの意見、少数だからということかも知れませんが、尊重されなかった。結果的には、議会の多数の意向だけを聞いて、この高槻市にパスポート事務を委託する規約案を提案するに至ったということであるというふうに思います。すべて、この議会の合意形成が不十分であったことによるものというふうに思っております。

高槻市におきましては、島本町の委託の意思が明確ではないということで、規約案の取り下げというような事態も招いたということです。このことについては、島本町側としてはね、いろいろと反省すべきことも多くあると思います。しかしながら、何より議会の中の総意を図られなかった、そこにこそ要因がありますので、今後の広域行政におきましては、大きな教訓になったというふうに私は思いますよ。その点、ほんとに慎重にしていきたいというふうに思います。内政を固めずに外交交渉を進めた結果だというふうに思います。

結果的に、高槻市や高槻市議会の信頼を失ったということについては、広域行政のあり方について、私たちも大きな課題を背負ったということになりますので、まずは島本町の住民の利益を最優先に考えて、自治体の責任を遂行するという視点に立って、今後とも事務執行をしていただきたいということを要望いたしまして、この補正予算に対しては反対いたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第68号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第5号）に対しまして、公明党を代表し討論をさせていただきます。

前回の補正予算におきましては、すべてを認めてまいりましたが、時間外手当のことに関して反対をさせていただく結果になりました。今回の補正予算にも計上されておりますが、高槻市さんにパスポートの件で事務委託をお願いする、この委託料が含まれております。

私も地方分権推進特別委員会、高槻市さんのほうに2回、傍聴に行かせていただきま

した。その姿を目に浮かべながら、申しわけないなという気持ちで、前回の補正予算には反対をさせていただきました。ほんとに、高槻市さんに対しては申しわけない思いでいっぱいでございます。

今回におきましては、この時間外手当が計上されておりません。今後、島本町にとって、このパスポートの問題は高槻市さんとの初めての広域行政の事務委託になると思います。私たちは、この件に関しましては大いに評価するものでございます。今後とも、高槻市さんとの広域でできるものは積極的に調査・研究をされ、進めていかれることを強く要望いたしまして、賛成といたします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第 68 号議案 2014 年度島本町一般会計補正予算 (第 5 号) に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

前回、第 4 号でも全体的に申し上げましたが、再度、申し上げます。島本町議会には、高槻市議会のような広域連携や地方分権など、国の方針や法改正を受け、他市町村との連携について集中的に調査検討する常任委員会、特別委員会を設置しておりません。今後、対外的な交渉事について、圧倒的合意を得る。あるいは意思統一を踏まえてから先方に交渉に出向くことが、今までは全くできておりませんでした。

結果、時宜を得た判断ができない。高槻市議会からの信用、信頼を失いかねない。ひいては島本町民に不利益を蒙らせる…… (「そうだ」と呼ぶ者あり) ……事態になりかねず、これを教訓として、私たちとしては島本町議会として、議員全員協議会の活性化や議会としての調査検討を立ち上げるものが迫られているものと認識したところです。まず初めに、このことを申し上げます。

しかしながら、この補正予算の中身には、1 点において認めがたく賛成できないものがあります。歳出における総務費委託料 118 万 5 千円、旅券発給事務の委託料であります。

理由は先般、第 55 号議案の反対討論でも述べたとおりですが、島本町は 2013 年 11 月 8 日付けで大阪府に旅券発給事務の事務移譲を受けると申し出た後に、2013 年 12 月 3 日には、総合政策部長名ではありますが、文書で高槻市に対して旅券発給事務の事業連携について検討して欲しいと申し入れておられます。しかし、ここに至るまでに、島本町議会に報告や了解を得るということはなかったということ。また、この議会に対して、対外的に文書で高槻市に検討を申し入れるということについて一度も報告がなかったということは、先日行われた総務建設水道常任委員会の決算審査の質疑で執行部も認められているとおりです。もちろん、住民に対しての意向を問う説明会なども、提案直前、ギ

リギリまで、私たち会派は求めてまいりましたが、それも行われませんでした。

私たち会派としては、島本町でこの事務はできないことではない、1日5件ほどの事務であり、丸々1人分の人件費はかからないはずだということ。むしろ、大阪府からの交付金を受け取ったうえで、住民課の窓口で発給をし、予定をされている再任用の1人分を職員が入っていただければ、大きな負担がなく、住民課の事務も充実させることができたと考えています。一方、住民にとっても、住民票を取る費用と時間、高槻市まで行く交通費と時間がかからずに島本町内で済むということから、利便性においても島本町直営がベストだと考えておりました。

高槻市・島本町の広域連携の今後に有益だと執行部のほうがおっしゃる。これが駄目なら、今後の議論は難しくなる。そうお考えになるのであれば、自治会長連絡協議会はじめ住民団体などの意見聴取や説明の場が必要でありましたし、そこで十分に理解を得られる内容であったのかも知れません。島本町民に対し、不自然で不誠実であり、事務の進め方は、やはり改めるべきだと考え、この点は認められません。

しかしながら、必要であり賛成すべきと考えるものがありますので、賛成をさせていただきます。債務負担行為の補正、島本町立小学校給食棟設置事業の第一・第三小学校の減額分、これについては検討された内容については理解をするものです。歳入における大阪府支出金、旅券発給事務取扱い交付金は、これは高槻市に委託する・しないに関わらず大阪府から移譲を受けるにあたり収入するものであり、この点は認めるものです。

また、歳出の総務費委託料、訴訟に伴う弁護士費用、さらに民生費・保育士等処遇改善補助、これは民間保育園の国への予算措置、保育士の処遇を改善するものとして、かねてから現場からも求められてきたものであり、今までにも島本町内で待遇・労働条件が厳しいために、保育士の確保ができないために、その結果、待機児童が出るという事態に、部屋は空いていても保育士がいない、こういった事態に何度も島本町は遭遇されておられます。当然のものであり、さらに、この改善の内容の充実を図るために、町議会としても求めていく必要があると考えます。これらは必要不可欠な予算であるということが、主たる理由であります。そして、教育費における幼稚園の中国語の指導協力者派遣謝礼、肺炎球菌ワクチン予防接種の委託料なども、10月1日実施において必要なものと思われま

す。最後に、執行にあたり検討を加えるべきものと考えておることを、再度申し上げます。

教育費の第三小学校改築基本構想の委託料支出の増額であります。義務教育施設の構想作成は、本来全町的に、校区なども入れて、視野に入れて行うべきでありました。まして、第四保育所の耐震化の移転・新設も含めるとなると、保育計画、量の見込みに関わります。第二幼稚園、第二保育所の耐震診断の結果によっても、作成された本構想との不整合が生じる恐れがあり、また議論が振り出しに戻ります。この間の町長の施政方針や、住民委員会への提言の回答で示唆された内容は、第一中学校の移設論や小中一貫校、

施設一体型の検討、これら現場以外から過大な期待をされている、このことの布石にされることも懸念されています。耐震化どころか、教育現場や子どもの環境整備、防災上の観点が抜け落ちたままの結論付けや、無用な民有地買収論などが飛び出しかねません。結果として、時期的に収入できるはずの国庫補助採択も不可能になってしまいかねないことや、不要不急の大型公共事業の登場なども考えられます。

これ以上、小・中学校耐震化に便乗した無責任な議論のたらし回しにならないように、執行部の毅然とした姿勢を示していただき、構想のまとめの際には、公共施設の適正化基本方針や第一中学校の耐震化の方向付けとともに、住民への説明責任、議論の透明性を、まちづくりプロジェクトチームの横断的な機能を活かされて実施されることを強く求め、本議案に対しては賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**田中議員** 第 68 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、討論いたします。

この議案は、前の補正予算（第 4 号）から、時間外勤務手当にかかる部分を削除しております。私が前の補正予算に反対いたしました理由は、時間外勤務手当についてであります。それ故、この補正予算（第 5 号）につきまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第 68 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）に対し、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

この第 5 号補正は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,047 万 2 千円を減額し、歳入歳出総額 103 億 1,627 万 9 千円となります。

第 4 号補正の我が会派の討論と同様内容において賛同するものでありますが、第 4 号よりも、人件費、グループウェア構築及び機器賃貸借の債務負担行為、またセーフティネット支援対策事業、森林整備関係、史跡桜井駅跡関係等の予算が、今回、抜かれている部分ですね。また調査される案件においても、早期に可決できるようご努力を要望し、修正動議も出さず反対される方々には、この 10 月 1 日からの肺炎球菌ワクチンの定期接種、このワクチンの予算、そして地域福祉・子育て支援などの年長者、子育て世代に関わる予算もたくさん盛り込まれております。

こういった中においての修正動議も出ない反対というのは、出るのは残念だと思いますが、我々としては、しっかりと住民にとって必要不可欠な予算であるということを申し述べ、賛成とさせていただきます。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 68 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**平井議長** 起立多数であります。

よって、第 68 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しましたので、これをもちまして散会いたします。

なお、休日にも関わりませず、多くの職員の皆さん、また議員の皆さん、大変ご苦勞様でした。

また、傍聴者の皆様方にも、改めてお礼を申し上げ、散会いたします。

次会は、9月30日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変ご苦勞様でございました。

(午後3時28分 散会)



本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第68号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第5号）



平成26年

島本町議会9月定例会議会議録

第6号

平成26年9月30日(火)

## 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 6 号)

年 月 日 平成 26 年 9 月 30 日 (火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	副 町 長	乾 知 範	教 育 長	岡 本 克 己
総 合 政 策 部 長	島 田 政 弘	総 務 部 長	柴 山 則 文	まちづくり事業推進 プロジェクトチーム 部 長	由 岐 英
健 康 福 祉 部 長	近 藤 治 彦	都 市 創 造 部 長	水 木 正 也	上 下 水 道 部 長	今 中 良 昌
消 防 長	木 下 光 平	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀	会 計 管 理 者	妹 藤 博 美
総 務 部 総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	柚 木 利 徳	都 市 創 造 部 都 市 整 備 課 長	橋 本 祐 一	教 育 こ ど も 部 教 育 総 務 課 長	多 田 昌 人

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	永 田 暢	議 会 総 務 長	猪 倉 悟	書 記	村 田 健 一
書 記	小 東 義 明				

## 議事日程第6号

平成26年9月30日(火) 午前10時開議

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について  
第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
第58号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算  
第2号認定 平成25年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算  
第3号認定 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
第4号認定 平成25年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
第5号認定 平成25年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
第6号認定 平成25年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算  
第7号認定 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
第8号認定 平成25年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算  
第9号認定 平成25年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算  
第10号認定 平成25年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算  
第11号認定 平成25年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算  
第12号認定 平成25年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算  
第13号認定 平成25年度島本町水道事業会計決算
- 日程第3 第69号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 第3号意見書案 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

(午前10時00分 開議)

**平井議長** 皆さん、おはようございます。

まず、長野県と岐阜県の県境にございます御嶽山が、先日、噴火をいたしました。それによりまして、多くの皆様方が不幸にも犠牲になられております。犠牲になられた皆様方のご冥福と、また多くの方が怪我をされて病院に搬入をされております。その方の一日も早いご回復、また不明になられている方もまだ多くいるようでございますので、一日も早い救出活動が行われることを願ひまして、本題に入りたいというふうに思います。

それでは、皆さん、公私何かとお忙しい中ご参集いただきまして、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、これより本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第1、諸般の報告を行います。

島本町監査委員から、平成26年度7月分の例月出納検査結果が「地方自治法」第235条の2第3項の規定により、お手元に配付しておりますとおり本町議会に報告がありましたので、ここにご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2、第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定についてから、第13号認定 平成25年度島本町水道事業会計決算までの17件を一括議題といたします。

なお、本案17件につきましては、去る9月5日及び8日の本会議において所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

まず最初に、総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

**伊集院委員長** (登壇) おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました条例制定案1件と平成25年度各会計決算10件につきまして、9月10日から12日までの3日間、委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過と結果でございますが、付託されました案件につきましては、すでに本会議において各々説明されたところではあります。委員会審査の万全を期するため、執行部から補足説明を求め、審査を実施したところでございます。

1日目の9月10日は、第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定についての審査を行いました。審査の中で、条例施行により債権の適正な管理ができ滞納整理が

進む一方で、高齢者など経済的弱者に対する取り立てが厳しくなるのではないかと、また職員の事務負担が大きくなるのではないかとという指摘に対して、執行体制については十分配慮していく必要がある、財政が厳しい中、行財政改革を進める一方で歳入を増やすことも同時に進めて行く必要がある、ただ経済的に支払いが困難な方には十分な配慮をしながら進めて行くべきと考えている、との答弁がありました。

続いて、第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）のうち、歳入の全部と、歳出のうち議会事務局所管分の審査を行った後、総合政策部、総務部及び行政委員会事務局所管分の途中まで審査を行いました。

2日目の9月11日は、前日の議事を継続し、第1号認定（所管分）の歳出のうち、総合政策部、総務部及び行政委員会事務局所管分の審査を行いました。

3日目の9月12日は、第1号認定（所管分）の歳出のうち都市創造部所管分の審査を行い、第1号認定の審査を終えました。続いて、第2号認定 平成25年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算及び第8号認定から第12号認定までの平成25年度島本町各財産区特別会計歳入歳出決算の審査を行った後、第6号認定 平成25年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算、第7号認定 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び第13号認定 平成25年度島本町水道事業会計決算の3件を一括議題として審査を行い、同日で、本委員会に付託されました案件のすべての審査を終了しました。

このような審査経過を経まして、9月12日の委員会において、討論・採決を行いました。

採決の結果、第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について及び第13号認定 平成25年度島本町水道事業会計決算については賛成多数で可決・認定すべきもの、第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）については賛成少数で不認定とすべきもの、その他の8件の決算については全員賛成で認定すべきものと、それぞれ決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧くださいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

**平井議長** 次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

**平野委員長（登壇）** おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において、本委員会に付託されました条例制定案3件と平成25年度各会計決算4件について、9月16日、17日及び19日に委員会を開催し、審査を行いました。

1日目の9月16日は、まず子ども・子育て支援新制度に関わる条例制定案3件の審査

を行いました。審査の中で、来年4月の新制度移行後に町立幼稚園の保育料が一律でなくなり、急激な負担増となる方が出るのではないかという声に対し、一定、他自治体の状況も調査した中で経過措置を設けるなど検討を進めたい、との答弁ありました。また、大きな制度変更にあたっては十分な周知・説明に努めていただきたいとの意見も多くの委員からございました。条例3件の審査の後は、第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）の歳出のうち、健康福祉部所管分の途中まで審査を行い、1日目の委員会を終えました。

2日目の9月17日は、前日の議事を継続し、第1号認定（所管分）の歳出のうち、健康福祉部所管分の審査の続きと、教育こども部所管分の途中まで、審査を行いました。

3日目の9月19日には、前会の議事を継続し、第1号認定（所管分）の歳出のうち、教育こども部所管分の審査を行った後、消防本部所管分の審査を行い、第1号認定の審査を終えました。続いて、第3号認定 平成25年度 島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、第4号認定 平成25年度 島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び第5号認定 平成25年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の3件を、それぞれ議案ごとに審査を行い、同日で、本委員会に付託されました案件のすべての審査を終了しました。

このような審査経過を経まして、9月19日の委員会において、討論・採決を行いました。

採決の結果、第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、第58号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての3件については全員賛成で可決すべきもの、平成25年度各会計決算については全て賛成多数で認定すべきものと、決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

**平井議長** これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案17件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第56号議案から、順次討論、採決を行います。



なお、第8号認定から第12号認定までの各財産区特別会計の5件は、一括討論、一括採決といたしますので、あらかじめご了承願っております。

それでは、第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

**河野議員** 第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について、日本共産党島本町会議員団を代表し反対の討論を行います。

まず初めに、施行規則の整備をされ条例提案を説明された、事務の遂行の形としては、評価をすることを申し添えます。

討論に入ります。

本条例では、特に第10条（公債権）にかかる延滞金の規定等を設けることにより、強制徴収公債権では、国民健康保険料や介護保険料などが延滞金の適用対象として拡大されます。さらに、各課の分納猶予や不納欠損の処理について、その対応や姿勢を統一させることで、滞納整理事務の厳格化に向かうものと思われまます。一方で、賦課徴収とも従来どおりであり、滞納整理、財産調査のうえ悪質な滞納者かどうかを判断するところまでは従来どおり各担当課で行うことは大きく変化をせず、では、なぜ、今、条例化なのか、我々としては納得がいきません。

近年、滞納額や不納欠損額が増大してきた背景には、労働者の賃金が上がらない。しかし、我が国の給付ではなく有利子の大学奨学金制度などを典型に、子育て・教育にお金がかかり過ぎる。大企業の非正規労働の拡大や、後期高齢者医療制度創設等による被保険者、納税者の負担増など、社会保障の改悪の連続と消費税増税の繰り返しによって、生活困窮を極める国民の実態があります。

住民ばかりに怒りの矛先が向けられ、さらに第6条、町長による徴収計画の策定や、第19条第2項により議会への報告義務を課すことによって、数値的な追求や、市町村間の比較がさらに強調され、固執した結果、事務量の増大、サラリーマン金融顔負けの取り立てやマニュアルが先行する。住民、職員とも負担が増え、双方の対立を深めるのではないかと、強い懸念を抱いております。

島本町では、国保料が連続値上げをされており、国が後期高齢者医療を撤回せずに広域化支援方針のみ推進していることに加え、大阪府では保険財政共同化事業で所得割を独自で導入したことで、島本町は今後ますます国保においても財政負担増が強いられることになること。さらに介護保険などは、府内ですでに90%以上の自治体が独自の減免制度がある中で、未だ島本町はなく、本来、救済される人が救済されておられません。島本町民には二重三重に苦痛が増えており、維新の大阪府政の影響も伴って、大阪の経済低迷とともに労働者の賃金は20年間、年間77万円も減少しております。今まで払っていた人も、払えなくなる事態が広がっております。

島本町が今、やるべきは、介護や国保の独自減免の充実、そして周知徹底、消費者相談、生活保護との有機的連携についてこそ議論を重ね、その体制を取ることであります。よって、拙速な条例制定は必要なしと考えます。

さらに、本条例が施行された場合を想定いたしますと、延滞金、遅延損害金の対象拡大について、実施前より入念に周知を図らなければ、住民にとっては不測の事態となりかねず、窓口での混乱、ひいては悲劇を招きかねません。

このことから、本条例案は拙速な制定であるものとし、反対の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**清水議員** 第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

本条例の目的は、町の債権の適正な管理を図ることにより、公正かつ健全な行政運営に役立てるために、債権管理の事務について、一般的な基準等を定める条例であります。

具体的には、公債権である強制徴収公債権、非強制徴収公債権や私債権の債権者として行うべき保全、取り立て、内容変更及び消滅に関して事務のフローを明確化し、町の債権管理を適正に行うものであります。

条例の主な四つの考え方である、町が債権管理に取り組む基本姿勢、滞納金の徴収についての公平性の確保の徹底、私債権を公債権に準じた規定の整備、債権放棄に関する規定は、概ね定められてあると理解しましたが、個人情報の取り扱いについては細心の注意を払い、執行していただくことをお願いします。

また、債権放棄については、事務をスムーズに進めるうえで、費用対効果の観点から必要であることは一定理解しましたが、私債権の消滅時効については十分に調査・検討され執行されることを、また議会に対する報告については9月議会になるとのことでしたが、適正に報告が行われることを要望しておきます。

条例全般については、町の債権の事務処理について必要な項目が明確に定められ、適正な管理ができることを一定評価し、賛成の討論とします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**平野議員** 第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして反対の討論をいたします。

自治体の債権管理は大きな課題で、財政が厳しい中で、いかに滞納の未然防止をし、歳入を確保するか、また払ってる人と払っていない人がないように公平性の担保をするか、徴収が難しいとされる債権を抱え長期にわたり徴収業務をすることの非効率性をいかに解消するか、などが問題になっていることは本町でも同様です。その点においては、債権の適正管理が必要なことは言うまでもありません。

しかし、本条例では、これまで延滞金を徴収してなかった債権にまで、2016年4月1日より、公債権には年14.6%、私債権には遅延損害金を年5%も課し、徴収を強化、厳

格化する仕組みを作るものです。

現在、本町が所有する債権は、町税をはじめ国民健康保険料、保育所保育料など8種類で構成されている強制徴収公債権と、障害者施設入所個人負担金や幼稚園使用料、学童保育室保育料、生活保護費返還金など20種類で構成されている非強制徴収公債権、そして町営住宅使用料、奨学貸付金返還収入など17種類の私債権があります。

これまで債権管理がスムーズに行かない理由としては、それぞれ公債権と私債権では、「地方自治法」や法律に基づくもの、一方、「民法」など私法に基づくものと、対応が違います。例えば公債権は時効が5年で、5年経てば債権は消滅し、会計上は不納欠損として扱うこととなります。しかし、私債権の消滅時効は債権によって10年、5年、3年、2年と違っていています。また私債権は時効の援用があり、債務者が時効と意思表示しなければ、時効は来たことにはなりません。どの債権がどの法の適用を受けて管理されているのかということを知っていないと、その管理もできないことになり、一元管理は非常に難しいものです。

国民健康保険料などは多額の滞納繰越を抱えている現時点で、延滞金を課すことは、徴収効率を下げるだけでなく収納率の低下を招く恐れもあるなど、現実的でないと判断します。苦しい生活実態がある中で、期限までに支払うことが難しい住民もおられます。セーフティーネットに関わるような住民の福祉的要素の強い債権について延滞金を課すことは、町と住民の信頼関係を損なう恐れがあるのではないのでしょうか。

2013年度の債権総額は4億9,920万9,001円で、そのうち町税は3億2,069万9,281円、強制徴収公債権は1億2,368万421円、非強制徴収公債権は313万1,117円、私債権は5,168万8,182円です。そのうち、大きな債権は特別土地保有税1億7,646万5,100円で、債権総額の35%を占めます。それに比して、非強制徴収公債権と私債権を合わせても10%です。

1億8千万円近い多額の特別土地保有税の滞納は、尺代桐が原のゴルフ練習場開発業者によるもので、1992年からの滞納分です。1997年に桐が原の開発に着手していますが、すでに5年間も特別土地保有税を払わない債務者である事業であったことを、当時、議会も含め追及したのでしょうか。開発は事実上ストップしていますが、債務者に厳しく対応できていれば、債権総額35%にも及ぶ損失は発生しなかった、まさに悪質な滞納者への債権管理が甘かったのではないのですか。そのことを反省せずして、非強制徴収公債権と私債権にまで延滞金を課し、弱い立場の住民から取り立てようとする今回の提案は納得できるものではありません。また、かえって訴訟の提起が増えることになりかねず、訴訟にかかる費用負担や職員の業務量の増大が発生するのではと、危惧します。

また、本条例案の未収債権管理簿の整理や徴収計画は必要なことであり、債権放棄の規定についても否定するものではありません。しかしながら、第19条で債権放棄について条例を定めることで、町長が専決処分できるものとし、議会には報告のみで良いとす

ることには異論があります。債権放棄については「地方自治法」に則り、すべて議会に諮るべきです。

総務建設水道常任委員会の審査において、条例施行後も、これまでと同様、督促や催促、滞納対策については、それぞれ原課で対応するとの執行部の答弁でした。そうであれば、多治見市のように債権管理マニュアルを作って、債権の種類や、規定される法を熟知して対応することで、債権の適正管理はスムーズに進むと考えます。住民にとって負担を伴うことになる条例でありながら、議会提案前にパブリックコメントも実施せず、個人情報保護審議会にも諮らず提案されることも、住民自治の手続きとしては不十分であると指摘しておきます。

以上の理由で、債権の管理に関する条例の制定については反対といたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第 56 号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について、公明党を代表して賛成の討論を行います。

適正な管理をするための条例であると思います。公平性の観点から、この条例は、私たちは必要であると思っております。未収金の名簿作りから現在の債権の整理、また滞納回収など、今後、職員におかれましては事務量が増え、大変だとは思いますが、健康管理には十分気をつけていただきますことを要望し、賛成といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の発言の方がございませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**関 議員** 第 56 号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について、討論を行います。

本町においては、微増ですが、人口増で納税義務者数が増加している中で、国民の義務である納税について、さらなる公平性が求められます。そのような中において、本条例については、町の債権の適正な管理を図り、公正かつ健全な行政運営に資するためのものであり、すべての債権について延滞金を導入し、期限内納付の促進と納付者間の公平性の確保を図るものです。

また議会への報告を担保して、時効が過ぎた私債権や、明らかに徴収不納となった債権について、一定の条件のもとで放棄することができるものとし、業務の効率化や公会計における資産管理の適正化を図るものであり、必要と認め、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第 56 号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について、賛成の討論します。

私は、本年 4 月の機構改革の際に、役場において「債権管理課」という名称はふさわ

しくないのではないかと申し上げました。しかし、その名称は強行されました。

今回の条例制定に関しましては、税負担の公平性の確保、支払い能力のある方に応じた徴収、できるだけ期限内に納付していただくという観点からも、今回の債権管理に関する条例を制定して、厳格に運用することは良いことだと考えます。また、他の多くの近隣市町でも、すでに制定されています。

この条例の制定によって、債権管理に対する意識向上と事務効率アップが図られると同時に、今まで以上に滞納件数や不納欠損額が減少することを期待します。また条例制定により、毎年の徴収計画の策定及び実施状況の公表が義務づけられたことも、情報公開、透明性確保の点で評価します。しっかりした計画の策定をお願いします。

しかしながら、本条例により、法に基づく督促や遅延損害金、ひいては滞納処分や強制執行という、滞納者にとっては厳しい処分が課されることとなりますので、施行期日までに、その趣旨、目的を、わかりやすく、丁寧に、十分な説明責任を果たされるよう強くお願いします。

元来、本条例の趣旨は、支払い能力があるにも関わらず支払わない人がいる、こういう方に徹底した処分を課すということが目的だと思っております。しかしながら、実際に本当に支払いに困っている方もいらっしゃいます。そういう方々に対しては、猶予の説明や減免措置など、いろんな制度があることを案内し、個々の実情に応じたきめ細かい対応をお願いします。

最後に、第 19 条に債権の放棄に関する規定がありますが、これは究極の、やむを得ない措置でありますから、債権管理課におかれましては、期限と状況を踏まえ、安易な運用にならないよう重ねて要望しておきます。

反対討論でもるる述べられましたような懸念は、十分、私も考えられると思っておりますので、このことにつきましては運用していくうえで逐次修正していただきますよう、よろしくお願いします。

以上をもって、賛成といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**田中議員** 第 56 号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について、討論を行います。

この条例は、町の債権管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、町の債権の適正な管理を図り、行財政運営の一助とすることを狙ったものです。条例の施行に伴い、不具合な点も表出するかと思われませんが、まずは施行すべきものと考えます。

よって、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**野村議員** 第 56 号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について、自由民主党クラ

ブを代表し討論を行います。

町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、町の債権の適正な管理を図り、公正かつ健全な行政運営に資するため、新たに条例を制定するものです。

主な内容に、町長は事務を処理するにあたり判断のために必要な限度において、「個人情報保護条例」に規定している町の実施機関が管理する債務者に関する情報を、当該事務に従事する職員が利用することができるが、規定により目的外利用を制限された情報については、この限りではない。そして、町の債務がそれぞれ強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権など定義で明文化され、公債権にかかる延滞金や、私債権にかかる遅延損害金及び滞納処分等、規定されていますが、債権者が無資力、またはそれに近い状態にある場合などの免除や、債権の放棄も規定されています。

また、第6条の毎年度徴収計画を策定されることに、事務的には5月末となるので、6月以降辺りに計画を策定されることや、非強制徴収公債権を放棄したときは議会に報告しなければならないとされたことなど、一定、評価しております。

ただ、管理を図りながら各個別事情に、無資力またはそれに近い状態とされない方々でも、月々のやりくりがうまくいかず、滞納が積もると支払いの苦しさも出てくる観点と、公平の観点におき、それぞれの場合に適した工夫の相談を受ける、また分納誓約を今後も推進のご努力を要望し、賛成の討論といたします。

**平井議長** 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第56号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**平井議長** 起立多数であります。

よって、第56号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

引き続き、第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**川嶋議員** 第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、公明党を代表し討論を行います。

平成27年4月1日から施行される子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、

新たに条例を制定されるものであります。

新制度では施設型給付及び地域型保育給付を創設し、この二つの給付制度に基づき、従来、バラバラに行われておりました認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等に関する財政支援の仕組みが共通化されます。

施設型に加え、地域型としては小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の事業の中から利用者は選択することができ、保育ニーズの年々の高まりによる待機児童の解消を図り、地域の子育て支援機能の維持確保を目指すものとなっており、本町においても待機や過密保育の解消に繋がるものとして期待をするものであります。実施主体は各市町村であることから、利用開始、教育・保育の提供、管理運営、撤退時に関する基準に伴い、確認が必要とされます。

特に、幼稚園の利用者負担において、現段階ではイメージとして出されておりますが、私立幼稚園においては10月、町立幼稚園においては12月には募集がなされる段階で詳しく示されていないことには、懸念材料として残っております。委員会のご答弁の中では、経過措置を設けることも視野に入れておっしゃっていましたが、幼稚園を考慮おられる方に対しての周知、説明等の徹底をしていただきたいと要望し、賛成いたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

平成24年8月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この法律に基づいて、来年4月から子ども・子育て支援制度が始まる予定です。この制度の目的は、子ども、保護者の置かれている環境に応じ、保護者のニーズ等に基づいて、幼稚園、保育所、認定こども園など多様な施設や事業者が、それぞれの特性を活かした良質かつ適切な教育・保育、そして子育て支援を総合的に提供することとされています。

主な点は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付及び小規模保育などへの給付である地域型保育給付の創設、幼保連携型認定こども園の改善など、また地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実である地域子育て支援の拠点である放課後児童クラブなどです。

本格施行のための前提条件は消費税10%に決定され、その増額分から毎年7千億円程度が充てられることを想定したものであることを、十分認識しておく必要があると思います。

運営に関する基準を定める条例内容については、国が示す「子ども・子育て支援法」、従うべき基準、参酌すべき基準に基づいて、特定教育・保育施設の確認をするための運営基準を定めるもので、本町においては、各条項とも国の示す基準に準じて対応するこ

とになっていますが、町独自の暴力団排除の条例を設けられたことは評価します。

運営にあたっては、保護者と施設、事業者とのトラブル等が発生しないよう対応されることを要望し、賛成の討論とします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第57号議案に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

「子ども・子育て関連3法」に基づき、2015年4月から予定されている子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けて、許可や確認の基準に関わる条例を定めるものです。消費税の引き上げにより確保する約0.7兆円の財源を含め、1兆円を越える財源を必要とするとされるこの制度は、内需拡大という発想により、保育をサービス化してビジネスにするという考え方が根幹にあります。認可もしくは公立保育園の増設という方策は含まれず、幼保一元化による幼稚園の空き定員の活用と、地域型保育事業への新規参入によって、待機児童解消の対策を暫定的に行おうとするものと考えます。

福祉的視点や、子どもの権利よりも、経営的な視点が優先されることにより、結果、地域における保育の質を変えていくのではないかと危惧するものです。制度そのものに、多くの疑問があります。

具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地域裁量型）、地域型保育事業（小規模保育事業ABC・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）の施設や、職員の配置がそれぞれに異なるため、入所した施設によって受ける教育・保育に格差が生まれることが予想されます。子どもの教育・保育に格差を持ち込まないよう、島本町の責任において、島本の子ども達に良質の保育が保障されるようにしなければなりません。認定こども園については、保育所と同様に、島本町の職員配置基準を適用するよう求めておきます。

さて、まず保育・教育の提供については、今後も認可保育所の整備を基本とする大きな方針が必要です。2歳児までの保育を地域型保育事業に依存してしまえば、この年齢の保育ニーズや、子どもの様子を行政が把握することが困難になるのではないかと懸念します。新制度へ移行した後も、「児童福祉法」第24条により自治体に保育の実施義務があり、保育実施主体が島本町であることに変わりないため、直接契約の場合であっても、町が責任を持つべきです。

基本的な方針として、現在の本町の保育基準が、国の参酌基準や大阪府の基準よりも高い場合、保育の質の確保の観点から、現行の島本町の基準並びに運用を維持していくことが重要です。町長や、担当者の思いだけで引き継がれていくと考えるのではなく、関連する要綱などに明記することで、明確に担保しておく必要があります。求めておきます。

条例において、評価できる点を述べます。



まず、職員数について、地域型保育事業、小規模A・B型において、現行の島本町の認可保育所の運用と同等の職員配置基準とし、問題となる小規模C型の保育士配置についても、大人1人で3人の幼児を見ることになる国基準とはせず、必ず職員2名以上配置とされた点は、大変評価できます。

次に職員資格について、小規模C型の国基準に上乘せして、1人は保育士とされた点です。これによって、災害・緊急・救命救急の際に、より冷静な対応ができ、何より密室での虐待保育の未然防止に繋がります。全国的に見ても、誇れる内容になっていると考えています。

子ども・子育て新制度における利用者負担額、特に1号認定児童については、町内外の私立幼稚園や認定こども園の入所申し込みが始まる10月1日までには示されるべきと指摘してきました。保育料は、保育所などと比較して入園を選択するためにも重要な要素だからです。特に、島本町立幼稚園は施設型給付施設に移行するため、これまで一律月額8千円の保育料は、所得段階区分に応じた利用者負担額となり、国の示す額では、多くの世帯が約2万円となります。民生教育消防常任委員会では、保護者の負担の増える公立幼稚園の保育料に関する質疑に対し、保護者の皆様に不利益のないよう急激な変化に対応する経過措置をしてみたいと、教育子ども部は明確に答弁されています。新制度については、町が説明会を行っていませんので、利用者負担が大きく変わることについて、在園児保護者にも周知がなされているとは言い難いです。経過措置は、少なくとも2年間は現行保育料を上限とすべきことを要望しておきます。

子どもが、教育・保育施設、地域型保育事業を利用する際には、町は、子どもの保護者からの申請に基づき給付の支給認定を行うこととなります。保育の必要性の有無、年齢により1号認定から3号認定のいずれに該当するのか。保育の必要量として長時間・短時間、いずれに該当するのか。ひとり親の家庭、虐待の恐れがある場合など優先利用に該当するのかなど、認定するものです。保育の必要性の認定事務は早ければ10月には始まるのですから、新たに定める支給認定基準の根拠となる条例整備をするべきと考えます。

利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止について、「正当な理由」とは何か、その解釈も大きな課題です。新制度においては、保護者の保育料の長期滞納を理由に子どもの退所を求めることができます。保育料の長期滞納があることが「正当な理由」と見なされれば、生活困窮世帯の子どもなど、本来、最も保育を必要としている子どもが保育を受けられなくなると危惧しています。障害を持つ子どもに対応できない施設事業や、アレルギー食が提供できないという理由を「正当な理由」とする事業者は少なくないはずですが。虐待やDVのおそれなど、困難な事情を抱えた子どもについて、今後も利用を担保できるのか、正当な理由を拡大解釈していないか。指導監査を行う権限並びに施設利用の調整・斡旋・要請等が子育て支援課において適切に行えるよう、今後

の職員配置について十分検討していただくことを求めるものです。

最後に、新制度においては、賛否に関わらず、島本町における課題と問題をしっかりと踏まえたうえで、行政、議会、保育に従事する者と保護者が、それではどうするのかを具体的に考える姿勢が必要とされます。よって、子ども・子育て会議において、活発で充実した議論が交わされることが肝要で、広く現場の声を活かした「島本町子ども・子育て支援事業計画」を策定していただきますよう求めて、賛成の討論といたします。

（「もう少し簡潔に」と呼ぶ者あり）

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日本共産党島本町会議員団を代表して討論をいたします。

2012年8月、自公民3党の密室談合による3党合意で、消費税増税と一体に、国民の大きな反対を押し切って強行成立させられた子ども・子育て支援新制度は、保育の市場化を目指した保育所制度改革をベースにしたものですが、政治的な思惑が絡み合ったことで、非常に複雑なものになっています。この新制度については、拙速に実施するべきではない、十分論議もし、準備もしてから実施すべきだ、せめて1年実施を延ばして欲しいというのが、自治体担当者、保育・幼児教育担当者の願いでした。

国が2015年4月実施で進めてきた結果、およそ、こんなところだが、まだ決まっていないというような、幼稚園の入所申し込みが始まろうというこの時期になってもわからないところの多いという、そういう制度で、未だに公立幼稚園の保育料も決められない状態となっています。保護者は、子どもを町立幼稚園に入れるのか、私立幼稚園にするのか、判断を迫られる時期になっても、何によって判断すればよいのかわからない状態、不安が募るということになっています。また民間事業者も、保育所で行くのか、従来の幼稚園でいくのか、認定こども園になったほうが経営が安定するのか、難しい判断を迫られています。

今回の新制度を島本町で実施するにあたり、私たち会派が8月1日付けで出した要望以外にも、2カ所から要望書が出ておりました。いずれも、この制度を知り得る立場からの要望で、保護者、住民からのものではありませんでした。

広報で知らせているとは言え、疑問を問う場もなく、載っているのは一部のみで、保護者、住民は、制度の理解をしようもありません。制度について、今、わかっていること、まだわからないことを整理して、保護者、民間事業者、町民に対して説明が必要であると考えます。

また、町は町立幼稚園の保育料については激変緩和措置を設ける、今までの保育料より高くなる部分については減免規定など設けて、保護者の負担が増えないような措置を取る、そういう立場に立つべきと考えます。高槻市では、幼稚園の入園申し込み受付に

先だっでの説明会が持たれたそうです。当町では、残念ながら、明日から私立幼稚園の申し込みが始まるという今に至るも、説明会がありません。

また、認定こども園が島本町内で開園するときには、島本の子ども達の保育については同一条件下での保育を実現するという、そのために島本の保育士配置基準を用いてもらうよう事業者に求めて下さい。

そして、今後も国、府に対し、しっかりと財源保障を求める。そのうえで、島本の保育に欠ける子ども達に保育を提供する責任は島本町にある、「児童福祉法」24条1項に基づく、この原則に立ち、島本町内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業が運営されるよう、そして新制度について質問を受けられる形での丁寧な説明会を複数回開くよう強く要望いたしまして、来年4月実施に向け、国に示された事務が差し迫った中では、やむなく賛成といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**田中議員** 第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

この条例は、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、島本町における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。当該条例では、対象となる基準が国の基準もしくは国の基準を上回る施策が反映されており、評価するものです。

よって、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**関 議員** 第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

本条例は、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度の実施に向け、町内で事業実施する事業者に対する施設型給付や委託費など、公費負担の対象となる事業者の認可や確認を町が行うにあたって、その基準を定めるものです。

具体的に、運営基準に規定される主なものは、利用開始に伴う基準、教育・保育の提供に伴う基準、管理運営に関する基準となっており、いずれも本町の就学前の子ども達の保育・教育に大きな影響を及ぼすものです。本条例では、基本は内閣府令で定めた基準を踏襲する形で条例案を作成したとの説明があり、これまでの町の保育の質を維持するという基本的な姿勢が示されました。

本町においては、保育の過密状態が懸念されますが、これまでの町の保育の質を維持するという基本的な姿勢を評価するとともに、今後、町が担う認可や確認事務について遺漏なきよう、体制整備を含め万全を期していただくことをお願いして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**野村議員** 第 57 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

子ども・子育て支援事業の導入に伴い、島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定するものです。新制度では、施設型給付及び地域型保育給付を創設し、二つの給付制度に基づいて、従来、バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の共通化を行います。

また、新制度は市町村が実施主体であり、事業者が施設型給付、委託費、地域型保育給付を受けるためには、それぞれ市町村の認可と確認が必要です。府の認可、町の確認、とりわけ町の認可、町の確認と、基礎自治体の責任が課せられました。各施設事業の利用定員を定めたうえで確認を行い、現在、すでに認可・認定を受けている施設においては確認があったものとして見なされます。条例は、運営基準や運営基準の遵守、辞退等が定められており、運営基準には利用開始、教育・保育の提供、管理運営、撤退時など規定されています。

社会全体の課題としての待機児童の解消と、今後の少子化問題での工夫ではありますが、しっかりと、大人の都合だけでなく、子ども達の先行きも確保できるよう、3ヵ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を評価いたします。

十分、そのことを踏まえ、住民の皆様方に安心して安全に利用していただくようお願いし、賛成いたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 57 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 57 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 56 分～午前 11 時 05 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第 58 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**野村議員** 第 58 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定するものです。

事業類型の中、小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、3種類の認可基準を設置し、保育所の分園、ミニ保育所に近いA型、中間型のB型、家庭的保育に近い類型のC型、その他家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があり、各類型の中、職員数や職員の資格、保育室等の基準を制定されております。

本町においては、保育士等職員数や職員資格等職員数が国基準を超える基準を設置され、利用者的小朋友さんや保護者の方に安心・安全を提供し、利用していただけます。

小朋友さんの安心・安全の確保が一番大切ですが、待機児童をなくすことに、高い基準を設置することにより保育士等の有資格者等人材の確保が厳しくなり、新たな事業所の参入や確保ができなくなってしまうことと、安全・安心の確保と質の堅持は相反することにもなり、苦慮するところですが、認可・確認される事業所等も十分注視していただき、よき事業者の確保を努力していただき、住民の皆様にできるだけ満足していただけるよう要望し、賛成いたします。

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 日本共産党島本町会議員団を代表いたしまして、島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の討論をいたします。

国基準に上乘せすることになる保育士の配置基準、保育にあたる者は最低2人以上でなければならない、そのうち1人は保育士でなければならないという基準を設けられたこと。島本町内的小朋友には、すべて同程度の保育を提供するという姿勢で設けられた基準は評価ができるものです。

現在はまだ島本町内にはない小規模保育事業、家庭的保育事業ですが、将来、進出しようという事業者が現れたときには、町の認可が必要となります。島本の基準を守ってもらうことは当然ですが、いずれ認可保育所になる、このことを目指して運営してもらえよう、町が指導・援助をしていただくことを要望して、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第 58 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

子ども・子育て支援新制度には、財政に収支が合わない2歳児までの保育を民間の小

規模事業者にゆだね、保育の基準を低くして、営利を目的とした民間事業者の参入を促し、0歳児から2歳児の待機児童を暫定的に解消しようとする意図がある、そのように考えるものです。乳幼児の死亡事故の多くが認可外保育所で発生しているという事実があり、島本町の保育・教育の提供については、今後も認可保育所の整備を基本とするのが望ましいと考えるものです。

さて、本条例において家庭的保育事業につき、大人1人で3人の幼児を見ることとなる国基準とはせず、必ず職員2名以上配置とされた点は、この点、大変評価できます。これによって災害・緊急・救命救急の際に、より冷静な対応ができ、何より密室での虐待の未然防止に繋がります。また職員資格について、家庭的保育者という曖昧な国基準ではなく、1人は保育士と明確にされたことも評価できます。

居宅訪問型保育事業について、職員資格を保育士、保健師、または看護師としている点も評価します。障害を持つお子さんと、その家庭をより安全に支援するものとなりました。乳幼児の死亡など、悲しい事故の多くが家庭的保育事業で起こっているという事実があり、本町の対応は全国的に見て誇れるものとなるはずです。

しかしながら、単に基準を設けただけで、新たに参入しようとする民間事業者に保育の質を守ってもらうことは難しいと思われまます。非常・災害対策についての整備や計画、訓練が適正に行われているか、また衛生管理や食事の提供について定められた基準が遵守されているかなど、改善勧告、改善命令、業務停止などの措置ができる指導監査を適切かつ効果的に行える体制が必要となります。適切な職員体制が必要であり、この点、十分な検討を求めて、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**川嶋議員** 第58号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、公明党を代表し討論を行います。

地域型保育事業としての認可基準を設定されるものであります。小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の事業類型であり、特に職員の配置基準においては現行の町基準をそのまま設けてあり、それぞれに有資格者を必ず配置し、家庭的保育については密室保育にならないよう、「2人を下回らない」とし、国基準よりも手厚く設定されていることについては大変評価するものであります。

事業者間の連携、情報の共有等、施設型も含め町全体での連携が図られるよう要望するとともに、本町の保育環境がさらに充実し、安心・安全の確保を期待し、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第58号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の討論します。

本件についても、いろいろ異論ある中、来年度から始まる子ども・子育て支援新制度

と、市町村が実施主体となるという基本の考え方にに基づき、本町における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

本町では、すでに昨年10月より子ども・子育て会議を立ち上げ、また11月には就学前の子どもを持つ保護者及び小学生の保護者に対して、保育ニーズや子育て支援サービスに対する利用状況、利用意向、意見要望についての住民意向調査を実施されました。そして、まだ国の方針が明確でない部分がある中、多くの点で国基準を上回る現状の本町基準を守るということでもありますので、反対する理由はありません。

しかし、本町の現状の基準を守ることが国基準以上であるという理由で、従来からの国や府からの補助金が減らされるというような事態があるとすれば、断固要求していただきたい。なぜなら、今回の制度改革は、消費税アップした分の財源はすべて福祉に充てるということが、政府として約束しているからであります。

ただ、制度内容が非常に複雑で、しかも、利用当事者である保護者にとっては、入園や利用申し込み期限が迫っている中、定かでない部分は別として、少なくとも現状における状況は、説明会を開催して理解をしていただく努力は、事業をスムーズに進めるうえでも重要であると考えます。すでに要望や意見も多数来ていると思います。今からでも遅くありません。ぜひ、説明会実施をお願いします。

また、今さらではあります。子ども・子育て会議のメンバーに保育所の事業者もしくは現場従業者の代表がないのは、いかがなものかと考えております。今後、5年も続く会議でございますので、ぜひ、委員の数を増やしてでもお応えをいただきたい。

以上、お願いして、賛成といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第58号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

本条例は、子ども・子育て支援制度の導入に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、新たに条例を制定するものです。

内容については、各条例については国の示す基準に順次対応する条例、また本町独自の「暴力団排除条例」のほかに、小規模保育事業についてはそれぞれのタイプに保育人員の上乗せ基準を設けて、子どもの保育の安全を確保するために条例を制定するものです。

しかしながら、最近の状況は、保育士の確保が難しい環境の中での事業であります。また、上乗せすることによる財源確保の必要性もありますので、十分検討していただくことをお願いしまして、賛成の討論とします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**田中議員** 第58号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の制定について、討論を行います。

この条例は、子ども・子育て新制度の導入に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。当該条例は、対象となる認可基準が国の基準もしくは国の基準を上回る施策が反映されており、評価するものです。

よって、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**関 議員** 第 58 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

本条例は、子ども・子育て支援新制度で、新たに市町村の認可事務となる地域型保育事業についての運営基準等を定めるものです。

具体的には、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の地域型保育給付に関わるものですが、これら小規模保育についても、これまでの町の保育の質を維持するという基本的な姿勢とともに、町独自の保育士配置基準を堅持することや、密室保育を避けるために必ず2名以上で保育するなど、保護者が安心して子どもを預けることのできる環境が整うものと理解いたします。

このことは、今後、町が認可や確認事務を担うということと同時に、大きな責任を負うことになるわけですから、参入してくる事業者に対しては、本町の保育の質を堅持し、保護者の皆様が安心して預けることのできる事業者の選択にご尽力いただくよう、お願いいたします。

なお、認可や確認事務については専門的な知識も必要となりますことから、体制整備とともに、事務に遺漏なきよう万全を期していただくことをお願いして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 58 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 58 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 59 号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第 59 号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を



定める条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

島本町では、就学前の子どもの人口が増加傾向にあり、保育所の入所状況から推測しても、近い将来、小学校の教室と学童保育室が不足することは明らかですが、そのような中、本条例において面積基準を児童1人につき1.65㎡以上と明確に定められたことは、子どもの視点に立ったものとして、大変評価できるものです。

また、学童に従事する者の資格を保育士、幼・小・中学校の学校の教員免許、児童更正員の資格を持つ者とはされなかったことについては、人材確保、経験重視、人物本位の視点から明文化はされなかったとのこと、理解いたしました。

基本的な方針として、学童保育を放課後子ども教室と一体化することなく、活動の連携によって、子ども達の放課後の遊びと学びを保障していくことを望むものです。全児童対策の放課後子ども教室の一体化・一元化は、集団の大規模化を招き、子ども達の命と安全が守れないだけでなく、生活の場としての居場所を奪ってしまうもので、活動の連携による対応がなされるべきと考えるものです。

学童保育室に入室を希望する児童が増え、既存施設では受け入れができなくなることを予想し、設備整備が必要となっておりますので、早急なる対応を望みます。

これまで直営で行ってきた学童保育室の歴史と、保育従事者の不断の努力を尊重し、実際の運用において柔軟に対応し、学童保育の質の向上に引き続き努めていただきますよう要望して、賛成の討論といたします。

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**川嶋議員** 第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、公明党を代表し討論を行います。

「児童福祉法」の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、市町村が条例で基準を定めることとなり、放課後の留守家庭の子ども達の健全な育成を図ることを目的とされたものであります。部屋のスペースを国基準よりも手厚くされており、評価いたします。

今後、学童保育室の学年拡充においては、5年間の間で検討していくとのことであり、保護者のニーズも高まっており、放課後の居場所づくりは保育所からの一連の流れでもあることから、しっかりと検討をしていただけるよう要望し、賛成といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日本共産党島本町会議員団を代表して討論いたします。

島本の場合、学童保育は町の直営で行われてきました。一定、面積基準を厳格にし、公設・公営による運営を前提にされていることなど認め、賛成するものです。

2001年度以来、職員は正規職員が担当していた時期もあり、嘱託・臨時であっても、

資格を持った職員が保育にあたってきました。子ども・子育て会議の中でも、学童の職員を正規化して学校との連携を強めることを求める、そういう意見も出されておりました。私たちの会派も要望書の中で、正規職員による運営を求めています。条例12条で、従前の資格要件を緩和しておられますが、あくまで正規化により、人材と質の確保を図るべきと考えます。

職員の正規化に取り組んでいただくとともに、学童保育は、保育に欠ける児童にとって放課後の大切な居場所です。この実施にあたっては、今までの島本の学童保育の水準をしっかりと守り、より充実していただくこと、強く要望して賛成討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

新制度においては、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることとなっております。新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例を定めることになっています。条例の内容も国の示す基準に準じており、本町独自の条例として暴力団の排除が加えられていることは評価します。

また、放課後児童健全育成事業では、保護者が労働等により昼間、家庭にいない間、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものであり、現在、学童保育として運営しています。

本町においては、省令で定められた基準を上回る内容や、また異なる内容を定めるほどの特別な事情や地域性が特に認められないことなどから、賛成の討論とします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**関議員** 第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

本町における放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業については町直営で実施されており、開設時間等も府内でもトップクラスと認識しています。今回の条例案では、基本は厚生労働省令で定められた基準を踏まえる形で条例案を作成したとの説明があり、これまでの町の保育の質を維持するという基本的な姿勢が示されました。

今後、優秀な人材確保も課題となっておりますが、6年生までの受入れが法的にも位置づけられます。学校の耐震化が終わりましたら、早い段階で環境を整え、保護者ニーズに添えていただくことをお願いし、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**田中議員** 第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

この条例は、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、島本町放課後児童健全育成事

業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。当該条例では、対象となる基準が国のレベルに合致しており、妥当と考えます。

よって、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第 59 号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の討論をします。

本町の学童保育は町直営で、質の高いものと評価しています。しかし、学童保育室に対するニーズは高まっており、その不足状況は、第 2 の待機児童問題とまで言われております。本条例制定を機に、より一層、学童保育の充実に力を入れていただきますようお願いして、賛成といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**野村議員** 第 59 号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定するものです。また、「児童福祉法」の改正により、放課後児童クラブの設置及び運営について、市町村が条例で基準を定めます。

留守家庭の児童が、家庭や地域との連携のもとで、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的とし、設備や職員、児童の集団の規模、開所時間、開所日数、その他の基準を設けています。

事業の整備及び運営については、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めます。委員会で討論したところでありますが、注視していただくところに、対象年齢も小学 4 年生以上、6 年生までと引き上げられましたが、運営面、とりわけ設備や職員の確保が厳しい現状です。保護者の利用意向を十分反映し、課題をできるだけ早く解決され、住民の皆様に理解されるよう努めていただくことを要望し、賛成いたします。

**平井議長** 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 59 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 59 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 1 号認定 平成 25 年度島本町一般会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**河野議員** 第1号認定 2013年度島本町一般会計決算に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し不認定の討論を行います。

2013年度「地方財政計画」では15ヵ月予算が示され、アベノミクスや消費税増税の駆け込み需要などにより工事の発注に変動が起こり、事業の進捗の影響を与えた年度でありました。島本町初の「地区計画条例」の施行実施により、当初予算と大きく変動のあった鶴ヶ池住宅跡地（桜井三丁目地内）売却益7億4,084万9,750円が加わり、結果、歳入101億1,790万、歳出99億6,491万3千円との決算について、会派代表の大綱質疑及び常任委員会ともに質疑をし、不認定を判断したものです。

まず初めに、評価ができず不認定とすべき内容について、申し上げます。

広域行政勉強会旅券発給事務の高槻市委託への取り組みです。透明性・説明責任に欠けておりました。2013年12月9日の議員全員協議会で報告・説明をされたとおっしゃっておられますが、島政政第484号、平成25年12月3日に総合政策部長名で「旅券発給事務の事業連携の検討について」として、高槻市財政政策部長宛てに文書が発せられた後のことであり、そこに至る執行部内の議論やその報告、議会内での議論も抜け落ちていたこと。当該文書が、町直営の事務の方向に議論が引き戻せない決定的な文書となったことは、その後の経緯でも明白です。だからこそ、住民に高槻市委託の合理性を十分に説明することができない現在に至っております。

本来は、島本町単独で事務や責任を負うべきものを、行財政上、広域連携で他市町村に対し何らかの事業委託や検討を依頼する際には、町議会、執行部、住民の圧倒的合意や意思統一を得ることが基本であります。今回は、高槻市議会、高槻市執行部、高槻市民からも、信用を著しく損ねる原因を作っております。

二つ目に、まちづくり支援業務です。すなわち、JR西側農地の土地区画整理事業組合の活動に関わります。3年間にわたり、管理職も含めた4人もの職員を投入され、民間会社の技術支援など、島本町から相当な公金投入があったものと認識しております。しかし、今の膠着した事態を総括、検証、地権者、執行部の責任を明確にされることが第一義ではないでしょうか。これ以上、公金の増額や職員の増員など、住民には説明が付きません。

三つ目に、「地区計画条例」は、過去の都市計画審議会の付帯意見と、私たちもかねてから制定を求めておりました。さらに、その後の小野薬品工業への用地売却の方針そのものは必要な措置と認めておりました。しかしながら、これにかかる事務について、まず土壌汚染調査で大阪府との連携調整等、執行部の事務は慎重さを欠いていたこと。売買にあたって議会審議の機会はなく、予算がついたものではないからということで、全戸配布された「ことしの予算」にも掲載されておられません。契約締結、売買の後に、議会へ財産収入として計上されたことについて、私たちは住民・議会への説明責任に照

らし十分かつ誠実に行われたとは言えず、総務建設水道常任委員会質疑での執行部の複数の答弁においても不一致な点が見られ、この点は厳しく指摘したいと思っております。

また、過去の町営鈴谷・滝谷住宅開発において、2階建てに5mの擁壁で建設されたことを、周辺住民の痛恨の経験を踏まえ、開発地域の擁壁高さについて2013年10月17日の都市計画審議会で委員より質疑が重ねられておりました。実際は、売却先、開発内容は、以後の議会と開発協議にゆだねるものが多く、しかしながら現在に至り、第三小学校の児童の通学、ふれあいセンター利用者の安全性を損ねるような車両搬入出入り口の形状など、結果として審議会や議会軽視に繋がりがねません。売却先企業の周辺住民に対する説明内容を逐次把握され、地区計画を全うする開発指導でなければ、結果として、誰のための条例制定であったのか、問われることになると思われま

す。2002年度以降、人権施策に名を借りた同和行政と決別ができていません。部落解放同盟島本支部長の公務員にあるまじき行為と、それを取り巻く町現・元幹部職の公金・個人情報保護の認識の欠落は、口頭審理の記録に残ることになりました。さらに地域人権協会の決算書及び受託事業の収支報告の未提出は、事業開始以来11年間、会派として主張し続けてまいりました。この点は全く改善されておらず、断じて許されるものではありません。

また、高齢者対象の移送サービスは、要介護認定1より軽度者を切り捨てて以来、改悪前に比べ、決算額では当初の470万円から決算額233万円と、利用は半分以下に激減しています。家族介護に頼るか、有料の移送サービスや有償ボランティアの利用も限界があります。結果、外出ができなくさせられ、認知症や高齢化の進行を進める改悪（以外の）何者でもありません。

また次に、2006年12月以来、川口町長の第二保育所民営化方針へのこだわりによって、保育士正規職員の適正な採用計画が作れず、新規採用は頭打ちになる仕組みになっております。正職員18人に対し臨時保育士71人という、全体の8割を臨時職員が占め、担任全員が6ヵ月契約の臨時職員というクラスも出現、異常な運営に至っています。保育所関係者の多くが、保育園を新設し、それを民間法人で実施させることで待機児過密化の解消をと求められてきましたが、2013年度骨格予算、町長・町議選挙期間、「認定こども園」と言い続けられた川口町長は、選挙後、安心こども基金を使って民間保育園を増やす方針に転換され、建設に至っております。そして公立保育所民営化は、事実上、凍結になっております。就労支援型幼稚園は、民営化推進論者の目論見であった過密化対策の決定打にはなり得ず、在宅子育て家庭への預かり保育の拡充策という方向で評価されるに至っております。

一方で、同時に「待機児童0の島本町」と広報しながら、「次世代法」の求めた人口推計手法を用いずに入所児童予測を大きく見誤ったことが、今日の超過密化と非正規化及び待機児童の増加の三つを同時進行させ、求職活動中の待機者も含めると、年末には

過去最悪の事態に至ったことは記憶に新しいものです。

さらに、耐震化の必要な第四保育所の工事の目処も立てていないどころか、第二保育所保護者から不安の声が高まり、耐震診断の予定はありますかということが、当年3月11日、公開質問状まで出されていても、年度末ギリギリまで耐震診断をするかどうかの方向も示していませんでした。

過密化、非正規、待機児童、耐震化工事計画なし。これらは公立保育所民営化方針の固執が、諸悪の根源です。その中で保育士、職員さんは、子ども達の命を守ることと心身の健やかな成長、保育の質を維持することに決死の思いで日々保育にあたっておられますが、その努力が限界であることは一目瞭然です。

お隣の高槻市では、2014年度に入り、待機児ゼロを達成したことをプレス発表しておられます。認可保育所を毎年2ヵ所以上建設され、待機児童対策として小規模保育を当てにせずに、市直営の臨時保育施設の開設に踏み切られています。私たち会派は、この例にならって、一般質問でも現行施設への詰め込みではない待機児童解消を求めてまいりましたが、執行部は現行施設への詰め込みしか対応せず、待機児童の実態把握や、一時保育を転々とされたり、断られて市内の認可外に預けられている実態を見ようとしておられません。しかし、すでに島本町作成のニーズ調査報告書でそれらの生の声が掲載されており、「知らない」では、もう済まされません。

翻って担当課においては、既存の保育所の安全対策や民間保育園の認可事務が重なっておられます。そこへ全国自治体が悲鳴をあげている子ども・子育て新制度施行へのハードスケジュールで忙殺される。異常な業務量が強いられているのも実態です。これらも、民営化方針固執が原因です。

また、子ども・子育て会議委員報酬の執行について申し上げますが、ここに学童保育従事者、認可保育従事者が、委員として欠けております。このまま認可定員の課題や事業計画の議論が本格化するまでに、改善が必要です。

次に、学校耐震化の不作為があります。第一中学校の耐震化の議論に建て替えどころか移設論まで議論に加わり、たらい回しにされ、結果、下から数えてワースト100に入る自治体になってしまいました。子どもの安全・安心対策の著しい遅れに繋がりました。

次に、島本町独自の学習状況調査の問題です。学校間競争を煽り、子ども達の負担になるだけと、かねてから廃止すべきと言ってまいりました。大阪府のチャレンジテストが行われる予定とのことでもあります。もちろん、これを容認するものではありませんが、昨今、情報漏洩問題を起こすような企業に委託をする学習調査は、島本町で独自で行うことは即時廃止すべきです。現場の教職員間、児童・生徒、保護者と教師とを分断する授業力個人アンケートの即時中止をすべきです。今やるべきは、支援学級生徒が加わって40人を超えてしまうような学級定数を改め、現在の35人学級を中学校1年生、小学校3年生まで引き上げ、全体に少人数学級を実現することです。

冒頭に述べた広域行政勉強会の島本町の事務を典型的な例としまして、議会に対する説明責任を果たす当たり前の事務や、全会一致で予算を通す努力が前提にない執行部の体質、議会の少数意見を無視し続け、公正公平さを欠く従前からの執行部の体質は、今では他の自治体議会から相当不信感を持たれるに至っております。

島本町職員の平均年齢は37.5歳、自治体間でも圧倒的に若く、経験者や先輩が少なく、職務に精通、熟練する十分な養成や期間がないまま、責任だけは課せられ、次長も係長もない、あるいは兼務という体制です。公有地・民有地活用、売却や開発などの事案に最高責任者があいまいな姿勢を続け、不透明・不公正な事務が横行されれば、不要不急の事務ばかりが膨大になります。最終的に結果が伴わないどころか、関連企業からも、住民からも、議会からも、不信感が集中しております。これら問題の長期化により、若手職員の、また若手幹部の意欲や自信の喪失、心身の健康状態を大きく損ないかねない。強い懸念を表明し、不認定と判断するものです。

次に、評価する点を申し上げます……（「どっちなの」と呼ぶ者あり）……。

度重なる風水害への災害復旧、防災など補正予算措置を余儀なくされた中での黒字決算であること。後年度、市街地への内水氾濫の予防に繋がった雨水排水対策の前倒し実施、全職員による水路の清掃事業及び改修工事など、膨大な事務事業の遂行については評価するところです。消防本部による時間雨量を基準にした町内巡回・巡視の業務は他市町村では見られない努力と思われ、住民の安心感に繋がっていますが、一方では職員数は依然として不足し、現行でも職員の休暇取得や精神衛生上の配慮など、環境改善向上は急務です。

ごみ処理について、災害相互連携協定の首長レベルの締結に向けての要望、かねてから私たちは示しておりましたが、協議をスタートされています。し尿中間処理施設の町内建設の意向表明とともに、調査選定報告書の作成をされています。

教育費では、小・中学校及び学童保育室開業時間にわたる学校警備員の配置、部活動指導者への派遣謝礼の存続を、大阪府の補助が廃止された以後も事業を続行されています。40度を超える普通教室の環境改善に、小学校エアコン設置を完了されました。第二中学校グラウンド整備工事とともに、穴付きパイプの埋設により排水能力向上を図られたこと、これらは2011年に住民からの議会請願としても提出され、ようやく実現しております。

不十分ではありますが、乳幼児医療費助成制度の拡充、所得制限の撤廃をされています。しかし、通院費助成では、高槻市は中学校卒業まで、大山崎町は小学校6年生までを対象とされ、島本の当事者からの高い評価には至っておりません。これらは、大阪府の劣悪な補助金、低すぎる対象年齢について、議会あげて改善・拡充を求める必要に迫られているとも考えております。

臨時職員の交通費の改善がされました。かねてから、茨木市や阪急西院より遠方から

通勤される臨時職員さんにとっては、日々交通費を持ち出しとなっていたことから当然のものです。非常勤嘱託の給与待遇改善と要綱の改訂による育児休業制度の導入がされています。今後は、さらに正規職員化を目指し、非常勤職員化への要望のあるところには全体に波及をさせることで、正規職員の増員を目指すべきです。

最後に、検討を加えるべき点を申し上げて、終わります。

まちづくり支援業務について、島本駅西側に限った公金支出・職員の投入のあり方は、やはり問題です。水無瀬駅前や山崎駅周辺まちづくりにも職員を投入、全町的なまちづくりに取り組むべきです。特に、タクシー跡地の売却先審査費用なども不用額が発生しました。その土地活用策や方針は全く明らかにされておらず、調査・検討経過の透明性を図り、熟議の場を設置すべきです。

最後に、昨今の異常気象、社会経済情勢を鑑み、特に大阪府に対して、暮らしと景気回復、安全・安心のまちづくりに関わり、急務である河川・山林の災害対策の強化のために技術・技能職員の確保、学校警備、救命救急事業の削減された補助金の復活など、本来の広域的役割を果たさせ、財源措置を講ずるよう、極めて不十分な現状を転換させるべく、町長を先頭に、私たち議会も声をあげる必要がある。この点は認識したうえで、本決算については不認定の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第1号認定 平成25年島本町一般会計歳入歳出決算について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

本年度の一般会計、特別会計決算の実質収入は、総じて黒字となっています。一般会計は収入101億1,661万1千円、歳出99億9,665万2千円で、前年度と比較して、歳入は14億3,522万8千円、歳出では14億5,873万円の減少となっています。実質収支としては、翌年に繰り越すべき財源の2,843万円を引いた1億2,352万8千円であり、単年度収支は7,320万4千円の黒字ということになり、新たな剰余金が生じたこととなります。

一般会計の歳入は、対前年度では、法人町民税が一部法人の営業利益等の減少により2,336万4千円(3.8%)の減収となったものの、個人町民税は人口の増加で納税義務者の増加により2,853万3千円(1.6%)の増収があり、町税全体では956万6千円(0.2%)の微増となっています。

経常収支比率が97.4%と、前年度より0.4ポイント改善しており、減収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた比率は100%を上回り、108.2%と、前年比0.3%増加しています。ここ数年、この状態になっていることは、財政構造の硬直化の改善が行われていないことを示しています。健全化判断比率においては基準数値内にあるものの、社会保障関係費の増加と公共施設の老朽化対策に対応していくためには、今後、綿密な対応策が求められます。特に、人口増による個人町民税の増収はあったものの、



財政力指数 0.765 と、年々低下していることは憂慮すべき問題であると考えます。

また、財政運営を円滑に遂行するための財政調整基金においては、鶴ヶ池住宅跡地売却益を公共施設整備積立基金に積み立てられたことは、目の前に来ている公共施設の更新等の財源として必要なものと理解します。その結果、平成 25 年度末積立金残高は 47 億 117 万 8 千円、対前年度比 8 億 2,384 万 7 千円 (21.2%) 増となり、平成 21 年度以降、最高額となったことは評価いたします。

臨時財政対策債の平成 25 年度末残高は 49 億 4,496 万 4 千円となり、24 年度に比べ 4 億 5,151 万 1 千円、対前年度比 10% の増加になっています。この対策債は形式的には本町の借入で、地方債の残高が累増する原因になるものです。

このような財政状況のもとで、平成 25 年度の事業活動は、島本町公共施設適正化調整会議で公共施設の今後のあり方について基本方針案を作成、パブリックコメントの実施。老朽化等のため住民ホールを廃止し、解体のための実施設計を発注。災害時における住民への情報基盤整備のための防災行政無線実施設計。地域福祉施策の円滑な推進を図るため「第 3 期島本町地域福祉計画」を策定。乳幼児医療においては所得制限の廃止と小学生への入院費助成の創設、また待機児解消のための（仮称）高浜学園の工事着工。社会資本整備総合交付金を活用し、町道尺代 5 号線の整備工事に橋りょう上部工の発注、第二中学校屋外運動場整備工事。そしてボランティア情報センターを開設し、情報の一元化等を実施されました。しかしながら、すべての事業が順調に進捗したわけではなく、明らかに不注意により工事の遅れが生じたことは大いに反省すべき点です。

今後も、健全な財政運営等、庁内一丸となって町民のために一層の努力をしていただくことを要望して、認定の討論とします。

**平井議長** 次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第 1 号認定 平成 25 年度島本町一般会計歳入歳出決算に、人びとの新しい歩みを代表して不認定の討論をさせていただきます。

まず、9 月の台風 18 号における災害時の対応、災害後の迅速な復旧工事に感謝いたします。妊婦健康診査の公費負担の増額、乳幼児医療の所得制限撤廃、小学生への入院費助成の創設、非常勤職員・学童保育指導員等の待遇改善、自主防災組織活性化のご努力など、評価する点は多くありますが、平成 25 年度一般会計について不認定とする主な理由を述べます。

町営鶴ヶ池住宅跡地、町有地の売却に先駆けて、都市計画上の用途地域を第 2 種住居地域から準工業地域に変更、桜井三丁目北地区整備計画区域を対象に「区域内における建造物等の制限に関する条例」を定めました。大阪府との協議において、当該地のように住宅と工業地域が混在している住工混在型への緩和については、必要最少限にするほうが望ましいと指摘されたことにより、実質、小野薬品工業の既存施設と鶴ヶ池住宅跡地に地区を限定したとのことです。

条例制定については、鶴ヶ池住宅跡地の売却を前提としていたことから、町政に貢献度の高い既存事業者の意向を踏まえて、島本町において事業を継続していただくための制度設計が行政運営上不可欠であるという考えと、公共施設のあり方の中で検討したうえで他に活用が見込まれないと判断したときでも良いのではないかという考えがどちらもあり、会派内でも議論がありました。仮設地を失うことにより第四保育所等公共施設の耐震化計画などが遅れることや、他の公共施設設置などに町有地が活用できなくなることも予想されましたが、事実、そのようになっています。

このこと自体を不認定の理由にするものではありませんが、問題は、まず、町の環境保全に対する認識不足です。

売却に際して、土地価格や固定資産税収入に固執するあまり、土壌調査に対する配慮を欠いた町の姿勢は、環境保全に対する認識の甘さを露呈した顕著な例と考えます。売却により、小野薬品工業水無瀬研究所はふれあいセンターに隣接する施設となります。有害物質特定施設に登録されており、化学物質、バイオテクノロジー作業、微生物、実験動物、放射性物質の安全管理、廃棄物対策など、周辺の環境保全に大きな影響を与える可能性があり、島本町は自らの環境保全意識を高めなければなりません。この点について、常に関係機関との連携を図り、安全・安心の環境対策に努めていただくよう求めます。

また、予算計上上の事務手続きという点でも課題が残りました。売却面積実積4,837.65㎡、売却最低価格7億3,700万円が、一般会計補正予算の歳入に計上されることなく制限付き一般競争入札が行われ、歳出にも計上されることなく、その使途が明確にされないまま売却されたことについて、適切ではないと判断しています。法的に問題がないと主張されていますが、説明、答弁には一貫性がありません。売却に伴う混乱は、議会審議を軽視する姿勢が招いた結果とも考えられます。

隣接する土地の売却に関連して、かつて一時期に陸軍の射撃施設であったという土地履歴を指摘いたしました。町の責任のもと、事前に土壌調査を行うことが望ましいと判断されたことにより、契約はいったん保留。賃貸借契約を交わすことで、落札者である小野薬品工業株式会社がボーリング調査を先行実施されました。複雑な経緯で事務が行われ、売却収入を得られるまでに時間を要しました。決して、適切であったとは思えません。

法を遵守することは必要ですが、法的に問題がなければ、議会の審議を通さずに億単位の町有地を売却しても良いという姿勢は、傲慢そのものです。議会を軽視し、議会との信頼関係を築くことができないまま、対外的な信頼関係を築くことができるのか、大いに懸念するところです。

島本町地域人権協会が駐車場として活用されている町有地など、町有地の賃貸借については、職員の退職や異動によって不透明になっていく歴史的経緯に頼らず、公正で透

明性のあるものに正していただきたい。この点、複数の議員が指摘しています。

また、障害者福祉施設についても、個々の当事者との協議により事業の個性を尊重し、持続的な運営を可能にする支援をお願いいたします。

人権ケースワーク事業の委託のあり方が問題になっています。今回の審議では、受託者である島本町地域人権協会の相談員の個人情報の取り扱いにつき、問題点を指摘いたしました。女性施策、子どもの権利保障、多文化・他民族理解等、同和対策のみならず相談事業を的確に提供し、町が責任を持って事情を把握するため、直営で行うべきではないでしょうか。抜本的改善への検討を強く求めます。

2013年12月3日、旅券発給事務にかかる窓口対応業務を高槻市に委託することについて調査検討を行いたい旨、総合政策部長より高槻市に文書で申し入れされました。この9月、高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について、規約案を島本町議会として可決したところですが、人びとの新しい歩みはこれに反対しています。大阪府より権限移譲は受けるが、窓口事務は島本町で行わないという判断を島本町側が自らされたことが、まず、とても残念でなりません。そもそも、高槻市・島本町広域行政勉強会の事務連携ワーキングの目的が、広域行政の調査検討であるにも関わらず、なぜ、改めて調査検討の依頼文を提出しなけりばならなかつたのか。今思えば、このことも理解できません。

町長並びに執行部に執行権があるとはいえ、政治判断を要する重要な案件の場合、議会における熟議が、最終的に事が成就するに欠かせないプロセスと考えます。島本町と島本町民のために必要不可欠であると、島本町と島本町議会が判断したうえで、事務連携をお願いするべきでした。

雇用と年金の連続性を目的に導入された再任用職員を、8月より「参与」と位置づけ、月額7万9,800円に加えて管理職手当5千円、地域手当約2,500円を支給。期末手当への影響もあって、1人当たり年間約120万円も増額しています。町長の施政方針にも掲げておられません。一度退職された職員に対するこのような待遇改善は認めがたく、若年層の雇用促進や臨時的雇用者の待遇改善に努めることこそが、時代に課せられた公共の責務と考えています。

また、2014年度の機構改革に伴い、関係条例の改正を行いました。その後、職員の超過勤務の実態等が問題になっていますが、超過勤務人件費を新規職員の採用に充てて、雇用環境を充実し、職員の仕事の効率と専門性を高めることが望ましく、雇用・採用に関する考え方の再検討を求めます。

まちづくり活動支援業務につき、JR島本駅西土地地区画整理事業において関係機関との協議が難航したまま、今日に至っています。2013年7月31日、第5回総会において事業協力者との関係を白紙に戻すという決定をされたのは準備組合です。けれども、判断の根拠となる情報がすべての地権者に適切に、十分に提供されていたとは言えません。

支援業務のあり方、進め方を猛省し、都市計画手続きにおける姿勢を根本的に改めていただきたい。どのような学校、どのような医療施設を核にまちづくりを進めていくのか、町の将来像を描くのは誰なのか。地権者の皆さんなののでしょうか。今一度、原点に戻って考え直してみる必要があります。

執行部におかれましては、JR島本駅西地区のまちづくり推進会議で、財政、交通インフラ、教育、保育、遺跡発掘などの文化事業、町の総合的な施策に深く関わる課題を抽出し、庁内各課で共有されています。すなわち、これは「地権者の皆さんのご意向」に止まらない町の重要な政策課題であり、「島本町まちづくり基本条例」の理念を活かした政策決定が必要です。住民は、それぞれに様々な価値観を持っており、住民意見を傾聴することにより、様々な気づきが得られます。傾聴姿勢の欠如が今回の結果を招いていると言っても過言ではなく、市民レベルの熟議を経て出直すことに、唯一の解決の道筋があると考えます。議会の関与を厭わず、住民とともに歩む島本町政を実現して、問題解決に努めて下さい。

時間の都合により、委員会審議で触れることができませんでしたが、都市創造部都市計画課において見直しを進めておられる「開発行為の適正化及び環境保全に関する指導要綱」については、機構改革後の総務部危機管理室との協議により、救急救命、防災並びに交通の静音化の視点をバランスよく取り入れていただきたい。また景観施策については、都市創造部都市計画課における重要事務と位置づけされることを望みます。

一貫して申し上げている若山台調整池の保存活用については、計画における机上の数字を根拠に、今なお土地の利活用という考えを改めようとされていません。防災・減災並びに環境保全の観点から、都市創造部において現状に即した見直しが行われることを期待します。

ホテルの育成事業並びにニジマス放流つかみ取りについては、生態系の観点から廃止を求めるものですが、限りある財源を「環境基本計画」に基づいた市民活動に活かしていくという点でも見直し、検討を求めます。

未就学児の保育・教育について、まず第一幼稚園で本格的に実施された就労支援型預かり保育の導入は、働く保護者が一般的に求めている保育のニーズに対応できるものではないことは明白でした。導入の経緯において、議員が提出したという文書の処理に対する疑惑も含めて、今なお納得できるものではありません。

認可保育所整備について、江川の大型集合住宅や東大寺・山崎地区の100戸規模の戸建て住宅に加え、農地のミニ開発が絶えない中、納税が望める若年層の転入・定住は歓迎するが、保育のニーズの高まりには対応せず、適切な子ども・子育て支援措置を取れないまま、保育の過密状態、待機児童発生を招きました。その後、大規模民間保育園の新規参入を受け入れるということになり、展望と計画を欠いた保育・教育に対する姿勢が残念でなりません。

開業に向けて行われる様々な協議の中で、高浜幹線道路の交通安全対策、駐車場整備、子どもの送迎に対する保育への姿勢をはじめ、常に島本町の住民の立場に立って対応し、保護者と地域住民に親しまれる保育事業が展開されるよう努めて下さい。

保育所、幼稚園、小・中学校など、子ども達が日々多くの時間を過ごす施設の環境整備、耐震化対策が遅れています。第一中学校が鉄道駅に挟まれていることから、商業的な土地の利活用を望む様々な意見、小中一貫校を構想する声等がありますが、政治的な思惑が教育行政事業の進捗を妨げていないか、懸念します。町の姿勢が問われていると思います。

老朽化との兼ね合いや財政事情、職員数の減少などを理由にして、いたずらに耐震化等の判断を先送りにしてきた結果、切羽詰まった状況で仕事をこなさなければならない状況が繰り返されています。職員が疲弊する大きな要因と見ています。決断のスピード感が、島本町政に圧倒的に欠けています。決断によって方向性が定まれば、職員は目標を持って、具体的に業務に向き合えます。それぞれ高い能力を活かすことができます。最高責任者である町長、教育長が、自ら責任を取って決断されることによって、超過勤務を結果的に減らし、達成感が生まれる職場環境を目指すことができると考え、この点、改善の努力を求めます。

人権文化センターに配属されていた元教育委員会職員の懲戒処分に関わる不服申し立てにより、公平委員会が複数回開かれました。二度の口頭審理を経て、懲戒処分が承認されましたが、元職員からの訴えにより、今後は民事裁判で争うことになります。司法の判断にゆだねるものですが、職員としての立場を著しく欠いた勤務状況を、長年にわたり見落としてきた要因がそもそもどこにあるかを検証し、これを許してきた島本町の風土を改善していただかなければなりません。

最後に、世代を超えて親しまれてきた町立プール開催の最後の年となりました。猛暑の中、老朽化したプールで遊ぶ子ども達の安全と楽しみを守ってこられた職員の皆さんに、心から敬意を表します。

しかしながら、体育館、町立プール、テニスコート、町立キャンプ場について、施設全体のグランドデザインを描くことなく計画性のない改修・修繕を重ねてきました。なぜ2013年度中に町立プール廃止を英断し、住民並びに関係機関に誠実な説明責任を果たしたうえで、皆さんに惜しまれながら閉鎖するということができなかったのか。審議において触れることはできませんでしたが、このことも不認定の大きな理由としています。

以上をもって、人びとの新しい歩みの反対の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**川嶋議員** 第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算について、公明党を代表し討論を行います。

歳入総額101億1,661万に対し、歳出総額は99億6,465万2千円で、差引額は1億

5,195万8千円の黒字決算となっております。今後においては、自主財源の多くを占める町税の増収は期待できなく、社会保障関係経費の増加や公共施設などの老朽化対策にかかる経費の増加など、歳入が増えない中、歳出が増えることは間違いないと考えております。

歳出の主なものに土壌汚染調査、公用車3台の配備、庁舎内での火災による最重要書類焼失を防ぐための耐火ロッカー、吸水性土のう、また土のうステーション、防災行政無線実施設計、大沢地区乗り合いタクシー配車サービス、町有地の売却収入から7億4,716万3千円を公共施設整備積立基金に、ふれあいセンター指定管理料、住民ホール解体設計業務等があげられております。

土木費として主なものに、桜井跨線橋補修設計業務、町道尺代5号線整備事業、青葉水無瀬地区浸水対策工事など、特に、ふれあいセンター補修工事においては、今後、大規模補修が必要になってくると考えております。また東大寺公園においても、来年27年度を目標に整備をされることを要望いたします。

乳幼児医療費助成制度において、平成25年10月から所得制限を撤廃するとともに小学校6年生までの入院助成の拡充は、大変評価いたします。しかしながら、高槻市では現在、入院・通院とも中学3年生までを拡充されております。この格差解消のための研究・検討に対しましては、ここで要望をしておきます。

乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診の無料クーポン券の配付をし、受診されていない方に対しての受診勧奨ハガキを送付され、25年度においても検診率の向上に努められたこと。また、妊婦一般健康診査においては5万7千円から9万円に拡充されたことは、より安心して出産に臨める意味でも大変評価するものであります。

災害時要援護者実態把握事業については、新たな対象者には、しまもと安心ボトルの配付をされています。今後、密な連携のもと、対象者の皆様のより安心・安全の確保ができるよう要望いたします。

小学校において、4校すべてにエアコンの設置がなされ、これで中学校ともに本町のすべての学校にエアコンが設置されたことは、大変評価いたします。耐震化については、今後、すべての学校の耐震化が計画どおりに実施されることを強く要望するものであります。

学校図書館の充実について。25年度は新たに2名の職員を配置されております。そのことにより、充実の幅は拡大したかとは思いますが、今後、それぞれの学校の特色を活かすためにも、各校1名ずつの学校図書館の専門職を配置されることを要望いたします。

他の事業においては適正と判断し、賛成の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**関 議員** 第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算について、不認定の討論をいたします。

本年度の決算は、実質収支が1億2,455万8千円の黒字決算であり、前年度に引き続き2年連続の黒字決算となり、経常収支比率についても前年度より0.4ポイント改善した97.4%となり、それぞれ評価できるものです。

しかしながら、経常収支比率については未だ高い数値が続いており、町税収入などの経常一般財源収入の増額が期待できない状況下にある中で、社会保障費の増加、公共施設の老朽化対策等の課題が差し迫っておりますので、引き続き財務体質の取り組みの強化をお願いいたします。

そして、組織についてです。1年前の総務建設水道常任委員会において、現状の職員数で業務することに問題はないのですか、というふうな質問に対して、理事者からは限界に近いが、その分を臨時職員、非正規、再任用の職員で対応するとお答えいただきました。しかし、その結果が、25年度においては一部職員に年間728.5時間、あるいは月平均61時間もの時間外勤務を強いる結果となっております。

苦言を呈したいことは、職員の時間外勤務の状況はもちろんです、それ以上に管理者の方々の部下に対する責任感のなさです。今議会の答弁においても、管理者が一般職員の勤務状況をしっかりと把握されていない状況であることがわかりましたし、だからこそ、未だ限界に近い状態のままであり、一部一般職員にしわ寄せが行っている状況です。これ以上、管理者以外の職員が疲弊することがないように組織づくりの改善を求めておきます。

そして教育費においては、24年度の一般会計予算の討論、あるいは25年度の一般質問において、本町の学校の耐震化については、文部科学大臣から町長宛てに書簡が送られ、さらには文部科学省の職員が直接本町に出向いて早期の学校耐震化を促しに来るほど、全国的に後れを取っている状況を再認識し、一刻も早く耐震化に着手することを要望したにも関わらず、25年度においては全く進展がなく、引き続き島本町の子ども達が命の危険にさらされている状況が続くことについては、到底容認できるものではないと判断いたします。

以上のことから、不認定の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**野村議員** 第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算に対し、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

平成25年度一般会計の歳入総額101億1,661万345円、歳出総額99億6,465万2,497円となり、実質収支は1億2,352万8千円の黒字となっております。基金取り崩し額も例年よりも大変低い額となっておりますが、これは学校をはじめ公共施設の耐震化や、橋りょうに水路改修等々の方向性や、改修計画を定めるに時間を要し、組み込みの遅れであると我々は解釈しております。

過去からも指摘しつつ、近年では平成21年度決算の討論でも、国のいつ、なんどき、

一時的な財源確保ができるか、チャンスを活かすためにも、本町としては公共施設等種々の補修修繕等々整備計画の基本ビジョンだけは、しっかりと描いておかなければならないと、苦言を申してまいりました。川口町長ご就任から、スピーディーな運営を施政方針でも述べてこられた中、遅いです。島本町の将来に慎重さが必要な課題も多いことも一定理解しますが、町長として、こうしたい、こう思うと、もっと各部署と議論をぶつけてあって、案が一転二転する中の遅さなら、まだ納得いたします。

ただ、本町も団塊の世代の退職に、過去の財政再建一歩手前まで行った当時のひずみが組織として出ているものとわかっていますし、大阪府内、平均年齢が37.5歳と、ダントツに低い状況だからこそ、町長のリーダーシップが必要不可欠だと、苦言だけは述べさせてもらいます。

さて、時間外手当を含みます職員手当等は当初予算7億626万6千円ほどに、数回の補正予算約5,334万2千円の増額で、最終予算額は約7億6,238万6千円が可決されてきた中、支出額は7億5,245万3,835円で、993万2,165円の不用額を出されています。この不用額は節約のご努力か、難しいところですが、補正予算を組んでも災害復旧費の特色においては、その工事請負費や需用費からの流用で200万2千円を捻出された400万となっています。昨今の自然災害、また冒頭に述べました長年のプロ資質職員の退職に、37.5歳の平均年齢で必死に通常業務と同時に引き継ぎされています。

25年度は大幅な機構改革の条例が可決された状況もあります。時間外手当のみで申しますと、昨年度決算と比べ約1,150万円の増額となっており、その中、200万以上の増額としては、25年度は町長及び町議会議員選挙費で約265万円の増額、政権交代の「障害者自立支援法」の改正などもあった社会福祉費枠で276万円の増額、消防においても救急出動123件の増、自然災害での出動も25件の増、特別警戒で13件の増や、予防広報に24件の増と、出動も年々増加している状況であることに290万円の増額。ゲリラ豪雨が通常化してきている昨今に、災害復旧費枠でも230万円の増の理由は、一定理解します。

全体にかかる総務費の一般管理費枠で、215万円ほどの増額となっています。過去にも監査から指摘があり、平成23年度は20時で空調を止める対策が打たれ、時間外手当も例年よりも金額が下がった年度があります。しかし、その対策を1年でやめられたのは、おそらく、まじめに業務されている職員にとって良いのかどうか。組合とも話し合いをされたのではないのでしょうか。今後、何らかの時期の目処で、空調を止めるのかどうかの議論が再発することも少々危惧しますが、一般質問であった個別事案は個別の対策を打たれることを、担当部だけで手が打てないのなら、人事も含め対策を打たれることを要望します。

教育費の中、第四小学校の下水道切り替え工事実施設計業務費の支出により工事が完了すると、ほぼすべての学校が下水道に切り替わります。幼稚園をはじめ、残りも速や



かなる対策をお願いいたします。

保育所に関しては、民間保育所誘致に向け 25 年 4 月から取り組まれています、その中で、子育ての相談、待機児童の解消、地域の子育て支援を充実することにより、子育てをめぐる様々な課題の解決をお願いいたします。また、何より各学校の耐震化問題の解決に、全力をお願いいたします。

他にも各詳細で評価した点多々ありますが、委員会審査討論後として省略し、焦点のみの討論で認定といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**田中議員** 第 1 号認定 平成 25 年度島本町一般会計歳入歳出決算の認定に関して、討論を行います。

ご承知のとおり、島本町の小・中学校の校舎等の教育施設の耐震化は、数年前から本町における最重要課題の一つでありました。とりわけ第一中学校の校舎については、現地で建て替えをするのか、移転して建て替えをするのか、あるいは現行の校舎を減築し耐震補強するのか、長年にわたり決定が先送りされてきました。ようやく、この 9 月 24 日に乾副町長から、現行の校舎を減築し耐震補強する、との表明があったところです。

それも、校舎の耐震化に対し国の補助金が平成 27 年度で打ち切られるため、補助金を得られるかどうかの瀬戸際に追い込まれての決定です。今年 4 月における全国の学校施設の耐震化率は 92.5%、対して本町の耐震化率は 50%にも達しておりません。加えて、昨年には文部科学大臣から耐震化を促す書簡が町長宛てに届けられたことは、周知のとおりです。

このように、高槻市や大山崎町等の近隣の市町村が早々に耐震化を終える中、島本町における学校校舎の耐震化の具体的な決定は、平成 25 年度においてなされるべきでありました。それを補正予算も組まず放置した執行部の不作為は、厳しく非難されるべきものであります。

以上により、当該決算につきまして不認定の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 賛成の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**外村議員** 第 1 号認定 平成 25 年度島本町一般会計歳入歳出決算について、不認定の討論します。

まず最初に、残念なことは、私にとっては、これで 3 年連続不認定ということですから。そして、ここ数年の行政執行のあり方は、住民の声を聞く、議会の声を聞くという姿勢や説明責任を果たしているかという点では、ひどい状況と言わざるを得ません。

確かに、決算値としての数値は最終的に黒字を確保し、自治体経営の財政的指標であ

る実質公債費比率や経常収支比率などは、ここ数年、着実に改善されてきていることは一定評価します。しかし、昨年度は虎の子の大型町有地を売却してのもので、決して楽観できるものではありません。現に、本町の財政力指数は6年連続して低下しており、今後、新たな借金や地方交付税に依存する比率が高くなることが予想されます。

これからもますます高齢化が進むとともに税収の伸びが期待できない反面、医療費などの扶助費は増え、さらには公共施設の老朽化に伴う耐震化や建て替え、橋や道路など社会インフラの維持補修や更新に多額の費用がかかることを考えると、税収増を図ること以上に大事なことは、いかにして歳出を抑えるかです。

職員一丸となって、より一層、大胆で賢い歳出削減に取り組んでいただきたい。住民の福祉やサービスを低下させることなく、無駄な歳出の撲滅等、まだまだ削減余地の大きい電気代やコンピュータ関連費用、大型工事入札における最低制限価格の見直しなどによる歳出削減の余地は、十分にあると考えます。特に大口の歳出改革に、大胆なメスを入れていただきたい。

それは、従来のやり方、発想では打破できません。職員の皆さんには少数精鋭で毎日一生懸命頑張っていただいているのですが、時間外手当が当初予算の倍にふくれあがるような状況は異常です。仕事のやり方、職員の適正人数など、今一度、抜本的に見直していただきたい。役場は、企業形態で言えば究極のサービス業と言えます。業態に即した勤務体系に変えるのも、一つの方法です。古い制度や条例が足枷になっているのなら、実情にあわせて条例などを改革すればいいと思います。役場と言えども企業経営、家計運営と同じで、常に収支を意識した行財政運営が求められています。職員の皆様には、自分の財布からの支出という自覚のもと、一つひとつの事業、歳出について、経費節減、創意工夫と改善を頭に置いた仕事の進め方をお願いします。

以下、不認定の理由や、25年度行財政の執行状況、役場のガバナンスについて、不満な点、改善要望やお願いを述べさせていただきます。

分野別に申し上げます。総務建設水道関係。

1点目．説明責任という、行政として最も大切なことが疎かになっているということです。特に、高槻市との広域行政勉強会については中間報告以後、大きく状況が変わっているにも関わらず、その後、何にもごさいません。また、JR島本駅西側の開発につきましても、1年以上ストップしたまま、全く状況がわかりません。

いずれにしても、広報やホームページでの周知だけでは一方通行であって、どれだけの人が見ているかもわかりません。そういう意味では、やっぱそれらを補完するという意味で、住民説明会というのは適切にするべきだと思います。なぜ、こんなことを言うかといいますと、やっぱり島本町というコンパクトタウンであるからできるということを前提として申し上げております。

2点目．大口歳出項目の削減の取り組みについて。電気料金の削減に関しては、関電

との契約見直しもさることながら、PPSへの切り替えも含め、あらゆる削減を真剣に検討していただきたい。本町にとってPPS導入が適さないというなら、その根拠、検証結果を示していただきたい。すべての施設ではなくても、学校、庁舎など、個別での検討から始めても良いのではないのでしょうか。すでに実績を上げている自治体のヒアリング、研究もお願いしたい。この小さな行政効率の良い島本町で、年間の電気料金が2億1,500万もかかっているという現実、疑問と危機感を持たないほうが不思議です。即刻、対策に向けての行動を起こしていただきたい。

また、工事の入札実行状況に関して、昨年度の1千万円以上の入札案件21件のうち、半数以上の16件が最低制限価格に貼り付き、抽選で業者決定されている。これでは健全な競争原理が働いているとは言えません。入札手法の改善を、強く要望します。

3点目、条例を改正して、特定の再任用の月額給料を大幅にアップしたこと。昨年6月、多数おられる再任用職員の中で、特定の職員だけに参与という肩書きを与えての給料アップ。しかも月額換算で約10万円という大幅なアップ率は、一般常識で考えても、また常々は財政が厳しいと言っている中での大盤振る舞いは納得しがたいものがありました。再任用職員というのは、元来、退職時のキャリアと経験を買われての採用であるはず。その役目は、引き続きキャリアと経験を活かして懸案の任務をこなすことにある。そのことは、すべての再任用職員が自ら、自分の持ち場でそれぞれの能力を發揮してもらうというのと何ら変わりはありません。従って、特定の再任用職員だけを特別に優遇するという大義名分はありません。むしろ、職場の雰囲気やチームワークを乱す要因となりかねないし、決して好ましいことではございません。どうしても格差をつけたいというなら、成果報酬という形の一時金で報いる方法もあったはずであります。私は、そのような理由で、もう少し熟議を重ねて提案されても遅くはないと申し上げましたし、また組合からも大きな批判が出ていたにも関わらず強行されました。はたして、どれだけの費用対効果があったのか、検証していただきたい。

4点目、高槻市との広域行政勉強会の進め方について。本件は、平成21年12月に高槻市に対して再開を要請し、翌年2月から開始したのですが、その翌年、平成23年6月の中間報告会の席上では、入り口がし尿処理の事務委託交渉で、出口は合併議論なのかということで、一時は町内でも大きな関心呼び、話題となりました。しかし、その年の9月には、当初の目的であったし尿処理事務の委託を高槻市に断られるや、粘り強く交渉を継続することもなく、即座に町内に中間処理施設を建設する決定をされました。以後今日まで、実に4年半を費やしました。私は、中間報告以後、何の成果もなく、また所期の目的から結果が大きく変わったのだから、総括と今後の方向性を示すためのけじめの報告会を実施すべきと再三提言するも、耳を貸されませんでした。

そして、今回のパスポート事務の件です。我々が大阪府からの権限移譲を受けると聞いた昨年12月の時点で、すでに高槻市に事務委託をお願いする方針が先に先方に伝えら

れており、その後も、もう少し慎重に熟議すべきという声に耳を貸すこともなく、すべては当初の方針どおり進められました。このような議会軽視、住民の意向無視の独断的なやり方には、改めて抗議します。

私自身、高槻市との広域行政を否定するものでは全くありません。しかし、少なくとも今回の旅券発給事務に限っては本町で十分こなせる事務であり、第一、住民のサービスを考えれば、高槻市に委託する必要など全くありません。むしろ、本来の権限移譲の精神や趣旨を損なうものであります。どうしても自分のところでは困難な事務や、双方にとって補完関係が成り立つ事務こそ、広域連携で解決するテーマです。こんな簡単な事務まで高槻市にお願いするのは、相手にとっても大変大きな迷惑な話で、今後は何でもかんでも依頼してくるのではないかと警戒されかねません。今回の失敗の原因は、議会への情報開示の遅さと、初期判断の甘さにあると思っています。大いに反省していただきたい。

5点目．町営鶴ヶ池住宅跡地の売却事務の進め方に関して。本件については昨年も申し上げましたが、本町にとって貴重な財産であるこれだけの大きな土地を売却するにあたって、あまりにも準備の周到さがなかったのではないかと、今もって残念であります。本来、しっかりと準備し事前に土壤調査を済ませていれば、昨年中に売却完了し、300万なにかがしかの固定資産税が歳入できていたはずで、さらには土壤調査費用も含めた金額で入札が可能であったことを考えれば、本町の歳入に大きな損害を与えた失態であると言わざるを得ません。教訓を忘れず、今後活かしていただきたい。

6点目．ごみ処理事務の広域化への実現の取り組みについて。副町長からは、非公式に水面下で交渉しているとの答弁がありましたが、ぜひ、近いうちに非公式から公式な折衝となりますよう期待していますので、粘り強くお願いします。また、場合によっては国や府への積極的な政治的行動も起こすよう、よろしくお願いします。

7点目．J R島本駅西側地区開発について。この地区開発事業は地権者だけの問題ではなく、島本町の将来を大きく左右するビッグプロジェクトとして、住民の関心も高い事業です。その事業が1年以上も停滞している状況は異常です。一体どうなっているのか、計画の概要・スケジュールなどについて早期に住民向け説明会を開くよう、改めて強く要望します。

他にも、地域人権協会に町有地を貸し与えて駐車場事業の運営を認めていますが、会の趣旨に合致しません。即刻返還させて、本町直で不動産業者に入札でもして委託するなど、改善していただきたい。

また、広報のA4版化についても出ていましたが、早々に実施の方向で検討をお願いします。

また、各種審議会の傍聴資料持ち帰りについては、今さら何を検討するというのでしょうか。やるかやらないか、だけです……（「やると言うた」と呼ぶ者あり）……。即

刻、お願いします。なお、せつかくの貴重な資料を廃棄することだけはやめていただきたい……（「要望の場と違う」と呼ぶ者あり）……。

次に、民生教育消防関係。

民生費は、歳出全体の 34%を占め、しかも、仕事の多くは直接住民との対応という場面が多く、その重圧や気苦労は大変なものと同様に、日頃の精励に感謝します。

高齢化の進展に伴う年長者福祉費や医療費、長引く不況などによる生活保護費、各種扶助費の増大は一定仕方がないことですが、民生費として聖域ではありません。増える部分と改善によって削れるものなど、常に考えながら予算執行に努めていただきたい。教育費についても、歳出の約 10%を占めています。同じく聖域なき歳出削減努力に知恵を絞っていただきたい。

1 点目．子ども・子育て、教育は、将来の人材を育てるという極めて重要な行政の分野です。保育所の過密化などがまだ当分は続くという中、町立幼稚園の定員割れ状態が続いています。幼保一体としての施設の有効活用をお願いします。また、学童保育室の不足もますます懸念される状況です。現場や保護者のニーズ把握と、それにふさわしい対応をよろしくをお願いします。

2 点目．教育委員会では、平成 24 年に職員を懲戒免職処分にしましたが、相手からの不服訴えを受け、未だに訴訟を継続しなければならない羽目に陥っています。そのことに費やす職員の労力、弁護士費用はいかばかりか、際限が見えません。費用はすべて町民の税金であります。二度と起きないようにしていただきたいのと、訴訟についても真摯に取り組み、早期に勝訴決着をお願いします。

3 点目．年長者福祉費に関しては、たくさんのメニューがあるにも関わらず、使われていないサービスメニューも数件あります。改廃と、時代に即した新規のサービス提供など工夫して、限られた財源を有効に使っていただきたい。特に、高齢者の見守り活動につきましても、役場や民生委員だけでは限界があります。地域の自治会や福祉委員とも協調して、皆で見守りできる仕組み作りを考えていただきたい。また、民生委員児童委員の慢性的な定員不足は、ますます、その担い手不足を招く悪循環になりかねません。発想を変えて、委員のなり手が増えるような施策で充足に取り組んでいただきたい。

4 点目．奨学金の返還金の早期回収について。毎年のようにフォローしていますが、なかなか未償還額が減りません。税の公平性を守るためにも、支払い能力のある人にはルールを厳守させるべく、逃げ得を許さない徹底した回収にスピード感を持って努力していただきますようお願いいたします。先に可決した債権管理条例では、私債権として時効期間は 10 年となっております。

消防につきましても、少数精鋭で日夜頑張ってくださいましてことに感謝申し上げます。特に、高齢化が進んでいる昨今、救急車の緊急出動件数も増加しているということを考えますと、皆様のご苦労も相当なものと同様に、引き続き、よろしくお願

します。

以上、たくさんの苦言や要望を申し上げましたが、これは合併という選択をしなかった我が島本町が、顔と顔の見える行政、行政効率の良いコンパクトタウンとして永久に発展し続けることを願ってのことです。自治体の自立が叫ばれていますが、実際には政策や財源を国や府に握られ、思いどおりの行政運営ができないもどかしさはあると思います。しかし、最後は自分の責任で生きていかねばなりません……（「わかっとるわ、そのぐらい」と呼ぶ者あり）……。自治体経営も、時代を先取りした才覚と工夫をお願いします。

議長、注意して下さい、けしからん。ええかげんにせえよ、ほんまに……（「何がやねん」と呼ぶ者あり）……。

自治体経営は、会社のような企業経営と違います。本町のような3万人規模が住みやすく、スケールメリットよりもスモールメリットが活かせる規模だと思っています。また、本町においても団塊の世代が高齢者年齢に突入し、財政収支も厳しい状態が続きます。また昨今、地球温暖化の影響か、自然災害が増加傾向にあると危惧しています。突然の思わぬ出費が必要になり、歳出圧力は高まるばかりであります。そういう意味では、これまで以上に歳出削減に努めなければなりません。

たびたび「例年どおりの執行に努めました」というフレーズを聞きますが、毎年、少しずつでも進化したと言える行政執行に努めていただきますようお願いいたします。従来、当たり前のように実施してきた個々の事業も、時代とともに住民のニーズも価値観も変化しています。今後とも継続する価値があるのか、維持費はどうかなど考えたうえで、慎重な取捨選択をしていただきたい。それに、毎年申し上げていることですが、どの分野も委託事業の多さが目立ちます。委託先も長年同じところになっていないか、節約できる余地はないか、精査願います。

以上、たくさんのことを申し上げましたが、不認定の討論といたします。

**平井議長** 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、総務建設水道常任委員会では不認定、民生教育消防常任委員会では認定であります。

第1号認定は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 少 数 起 立 ）

**平井議長** 起立少数であります。

よって、第1号認定は、不認定とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後0時41分～午後1時30分まで休憩）

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第2号認定 平成25年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第2号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第2号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第3号認定 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 日本共産党島本町会議員団を代表いたしまして、島本町国民健康保険事業特別会計について不認定の討論をします。

国民健康保険制度は福祉制度であり、その性質上、公費で支えない限り赤字となる宿命を持っているものだと言えます。今後、高齢化が進む中で、ますますその運営は困難になっていくものと思われませんが、そのような課題を解決することを目指して作られた保険財政共同安定化事業が、大阪府の独自の所得割の導入によって、島本町の国保事業に負担を将来生むことになることが予測されます。国、大阪府に、しっかり制度を支えるために財源の負担を求めることが必要です。

また、2,042万円を超える不納欠損があり、滞納額が1億円近いという状態です。医療費の増加のたびに保険料を上げるという、住民負担による解決の仕方が、この徴収しきれない状態を生んでいるというふうに考えます。こういうやり方は、やめるべきです。

そして、特定健診の健診項目に心電図を復活させるなど、病気の早期発見・早期予防に努めること。そして医療費の負担を減らすこと。それを求めて、不認定の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第3号認定 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

本町の歳入歳出決算は、歳入総額35億1,538万5千円、歳出総額32億7,685万8千円で、差引額は2億3,878万8千円の黒字決算となりました。

歳入については、対前年度比3億785万8千円、率にして9.5%の増となっております。その主なものは、保険料の3,515万2千円、国庫支出金で9,240万2千円、療養給付費等交付金で7,237万7千円、前期高齢者交付金1億2,940万7千円と、繰入金1億892万6千円であります。歳出は、対前年度比1億1,290万8千円、率にして3.5%増となっており、その主な内容は保険給付費で5,566万9千円、後期高齢者支援金で3,661万1千円、介護給付金2,212万9千円であります。

黒字決算になりましたが、一般会計と基金からの繰入をして歳入不足にならないように、2億8,363万5千円の繰入がありました。このことは、国保税率引き上げによる加入者の負担増を避けるための処置でもあります。また、国保に加入していない方にも、国保の負担をしてもらっていることとなります。

収納率は、前年度比0.35ポイント微増し、不納欠損額、収入未済額も前年度より減額していることは評価します。

国民皆保険のセーフティーネットとしての役割を果たす国民健康保険制度を存続させるためには、医療保険制度全般にわたる見直しや、医療費の適正化、さらには保険者としての保険料収納対策などの自助努力が必要なことは言うまでもありませんが、実態を見ますと、繰入金による財政支援もまた必要不可欠と考えます。

町民の皆様が、常に安心して医療を受けることができる環境を、この厳しい状況下で実現していくために、レセプト事業、ジェネリック医薬品の使用をはじめ徴収対策としてお知らせセンターの開設などをして、保険料の収納率の向上を図られました。

しかしながら、将来における財政見通しにおいて好転が望めない状況下において、一般会計からの繰入を期待するのではなく、将来に向けて国民保険事業を安定的に推進させていくためにも必要とされている財政調整基金積立金を確保するために、過去3年間の給付額の5%を堅持していくことを要望し、認定の討論とします。

**平井議長** 次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第3号認定 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定の討論します。

国民健康保険は、他の保険に加入できない失業者、75歳未満の高齢者など、誰もが加入できる国民皆保険制度の最後の砦とされています。その財政運営は、保険料収入と国・府からの補助金によってまかなわれ、市町村が運営することになっていますが、この自治体も厳しい財政運営状況のようです。国保財政に関しては、全国的な傾向であ



りますが、被保険者の多くが低所得者、しかも高齢者の割合が高いという共通の問題を抱えています。従って、厳しい財政運営にならざるを得ません。

昨年度の本町の加入世帯数は少し増えましたが、被保険者数は若干減っています。しかし、給付費は高齢化の進展によるものか、5,500万円強の増加となっています。不納欠損額は、昨年より約1,300万円減少しましたが、収入未済額の9,200万円につきましては、時間を置かずに早く収納されますことを願っております。

事務事業報告書によりますと、本町の全被保険者1人当たり療養諸費の額は、25年度も前年に引き続き大阪府で4番目の高さで、一方、保険料の調定額は財政調整基金などの活用などで抑制し、府下で15番目となっているそうです。この主な要因は、糖尿病などの成人病や入院患者が多いからとのことですが、保険財政の健全化のためには、それらの疾病に対する予防策や、潜在的な糖尿病患者の早期発見、予防・治療などについて、関連機関との連携を密にして、具体策を着実に実行していただきたいと願います。

一昨年1月、上越市から講師として招いた健康福祉部長の教えにもあったように、健診体制の強化による受診率の向上と早期発見、重症化の予防や、健診の通所型から個別訪問型への変更など、具体的に行動様式や意識を変えていただきたい。

特定健診の受診率も、昨年度比、少しはアップしたとは言え、まだ35.6～7%と低い状況です。人口の多い上越市でさえ、20年度41%から24年度65%へと、高い、しかも明確な目標設定値をされていたことは、非常に印象に残っています。こういう具体的で地道な計画と実践が大切だと思います。そうでなければ、また大幅な保険料値上げという悪循環に陥ります。

また、昨今言われているジェネリック医薬品の啓蒙活動や、レセプトの精査などにもできる限りの注力、これも目標値を持つての取り組みをお願いします。

実は先月、私は生駒市におきまして、子ども健康部国保医療課課長による「生駒市国保の医療費等適正化の取り組み」と題する講演を拝聴してきました。特に力を入れておられるのは、特定健診の受診率向上、啓発、かかりつけ医・かかりつけ薬局の推奨、重複受診の抑制。そして特にレセプト点検の充実、中でも柔道整復師の二次点検、レセプト分析による医療費の状況精査とジェネリック医薬品普及への取り組みでした。ジェネリック医薬品の推奨運動では、推奨薬局の認定制度と、保険証に「ジェネリック医薬品を希望します」と書いたシールを貼る運動など、きめ細かいことをやっておられたのには感心しました。ぜひ、本町でも見習うべきところは見習って、取り入れていただきたいと思います。

かかる状況下におきましてですが、国保事業運営広域化の議論がなされており、早晚、実施の方向になるのではないかと懸念しています。実際にどういう形で実施されるのか、注視しなければなりません。大阪府国民健康保険広域化等支援方針を見ると、大阪府下の国保の現状は、過半数の自治体が赤字で、累積赤字は平成20年度で約827億円、一般会

計からの法定外繰入は総額299億円になっているとのことです。

いずれにしても、広域化につきましてはメリット・デメリットなど総合的に判断する必要があり、頭から否定するつもりはございませんが、この広域化の議論につきましては、保険財政に直結する極めて重要な問題ですので、情報収集とともに本町としての意向反映と、我々に対するタイムリーな情報提供も、よろしくお願いします。

以上をお願いしまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** 第3号認定 2013年度島本町国民健康保険事業特別会計決算に対し、人びとの新しい歩みを代表いたしまして討論をいたします。

国民健康保険事業は、2013年度は2億3,878万8千円の黒字会計となっています。医療給付費に充てるため約1億円の基金を取り崩したことや、今後、療養給付費負担金など6千万円の支払いも予定されているとは言え、健康保険事業との連携で生活習慣病の予防に取り組みだての医療費の抑制や、お知らせセンターの開設、レセプト点検等による医療費の適正化などが進められ、結果的に健全な会計となったものと判断します。

低所得者が多く加入する国民健康保険制度です。島本町におきましても、所得が150万円を下回っている世帯が約75%も占めます。国保加入者の状況は、他の保険加入者と比べて事業や生活が苦しいものがあります。滞納額の多い年代は40歳から59歳の現役世代ということで、景気の影響を受ける自営業などの方々が多く占めているようです。

当初予算で保険料が前年より18%もの大幅値上げとしていたものを、本算定では4.7%に止まり、大きな影響を免れたものの、負担増は今後とも続きます。2013年度1人当たりの年間医療費は、一般被保険者分が27万417円で、前年比で4.7%増も伸びています。高額医療も年間400万円以上が11件と、医療費を押し上げる要因となっていますが、安心して必要な医療を受けることも住民の権利です。

医療給付費の増加を保険料でまかなおうとすれば、保険料は上がる一方になります。根本的には国保会計に対する国の補助金の大幅削減政策を改めなければ、ますます増大する医療費に、住民の負担増でしか対応できなくなります。「国民健康保険法」は第1条で、国保を社会保障及び国民保健のための制度と規定し、第4条で、その運営責任は国にあると明記しています。保険料の値上げを抑制するためにも、住民の命と健康を守る視点から、国に財源の保障を求めます。

国は、2017年度には国民健康保険制度を都道府県で広域化する方向で動いており、大阪府でも広域化等支援方針策定に関する研究会で、府内市町村で協議が始まっています。来年度からは、保険財政共同安定化事業の1円化が導入されれば、島本町においては拠出が交付金を上回る事態も生じ、国保会計に影響を与えかねません。

また、広域化することで、府内で保険料を統一することになり、島本町の保険料は確実に上がることとなります。個々の市町村の実情や収納率の状況、病気予防や健康増進

事業の取り組みの努力が国保会計に反映されることが無駄にされてしまいます。また、自治体ごとによるきめ細かいサービスはできなくなりますし、市町村議会と切り離されるため、国保改善の住民の声も反映されにくくなり、広域化については大きな問題があると危惧いたします。協議内容については、議会に随時報告をしていただくことを求めます。

今後とも本町の住民に寄り添い、国民皆保険制度としての町の保険者機能の役割を果たすことを求め、2013年度決算については認定するものといたします。

**平井議長** 引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第3号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**平井議長** 起立多数であります。

よって、第3号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第4号認定 平成25年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 日本共産党島本町会議員団を代表して、島本町後期高齢者医療特別会計について、不認定の討論をいたします。

後期高齢者医療特別会計で、請求資料によりますと、保険料が収められず催告を受けた方が25年10月で23人、26年2月で35人と発生しております。預貯金の差し押さえを受けた方が1人となっております。高齢の方で、保険料を納めなければ医療を受けられないということもあれば一生懸命納められるというのが、この後期高齢の特徴だというふうに考えますが、それでもなお、こういうふうに出ております。島本町で、独自の減免制度を検討する必要があると思われま。

また、昨年、保険料の算定が行われたときに、大阪府が保険料の値上げを回避するための基金からの拠出を拒否するということが起こり、保険料が上がったということもありました。国・府に向かって保険制度を支える財源を求めるとともに、制度の見直しを求めていくことも必要と考えます。

もとより、この制度については広域連合で仕事をしておられ、島本町にできることは少ないことは重々承知をしておりますが、意思の表明として、不認定といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** 第4号認定 2013年度島本町後期高齢者医療特別会計決算に対し、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成の討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の医療保険を別立てに、都道府県ごとの制度としています。高齢化に伴う疾病は増え、医療費が増えることは予想されていることです。大阪府の後期高齢者医療広域連合で決定する保険料は値上がりが続いています。預貯金の差し押さえは深刻な状況で、町は保険料の徴収事務を行うにあたり、住民の方の生活実態等を把握し、丁寧、親切に納付相談などに応じていただくことを強く求めたいと思います。

後期高齢者医療広域連合議会でも、府の財政支援継続を求める意見書が採択されているところです。将来的には、できるだけ早期には後期高齢者医療制度の廃止を求めますが、府に対しては、保険料値上げ抑制のために財政補助を続けてもらうよう町からも要望を出していただくことを申し添えまして、2013年度決算は認定といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第4号認定 平成25年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定の討論します。

2008年4月1日にスタートしたこの制度は、75歳以上の高齢者と、65歳から74歳の障害者認定を受けた人が被保険者となっています。また、その財源は公費が50%、64歳以下の現役世代が40%を、残り10%を75歳以上の高齢者が負担することになっていますが、75歳以上の人口が10%を超えて、今後も増加する超高齢社会において、ますます現役世代の負担が重くなってきています。その結果、多くの会社、健保組合での保険料の高騰を招いており、組合破綻や解散という事態まで出てきている昨今、この制度崩壊が危惧されています。

本町の場合、25年度での被保険者数は3,107人と、前年より58人増えました。保険料は、大阪府後期高齢者医療広域連合が2年ごとに改定しますが、25年度は、その前年に改定したままの基準で保険料賦課されました。決算においては、本年も一般会計から多額の繰入を行って、帳尻合わせをしています。

なお、この運営主体はそれぞれの都道府県の広域連合にゆだねられており、全国的に連合間格差が生じています。本町は大阪府広域連合に属しているということで、大阪府の国保財政での例を見ても、財政状況が最悪という事態を鑑みますと、この後期高齢者医療保険料は、他の広域連合と比べて割高になっていて、今後もその傾向が続くのではないかと、大変懸念しています。

25年度の決算において、本町の役割は財政運営以外の保険料の徴収、各種申請の受付、相談業務に努められたということですが、25年度の不納欠損額は30万3,400円と、前年に比べ倍以上に増えました。保険料の収納率は現年度分が99.55%と、前年より0.35%アップしましたが、滞納繰越分は67.57%から51.06%、大きく下がりました。滞納金の絶対額が増えていますので、回収に努めていただきますようお願いいたします。

なお、昨年度は1人の方から預貯金4万円を差し押さえされたということですが、相当悪質な方であったというふう聞いておりますので、こういうことは、私は一定妥当ではないかと思っております。しかし、いずれにしましても、滞納の多くの方々の実情をよく調べて、本当に支払いが苦しい方からの保険料徴収につきましては、各種軽減措置の説明など、きめ細かな配慮と対応をお願いします。

いずれにしましても、大阪府広域連合やその議会における運営状況には、常に関心を持って注視していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

**平井議長** 引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第4号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**平井議長** 起立多数であります。

よって、第4号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第5号認定 平成25年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 日本共産党島本町会議員団を代表いたしまして、島本町介護保険事業特別会計について、不認定の討論をします。

介護保険料の算定方法の性質上、保険を使う量が増えると保険料が上がり、保険料支払者の負担が増えるということになります。これを避けるためには、国庫負担割合を引き上げる必要があります。国に負担割合を引き上げることを強く求めて下さい。

そのうえ、当町には介護保険料・利用料に対する減免の制度がありません。さらに、町長の公約である介護老人施設の町内での建設にあたっては、確実に島本町介護保険料の引き上げを余儀なくされる。そのことから、町としての独自減免や救済策の制度化と

ともに大阪府に対し、施設建設に対する補助制度の引き上げなど、しっかりと要望することが前提となります。

早期に、第6期の事業計画の中でこれらを検討していただくことを強く求め、不認定の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第5号認定 平成25年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、討論します。

本制度は、施行後14年が経過しました。平成25年度は、昨年度から26年度までの3年間の「第5期介護保険事業計画」の2年目の年でした。昨年は、第5期の計画として保険料改定を行い、第1号被保険者の保険料の平均13.6%値上げを、やむなく可決したものでした。

25年度決算では、第1号被保険者数は7,317人と昨年より318人の増加、保険料の徴収率はほぼ前年同様の99.14%でした。ただ、滞納繰越分の徴収率は17.74%と、前年より大幅にダウンしました。また、不納欠損額は昨年より約40万円増の192万3千円となっています。滞納を少なくする努力と、滞納繰越分の徴収率アップを、ぜひ、よろしく願います。

それと、本町の場合、第1号被保険者の大半の方が年間年金金額が18万円以上で、保険料は年金から天引きされるという特別徴収になっています。年金の金額が18万円という厳しい状況でも、一方的に天引きされるのは大変という方もおられるのではないかと、大変懸念しています。特に、そういう方や滞納者については個々の生活実態をよく見たうえで、きめ細かな対応をよろしく願います。

「第5期計画」を作るときの基礎資料として、アンケートを実施されていますが、過半数の53.3%の方が「生活が苦しい」「やや苦しい」と回答されていたそうです。団塊の世代の最終組が大量に65歳人口の仲間入りをし、本町でも本年4月1日現在の高齢化率は23.77%に達し、今後、ますます高くなると予想されます。そうなると、前の後期高齢者医療と同じく、第2号被保険者への負担増に拍車がかかり、制度崩壊の危機に直面します。国における抜本的な制度改革が不可欠となります。国・府への要望もあわせて強力に願います。

一方、本町における介護事業予防である「いきいき百歳体操」の普及や啓蒙活動、看護師の訪問による二次予防事業等、地域包括支援センター事業などには力を入れていただいております。介護予備群の低減に貢献されているものと、大変評価しています。他にも、要介護者の重症化防止、介護認定者の原因疾患別対応など、画一的ではない、本町独自のきめ細かな予防ケアの実践をよろしく願います。

超高齢化社会に突入した今、ひとり暮らしの高齢者の見守り活動には、より一層、地域の自治会などの協力がもらいやすいような仕組み作りと、連携を密にして、活きた活

動となるように工夫していただきますようよろしくお願い申し上げます、認定の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** 第5号認定 2013年度島本町介護保険事業特別会計決算に対し、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成の討論をいたします。

高齢者の尊厳ある暮らしを支えるためにも、「介護の社会化」を保障する制度は必要なものです。2013年度は、第5期の「介護保険事業計画」の中間年度として事業を進められました。

介護保険財政は黒字決算となっています。保険料の収納率も99.14%と、府内他自治体と比較しても高く、また予防給付が計画より下回っていることなども、保険給付費に影響していると考えられます。このような保険財政の状況であるとすれば、府内市町村が導入している独自減免制度についても、「第6期介護保険事業計画」にあたり、導入を図れるというふうに判断いたします。

民生教育消防常任委員会でも質疑のありました、障がい者が65歳になった途端、自立支援給付から介護保険優先が原則となり、サービス利用料の負担が増えるという問題があります。これにつきましては、障がい特性に応じサービス提供が適切にできるよう支給決定をし、強制的に行っていないということで、安心しました。利用料負担については、障がい者、高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じていただくことを、また引き続き要望いたします。

島本町直営で地域包括支援センターを運営されていること、評価いたします。2013年度では、延べで5,833件にのぼる相談や、介護予防事業にご尽力されております。特に、認知症高齢者を地域で支える事業展開の拡大や、さらにもう一步、住民から申請がなくとも訪問し、支援が必要な方が介護サービスを受けられるような仕組みを作っていくということも、今後の課題だと思います。そのための職員配置の拡充も必要だというふうに考えております。

本年、介護保険を後退させる法律、「医療・介護総合確保法」に対し、増税の一方で負担増、給付抑制は道理に合わない、安心を保障する介護保険・社会保障制度を求める声が全国的に拡がりました。本町でも、介護認定を受けた人数は、65歳以上の被保険者の増加に伴い年々増えております。2013年度では、要支援1・2の認定は390人で、そのうち居宅介護サービス受給者は要支援1・2で224名おられます。軽度の認知症の方も含まれていることも考えられます。「医療・介護総合確保法」により、「第6期計画」からは介護保険の対象から外されるという、非常に深刻な事態になります。訪問介護の支

援やデイサービス、ショートステイの利用で、独居でも自立生活を可能にし、また介護度の重症化を防ぎ、認知症の方の家族の介護の負担軽減ができていたサービスを介護保険から外すという問題。高齢者の自立を支えるのは生活援助サービスであると言われていたにも関わらず、そのようなことは納得できません。サービス利用の抑制によって重度化が早まり、保険財政の負担を返って増大させると、介護関係者も警鐘を鳴らしているところでは。

負担増、給付抑制をやめ、さらに社会保障を充実させ、生活への不安をなくして、安心して暮らせる社会の実現こそを願っております。そのためにも、国の予算に占める社会保障費の割合を大幅に引き上げるよう要請していただきたいと思っております。

また、第6期の「介護保険事業計画」策定にあたっては、高齢者の実態、ニーズを十分把握し、サービス利用当事者の声を真摯に受けとめて策定していただきたいということで、決算に対しては認定といたします。

**平井議長** 引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第5号認定 平成25年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

本町においては、高齢者人口の急増で、高齢化率23.77%と、年々上昇しています。それに伴い、要介護や要支援認定者の増加であります。また、認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者世帯の増加等に対応するため、「第5期島本町保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」に基づいて、介護保険サービスをはじめ介護予防、生きがいづくりなどの施策を実施されています。

介護予防のためのサービス面において、要介護や要支援になることを予防するための運動教室や訪問事業など地域支援事業を実施し、一般高齢者を対象に、運動機能低下防止及び運動習慣の普及啓発を目的とした教室である「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」などを開催するとともに、地域展開場所の増加など成果をあげられました。特に認知症対策として、サポーター養成講座の回数を増やすなどの取り組みは評価します。

また、実態を考えたとき、サービス業者数も前年より増加していることは、必要不可欠であると考えます。

決算内容におきましては、歳入総額18億6,333万4千円、歳出総額17億7,668万5千円で、実質収支は8,664万9千円の黒字決算となっています。しかしながら、収入の繰入金においては3億4,337万7千円があり、3億145万7千円の一般会計からの繰入金があることは、注視すべきであると考えます。また、実質収支は対前年度比1,826万1千円(17.4%減)、不用額には対前年度比4,360万6千円(26.4%増)、特に保険給付費については十分検討していただくことを要望し、認定の討論とします。

**平井議長** 引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)



平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第5号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

平井議長 起立多数であります。

よって、第5号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第6号認定 平成25年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第6号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

平井議長 起立全員であります。

よって、第6号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第7号認定 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第7号認定 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に、人びとの新しい歩みを代表して認定の討論を行います。

大雨による浸水被害が社会問題となっている中、上下水道部における管路・水路整備と減災対策は、従前にも増して重要になっています。マンホールから水が噴水のごとく吹き上がる都市部の光景を目の当たりにして、集中豪雨による内水被害が、いつ、どこで起こるかわからない時代になっていると痛感しております。

水路のスクリーンの設置については紆余曲折がありましたが、最終的に2014年度の雨期までに設置が完了、一定の効果が確認できていることを踏まえて評価するものです。

公共下水道雨水接続点（2-7）接続工事において、特殊人孔の築造が、想定外の土質状況により工事が滞り、工法の変更を行われました。社会資本整備総合交付金事業であったことから、出来高による精算をされています。これらについては、時間の都合で、決算審議において常任委員会で触れることができませんでしたが、議会に文書でお示しいただいております、理解のうえ、妥当と認めるものです。

浄化槽の廃止についても、法的な義務はないものの、指定事業者にまかせることなく、施主の立場で確認事務を行なえるよう検討されるとのこと、評価し、認定の討論といたします。

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 2013年度島本町公共下水道事業特別会計決算に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し認定すべきの討論を行います。

認定すべきとの内容の主なものは、積年、会派として申し上げておりました緊急土砂置き場の面積要件の関係の交渉協議を始められたということ、そういう意思を持たれているということですね。財政上の負担軽減の一步を進められたということについて、評価をするものです。

また、内水氾濫などに対する工事費として、下水道建設費高浜二丁目及び桜井台の一部の面整備にかかる汚水管渠築造工事、また災害用マンホールトイレ設置工事、公共下水道雨水接続点（2-7）（2-8）、公共下水道高川雨水幹線外スクリーン設置工事などの工事について、内水氾濫の軽減に努められたということ。さらに、日曜日の職員さんあげての水路の一斉清掃などにおいて、排水能力のアップを図られたということを含めまして、認定すべきといたします。

**平井議長** 引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第7号認定 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定の討論します。

下水道事業は、水道事業とともに住民生活に不可欠なライフラインとして、そのエリア拡充・メンテナンスに日夜努めていただいていることに、改めて感謝申し上げます。また、昨今多発している大雨や台風、豪雨災害に対しましては、職員一丸となって、いち早く対応していただき、ありがとうございます。

昨年、一昨年と続いている水害で、また新たな教訓や課題も生まれたことと思います。新しく設置した雨水幹線のスクリーンや排水ポンプ場の点検、下流にあたる高槻市との協議を促進していただくことなど、問題点を整理して、対策にあたってくださいようよろしくお願いいたします。

賛成の理由としては、他の会派からもたくさん説明がありましたので割愛しますが、2点ほど、要望を申し上げます。

1点目は、未接続世帯の解消に引き続き精力的に取り組んでいただきたいこと。いつも申します公平性の観点からも、一層の注力をお願いします。2点目、使用料収入の滞納・不納欠損額がまた増加しています。また収入未済額も1千万を超えており、早期に回収されますよう、よろしくお願いします。ただし、依然として家計の可処分所得が減少しつつある厳しい経済情勢が続く中、きめ細かな対応をよろしくお願いします。

それと、工事発注における1千万円以上の入札状況を見ますと、多くが、全応札業者が最低制限価格に貼り付いての抽選で業者が決まっています。最低制限価格の事前公表をやめて事後公表にするなど、競争原理が働くように一定の工夫などしていただき、さらなる経費節減、効率経営に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

**平井議長** 引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第7号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第7号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第8号認定から第12号認定までの平成25年度島本町各財産区特別会計歳入歳出決算5件に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算5件に対する委員長の報告は、認定であります。

第8号認定から第12号認定までの5件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成

の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第8号認定から第12号認定までの5件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第13号認定 平成25年度島本町水道事業会計決算に対する討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**河野議員** 第13号認定 2013年度島本町水道事業会計決算に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し不認定すべきとの討論を行います。

まず初めに、大阪広域水道企業団水道受水費においては、水道料金の引き下げが行われております。さらなる引き下げに努めるべきであったのではないか、ということをおし添えます。ただ、企業団水10%を超えない受水をするという協議を進められたことは、一定評価をいたします。

不認定にする理由についての大きなものは、職員養成の課題であります。またさらに、大藪浄水場を24時間委託をしているという体制の課題があるということです。2012年度、2013年度にわたり、技師職員、水質検査業務に精通する職員の計画的な養成は極めて不十分であったと思います。技能の継承が危ぶまれると同時に、後年度職員数・経験年数ともに、若手職員への過重な負担は容易に想像できたもので、この点是不作為であると、厳しく指摘するところです。

職員労働組合の機関誌を拝見いたしますと、来年度に向けても、この水道部においての技師の増員は切迫しているというふうに示されておりましたが、次年度への採用予定はないというふうに、すでに採用の試験の実施などは示されておりますので、予定はないように認識しております。しかし、これも含めて数年前から取り組むべき課題であり、議会でも厳しく指摘する声があったことについて、遅きに失しております。

奇しくも2013年7月31日、資料を要求いたしました、夜間・休日時間帯に水道管の亀裂や不測の事態がありました。水道業務や町内の施設に精通する職員が現場に急行してこそ、町内業者への的確な指示と、早期の現場復旧が可能になることを、私たち自身、目にも物を見せられた事案があったところです。夜間緊急連絡網で対応できるとのことでしたが、現在、技能継承、日々の実務で過密化を強いられている昼間の現場について、これ以上、心理的拘束を強めるようなことは、議会として安易に期待することはできないと思っております。

よって、不認定といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第13号認定 平成25年度島本町水道事業会計決算について、認定の討論します。

水道事業は、公共下水道と同じく住民生活に欠かすことのできないライフラインの一

つとして、24時間、365日、安心して毎日飲める飲料水の供給に日夜精勤していただいている職員、関係者の皆様に感謝申し上げます。

平成25年度の給水人口は3万756人と、前年比197人の減になったそうですが、年間の総配水量は337万1,046立米と、昨年比9万5,725立米の増、水の需要は少し回復しました。給水人口は減りましたが、猛暑等の影響か、配水量が増えたようです。

収益的には、4,885万1,499円の純利益で、前年度繰越利益剰余金を含めて2億3,195万円の黒字だったということですが、これは決算とは関係ございませんが、本年4月の消費税アップのときに、私は水道事業は黒字だから、せめて一定の期間、猶予のために値上げを猶予するというようなこともどうかと申し上げましたが、それはなりませんでした。ぜひ、この黒字を活かしていただきたいと思います。

また、収益に直結すると言われる有収率は、前年比1.2%減の93.3%になったのですが、これは漏水があるのか知りませんが、漏水点検等に努めていただきたいというをお願いします。

いずれにしても、今後、給水人口の若干の増加は見込まれるものの、どことも水の需要は減少傾向にあり、給水収益の伸びは期待できません。一方では、施設維持費や配水管の布設替え・耐震化工事などインフラ整備への投資は続きますので、今後とも工事費用の厳しい査定や、入札時における健全な競争原理が働く入札方法の工夫とともに、さらなる経費の節減、業務の効率化に努め、いつでも、どこでも、安心でおいしい水を低廉に供給することを使命として頑張ってくださいますようお願いいたします。

最後に、昨年度もお願いしましたが、水無瀬離宮の水に関しては、島本の宝、限りある地下資源として、未永く愛用するためにも、一定の受水制限を設け、節度ある受水が守られるような、強い行政指導をお願いします。

また、水道料金の滞納未収金が139件あるということですが、前に可決しました「債権管理条例」によりますと、時効期間2年で債権放棄対象になるとのことです。早期の回収をお願いして、賛成といたします。

**平井議長** 次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第13号認定 平成25年度島本町水道事業会計決算に、人びとの新しい歩みを代表して認定の討論をいたします。

2014年1月末には、大藪配水系統において大規模な漏水が発生、専門業者の調査により対象範囲を特定し、速やかに修繕復旧を行われています。向陽ヶ丘地区において、配水系統変更に伴う給水装置減圧弁を設置し、低区配水系統から第2高区配水系等へ変更し、第2高区配水池からの直接供給を検討されました。水圧・水量について一定満足で

きるものと判断されていたものの、管の老朽化などが支障となり、実現には至っていないと認識しています。

これらについては、時間の都合で常任委員会の審査において触れることができませんでしたが、いずれも管の老朽化によるものと認識しており、議会にも文書で随時お示しいただいていることもあり、理解のうえ、妥当と認めるものです。

向陽ヶ丘地区の配水につきましては、施設私有地の問題、震災を踏まえた自家発電装置の課題など、これまで様々に検討を重ねられてきたと認識していますが、引き続き、安心・安全の水道水の安定供給に尽力していただくことを求めまして、賛成の討論いたします。

**平井議長** 引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第13号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**平井議長** 起立多数であります。

よって、第13号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3、第69号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

(午後2時36分 戸田議員退席 同2時40分 戸田議員出席)

**総務部長(登壇)** それでは、第69号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第69号議案 朗読)

次に1の6ページ、「第2表 債務負担行為補正」でございます。

まず、1点目の「グループウェア構築及び機器賃貸借」の追加設定についてでございます。

グループウェアとは、組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステムでございますが、現在のグループウェアシステムは平成18年度から平成22年度までのリース期間を終了し、その後、無償で譲渡を受け、現在まで引き続き使用しております。しかしながら、現システムの機器部分はサーバーの老朽化が進んでおり、今後、保守対応が受けられなくなる恐れがあることから、平成27年度より新しいグループウェアでの運用の開始を予定するものでございます。

以上のことから、本年度中に入札を行い、業者を選定させていただきたく、債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

続きまして、「住民ホール解体事業」の追加設定について、ご説明申し上げます。

住民ホールの解体撤去工事につきましては、平成26年度上半期に着手する予定でございましたが、実施設計書に瑕疵があり、委託業者の責によりまして実施設計の変更を実施したところでございます。このようなことから年度内竣工が困難となり、工期が本年度から平成27年度にまたがることとなったため、解体除去工事及び監理業務委託について、債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

なお、今後の予定でございますが、本予算をご可決いただいた後に、速やかに入札行為を実施し、12月定例会議におきまして、契約にかかる同意をお願いする予定でございます。また工期につきましては、約1年間を予定しております。

次に、歳入歳出予算の補正について、ご説明させていただきます。

今回の補正予算の主な内容につきましては、歳入では、寄附金の増額、それから前年度国・府支出金の精算などについて、補正させていただくものでございます。歳出では、庁舎改修工事及びその関連経費、住民ホール解体除去工事のための関連経費、寄附金の増額を受けた事業、それから道路維持工事、第一中学校耐震補強工事設計等、町立プール撤去工事、前年度国・府支出金の精算などについて、補正させていただくものでございます。また、人件費の補正につきましては、職員の退職に伴う予算措置や人事異動などによる補正をお願いするものでございます。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1の9ページの「歳入」でございます。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金18万8千円の増額でございます。これにつきましては、本年度に委嘱いたしました生活保護相談員にかかる通勤交通費分の報酬について増額させていただくものでございまして、その財源としてセーフティーネット支援対策等事業費補助金を増額するものでございます。

第17款 寄附金、第1項 寄附金、第3目 農林水産業費寄附金200万円の増額につきましては、天王山周辺の森林整備のための町内企業からの寄附金が、当初予算よりも増額となるものでございます。

続きまして、第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金1億915万3千円の増額につきましては、歳出における財源を補うため増額するものでございます。第4目 町営住宅管理基金繰入金37万3千円の増額につきましては、前年度の共益費及びその対象経費について、収支が確定しましたことから、前年度の精算として、当該基金から一般会計に繰り入れるものでございます。

次に1の9ページから1の10ページにかけてでございますが、第19款 諸収入、第5項 雑入、第5目 過年度収入213万7千円の増額についてでございます。これにつま

しては、前年度の事業費確定に伴う国庫支出金及び府支出金の精算分でございます。

続きまして、1の11ページからの「歳出」でございます。

人件費の補正につきましては、各費目にまたがっておりますので、最後一括して、ご説明申し上げます。

1の11ページから12ページにかけてでございます。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費5,303万1千円の増額のうち、12ページにございます第13節 委託料162万円の増額についてでございます。法改正等対応例規整備支援業務につきましては、平成27年10月施行のマイナンバー制度に伴いまして本町の例規の整備が必要となりますことから、整備支援にかかる業務委託を予定するものでございます。次に、第2目 財産管理費1,516万7千円の増額についてでございます。第13節 委託料11万8千円の増額、第15節 工事請負費758万6千円の増額のうち庁舎改修工事650万6千円の増額、第18節 備品購入費117万3千円の増額につきましては、会派室等の整備にかかる経費を予算計上するものでございます。

次に、第15節 工事請負費の増額のうち、鉄塔基礎等撤去108万円の増額並びに第17節 公有財産購入費629万円の増額についてでございます。今回の土地購入費等の予算計上についてでございますが、住民ホール解体除去工事にあたりまして、役場中庭に通じる通路が狭小であり、工事に伴う大型車両の進入が困難となることから、役場中庭への進入路を確保するとともに、今後、町道広瀬桜井幹線の拡幅など町有財産の活用に寄与することから、役場に隣接する関西電力株式会社鉄塔跡地の購入をお願いするものでございます。公有財産購入費につきましては、現況での購入となりますことから、鑑定価格から鉄塔基礎等撤去費用を差し引いた金額となっております。また工事請負費につきましては、鉄塔基礎等撤去を町で行いますので、その経費についても、あわせて予算計上させていただくものでございます。

第4目 電算処理費117万円の増額につきましては、会派室等の整備にかかる経費でございます。第14節 使用料及び賃借料2万1千円の増額は、セキュリティーソフトの使用料でございます。第15節 工事請負費16万2千円の増額につきましては、LANケーブル敷設などを行うものでございます。第18節 備品購入費98万7千円の増額につきましては、パソコン及びプリンターを購入するものでございます。

1の13ページでございます。第14目 ふれあいセンター管理費445万9千円の増額についてでございますが、ふれあいセンター受付システムは平成21年4月から平成26年3月までのリース期間を終了し、引き続き無償で利用しておりますが、システムの老朽化等に伴いまして、平成27年度より新システムを稼働させる計画であり、本年度中に入札を予定しております。

なお、システムの更新にあたりまして、利用者の利便性の向上を図るため、前日までの貸館施設の申し込み状況を町ホームページに表示できるよう、機能を追加する予定で



ございます。

1の13ページから1の14ページにかけてでございます。第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費71万1千円の増額のうち、1の14ページの第13節 委託料123万5千円の減額及び第14節 使用料及び賃借料124万7千円の減額につきましては、入札により契約額が確定いたしましたので、本年度分の支払い額を減額するものでございます。

1の14ページから1の15ページにかけてでございます。第4項 選挙費、第4目 農業委員選挙費34万1千円の減額についてでございますが、これにつきましては、平成26年7月6日執行の農業委員会選挙が無投票となったことから、不用額を減額するものでございます。

次に、1の15ページから1の17ページにかけてでございます。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費248万6千円の増額のうち、1の16ページの第7節 賃金60万1千円の増額につきましては、児童手当・医療費助成などの業務量が增大していることから、事務補助として臨時職員1名を雇用させていただくものでございます。第23節 償還金、利子及び割引料975万円の増額につきましては、前年度事業費の確定による国・府の精算金でございます。

1の17ページから1の18ページにかけてでございます。第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費1,426万円の減額のうち、第23節 償還金、利子及び割引料16万2千円の増額につきましては、前年度事業費の確定による国費、府費の精算金でございます。

1の18ページでございます。第3項 生活保護費、第1目 生活保護総務費1,156万7千円の増額のうち、第1節 報酬18万8千円の増額につきましては、セーフティーネット支援対策等事業費補助金でご説明させていただきましたとおり、本年度に委嘱した生活保護相談員にかかる通勤交通費分の報酬分についての増額でございます。第23節 償還金、利子及び割引料1,128万円の増額につきましては、前年度事業費の確定による国費の精算金でございます。

1の20ページでございます。第4款 衛生費、第3項 清掃費、第2目 塵芥処理費52万3千円の減額につきましては、清掃工場維持改修設計業務について、入札による金額が確定したものでございます。

1の21ページでございます。第5款 農林水産業費、第2項 林業費、第1目 林業振興費200万円の増額につきましては、歳入でもご説明させていただきましたとおり、天王山周辺の森林整備のための町内企業からの寄附金が当初予算よりも増額となりますことから、天王山周辺整備にかかる森林保全整備業務の面積を拡大するものでございます。

続きまして、第7款 土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費2,402万3千円の減額のうち、1の22ページの第14節 使用料及び賃借料25万円の増額についてでございます。これにつきましては、平成21年度から継続事業として実施しておりました町道

尺代5号線の整備につきまして、本年11月8日に竣工する予定でございます。そのため、当該道路の開通を記念し、開通式典を開催する予定でございます。今般、式典に必要な経費を予算計上させていただくものでございます。

第2項 道路橋りょう費、第1目 道路維持費999万3千円の増額についてでございます。町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線歩道補修工事につきましては、平成26年度当初予算でご可決いただきました事業でございますが、アスファルト処分の量が増加しておることなど事業費が当初予算を上回る事となったため、増額させていただくものでございます。次に、桜井跨線橋剥落対策緊急工事501万円の増額でございます。これにつきましては、JR西日本吹田保線区が実施いたしました跨線橋の点検の結果、経年劣化により一部鋼板の剥離が指摘されました。そのため、緊急的に剥落防止対策工事を実施させていただくものでございます。

1の24ページでございます。第9款 教育費、第1項 教育総務費、第2目 事務局費1,203万円の増額のうち、第13節 委託料54万円の増額につきましては、平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴いまして、本町の例規整備支援のための業務委託を予定するものでございます。

1の25ページでございます。第3項 中学校費、第1目 学校管理費865万6千円の増額についてでございます。町立第一中学校の耐震化につきましては、これまでも種々検討してまいりましたが、国庫補助金の嵩上げ期間の終了が迫っていることなどから早期に対応する必要があり、すでに実施しております耐震補強工事設計のとおり、減築のうえ耐震補強工事を進めることとなりました。今回の補正につきましては、すでに完了しております耐震補強工事設計の単価の入れ替え業務や、仮設校舎の実施設計業務などについて、委託料を増額させていただくものでございます。

1の26ページでございます。第5項 社会教育費、第8目 スポーツ推進費3,900万円の増額についてでございます。これにつきましては、平成26年度一般会計補正予算（第2号）におきましてご可決いただきましたプール撤去工事設計業務が完了いたしましたので、今回、プール撤去工事にかかる費用を予算計上させていただくものでございます。

続きまして、1の27ページからの人件費の補正についてご説明申し上げます。

給与費明細書のうち「特別職」につきましては、農業委員選挙が無投票となったことによる報酬の減及び生活保護相談支援員の通勤交通費の増によるものでございます。

次に、1の28ページからの「一般職」につきましては、職員の退職に伴う給料の減、退職手当の増、また年度途中の人事異動を含め人件費予算を精査した結果、補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 46 分～午後 3 時 00 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**総務部長** ただいまお配りさせていただきました資料は、本財産管理費の公有財産購入費であっております。铁塔用地について、過去にも不動産運営委員会を開催しまして、買う意思を表明していたという起案でございます。残念ながら、この運営委員会の議事録は見つからなかったということで、過去の検討経緯という形で、資料として追加させていただきました。よろしくお願いいたします。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**佐藤議員** 今回の補正では、不採択とされた第 4 号から、前の採択された第 5 号、ここで採択されたものと職員の超過勤務手当、それから史跡公園の整備、この 2 点を除いたものとして提案をされておられます。この除かれた 2 点についての説明を求めます。

それと、桜井二丁目の関電の土地、これの買い取りについてですが、この土地というのは道路に面しておらず、当町以外に売ることができない、利用することもまずできないであろう土地ということになっております。不動産運営委員会要点録でも、そういう土地だからできるだけ安価に入手したい、というふうに書かれておりました。今回、示された価格というのは、鑑定価格そのまま出されておまして、かなり安価とは言いがたいというふうにも思われます。この点は、いかがでしょうか。

考えてみますと、この土地については、関電にとっては持っているも使いようのない土地ということで、公共のためにと、関電の肝の大きいところを示していただいて、無償で譲ってもらうぐらいの姿勢で……（「それはできない」「無理だとわかっていて」他、議場内私語多し）……、町としても臨んでいただいてもいいぐらいのものではないかというふうにも思うのですが、いかがでしょうか。

**総務部長** まず、第 1 点目の 4 号補正からの経緯と言いますか、4 号補正から 5 号補正にいくときに、5 号補正はできるだけ急ぐやつを中心にとという形で、予算を出させていただきました。今回、6 号補正のおりに、ご指摘のとおり超勤の部分、それから史跡桜井の石柱の補修と言いますか、その実施設計、それは除かせていただいております。

まず、1 点目の超過勤務手当の件につきましては、前回も申しあげましたとおり、町としても一定の超過勤務のあり方などをちゃんと整理したうえで出させていただくという形で、もう少しお時間をいただきたいということで、今回は出させていただいておりません。

それから、史跡桜井駅跡の石柱の実施設計でございますが、それにつきましては大阪府なり国なりと、もう少し景観の関係で、石のままでいくのか、それともスチールのやつでいいのかという部分で、もう 1 回検討するというので、原課が検討するというのでございましたので、今回は外させていただいております。

それから、公有財産購入の部分の関電の鉄塔の跡地の件でございますが、今年の4月11日に、私も同席してるんですが、関電のほうに参りまして、一定、購入の希望というのをお示しさせていただいて、そのときに、できるだけ安くという、不動産運営委員会の議事録に載っておりますとおり、そういう趣旨を申し上げたんですが、あちらからの回答は、社内の基準があるので、それに満たない場合はお譲りできない、というふうな回答でございましたので、それから本町のほうに持ち帰りまして種々検討した結果、鑑定を一定取ってみて、その鑑定額が相手方の基準に合うかどうかというのを見て見ないとわかりませんので、鑑定を取らせていただいたということでございますので、最終的には鑑定額で、今回——鑑定額から鉄塔の費用を引いた形で購入するんですが、鑑定額という形でしか、我々、金額をお示しすることができませんので、それがいわゆる適正な価格というふうに考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** 超勤の問題ですが、職員がなされた超勤は、町に支払わなければいけない義務があるというふうに思うんですけども、考え方、超勤のあり方、整理したうえで、改めてお出しになるということですけども、支払いに支障が起こるようなことはないようにということで、理解をしてよろしいのでしょうか。

それと、この土地ですけども、関電の社内の基準に満たない場合は譲れないと、関電側さんも結構強硬な姿勢をお示しのようにですが、この土地について、そういうことであれば、今、ぜひ、入手しなければならぬのでしょうか。もうちょっと時間を置いて交渉するということはあり得ないのでしょうか。工事の車両の出入りというふうなことなんですけれども、工事を遅くするというふうなことはちょっと難しいでしょうが、あそこの役場なり住民ホールなり、建設をされたときにも工事車両が入ったと思うのですが、そのときの様子はどうだったのか。あるいは、現在、町有地として持っていらっしゃる三角の土地だけで、その大型車両が入れるような直線に近い仮設道路を造るということは全く不可能なのか。そのあたりは、いかがでしょうか。

**総合政策部長** まず、職員の時間外勤務の関係でございますが、これにつきましては、過日の第4号補正におきまして様々なご指摘をいただきました。現在、現状と課題、それに伴う改善策について検討しておるところでございますが、それがまとも次第、また改めてご審議をお願いしたい、このように考えておるところでございます。また、支払いには支障のないように、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**総務部長** 先ほどご質問ありました、住民ホールの関係のご質問やったと思うんですが、解体のご質問で。今現在ある住民ホールというのは、当然、たぶん大型車両が来てると思うんですが、建築しているときは、何かそういう通路というのは当然作ってたはずなんです、現在の通路というのは最後におそらく造っているの、そういうふうになっ

ているんだというふうに理解をしております。

それから、現在のこの通路で工事ができないかということでございますが、都市創造部のほうに訊きますと、いわゆる建物を潰す、掘削する機械というのが、20 t トレーラーで約 10 メーターの長さのものが来ます。ふれあいセンターのほうぐらいから来て、バックで入ってくるんですが、今の現状のスロープは役に立ちません。ですから、仮設のものは絶対造ることは造るんですが、できるだけ間口が広いほうが、それは安全に搬入ができるということには間違いないという形でございます。

以上でございます。

**佐藤議員** 超勤につきましては、今後、超勤のあり方整理をしたうえ、というお話ですので、特定の職員に偏ることがないように、仕事の見直しを含めて取り組んでいただいて、支払いに支障がないということですので、よろしくお願いをしたいと思います。

今のお話ですが、あその土地を買うこと自体については、島本町にとっても利用価値のある土地だと思いますので、いずれ島本町がその土地を買わないと、関電としても、持っていてもしようのない土地だろうとも思います。だから、いずれそういうことになるのだと思いますけれど、十分に安価な値段で手に入れられるということではないのであれば、買い急ぐ必要はないのではないかという気がいたします。今度の工事にどうしても必要ということであれば、あその土地、安く借りる。一部分だけでも安く借りるとか、そういう方法でもって処理ができるという、そういう方向というのは考えられないのでしょうか。今の青色に塗られた土地については、町が無償で貸与を受けておられる、そういうことになっておりますし、そういう考え方というのは一切ないのでしょうか。

**総務部長** 何点かお尋ねいただいているんですけど、まず、今、買うという部分でございますが、タイミング的には先ほど申し上げましたとおり、進入路と言いますか、スロープそれ自身は 10 メーターのやつは物理的には通らないので、設計上もスロープを造るようになってます。その折りに、間口が広ければ広いほど——あそこは道がUになってます、カーブミラーもございます。非常に見通しが悪いというところで、安全的な部分で言えば間口が広いほうがいいということと、あと、大型車両であれば工期的にも短く済む可能性もあります。それと、工期的に短くなれば保安員、安全対策の保安員を雇う期間も短くて済むというふうな形で、今回のタイミングというのが、一番購入についてはいいと。

それから、あと、追加資料でお示しさせていただきましたように、過去にも島本町は平成 14 年に、いわゆる用地として確保したいという意思がございました。それは関電さんのほうにお示しをさせていただいているという形で、過去からもそういう取得の意思はあった。今回、関電さんの用地の左上・右上に町有地の三角の部分があるんですが、それというのは今現在、何の活用ができるような状態ではありませんが、関電さんの用

地を買えば、一体的に、その三角の部分も一体利用としてできるということで、全体の価値が高まるというのは間違いのない話で、いつ取得するかということから言えば、いわゆる工事にあわせて取得するのが適当であるというふうに考えております。

それから、安く借りるといふふうな部分でございますが、借りるといふふうになりましても、あそこはフェンスで囲まれておりますので、フェンスを一定、原因者負担として町が撤去をしないとイケない。当然、そのときに費用がかかります。それから、関電さんもそういうフェンスとかというのは貸借対照表のほうに、バランスシートのほうに入っているでしょうから、資産計上されているはずで、それを撤去された場合に、元へ戻すか補償金を払うか、何らかの措置をしないとイケないという形になりますので、借地料だけの問題ではございません。先ほど、今現在、島本町が、地図で言えばブルーに塗ってあるところですが、一部、通路として借りている、あれは6㎡ほどの分でございますが、あれはもともと里道の一部みたいなのがありましたので、それをお借りしているということで、構築物があったわけではありませんので、すんなりお借りしているということでございます。ただ、固定資産税は免除させていただいているということでございます。

以上でございます。

**関 議員** まず、確認させていただきますけども、桜井二丁目の土地購入については、工事車両が入りやすくするためだということの説明いただきましたけども、それだけのメリットですか。ほかにはないのでしょうか。

それと、当該土地の固定資産税はどれぐらい徴収されているのでしょうか。

それと、不動産運営委員会要点記録を拝見しますと、無礼な言い方しますけども、オーナー企業の株主総会のように、シャンシャンに終わっているようにしか見とれませんが、委員会をしたとの形式を調えるだけにやっているような感じではないのでしょうか。

それと、結論的に、桜井二丁目の土地を買わなければ、本件の住民ホール解体工事というのは進めることができないのでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

**乾副町長** まず、1点目の不動産運営委員会の要点録、シャンシャンと会議が進んだというようにご指摘でございました。これは3月18日、午後12時50分から午後1時30分、約40分で、これはあくまで要点録でございますので、詳細な、細々とした内容は掲載されておられません。

以上でございます。

**総務部長** まず、冒頭のご質問でございます。

他のメリットということでございますが、工事期間の部分では進入路が広いほうが良いというのは先ほど申し上げたとおりでございますが、それと、不動産運営委員会の要点録にもちよっと書いてあるんですが、歩道の拡幅という部分で、今、小野薬品さんが

工事をされている、あの辺りの歩道の拡幅がなされます。そこからずっと役場の方に向けて歩道がございしますが、それも将来的には2.5メートルほどの歩道にしたいというふうには考えてますので、今、いわゆる保有をするということであれば、そういうものを計画しておりますので、そういう用地の確保もできるということと、先ほど申し上げましたように、この鉄塔用地の左右の歩道側に町有地が約30㎡前後のものが二つありますが、それ自身もなかなか、今現状、使えるようなものではありません。今回の関電の用地を買うことによって、一体として大体157㎡ぐらいの大きな土地が、それも道に面した土地が出現するというので、資産価値は、シミュレーションしたんですが、大体4割ぐらい、今よりも増すというふうなメリットがあるというふうには考えております。

それから、固定資産税でございしますが、26年度では税額まではちょっと、なかなかお教えしにくいかなとは思いますが、大体7万ぐらいの金額、26年度の実績ですが、そういうぐらいの金額でございします。

それから、これがないと工事が進まないのか、という部分ですが、先ほど申し上げましたように、いわゆる掘削機というのはトレーラーに乗ってくるんですが、20tの大きさのトレーラー、10メートルの長さということで、それだけではなくて、今後、その掘削機がいわゆる廃材を出して、トラックが搬出していくというときに、小型のトラックよりも大型のトラックであれば、いわゆる工期的にも短く済むというふうな、そういったメリットもありまして、なおかつ安全に、あそこのU字の部分の見通しの悪いところが、できるだけ安全に工事を進めることができるというメリットもございします。

以上でございします。

**関 議員** 答弁いただきました。委員会についてはあくまで要点録だと、すべてのことが書いてないということでしたけども、ここに記載されているのはすべて前向きな意見ですけども、後ろ向き、デメリットの意見というのは出てこなかったのでしょうか。

それと歩道の拡幅を予定することができるということでしたけど、すぐ横は民有地で、例え今回購入した場所と合わせて歩道を拡幅したところで、有効的な歩道にはならないんじゃないでしょうか。

それと資産価値、今の町有地あわせて合算して、資産価値がおおよそ4割増加するということを説明されましたけども、今、執行部のほうでは、あそこには住民ホール跡地にし尿処理場を建設しようというふうにお考えを持っておられます。し尿処理を造れば、4割どころか、今よりマイナスになるんじゃないんでしょうか。答弁願います。

(午後3時23分 河野議員退席)

**乾副町長** 不動産運営委員会、私が委員長をいたしております。ここに書いておりますのが、要点でございします。ご指摘の点については、そういう議論はなかったというふうな理解をいたしております。

**総務部長** 2点目の歩道の拡幅の件でございしますが、確かに、今すぐ、あの部分が歩道の

拡幅をしたところで連続性はないというのは、確かにおっしゃるとおりです。ただ、いわゆる用地として確保するタイミングもありますが、今のタイミングが工車の車両を安全に進入させるというタイミングと、将来、その歩道の拡幅も含めて資産として確保しておくというタイミング、そちらのほうが、やはり重視をした形になっております。ですから、不動産運営委員会の議事録も、そういった趣旨で書かれているというふうに解釈をしております。

それから、中間処理施設のご質問でございますが、この不動産運営委員会が今年の3月18日に開催されておまして、そのときに、いわゆる候補地としての位置づけとか、そういった部分のものは何もなかったということでの判断をされているので、実際に今はもうすでに候補地としての位置づけはありますが、決定したわけでは必ずしもございませんので、あくまでも、この関電の今回の100㎡の用地の購入にあたりましては、住民ホールの解体の工事をするうえで安全に履行できるということと、歩道の将来の拡幅の用地を確保するという二つの目的でございます。

以上でございます。

**関 議員** いや、そうじゃなしにね、今、総務部長のほうは答弁で、本件の土地を買えば、今の町有地と合わすことによって資産価値が4割増加するというのを理由に述べられたんですよ。それに付随して、例えば4割増えたにしても、あそこにし尿処理場を造るんであれば、今より資産価値が下がるんじゃないんですか、というふうに訊いているんです。その答弁、お願いします。

それと、最後、確認します。本件にあげられている補正予算というのは、すべて大切な予算であることはもちろんで、一つたりとも、へつることはできないというふうな意思であげられていることには間違いないんですね。念押しです。答弁願います。

(午後3時26分 河野議員出席)

**乾副町長** 今、関議員、し尿処理施設とおっしゃいましたけども、し尿処理施設につきましては一般廃棄物処理施設。中間処理施設は、この施設には該当いたしません。

それと、あと、このし尿中間処理施設を設置して、評価がどのようになるのか。これは今のところ、はっきり申し上げることはできません。

以上でございます。

**総務部長** 今回の補正予算の提出にあたりましては、もともとスケジュール的には、いろんな工程、いわゆる工期とか、そういったものに間に合わせるために必要な補正予算というふうに考えております。また、人件費につきましては、先ほど申し上げましたように異動による職員の人件費の補正もございまして、それも支払い部分で当然必要となってくる。すべて、必要な補正予算というふうに考えております。

以上でございます。

**村上議員** 予算書の1の22ページですけども、工事請負費、東大寺水無瀬鶴ヶ池線歩道補



修工事 498 万 3 千円、今回、あげられているんですけども、説明ではアスファルトの処分量が増加したということなんですけど、あまりにも当初予算から比べたら比率が高いというようなことで、どういう理由で、これだけの処分量が出てきたのかということと、これから工事のほうを発注されるわけですけども、島本の今、一つの行事になってますミニマラソンが毎年 12 月、今年度は 12 月 14 日に実施されますけども、そのミニ馬拉ソンのいわゆる走行路を、歩道部を使ってやっている状態ですけども、その際に工期的にかぶるとか、影響があるのかなのか、お尋ね、1 点しておきます。具体的に工期等がわかれば、お示し願いたいと思います。

それと、先ほど来から出てます公有財産購入費の件なんですけども、質問しようと思っていたのは、だいぶ皆出てしまいましたので、解体ですね、工事完了後の跡地の利用ということになってくるかと思うんですけども。例えば、パッと頭に浮かぶのは駐輪場であったりとか、そういった部分的に一時的に利用して、使えるのではないかなと思っ  
ていますけども、現在、何か他にお考えがあるのであればお聞かせ願いたい。

それと、過去に、この鉄塔跡地について関西電力さんとの間で売買について話があったというようなことで説明がありましたけども、その時点から今日まで至る間、どういった経緯で、今日、こういう形で出てきたのか。その辺の件について、お尋ねしたいと思います。

それと資産価値の問題が言われているんですけども、確かに、今現在の状況を見ますと、町有地と町有地の間に関電さんの土地があるというようなことで、関電さんもしか  
り、町有地のほうの価値といますか、利用価値というのは、現在のところ両者ともゼロに近いというような状況にあるわけですけども、今回、その土地を購入することによって、先ほども説明ありましたが、一つの 157 平米ですか、それぐらいの土地に集約されて、ある程度、区画されたような土地になるということは資産価値も上がりますし、今後、利用するにしても、どういう形で利用される——先ほど言いましたような、取りあえず駐輪場など、パッと頭に浮かぶわけですけども、資産価値が上がるということで、町の財産として、資産として残っていくというような考え方ができるかと思うんですが、その辺、いかがお考えか、お示し下さい。

**乾副町長** まず、1 点目なんですけど、平成 14 年、このときも私、助役をいたしておりました、この不動産運営委員会の委員長をいたしておりました。当時、この役所周辺は行政ゾーンという位置づけがされておりました、特に役場の隣地については、町が取得できる  
ときに取得しておけば将来的に役立つのではないかとということで、関電に働きかけたわけ  
です。運営委員会の中でも、そういうことが望ましいという結論が出ましたが、最終的に、  
当時は関電さんのほうは売却の意思がないということで立ち消えになっておりました。  
そして今回、住民ホールの解体に際して、先ほど来、総務部長のほうからご説明いた  
しておりますように仮設道路が必要である。この際に、できれば念願と申しますか、

以前から希望していた土地でございますので、取得をしたいと。

先ほど、ある議員から借りればいいんじゃないかということと、それから、将来、もっと値下がりした段階で入手をすればいいんじゃないか。そういう、将来値下がりするという保障があれば、それに越したことはないわけですが、第三者の土地でございますので、どういうふうに所有権が移っていくか、これは予測もつきませんので、今回、取得をする。それから、今、ご指摘をいただきましたように資産価値が上がる、こういうことも考えております。直ちに、あの土地をこういうふうに活用したいということにつきましては、現在、具体的な案は持っておりません。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、議案書の1の22ページの町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線歩道補修工事の増額についてのお尋ねでございます。

今回の増額につきましては、提案説明の中でもアスファルトの処分量等が増加したということでの変更になってございますが、詳細につきましては、今回、議案資料ということで外村議員の3、それから田中議員の2ということで、「町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線歩道補修工事費の内容等のわかる資料」ということで添付をさせていただいております。その中で、今回の工事内容といたしましてはアスファルト舗装の撤去工、それから舗装工ということで、一定、予算段階では機械施工ということで予定をしておりましたが、舗装区間、一部、やはり狭いところがあるということで、人力施工が必要になったということと、あと付帯工ということで視線誘導標示板というのが道路面にあるんですけども、その精査をさせていただいたところ、全体事業費といたしまして498万3千円の増額が必要になったということで、今回、補正をお願いするものでございます。

また、今後の発注時期でございますが、本工事につきましては平成25年度から平成26年度にかけてということで、2ヵ年で計画的に進めるということで事業を実施させていただいておるところでございます。当初予算で1,500万円を計上させていただきまして、すでに工事、一部を発注させていただいております。その際に舗装構成が、当初、歩道ということで、アスファルトにつきましては3センチということで見込んでおりましたが、既設の舗装の厚さが5センチないし6センチのところがあるということで、一定の変更が必要ということをお判断させていただいたものでございます。

それと、あと残りの区間、約620メートルでございます。この区間につきましては、2工区にわけて発注を予定しておりまして、前段の、先ほどご紹介のありました町内ミニマラソンが12月14日に予定をされておるということでございますので、前段の工事につきましては、それまでに完了したいなというふうに考えてございます。それで後段につきましては、年内に業者を決めて年明けから工事にかかるということで、年度末に工事を完了したいということで、今、予定をしておるところでございます。

以上でございます。

**村上議員** 今、アスファルトの残量分について回答いただいたんですけども、なんで、そういう原因が起きるかというところに問題があるんで……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……、その辺を、やっぱりしっかり設計段階なら設計段階で、ある程度しっかりとしたものを掴んで予算計上するなり、そういったところを、ぜひ、今後注意して、これは今回だけでなしに、そういった問題がチョコチョコ出てくるということで、今後、そういうことのないように要望しておきます。

それと、12月14日については、ぜひ、スムーズにミニマラソンが運営できるようにご協力のほう、お願いしておきたいと思います。

それと土地購入に関わって、一応、資料請求されている中で、庁舎への動線沿いの歩道部の拡幅用地とすることも視野に云々、書かれているんですが、これはどの辺の部分の指しておられるのか。ぜひ、今のこのルートにつきましては、第三小学校の小学生の通学路になっておるとお思いますので、狭いより広いほうが越したことないんで、その辺、どの辺のルートを指しておられるのか、お示し下さい。

**乾副町長** 今回、購入を予定いたしております関電の鉄塔跡地ですね。ここが町有地になりますと、町の意味でできます。そこから小野薬品のカーブのところまでは民地でございますので、民間が何か開発されるときに後退をしてもらう、これは他力本願でございます。自力では、町有地として取得できれば、できるだけ速やかに整備をしたい。そして反対側、庁舎のある横側、すぐ行ったら信号がございますが、信号付近は幅が狭くなっておりますので、その辺は無理といたしましても、庁舎に沿って、今の歩道につきましても可能な限り拡幅をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

**戸田議員** まず、話題になっている桜井二丁目地内、それから鉄塔基礎等撤去について、関連してお尋ねいたします。

資料人6で、不動産運営委員会の要点録をお示しいただきました。文面に、図面資料は付いていませんでしたけれども、青色の部分、面積6㎡を昭和56年、通路用地として無償で借り始められました。昭和56年、この6㎡の土地を無償で借り受ける必要があると判断された、その経緯というか、理由はどのようなものだったのでしょうか。お示し下さい。

鑑定の3月18日（火曜日）の時点で、し尿中間処理施設の候補地に住民ホール跡地は決定されておりましたか。確認します。なぜかと言いますと、この時期はちょうど、し尿処理の中間処理施設の立地を可能にする、候補地の選定を検討されていた成果品の納入のギリギリの期日のところなんです。まだですかと、担当に何度も私は尋ねていた頃です。その時期と重なりますので、先ほど他の議員がお尋ねになったように、し尿中間処理施設の候補地となることと大いに関連があるのではないかという推測は、私も持ったものでございます。

今回、住民ホールの解体工事に、工事の大型トラック搬入等で入り口の部分が必要であるというのは理解できるんですけども、そもそも住民ホールの解体の実施設計はもっと早い段階で行われていたわけで、先方に瑕疵がなければ、もう工事は始まっているとか、スケジュール的にもこの点、これを理由にされるのは、ちょっと疑義があるなと思いますので、ご説明下さい。

それから、平成5年の12月までは、当該土地に関西電力株式会社さんの鉄塔があったということです。現在は鉄塔はなく、基礎部分のみになっている。そうしますと、平成5年12月以降、当該地を町が購入する意向があったということが——ご答弁によりわかりましたが、平成14年4月の段階で当該地を購入したいという意向が、当時、副町長が助役であられるときにあった。しかし、これは成就しなかった。なぜ、成就しなかったのか、その理由をお示し下さい。また、これはこちらより望んだものなのか、あるいは先方より鉄塔、もう必要がないので島本町さん、買われませんか、というような打診があったのか。このあたり、どのような協議が関西電力さんで行われたのか。その経緯をお示し下さい。

もう1点です。土地の鑑定価格の資料を拝見いたしました。「資産価格の再吟味」という項目がありまして、周辺の土地4事例を選択のうえ、比較対象として、この土地の鑑定がふさわしいかどうか、再吟味されている。この4事例の選択が、価格鑑定の妥当性を証明するのに大変重要になると考えています。ところが、その資料を拝見すると、この4事例が、例えば東大寺三丁目地内が2点、そして広瀬五丁目地内、広瀬一丁目地内となっております。一般住宅があるところと推測できます。そうすると、今回の土地は周辺の状況、一面がのり面になっていること、あるいは道路と接道していないこと等々を鑑みますと、この4地点と比較して再吟味されて妥当というのにも、私は納得できかねるところがあります。この点については、島本町としてどのように鑑定書をご覧になって判断されているのか。その辺のところを、見解をお示し下さい。

さらに、私、今日、資料を持ってまいりませんでしたので数字を把握することができていないのですが、鶴ヶ池住宅跡地を売却するとき、このときの鑑定価格と比べてどうなのか。今一度、確認しておきたいと思います。

次に、桜井跨線橋剥落対策緊急工事についてでございます。

通常の工事の際に行われる実施設計等は行われないのでしょうか、必要はないのでしょうか。責任施工という形で随意契約をされるというふうに認識していますが、このことの意味をご説明して下さい。また、工法はどのようなものですか。

第一中学校の耐震化工事について、お尋ねいたします。

工事設計等業務、約865万円が計上されています。これは、前に計上されていた分に乗せする。そうすると、これは総額は幾らになるのでしょうか。今回、単価の入れ替えということですが、平成24年から平成26年、この間に社会情勢が大変変わって、

工事が高がついている。そのことは税金を使うことによつてのものと考え、大いに問題があるなどと思いますので、改めて総額を確認したうえで、今回の上乗せ部分を検証したいと思います。

また、ここまで遅れてしまった理由は、そもそも何だったのでしょうか。検討の経過が極めて不透明で、「移築も含めて」というような表現がありましたので、このところを、なぜ平成 25 年度中にできなかったのか、されなかったのか。その経緯をご説明いただきたいと思います。

プールの撤去工事についてでございます。

これについては、速やかに工事を行うということを前に議会としても判断しておりますので、私は今、平和塔について、お尋ねしたいと思います。島本町史を繙きますと……（「全然関係ない」と呼ぶ者あり）……、プールと一緒に……（「違う」と呼ぶ者あり）……、そうですか、今、平和塔は今回の撤去工事と関係がないのではないかというご指摘を受けたのですが、資料を見ると、一面の図面が付いていましたが、もしそうならば、平和塔に関する質問は、この場では行わないことといたします。

それでは、1 回目の質問は以上です。

**乾副町長** 私のほうから 2 点、お答え申し上げます。

まず、第 1 点目ですが、平成 14 年に関電の鉄塔用地、これがなぜ譲渡してもらえなかったのか、とのお尋ねでございます。

町のほうでは、その売却用地を取得したいと強い希望を持っておりましたし、そういう事務を進めてよろしいですかという町長決裁まで取っております。その後、担当のほうに関電のほうに赴きまして、そういうお話をさせていただきましたが、最終的に関電さんのほうでは、その当時、売却の意向はなかったということで、この話が立ち消えになった、そういうふうに認識をいたしております。

それから、2 点目の平成 25 年度の第 2 回島本町不動産運営委員会要点録、3 月 18 日分のところですが、取得理由が、ここに書いておりますように「平成 26 年度において住民ホールの解体を予定しており、重機等も中庭に入る予定であるが、道路幅も狭く、鋭角に切り込んでいることから、拡幅等を行い、安全確保に努めた解体工事を行うために取得するもの。また今年度、鶴ヶ池住宅跡地の売却に伴い、今後、広瀬・桜井幹線沿いの歩道の拡幅も予定していることから、当該地を取得することにより、鶴ヶ池住宅跡地から本庁舎への同線沿いの歩道拡幅用地とすることも視野に入れている」、こういうふうに事務局のほうから説明がございました。

当時、先ほどご指摘のありましたし尿の中間処理施設が——まだ決定はいたしておりませんが——現予定地に、そういうことは、この文書からもご理解できますように、そういう決定はない段階での不動産運営委員会であったということでございます。

**総務部長** 鑑定書の件でございますが、鑑定書につきましては、国家資格を持った不動産

鑑定士がやっておりますので、我々が特にご意見を申し上げることはないんですが、ただ鑑定書の15ページなんかで言いますと、「取引事例比較法を適用して求めた資産価格を標準に、地価公示などとの均衡」というふうな形になっておりますので、この事例だけを見てるとということにはならないと思います。それから、取引事例なんかを見ますと、やはり不整形地というふうな、そういった部分もありますので、特に、こういった部分を見られているということは適当かなというふうには考えてます。

それと、あそこは雑種地でございますので、いわゆる固定資産の評価にあっても、宅地と同じ評価を一応しますので、取引事例が宅地であって、あれが雑種地であるということから言えば、それほど評価の中身は変わらないというふうには考えております。

それから、先ほど冒頭に言われてました地図のブルーの6㎡のことですが、確かに、昭和56年12月25日に借り受けておるみたいですが、そのときは来客用の通路というふうに、住民ホールの裏に回って入ることができるような形で借りたというふうな、一応、書面上は残っております。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、議案書の1の22ページの桜井跨線橋剥落対策緊急工事についてのお尋ねでございます。

今回の工事につきましては、実施設計は予定をしてございません。工事の内容につきましては、資料請求でも外4、田3ということで、フェンス工、それから舗装工、塗装工、仮設工ということで、一定、工事内容についてはお示しをさせていただいております。それと、今回の工事につきましては跨線橋での工事ということと、一定、工事につきましては夜間、それから列車見張り員の配置が必要となることから、JRの関連業者との契約が必要になってくるかなというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

**総務部長** 失礼しました。何点か、ちょっと答弁漏れがございましたので。

まず、土地の購入についての意思表示でございますが、平成14年においても、今回においても、島本町からの意思表示でございます。

それから、鶴ヶ池住宅跡地の部分との価格比較ということでございますが、まず一番大きい部分で言いますと——入札をした部分ですね、そこは1㎡当たり15万2千円という平米単価でございました。それから、その後、小野薬品さんのほうの裏口、いわゆる道路敷みたいなのを約91.80㎡売却しておるんですが、そのときの単価が7万3,300円、平米単価が7万3,300円。今回、購入する用地の単価が7万3,700円というふうな単価になっております。

以上でございます。

**教育こども部長** それでは、第一中学校の耐震に関してでございます。

まず、1点目の耐震補強等設計業務につきましては、平成24年度に実施をいたしまし

て、25年度に繰り越して完了しております。その際、委託金額でございますが、2,121万円となっております。今回、追加で計上させていただきます予算と合わせますと、2,986万6千円となります。

それと、これまで第一中学校の耐震化が遅れた理由でございます。資料請求いただいた分でもお示しをしておりますように、減築耐震補強、あるいは現地建て替え、移転ということでの検討をしております。それぞれメリット・デメリットがあるわけですが、移転という部分については、非常に学校にとっても、子ども達にとっても影響が少ないということで、本来、こういう形が一番、学校にとっては望ましい形かなと思います。ただ、費用的には一番費用がかかるということと、移転をした場合、第一中学校の跡地利用の問題が非常に大きく関わっております。跡にどういったものができるのか、どういう土地活用がされるのかということは、当然、周辺住民の方も含め大きな関心事になってくように思います。

その辺をお示しをしていくと、相当時間を要するというのを、検討する中で出てまいりまして、最終的には今回、減築耐震補強ということで決断をさせていただいたんですが、移転を考えずにそのまま減築でいっておれば、25年度に設計が終わっておりますので、26年度には工事にかかれたということでございますが、そういったいろんな検討の中で1年遅れたということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後4時00分～午後4時15分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

**戸田議員** プールの撤去工事についてと、その3,900万円の内訳を資料請求させていただきました。お示しいただいているんですね。樹木の撤去というのがありましたので、私は隣接する公園の土地等の樹木も伐採されるのかなと、ちょっと思い違いをしていたようなのですが、この「樹木の撤去」というのは、どのようなものなのですか。プール用地の中に町有地が含まれている、隣接する公園には島本町が建立した平和塔があるとかいうようなことが、前の委員会でも随分議論になりましたので、ここで「樹木の撤去」というのはどのようなものなのか、なぜ必要なのか。水無瀬神宮さんとの協議も含めて、お示しいただきたいと思っております。

それから、一中の耐震化工事です。遅れてしまった事情をおっしゃいましたが、抽象的なことであります。平成25年度補正予算及び補正予算の審議の際、25年7月の常任委員会の時点で、すでに岡本教育長が、このことについてご答弁で、減築でもって耐震、一中のほうはやっていくということも一つの方策かと考えておられると。さらに、あくまでも個人的な見解であるけれども、将来的な人口の減少を考えれば一つの中学に

という、中学校の統合みたいなものも一案である。しかしながら、例えば一中学校・一小学校という、よく言われる施設一体型の小中一貫校については、残り3校との兼ね合い、それから建設に大変な時間を要すること、中身づくり、教育の中身づくりでも最低3年は要すると思っているので、今すぐ即断できないという、そういうご答弁をされているのですね。

それから、もう1年以上経っているわけです。このことを考えますと、おそらく小・中一貫校を時間をかけて検討されていたのではないかと、民地の購入も含めてということをおしは推測するのです。

「第一中学校の耐震化方針に関わる比較検討」という資料をお示しいただいてまして、移転の建て替えに関しては膨大な費用が——約23億円。それに加えて用地取得費用が別途必要とあります。もし、このような検討を、この財政困難の中、耐震化も進まない中、この1年以上の間されていて、結果的に減築ということがギリギリになって判断されたとなると、私は大変、納得ができない。このところを、どうだったのか、不透明であると申し上げましたけれども、再度、問いたいと思います。

それから、桜井跨線橋について責任施工とされるというのは、JRをまたぐ跨線橋でありますから、万が一何かあったときに膨大な賠償責任等生じることを思いますと、町が責任を持つような事業者の選定等は考えられずに理解するわけなんです。そもそも、この緊急工事と中長期的に行われる長寿命計画との違い。長寿命計画には国の指針があって、このことが入れられなかったのか。そのところを、大まかでいいので、お示し下さい。

それから、用地買収についてです。これにつきましては、例えば、し尿中間処理施設の候補地は、この当時は決まっていなかったとおっしゃいますが、3月18日です。3月末までの間に、では、この間に候補地を決定された。3月18日の段階では、全く、その傾向がなく、残る半月余りの間に候補地として決定され、あのような成果品、報告書を私たちに示して下さっていると考えると良いのですか。確認いたします……。

**平井議長** し尿の関係は、直接関係ないのでね。

**戸田議員** それから、平成14年に購入される時、この時、金額等はどのようなものだったのでしょうか。もし、金額がわかっておられれば、お示し下さい。

鶴ヶ池住宅跡地と比べて、裏口の売却のときの金額とあまり変わらない、ということがわかりました。もう1点、鑑定に関しては、事業者の選択は町が行ったのですか。確認いたします。

以上です。

**教育こども部長** それでは、まず、町立プールでございますが、樹木の撤去につきましては、資料請求いただいた中で設計関係の資料の中で、樹木の撤去図というのが一部入っておるんですけども、その中で、プール周辺の高木16本の撤去と、株の撤去について



は3株、撤去をする予定であります。これにつきましては、水無瀬神宮との協議の中で、当時、どの程度木が生えてたのか、58年経っておりますので、小さな木も相当大きくなっております。周辺の高木については撤去して欲しいという協議の中で、決定をさせていただいたものでございます。

それから、一中の減築につきましては、先ほど、検討の内容をご答弁させていただきましたけども、確かに移転をしますと、用地取得費を除いて約23億かかるという、非常に大きな事業になってまいります。その件については、当然、財政負担がかかってまいりますので、非常に厳しい状況ではあるというふうにも考えましたけども、将来的に考えますと、移転をしますと60年以上使用できるわけで、現地での減築となりますと、耐用年数とすれば、あと15年から20年というところ辺りですので、それから考えると、将来、今後60年を考えたときにどうなのかということも、1点、ございます。

それと、用地につきましては、第一中学校は駅前という好条件の立地でございますので、当然、移転をすれば売却をすることになると思っておりますが、その費用も相当、駅前ということで回収ができるというふうにも考えておりました。しかしながら、先ほどご答弁申し上げましたように、やはり跡地利用という部分を明確にしないと売却もできないということもございますので、その跡地利用計画を策定するまで、一中の耐震化がもう待てないという状況に来ておりますので、今回、減築という決断をしたということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

**岡本教育長** 今、経緯につきましては部長から申し上げておるとおりでございます。常任委員会で申し上げましたように小・中一貫校、一体型の小・中一貫校というのは時間がかかるというのは、そのとおりでございます。そのために、このことについて議論してきたから時間がかかったということではございませんので、ご了解願いたいと思っております。

以上でございます。

**総務部長** それでは、関西電力さんの鉄塔跡地の件でございますが、14年にも交渉というのはしているようなんですが、そのときの金額というのは特に出ておりません。町も、鑑定をしたという事実もございません。

それから、今回の鑑定にあたりましては、町が実施した鑑定でございます。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、桜井二丁目の土地購入に関して、中間処理施設の建設候補地との兼ね合いということでございますが、今回、平成25年度に中間処理施設の整備にあたりまして、基礎調査計画書ということで事務を進めてまいりました。それが完成したのが、平成26年3月31日ということでございます。

それと、桜井跨線橋の件でございますけども、今回、緊急ということでお願いする内

容につきましては、資料請求でもありますが、工事の内容がわかるものということで写真を添付させていただいております。この部分につきましては、日常的な管理の部分というふうに認識をしてございます。ご紹介のありました「長寿命化計画」ということになりまして、支部材とか支床とか舗装、それから橋脚、伸縮装置等の修繕を行うということで、これを計画的に行っていくという内容になってございます。今回、ご指摘を受けている点につきましては、J R 西日本吹田保線区の緊急点検においてご指摘があった内容ということで、補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

(戸田議員・自席から「答弁漏れです。判断に重要なポイントなので」と発言)

**平井議長** し尿処理は直接、まだ何も具体的に決まった内容ではないので、今回の予算にも全くあがってない話なんでね。

(戸田議員・自席から「議論の中で、不動産運営委員会の」と発言、他議場内私語多し)

**平井議長** 暫時休憩いたします。

(午後 4 時 27 分～午後 4 時 30 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

**河野議員** 種々質疑があったのですけれども、順不同ですけども、桜井の用地購入費については質問させていただかなければいけません。

先ほどの中で、今回も、平成で言う 14 年のときも、町のほうから取得の意思を先方に示して交渉したということですが、再度確認いたしますが、この当該用地の所有者のほうから、買っていただきたいなり買って欲しいなり、買ってくれ、そういった意思の表示や、そういったものはなかったのですか、ということも、もう一度確認させて下さい。

あとは工期には、本来、この用地を購入しなければならないのかと。今、言われました、し尿中間処理施設は議題外だみたいなことを言われてますけども、私自身、正直申し上げて、先行取得という意味合いにおいて買うべきかどうかという判断も、一つの指標だと思っております。ですので、先ほど副町長が資産価値について、し尿中間処理施設を建てることで、すでに資産価値は下げるのではないかというような質疑があったと思えますけども、その段階の答弁で、し尿中間処理施設の候補地としての、かなり不確定な要素がまた出てきているのかなというふうな感じに、私は答弁を聞いておりました。

しかし、一方では、広報しまもとの 8 月 15 日号には、もう粛々と事務を進めていって、地域の景観などにも配慮しますというふうに、はっきりと書いておられるんですね。ですが、先ほどの答弁聞いてると、決算の常任委員会などでも、いろいろと他自治体への委託を再度働きかけるべきだとかいう議論がありましたので、そういう議論を踏まえて、候補地選定についても方向性はまた変更があり得るというようなことになっているのか。あるいは地域隣接住民から、やはり異議が出されているようなことがあって、この

まま推進させることは難しいから、そのような答弁になったのかなど。何か新たな条件が出てきたために、し尿中間処理施設はあくまで三つのうちのひとつでしかないのか、その程度のレベルにダウンしてしまっているのかなというふうに推察しましたが、間違っていなければ別に答弁は結構ですし、もしそうであれば、ここをし尿中間処理施設として、将来、かなり有力な候補地としてするかどうか、今の段階では言明できないということであればね、買う必要はないという考え方も立つんです。

無償貸与でいいやないかと、先ほど佐藤議員が言った、青色で着色されているところが今、関西電力株式会社から無償貸与を受けて、固定資産税も減免されていると。解体工事だけに、トレーラーを回すためだけに使いたいのだ、その先のことは一切考えてもいないし、考える必要もないんだとほんとおっしゃるのであれば、借りればいいじゃないか。必要な間、無償貸与しながら、限りなく、次には無償譲渡なり減額譲渡、最終的にやはり有償譲渡ということ、向こうも株式会社ですから、やはりいろいろな交渉をして、最終的に取得をするのであれば、よりこちらに都合のいい、条件のいい方法も、まだまだ模索するという余地があるのではないかと、ちょっと思っていますので、いっぺんに言いましたけども、そういうことも含めればね、し尿中間処理施設のことに絶対触れないなんて言われると、もう、その狭い範囲でしか判断ができないんですよ。

ただ、先行的な取得によって、今後の一体的なまちづくりがとられているということも、さっきおっしゃってたと思うんですね。過去には、そういう交渉もされたということですから、今回、いよいよ解体のときに更地になって、跡地になるわけですから、そういうことは議員は考えなくていいんですと、そんなふうに、常に見通しを持たずに、目の前の工事のためだけに用地を買うというやり方ばかりをやっているとね、また気がついたら大事なことを見失うというふうに思いますので、し尿の候補地としては、また有力な候補地ということからはレベルダウンしているのだなど、先ほどの答弁を聞いて思っておりますので、そういうことであれば、今の青の着色していた面積を拡充されて、無償貸与を願い出られるということも方法ではなかったのですか、ということをお願いします。関電からの売却の打診はなかったのかと。そのこと二つは、お答え下さい。

あとの項目ですけれども、もうすでに否決されておりました一般会計補正予算（第4号）に示されている法改正等対応例規整備支援業務については、本来、一から質疑をするべきところですが、前回は申し上げました。法の改正に基づくものであるにも関わらず、経常の委託事業の範囲内ではやっていただけないので、新規の委託事業として予算計上されていると聞いておりますので、やはり、これは歳入源としては国が責任を負うべきではないか。あるいは、それは経常業務の中の範囲ではないのかというところでは、やはり委託料の過大な支出に繋がりがねないなと思っておりますが、その点、ちょっと日にちもありましたので、何らか、いい方向に進んではいけないのでしょうかということ。金額は全く同じものを出されていると思うんですが、何らか歳入のもとになるようなも

のについて、交渉や協議などはされたのでしょうか。答弁を求めます。

あと、桜井跨線橋の剥落ですけれども、先ほどやっぱり、これは島本町の橋ですので、お聞きしますと、J R西日本の調査の内容というのは、あくまで目視と聞いております。専門的な何か調査をされたわけではない、目視と言われているので、日頃のこういう目視による危険についての調査、把握というのは、町の職員の段階では本来無理だったのか。J R西日本の定期的な鉄道関係の施設の目視点検によることしかできないのかというふうに思いますが、やはり一歩遅れていれば、何が起こっていたかわからないということがありますので、今後の参考にお答え下さい。

先ほど佐藤議員の答弁に――すいません、議題外ではありますが、超過勤務手当に支障のなきようということで答弁がありましたけれども、支払うにあたっては、やはり議決を要するものもあったと、あの中には含まれていたというふうに認識していますが、間違いはありませんか。議決なくしては支払いができないというものが、すでに含まれているのではないかと。ちょっと、その辺は確認をさせて下さい。

以上です。

**総務部長** 桜井二丁目の関電の鉄塔跡地の件でございます。

まず、今回、関電からの購入についての打診があったかということは、ありません。こちらから、不動産運営委員会の決定をもって、関電のほうに交渉しに行ったということです。

それから、借り入れたら良いのではないかとということで、6㎡の部分という部分との比較を言われているんですが、先ほど申し上げましたように、今回の案件はフェンスに囲まれている部分でございます。その費用というのは、当然原因者負担としては必要になってまいります。それを原状回復できませんので、たぶん、それは補償対象になるかなとは思いますが。それと、やはり最終的に将来のことを考えますと、歩道の用地の確保もできる。そのタイミングとして、今回の住民ホールの解体という部分で、間口を拡げて、より安全に搬入路を確保したいという、そういったタイミングで議案として提出させていただいておるものでございます。

それから、法改正等の対応例規整備という部分については、前回同様、特に歳入というものはございません。

以上でございます。

**都市創造部長** まず、桜井跨線橋の点検についてでございます。

町職員による日常点検という部分では特に行ってございませんが、道路パトロール等ということで、職員も道路のパトロール等は実施をさせていただいております。その点で、ここまで目が行き届いてなかったという部分はあるのかなというふうには認識はしております。今後は、こういう点についても注視していく必要があるということを感じております。それと、J Rさんのほうでは定期的に点検をされているということで、今

回、こういうことでの情報提供があったということでございます。

それから、桜井二丁目の土地購入に関してということでございます。中間処理施設の候補地選定にあたっては、現在も地元自治会等と鋭意協議中という段階でございます。

以上でございます。

**総合政策部長** 時間外勤務手当の支給についてでございます。

これにつきましては、先ほど佐藤議員のほうからもございましたが、本年度の決算見込みを踏まえますと予算が不足するということが見込まれますことから、過日の第4号補正でお願いをしたわけでございますが、その時点で様々なご指摘をいただきました。そういったことを踏まえまして一定の見直しをして、その改善点などを明らかにして、また改めてご審議をお願いしたいということで考えておりますので、それについてはまた、検討結果については、詳細についてご説明を申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

**河野議員** 関電から、従前まで買って欲しいという打診はなかったということは、事実として、答弁によって認識しました。

あと、通学路のことを再三、答弁の中でおっしゃっております。でも、これも今回、解体工事に直接関係がないとはいうことになるんですが、ただ、通学路のことをおっしゃる以上は、やはり先行的に取得するという意味合いも持つのだということはあるんですけどね。それはそれでね、やっぱり、どのぐらいの通学路を想定されてるかとか、民地にはあまり介入して物は言えませんが、公有地の範囲内でも、こういった通学路が必要であるということを考えているというような、やっぱりイメージは、説明の範囲で、段階で示すべきものだというふうに思っております。

その点では、仮にですよ、今、私は無償貸与も可能ではないかということをおっしゃりました。確かに無駄な作業も、最終的に、ほんとに返すのであれば無駄というか、ありますけども、ただ、この数百万円をかけるということと、これを買わない、無償貸与を受けること——無償貸与ですよ、受けることによって工事費用が発生することもあります。しかし、その後の活用については一切明らかでもないし、議決もないし、確定もしていないということであれば、その後の議論を待つということで、急ぎ先行取得することにおいては根拠は非常に不明瞭だなというふうに、従前の用地取得の流れからすると思えます。

一方では、副町長の先ほど、以前の「念願の」というふうにおっしゃったんですけどね、念願のということであれば、住民ホールの解体工事の実施設計を依頼したときに、すでに着手をすべき事務であったと思っておりますので、この時期まで置いておいたということについても、多少、疑問が残ります。その点、この9月の最後の最終日の補正に当てて出されるということは、工期に関わるのかというふうに思いますが、たぶん、これが

ならなかったとしても、解体工事の工期には関わらないと思いますし、今ある現道のもとで工事は技術上可能であるということも、一つ考えられるとは思いますが、いかがですか。その点について、反論などおありでしたら、答弁を求めます。

**乾副町長** 今、河野議員ね、無償貸与というのがどこから出てきたのか、ちょっと不明なんです。それと、歩道の先行取得という話はやってないつもりなんです。この不動産運営委員会の要点録にこういうことがあがってますよ、というご紹介をしたんですね。ですから、通学路を造るために、その用地分、必要な用地を先行取得するとか、そういったことは全く言うておりませんので、要点録を先ほどそのまま、私は読み上げただけなんです。その点、ご理解をお願いいたしたいと思います。

**総務部長** もう1点、ご質問で、遅いのではないかというふうな、工程的に遅いのではないかとございますが、3月18日に不動産運営委員会がございまして、関電さんのほうに最初に出向きましたのが4月の11日という形で、その後も、一応持ち帰りまして、一定検討をするという時間も当然必要ですし、それで購入をする試算として鑑定を取るという形の事務を進めていく。タイミングとしては、この時期になったということでございます。

それとあと、あわせて解体工事の実施設計が一定、変更になってますので、その辺の影響も若干あったかなというふうには考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 他の議員から質問がありましたが、私はやさしい言い方じゃなくて、厳しい言い方をさせていただきます。

都市創造部の、この工事請負費。私はね、もう少し緊張を持ってやっていただきたい、そのように思いますよ。この町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線ね、これですよ。設計されて、当初予算で1,500万あがっているんですよ。なんですか、これ。3センチが5センチ、幅が低いからと言って、アスファルトの量が少ないからって言ってね、また今回、このように予算あげていらっしゃるんですよ。なぜ、最初のこの設計の段階から、3センチや5センチ、これは25年、26年、2年にかけて行う工事なんですよ。それを3センチの厚みのところや5センチの厚みのところ、こんなもの最初から、どうしてチェックできないんですか、業者と。設計の段階から、やっぱり、これはチェックすべきですよ。私はこれは大きな都市創造部のミスだと思いますよ、はっきりとこれ、言うておきます。

それともう一つです。桜井の跨線橋の緊急工事、これも何ですか、長寿命化の中で点検メニューの中に入ってなかったって、事前に職員から聞きましたよ。点検メニューに入ってなくてもね、全体的に点検する必要があるんじゃないですか。入ってなかったら、放っておくんですか、そんなところ。私はこれ、二つとも工事、これは申しわけないけれども、都市創造部、責任持っていたいただきたい、今後。こんなことを出してもらうなんて、住民にとって大きな恥ですよ、ほんとに、こんなこと出すの。

実際ね、これは桜井跨線橋の工事と、そして尺代5号線、この二つ合わせて国のほうから社会資本整備総合交付金ですか、これによって、この工事をしてると思うんですよ。でも、これは対象外ですので、メニューの対象外ですので、この金額は全部島本町の持ちですよ。こんな大きなミスして、平気でそんなところに座ってられますか……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。責任持って下さいよ、こんなもの。緊張感がないんですよ。これをきちんと行って下さい。

「長寿命化計画」をされて、点検メニューはどこが点検メニューだったんですか。これ、なぜ入ってなかったんですか。全体的に点検するのが職員の務めでしょう。お答え下さい。

それと、第一中学の耐震化について、お尋ねします。

今回、減築をするということですが、普通教室と、そしてもう一つの体育館に接続してる校舎と、二棟を減築するということですがね。これ、減築、減築っていうんですけどね、どれだけ減築すれば、補強工事をして15年を保つのかという、減築のきちんとした数字を出して下さい。

それともう1点、先ほどちょっと言い難いようなことをおっしゃってましたが、桜井のこの土地ですね。今回、関電から買う土地ですね。ほんとに、理由はわかりますけどね、タイミング的には、今ちょうど関電、経済的に苦しいときなんですよ。こんな苦しい年に買うということ自体が、それはもう交渉しても難しいんじゃないかと思いますよ。タイミング的にはものすごい悪いと思うんですけどもね。それで、この中間処理施設の調査報告書の中を見ますとね、この中間処理施設の建設を、はっきりはしないんですけども、した場合、この住民ホールの跡地に中間処理施設を建設した場合、書いてあるんですよ、しっかりと。「搬入道路の状況で拡幅等の必要」があるって、書いてあるでしょう、ちゃんと。

私、確認させていただきませんが、中間処理施設のために、今回、この関電の土地を買うのかどうかということだけを確認させていただきます……（「最初から言っている」と呼ぶ者あり）……。先ほどね、ちょっと難しいような言い方がありましたが、もしもお答えができるんだったら、お答え下さい。お答えができないのであれば、お答えしていただかなくとも結構です。

以上です。

（「議長、その辺は整理して公平にやっていただきたい」と呼ぶ者あり）

**平井議長** 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

**都市創造部長** それでは岡田議員のご質問で、まず1の22ページのうち、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線歩道補修工事についてでございます。

今回の補正にあたりましては、舗装構成が違ったということ等で増額をお願いする部分でございますが、本道路につきましては、旧の日本住宅公団のほうから移管を受けた

道路であるということで、特に発注段階で実施設計等もかけてございません。本町の判断ミスというか、本町としては歩道ということであれば、3センチということでは一定舗装構成ということでは考えてございます。そういう構成で工事を行うということでは積算をさせていただいてございまして、ところが既設の舗装構成が5センチ程度あったということではございます。その確認をしてなかったということは事実ではございますが、一定、確認をするとなると、コアを抜くとかで一定の確認の方法はございますが、今回は舗装構成ということについては設計等ではなくて、移管を受けたということでは発注をさせていただいております。その移管後、10数年が経っているということで、非常に舗装も傷んでおいたことから全面改修ということで計画をさせていただいたところでございます。

それと、桜井跨線橋の件でございます。

確かに、本町でも「長寿命化計画」ということで平成23年度に計画を策定させていただきました。その際には、前年度に調査をさせていただいてございます。その時点では、このご指摘を受けた点までの確認ができていたかということ、そこまで確認はできていなかったのは事実でございます。それと、先ほどもご答弁をさせていただきましたが、日常点検という部分で言いますと、道路パトロール等は年2回、実施をさせていただいております。その中でこれが確認できたかという点では、本来であれば、職員において目視で確認ということはできたのではないかということ、非常に反省をしておる点でございます。今後は、こういうご指摘も受けてございますので、こういうポイントについても点検をしていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

**乾副町長** 岡田議員の、桜井二丁目地内の土地の件でございます。

これは不動産の要点録にございますように、事務局の説明を受けまして8人の委員が協議をした。ここにある取得理由に従って審議をし、最終的に、取得する方向で事務を進めることに異議はなしと、こういうことになった次第でございます。

以上でございます。

**教育こども部長** 第一中学校の減築についてでございます。

第一中学校の耐震につきましては、3棟の棟がございます。そのうち、グラウンドに面しました体育館寄りの棟、13棟の減築が必要であるということで、住宅側の棟につきましては減築はしないという計画をしております。全体といたしまして、減築となりますと、やはり建物のバランスというのも必要になってくる中で、大きくは美術教室とベランダが、第一中学校の場合は出ておりますけれども、そこを取り壊すという減築方法でございます。

数値的に、概ねではございますが、減築をいたしますと、屋上で約88t、4階部分については約273t、重量が軽くなるというふうに、計算上でございます。しかしながら、2階・3階部分につきましてはベランダを撤去するものの、補強工事を行いますので、



3階部分については約1 t、2階部分は49 t、1階については79 t重くなるということで、トータルいたしますと、計算上、マイナス 231 t軽くなるという減築の内容でございます。

以上でございます。

**岡田議員** 都市創造部に、まず質問しますね。

道路パトロールを年2回ですかね、今、そういう答弁がありましたかね。一番、最終的には、いつされましたか。何人でされましたか。それと、今回の桜井跨線橋ですね。これに関しては、ほんとに万が一、下で列車が走っているときに落ちてきたら大事ですよ、これ。だから、ミスです、すまんかったって言って、万が一、そんなようなことがしたら、ほんとに大きな事故を起こす原因にもなりますので、この道路パトロールをしっかりとさせていただきたいと思います。

今回、工事に関しましては夜間に工事をされるということで、金額的にも高くなっているということもお聞きいたしておりますがね。島本町内で、この工事がきちんとできる業者というのが何業者ありますか。たぶん、入札をされると思いますかね。これはやっぱりJRと、この見張り番というの也要るんですよ、しっかりと列車の見張り番。そういうようなことができる業者というのが、島本町の中に何業者ございますか。これはほんとに真剣に、ちょっと取り組んで欲しいなって、すごく思います。ぜひ、よろしくをお願いします。

一中の耐震の件なんですけど、今の、わかりました。重量に関しては、わかりました。これは普通教室のほうが逆に古いんですね、50年から53年ぐらいですか、経過している教室で、むしろ古いんですね。今回、重量を落とすほうの普通教室のほうが、逆に校舎の経過としては建築の経過年数が浅いと思うんですけどもね。これはどういうふうか、本当にこれは普通教室、重量関係なくして、耐震補強工事だけをすれば、15年保つというように理解でよろしいでしょうか。これはまた全体的に、子ども達が仮設校舎ということも要ると思うんですけども、そうしますと、運動場とか、学校の、成人式とか体育館でやってますので、いろんなことに影響が出ると思うんですけどもね。そのようなきちんとしてスケジュールというのは、もうすでに立てられていらっしゃるでしょうか。

以上です。

**都市創造部長** それでは、岡田議員のご質問のうち、まず道路パトロールの状況ということで、それは後ほど、ちょっと調べてご答弁させていただきます。

それと、2点目の桜井跨線橋の件でございます。確かに、議員ご指摘のとおりでございます。このことが原因で大事故に繋がるということも予想されるということは、現場状況からしても、私たちもそういうふうに認識をさせていただきます。今後は、こういう点を十分に踏まえて点検が必要ということは、再認識をさせていただいたところでござい

すので、徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

またJR西日本吹田保線区におかれましても、定期点検を実施されているということですので、今後も情報の供有ということで取り組んでいながら、この桜井跨線橋の維持補修については、万全を期していきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、今回の工事につきましては、夜間工事の中で列車見張り員の配置ということとは、JR西日本吹田保線区との協議の中でもお話をいただいている点でございます。町内業者におきましては、この列車見張り員の配置が可能な業者というのは1社もございませんので、一定、やはりJRの関連業者との工事の契約締結に向けて、今後、調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** 一中の減築の耐震化につきましては、確かに議員おっしゃいますように、校舎のできた時期は10年ほど差がございます。ただ、 $I_s$  値的には後でできたほうの13棟、グラウンド側に面した校舎ですが、そちらのほうが高いということで、建物からしましても構造上からしても、住宅側にあるのは、ほんとに立方体の単純な建物でありますけれども、グラウンド側に面しておりますのは、若干ベランダがあったり、荷重もその分重くなっているというようなことで、耐震診断の結果、 $I_s$  値が低いという状況になっておりますが、今回、耐震補強工事、それから減築にあわせまして、防水工事と、それから外壁塗装、あわせて実施をする予定にしております。これは13棟と3棟、両方ともですけれども、そういうスケジュールでやっておりますので、今後、15年、20年が保つように、その辺は工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、今後のスケジュールでございますが、確かに教室が少なくなる分、代替の教室が必要になってまいります。それにつきましては、今後、学校のほうと協議をして決めていくということで、現時点では決まっております。あと、工事のスケジュールにつきましては、まず27年度に $I_s$  値の低い13棟、グラウンド側の建物の減築を実施をしたいというふうに考えております。残りの3棟のほうにつきましては、27年度中に国の補正予算があれば、そちらのほうの補助金を取りまして、28年度に耐震工事を実施していきたいというふうに考えております。

いずれも国の嵩上げ期間の補助が活用できるというふうに考えておりますが、27年度に国の補正予算が実施されるかという部分については不確定でございますので、実施された場合には、嵩上げの補助金が活用できるということで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** 先ほどご質問のありました道路パトロールの状況について、ご答弁申し上げます。

直近では平成 26 年 6 月 3 日に、パトロールを実施させていただいてございます。広瀬一丁目、東大寺三丁目、百山地区ということで、職員 2 名で道路パトロールさせていただいておまして、この時点では、この桜井跨線橋の状況についてもご指摘をいただいておりますので、職員のほうでも確認をさせていただいております。

以上でございます。

**岡田議員** ほぼ、わかりました。今回、跨線橋ですね、この剥落している、その部分だけは直されるんだけど、それ以外、左右ありますね、これ。これは全体的な工事というのは、計画をされていらっしゃるのでしょうかね。その点、お聞かせいただけますか。その部分だけを工事するのか、それか今後とも予定をして、左右とも全体的に工事をする予定をされているのか。ちょっと、そこら辺をお聞かせ下さい。

わかりました、一中もわかりました。事故がないよう、一中のほう、よろしく願います。

それで、何回も言いますけれども、都市創造部ほんとに今後、一生懸命頑張っていることはよくわかりますが、ぜひ緊張感を持って、よろしく願いたいことをしっかりと最後に要望させていただきまして、さっきの点だけ、お答えいただけますか。

**都市創造部長** 桜井跨線橋の件でございます。

今回、点検結果におきまして 5 ヲ所において異常があるということで、補修を今回させていただきます。今後につきましても、「長寿命化計画」といたしましては平成 31 年度に予定をしてございますけれども、日常点検的な部分につきましては、今後、日常点検の中で異常箇所の発見ができれば、また J R 西日本吹田保線区と協議をする中で、対応してまいりたいというふうに考えております。今回のこういう件につきましては、やはり日常点検の中で、今後も町といたしましても適切に対応できますよう、今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**田中議員** 住民ホールの解体撤去する際に大型掘削機を搬入させる通路の設計図、これはあると思うんですけども、お示しいただけませんか。予算計上にあたって、議員にその設計図を示して説明するのが当然のことと思いますが、その必要はありませんか。何mの幅の道路が、どこを通り、住民ホールに達するのか、そのあたりが知りたいと思います。

2 番目、住民ホールの解体撤去に際し、大型掘削機と中型・小型掘削機を使用する場合の費用についての対比は、比較されたと思いますが、どのようになっていますか、お示し下さい。

3 番目、鉄塔の撤去費用として 108 万円が計上されていますが、108 万円の内訳をお示し下さい。できれば、撤去費用を試算するにあたり、業者からの見積もりは幾らであったか、お示し下さい。

4 番目、関電の鉄塔跡地を購入することにより資産価値が著しく上昇すると、先ほど

の答弁でありましたが、売却をする計画があるのか。ないとすれば、何のメリットがあるのか、お示し下さい。

5番目、住民ホール跡地及び役場を含む近未来の都市計画は、どのような構想を描いているのか、お示し下さい。

6番目、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の歩道補修工事については、すでに過去2回、工事が行われています。今回の予算計上された工事費について、前者の2回の1mあたりの工事費と、今回の予算計上されている1mあたりの工事費の比較したものをお示し下さい。

以上です。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後5時09分～午後5時20分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**都市創造部長** それでは、田中議員のご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、重機の搬入の設計図についてのお尋ねでございますが、詳細につきましては業者決定後、施工計画の中で一定検討するというところで、詳細な内容を図面に起こしたものは特にございませんが、一定、工事の搬入にあたっては仮設の進入路等の建設も必要になってくるということで、用地としての確保、安全対策上必要というふうに認識をしておりますが、詳細については今後、業者決定後、施工計画等の中で本町も確認してまいりたいなというふうに考えてございます。

それと、大型掘削機と中型掘削機の比較ということについては、特に行ってございません。やはり大型掘削機を使うことのほうが経費が節減できるということで、特に今回、その比較までは行ってございません。

それと、あと町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線歩道補修工事の単価の比較ということ、メーター当たりの単価ということでお尋ねがございしますが、舗装工事につきましては、出来高につきましては面積ということで出来高を計っておりますので、平米当たりの単価ということでありましたら一定の比較ができますので、その数値をご紹介させていただきたいと思っております。

平成25年度に実施しました、その1の工事につきましては、平米当たり単価といたしましては、約5,900円でございます。それと平成26年度当初予算で実施させていただきました工事箇所につきましては平米当たり約6千円ということで、あと今回、補正予算で計上させていただいている箇所につきましては、平米当たり6,200円という状況になるところでございます。

以上でございます。

**総務部長** 続きまして、鉄塔の撤去費用の内訳ということでございますが、資料請求の外1・日3という形でお示しをさせていただいております。ただ、内訳金額につきましては

は契約前でございますので、お示しはできません。

それから、今回の用地取得で資産的には価値が上がるという形で、売る気はあるのかということでございますが、特に売るという予定はございません。むしろ、一体利用という形ができますので、先ほども理由の一つにあがってます歩道の拡幅ということもございますので、当面、売るということは、想定はしておりません。

以上でございます。

**総合政策部長** 住民ホールの跡地及び役場周辺の将来のまちづくりの基本構想についてでございます。

これにつきましては、本町の「都市計画マスタープラン」におきまして、全体構想の中では土地利用の方針、基本方針でございますが、これにつきましては、町役場周辺につきましては研究施設及び社宅・寮が集積をしていることから、「居住環境と調和した研究機能などの集積を誘導します」ということで、鶴ヶ池住宅の跡地につきましては小野薬品工業が新たに研究棟を建築されるということでございます。

また地域別の構想におきましても、特に役場周辺地区につきましては、その機能の充実を図り、住民が集まって、そして利用しやすい公共・公益の拠点として「活力のある空間づくりに努めます」ということで、こういった基本方針のもとに、今後、まちづくりを進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

(午後 5 時 24 分 河野議員出席)

**田中議員** お答えいただいた中で、1 番目の大型掘削機を通過させる道路の図面もない。

これ、概略図面も描かずに庁内で検討できるんですか、あなた方。まず、それが一つ。

それから、住民ホールの解体撤去に際して、大型掘削機しか使わないというような想定で予算計上なり何なりされていると思うんですけども、実際に小型なり中型の掘削機を入れたときに、どんなに差があるのか。それぐらい検討してもいいじゃないですか。実際に、この進入路が使えないというときのために、その試算をするのは当然でしょう。

それから、3 番目の撤去費用の 108 万円ですけども、これは予算取りのためですか。100 万円、それに消費税かけたら 108 万円じゃないですか。具体的に内容も検討せずに計上したんですか。具体的内容があるなら、示して下さいよ。

それから 4 番目に、鉄塔（跡地）を購入すれば資産価値が上がるという話があって、先ほどから人を惑わすような議論がありましたけども、実際に資産価値が上がったところで売る、そういう計画がなければ、何のメリットがあるのか。一体利用をするというだけのメリットじゃないですか、それは。だから、その議論については慎重に答弁されるべきだと思います。

それから、6 番目の町道の東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の歩道補修工事について、すでにやった歩道のところは、第 1 回目は 1 平米あたり 5,900 円、2 回目が 1 平米あたり 6 千

円、今度やるのは6,200円。そんなに差はないと思うんですけど、今回の工事に対して読み違えた理由は何なんですか。歩道の工事の図面というのは、当然のことながら都市創造部でも見ておられると思うんですよ。それを読むだけの知識を持った職員がいないんですか。そのあたり、お答え下さい。

(午後5時25分 河野議員退席 同5時27分 河野議員出席)

**都市創造部長** それでは、田中議員のご質問について、ご答弁申し上げます。

まず、1点目でございます。先ほどもご答弁させていただいた中で、重機の搬入について詳細に図面を起こしたものについては、今現在ないということでございます。確かに概略設計の段階でも、一定、そういうのができるんじゃないかということでございます。詳細な内容についてはということになりますと、先ほどもご答弁させていただいたところでございますが、現在の設計の段階におきましても、一定、仮設の進入路が要るということで、今の現状のスロープの状態では重機等の搬入は非常に困難であるというところで、一定の対応が必要ということで、今回、購入する用地を活用することによって、より安全な対策ができるということで判断をさせていただいております。

それと、大型掘削機の件についてでございますが、基本的に積算にあたっては、標準的な積算ということで考えてございまして、一定の制約を受けることになると、先ほどありましたように小型の掘削機を使うということも考えられます。そうなりますと、工事費、それから工期的にも影響が出るというか、大型掘削機を使うことによって安価に工事ができるという状況にはあるというところでございます。

それと、東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の歩道補修工事についてのお尋ねでございます。先ほどもご答弁させていただいたところでございますが、今回、平米当たりということでお示しをさせていただきました。ほぼ2割の値にはなっておりますが、今後、予定している工事につきましては人力掘削の部分があるということで、人力による破砕なり舗装ということで、若干、割高になっているところでございます。

それと、工事図面の取り扱いについてでございますが、これにつきましては道路そのものも移管を受けておるということで、工事の図面までの移管というものは受けてございません。そういう中で、工事図面の確認ができておるのかという点については、特に工事図面が存在をしないということでございます。

以上でございます。

**総務部長** 関電用地の部分の資産価値ということでございますが、資料請求でもございましたカラーの写真のところ、道路に面している部分は、町の道路のへた地が2カ所あります。そのへた地と、今回、購入を予定しております用地を一体利用できるというメリットは、やはりあるというふうに考えております。当然、庁舎、ここの庁舎の隣の土地ですので、全体とした利用というのも可能となってくるというふうに考えております。

平成14年の折りにも、町自身は不動産運営委員会にかけて、いわゆる公共ゾーンとい

うことで、前から取得の意向があったということでございますので、資産価値も上がるというのも事実でございますし、町としては隣地を購入して、公共ゾーンとしての利用を高めることができるというふうなことも可能となるという考え方でございます。

以上でございます。

**総務・債権管理課長** 関電の土地の基礎部分の撤去の費用についてでございます。

概算でいただいております見積書につきましては108万円という形でいただいておりますが、この部分につきましては、関西電力さんのほうから概略図の基礎の部分の図面をいただいております。その部分で、基礎の深さ、大きさ、それからコンクリートの処分量等含めまして、業者のほうで見積書のほうを作成していただいたものでございます。

なお、ご可決いただいた後の部分につきましては、130万円未満の工事の請負になってまいりますので、見積もり合わせによりまして、契約のほう、してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**田中議員** 先ほどから担当部に訊かせていただきましたけども、この話の流れを見ますとね、先に関電の鉄塔跡地を買うという前提があつて、それで後から大型掘削機の進入路を造ると。別に関電の鉄塔工事の場所を買わなくても、大型掘削機を住民ホールまで進入させる、そういうことも十分考えられると思うんですよ。ただ、何せ図面も描かずに議論やってんでしょ、皆さん。そのあたりはやっぱ、議員を相手に提案するにあたって、私は杜撰だと思えます。その1点についてだけ、最後にお答え下さい。

**都市創造部長** 重機の搬入にあたっての検討内容ということでございますが、図面を描かずに、ということでご指摘でございますが、検討にあたりましては現状のスロープの位置等々も把握しておりますし、平面図の中で、一定、形状的なものを見た段階では、やはり今の状況で搬入することは非常に困難であるということで、仮設の進入路が要るとい判断は、そういうことから検討の中でさせていただいておるところでございます。

詳細な部分ということのお尋ねでありますと、今後の詳細な検討というものも必要になってくるところでございますが、何も検討せずに、図面に起こしてないということではなく、一定の今の現状を把握する中で検討させていただいた結果ということで、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

**伊集院議員** ほとんど質疑が出ておりますので、数点だけ、確認させていただきます。

先ほど岡田議員からありました第一中学校の耐震補強工事ですね。減築となる部分で、美術室、この点とベランダというお話でしたけども、今回の補正では仮設等費用があがっております。この減築される部分の、要は美術授業、こういったものがその工事期間に影響が出ないのかどうなのか。ちょっとお訊きする部分と、仮設には、こういった減築する教室もそこに入るのかどうか。その点の確認を2点、させていただきます。

それと、桜井跨線橋の部分ですね、剥落。これは先ほど他の議員からありましたように、ほんとに緊急性がありますので、早期に予算可決しないと、この部分、もし、工事しない間に何かがあったら、やはり橋としてJRから列車を止めた、こういった被害における補償は島本町が取らなければならないのか。その点の確認を1点、させていただきます。

それと、今回、教育費で法改正等の対応例規整備支援業務ですね。先ほども他の議員からありましたように、「地教法」の一部改正があります。こういった中で、今回は委託料でこの整備の支援をされますけども、一定、この法律の中で定めている総合教育会議の設置、この点も一定、町長部局とお話しされているのかだけは確認させていただきます。

それと、先ほど来からちょっと問題となっております土地購入、桜井二丁目の地区ですね。私としては、やはり安心・安全の部分で、住民ホールの解体においては工事期間や車両、先ほど来からありましたように、この土地を拡幅しておく。その分は安心・安全、住民の生命に関しましたら、どうしても必要不可欠だとは思っているんですけども、中間処理の施設の話があったんですけど、これは私としては、住民ホールの撤去の、この予算という考え方にしないと、どうしても必要だという部分もあるんですけど、中間処理施設においては、もし、そういうことになるのであれば、ちゃんと議会の議決を取られる、そういう段階を経られる部分があるかと思うんですね。その点だけ、ちょっと確認させていただきます。

また、先ほど来から資産価値の部分出ておりましたが、先般、9月19日でしたか、新聞に、基準値の評価額が出ていました。毎年出ている部分なんですけど、基準値が残念ながら桜井ではなくて、広瀬と高浜と江川でしたね。広瀬二丁目の19-10の基準では、平米14万3千円、高浜二丁目では11万9千円、江川一丁目では12万7千円と、こういった価格で、昨年度と比べますと0.7%、上がっております。こういう上昇されている中で考えますと、今回、この土地活用されて、一筆にされていくということになりますと、現在、この単価、資料でも出していただいておりますけども、これより下がるということは今後はないというように、ちょっと考えるんですが、その点、どういうふうに分析されているか、お伺いします。

それと、一応、先ほど来同志の議員も訊いてましたが、第三小学校の通学路であります。この不動産運営委員会の要点録ですね。まず、26年3月18日の分におきましては、やはり歩道の拡幅の延長を現在のところは予定されていないという部分であります。取得されていくうえにおいて、今後ですよ、今後、その点において検討されるということがあり得るのかどうか。ちょっと、その点しっかりと私どももお聞かせいただかないと、やはり安心・安全のためには取得するうえの中で、歩道の拡幅ですね。こういったことも想定していただきたいと、その検討をされる予定があるのかどうか。その点も確認さ



せていただきます。

それと、すみません、最後1点になりますが、この不動産運営委員会の要点録と、突然、この土地の購入が出てきたということもありましたが、追加資料を出していただいています。平成14年から土地購入される予定であったという部分のお答えで聞きますと、決裁は前町長の際ですね。だから、政治的には、基本的には前町長の時代にやったものであって、新しくなられた、4年の町長で終わられた後の方がされている。この方針は受け継がれたというふうに考えるのか。それは全くなく、新しく今回、現町長として不動産運営委員会を開催されたというか、その点の確認もさせていただきます。

**教育こども部長** まず、第一中学校の減築についてでございます。

13棟部分の4階、美術室を減築するということになります。当然、工事期間中は減築ということになりますので、13棟そのものが使えなくなるということで、今回、仮設の設計費用を計上させていただいております。今後、学校のほうと協議をして、仮設校舎の中に普通教室とは別に、そういう美術室とか特別教室がどの程度必要かということにつきましては、今後協議を進める中で決定をしまいたいというふうに考えておりますので、現時点で美術室が仮設になるかどうかというのは未定でございます。

それから、法改正の委託料についてでございますが、総合教育会議につきましては、この会議自体、首長が会議を設けるということになってますので、町長部局のほうで、この会議を設けていただくということになります。そういった意味合いでは、なかなか詳細が示されてはおりませんが、情報入手できた部分につきましては町長部局のほうにも情報を流し、連携を取っているところでございます。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、桜井跨線橋剥落対策緊急工事についてのお尋ねでございます。

本件につきましては、管理責任は町にあるというふうに考えてございます。特段、協議はしてございませんが、管理責任は町にあるものと認識のうえ、本補正予算がご可決いただきましたら、早急に契約事務を進めてまいりたいというふうに考えておりますし、早急に対処してまいりたいというふうに考えてございます。あと、日常の管理ということにつきましては、今後、また強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたく存じ上げます。

以上でございます。

**総務部長** 数点、お尋ねなんですが、まず基準地価の件でございますが、ご指摘のとおり、若干、上がってるというふうな状況にはございます。ただ、それほど上がる率は高くはない、下げ止まったかなというふうな印象を得ております。また、1月1日現在の地価公示におきましては、25年から26年に向けては、島本町、全ポイント上がっておりますので、地価動向は今現在、底堅いのかなというふうな印象がございます。

それから、不動産運営委員会の件でございますが、平成14年のときと、この平成26

年、今回のときとの部分のことでございます。基本的には、公共ゾーンでございますので、町としては取得したいという基本的なスタンスはございます。ただ、いわゆるそういう時期とかという部分については、それぞれ、そういう時期、タイミングというのは変わってくるかなとは思いますが。

以上でございます。

**乾副町長** し尿の中間処理施設の関係で、それが本決まりになれば、必要な予算は議会の議決を得るのか、というお尋ねでしたでしょうか。ちょっと、確認させていただけますでしょうか。

（「反問権か」と呼ぶ者あり、

伊集院議員・自席から「何らかで議会に諮られるのか」と発言）

**平井議長** 暫時休憩いたします。

（午後5時44分～午後5時44分まで休憩）

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**乾副町長** 必要な予算は、当然、議会に提出しご審議を願う、こういうことになります。

以上でございます。

**平野議員** それでは、一般会計補正予算の質疑をさせていただきます。

1点目は、一中の耐震化に関してです。

昨年の6月の施政方針で、町長は一中の耐震化に関しましては減築、それから建て替え、もしくは移設・新築も視野に入れてということで、すぐに耐震化に着手するというのではなくて検討期間を設けられ、ようやくというんですか、1年以上を経て減築ということで決定したので、そのための予算が出されたということなんですけれどもね。

この間、1年以上の検討された中身ですね、この議案の提案にあたって、「第一中学校の耐震化方策に関わる比較検討」という資料が、初めて出ました。私たちは、この検討内容を初めて知ったわけなんですけれども、この内容を見せていただきますと、1年かける必要があったのか、この内容で。この内容でしたらね、十分、いろいろなところに、関係者、工事とか関係者に訊けば、新設だったら幾らかかるかとか、建て替えだった場合、減築だった場合——減築だった場合は、明らかに実施設計してるわけですからわかりますよね。だから、メリット・デメリットも含めて、そんなに1年間もかかることはないだろうと私は思ったんですけどね。他に理由があったのではないか、ということをお訊きしたいのです。本当に、これだけで1年かかったのですか。お尋ねします。

それから、住民ホールの解体工事のことです。

いよいよ、大きな公共施設を解体するということになるわけなんですけれども、解体費用も多額になっております。一つは、やはりアスベストが含まれている施設ですので、解体工事にあたりましては、資料も請求いたしましたように、石綿が飛散しないように、飛散防止のマニュアルに沿って行うということだというふうに思います。そのために、

島本町としては業者まかせとか、監理業者もしくは工事業者にまかせないで、具体的な町の役割としてはどういったことをするのかということをお示しいただきたいというふうに思っております。

それから、解体工事にあたってですけど、私は資料請求しました人4というところで、住民ホール周辺の「ヒメボタル生息地の状況がわかるもの」ということで請求しましたところ、人4ということで、島本町自然環境調査等業務の資料が提供されました。そこに、3というところで「指標種ヒメボタルの確認状況」とあり、ヒメボタルの確認調査を、5月・7月に実施したヒメボタルの調査は——黒塗りですけど、人の名前でしょうね、どなたかに——ご同行いただき、島本町のヒメボタル生息場所で調査を行った。調査の結果、5月に島本町役場周辺の市街地で合計140個体以上確認された、ということなんですけどね。この役場周辺というのは、住民ホールの裏手であるということについては、私も毎年調査しておりますのでわかるわけですけど、役場としては、自然環境保全という視点では、このヒメボタルが指標種となっているわけですから、工事にあたっては、どのような配慮をする必要があるのか。自然環境保全の担当課としてはどう考えているのかを、お聞かせ下さい。

それから、議論になっております桜井二丁目地内の土地購入について、ということですよ。執行部のほうの説明についてはね、一定、理解する内容もあります。間口を広くして大型車両などが通れるような形で、そのために、この用地を取得したいということですね。将来的には歩道の拡幅も行いたい、一体利用で活用したい、ということですかね。この3点ぐらいだと思うんですけども、工事のためだけだったら、先ほども皆さんから質疑あるように、購入しなくても借りるなり無償で貸していただくということも可能ではないかみたいなことをおっしゃってたんですけど、関西電力とは、例えば借りる場合の金額、賃借料というのは、年間というか、その工事期間中の費用は幾らになるかとか、そういった具体的なことは交渉されたのか、お尋ねになったのかどうかということをお聞かせいただきたい。一つの判断にさせていただきたいと思います。

それから、この金額が妥当かどうかということについては、鑑定の資料にあるので、それが金額の根拠になるものだと思いますけど、やはり3月の18日の不動産運営委員会要点録の資料というか、要点録を読ませていただくと、この事務局の説明の中に、この土地は路線価等から換算すると概算で約650万円程度と考えている、とおっしゃっているわけです。道路に面していない土地であることから、本町以外に売却することは困難であるため、できるだけ安価に購入したいと考えているということですけど、その「できるだけ安価に購入したい」というふうにおっしゃっているのは、約650万円から、もっと安くということだと思んですけど、想定されていた「安価」というのは、想定されていた金額というのはお幾らだったんですか。

もっとシビアに、こういうことは議論していただかないといけません。50万でも100

万でも差があると、やっぱり住民の税金を使うわけですから、シビアに検討してもらえないといけません。「できるだけ安価に」というのは、どういう金額を想定されていたのでしょうか、ということと、それから実際に鑑定価格が出ましたね、737万円という評価額が出ました。この想定された金額と、鑑定して出た評価額737万円の差ですね。これが一体、どれぐらいあるのかわかりませんよ、「安価」というのが幾らで想定されていたのかわかりませんから。差があるということについて、改めて不動産運営委員会でお諮りになるという必要性はなかったのでしょうか。ちょっとぐらい高くても買ったほうがいいという判断だったのでしょうか。お示し下さい。

それから、資産価値も上がるということで、いやいや将来的にはし尿中間処理施設が計画されているので、資産価値がそんなに上がるとは言えないという議論もありましたし、副町長のほうではどうなるかわからないということですが、やはり、この鑑定書の中にも書かれていますけれど、嫌悪施設については環境条件として、必ずそこには条件になるわけですね、価格に影響する条件になるわけですね、嫌悪施設というのは。ですから、明らかに資産価値が下がるというのは当然ではありませんか。そういった認識はあって当然だと思うんですけど、そうではありませんか。そこだけ、確認したいと思います。

それから、設計をされてるわけですね。住民ホールの工事の設計をされたときに、設計業者の方は、スロープは役に立たないということでしたけれど、さらに間口を広くするために、その土地を購入したほうがいいとなり、そんなことも示唆されたというんですか、そういったことはおっしゃったのですか。とにかく間口を広くしないと工事はできませんよ、とおっしゃったのですか。ちょっと、そのところがはっきりわからなかったので、お示しいただきたいというふうに思います。再度、確認します。

長くなりますので、その程度でお願いします。

**教育こども部長** まず、第一中学校の耐震化方策にかかる検討が1年もかかったのか、ということでございます。

確かに、この三つに絞って検討してきた中で、やはり移転ということで、以前、他の議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、町内の民有地の取得、あるいは用地交換というようなことも一定視野に入れながら話をしてまいりました。そういう協議も重ねながら、検討をしてきたわけですが、最終的には減築という形を選択することになったわけですが、それは先ほど来、他の議員にもご答弁申し上げておりますように一中の跡地利用、それを明確に計画として住民の皆様を示すまでには相当時間がかかるということで、それまで待てないということ。それから、費用的にも建物だけでも23億程度かかりますし、用地を購入するにしても相当費用がかかるという中で、最終的には減築耐震ということの決断をしたということで、そのプロセスの中には、移転のための用地に関わる協議という部分が、相当時間を要したというのは事実でございます。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、住民ホールの解体に伴いまして、ヒメボタルへの影響についてでございます。

過去の島本町自然環境調査等業務の中で、一定、生息地については確認ができておりますので、今回の工事によって、工事ヤード等々で生息地に対し影響があるのかどうかは、今後、検証する必要があるというふうには認識をしております。

以上でございます。

**総務・債権管理課長** 解体にあたりまして、アスベストの除去等についてでございます。

これまでも本町、また設計業者におきまして、大阪府、また茨木労働基準監督署のほうに、アスベストの処理について打ち合わせを行っております。その中で、正式な工事内容というのは具体的にはまだお伝えはしてないんですけれども、一定、設計業者の作った内容で、府また労基のほうからはOKをもらっているという状況でございます。内容につきましても、「大気汚染防止法」、また大阪府のほうの「生活環境の保全等に関する条例」に基づいて、一定クリアできているものというふうに認識いたしております。

また、本町の関わりについてなんですけども、先ほど申し上げました大阪府の「生活環境の保全等に関する条例」が本年6月に一部改正されておりました、これまで解体工事にあたりましては施工業者のほうが届出をしておりましたが、6月以降につきましては発注者のほうが行うということになっております。また、アスベストの解体にあたりましては、掲示につきましても行うことが義務づけられておりますので、一般の方につきましても、アスベストを伴う解体工事を行っているということを一定周知することができるというふうに考えております。

以上でございます。

**総務部長** 関電鉄塔用地の件でございますが、まず、用地について関電と借りの場合の交渉をしたか、ということでございますが、不動産運営委員会の最終的な決定のとおり、いわゆる購入を前提として交渉をしております。従いまして、借りるという前提ではございません。

それから、不動産運営委員会の議事録の中で、いわゆる「できるだけ安く」というフレーズとか、650万というふうな金額がございしますが、この650万というのは固定資産の評価額、そういったことから類推をしてるんだとは思いますが、これはあくまでも、いわゆるボリュームを計るということで、実際にはやはり、この650万で買うわけではなくて、ちゃんと鑑定を取って相手と交渉して、購入というふうな形になりますので、これはあくまでも目安というふうに、逆のパターンもあるかとは思いますが。

それから、「できるだけ安価に」というのは本町の希望でございまして、4月11日に参りましたときに、私もできるだけ安くというふうな形で申し上げましたが、やはり社内のいわゆる基準というのがございますので、その基準に満たない場合はお断りすると

いうふうに、その場で言われております。

それから、不動産運営委員会のほうに、いわゆる鑑定価格ですか、それを示す必要があるんじゃないかということですが、不動産運営委員会のところで価格を決めることではなくて、最終的には鑑定士が決めることですので、そういう組織ではございません。

それから、中間処理施設ができれば価値が下がるのではないかと、ということですが、その影響というのは、この敷地全体の影響にも及んでくるのかもわかりませんが、そういうことはまだ確定はしてませんので、お答えすることがなかなかできません。

以上でございます。

**平野議員** 後の質問から、再質問します。桜井二丁目の用地のことです。

今、部長のほうで、し尿中間処理施設が計画されているわけですが、仮に、そこにできるとなったら、その周辺の資産価値が下がるかどうかかわからないとおっしゃったような気がするんですけどね。鑑定の評価書の中に、その土地価格を決める条件の中に環境条件ということですね、書かれているわけですよ。近隣地域の地域的特性ということで、C環境条件、「(C) 危険・嫌悪施設、特になし」というふうに書かれているわけですね。その前提のもとでこの金額が出ているわけですから、仮に、将来的に施設建設されれば、当然、環境条件は変わるわけですからね。価格が下がるというふうに考えるのが通常のお考えではないか、ということをおっしゃっているの、その点の認識がありますか、ということだけなんです。先ほどから何か、そのあたりははっきりおっしゃらないので、はっきりおっしゃっていただきたいというふうに思っております。

それと、不動産運営委員会要点録の事務局の説明の650万ですね。もっと安価だというふうな、想定金額は具体的にはおっしゃらなかったんですけど、650万というのは、いわゆるその辺りというんですか、この近隣の地区の評価基準だということだったんですけど、実際に、その鑑定をして737万という数字が出たわけですから、私はこの委員会が、もちろん決めるかどうかというんじゃなくて、ここの不動産運営委員会で取得をするというふうに決めたわけですからね、改めて金額が違うんだとしたら、再度、ここで諮り直す必要があるのではないですか、ということをおっしゃっているんですよ。もしかしたら100万ぐらい違うかも知れませんよね、ここで言うておられることと。実際、650万だったら80万ほどですけど、80万か90万ほどなんですけどね。ですから、他の皆さんは、事務局以外の皆さんは、事務局の説明を聞いて、取得が必要だというふうに言うてはるわけですから、それ以上の、90万以上の、例えば100万ぐらい違うかも知れません、100万ぐらい高かったら、もしかしたら違う意見が出るかも知れないので、改めて諮る必要はないですか、ということをおっしゃっているんです。必要ないということだったら、必要なかったと言って下さい。

それと、工期というか工程表をお示しいただいてますね。人2・外8、外村さんの8

ですね。工程表というか、住民ホールの解体工事の工程表をお示しいただいておりますけれども、これは先ほどから申されている大型車両が入った場合、または間口が狭くて小型車両じゃないと無理やおっしゃっている場合とでは、この工程表は違うということですか。どの条件をもとに、この工程表が作られているのかということ。この土地を購入して間口を拡げて工事をしなければ、この工程表は、工程どおりには工事が進められないというふうにおっしゃっているのでしょうか。お聞かせいただきたいというふうに思います。

関電のほうとは、借地に関しては特にお尋ねにはなっていない、購入が前提だから、なっていないということですね。わかりました。

ヒメボタルに関しましては、検証するとおっしゃったのですか。どういうことですかね。工事するにあたっては、何か具体的に工事にかかる場合には、業者と、それから担当課と一緒に、環境課のほうがちかちかしていただくということになるのでしょうか。具体的な方策をお聞かせいただきたいというふうに思っています。自然環境保全というのも大きな町の仕事ですから、ぜひ、お願いしたいと思います。具体的な方策をお示しいただきたいと思います。

それから、一中の耐震化のことですけれど、ほんとに、ようやく耐震化に着手されるということで、私としては非常に喜んでいられるわけなんですけど、待ち望んだことだというふうに思っておりますけど。この1年間も時間を要したということについては、民有地を取得ということも協議をされて時間がかかったということですけどね。そういう重要なことは、やっぱり議会にもちゃんと報告してもらわないといけないですね、こういう非常に重要なことは。

第三小学校の、この前、5号補正で第三小学校を改築するかとかいう基本構想の委託料が出ましたね。一中にしても、減築するか建て替えるか、移転新築するかということについては、本来ならば、そうやって構想を作ってこそ検討されるべき大きな問題だというふうに私は思いますのでね。そうじゃなくて内部で、特にそういう委託もしないで内部だけで検討されているわけですから、民地を取得するということについては、当然、財政負担も発生するわけですからね、大きな財政負担が発生するわけですから、そんな協議もしてますよということぐらいはね、当然、この1年間の間に議会に説明する必要はなかったのでしょうか。

何となく、この間の1年間、一中に関しての町の行政の姿勢というのは、非常に議会に対しては説明責任を果たさない、不透明な形で進めているということは、何か、そういう感じを持っています。その点において、行政の姿勢としてはどうだったのですか、十分に説明責任を果たしながら、この検討を行ったと言えるのでしょうか。その点、よろしくお願いします。

それから、学校現場の特に先生方は、減築、それから現地での建て替え、それから移

転ということについては、どのようなお考え方を持っておられたのでしょうか。当然、現場でのヒアリングはされていると思いますので、どういうお考えを持っておられたのでしょうか、お聞かせ下さい。よろしく申し上げます。

**教育こども部長** 第一中学校の耐震化につきましては、施政方針でもお示しをしておりますように、建て替え・移転も視野に入れてということで進めてきておりますので、移転ということは用地が必要になってまいります。学校を立てるだけの町有地があるかといえば、それはございませんので、それはイコール民地になってこようかというふうにも思いますので、そういった点で、移転については民地でのお話をしてきたということですが、相手もあることで、実際にもう移転をするという方向性を決めたとであれば、正式にご説明も必要かというふうにも思いますが、一つの案ということで検討を進めている中で、相手もあることでございますし、相手方も名前は表に出して欲しくないという意向もございましたので、こういう形で進めさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思っております。

それと、学校現場の考え方でございますが、学校現場とすれば、町の財政のこともございますので、何らかの形で早期に耐震を進めて欲しいと、特に移転を望んでいるかとか、現地での建て替え、減築、どれを望んでいるというものではございません。早く方針を決めて、安全・安心な学校にして欲しいという強い希望がございました。そういった中で、3案について検討を進めてきたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

**都市創造部長** それでは1点目、工程表の件についてでございます。本資料として提供させていただいております工程表につきましては、大型掘削機を使用した場合の標準的な工程ということで、お示しをさせていただいている内容でございます。ご理解賜りたく存じ上げます。

それと、ヒメボタルの件でございますが、先ほどもご答弁させていただきましたが、業者が決まり次第、一定、施工計画等を策定する中で、工事ヤード等も決まってくるかと思っておりますので、その時点で、現地の確認等を行う必要はあるかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

**乾副町長** 先ほど平野議員のご質問、関議員の質問に関連したご質問だと思います。清掃工場、あるいはし尿処理場、これは法律で定めます一般廃棄物処理施設に該当いたします。こういう施設につきましては嫌悪施設、こういうふうに言われております。し尿の中間処理施設につきましては、し尿処理場とは異なりまして、希釈をして、一定処理して下水道へ放流するという簡易な施設でございますので、これが嫌悪施設に当たるのかどうか不明でございますので、その評価額にどのように影響するのか、わかりません、こういう趣旨で申し上げた次第でございます。



**総務部長** 不動産運営委員会のほうに、いわゆる鑑定価格を示してというふうなご指摘だったと思うんですが、不動産運営委員会の規定では、土地の活用、それから、今、遊休地であるものの、未利用で売却していいかどうかとか、そういった部分を検討して町長に報告することになっておりますので、価格をここで決定するとか、そういったことはございませんので、先ほど申し上げましたように、やはり国家資格を持った不動産鑑定士の価格にゆだねるという形に、町としてはそれが適正というふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** 鑑定価格のことはわかりました。嫌悪施設ではありません、ということですね……、わからない。

当該の、この桜井二丁目地内のこの土地のことですけれど、関西電力の所有地を購入して、町有地のほうと一体的利用をするというふうにしてもね、ここに電柱がありますよね。この電柱は、今後、必要だからここは電柱があるわけですから、購入した場合は、あくまでも購入した場合は、どのような形に取り扱いをされるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、工期は大型車両を使用した場合の工期だということでしたね。先ほどから、大型車両を使えば工期が短くなる、保安員を雇用する期間も短くなって、たぶん工事費用も軽減されるということだったと思うんですけれど、これは大型車両を使った場合の工期ですから、使わなかったら、もっと、そしたら延びると。また、工事費用も増えるということですか。ちょっと、そこの辺ははっきりお願いしたいというふうに思っています。

それから、4月に関西電力のほうに、この購入意向をお伝えにいかれたということですが、書面で出されたというふうにお聞きして思うんですけど、書面の内容はどのようなものだったのでしょうか。特に予算計上もされていないのに、町の意味をはっきりさせるというのはどうだったのでしょうかというか、買いますよという予算計上を議会でもしていないわけですから、そのことがまだ決まっていない段階で、もう買いますということを書面でですよ、書面というのは重いからね、いろいろとパスポートの事務のときもそうでしたけど、書面で出されるということについては、決まってもいないもの、議会審議していないものをお示しされたのでしょうか。どんな内容だったのでしょうか、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、一中のことについてですけれど、移転をする場合ということを考えたら、当然、その用地確保というのは重要なことは理解しているつもりですけれども、相手方があるからオープンにはできないということですがね。しかし、そのあたりのことは、どなたがとか、どこの土地がとか、そういうことではないと思いますけれど、それはいろいろ公共施設を適正に配置しようという計画を作ろうというときに、町内は非常に狭いんですよね、市街地なり、空いている土地——空いている土地と言うたらおかし

いですが、もちろん民有地だとしても、それだけの規模のところを利用できる場所というのは、そんなに多くはないわけですから、やはり、そういうのは、どなたの土地ということは明らかにしなくても、どの辺りのところでそのことを考えているかというのは、全体の構想、例えば一中だったり二中だったり、他の小学校との関係とか、子ども達の地区においての数とかあるわけでしょう、将来的な児童数とか。そういうことを全般に考えて、例えば新しく建てるんやったら、どこに建てるのかということを経営的に考えないといけないわけですよ。何となく場当たりに、売って下さるところがありそうだから、そこへ行きます、ということではないと思うんですね。

ですから、一体、どこの地区を想定して協議をなさったのか。その点ぐらひは、やはりはっきりと言っていたかかないといけないのではないですか。もう減築にすると決めたから、そんなことは言わなくていいということでしたら、それは非常に議会に対しての説明不足だというふうに思っております。よろしく申し上げます。

**教育子ども部長** 一中の減築に関わってのご質問でございますが、議員もおっしゃいましたように、町内でそれだけまとまった土地というのは、地域を言えば、どこかというのは明らかになってしまいますので、それについては言えません。ただ、先ほどご説明をしておりましたように、やはり小さな町域でございますので、どの地域にできても、あまりにも近すぎる、第二中学校と近いとかいうことであればまた別ですけれども、ある程度の距離であれば、移転というのは、どの地域であっても、町内であれば可能といえますか、学校として運営をしていただけますし、小学校との連携も図っていただけるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

**都市創造部長** 住民ホール等の解体撤去工事の工程表についてのお尋ねでございますが、資料でお示しをさせていただいております工程につきましては、大型重機を使った際の標準的な工期ということでお示しをさせていただいております、それぞれ工程等をお示しする中で、約11ヵ月ほど、工程的には必要ということをお示しさせていただいております。発注段階では、発注者のほうで工期を設定させていただくわけでございますけれども、一定、この標準的な、約1年程度かかるということ踏まえて、今後、工期についても設定をさせていただくことになろうかというふうには考えてございます。

その中で、小型車を使えば、やはり工程的には影響が出てくるものというふうには認識をしておりますし、一定、価格についても増額の内容の要素としては考えられますが、増額するかしないかは、今後、協議が必要になるという部分もありますし、現段階で増額ということについてはお答えができない状況ではございますけれども、一定、増額の要素であるというふうには認識をしております。

以上でございます。

**総務・債権管理課長** 桜井二丁目地内の電柱についてのご質問でございます。

当該地にございます電柱につきましては、現在、町有地に設置されておるものでござい  
ますが、今回、ご可決いただけた場合につきましては、やはり活用上、邪魔になって  
くるということは認識いたしております。その中で一定、関西電力さんのほうに確認は  
させていただいておるんですけれども、現地確認をした後、移転するのか、あるいは撤  
去できるのかという部分、現場の確認が必要やということで聞いておりますので、今回、  
可決されましたら正式に関西電力さんに対しまして申し込みをさせていただきまして、  
その電柱の設置場所等、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**総務部長** 今回の鉄塔跡地に対して、関電さんのほうに4月11日にお話をさせていただき  
ました。そのときに文書は持っていきました。その内容は、鉄塔用地について、本町の  
土地に隣接しておりますことから、町有地として一体的に利用したいため希望します、  
というふうな文書でございます。あくまでも、これは事務折衝的に行っております。向  
こうの方も事務折衝のつもりでおられますので、もちろん、この日程を決めるときにア  
ポイントメントを取っております、一定、お話をさせていただきたいという形でのや  
りとりでございます。

予算が通っていないのに、ということでございますが、予算は、交渉で相手が了解し  
て、金額の妥結がある程度できた段階でない数字として表せませんので、あくまでも  
関電さんと接触してたのは事前の交渉ということで、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

**河野議員** 桜井地域の用地購入について、まずお尋ねして、その後、一中の耐震化につい  
て、お尋ねさせていただきたいと思います。その後、プールの撤去に関して、させてい  
ただきます。

いろいろな見方があると思いますけれども、今までの質疑を聞いておまして、この  
用地取得によって、後年度、資産価値が上がるということについては、なかなかそう楽  
観できないのではないかという思いを持ちました。それはもう、答弁は結構です。

間口を広げて、10 t トレーラーですか、解体したものの撤去・搬入路を必要とするも  
のについては図面がないということですね。ただ、先ほど私、2問目のときに無償貸与  
のことばかりを強調しましたけども、順序からしたときに、まず先方が、すこぶる安  
い値段で譲ってくれそうにないという意向がわかった段階で、無償貸与、あるいは有償  
貸与の場合どうなるかというような、そういった幅のある協議というのは可能ではあ  
ったのではないかと思います、それは後々に私たち議員に示す場合にも、そういった、  
あらゆる角度で協議・交渉した、可能性を考えたということは有効であったと思われま  
すが、そういった交渉は、されるおつもりはないのか。今後もないのか、ということ  
ですね。用地購入費であがってますので、ないということなんでしょうが、そういう交渉  
を、やはり順序を踏んでとか、あるいはいろんな角度で、できるだけ公金支出を抑える

ということをするべきではなかったでしょうかということを、参考までにお尋ねいたします。

あと、もう1点は、この用地を取得することによっての先行投資というか、そういうことは、この場ではあまり質疑はしにくいんですけども、今後、通学路の歩道の拡幅は、これは都市計画審議会からも付帯意見などで出てますし、「地区計画条例」などでも、相当、議員のほうから求めがありますので、これは圧倒的に求められているものであり、歩道の拡幅においては、この用地取得は有効策になるというふうには理解しておりますが、間違いはありませんか。

一方ではね、し尿中間処理施設はまだ協議交渉中で、反対意見はないと聞いております、今の段階では。あらゆる公式の場所では、そう聞いております。しかし、まだ桜井の地域住民の皆さんのしっかりと合意を得られたという段階であるという報告も聞いておりませんので、こういった用地を取得するということは、し尿中間処理施設への開発といえますかね、そういう方向をやっぱり想起されて、今後の合意形成を難しくさせるのではないかと。私自身は町内建設をと思っている立場ですので、非常にそこは危惧をいたしますが、そういったことは懸念はないのか、ということですね。やはり地域の方は、し尿中間処理施設建てるんやな、みたいな感じになると思うんですね。そこは、広報でもそのように書いておられますので、いよいよか、というふうになってしまうものかどうかと思いますので、その点は全く心配はないのかという意味で、答弁を求めます。

それから、第一中学校の耐震化についても、前の一般質問で相当訊いたつもりではいりましたが、小中一貫校の施設一体型の協議に時間を要したわけではないというような答弁を、先ほど教育長から聞いたように記憶しております。

それでは、そもそも、ここまでに至った経緯の説明としては、移設を視野に入れるという施政方針にあげられるまでに至った、移設をしたほうがいいのかというのは、この本会議場ではそういう質疑や議論、ありませんでしたが、建て替えたほうがいいのかという議論は十分に記憶しております。しかし、移設したほうがいいのかという議論は一切議会でなかったのに、民間を相手に用地買収の交渉まで出向かれたという事実については、何が、そういう要望はどこから出たのか、どういったところから要望があったのか。後日、またそういったことは資料請求しなければいけませんけども、その点はやはり、この結論に至った経緯としては、はっきりとお答えいただきたいと思います。施政方針にまであげられたわけですからね、出所がわからないのに施政方針にあがるというような、まして民有地の買収しかないというようなことがある中で、やっぱり、それは軽々しく口にすることはなかったと思うんですけど、それを規定した要望はどのように出されて、いつ頃出されたのか。その点については、やはり検証のためにお答えいただきたいと思います。

しかしながら、それはそれで一定調査もされたことですから、今後の島本町の未来を

描くためには、水無瀬駅前のまちづくりをどうするかということも含めて、第一中学校の存在、校区の問題ということについては、責任のある場所で、しっかりと議論をするということは否定するものではありません。そういう意味では、やはり水無瀬駅周辺のまちづくり、タクシー車庫跡地の買収も含めて、じっくりとこの際、しっかりと見えるところで議論をするということにしなければ、移設論は一体何だったのかと、やはり疑義を抱きます。その点は、そういった方向に議論は活かしていただき、要望の出所については明らかにして下さい。でなければ、要望が出ていないのに移設論を出したということは、やはり今後の大問題になりますから、説明を求めます。

あと、町立プールの撤去のことですけれども、日本共産党や他の会派の方も資料要求されています。工期の段取りについて、一覧表をいただきました。これはあくまで、今現施設を解体されて、更地にして、貸主側に返還されるということになってはいますが、開発行為ではないのですが、やはり水無瀬離宮周辺ということ言えば、遺跡の関係、歴史的な史跡の関係での調査などの、そういったものは、この撤去工事スケジュールには全く含まれないのかということですね。それは、次の開発によるものなのか。その点について、ちょっと参考までにお示し下さい。

また、プール撤去工事については一定、やはり近隣住民に対して、いよいよ解体工事をするけれども、その後にプールを建設する予定は当面ないんだということも含めて、きっちりとした説明が必要だと思います。答弁を求めます。

**教育こども部長** それでは、第一中学校の移設についてでございます。

移設に関しましては、平成25年度の施政方針の中でも、建て替え・移設も視野に入れた再検討が必要になったということは申しております。具体的には26年度に、検討を進めているというふうになっておるわけですが、現地で建て替えるにしても、建て替えてしまいますと、当然、60年以上の耐用年数がございまして、そこで町の一等地といいますか、そこで続けるのかということと、移設をすれば、将来的に、その移設をした先で60年使えますし、あるいは将来的には統廃合、小・中一貫ということも当然考えられるわけですから、検討しないということ自体がおかしいのではないか、というふうに考えます。

そういったことで、「移設も含めて」ということでの検討の一つの中で、先ほど来、他の議員にもご答弁申し上げましたように検討を進めてきたということでございますので、どこかから要望があったからとかいうことではないということ、ご理解いただきたいと思っております。

それから、プールの撤去に関しまして、当然、水無瀬神宮に隣接するところで、包蔵地内には入っておりますので、遺跡としては出てくる可能性はございますが、今回の撤去工事につきましては、特に、新たに物を建てるかという計画は現時点ではございませんので、遺跡に関しては、特に調査をするということは考えてはおりませんが、撤

去にあたりまして、当然、先ほど他の議員からもご質問ありましたように、大きな木の株を撤去したりしますので、その際には何か出てこないかという懸念もございますので、担当者には立ち会いをさせて、遺物が出てこないかどうかというところについては確認をしていきたいというふうに思っております。今後、開発される時点になれば、それらも参考にして、当然、事前に発掘調査をするということになります。

以上でございます。

**総務部長** それでは、関電の鉄塔跡地の件でございます。

まず、無償・有償というふうな、いわゆる借りることの検討がなされてたのかどうかということのご確認でございますが、不動産運営委員会の中では、特に借りるということではなくて、買うことが前提でございます。その理由は、やはりただ単なる平面のところだけではなくて、フェンスで囲まれているという構築物があるという部分で、そういった部分の撤去も必要であろうと。また将来的に歩道の拡幅ということも、不動産運営委員会の中で明記しておりますとおり、購入を考えて、関電さんのほうに交渉をさせていただいたということでございます。

それから、歩道の拡幅が有効であるかというのは、ちょうど、あの辺りというのはコーナーが曲がっております、カーブミラーがあるぐらいですから、見通しは非常悪いところでございます。ですから、歩道の拡幅というのは有効であるというふうに認識しております。

それから、し尿中間処理施設の設置とか、その辺の部分での合意形成に影響というふうなご質問でございましたが、今回の用地取得につきましては、何度も申し上げますように不動産運営委員会の取得理由のとおりでございますので、その影響があるかどうかというのは、ちょっと、お答えさせていただくことはできません。

以上でございます。

**清水議員** それでは、桜井二丁目の土地購入の件で、それに絡んで住民ホールの解体の件について、ちょっと伺いたいんですが、今、考えられている標準的な解体の機械の大きさ、大型とは言われてたんですが、どれぐらいの機械なのかということと、解体するとき搬出するダンプトラックの大きさ、トレーラーの大きさ、どのようなものを考えているのかということと、その標準的な考え方で、今、土地を購入しなくても進入路が確保できるというのを、どこかでチェックしているのでしょうか。それが1点。

あと、小型機という話があったんですが、標準的な小型機の解体機で、あの40メートルほどの高さの建物を解体できるのかというのが、私はちょっと疑問なんで、お答え下さい。

あと、現況土地を購入しない場合、あそこの通学路については百山の児童が数十名、毎日通学してるところなんですが、特に百山地区への通学路で一番狭いのが、ふれあいセンターの前から、その信号までなんで、特に人数で歩くと車道にまで出るような形

になっていると思うんですよ。その辺、解体のときの設計段階では何か考えられているのか。あと追加して言うと、今、小野薬品が工事にかかり、こちらの役場に向けても工事の入り口を2カ所、ゲートを造っているんで、工事車両が解体時にも出入りすると思うんです。それと、その今、仮置き場、たぶんJRさんの仮置き場だと思うんですが、あそこについても普段4t、たまに10t車が入り出すんで、その工事の出入り口がすぐ近辺にできるということで、その辺は何か、考えられているんですか。

**都市整備課長** 住民ホール解体工事に伴う重機の大きさのお尋ねでございますが、基本的には、今、考えておりますのが、発生材を搬出するダンプにつきましては10tダンプで計画を予定いたしております。それから破砕機ですね、コンクリート解体時の重機でございますが、現時点で考えておりますのが、コンクリート破砕機の、バックホーとかの重機の先端、それを圧砕機に替えまして、その大きさを言いますと0.6立米級ぐらいの重機になろうかということで、今現時点では予定いたしております。

それから、2点目にお尋ねの、小型の重機で住民ホールは解体できるのかどうか。この辺につきましても、ご指摘のとおり、住民ホールにつきましては高さがございますので、今、ご説明させていただきました重機の、最低でも重機の大きさをないと、解体工事については困難であるのではないのかなということで考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは通学路の件と、関連する他の工事との安全対策について、あわせてご答弁させていただきたいと思っております。

議員のご指摘の内容については、非常に重要な要素というふうには認識をしておりますが、現段階でお答え、調整が必要というふうには認識しております。今後、業者が決まり次第、今、言われている内容等については施工計画の中でも十分反映をしていただくことも必要だというふうに認識をしておりますし、それぞれの業者間での調整等も今後必要になってくると思っておりますので、その中で、通学路等の安全対策も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**清水議員** 先ほどの質問の中で、トレーラーの大きさとかが出てなかったのと、あと、今の重機で土地を購入しなくても進入できるとかいうの検討したか、ということは訊いたつもりなんです。ただ、今、標準的な0.6立米のバックホーと言っていたんで、20t級のバックホーやと思うんですが、トレーラーについては、たぶんアタッチメントを含めて30tか35tぐらいの本体になると思うんでね。たぶん、今、現況の道路線形を見て、関電のこのフェンスが引っかかるんであれば、入らんことはないかなと。ただS字で、クネクネ曲がって入らなあかんような気はするんですけどね。

ここの道路上でそういうことをすると、他の工事もあるんで、他の車両の停滞なり事故なりが起りかねないかなと、できる限りはスムーズに場内に入ってもらおうというの

がええことかなとは思っているんですけど。行政側で、実際には仮設の道路は考えてないというんですけど、軌跡図とか、そういうのは一切、チェックはしてないんですか。

**都市整備課長** ただいまの重機に伴うお尋ねでございます。

確かに、近辺では工事等も行っておる状況もございますので、当該工事につきましてトレーラー、ご指摘のとおり 20 t から 30 t ぐらいのトレーラーになることとなります。そのことから、やはり仮設のスロープ、搬入路の設置の際には、先ほどから出てます関西電力の用地を一部使用した、スムーズな工事の進め方、搬入の仕方というのが必要となってくるというふうに、本町といたしましては考えております。

以上でございます。

**清水議員** わかりました。軌跡図というか仮設の進入路ぐらいは考えられると思うんで、今後はその辺も踏まえて考えて欲しいというのが一つと、あと、今言うたように3カ所で出入り口ができ、ガードマンがあっちで止め、こっちで止めというようなことが出てくると想定されると思うんで、できれば関電の用地を買い取って、歩道を拓けてもらうとか。乾副町長も言われてましたが、できれば、そこからこっちの信号側についても役所の用地なんで、少しでも拓けてもらうように考え方はないでしょうか。

**都市整備課長** ただいまのお尋ねでございます。ご指摘のとおり、基本的には軌跡図等、やはり請負業者が決まった以降、施工計画の中で、きっちり確認するといった方法。それから関西電力の用地を使用した、そういった歩道の整備、通学路ということもございますので、その辺、あと仮設の搬入路ともあわせてまして、きっちりした形で、近辺の工事に支障がないように、円滑に、スムーズに搬入して工事を進めていけるよう、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後 6 時 43 分～午後 6 時 54 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

**村上議員** 今までの質問の中で、同僚のほうから歩道部の拡幅について、私のほうからもちょっとお伺いしましたんですけども、その点について、今のところ部分的に用地買収と言いますか、購入部分も含めての話の中で検討するというようなことの答弁もあったかと思うんですが、さらに、その延長先で、今の信号のところですね。信号のところまで拡幅していただけるのかどうか。その辺の……。

**平井議長** あんまり、そっちのほうに行ったら。

**村上議員** ことを、町長、どのようにお考えか、ちょっと、回答できたら、していただきたいと思えます。

**川口町長** ふれあいセンターから信号のあるところまで、ちょうど緩やかなS字になって



おりまして、大変見通しが悪いというのは十分承知しております。それと、第三小学校の生徒さんの通学路になっているということも十分承知しているつもりでございます。

今回、町営住宅跡地を売却することによって、一部が拡幅をする予定にしておりますが、今回、関西電力の鉄塔跡地を購入する部分。その間、民有地でございますので、所有者がどのような意思をお持ちなのかわかりませんが、希望としては……、庁舎の部分につきましては私どものほうの判断で行えますので、スッと、ふれあいセンターから信号のあるところまでの歩道については、最終的には拡幅をする方向で事務を進めてまいりたいと思っております。

先ほど申しましたように、一部私有地がございますので、そのあたりの交渉で、相手さんがどういったご意向をお持ちなのかわかりませんが、将来的には歩道を拡幅するように、そのように進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**戸田議員** 桜井二丁目地内の土地購入費についてです。

当該地の購入の妥当性、複数の町有地に隣接して挟まれていること、これを購入することによって、庁舎並びに住民ホールの跡地となる町有地、さらに道路に接している三角の土地が二つ、これらを一体的に利用できるということに関しては理解していますし、購入は極めて妥当性があると感じています。また、入り口の土地であること、これが住民ホールの解体の工事に必要不可欠であること、さらに、ここを購入することによって歩道の拡幅が実現することなど、購入に関しては概ね妥当な点が多いにも関わらず、なぜか、質疑がしっくりいかない。私の中でも引っかかる部分があるというのは、ここがし尿中間処理施設の候補地となっていることが、大きく影響していると思っております。

し尿の中間処理施設の候補地として成り立つためには、その条件のためには、素朴に考えても、この土地を購入する必要があると私には思えるのです。にも関わらず、そのことに全く言及されない。たくさんの議員が質問しても、決まったわけではないというふうに答弁をかわされる。そういったことが、さらにしっくり議論が、質疑が進まない要因になっていると感じています。

先ほどし尿中間処理施設、3月18日の不動産運営委員会の時点では全く考慮されていない、決まっていないとおっしゃいました。しかしながら、この同じ3月末には、3候補地の中から、この当該地に隣接する住民ホール跡地を候補地とするという報告書、成果品を手にしておられるわけです。この間、営業日にして、たった10日間。この時点で候補地が急遽選定された、そういうふうなことがあり得るわけがないと思い、私はし尿中間処理施設について問いました。本件と直接関係がないというような不規則発言、議長判断があって、ご答弁はいただけませんでした。そのことについて、今一度問います。

3月18日の時点では、し尿の中間処理施設ということは、全く視野にはなかったようなご答弁です。しかしながら、この10日間で決められた。これに疑義が、このことを踏

まえて、住民ホールの跡地にし尿処理を建てるか建てないか、という議論をするつもりはありません。条件として、候補地として成り立つ条件として、この土地を購入することはバキュームカーの搬入、つまりし尿を搬入するのに絶対条件として必要ではある、ということではありませんか。ご答弁を求めます。最後の質問になります。

**乾副町長** 絶対条件と、そのようには考えておりません。

**外村議員** だいぶ出尽くしましたけども、私がちょっと、資料請求しました件ですね。私、6件ほど、工事費の内訳のわかる資料、費用の内訳がわかる資料というふうに請求してはありますが、すべて黒塗りで、合計だけが——合計は初めからわかっているわけですから、内訳を訊きたいというんですけども、これが一向に書いていただけない。我々が素人だから、少なくとも判断するうえで最低限の要求だと思ってはありますが、それも示されなかったら、一体、何をもって、この金額が妥当かと、判断せえというのが無理だと思うんです。これがなぜ、この記入が、例えば東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線歩道補修だとか、桜井跨線橋ですか。すべて何か、資料請求があったから、エイヤッで適当に回答しとけみたいな資料で、私は非常に不満でございます。これ、内訳、なぜ記入できないのか。その理由、書いたら、どういう支障があるのか、説明いただきたい。1点。

そして、資料外5で請求しました耐震補強工事設計等業務865万6千円。これを見ますと、第一中学校エレベーター増築申請及び仮設校舎設計積算単価入れ替え業務というタイトルになってますが、一体、この見積書は何をどう示すのか、ちょっと説明いただきたい。特に「積算単価入れ替え業務」だとか、「特別経費」として土質調査費（スウェーデン方式）とか、何かいっぱい書いてはありますが、ちょっとわからないので、説明いただきたい。それと特記事項に、仮設校舎実施設計業務は別途設計業務であるだとか書いてはありますが、この見積書をどう判断したらいいのか、説明いただきたい。

3点目、桜井跨線橋の剥離補修工事ですか、これは電車を停めないかんとかいろいろあって、JR西日本の関係会社にしか発注ができないという説明がございました。そういうことは、一定、特命発注というのか随契になるのか知りませんが、なるわけですが、じゃ、その1社、特命工事になるということは、当然、その見積もりも相手の言い値ということになってしまうということですから、この値段が本当に妥当であるか、その判定するのは、例えば第三者から見て妥当であるかどうかというのは、その評価の歯止めというのは何かあるのか、あるとすれば、どういうことでやっているというのをお示ししていただきたい。

4点目、いっぱい議論になってます関電の用地を買うことについてですけども、私も、今、なぜ買わなきゃならないのかと。もちろん、私もあの地形から見て、買えるに越したことはないと思いますけども、その値段がどうしても気になります。評価額どおりで買うというのに対して、道路にも面してない、言ってみれば死に地みたいな土地を、この値段で買わなきゃならん。当然、何も、どんなことでも、欲しいと言って買いに行け

ば高くなるし、買って下さいと言われれば安く買えるということになりますので、今回、何が何でも欲しいというふうに言っていられしやるようですから、当然高くなると思うんで、私は今、どうしてもこれ、買わなきゃならないとは思っていません。そこで訊きます。これ、買わなきゃ、ほんとに住民ホールの解体工事はできないのか、ということ。できるのかできないのか、回答して下さい。買わないとできないんやったら、買わなきゃあない。どっちですか。買わないとできないのか、教えて下さい。

そしてもう一つ、いろいろ議論出ましたけども、関西電力さん、いっぱい、ほかにも土地持っていられしやるし、私どもも町有地いっぱいあるわけですから、これ、買わないで、先ほど工事期間中借りるという手もありましたし、別途、換地と言うんですか、どこか、等価交換みたいにするという手もあったと思うんですけども、そういうことを議論されたことはないのか、また、そういう考えは持たれなかったのか、お訊きたい。

そしてもう1点、平成の14年に、そういう買うという議論があったという話が出まして、先ほどいろいろな人が質問しましたけども、当時、その単価はどうだったのかという質問に対して、単価はなかった、鑑定もしていないし購入金額も示さなかったという回答ございました。そしたら、値段も示さないで買いに行くということはありませんし、ネゴシエーションすら成り立たない。ほんとに、どんな議論をしたのか。私は何か説得力が全くない。非常に違和感がありますが、ほんとにそういうことだったのですか、ということを確認します。

それともう一つ、この土地については平成5年までは鉄塔があったという説明があったようですから、できれば、その鉄塔がなくなった時点で買いたいというか、売ってくれという話をすれば、もっといい値段で買えたのじゃないかなと思うんです。そういうことはされなかったのか。

いずれにしても、今、買わなきゃならんというふうに、私はこの値段ならば買う必要ないと思いますので、改めてお答え下さい。

以上です。

**教育こども部長** まず、第一中学校の耐震に関わる今回の委託料の積算についてでございます。

今回の業務につきましては、まずエレベーター増築ということで、今後、中学校給食を想定して、現在、第二中学校でも耐震工事をやっておりますが、エレベーターを設置しております。それと同様に、第一中学校におきましても耐震・減築工事にあわせてエレベーターを設置するということでの業務が一つ。それから、仮設校舎を建てるための設計、それから地質調査等もございます。それと、もともと耐震補強工事の設計につきましては、平成24年度から25年度にかけて、第一中学校の減築耐震補強にかかる設計は終わっております。その設計の単価というのが、毎年、建築単価等も変わってまいりますので、その金額の入れ替えということで、単価入れ替え業務が入っているという

ことで、ご理解をいただきたいと思えます。

それと、中身を黒塗りで消しているという部分につきましては、これは一業者からの見積もりでございますので、他の業者に、その手の内といいますか、それがわかるということとか、まだ契約には至ってない段階でございますので、内訳については黒塗りをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線歩道補修工事、それから桜井跨線橋剥落対策緊急工事についてのお尋ねでございます。

工事費の内訳がわかるものについては、入札前ということですので、お示しができないという状況でございます。一応、総額ということで、お示しをさせていただいたところでございます。

また、桜井跨線橋につきましては、一応、見積もり等を参考に、今後、本町のほうで予定価格を設定させていただいて、工事のほうは発注をさせていただきたいなというふうに考えてございます。その中で、工事発注にあたりまして、今後またJR西日本吹田保線区と協議をする中で、JR関連業者等についてもご紹介いただく中で、本町の登録があるかどうかを確認する中で、業者選定は行う必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

**総務部長** 関電用地の部分の価格が高いのではないかと、今、なぜ、この時期にということでございますが、それは何回も答弁させていただいておりますように、3月18日の不動産運営委員会の決定に基づいて、相手と交渉をして、鑑定を取っての価格でございます。

それから、買わないとできないのか、ということでございますが、実際に間口を、今の現状という部分のスロープは全く使えません。進入路というのを造ることから始まるというふうに聞いております。その中でより安全に、バックで入ってくるようなんですが、より安全に進入するには必要だというふうに聞いております。

それから、等価交換は考えなかったのか、ということでございますが、特に、その不動産運営委員会の中では、そういう等価交換の議論というのはございませんでした。

それからあと14年のときのこと、不動産運営委員会のときの、今回、追加資料でお配りさせていただいた部分なんです、その買う意思の前に、他の方が、そこを購入希望があったということを知り及んでおります。そういったことから、購入という形で不動産運営委員会にかけたようでございますが、最終的に、そこで買う・買わないということの意思決定があつてはじめて、いわゆる金額的な部分が出てくるということでございますので、鑑定は、その以降に順番としてはなってしまうと。結果的には、鑑定までは至ってないということでございます。

それから、鉄塔が撤去されたのは平成5年でございますが、担当者の話によりますと、

過去、それは書類は何も残ってませんが、購入希望を——電話でというふうな話なんです——が——したところ、売る気はないというふうな、その当時は言われてたそうでございます。

以上でございます。

**外村議員** ご答弁、ありがとうございました。

関電の土地につきましては、買わないとできないことはないんでしょうけども、買ったほうがスムーズに工事ができるというご説明と理解しますけども、平成14年のときには、当初、全く関電さんのほうで売る意思がなかったということ当初答弁されてまして、今聞いたら、ほかに買うところがあったと。じゃ、2者競合で、うちが値段提示すれば買えたかもわからないということがあったと思うんですが、そのことについては、ちょっと疑義が生じますので、もう一度説明していただきたいというのが1点と、JR西日本の跨線橋の件ですね。これは当然、JR西日本の系列会社、何社あるのか知りませんが、その何社かで見積もり合わせを全部されるということなのでしょうか。その辺の発注の仕方ですね、再度、ぜひ安くして欲しいんで、お訊きします。

以上です。

**総務部長** 平成14年の不動産運営委員会の前段階の話でございますが、それは関電さんに、買いたいということをお示しさせていただいたところ、そういう話があるというふうなことは聞き及んだ、ということでございます。最終的に、平成14年の段階では、島本町のほうも意思を伝えたことはありましたが、結局は、聞き及んでいるのは、関電さんから断られたというふうなことは聞いております。

以上でございます。

**都市創造部長** 桜井跨線橋の見積もりの件についてのお尋ねでございます。

本町といたしましても、予定価格の設定ということで、一定標準的な単価、それから歩掛等がある中で、どうしても見積もりが必要である部分について、特に列車見張り員の単価については見積もり等が必要になってきますので、そういう点は見積もりを取る必要が出てくると考えております。あわせて、工事の内容を含めた形で見積もりは取らせていただきたいと思いますと考えておりますが、そういうのも参考にしながら、予定価格の設定をするということで考えております。

以上でございます……（外村議員・自席から「発注方法」と発言）……。すみません、発注方法については、一応、指名競争入札を基本に考えております。

以上でございます。

**野村議員** 1点だけ、ちょっと、お伺いさせて下さい。

基本的なものですけれども、桜井二丁目用地購入についてなんですけれども、今回、予算計上されておられます金額629万円ですね、鑑定士さんによって、この価格が出ましたんですけれども、今まで各議員さんからご質問あったように、こちらのほうから、要す

るに町のほうから購入希望という形のもので、この金額、鑑定出されておられますけれども、例えば相手さん、関電さんのほう、4月11日に社内の基準でというふうなご答弁ありましたけれども、先方さんのほうも同じような形で、もし鑑定されて、高い金額的なものが出た場合でも、ご購入される意思はあるのでしょうか。

と言いますのは、こちらのほうから、要するに不動産の場合は買いたいというと、やはり高く価格が設定されますし、また売りたいと言われると、世間一般、安く叩かれるのが通常でございます。だから、こちらのほうで、この基準価格で買いたいんだというご希望を出されたとしても、先方さんが受け入れていただけるのでしょうか。その可能性を、まず、お訊きしたいと思います。

と言いますのは、私自身は、やはり今回、この不動産の購入の場合のタイミング、縁があると思いますので、住民ホールの解体等々、将来的なものを考えるにあたって、ぜひとも購入していただきたいと思うので、そういう質問させていただきます。ご答弁、求めます。

**総務部長** 関電用地の取得についてのお尋ねでございますが、最終的に関電さんのほうは、社内基準に満たなければ駄目ですよ、というのは言われております。ただ、今回、鑑定を取った結果、その価格でお話をさせていただいたところ、OKとなったということでございますので、もし、それがいわゆる社内基準に満たなければ、やはり交渉を続けていたということにはなろうかとは思いますが、ですけども、島本町といたしましては、やはり不動産鑑定士の取った鑑定価格、それで買い求めるというのが適当というふうに考えております。

以上でございます。

**野村議員** 鑑定士さんに鑑定をご依頼されたと思うんですけども、例えば、この鑑定の価格ですが、この関電の鉄塔跡地、平米7万3,700円という形、それと前に島本町が売却した小野薬品さんの、その角地のところ7万3,300円、関電の鉄塔のほうは7万3,700円という形のもので、400円の差があります。この土地については、今の関電のほうの鉄塔跡地については、周りは道路に面していないという形のもの。そしてまた中の鉄塔の基礎を取る場合、約概算で100万円程度、今回は108万計上されておられますけれども、必要だという形のもので、前に言いましたように、小野薬品さんの、島本町が売った土地は、まだ道路に面しております。そして今度の関電の鉄塔跡地は道路に面してないところ。そこら辺のことを加味して、鑑定士さんにご依頼をされたのでしょうか。確認を求めます。

**総務部長** 何点かお尋ねなんですけど、まず、鑑定の737万円という部分につきましては、これは更地の評価でございまして、そこから、町でフェンスとか鉄塔の基礎の部分を撤去して下さい、というのが条件でございましたので、その部分は町が撤去するということになってますので、この鑑定価格から撤去費用を引いた部分が、土地の購入価格でござ

います。

それから、小野薬品さんのところの裏口の部分が7万3,300円という形でございますが、確かに道路に面してはありますが、あれは用地のみの評価になってまして、極めて形も悪いというふうな要素が入っております。ただ、本体の入札をいたしましたところが15万2千円でございますので、それとの比較感というのも当然必要かなというふうに考えております。

それと、鑑定は平成26年7月1日現在の部分の基準でございまして、その時点の売買実例とかを鑑定士は見ておるといふふうには聞いております。

以上でございます。

**野村議員** 売買事例というものは、やはり前に道路が接してある分を、たぶん鑑定士さん、されておられると思うんですけども、あくまでも前の道路の路線価から奥行きを計上して、いろいろと鑑定されておるんですけども、その今の場所、私の先ほどの質問は、鑑定士さん、道路には面してないところということ存じ上げての鑑定評価であろうか、ということをお伺いしたかったと思います。よろしくお願ひいたします。

**総務部長** 失礼いたしました。鑑定書の中で、いわゆる標準地といいますが、道路に面した整形地という数字が出ております。そこから、個別の要因として無道路地であるという形の減額要因が30%、減額されている。それと、あと地勢というふうに入っているんですが、後ろのほう若干斜面になっているということで5%落ちてるといふ形で、いわゆる通常の道路に面した整形地とは比較して劣るといふふうな、当然、鑑定評価になっております。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第69号議案 島本町一般会計補正予算(第6号)に対し、日本共産党町会議員団を代表して賛成の討論を行います。

一般会計補正予算(第4号)が否決をされ、前の第5号補正で可決成立したものを除き、さらに職員の超過勤務手当、史跡公園の整備を除いたものが、概ね提案をされております。超過勤務手当については、すでに発生しており、後日の支払いを要するものも含めて削除しているというふうに認識しており、早晩、議会開催と議決を要するという

ことも答弁によって認識をいたしております。

賛成すべきと思われる点について、申し上げます。

第一中学校耐震化にかかる予算です。一般質問でも議論し、前の決算不認定討論でも問題点は指摘しております。ようやく議論のたらい回しに終結をされ、次年度に国庫補助を受けられるギリギリの時期の選択を強いられた。その中では、この減築という判断が妥当であると判断するものです。

次に、桜井跨線橋、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線については、予算計上までの町の危機管理意識、あと予算積算内容とその過程には課題は山積しておりますが、緊急対応が必要というふうに考えております。

人件費の異動に伴う増減、さらに会派室設置にかかる予算については、様々な経緯を経て、議員全員の合意を得たものとして、執行部において、ようやく積算され、示されております。これによって、議員全員の執務及び会派室としての環境が整うものと思えます。通年議会や専門的知見の活用、大阪府や国への意見書や陳情など、議会としての権能のさらなる発揮の条件整備となると考え、奔走されて下さった議員への敬意も表すものです。

最後に、検討を加えるべき点としては、一般会計補正予算（第4号）のときにも申し上げましたが、法改正等対応例規整備支援業務、これに経常の予算では対応ができないということで新たに委託料を計上されておられますが、そもそも、根拠となる国の法改正を受けての問題であり、国庫負担がゼロということにおいては、小規模自治体においては相当な負担になるというふうに考えますので、今後、こういった点に関しては国への要望行動が必要と思われるので、よろしく願いいたします。

もう1点は、桜井二丁目地内土地購入費、あるいは鉄塔基礎等撤去にかかる費用についてです。相当な質疑が重ねられました。町の説明による「資産価値が上がる」という点については、意味をなさないものというふうに受けとめております。また、トレーラーや重機の工事車両の進入について、具体的な道路図面、また軌跡図というものについても他の議員から質疑がありましたが、本来、そういったものを示して、この用地購入が必要だというふうな説明を加えて、議論に付すべきであったと思われまます。

また、工事用に限定してということであれば、今すぐ購入ありきという理由は出ていないと、十分に答弁がされていないというふうに思っております。交渉のスタンスとしては、無償貸与・有償貸与、あるいは無償譲渡、様々な角度の質疑をいたしました。執行部の姿勢としてはあまりにも安易ということが露呈されたと思っておりますので、その点は、今後の教訓としていただきたいと思っております。

むしろ、この用地購入にあたっては、「地区計画条例」制定にかかって都市計画審議会、あるいはこの本会議で私たち会派も繰り返し求めました第三小学校の通学路の安全対策、環境整備、そういったことについての先行取得、そういったことを可能にする有



効策と言われるのであるほうが、むしろ納得のいく説明であったというふうに思われますので、その点について理解をし、賛成するものです。

しかしながら、その様々な角度については質疑で出尽くされておりますので、その点については同じことを繰り返されないように、厳しく申し入れまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第69号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第6号）に対し、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

第6号補正は、歳入歳出それぞれ1億1,385万1千円を増額、歳入歳出総額104億3,013万円となります。第4号補正の際であがっていた補正においては、当時と同様におき省略させていただきまして、3点のみを重点に申します。

まず、中学校費の耐震補強工事設計等業務の委託料であります。第一中学校において減築とされることは、抜本解決できるものではないと思っています。少子高齢化の児童・学生数、またJR西の開発や関電の跡地等々、本町においては、まちづくりにどうなっていくのか、変動は大変大きく、町が強力にリーダーシップを持たない限り、現時点での分析の見込みすら難しい。また民の財産、私産権の領域であることも難しいというのは、一定理解します。

ただ、減築との耐震化において、10年か15年か前後ほどの時間を獲得されるわけですから、今度は先送りされず、しっかりと他の公共施設の老朽化・耐震化も含め、財源投資が必要な施設の整備に負担の平準化ができるよう、今以上の公共施設の適正化の計画を示していただけるよう要望し、減築対象の一つとなる美術室の今後の対応、また他で活用しています教室等の調整にもご尽力されますようお願いいたします。

また、今回、大きく議論になりました桜井二丁目地内の土地購入におきましては、他の目的に活用するのではないかというような疑惑があるという部分も、事実あるのかと。こういった疑惑におきましては、別途の議案で我々としてはさせていただくとして、今回の予算としては、住民ホール解体に工事車両の中でも20tから30tのトレーラー、10メートルほどと聞き及びました。こういった中、子ども達、また住民の方々の安全・安心に、工事車両道路の確保として、また百山の子どもの通学路となっている、この当該地。今後の歩道の拡幅も視野に入れ検討いただくと、ご答弁いただきました。民有地もある点において町長のご答弁がありましたように、ご努力を強く要望します。

土地を購入し一筆とすることにおいて、道路に接触している点など4割はアップ、資産価値も出る、また後々歩道拡幅へと繋げられれば、ほんとの資産価値となるということと、住民の安全・安心のための間口を拓けるといふ必要と判断させていただきました。

そして最後に、尺代5号線開通用物品の借上げがありますが、尺代地区にとって、もし災害、震災が起きて、現在の橋1本がせき止められた場合、陸の孤島となることに、

我々も政権に特定財源の要望をしながら緊急道路を、この20年近く要望してまいりました。社会情勢は、道路は無駄遣い、ハード面は削減という状況から、震災・災害を経験することに特定財源の種類も増え、念願の尺代5号線が、今年開通となります。この結果に結びつけたのも、職員のご努力と、ともに賛同いただいていた議員の皆様の、実現に感無量であります。このご努力を大いに評価し、第6号補正を賛成とさせていただきます。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第69号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第6号）に関しまして、公明党を代表して賛成の討論をいたします。

今回の補正予算に関しましては、すべて賛成をいたしております。特に、桜井二丁目土地購入につきましては、中間処理施設の搬入道路ではないと理解をしております。公明党は、住民ホール跡地の処理施設には反対をいたしております。

また、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線歩道の補修工事、桜井跨線橋の緊急工事に関しましては、先ほども言いましたように、十分、気をつけてやっていただきたい。このような気持ちでいっぱいです。今後、このようなことのないよう、ぜひ、よろしく願いいたします。

また、第一中学校の耐震補強工事に関しましては、子ども達に対し無事故で、よろしく願いいたします。

最後になりますが、今回の補正予算に会派室の設置の予算を計上していただきました。議員全員合議でできたことを、最高の喜びと思っております。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** 島本町一般会計補正予算（第6号）に対して、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成の討論をいたします。

まずは、住民ホール解体事業ですが、2年ですね、本年度から来年度にわたって、1年間をかけて住民ホールの解体事業をされるということです。住民福祉の文化事業などの拠点施設として、非常に住民に寄与されたホールの解体です。いろんな思いがよぎりますけれども、いよいよ解体されるということになります。

質疑の中で、住民ホールの解体事業に関わっては、特にアスベストの飛散防止を十分に留意して工事を行っていただきたいということを強く指摘しておきます。また、住民ホールの裏手というか、裏の草地に生息しておりますヒメボタルについては、自然環境保全の観点で配慮しながら工事を行っていただくよう、そうした方策も検討していただくよう求めておきたいというふうに思っております。

また、住民ホール解体工事に関わりまして、桜井二丁目地内の関電用地を取得するということにつきましては、随分議論もあり、この補正予算、4時間半にわたって議論が

あって、大きく、その問題が議員の質疑に費やされたわけなんですけれども、そもそも、この用地を購入する必要性について、十分な執行部の説明が不足していたというふうに思っております。その点では、例えば無償貸与、それから有償貸与、賃借で借りる場合の費用、そういったことも検討する。そのうえで購入費用も鑑定価格を示すという必要もあったというふうに思います。

この用地がなければ工事ができないということではないと思いますし、どちらにしてもスロープは役に立たないということですので、仮設のスロープを造らなければなりませんし、この用地があれば大型車両のいろいろな工事搬入に利便性が高い、そのことによって工期も短くなり、工事費もそんなに増額をしなくて済むということだったと思いますけれども、そういった用地を購入しなければならない必要性について、十分な説明が不足していたのではないかとこのように思っております。

そもそも提案前に、議会に対しては全員協議会などで説明をするという機会をね、きちんと執行部からも今後は作っていただいて、丁寧な説明をしていただくということを、やはり要望しておきます。それをすることによって、随分議論が、かなり整理されたのではないかなというふうにも思っております。

また、この住民ホールの跡地に関しましては、し尿中間処理施設の候補地というふうにもなっておりますので、当然、この用地の購入というのが施設整備に関わってくるものであるということについては、議会の議員としては当然の認識だというふうに思っております。もちろん、そこに建設するかどうかということについては、まだまだ住民合意を得られていない段階で、決定するものではありませんが、想定としては、そのことは考えられることであるというふうに思いますし、報告書の中には、そのように、進入路の拡幅ということについては明確に示されているところです。

今後、この用地を購入することによって、歩道の拡幅により小学生の子ども達の通学路の安全が確保されるということについては、一定理解もし、必要なことだというふうに考えております。

さらに、第一中学校の耐震化工事にいよいよ着手されるということで、この1年間、庁内において、この耐震化方策をどうするかということで検討されておりました。減築耐震補強、現地建て替え、移転建て替え、それぞれ概算費用や、メリットや所要期間、その他の課題などもあげていただき、今回の議案提案にあたっては説明をしていただきました。本来ならば、もっと早くにこういった比較検討の資料をいただいて、議会でも議論できるという機会を持っていたら良かったというふうに思っております。減築での手法ということにつきましては、耐用年数なども考えますと、課題があるということとは否めません。

そういう意味でも、移転建て替えという方策も、本来は百年の計ということを考えれば、十分な資料提供もしていただき、議会全体、また住民の議論に付すという形で、検

討期間を十分取りながら議論する場も必要だったのではないかと私は思います。頭から移転を否定するものでもないということについては、申し添えておきます。

ただ、この一中の耐震化の方策については、非常に不透明な形で進められたということについては、厳しく指摘しておきたいというふうに思っております。

現場からは、早期な耐震化の工事を求められております。今後とも、クラブ活動などにも多少は影響があるということなので、現場の先生方、子ども達への説明、保護者への説明なども十分されながら、また周辺の住民の皆さんにも、工事期間中の騒音とか粉塵の飛散とか、そういったものについても影響があるかと思っておりますので、丁寧な説明をしながら工事を進めていただきたいということを申し上げまして、この補正予算に対しては、賛成したいというふうに思っております。

また、時間外超勤の手当ですね。今回も提案されておられません。私はやはり、これまで時間外超勤された職員の皆さんには、きちんと手当を支給していただくのは当然のこととありますし、もちろん、いろいろな理由で、この超過勤務が増えているということについては、職員さんの労働環境を悪化させてはならないというふうに思いますし、管理職のいわゆる業務のマネジメントということが、少し停滞していたのではないかとこのふうには思っております。いろいろな面で、人事当局も含めて、超過勤務のあり方については検討していただき、早期に提案していただくことを求めまして、賛成といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第69号議案 平成26年度一般会計補正予算（第6号）について、賛成の討論します。

熱心な議論があつて、非常に活発で良かったと思っております。冷静に考えれば、今回の補正予算には非常に重要なプールの撤去工事費、これはもう3月までに絶対返さなきゃいけないということもありますし、桜井跨線橋の剥落対策緊急工事、これもいつまでも放っておくわけにいかない。そういう意味では良かったと思っております。

ただ、見積もり内訳を請求したところ、あんまりよくわからない資料が出てきて、私はほんとに、この辺につきましては、競争入札があるから示せないというのであれば、また別の形で、我々にもう少し理解をしてもらうような方策を考えていただきたいと、強く要望します。今後について、ぜひ、それをよろしくお願いします。

あと、土地に関しては再三議論がありましたけども、今回、やはり住民ホールの解体と同時に、抱き合わせみたいなことで提案されたから紛糾したわけで、本来、土地の購入と住民ホール、全然別の話ですから、土地の購入とか売却に関しては、もっと計画的に、日頃からやっておけば、あの土地なんかはほんとに、言ってみれば道路に面してない土地ですから、関電さんが業績のいいときに買ってあげば、ほんとにただでも買ってたかもわからない。そういうことを思えば、ほんとに、何か必要に迫られて、売って下

さいといくから高くなるというふうに思えば、非常に私は今回のことは残念であります。しかし、工事をするにどうしても支障があるというのであれば致し方ないということで賛成しますけども、ほんとにそういうふうに、ぜひ、日頃から不動産の市況もありますから、お互いに、売るときも買うときも、タイミングを見てやっていただくようお願いしたいと思います。

あと工事発注につきましては、ほんとに私、いつも入札に対しては厳しいことを言っておりますけれども、やっぱり町の税金、非常に厳しい中で歳出するわけですから、発注についても、また競争の原理が働くような入札をしていただくように、よろしく願いします。

以上です。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**田中議員** 第69号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第6号）につきまして、賛成の討論を行います。

この補正予算の中には、多くの案件が含まれております。その中で、次に掲げる案件につきましては、問題があります。

一つは、関電の鉄塔跡地を購入しなければ住民ホールに大型掘削機が進入できない、という点です。これは検証が不十分で、議会に議案を提案するには拙速過ぎたと思われまます。二つ目は、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の今回の歩道補修の工事に対する金額の変更です。都市創造部の対応に問題があるのは明らかです。

しかしながら、他の案件につきましては緊急性の高いものが多く、この補正予算につきましては賛成討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第69号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第69号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、第3号意見書案 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書を議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

**野村議員**（登壇） それでは、第3号意見書案につきまして、朗読をもって提案説明に代

えさせていただきます。

(第3号意見書案 朗読)

以上、よろしくご可決いただきますようお願いいたします。

**平井議長** お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ご異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

第3号意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第3号意見書案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、9月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成26年島本町議会9月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、12月15日、午前10時から会議を開きます。

そこで閉会にあたりまして、私から一言、ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

9月3日から始まりました9月定例会議も、今日、最終日を迎えております。この間、9月8日に一般会計補正予算が否決という形になりまして、私が平成5年に議会に来て以来、記憶するところでは初めての日曜議会というふうな形を取らせていただきました。その日曜議会に際しましては、議員の皆さん、また執行部の皆さん、日曜日の議会対応にあたっていただいたすべての職員の皆さんに、改めて感謝とお礼を申し上げておきたいというふうに思います。

また執行部の皆さん方には、様々な、この議会で質疑等出されておるというふうに理解をしております。その質疑に対しては真摯に受けとめていただきまして、これからの執行部のあり方、また議会へ提案すべき議案等については、しっかりと精査して出させていただきますようお願いをしておきたいと思います。

また、12月まで、この秋には様々な行事も目白押しでございますし、各常任委員会の調査研修等も入っておられますので、議員の皆さん方には、今後、地域で住民福祉の維持向上にますますご尽力を賜りますよう、お願いいたします。

また、パスポートの件につきましては、高槻市の状況もございますけども、1月5日に向けて事務が進められているというふうには理解をいたしますが、その辺、スケジュールも含めて、わかり次第、速やかに、スムーズな行政の情報提供も含めて、よろしくお願いを申し上げ、私のご挨拶に代えたいというふうに思っております。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後7時55分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

- 第56号議案 島本町債権の管理に関する条例の制定について
- 第57号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第58号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第59号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第1号認定 平成25年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第2号認定 平成25年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第3号認定 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第4号認定 平成25年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第5号認定 平成25年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第6号認定 平成25年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第7号認定 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第8号認定 平成25年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第9号認定 平成25年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第10号認定 平成25年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第11号認定 平成25年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第12号認定 平成25年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第13号認定 平成25年度島本町水道事業会計決算
- 第69号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第6号）
- 第3号意見書案 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書



以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 9 月 30 日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（3 番）

署名議員（10 番）

平成26年島本町議会9月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第51号議案	平成26年度島本町一般会計補正予算（第3号）	9月3日 原案可決
一 般 質 問	1. 東大寺公園でのバーベキュー等の利用について 2. 職員の労務管理について	〃 関 議 員
	工事監理業務の第三者への発注方法を問う	〃 村 上 議 員
	1. 教育委員会制度について 2. 台風11号について	〃 佐 藤 議 員
	電力調達における入札実施（新電力への切り替え） の検討状況はどうなっているのか	〃 外 村 議 員
	1. 障がいのある人の青年期、就業者の地域生活と 自立支援の充実を 2. 子どもの安全を——機構改革の機能を最大限生 かし、第一中学校耐震化を急げ 3. し尿中間処理施設 町内建設と公有地活用のあ り方を問う	〃 河 野 議 員
	J R 島本駅西土地地区画整理事業の進捗状況を問う	〃 戸 田 議 員
	1. (株) ベネッセコーポレーションに委託している 島本町学習状況調査の中止を！ 2. 町立幼稚園のあり方等について 3. 共通番号制度について	9月4日 平 野 議 員
	1. 若山神社から尺代に至る若山台1号線の安全対 策と整備について 2. 尺代から水無瀬溪谷を經由して大沢に至る島本 町内のハイキング道の安全対策と整備について	〃 田 中 議 員
第5号報告	平成25年度島本町健全化判断比率及び資金不足比 率の報告について	〃 報告を承る
第6号報告	平成25年度島本町教育委員会の点検・評価に係る 結果報告について	〃 報告を承る
第52号議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつ いて	〃 原 案 同 意
第53号議案	工事請負契約の締結について	〃 原 案 可 決
第54号議案	平成25年度島本町水道事業剰余金の処分について	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 5 5 号 議 案	高槻市と島本町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について	9 月 5 日 原 案 可 決
第 6 0 号 議 案	島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例等の一部改正について	” 原 案 可 決
第 6 1 号 議 案	島本町年長者医療費の助成に関する条例等の一部改正について	” 原 案 可 決
第 6 2 号 議 案	平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）	9 月 8 日 原 案 否 決
第 6 3 号 議 案	平成 2 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	” 原 案 可 決
第 6 4 号 議 案	平成 2 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	” 原 案 可 決
第 6 5 号 議 案	平成 2 6 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	” 原 案 可 決
第 6 6 号 議 案	平成 2 6 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	” 原 案 可 決
第 6 7 号 議 案	平成 2 6 年度島本町水道事業会計補正予算（第 1 号）	” 原 案 可 決
第 6 8 号 議 案	平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）	9 月 1 4 日 原 案 可 決
第 5 6 号 議 案	島本町債権の管理に関する条例の制定について	9 月 3 0 日 原 案 可 決
第 5 7 号 議 案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	” 原 案 可 決
第 5 8 号 議 案	島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	” 原 案 可 決
第 5 9 号 議 案	島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	” 原 案 可 決
第 1 号 認 定	平成 2 5 年度島本町一般会計歳入歳出決算	” 不 認 定
第 2 号 認 定	平成 2 5 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 3 号 認 定	平成 2 5 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 4 号 認 定	平成 2 5 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	” 認 定

事 件 番 号	件 名	結 果
第 5 号 認 定	平成 2 5 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	9 月 3 0 日 認 定
第 6 号 認 定	平成 2 5 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 7 号 認 定	平成 2 5 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 8 号 認 定	平成 2 5 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 9 号 認 定	平成 2 5 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 1 0 号 認 定	平成 2 5 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 1 1 号 認 定	平成 2 5 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 1 2 号 認 定	平成 2 5 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 1 3 号 認 定	平成 2 5 年度島本町水道事業会計決算	” 認 定
第 6 9 号 議 案	平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）	” 原 案 可 決
第 3 号 意 見 書 案	軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書	” 原 案 可 決